

諸外国における金融制度の概要に関する調査

2023年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

はじめに

本編は、令和4年度の金融庁からの委託調査「諸外国における金融制度の概要に関する調査」の最終報告書である。本案件における調査項目及び対象法域については、金融庁との契約ならびに同庁との協議を踏まえて対象を選定し調査を実施した。

なお、本調査の実施にあたっては、公開情報を中心とした文献調査を基本としている。関連法令の解釈等については、極力当該法域の金融当局の公式資料等を確認しながら進めたが、最終的には当社の解釈・見解に基づく記述となっていることはご了解いただきたい。

2023年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

[米国] の金融制度	12
I. 金融監督機関	13
1. 金融監督体制	13
(1) 概要	13
(2) 法令	14
2. 金融監督機関の権限	16
(1) 米国特有の監督構造	16
(2) 銀行監督機関の権限	18
(3) 銀行持株会社監督機関の権限	26
(4) 貯蓄金融機関監督機関の権限	26
(5) 信用組合監督機関の権限	27
(6) 証券監督機関の権限	28
(7) 保険監督機関の権限	31
(8) 投資顧問業者の監督機関の権限	32
(9) 監督当局間の関係	34
3. 金融監督機関の概要	37
(1) 概要	37
(2) 通貨監督庁 (OCC)	37
(3) 連邦準備制度理事会 (FRB)	39
(4) 連邦預金保険公社 (FDIC)	43
(5) 信用組合監督庁 (NCUA)	47
(6) 証券取引委員会 (SEC)	49
(7) 商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission、CFTC)	53
(8) 州保険監督局	55
(9) 金融安定監督評議会 (Financial Stability Oversight Council、FSOC)	56
(10) 消費者金融保護局 (Bureau of Consumer Financial Protection、CFPB)	58
(11) 連邦保険局 (Federal Insurance Office、FIO)	61
II. 金融機関の種類と主な規制	64
1. 預金取扱金融機関	64
(1) 商業銀行	64
(2) 銀行持株会社等	67
(3) 貯蓄金融機関	70
(4) 信用組合	71
(5) デジタルバンク等に係る規制動向	72
2. 証券会社	74
(1) 業務範囲	74
(2) 免許等 (登録 : register)	74
(3) 要件	74
(4) 変更・取消	74
3. 投資運用業者・投資顧問会社	75
(1) 業務範囲	75
(2) 免許等	76
(3) 要件	77
(4) 変更・取消	78
4. 保険会社 (保険仲介業を含む)	78

(1)	業務範囲（例：ニューヨーク州）	78
(2)	免許等（例：ニューヨーク州）	83
(3)	要件	83
(4)	変更・取消	83
(5)	Insurtechに関する規制等	84
5.	総合取引所	85
(1)	業務範囲	85
(2)	免許等	87
(3)	要件	87
(4)	変更・取消	87
6.	資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	88
(1)	業務範囲	88
(2)	免許等	89
(3)	要件	90
(4)	変更・取消	91
(5)	その他法規制の動向	91
7.	貸金業者	95
(1)	業務範囲	95
(2)	免許等	96
(3)	要件	96
(4)	変更・取消	96
	[英国]の金融制度	97
I.	金融監督機関	99
1.	金融監督体制	99
(1)	概要	99
(2)	法令	101
(3)	イギリスのEU離脱に係る規制の見直し・動向	104
2.	金融監督機関の権限	108
(1)	銀行監督機関の権限	108
(2)	証券監督機関の権限	114
(3)	保険監督機関の権限	117
(4)	投資運用業者の監督機関の権限	119
(5)	投資助言業者の監督機関の権限	119
(6)	監督当局間の関係	119
3.	金融監督機関の概要	121
(1)	概要	121
(2)	金融安定政策委員会（FPC）	122
(3)	健全性規制機構（PRA）	124
(4)	金融行為規制機構（FCA）	129
II.	金融機関の種類と主な規制	134
1.	預金取扱金融機関	134
(1)	業務範囲	134
(2)	免許等	135
(3)	要件	135
(4)	変更・取消	137
(5)	デジタルバンク等に係る規制・動向	137
2.	投資会社	138
(1)	業務範囲	138
(2)	免許等	139
(3)	要件	140

(4)	変更・取消	141
3.	投資運用業者・投資助言業者	143
(1)	業務範囲	143
(2)	免許等	143
(3)	要件	144
(4)	変更・取消	144
(5)	ロボアドバイザー等に関する規制状況	144
4.	保険会社（保険仲介業を含む）	144
(1)	業務範囲	144
(2)	免許等	146
(3)	要件	147
(4)	変更・取消	148
(5)	Insurtechに関する規制	149
5.	総合取引所	149
(1)	業務範囲	149
(2)	免許等付与	151
(3)	要件	151
(4)	変更・取消	151
6.	資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	152
(1)	業務範囲	152
(2)	免許等	155
(3)	要件	156
(4)	変更・取消	160
(5)	暗号資産交換業者に対する規制に向けた取組	161
7.	貸金業者	164
(1)	業務範囲	164
(2)	免許等	165
(3)	要件	168
(4)	変更・取消	168
8.	主な政策金融機関	168
(1)	業務範囲	168
(2)	免許等	169
(3)	要件	169
(4)	変更・取消	169
	【ドイツ】の金融制度	170
I.	金融監督機関	171
1.	金融監督体制	171
(1)	概要	171
(2)	法令	172
2.	金融監督機関の権限	174
(1)	銀行監督機関の権限	174
(2)	証券監督機関の権限	178
(3)	保険監督機関の権限	179
(4)	投資運用業者の監督機関の権限	183
(5)	投資顧問業者の監督機関の権限	184
(6)	監督当局間の関係	185
3.	金融監督機関の概要	186
(1)	概要	186
(2)	連邦金融監督庁（BaFin）	186
(3)	ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）	191

(4) 金融安定化委員会 (Ausschuss für Finanzstabilität)	194
II. 金融機関の種類と主な規制	196
1. 預金取扱金融機関	196
(1) 業務範囲	196
(2) 免許等	197
(3) 要件	198
(4) 変更・取消	199
(5) デジタルバンク等に係る規制・動向	200
2. 証券会社	203
(1) 業務範囲	203
(2) 免許等	204
(3) 要件	204
(4) 変更・取消	206
3. 投資運用業者・投資顧問会社	207
(1) 投資運用業者	207
(2) 投資助言業者	210
4. 保険会社 (保険仲介業を含む)	211
(1) 業務範囲	211
(2) 免許等	211
(3) 要件	212
(4) 変更・取消	214
(5) 保険仲介業者に対する許認可等	214
5. 総合取引所	216
(1) 業務範囲	216
(2) 取引に関する法的規制	217
(3) 取引報告と対象者	217
(4) 法的定義	218
(5) その他 (デリバティブ取引の法的/実用的なプロモーション)	219
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	220
(1) 業務範囲	220
(2) 免許等	221
(3) 要件	222
(4) 変更・取消	223
(5) 暗号資産に対する規制動向	224
7. 貸金業者	229
(1) 業務範囲	229
(2) 免許等	229
(3) 変更・取消	229
(4) その他業務上の規制	229
8. 主な政策金融機関	230
(1) 概要	230
(2) 主な政策金融機関	231
[フランス]の金融制度	234
I. 金融監督機関	235
1. 金融監督体制	235
(1) 概要	235
(2) 法令	236
2. 金融監督機関の権限	238
(1) 信用機関監督機関の権限	238
(2) 証券監督機関の権限	242

(3) 保険監督機関の権限	245
(4) 監督当局間の関係	245
3. 金融監督機関の概要	247
(1) 概要	247
(2) 健全性監督破綻処理機構 (ACPR)	247
(3) 金融市場庁 (AMF)	252
(4) 金融安定化高等評議会 (HCSF)	256
II. 金融機関の種類と主な規制	258
1. 信用機関 (Les établissements de crédit)	258
(1) 業務範囲	258
(2) 免許等	261
(3) 要件	262
(4) 変更・取消	262
(5) デジタルバンク等に係る規制・動向	263
2. 投資企業 (Entreprises d'investissement)	264
(1) 業務範囲	265
(2) 免許等	266
(3) 要件	266
(4) 変更・取消	266
(5) ロボアドバイザー	267
(6) クラウドファンディングサービス事業者	267
3. 保険会社	268
(1) 業務範囲	268
(2) 免許等	269
(3) 要件	269
(4) 変更・取消	269
4. 保険仲介業者	269
(1) 業務範囲	269
(2) 免許等	269
(3) 要件	269
(4) 変更・取消	270
5. 総合取引所	271
(1) 総合取引所の概要	271
(2) フランスにおける監督上の措置	271
6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	272
(1) 資金移動業者に対する免許交付	272
(2) 前払式支払手段発行者に対する免許交付	273
(3) 暗号資産交換業者に関する規制	275
7. 貸金業者	278
(1) 業務範囲	278
(2) 免許等	278
(3) 要件	278
(4) 変更・取消	278
(5) 貸金業者に関する法規制	278
(6) 貸出業務に関する動向	279
8. 主な政策金融機関	280
(1) フランス預金供託金庫 (Caisse des dépôts et consignations)	280
(2) 政策金融機関を規制する主要な法令名 (ガイドラインを含む)	280
[EU] の金融制度	281
I. 金融監督機関	282

1.	金融監督体制	282
(1)	概要	282
(2)	法令	284
2.	金融監督機関の権限	287
(1)	銀行監督機関の権限	287
(2)	証券監督機関の権限	288
(3)	保険監督機関の権限	290
(4)	投資運用業者の監督機関の権限	290
(5)	投資顧問業者の監督機関の権限	290
(6)	監督当局間の関係	291
3.	金融監督機関の概要	293
(1)	概要	293
(2)	欧州システミック・リスク理事会 (ESRB)	293
(3)	欧州銀行監督機構 (EBA)	296
(4)	欧州証券市場監督機構 (ESMA)	301
(5)	欧州保険企業年金監督機構 (EIOPA)	305
II.	金融機関の種類と主な規制	309
1.	預金取扱金融機関	310
(1)	業務範囲	310
(2)	免許等	311
(3)	要件	311
(4)	変更・取消	312
(5)	デジタルバンク等に係る規制・動向	314
2.	証券会社	315
(1)	業務範囲	316
(2)	規制指令の改正動向	316
(3)	投資サービス会社に対する免許等の交付	317
3.	投資運用業者・投資顧問会社	320
(1)	投資運用会社・投資助言会社に対する免許交付等	321
4.	保険会社（保険仲介業を含む）	322
(1)	業務範囲	322
(2)	免許等交付	323
(3)	要件	324
(4)	変更・取消	324
(5)	単一免許制度	325
(6)	保険仲介業者に対する免許等の交付	327
5.	総合取引所	328
(1)	概要	328
(2)	関連法令	329
6.	資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	329
(1)	第2次電子マネー指令	329
(2)	第2次決済サービス指令	330
(3)	資金移動規則	330
(4)	暗号資産に関する規制等	331
7.	貸金業者	332
(1)	動向	332
(2)	貸金業者に対する規制	333
8.	主な政策金融機関	334
(1)	概要	334
(2)	主な事例	334

[シンガポール]の金融制度	336
I. 金融監督機関	337
1. 金融監督体制	337
(1) 概要	337
(2) 法令	338
2. 金融監督機関の権限	339
(1) 銀行監督機関の権限	339
(2) 証券監督機関の権限	340
(3) 保険監督機関の権限	345
(4) 資金管理会社の監督機関の権限	348
(5) 金融助言業者の監督機関の権限	348
(6) 監督当局間の関係	352
3. 金融監督機関の概要	352
(1) 概要	352
(2) シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore、MAS)	353
II. 金融機関の種類と主な規制	356
1. 預金取扱金融機関	356
(1) 業務範囲	356
(2) 免許等	358
(3) 要件	358
(4) 変更・取消	359
(5) デジタルバンク等に係る規制・動向	359
2. 証券会社	364
(1) 業務範囲	364
(2) 免許等	364
(3) 要件	365
(4) 変更・取消	366
3. 投資運用業者・投資顧問会社	367
(1) 業務範囲	367
(2) 免許等	369
(3) 要件	369
(4) 変更・取消	369
4. 投資助言業者	369
(1) 業務範囲	370
(2) 免許等	370
(3) 要件	370
(4) 変更・取消	372
(5) ロボアドバイザーに関する規制等	373
5. 保険会社 (保険ブローカーを含む)	374
(1) 業務範囲	374
(2) 免許等	375
(3) 要件	375
(4) 変更・取消	376
6. 総合取引所	378
(1) 業務範囲	378
(2) 免許等	379
(3) 要件	379
(4) 変更・取消	379
7. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	379
(1) 業務範囲	380

(2)	免許等	381
(3)	要件	382
(4)	変更・取消	383
(5)	その他近年の動向	384
8.	貸金業者	386
(1)	業務範囲	386
(2)	免許等	386
(3)	要件	386
(4)	変更・取消	386
(5)	その他業務上の規制	388
9.	主な政策金融機関	388
(1)	業務範囲	389
(2)	免許等	389
(3)	要件	389
(4)	変更・取消	389
	[香港]の金融制度	390
I.	金融監督機関	391
1.	金融監督体制	391
(1)	概要	391
(2)	法令	392
(3)	その他近年の動向	394
2.	金融監督機関の権限	395
(1)	銀行監督機関の権限	395
(2)	証券監督機関の権限	397
(3)	保険監督機関の権限	400
(4)	投資運用業者の監督機関の権限	402
(5)	投資助言業者の監督機関の権限	402
(6)	監督当局間の関係	403
3.	金融監督機関の概要	406
(1)	概要	406
(2)	香港金融管理局 (HKMA)	406
(3)	証券先物委員会 (SFC)	409
(4)	保険業監督局 (IA)	413
II.	金融機関の種類と主な規制	417
1.	預金取扱金融機関	417
(1)	業務範囲	417
(2)	免許等	417
(3)	要件	417
(4)	変更・取消	418
(5)	その他：異業種からの参入可否及び要件	420
2.	証券会社	421
(1)	業務範囲	422
(2)	免許等	422
(3)	要件	422
(4)	変更・取消	423
3.	投資運用業者・投資助言業者	424
(1)	業務範囲	424
(2)	投資運用業者・投資助言業者に対する免許付与等	425
(3)	ロボアドバイザーに関する規制等	426
4.	保険会社	426

(1)	保険会社	426
(2)	保険仲介業者	427
(3)	InsurTechに関する規制等	429
5.	総合取引所	430
(1)	業務範囲	430
(2)	認定	430
(3)	要件	431
(4)	変更・取消	431
6.	資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	431
(1)	資金移動業者	431
(2)	前払式支払手段発行者	432
(3)	暗号資産交換業者	434
7.	貸金業者	437
(1)	業務要件	437
(2)	免許等	437
(3)	要件	437
(4)	変更・取消	437
(5)	業務上の規制	438
8.	主な政策金融機関	438
(1)	概要	438
(2)	HKMCの概要	439
(3)	法令の概要	439
	[中国]の金融制度	440
I.	金融監督機関	441
1.	金融監督体制	441
(1)	概要	441
(2)	法令	442
(3)	規則制定等	444
2.	金融監督機関の権限	445
(1)	銀行監督機関の権限	445
(2)	証券監督機関の権限	446
(3)	保険監督機関の権限	449
(4)	証券投資ファンド管理会社の監督機関の権限	450
(5)	証券・先物投資コンサルティング機関に対する監督機能及び権限	452
(6)	規制・監督当局間の関係	453
3.	金融監督機関の概要	454
(1)	概要	454
(2)	中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）	454
(3)	中国証券監督管理委員会（CSRC）	458
(4)	新たな金融規制・監督機関の設置（予定）	462
II.	金融機関の種類と主な規制	463
1.	預金取扱金融機関	463
(1)	業務範囲	463
(2)	免許等	466
(3)	要件	466
(4)	変更・取消	467
(5)	デジタルバンク規制動向	467
2.	証券会社	471
(1)	業務範囲	471
(2)	免許等	471

(3)	要件	471
(4)	変更・取消	472
3.	保険会社	472
(1)	業務範囲	472
(2)	免許等	473
(3)	要件	473
(4)	変更・取消	473
4.	証券投資ファンド管理会社	474
(1)	業務範囲	474
(2)	免許等	474
(3)	要件	474
(4)	変更・取消	475
5.	証券・先物投資コンサルティング機関	475
(1)	業務範囲	475
(2)	免許等	476
(3)	要件	476
(4)	変更・取消	476
6.	保険仲介業者	477
(1)	業務範囲	477
(2)	免許等	477
(3)	要件	477
(4)	登記と営業許可	478
7.	総合取引所	478
(1)	概要	478
(2)	主要取引品目について	480
(3)	市場でデリバティブ商品を上場するための法的手続と要件	481
8.	資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者	482
(1)	ペイメント・サービス法規制	482
(2)	ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法	483
(3)	ペイメント機関備付金の集中貯金関連事項に関する通知	484
(4)	暗号資産交換業の概況について	485
9.	貸金業者	489
(1)	貸出会社	490
(2)	消費者金融公司	491
(3)	P2P金融サービス	492
10.	主な政策金融機関	493
(1)	概要	493
(2)	国家開発銀行	494
(3)	中国輸出入銀行	494
(4)	中国農業発展銀行	494

【別冊】Ⅲ. 資料編

[米国] の金融制度

【金融監督機関の概要】

米国では、預金取扱金融機関（商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合）は、連邦法又は州法が根拠法となり、連邦政府又は州政府が銀行免許の交付及び監督を行う「二元銀行制度」（dual banking system）となっている。連邦法に基づく金融機関の監督は連邦金融監督機関（連邦準備制度理事会（FRB）、通貨監督庁（OCC）、信用組合監督庁（NCUA））が、州法に基づく金融機関の監督は各州の監督機関が担っている。このほか、証券会社の監督は証券取引委員会（SEC）、保険会社の監督は各州の保険監督局が担う。詳細は米Ⅰ.3参照。

【金融法制の特徴、動向】

米国における金融規制・監督の仕組みは、上述のとおり、連邦法と州法とで二元的な構造となっており、連邦法に基づく国法銀行（national bank）と州法に基づく州法銀行（state bank）が併存している点が特徴である。また、二元的な構造に加え連邦金融監督機関が複数存在する制度下で、Fintech を規制・監督する機関が定まっていないこと、及び多くのFintechの活動がFintech登場以前に制定された既存の法令を参照する必要があり、Fintech等の新たな金融サービスはどの法令が適用されるのかわかりづらい等の課題がある。

他方、近年はデジタルバンク、Insurtech、暗号資産に関する新たな措置が講じられるようになった。デンタルバンク関連では、2018年にOCCがFintech企業を国法銀行法の対象とすることができる特別目的銀行免許（SPNB 免許）付与の開始を発表したものの、ニューヨーク州地方裁判所は、OCCの権限を逸脱するとの判決を下した。これに対して、多くのFintech企業は既存の銀行と提携することでサービスを提供していたが、2020年7月にVaro MoneyがFintech企業として米国初の銀行免許を取得した。詳細は米Ⅱ.1.(5)参照

Insurtech関連では、一部の州で、Insurtech等が利活用可能なサンドボックス制度を導入する動きがある。また、保険領域における人工知能（AI）の利活用増加に鑑み、2020年にNAICがAI原則を採択した。詳細は米Ⅱ.4.(5)参照

暗号資産関連では、2021年11月に大統領直下の金融市場作業部会とFDICによる「ステーブルコインに関する報告書」の中で、ステーブルコインの発行・管理・仲介事業者に対する連邦政府による監視の義務付けに係る検討結果が公表された。しかしながら、連邦政府では証券取引委員会（SEC）や商品先物取引委員会（CFTC）間の連携や権限の棲み分けが進まず、規則制定に至らなかった。こうした中、暗号資産事業者の相次ぐ経営破綻もあり、SECは暗号資産事業者に対して自社保有の資産と顧客資産の分別管理の徹底を企図して会計監査を義務付ける新たな規則案を2023年2月に可決した。詳細は米Ⅱ.6.(5)参照

【日本との比較】

わが国では金融庁が預金取扱金融機関、証券会社、保険会社等に対する一元的な規制・監督権限を有すのに対し、米国は根拠法・業態により、連邦監督機関又は州監督機関が規制・監督権限を有す複雑な構造となっている。このため、検査・監督基準の不整合や非効率性を回避する目的から、連邦・州政府間の公式・非公式の合意による情報交換や両者による共同検査、交代での検査が行われる。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

米国の預金取扱金融機関（商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合）は、連邦法（国法）か州法のいずれかにより制限されており、それぞれ連邦政府若しくは州政府が銀行免許の交付と監督を行っている。この仕組みを「二元銀行制度」（dual banking system）という。

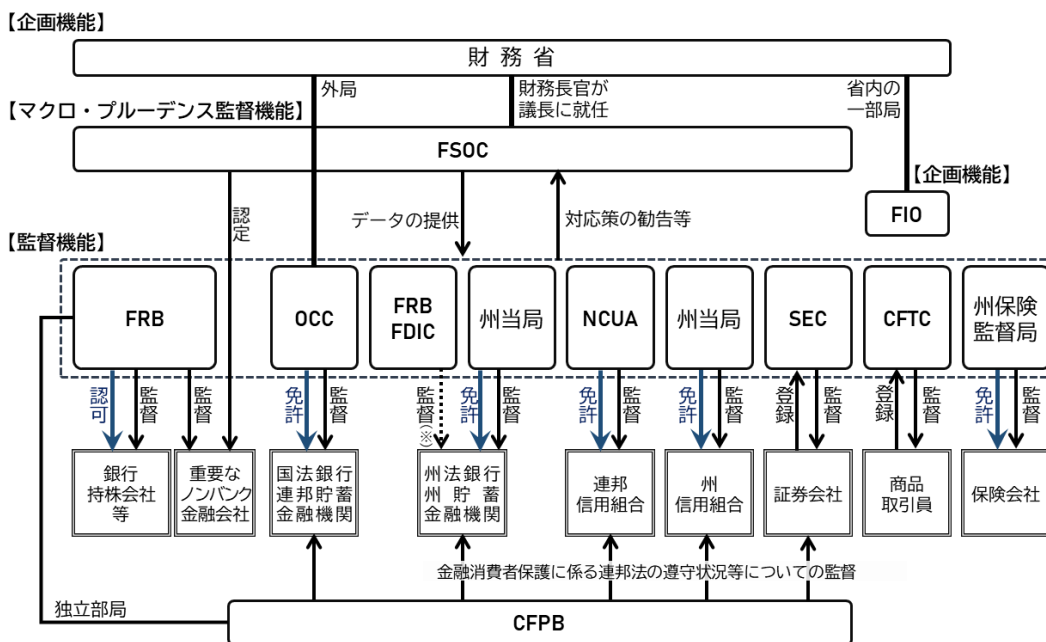
2010年のドッド・フランク法¹制定以前において、貯蓄金融機関の主たる監督当局は、貯蓄金融機関監督庁（Office of Thrift Supervision、以下「OTS」）であった。ドッド・フランク法の制定後、OTSは廃止され、通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency、以下「OCC」）に統合されるとともに、連邦貯蓄金融機関に関する貯蓄金融機関監督庁の監督業務は全てOCCの元で一元化されることとなった。（ドッド・フランク法 制定以前の金融監督体制は、「別冊 Ⅲ. 資料」を参照）

ドッド・フランク法第10章第1011条に基づき、連邦準備制度（Federal Reserve System、以下「FRS」）の一部として消費者金融保護局（Bureau of Consumer Financial Protection、以下「CFPB」）が新たに設置され、連邦レベルの消費者金融保護に関する金融規制・監督当局が一元化された。

また、システミック・リスクを監視し、市場の安定の確保を目的として各当局を統括する金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council、以下「FSOC」）を設置する条項がドッド・フランク法に明記されている。

¹ 「ドッド・フランク法（ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法）」は、国際金融危機の再発防止を目的に、2010年7月2日に成立に制定された法律。金融安定の推進等を目的としている。

図表 米-1 金融監督体制図



(※) 制度加入機関に対し、監督を実施。

(出所) 「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書(令和2年3月)及び各監督機関のウェブサイトに基づき作成

(2) 法令

ア 法律

米国の議会に法案を提出することができるのは、連邦議会議員のみである。ただし、合衆国憲法(第2編第3節)に、大統領の議会に対する国政報告と施策勧告が定められており、政府機関が提案し、議会に提出される法案も少なくない。法案は、法案が提出された後の審議の段階で、通常はたびたび修正される。金融関連の法律は、主に大統領金融市場作業部会、米国上院の銀行・住宅・都市問題委員会や下院の金融サービス委員会などで審議されている。上院の銀行・住宅・都市問題委員会には、経済政策分科会や証券・保険・投資分科会など²、下院の金

² <https://www.banking.senate.gov/about/subcommittees>

融サービス委員会には、資本市場分科会や金融機関・金融政策分科会など³があり、両院で類似した分科会が存在する。

毎年、数千件の法案が連邦議会に提出されるが、成立する法案は数百件に過ぎない。関連する法案や類似した法案が、下院と上院で同時に審議されることも法案数の多さの一因である⁴。

米国では、商業銀行は、二元銀行制度（Dual Banking System）の下、連邦法に基づく国法銀行（national bank）と州法に基づく州法銀行（state bank）とが併存している。

金融関連の代表的な法律としては、以下のものがある。

- ・ 国法銀行法（National Bank Act）⁵
- ・ 銀行持株会社法（Bank Holding Companies Act）
- ・ 1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）
- ・ ニューヨーク州保険法（New York Insurance Law）※州法
- ・ 投資会社法（Investment Company Act of 1940）
- ・ 投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）

イ 法律に基づく規則

合衆国憲法により定められた枠組みにおいて制定された法律及び方針に基づき、実務的な手順や詳細な規則が連邦規則として定められている。また、連邦レベルの特定分野に特化した委員会等において、規則や基準、ガイドラインの制定や審査が実施され、これが実質的なルールとして機能している場合がある⁶。金融監督機関による規則案の公表に際しては、事前にパブリック・コメントの提出機会が与えられた後、最終的な規則の制定がなされる。

法令に基づく規則制定の権限は、制度又は具体的な監督規制事項に応じ、関連する連邦及び州の金融監督機関にそれぞれ付与されている。FSOC及び連邦保険局（FIO）には、規則制定の権限はない。

³ <https://financialservices.house.gov/about/subcommittee-membership.htm>

⁴ 米国国務省, How the United States Is Governed, https://ar.usembassy.gov/wp-content/uploads/sites/26/2016/02/us_governed.pdf

⁵ 1863年に制定された全国通貨法（National Currency Act）の改正を経て国法銀行法（National Bank Act）となった。

⁶ 北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004年）、pp. 4-10

2. 金融監督機関の権限

(1) 米国特有の監督構造

米国の銀行は、国法銀行と州法銀行に大別され、国法銀行は連邦法に基づき、FRS、預金保険への加盟・加入が義務付けられている。州法銀行は、FRS、預金保険への加盟・加入の要否は、各州法の規定によるが、FRS に加盟した場合は、預金保険へも強制加入となる。

貯蓄金融機関の場合、連邦貯蓄金融機関は預金保険の加入義務があり、OCC が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。他方、州貯蓄金融機関は預金保険の加盟は任意であり、州監督機関が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。なお、持株会社に対してはFRB が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。

信用組合の場合は、連邦信用組合は預金保険の加入義務があり、NCUA が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。他方、州信用組合は預金保険の加入は任意であり、州監督機関が免許付与権限及び第一義的監督権限を有している。

このように米国では、各業態間で監督権限を有する金融監督機関の体制が複雑であり、金融監督機関の免許付与権限と監督等権限については、下表の構成となっている。

図表 米 - 2 金融機関の免許付与権限と監督等権限

		加盟・加入の有無		連邦金融監督機関					州 監督機関	
		FRS (注1)	預金保険 (注2)	FRB	OCC	FDIC	NCUA	SEC		CFPB
銀行持株会社 金融持株会社		-	-	● (注3)						
銀行	国法銀行	○ (強制)	○ (強制)		●	◇			◆	
	州法銀行	○ (任意)	○ (強制)	◎		◇			◆	●
		×	○ (任意)						◆	●
		×	×						◆	●
貯蓄金融 機関	貯蓄金融機関 持株会社	-	-	● (注4)						
	連邦貯蓄金融 機関	-	○ (強制)		●	◇			◆	
	州貯蓄金融機 関	-	○ (任意)			◇			◆	●
				×					◆	●
信用組合	連邦信用組合	-	○ (強制)				●		◆	
	州信用組合	-	○ (任意)				◇		◆	●
		-	×						◆	●
証券会社（ブローカー、 ディーラー）		-	-					● (注5)		
保険会社		-	-							●
システミックな重要性を持つ ノンバンク金融会社		-	-	● (注6)						

● 免許付与（認可、登録）権限及び第一義的監督権限

◎ 第一義的監督権限

◇ 連邦預金保険供与者としての検査権限

◆ 金融消費者保護に係る監督権限

（注 1）中央銀行制度。国法銀行は、FRS、預金保険への加盟が義務付けられている。州法銀行の FRS、預金保険への加盟・加入の要否は、各州法の規定によるが、FRS に加盟した場合は、預金保険へも強制加入となる。

（注 2）銀行、貯蓄金融機関の預金保険は FDIC、信用組合の預金保険は NCUA が運営。

（注 3）銀行持株会社には FRB による認可取得義務、金融持株会社には FRB への登録義務がある。

（注 4）FRB への登録義務がある。

（注 5）SEC への登録義務がある。

（注 6）FRB への登録義務がある。

（出所）諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和 2 年 3 月）及び米国法典に基づき作成

(2) 銀行監督機関の権限

ア 通貨監督庁 (OCC) (規制対象：国法銀行、連邦貯蓄金融機関)

(ア) 監督機関

OCC は、明示的かつ排他的に他の監督当局に留保されている権限を除き、その責務を履行するための規則制定権限を有する (12 USC 93a)。

(イ) 監督手法

① 報告徴求

すべての国法銀行は、OCC に対して、経営状況に関する報告をしなければならない。OCC は、定型様式による報告を、期限日に銀行から徴求することができるほか、OCC が監督に関する職務を遂行する上で必要と判断したときはいつでも、特定の銀行から特別報告書を徴求することができる (12 USC 161(a))。

② 検査

OCC は、財務長官の承認を得て、必要と認める場合において、その都度すべての国法銀行を検査する検査官を任命しなくてはならない。検査官は、国法銀行に関するすべての事項について検査を行う権限を有しており、その過程において銀行等の役員等に対して質問することができる。

銀行が検査を拒んだ場合や検査の際に要求された情報の提出を拒んだ場合には、所要の手續に従い、国法銀行の権利（業務にかかる権利など）が剥奪されることがある。

検査官は検査対象銀行の経営状況について完全かつ詳細な検査報告書を OCC に提出しなければならない。

OCC は、検査結果に基づく勧告又は提案を国法銀行に通知した後、120 日以内に当該銀行が OCC を満足させる内容の措置をとらない場合には、所定の手續を経てその検査報告書を公開することができる (12 USC 481)。

(a) 検査手法

i. 継続的監督 (ongoing supervision)

継続的な監督は、対象となる銀行の規模に応じて行われる。

- 大規模な銀行
 - ・ ワシントン D. C. にある OCC 本部が担当する
 - ・ 各銀行内に専属の監督官 (examiner-in-charge, 以下「EIC」) が常駐し、対象銀行のリスク状況の把握、経営陣とのコミュニケーション、監督上の措置に対するフォローアップなどを行う
- 中規模銀行、コミュニティバンク

- ・ OCC 支部（全米 60 以上の都市に設置）が担当する
- ・ 各銀行について担当監督官（中規模銀行では EIC、コミュニティバンクでは portfolio manager と呼ばれる）が任命され、銀行のリスク状況の把握や、OCC と銀行とのコミュニケーションにあたる

ii. 立入検査（on-site examination）

立入検査には、全面的な（full-scope）立入検査と、特定の商品、機能、リスク分野等のみを対象とする選択的な（targeted）立入検査とがある。

(b) 検査頻度

法令により、連邦銀行監督機関は少なくとも 12 カ月に 1 度、監督対象である預金取扱金融機関の全面的な立入検査を行わなければならないとされている（12 USC 1820(d)、12CFR4.6(a)）。これに基づき OCC は、少なくとも 12 カ月に 1 度は国法銀行の立入検査を実施している。

ただし、以下の条件に該当する国法銀行は、18 カ月に 1 度まで検査の頻度を下げることができる（12 USC 1820(d)(4)、12CFR4.6(b)）。

- ・ 総資産が 30 億ドル未満であること
- ・ 資本の充足状況が良いこと（well capitalized）⁷
- ・ 直近の検査において、以下の条件をいずれも満たしていること
 - ・ OCC から、統一金融機関評価システム（Uniform Financial Institutions Rating System：UFIRS）の経営管理評点 1 又は 2 を得ていること
 - ・ OCC から、UFIRS の総合評点 1 又は 2 を得ていること
- ・ 現時点において、FDIC、OCC、FRS からの執行や命令を受けていないこと
- ・ 直近 12 カ月の間に、当該銀行の支配権を取得した者がいないこと

(c) 検査官数

OCC の検査官の数は公開されていない。

(ウ) 処分規定

連邦の銀行監督当局（OCC、Federal Reserve Board、以下「FRB」、Federal Deposit Insurance Corporation、以下「FDIC」）には、それぞれの管轄権における監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。このため、OCC は監督対象である国法銀行に対して、以下の処分を科することができる。

⁷ 資本の充足状況については、OCC 規則（12 CFR 6）によって定義されている。

① 業務改善・停止命令 (Cease and Desist Orders)

連邦の銀行監督当局は監督下の銀行について以下の事由に該当するときは、所定の手続を経た上で、当該銀行に対して業務改善・停止命令を発することができる (12 USC 1818(b))。(命令違反については、④参照)

- ・ 銀行又はその経営者等が違反、安全でない又は不健全 (violation or unsafe or unsound) な業務運営を行ったとき
- ・ 銀行又はその経営者等が法令、当局が文書により課した条件、文書による合意事項に違反したとき

② 一時業務改善・停止命令 (Temporary Cease-and-Desist Orders)

以下の場合、連邦銀行監督機関は銀行に対し、一時業務改善・停止命令を発することができる (12 USC 1818(c))。命令違反については、裁判所に差止めを請求することができる (12USC1818(d))。

- ・ 預金受入金融機関又は経営者等の法令違反がある場合 (違反が起こるおそれのある場合も含む)
- ・ 危険又は不健全な取引により、以下のような状況が生じると連邦銀行監督機関が判断した場合
 - ・ 当該金融機関の支払不能
 - ・ 当該金融機関の資産又は収入の重大な毀損
 - ・ 当該金融機関の財務状況の悪化
 - ・ 預金者の権利の侵害

③ 民事制裁金 (Civil Money Penalty)

連邦銀行監督機関は、銀行が法令等に違反したときは、その態様 (過失・故意の程度、損失・不当利得の額等) に応じて、違反の存続期間にわたって最大で1日当たり 100 万ドル又は総資産額の 1%の民事制裁金を裁判所に申立てることができる (12 USC 1818(i))。

④ 役職員等の解任・復職禁止命令

連邦銀行監督機関は、銀行の取締役・役職員等の関係者が、直接又は間接に以下の行為を行い、当該行為が関係者の不誠実を伴う場合や銀行業務の安全性や健全性を故意に又は継続的に軽視していると判断される場合には、文書により、これらの者を解任することができ、また、当人らの当該役職への復帰を禁じることができる (12 USC 1818(e))。命令違反については、刑事罰の対象となる (12USC1818(j))。

- ・ 法令や業務改善・停止命令に違反した場合
- ・ 銀行、又はその業務に関連して危険又は不健全な行為を行った場合

- 信認義務に反する行為、不作為、又は慣行を行った場合

イ 連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board、以下「FRB」)

(規制対象：銀行持株会社、連邦準備制度 (FRS) 加盟銀行)

(ア) 監督機関

FRB は、銀行持株会社に関する規定を管理 (administer)、遂行 (carry out) し、その脱法行為を防止するために必要とされる規則及び命令を発する権限を有する (12 USC 1844 (a), (b))。

(イ) 監督手法

① 報告徴求

FRB は、必要と考える場合にはその裁量によって、連邦準備制度 (FRS) に加盟する各銀行に対し、会計帳簿や個別の関心事項に関する申告・報告を求めることができる (12 USC 248 (a))。

② 検査

(a) 一般検査

FRB は、FRS に加盟する州法銀行に対する検査権限を持つ (12 USC 325)。連邦準備銀行の理事が承認した場合には、州当局が実施した検査の結果を、FRB の検査結果に代用することができる (12 USC 326)。

(b) 特別検査

州当局による検査結果で代用した場合であっても、FRB が必要とする場合には、自ら選定した検査官による特別検査を命じることができる (12 USC 326)。

(ウ) 処分規定

連邦の銀行監督当局 (OCC、FRB、FDIC) には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。これに基づき、FRB は監督対象である FRS 加盟州法銀行に対して、以下の処分を科すことができる。

- 業務改善・停止命令 (12 USC 1818 (b))
- 一時業務改善・停止命令 (12 USC 1818 (c))
- 民事制裁金 (12 USC 1818 (i))
- 役職員等の解任・復職禁止命令 (12 USC 1818 (e))

ウ 連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation、以下「FDIC」)

(規制対象：預金保険加入銀行)

(ア) 監督機関

FDIC は、他の規制当局に付与されている権限を除き、FDIC が管理及び執行する責務を有する事項に関して規則を制定する権限を有する (12 USC 1819(a) Tenth)。

(イ) 監督手法

① 報告徴求

連邦預金保険制度に加入、連邦準備制度 (FRS) 非加盟の州法銀行、及び預金保険制度に加入する支店 (連邦支店は除く) を持つ外国銀行は、FDIC に対し、FDIC の要求する内容・様式に則って、経営状況についての報告を行わなければならない (12 USC 1817(a) (1))。

② 検査

(a) 一般検査

理事会が必要と認めた場合、以下の金融機関に対し、任命された検査官による検査を行うことができる (12 USC 1820(b) (1), (2))。

- 連邦預金保険制度に加入し、かつ FRS に非加盟の州法銀行
- 連邦預金保険制度に加入する支店 (連邦支店は除く) を持つ外国銀行
- 連邦預金保険制度への加入を申請中の預金取扱金融機関
- 債務不履行の状態にある連邦預金保険制度加入の預金取扱金融機関

(b) 特別検査

検査官は、理事会が認める場合には上記の一般的検査に加え、連邦預金保険制度に加入する全ての預金取扱金融機関、FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社、及び大規模な銀行持株会社⁸を対象とする特別検査を行う権限を有する。

特別検査は、預金保険の対象となる機関の信用状況の見極め、又はこれらの機関の「秩序だった清算 (orderly liquidation)」の実施に係る FDIC の権限の発動について決定するために行うものである (12 USC 1820(b) (3))。

(ウ) 処分規定

① 連邦銀行監督機関に共通の権限

連邦銀行監督機関 (OCC、FRB、FDIC) には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。

⁸ 連結ベース総資産が 2,500 億ドル以上の銀行持株会社が該当する (12 USC 5365(a))。

これに基づき FDIC は、預金保険制度に加入し、かつ、FRS 非加盟の州法銀行に対して、以下の処分を科すことができる。

- 業務改善・停止命令 (12 USC 1818(b))
- 一時業務改善・停止命令 (12 USC 1818(c))
- 民事制裁金 (12 USC 1818(i))
- 役職員等の解任・復職禁止命令 (12 USC 1818(e))

② 被保険者としての地位の終了

①の権限に加え、FDIC は、預金保険制度への加入銀行が、以下のいずれかの事由に該当すると判断したときは、当該銀行の監督を行う連邦又は州の銀行監督機関に対し、判断内容、判断に当たって考慮した事実・事情を通知し、所要の手続を経た上で、当該銀行の被保険者としての地位を終了することを決定することができる (12 USC 1818(a) (2), (3))。

銀行又はその役員等が銀行業務に関連して危険又は不健全な取引に従事したこと

預金保険制度加入銀行として業務を続けるに当たり、当該銀行が連邦又は州の銀行監督当局の資本指針に基づく有形資本を有していない状態にあること
銀行又はその役員等が法令、命令等に違反したこと

③ バック・アップ権限 (backup authority)

FDIC は、検査その他の情報に基づいて、当該銀行を監督する他の連邦銀行監督機関に対して、預金保険加入銀行、その持株会社、又はその役員等に関する処分権限を行使するよう、文書により勧告することができる (12 USC 1818(t) (1))。

FDIC による勧告を受けてから 60 日以内に他の連邦銀行監督機関がその勧告に沿った処分を行わなかった場合、FDIC は、理事会の決定を経て、勧告内容に沿った処分を自ら行うことができる。

ただし、FDIC が自ら処分を行うには、当該銀行の行為により預金保険基金がリスクにさらされる、又は預金者の利益が侵害される、といった一定の要件に該当していることが必要とされる (12 USC 1818(t) (2))。

エ 消費者金融保護局 (CFPB)

(規制対象：消費者向けの金融商品・サービスを提供する機関・事業者)

(ア) 監督機関

消費者金融保護局長は、金融消費者保護に関連する連邦法の目的を実行し、連邦法違反を防ぐ上で必要又は妥当な規則の策定及び命令やガイダンスの発出を

行うことができる (12 USC 5512(b))。

(イ) 監督手法

① 報告徴求

(a) 大規模な預金取扱金融機関⁹

大規模な預金取扱金融機関に対しては、CFPB は以下の i. ~ iii. を目的として、定期的な報告を徴求する排他的な権限を持つ (12 USC 5515(b)(1))。

- i. 金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況についての評価
- ii. 上記法令及び関連するコンプライアンス・システム又は当該金融機関の内部手続の適用を受ける活動に関する情報の取得
- iii. 消費者向けの金融商品及びサービスの消費者及び市場に対する関連リスクの検知及び評価

(b) その他の預金取扱金融機関

CFPB は、金融消費者保護に係る連邦法の執行、預金取扱金融機関に対する検査の実施 (下記②検査参照)、消費者や消費者向け金融市場におけるリスクの評価や検知のために必要な範囲において、大規模な預金取扱金融機関の定義に当てはまらない預金取扱金融機関に対しても、報告を徴求することができる (12 USC 5516(b))。

② 検査

(a) 大規模な預金取扱金融機関

CFPB は、上記①項であげた i. ~ iii. の目的のために、大規模な預金取扱金融機関に対して、定期的な検査を行う排他的な権限を持つ (12 USC 5515(b)(1))。

(b) その他の預金取扱金融機関

CFPB は、金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況を評価するために、健全性監督機関 (OCC, FRB, FDIC, NCUA) が実施する検査のいくつかを無作為に抽出し、CFPB の検査官を同行させ、検査を行う権限を有する (12 USC 5516(c))。

(ウ) 処分規定

(a) 大規模な預金取扱金融機関

CFPB が実施可能な処分については、CFPB が執行するそれぞれの法令¹⁰によって規定される。

⁹ 総資産 100 億ドル超の預金保険に加入する預金取扱金融機関及び信用組合と、その関連会社が対象になる (12 USC 5515(a))。

¹⁰ CFPB の執行する法令については、米国 I. 3. (10) 消費者金融保護局を参照のこと。

なお、CFPB と他の連邦行政機関が共に執行権を有している場合は、執行の対象が大規模な預金取扱金融機関であれば、CFPB が一義的な執行権者となる(12 USC 5515(c))。

(b) その他の預金取扱金融機関

その他の預金取扱金融機関についての金融消費者保護に係る連邦機関としての権限執行は、当該金融機関を監督する健全性監督機関がこれにあたる。

また、CFPB は、預金取扱金融機関による法令違反が疑われる場合には、当該金融機関を監督する健全性監督機関に対して書面により通知し、適切と考える対応について勧告しなければならない(12 USC 5516(d))。

(3) 銀行持株会社監督機関の権限

ア 監督機関

FRB は、財務状況及び法令順守状況等に関して、銀行持株会社及びその子会社に対して報告を求めることができる (12 USC 1844(c) (1))。

イ 検査

FRB は、業務内容及び財務状況等に関して、銀行持株会社及びその子会社に対して検査を行うことができる (12 USC 1844(c) (2))。

ウ 処分規定

(ア) 民事制裁金

法令違反を犯した銀行持株会社に対しては、その行為の悪質性等に応じて最大で違反期間 1 日当たり 2 万 5,000 ドル以下の民事制裁金が賦課される (12 USC 1847(b))。

(イ) 子会社保有の禁止、業務停止など

銀行持株会社による非銀行子会社の所有等又は銀行持株会社自身の活動が、銀行子会社に対して深刻なリスクを生み出していると判断したときは、FRB は銀行持株会社に対し、当該非銀行子会社の所有又は当該活動の停止、又は銀行子会社の所有の解消を命令することができる (12 USC 1844(e))。

また、認められていない業務に従事している金融持株会社が、FRB との間で取り交わした合意書に反して、該当業務から撤退しない場合、FRB は、銀行子会社の支配権を剥奪するか、認められていない業務を強制的に止めさせることができる (12 USC 1843(m))。

なお、監督機関による処分のほか、銀行持株会社が意図的に関連法規や命令等に違反した場合には刑事罰の対象にもなり得る (12USC1847(a))。

(4) 貯蓄金融機関監督機関の権限

ア 監督機関

貯蓄金融機関の監督手段として、連邦貯蓄金融機関に対しては OCC が、州貯蓄金融機関に対しては FDIC が、経営の安全性、健全性を検査することが定められている (12 USC 1463(a), 1464(d))。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

貯蓄金融機関による報告書類の提出義務についての規定はない。

ただし、管轄の連邦の金融監督当局（連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融機関に対しては FDIC）は、貯蓄金融機関の検査及び監督や監視にあたり、当該貯蓄金融機関の関連する会計帳簿、記録、文書等に対し、迅速かつ完全なアクセスを要求することができる（12 USC 1464(d)(1)(B)）。

(イ) 検査

OCC は、連邦貯蓄金融機関の監督にあたり、コミュニティバンクに対する監督方針を適用している¹¹。

ウ 処分規定

連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融機関に対しては FDIC が処分権限を有する（12 USC 1464(d)）。

監督対象である貯蓄金融機関に対して、OCC 及び FDIC が科すことのできる処分は、連邦銀行監督機関が銀行に対して行使できるもの（12 USC 1818 に規定されているもの）と同様で、以下のとおりである。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

(5) 信用組合監督機関の権限

ア 監督機関

連邦信用組合は、信用組合監督庁（National Credit Union Administration、以下「NCUA」）による検査の対象となる。NCUA は連邦信用組合に対し、検査に必要な帳簿、記録の作成、開示を求めることができる（12 USC 1756）。

¹¹ OCC, “Comptroller’s Handbook: Community Banking Supervision”
<https://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/pub-ch-ep-cbs.pdf>
なお、検査に係る旧貯蓄金融機関監督庁の監督方針は、上記 OCC 監督方針に置き換えられている。
<http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/ots/ots-exam-handbooks-compliance-oversight.html>

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

連邦信用組合は、最低でも年1回、及び NCUA が求める場合に、NCUA に財務状況を報告しなければならない (12 USC 1756)。

(イ) 検査

① 検査手法

NCUA による連邦信用組合の検査は、以下の手法によって行われる。

- 実地検査とそのフォローアップ
- 定期報告データ (5300 Call Report) に基づくリスク評価 (四半期ごとに実施)
- 財務業績報告 (Financial Performance Reports) の分析 (四半期ごとに実施)
- 信用組合の理事や経営者との経常的な連絡

② 検査頻度

NCUA は、1年に1度の頻度で検査を実施している。

ウ 処分規定

(ア) 免許の停止・取消、強制的な清算 (12 USC 1766(b))

NCUA は、連邦信用組合が破産ないし債務履行不能の状態、免許条件や関連法規に違反していると判断した場合、免許の停止・取消や、強制的清算を命じることができる (12 USC 1766)。

(6) 証券監督機関の権限

ア 監督機関

証券取引委員会 (Securities Exchange Commission、以下「SEC」) は、SEC が責任を負う本法の規定の実施又は本法により与えられた職務の執行に必要又は適当な規則を制定する権限を有する (15 USC 78w)。

イ 監督手法

(ア) 証券会社に対する権限

① 報告徴求

ブローカー又はディーラー等は、SEC が規則により公益、投資者保護又はその他の 1934 年証券取引所法の目的の推進に必要又は適当として定めるところに従い、記録を作成して所定の期間保存し、その写しを提供することに加え、報告書

を作成して配布しなければならない（15 USC 78q (a)）。

② 立入検査

上記①報告徴求のとおり、SEC が規則により作成・保存を要求している記録は、SEC 等が公益、投資者保護又はその他の 1934 年証券取引所法の目的の推進に必要又は適当とみなして行う SEC 等による定期、特別の又はその他の合理的な検査に服する（15 USC 78q (b)）。

(a) 検査手法

検査は実地検査によって行われる。

実地検査は通常、検査対象業者に事前の通告を行った上で実施されるが事前通告なしで実地検査が行われることもある。通告の時期は、検査実施の数日前から数週間前程度まで幅がある。

また、実地検査に先立って、サンプルとなる事業者に対し関連情報の提供を要請し、その分析を踏まえて検査が行われるようなケースもある。

(b) 検査頻度

ブローカー及びディーラーの検査は、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施されている。2022 会計年度には、SEC に登録を行っている投資顧問業者（SEC-registered investment advisers）の約 15% に対して検査が行われた¹²。

検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

(イ) 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

① 調査

SEC には、証券規制違反一般に関する調査権限が与えられている（15 USC 78u (a)）。

調査には非公式調査と正式調査がある。非公式調査は、召喚礼状（サピーナ（subpoena））が出されないまま行われる調査であり、調査対象となる者に調査への任意の協力が求められる。

調査の結果、SEC 職員が法令違反の疑いありと判断し、より多くの事実認定のために召喚礼状が必要と考え、委員がそれに同意した場合、委員会から正式調査命令が出される。

¹² <https://www.sec.gov/files/2023-exam-priorities.pdf>

正式調査は、非公式調査と異なり調査対象者に調査への協力を正式に求めるものであり、調査対象者が召喚礼状に従わないと、SEC が裁判所に召喚礼状の執行を請求することができる。

なお、調査の過程で、法執行対象者との和解によって、執行手続を終了させることが多い。

② 差止・制裁等

調査結果を受け、委員会が法規執行手続の開始を決定すると、正式手続が開始される。法規執行手続には、行政手続、民事手続、司法省への刑事訴追の通報があり、複数が同時に行われる並行手続もあり得る。

行政手続は、SEC 職員である行政法判事 (Administrative Law Judge) の前で行われるヒアリングが中核をなす。

行政手続による決定には、登録停止・抹消や営業停止、民事制裁金、暫定的排除措置命令 (以上は証券会社など規制対象者に命令可能)、不当利得の吐出し (disgorgement)、排除措置命令、会計士等の専門家の資格停止等がある。

また、SEC は、連邦裁判所に民事訴訟を提起することができる。民事手続により裁判所が被告に下し得る制裁には、差止命令 (injunction)、不当利得の吐出しや資産凍結命令などの付随的救済命令 (ancillary relief)、民事制裁金、取締役としての活動禁止などがある。

さらに、SEC は、調査で得た証拠を司法長官に送付し、違反者の刑事訴追を促すことができる。

ウ 処分規定

SEC は、ブローカー又はディーラー若しくはそれらと提携関係を持つ者が、次に定める事実該当し、公益に合致すると認めるときは、命令により、戒告、活動・機能若しくは営業の制限、登録の停止若しくは取消をすることができる (15USC 78o(b)(4))。

- 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと
- 一定の罪について有罪宣告を受けたこと
- 裁判所の命令又は判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること
- SEC 所管法令に故意に違反したこと
- 他の者による SEC 所管法令への違反の幫助等を故意に行ったこと

- ブローカー業等に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと
- 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったこと
- 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたこと

(7) 保険監督機関の権限

ア 監督機関（ニューヨーク州の場合）

保険業務は、1945 年に成立したマッカラン・ファーガソン法（McCarran-Ferguson Act）により、州法の規制に従うこととされている（15 USC 1012）。全米 50 州、コロンビア特別区及び米国領土はそれぞれ保険法を制定し、保険業の監督にあたる保険監督局を設けている。各州の保険局長官（保険監督官）の集まりである全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioner、NAIC）では、各州が尊重すべきモデル基準等を盛り込んだモデル法を制定するなどして、各州の保険監督法制の統一を目指すと同時に、各州当局間の協力を促している。

他方、連邦保険局（FIO）は、保険業界のシステミック・リスクに関する監視等を行うとともに、保険監督者国際機構（IAIS）における米国代表として役割を有す機関であるが、保険監督権限は有していない。

以下はニューヨーク州の例である。州金融サービス監督官は、以下に関して、本法の規定に整合的な規則を制定、廃止又は改正する権限を有する（ニューヨーク州保険法第 301 条）。

- 保険局に割り当てられた責務の管理
- 本法の規定に基づき様式又は規則を制定するために付与された権限の行使
- 本法の規定の解釈
- 保険局の実務において従うべき手続の管理

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

① 定期的報告

州金融サービス監督官に対して、年次報告書、監査済み財務報告書を提出することが要求される（ISC307 条(a) (1), (b) (1)）。

② 特別報告

州金融サービス監督官は、認可保険会社又はその役員に対して、その取引、状

態又はそれに関する一切の事項について質問状を送付することができる。質問状を受けた会社又は個人は、質問書に対し迅速かつ誠実に書面をもって回答しなければならない（ISC308 条(a)）。

州金融サービス監督官は、年次報告書等による適切な報告書に加えて、3 か月毎の又は他の報告書の提出を要求できる（ISC308 条(b)）。

(イ) 検査

認可州内共済組合及び認可州内損害保険会社については、少なくとも 3 年に 1 回、その他認可州内保険会社については、少なくとも 5 年に 1 回実施されなければならない。ただし、損害保険会社については、5 年を超えない範囲まで延長することができる（ISC309 条(b)）。

州金融サービス監督官は、州民の利益を保護するために必要と認める都度、保険会社又はその他の保険者の業務について検査を行うことができる（ISC309 条(a)）。

ウ 処分規定

州金融サービス監督官に、次のような処分権限が付与されている。

- 1) 他州又は外国保険者が課せられている要件に従っていないと認定し、かつ州民の利益を守るために必要と認定する場合の免許取消（ISC1104 条）。
- 2) ニューヨーク州で免許を取得していない保険会社が発行する有価証券に関してニュー YORK 州内での募集・販売を行う認可について、州民の利益をもっとも促進すると判断した場合の当該認可の取消（ISC1204 条）。
- 3) 他の保険者の株式所有・投資・取得・再保険契約等による他の保険者との共同経営、兼任取締役について、競争を著しく減退させたり、その独占をもたらしたりするおそれがある場合の違反停止を命じる命令書の発行、かつ、その命令における当該保有株式、資産処分、取締役の解任（ISC1218 条）。
- 4) 当該保険株式会社が配当付保険事業の協定書（agreement）に従っていないと判断した場合の配当付保険事業に係る許可の取消。さらに、州内生命保険株式会社の場合は、合衆国内での配当付新契約の停止。また、州外・外国保険会社の場合は、ニュー YORK 州内での新契約締結の停止（ISC4231 条）。

(8) 投資顧問業者の監督機関の権限

ア 監督機関

SEC は、登録を行っている投資顧問業者に対し、規則によって作成・保存を義務付けている記録の写しを提出するよう求めることができる（15 USC 80b-4(a)）。

イ 検査手法

(ア) 検査手法

投資顧問業者に対する検査の手法は、ブローカー・ディーラーに対する検査手法と共通である。

(イ) 検査頻度

投資顧問業者の検査は、ブローカー・ディーラーの場合と同様に、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施されている。検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

ウ 処分の規定

(ア) 処分

SEC は、投資顧問業者法¹³及びこれに基づいて制定された規則に違反する行為に対し、以下のような処分を行うことができる。

① 業務改善・停止命令 (cease-and-desist order)

SEC は、違反を犯した、あるいは犯そうとする者や、その原因となる行為や不作為に責めを負う全ての者に対して、違反行為の停止、あるいはその原因の除去を命じる権限を持つ。命令においては、特定の条件や期限を定めた上で、規制の遵守又は法令遵守体制の改善を求めることができる (15USC 80b-3(k)(1))。

② 民事制裁金 (civil money penalties)

投資顧問業者に対する業務制限や登録取消処分¹⁴に伴って、対象者が以下に該当する場合、SEC は民事制裁金を科すことができる (15 USC 80b-3(i)(1))。

- (a) 1933 年証券法 (15USC 77a et seq.)、1934 年証券取引所法 (15USC 78a et seq.)、投資会社法 (15 USC 80a et seq.) 又は投資顧問業者法 (15USC 80b-1 et seq.) や、これらに関連する SEC 規則を故意に犯した場合。
- (b) 他者による (a) の違反行為を故意に幫助、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した場合。
- (c) 投資顧問業者法に基づく登録申請や SEC への報告において、重要な事実 (material fact) に関する虚偽、あるいは詐欺的な (false or misleading) 表明を故意に行ったり、あるいは重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合。
- (d) 関連法規に違反した監督下の者に対して、違反防止の観点から妥当な監督

¹³ 15 USC 80b-1 et. seq.

¹⁴ 投資顧問業者に対する業務制限や登録取消の対象となる行為等については、米国 II.3.(4) 変更・取消を参照のこと。

を怠った場合

それぞれの違反行為に対する民事制裁金の最大金額は、自然人に対しては 5,000 ドル、その他の法人に対しては 5 万ドルと定められている。

ただし、当該違反に関して、詐欺、虚偽、改ざん (fraud, deceit, manipulation) あるいは規制上の要求に対する計画的又は認識ある過失 (deliberate or reckless disregard) が認められる場合、最大金額は自然人に対して 5 万ドル、その他の法人に対して 25 万ドルとなる。

さらに、違反の結果として他者に対する重大な損害やリスクが生じたり、違反者に相当な金銭的利益が生じたりした場合には、最大金額は自然人に対して 10 万ドル、その他の法人に対して 50 万ドルにまで引き上げられる (15 USC 80b-3(i)(2))。

エ 訴追

(ア) 差止命令 (injunctions)

SEC は、何人も、関連するあらゆる法令に違反した、又は違反しようとした、若しくはこれを幫助、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した、又はしようとしたと判断した場合には、管轄の裁判所に対し、差止命令を請求することができる (15USC 80b-9(d))。

(イ) 民事制裁金 (civil penalties)

SEC は、関連するあらゆる法令への違反や、業務改善・停止命令に際し、管轄裁判所に対して民事制裁金の支払命令を発出するよう提訴することができる (15USC 80b-9(e))。

(9) 監督当局間の関係

ア 連邦監督当局間の関係

二元銀行制度の下では、法令や当局間の合意・協調、情報交換等の様々なレベルにおいて複雑な監督・検査体制から生じる相互の不公平や不整合を回避する工夫がなされている。OCC 長官、FRB 理事、FDIC 総裁等をメンバーとして 1979 年に設置された「連邦金融機関検査評議会 (Federal Financial Institutions Examination Council、FFIEC)」がある。

FFIEC には、例えば以下の機能が与えられている (12 USC 3305)。

- 1) 連邦監督機関の検査に関する統一の方針、基準を設定すること
- 2) 銀行及びその関連会社に関する統一な報告制度を開発すること
- 3) 他の監督事項に対し、その統一のための助言をなすこと

イ 連邦金融監督機関と州銀行局との関係（州法銀行の監督）

州法銀行については、州政府及び連邦金融監督機関による二重の検査・監督を受けることから、検査・監督基準の不整合や非効率性を回避するため、連邦・州政府間の公式・非公式の合意による情報交換や両者による共同検査、交代での検査が行われるほか、問題銀行に対する是正措置等についても、両者が共同して行うことが少なくない。

なお、FFIEC は、州政府の代表者 5 名によって構成される連絡協議会を設置・維持することとされており、連邦と州の検査に関する基準等の統一的な運用を目指している（12 USC 3306）。

ウ 州銀行局と OCC との関係（国法銀行の監督）

原則として州銀行局が国法銀行の検査・監督について関与することはない。州銀行局は自州内にある国法銀行に関して、OCC との契約に基づく情報交換を行うことはあるが（主として州経済、雇用政策上の必要性や、地域における信用秩序維持の観点から）、個別に立入検査を行うことはできない¹⁵。

ただし、例外として、正当な権限を有する州の検査官、監査官は、正当な権利がなく州法により州の資産となるべき財産があるにもかかわらず、国法銀行が当該州法を遵守していないと信じるに足る相当な理由があるときは、州法の遵守を確保するために限り、妥当な時期に通知をした上、その銀行の記録を審査することができる（12USC 484）。

¹⁵ 国法銀行は、連邦法により付与された権限（臨検の権限）、裁判所に属する権限、議会により行使される権限に基づく者を除き、いかなる者によっても立ち入られることはないとされている（12 USC 484）。

工 第一義的金融監督機関

以下の金融監督機関は、第一義的金融監督機関(primary financial regulatory agency)として、それぞれの所管する金融機関を監督することとされている(12USC 5301(12), 12USC 1813(q))。

FRB
<ul style="list-style-type: none"> 連邦準備制度加盟州法銀行 外国銀行の支店又は代理店(連邦準備制度法の適用に関連して) 連邦預金保険制度に加盟する支店を持たない外国銀行 銀行持株会社及びその子会社(銀行子会社は除く) 貯蓄金融機関持株会社及びその子会社(預金取扱金融機関子会社は除く)
OCC
<ul style="list-style-type: none"> 国法銀行 外国銀行の連邦支店及び代理店 連邦貯蓄金融機関
FDIC
<ul style="list-style-type: none"> 連邦準備制度非加盟、かつ連邦預金保険制度に加盟する州法銀行 連邦預金保険制度に加入する支店を持つ外国銀行 州貯蓄金融機関
SEC
<ul style="list-style-type: none"> ブローカー及びディーラー 投資会社 投資顧問業者 格付機関 証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント 証券取引所 証券業協会 証券情報処理業者(securities information processor) 地方債証券規則策定理事会(Municipal Securities Rulemaking Board) 公開会社会計監督委員会(Public Company Accounting Oversight Board) 証券投資者保護機構(Securities Investor Protection Corporation) 証券スワップ・ディーラー等
CFTC
<ul style="list-style-type: none"> 先物取引業者 商品ファンド運業者(commodity pool operator) 商品投資顧問業者 デリバティブ清算機関 商品先物取引所 先物取引業協会 リテール外国為替ディーラー スワップ・ディーラー等 商品取引法に基づく登録義務者
州保険監督局
<ul style="list-style-type: none"> 保険会社
連邦住宅金融庁(FHFA)
<ul style="list-style-type: none"> 連邦住宅貸付銀行(Federal Home Loan Bank) 住宅抵当金庫(いわゆる FannieMae) 連邦住宅貸付抵当金庫(いわゆる FreddieMac)

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要

米国は「二元銀行制度」と呼ばれるように様々な監督当局が存在するが、主な機関の本部と地方支部に関して、OCC、FRS、FDIC、SEC の本部は、ワシントン D. C. にある。また、NCUA の本部はバージニア州のアレキサンドリア市にある。各機関において、地方支部が置かれている。(本部と地方支部の一覧表は「別冊 Ⅲ. 資料編 米国-金融監督機関の本部と地方支部」参照)

(2) 通貨監督庁 (OCC)

ア 根拠法令

通貨監督庁 (以下「OCC」) は、全国通貨法 (National Currency Act) ¹⁶の成立に伴い、1863 年に創設された¹⁷。合衆国法典 (United States Code) では、OCC に関する規定は第 12 編第 1 章 (Title 12, Chapter 1) に収録されている。

イ 目的

監督対象である金融機関 (国法銀行及び連邦貯蓄金融機関) の安全性と健全性、これらの金融機関における法令遵守、金融サービスへの公正なアクセス、金融関による顧客の公正な取扱を確保することを目的としている (12 USC 1(a))。

ウ 業務内容

OCC の主要な任務は、国法銀行及び連邦貯蓄金融機関の免許付与 (charter)、規制 (regulate)、監督 (supervise) である。また、OCC は外国銀行の連邦支店及び代理店 (agency) の認可、規制、監督も行っている (12 USC 3102)。

エ 組織

OCC は、財務省の外局 (bureau) であり (12 USC 1(a))、その長である通貨監督官 (Comptroller of the Currency) は、大統領が任命 (任期 5 年) し、上院の承認を必要とする (12 USC 2)。通貨監督官は、財務長官の一般的指揮の下でその職務を遂行するが、財務長官は通貨監督官による規則の制定を妨げてはならない。また、法による定めがない限り、法の執行措置を含め、通貨監督官の処理する問題に財務長官は干渉してはならないとされている (12 USC 1(b))。

¹⁶ 全国通貨法の成立は南北戦争の最中であり、十分な審議等ができず不備な面もあったことから、1864 年国法銀行法 (National Bank Act of 1864) によって見直しが行われたとされている。

¹⁷ OCC, ウェブサイトでの記述に基づく。

<https://www.occ.treas.gov/about/who-we-are/history/index-history.html>

本部のワシントン D. C. の他に、全米 53 都市に地方支部局がある¹⁸。

オ 職員数

OCC の職員数は以下のとおりである。

図表 米 - 3 OCC の職員数 (2022 会計年度)

(単位 : 人)

	職員数
全職員 (フルタイム換算)	3,508
検査に従事する職員	NA
国際部門の職員	NA

(出所) OCC, “Annual Report Fiscal Year 2022”

カ 予算規模

OCC は、責任を遂行する上で必要又は適当であると通貨監督官が定める賦課金、手数料、その他の費用を、監督対象である金融機関 (国法銀行、連邦貯蓄金融機関、外国銀行の連邦支店及び代理店) から徴収することができる。(12 USC 16)

図表 米 - 4 OCC の予算規模 (2022 会計年度)

(単位 : 100 万ドル)

	金額
収入	1,205
監督対象機関からの賦課金	1,163
利息収入	22
その他の収入	18
予算総額	1,154
費用 (金融監督に係る費用)	1,134
監督 (Supervise)	997
規制 (Regulate)	112
許認可 (Charter)	24

(出所) OCC, “Annual Report Fiscal Year 2022”

¹⁸ OCC 年次報告書 (2022 会計年度) による。 <https://www.occ.treas.gov/publications-and-resources/publications/annual-report/files/2022-annual-report.pdf>

(3) 連邦準備制度理事会 (FRB)

ア 根拠法令

連邦準備制度理事会（以下「FRB」）は、米国の中央銀行である連邦準備制度（Federal Reserve System、FRS）の最高機関である。FRBは1913年に成立した連邦準備法（Federal Reserve Act）に基づき設置された。

FRBに関する規定は、合衆国法典第12編第3章サブチャプター2（Title 12, Chapter 3, Subchapter II）に収録されている。FRBの創設規定は、第241条（12 USC 241）に置かれている。

イ 目的

連邦準備法において、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、より効率的な銀行監督制度を設けること」などを目的として連邦準備制度を創設としている¹⁹。

1977年の連邦準備法改正によって、FRBは、最大雇用の達成と、物価安定の維持という二重の責務（Dual Mandate）を規定されることになった。その後もグラム・リーチ・ブライリー法、ドッド・フランク法ほか関連重要法律が成立するごとに、FRBの所期の目的に対しては絶えず見直しが行われている²⁰。

ウ 業務内容

現在、FRBの責務は、以下の5つの領域にわたっている²¹。

- 最大雇用の達成、物価安定の維持、及び長期金利変動の緩和に資する金融政策を実行すること
- 金融システムの安定性を維持し、金融市場に生じうるシステムミック・リスクを封じ込めること
- 金融機関の安全性と健全性を促進し、金融システム全体への影響を監視すること

19 連邦準備法の正式名称は、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、銀行監督の効率性を高めること、その他諸目的のために連邦準備銀行を設立するための法律（An Act to provide for the establishment of Federal reserve banks, to furnish an elastic currency, to afford means of rediscounting commercial paper, to establish a more effective supervision of banking in the United States, and for other purposes）」という。

<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/officialtitlepreamble.htm>

20 FRB, “Strategic Framework 2012–15” (February 2013) p. 5.

<http://www.federalreserve.gov/publications/gpra/files/2012-2015-strategic-framework.pdf>

その後につき、FRB “Strategic Plan 2016–2019” (October 2016) pp. 7–8 など

<https://www.federalreserve.gov/publications/gpra/files/2016-2019-gpra-strategic-plan.pdf>

21 FRB ウェブサイトでの記述に基づく。

<http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/mission.htm>

- 銀行業界及び米国政府に対する米ドル建て取引・決済を促進するサービスを通じて、支払・決済システムの安全性と効率性を促進すること
- 消費者に焦点を当てた監督と審査、新たな消費者問題や傾向の調査・分析、地域経済開発活動、消費者関連法規の管理を通じて、消費者保護と地域社会の発展を促進すること

エ 組織

(ア)連邦準備制度 (FRS) の組織

連邦準備制度は、FRB、連邦準備銀行(準備銀行)、連邦公開市場委員会(FOMC)の3つの主要機関で構成している。連邦政府の機関である理事会に対し、5つの諮問委員会(コミュニティ諮問委員会、コミュニティ預託機関諮問委員会、連邦諮問委員会、保険政策諮問委員会、モデル検証委員会)が支援し、助言している²²。連邦準備銀行(Federal Reserve Bank)は、全国に12地域ある連邦準備地区(Federal Reserve District)ごとに1行ずつ置かれている。

図表 米 - 5 連邦準備銀行(12行)及び支店の一覧

連邦準備銀行	支店
ボストン	
ニューヨーク	
フィラデルフィア	
クリーブランド	シンシナティピッツバーグ
リッチモンド	ボルチモア シャーロット
アトランタ	バーミングガム ジャクソンビル マイアミ ナッシュビル ニューオーリンズ
シカゴ	デトロイト
セントルイス	リトルロック ルイスビル メンフィス
ミネアポリス	ヘレナ
カンザスシティ	デンバー オクラホマ オマハ
ダラス	エルパソ ヒューストン サン・アントニオ
サンフランシスコ	ロサンゼルス ポートランド ソルトレイクシティ シアトル

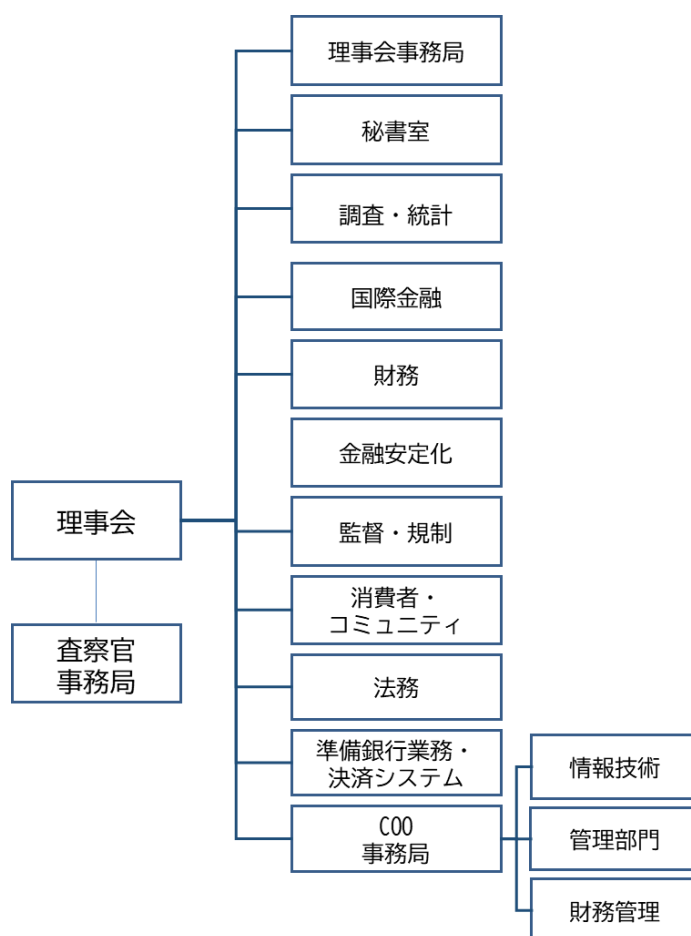
²² FRB ウェブサイトでの記述に基づく。

<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/structure-federal-reserve-system.htm>

(イ)FRB の組織

FRB（連邦準備制度理事会）は、7名の理事によって構成される。理事は、大統領から任命（任期14年）され、上院の承認を必要とする（12 USC 241）。大統領より理事の中から1名が議長、1名が副議長にそれぞれ4年の任期で任命される（12 USC 244）。なお、FRSの組織図は次のとおりである²³。

図表 米-6 FRB の組織図



(出所) FRB ウェブサイトより作成

<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/board-of-governors-org-chart.pdf>

²³ FRB のウェブサイトによる。

米国

オ 職員数

FRB の職員数は下表のとおりである。

図表 米-7 FRB の職員数

(単位：人)

	FRB 本部	地区連銀	合計
全職員	2,979	19,547	22,526
うち			
銀行監督・規制部門	497	4,086	4,583
国際金融部門	168	—	168

※FRB 本部の職員数は 2021 年度末の実績ベース

※地区連銀の職員数は 2021 年度の年間の平均値

(出所) FRS, “108th Annual Report 2021” 及び “2021 Federal Reserve Bank Budgets Addendum”

カ 予算規模

FRB は、以下の企業 (companies) に対して、業務の適切な遂行に必要なと見積もられる支出総額に見合った賦課金、手数料等 (assessments, fees, or other charges) を徴求することができる (12 USC 248(s))。

- 連結総資産額が 1,000 億ドルを超える銀行持株会社
- 結総資産額が 1,000 億ドルを超える貯蓄金融機関持株会社 (savings and loan holding companies)
- 米国の金融安定にリスクを及ぼすと認定され、FRB の監督を受けるノンバンク金融会社 (nonbank financial companies)

図表 米-8 FRBの予算規模・予算源
(2021会計年度、実績)

(単位：100万ドル)

		金額
収入		123,059
	経常収入（金利収入、サービス手数料など）	122,555
	その他	504
支出		122,643
	連邦準備銀行経費（純額）	11,008
	連邦準備制度理事会経費への充当額	2,610
	理事会経費	947
	通貨業務経費	1,035
	消費者金融保護局及び金融調査局経費	628
	財務省への配分額	109,025

(出所) FRB, “Annual Report 2021”

<https://www.federalreserve.gov/publications/files/2021-annual-report.pdf>

(4) 連邦預金保険公社 (FDIC)

ア 根拠法令

連邦預金保険公社（以下「FDIC」）は、1933年銀行法（Banking Act of 1933）の成立により、連邦預金保険制度の運営機構として1933年に創設された。その後、1950年に連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act）が制定され、現在は同法が根拠法となっている。合衆国法典では、FDICに関する規定は、第12編第16章（Title 12, Chapter 16）に収録されている。

イ 目的

FDICの目的は以下のとおりである²⁴。

- 銀行及び貯蓄金融機関に対して預金保険を提供すること
- 保険準備基金（the deposit insurance funds）のリスクを管理（monitoring and addressing risks）すること
- 預金保険制度に加入する金融機関の破綻に際し、経済、金融システムへの悪影響を限定し、米国金融システムへの信任を維持・促進すること

²⁴ FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。 <http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/>

ウ 業務内容

FDIC は、以下の 4 つの手段により、国内の金融システムの安定性と国民からの信頼を維持することをその役割としている²⁵。

- 預金保険の引受
- 経営の安定性・健全性確保と消費者保護を目的とする金融機関の検査、監督
- 大規模で複雑な金融機関の破綻処理
- 金融機関の破綻処理における管財人としての機能

エ 組織

FDIC は、連邦政府の独立機関であり、独自の法人格を持つ（12 USC 1819(a), (b)）。本部はワシントン D. C. に置かれ、全米に 6 つの地方支部(regional offices) と 1 つの地区支部 (area office) ²⁶がある。地方支部、地区支部はそれぞれ分局を設置している。

図表 米-9 FDIC の地方組織²⁷

	所在地	分局 (Field Office) 数
地方支部	アトランタ	11
	シカゴ	15
	ダラス	13
	カンザスシティ	15
	ニューヨーク	9
	サンフランシスコ	10
地区支部	ボストン	4

²⁵ FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。

<https://www.fdic.gov/about/strategic/strategic/mission.html>

²⁶ FDIC ウェブサイトの記述に基づく。

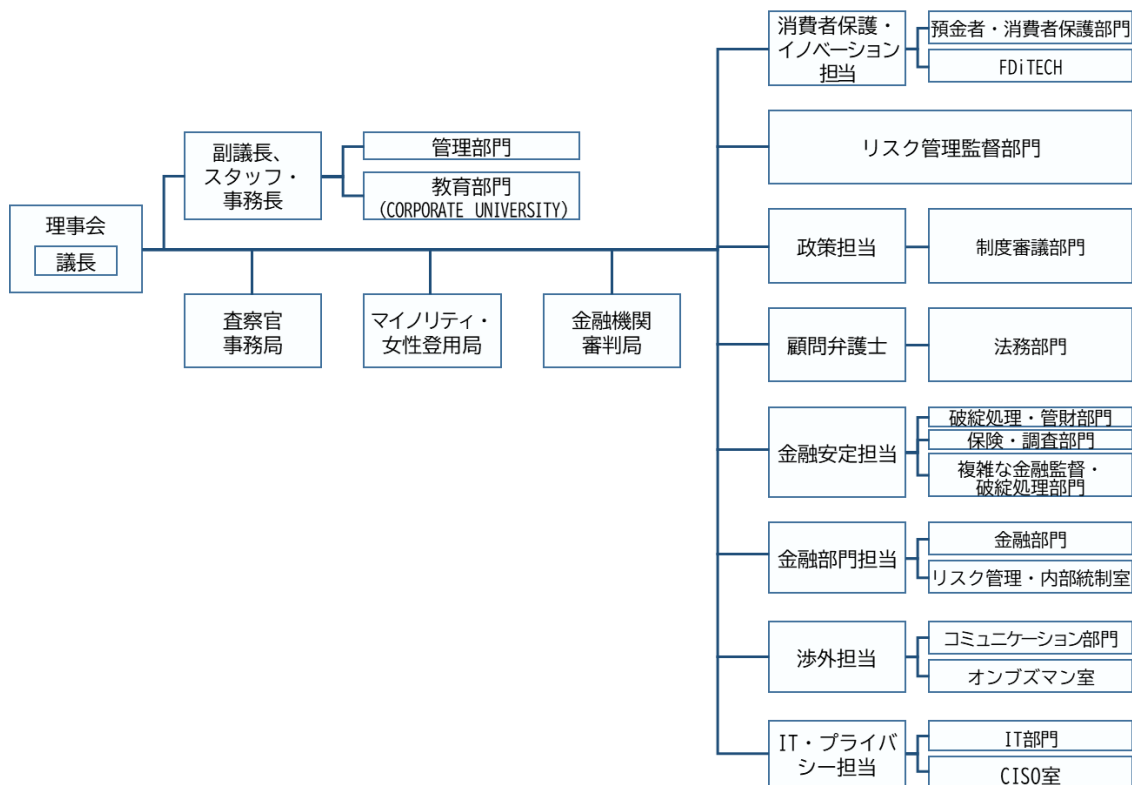
<https://www.fdic.gov/about/contact/directory/region.html#Chicago>

²⁷ FDIC ウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.fdic.gov/about/contact/directory/region.html#Chicago>

FDIC の組織図は以下のとおりである。

図表 米-10 FDIC の組織図



(出所) FDIC, “2021 Annual Report” 等より作成

<https://www.fdic.gov/about/financial-reports/reports/2021annualreport/2021-arfinal.pdf>

オ 職員数

FDICの職員数は下表のとおりである。

図表 米-11 FDICの職員数

(2021年12月末)

(単位：人)

		職員数
全職員（フルタイム換算）		5,670
うち	リスク管理監督部門	2,484
	総務部門（国際業務を含む）※	375

※ただし、立法、広報、オンブズマン、マイノリティ・女性登用、全社リスク管理担当との合計
 (出所) FDIC, “2021 Annual Report”

カ 予算規模

FDICは、連邦議会からの予算配分を受けておらず、預金保険制度加盟金融機関が支払う保険料と米国債への投資収益を主な収入源としている²⁸。

金融機関の検査に係る費用については、監督対象となる金融機関から賦課金を徴収している（12 USC 1820(e)）。

図表 米-12 FDICの予算規模・予算源

(2021年12月末)

(単位：100万ドル)

		金額
収入		8,153
	預金保険料	7,080
	国債利息	953
	その他	17
支出及び損失		1,705
	運営費用	1,843
	保険損失準備金	144
	その他	6
純収入		6,448

(出所) FDIC, “2021 Annual Report”

²⁸ FDIC ウェブサイトの記述に基づく。http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/

(5) 信用組合監督庁 (NCUA)

ア 根拠法令

信用組合監督庁（以下「NCUA」）は、連邦信用組合法（Federal Credit Union Act）²⁹を根拠法とする。1934年の同法制定時において、連邦信用組合の監督機関として、農業信用管理庁（Farm Credit Administration）内に連邦信用組合局（Bureau of Federal Credit Unions）が設置された。

信用組合の監督権限はその後、連邦預金保険公社、次いで連邦社会保障局（Federal Security Agency）、健康・教育・福祉省（Department of Health, Education and Welfare）へと移管された後、1970年にNCUAが創設された³⁰。NCUAの設置について規定した連邦信用組合法の条項（12 USC 1752a(a)）は、この時に設けられたものである。

イ 目的

NCUAは、規制と監督とを通じて安全で健全な信用組合システムを提供し、協同組合信用の全国システムに対する信認を促進することを使命としている³¹。

ウ 業務内容

NCUAの行っている業務は、以下のとおりである。

- 信用組合の監督
- 信用組合を対象とする預金保険の引受
- 信用組合の発展を支援すること
- 効果的な消費者保護規制の実施により、消費者である組合員の保護を図ること
- 信用組合の清算及び再建

エ 組織

NCUAは、連邦政府の独立機関である（12 USC 1752a）。NCUAの本部は、バージニア州のアレキサンドリア市に置かれ、当初全米に5つの地方支部局があったが、2019年1月に地方支部局を3ヶ所に統合した。

²⁹ 12 USC 1751, et. seq.

³⁰ NCUA ウェブサイトの記述に基づく。

<http://www.ncua.gov/about/History/Pages/History.aspx>

³¹ NCUA Strategic Plan 2022-2026, p.6. (Mission Statement)

<https://www.ncua.gov/files/agenda-items/strategic-plan-20220317.pdf>

図表 米-13 NCUA の地方組織

本部：バージニア州アレキサンドリア	
地方支部（3ヶ所）	
東部地区：	バージニア州アレキサンドリア
南部地区：	テキサス州オースティン
西部地区：	アリゾナ州テンペ

（出所）NCUA ウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.ncua.gov/contact-us>

オ 職員数

NCUA の職員数は、下表のとおりである。

図表 米-14 NCUA の職員数
(2021年12月末)

(単位：人)

		職員数
全職員（フルタイム換算）		1,152
うち	検査に従事する職員	—
	国際部門の職員	—

（出所）NCUA, “National Credit Union Administration 2021 Annual Report”

カ 予算規模

NCUA の運営費用は、監督対象である連邦信用組合からの賦課金によって賄われる（12 USC 1755）。

図表 米-15 NCUA の予算規模・予算源
(2021年12月末)

(単位：100万ドル)

	金額
収入（主に監督対象機関からの賦課金）	124
支出	117

（出所）NCUA, “National Credit Union Administration 2021 Annual Report”

(6) 証券取引委員会 (SEC)

ア 根拠法令

証券取引委員会（以下「SEC」）は、1934年証券取引所法（Securities and Exchange Act of 1934）³²に基づき、1934年に創設された。SECの設置についての規定は、同法第78d条(a)項（15 USC 78d(a)）に定められている。

イ 目的

SECは、投資家の保護、市場の公正・秩序・効率性の維持、資本形成の促進を使命としている³³。

ウ 業務内容

SECの主な業務は、以下のとおりである³⁴。

- 関連法令違反に対する処分（Enforcement）
- SECに登録を行っている機関の検査・監督（Compliance Inspections and Examinations）
- 有価証券に係る情報開示に係る業務（Corporation Finance）
- 公正で秩序ある市場環境を整える業務（Trading and Markets）
- 資産運用業における投資家を保護するための業務（Investment Management）
- 経済・リスク分析に係る業務（Economic And Risk Analysis）

SECへの登録を行い、検査・監督を受ける機関は、以下のとおりである。

- 投資顧問業者、投資会社
- ブローカー、ディーラー
- 証券取引所、自主規制機関
- 信用格付機関、証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント³⁵

エ 組織

SECは独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会（Commission）は、大統領によって任命され、上院の承認を経た5名の委員によって構成される（15 USC 78d(a)）。

³² 15 USC 78a, et. seq.

³³ <https://www.sec.gov/about/whatwedo.shtml#create>

³⁴ <https://www.sec.gov/files/sec-2022-agency-financial-report.pdf#mission>

³⁵ 投資ファンドの持分保有者の管理や、ファンドユニットの売買や配当等に伴う現金の受け払いなどの事務を代行する事業者のことを指す。

（参考）<http://www.sec.gov/divisions/marketreg/mrtransfer.shtml>

米国

SECの主要部門は、執行（Enforcement）、企業財務（Corporation Finance）、投資運用（Investment Management）、経済・リスク分析（Economic and Risk Analysis）、トレーディング・市場（Trading and Markets）の5部門である。

本部はワシントンD.C.に置かれ、全米に11の地方支部がある。

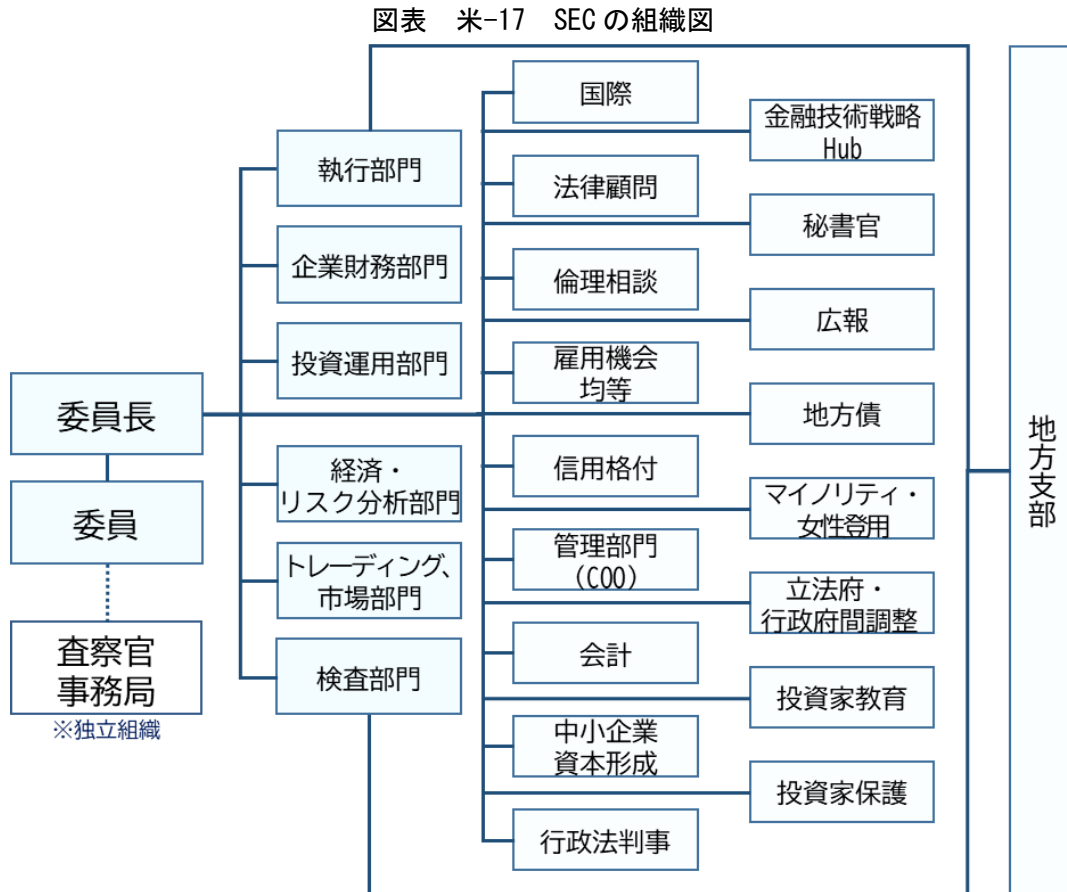
図表 米-16 SECの地方組織

本部：（所在地：ワシントンD.C.）	
地方支部（11ヶ所）	
	ニューヨーク
	ボストン
	フィラデルフィア
	マイアミ
	アトランタ
	シカゴ
	デンバー
	フォートワース
	ソルトレイクシティ
	ロサンゼルス
	サンフランシスコ

（出所）SEC ウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.sec.gov/page/sec-regional-offices>

SECの組織図は以下のとおりである。



(出所) SEC Fiscal Year 2021 Agency Financial Report, p.7.
<https://www.sec.gov/files/sec-2021-agency-financial-report.pdf>

オ 職員数

SECの職員数は下表のとおりである。

図表 米-18 SECの職員数

(2021 会計年度 実績値)

(単位：人)

		職員数
全職員（フルタイム換算）		4,459
うち	検査に従事する職員	1,061
	国際部門の職員	48

(出所) SEC, “FY 2023 Congressional Budget Justification Annual Performance Plan” P16

カ 予算規模

SECは、証券関連法の施行のために必要となる手数料について規則を制定する権限を持つ（15 USC 78d(e)）。SECの収入は、主に有価証券取引手数料³⁶、及び登録手数料からなる。証券法違反者から支払われる不法収入の返還や民事制裁金等の証券取引関連以外の収入は、投資家保護基金、あるいは財務省の一般基金に充当され、違反行為による被害を受けた投資家への補償にあてられる³⁸。

図表 米-19 SECの予算規模・予算源

(2022年9月末)

(単位：100万ドル)

		金額
収入		2,436
	有価証券取引手数料	1,799
	登録手数料（有価証券登録、公開買付、合併）	637
支出（プログラム実施費用）		2,697

(出所) SEC, “FY2022 Agency Financial Report”

³⁶ 有価証券取引手数料は、全国証券取引所及び一部の店頭取引における証券売買額に応じて賦課される手数料で、証券業の自主規制団体である金融取引業規制機構（Financial Industry Regulatory Authority, FINRA）及び全国証券取引所がSECに対して納付する。金融取引業規制機構及び証券取引所は、内規に従い、会員であるブローカー・ディーラーに支払った手数料を転嫁している。

(参考) <http://www.sec.gov/answers/sec31.htm>

³⁷ 登録手数料は、有価証券の発行登録、公開買付や企業合併の登録時等に徴求される手数料である。2012会計年度から、登録手数料の大半が財務省の一般会計に繰り入れられるようになり、SECの運営予算に充てられる金額は減少した。

(参考) SEC Fiscal Year 2016 Agency Financial Report p. 39.

<http://www.sec.gov/about/annrep.shtml>

³⁸ SEC Fiscal Year 2016 Agency Financial Report, pp. 82-83.

(7) 商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission、CFTC)

ア 根拠法令

商品先物取引委員会（以下「CFTC」）は、商品取引法（Commodity Exchange Act）³⁹に基づき、1974年に創設された。CFTCの設置についての規定は、7 USC 2(a)(2)に定められている。

イ 目的

CFTCは、商品取引法の適用を受けるデリバティブ取引に関連する不正行為、市場操作、濫用行為及びシステミック・リスクから市場参加者及び公衆を保護し、オープンで、競争的で、財務的に健全な市場を育成することを使命としている⁴⁰。

ウ 業務内容

CFTCの主要な業務は以下のとおりである⁴¹。

- 取引所、清算機関、取引情報登録機関、取引主体の登録業務
- 商品先物・オプション商品の監督
- 市場慣行や取引慣行、監督対象機関の財務及びリスク状況、事業環境に係る監督
- 監督対象機関の検査
- 市場不正行為に対する法執行
- 外国の監督機関との協議・調整

エ 組織

CFTCは、独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会（Commission）は、大統領により任命され、上院の承認を経た5名の委員によって構成される（7 USC 2(a)(2)）。

本部はワシントンD.C.に置かれ、シカゴ、カンサスシティ、ニューヨークの3ヶ所に地方支部が置かれている⁴²。CFTCの組織図は以下のとおりである。

³⁹ 7 USC 1, et seq.

⁴⁰ CFTC Strategic Plan FY 2014-2018, p.2.

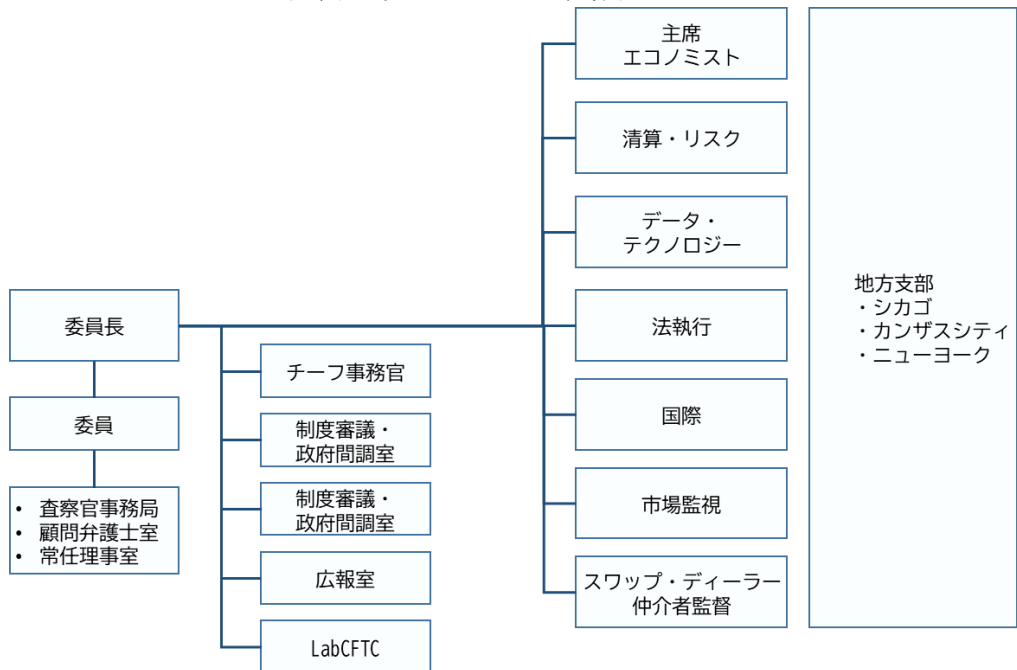
<http://www.cftc.gov/reports/strategicplan/2018/index.htm>

⁴¹ CFTCのウェブサイトの記述に基づく。<https://www.cftc.gov/About/CFTCorganization/index.htm>

⁴² CFTC ウェブサイトの記載による。

<http://www.cftc.gov/Contact/index.htm>

図表 米-20 CFTC の組織図



(出所) CFTC ウェブサイト等より作成
<https://www.cftc.gov/About/CFTCorganization/index.htm>

オ 職員数

CFTC の職員数は下表のとおりである。

図表 米-21 CFTC の職員数
(2021 会計年度)

(単位：人)

		職員数
全職員 (フルタイムの常勤職員のみ)		673
うち	監督業務に従事する職員	160
	国際部門の職員	15

(出所) CFTC, "FY 2023 President's Budget" P12

カ 予算規模

CFTC は、設置以後、一定期間に限定した連邦政府による予算措置が講じられ、それが法改正等を通じて延長される（再授權（Reauthorization））という手続がとられてきた。ただ、本稿執筆時点において、2008～2013 会計年度までしか、法令に基づき実施する業務について連邦政府予算の配分を受ける権限が与えられていない（7 USC 16(d)）。もっとも、正式な再授權手続はないものの、2014 会計年度以後も実質的な予算措置は講じられている模様である⁴³。

図表 米-22 CFTC の予算規模・予算源
(2022 会計年度)

(単位：100 万ドル)

		金額
収入		811.9
	連邦政府予算の配分	811.9
	前年度からの繰越金	—
支出		328.4

(出所) CFTC, “FY2022 Agency Financial Report” P31

なお、CFTC は、監督業務の実施に必要な経費を賄うために、適当な水準の手数料を徴求するための計画を策定・実施することができる。当該計画の実施にあたっては、下院の農業委員会及び上院の農業・栄養・林業委員会の同意を得なければならない。本計画に基づいて徴求した手数料は、雑収入として財務省に預託することとされている（7 USC 16a(a)）。

(8) 州保険監督局

保険業務は、1945 年に成立したマッカラン・ファーガソン法（McCarran-Ferguson Act）により、州法による規制に従うこととされている（15 USC 1012）各州の保険局長官（保険監督官）の集まりである全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioner、NAIC）では、モデル法を制定するなどして、各州の保険監督法制の統一を目指すと同時に、各州当局間の協力を促している⁴⁴。

⁴³ CFTC FY 2022 Agency Financial Report p. 37・p60
<https://www.cftc.gov/media/7941/2022afrr/download>

⁴⁴ NAIC のウェブサイトの記述に基づく。https://content.naic.org/index_about.htm

(9) 金融安定監督評議会 (Financial Stability Oversight Council、FSOC)

ア 根拠法令

金融安定監督評議会 (以下「FSOC」) は、ドッド=フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、以下「ドッド・フランク法」) に基づき、2010年に設置された。合衆国法典では、FSOCに関する規定は第12編第53章サブチャプター1第A部 (Title 12, Chapter 53, Subchapter I, Part A) に収録されている。FSOCの創設についての規定は第5321条(a)項 (12 USC 5321(a)) に定められている。

イ 目的

FSOCの目的は、以下のとおりである (12 USC 5322(a)(1))。

- 国内の金融システムの安定性に係るリスクを特定すること
- 市場関係者による政府からの救済に関する期待を打消し、市場の規律を高める取組みを行うこと
- 国内の金融システムの安定性に対する脅威が生じた場合に、これに対処すること

ウ 業務内容

FSOCの任務は、以下のとおりである。

(ア) システミックな重要性が認められるノンバンク金融会社の認定 (12 USC 5323(a))

深刻な財務困難に陥った場合や性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・業務構成に鑑みて、米国の金融安定にリスクを及ぼすと考えられるノンバンク金融会社を認定する。認定されたノンバンク金融会社は、FRBの監督下に置かれる。

(イ) システミックに重要な金融市場ユーティリティの認定 (12 USC 5463)

金融市場ユーティリティ (financial market utilities) とは、金融機関間又は金融機関とその他の者との間で行われる資金や証券の移転、清算、決済やその他の金融取引のための多極間システムを管理運用する者を指す (12 USC 5462(6))。

FSOCは、システミックな重要性を持つ金融市場ユーティリティやその業務 (支払・清算・決済業務) を認定し、認定された金融市場ユーティリティや業務にはFRBが設定するリスク基準が適用される。

米国

エ 組織

FSOC は、議決権を持つ構成員（計 10 名）と、議決権を持たない構成員（計 5 名）により構成される（12 USC 5321(b)）。

オ 職員数

FSOC の職員数は下表のとおりである。

図表 米-23 FSOC の職員数
(2022 会計年度)

(単位：人)

		職員数
全職員（事務局、フルタイム換算）		27
うち	検査に従事する職員	—
	国際部門の職員	—

(出所) FSOC Budget 2023

<https://home.treasury.gov/system/files/261/FSOC-Budget-Information-for-Fiscal-Year-2023.pdf>

カ 予算規模

FSOC の予算は、財務省金融調査局（Office of Financial Research）の予算から支出される（12 USC 5328）。なお、金融調査局は、FRB による監督を受ける連結資産 250 億ドル以上の銀行持株会社及びノンバンク金融会社に対する賦課金（assessment）を財源とする（12 USC5345）。

図表 米-24 FSOC の予算規模・予算源
(2021 年実績、2022 年見込み)

(単位：1,000 ドル)

		2021 年 (実績)	2022 年 (見込み)
収入		—	—
支出		9,668	10,821
	人件費、非人件費	5,217	7,567
	FDIC の業務費用に対する、FSOC からの補填	4,451	3,254

(出所) FSOC Budget 2022

<https://home.treasury.gov/system/files/261/FSOC-Budget-Information-for-Fiscal-Year-2022.pdf>

(10) 消費者金融保護局 (Bureau of Consumer Financial Protection、CFPB)

ア 根拠法令

消費者金融保護局 (以下「CFPB」) は、ドッド・フランク法に基づき、2010年に設置された⁴⁵。合衆国法典では、CFPBに関する規定は第12編第53章サブチャプター5 (Title 12, Chapter 53, Subchapter V) に収録されている。CFPBの創設についての規定は第5491条(a)項 (12 USC 5491(a)) に定められている。

イ 目的

CFPBは、全ての消費者が消費者向けの金融商品・サービス市場へのアクセスを有すること、及び消費者向け金融商品・サービス市場の公正性、透明性及び競争を確保することを目的として、金融消費者保護に関連する連邦法を施行し、必要な場合にはこれを執行する (12 USC 5511(a))

ウ 業務内容

CFPBの主要業務は、以下のとおりである⁴⁶。

- 規則を定め、関係企業 (companies) を監督し、金融関連の消費者保護に係る連邦法を執行すること (enforce)
- 不公正な、詐欺的な、あるいは悪辣な (unfair, deceptive, or abusive) 行為や慣行を禁ずること
- 消費者の苦情申立 (complaints) を受け付けること
- 金融教育を促進すること
- 消費者の (金融) 行動を研究すること
- 消費者に対する新たなリスクが発生していないか監視すること
- 消費者金融の分野における差別その他不公正な取扱いを禁止すべく法を執行すること

エ 組織

CFPBは、連邦準備制度内に独立した部局 (bureau) に設置されている (12 USC 5491(a))。CFPBの局長 (Director) は、上院の助言と同意に基づいて、大統領が任命 (任期5年) する (12 USC 5491(b)(c))。

⁴⁵ CFPB, Financial Report of the CFPB for fiscal year 2018, p.5.

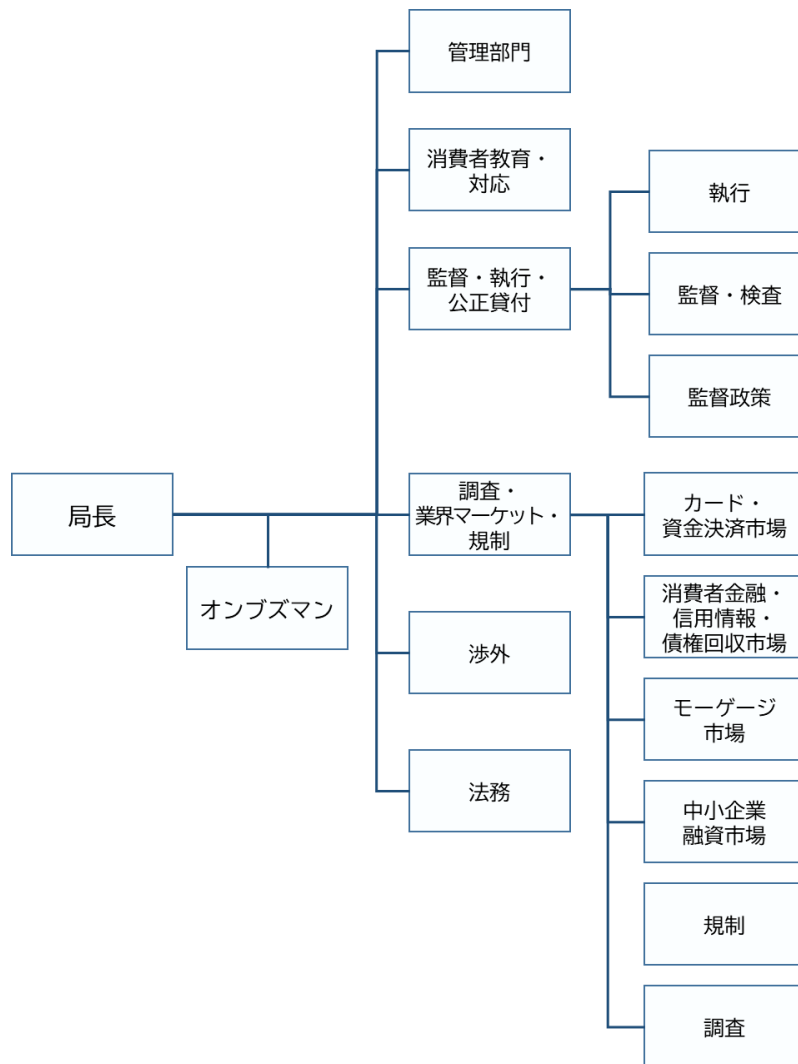
https://files.consumerfinance.gov/f/documents/bcftp_annual-financial-report_fy-2018.pdf

⁴⁶ CFPB ウェブサイトの記述に基づく。 <http://www.consumerfinance.gov/the-bureau/>

CFPBの本部は、ワシントンD.C.に置かれる。局長は、地方支部を設置することができる（12 USC 5491(e)）。地方支部は4ヶ所（シカゴ、ニューヨーク、サンフランシスコ、アトランタ）に置かれている⁴⁷。

CFPBの組織図は以下のとおりである。

図表 米-25 CFPBの組織図



(出所) CFPB ウェブサイトに基づく。

<https://www.consumerfinance.gov/about-us/the-bureau/bureau-structure/>

⁴⁷ CFPB, Financial Report of the CFPB for fiscal year 2019, p.7.

https://files.consumerfinance.gov/f/documents/bcfp_annual-financial-report_fy-2019.pdf

オ 職員数

CFPB の職員数は下表のとおりである。

図表 米-26 CFPB の職員数

(2021 会計年度)

(単位：人)

		職員数
全職員		1,557
うち	監督・法執行部門・公正貸付規制担当部門	NA
	国際部門	—

(出所) CFPB, Annual Performance Plan and Report, and Budget Overview FY2022
https://files.consumerfinance.gov/f/documents/cfpb_performance-plan-and-report_fy22.pdf

カ 予算規模

CFPB の経費は、連邦準備制度の収益により賄う。CFPB 局長が必要と判断する額を四半期毎に連邦準備制度から移転する (12 USC 5497(a)(1))。

ただし、連邦準備制度からの年間の移転額は、同制度の 2009 年度における総経常支出額の一定割合を上限とする。上限値は以下のとおり。

- 2011 年は 10%
- 2012 年は 11%
- 2013 年以降は 12%

なお、上記上限は、公務員給与上昇率に照らして毎年調整される (12 USC 5497(a)(2))。

図表 米-27 CFPB の予算規模・予算源
(2021 会計年度)

(単位：100 万ドル)

		金額
収入		702
	予算収入	598.9
	連邦準備制度からの財源移転	595.9
	民事制裁金からの繰入額	2.7
	利子	0.3
	その他の収入	103.1
支出（事業運営費用）		598

(出所) CFPB, Annual Performance Plan and Report, and Budget Overview FY2022

(11) 連邦保険局 (Federal Insurance Office、FIO)

ア 根拠法令

連邦保険局（以下「FIO」）は、ドッド・フランク法に基づき設置された。

FIO に関する規定は、合衆国法典第 31 章第 313 条 (31 USC 313) に定められている。

イ 目的

FIO は、保険業務に対する一般的な監督あるいは規制権限を持つ機関ではなく、連邦レベルで必要とされる保険の専門性を構築する機能を有する組織である⁴⁸。

FIO は、保険業界のシステミック・リスクに関する監視等を行うとともに、保険監督者国際機構 (IAIS) における米国代表としての役割を有す。

ウ 業務内容

FIO の果たす機能は、以下のとおりである (31 USC 313(c))。

- 保険業界全般をモニター（保険規制の問題点や間隙の把握を含む）
- マイノリティ、低所得層等が適切な保険商品にどの程度アクセスを有するかをモニター
- 保険会社を規制の対象となるノンバンク金融会社として FSOC に勧告

⁴⁸ 財務省ウェブサイトでの記述に基づく。

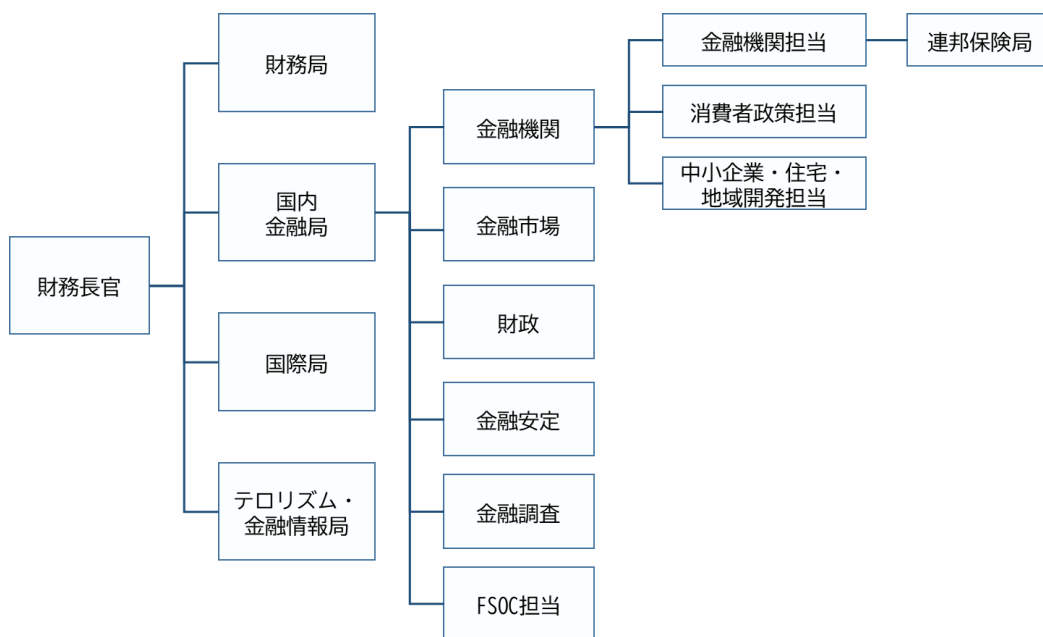
“Federal Insurance Office Created Under the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act: Frequently Asked Questions”
<http://www.treasury.gov/initiatives/wsr/Documents/FAQs%20-%20Federal%20Insurance%20office%20-%20December%202010.pdf>

- 財務長官を助けてテロ保険プログラムを運営
- 保険業務の健全性に係る国際協議において、連邦レベルの作業を調整し、方針を策定（保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors、IAIS）において米国を代表することを含む）。
- 保険業務の健全性に係る州の規定に国際的な取極めが優先するか否かを判断
- 保険関連の全国的な問題や保険業務の健全性に係る国際的な問題について州と協議
- 保険を巡る国内・国際問題について財務長官に助言を行うこと
- アドバイザーとして FSOC に参加

エ 組織

FIO は、財務省内の部局として設置されている。局長は財務長官が任命する（31 USC313 (a), (b)）。FIO 内部の組織図は、非公表であるものの、財務省の組織体系における FIO の位置づけの概要は下図のようになる。

図表 米-28 FIO の組織図



（出所）米財務省ウェブサイトより作成

<https://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Documents/DF%20org%20chart.pdf>

オ 職員数

FIO の職員数については、非公表である。

カ 予算規模

FIO は、業務の遂行にあたって財務省の人員、施設、その他の資源を用いることとされている (31 USC 313(q))。FIO の予算は、財務省の部局 (Departmental Offices) の予算に含まれている。ただし、FIO への予算の割当については、非公表である。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

日本の預金取扱金融機関に相当する米国の金融機関としては、商業銀行 (commercial bank)、貯蓄金融機関 (savings association, thrift institution ともいう) 及び信用組合 (credit union) がある。銀行の大部分が持株会社形態をとっており、銀行を傘下に持つ持株会社は銀行持株会社 (bank holding company) という。

(1) 商業銀行

商業銀行は、二元銀行制度 (Dual Banking System) の下、連邦法に基づく国法銀行 (national bank) と州法に基づく州法銀行 (state bank) とが併存している。法令による銀行の定義としては、銀行持株会社法 (Bank Holding Companies Act) によるものがある。同法では、以下の 1)、2) のいずれかに該当するものを銀行という、と定義している (12 USC 1841(c) (1))。

- 1) 連邦預金保険法 (Federal Deposit Insurance Act) 第 3 条 (h) 項で定める預金保険加入銀行。
- 2) アメリカ合衆国、アメリカ合衆国のいずれかの州、ワシントン D. C.、アメリカ合衆国領土、プエルトリコ自治領、グアム、米領サモア又はヴァージン諸島の法律に基づき設立された組織であって、以下の両方の業務を行うもの。
 - (a) 要求払預金又は小切手又は類似の支払手段によって、預金者が第三者への支払のために引き出すことのできる預金の受入れ
 - (b) 商業貸付の供与

ア 国法銀行

(ア) 業務範囲

国法銀行法において、国法銀行は「銀行業務を行うために必要でその実行に付随する業務を行う権能」を有すると定めており、約束手形の割引等、預金の受入れ、為替等の売買、貸付、紙幣の発行等の 5 業務を列挙している。

(イ) 免許等

国法銀行として銀行業務を営む免許を交付する権限は OCC にある (12 USC 27)。

(ウ)要件

慎重な事実調査により、当該組織に銀行業務を開始する正当な権限を付与することが適当と認められる場合、OCC は当該組織が銀行業務を開始することについての免許を発行するとされている。

ただし、OCC は株主が本法に規定する正当な目的以外のために当該組織を構成したと推測するに足る理由があるときはいつでも、免許交付を留保することができる（12 USC 27）。

(エ)変更・取消

国法銀行の取締役が、本法の規定に故意に違反した場合、又はその役職員、代理人が本法の規定に故意に違反することを容認した場合には、当該銀行のすべての権利、特権は剥奪されるものとする。OCC が提起した訴訟の判決により当該違反の事実が確定した場合には、当該銀行の解散が宣言される（12 USC 93(a)）。

イ 州法銀行

(ア)業務範囲

州法に基づき設置される商業銀行である。国法銀行法の業務範囲に関する規定は、州法に基づき設立される州法銀行に直接適用されないが、FDIC の運営する預金保険制度に参加する州法銀行には、原則として、国法銀行と同様の業務範囲に関する規制が適用される⁴⁹。

(イ)免許等（例：ニューヨーク州）

州法銀行は、各州政府（銀行局）により州免許が交付される（ニューヨーク州銀行法第 14 条(a)）。

州法銀行の FRS や FDIC への加盟の要否は、各州法の規定により異なる。

(ウ)要件

州法銀行免許交付の要件は、各州法の規定により異なる。ニューヨーク州では、州法銀行免許の申請を認めるか否かについて、以下の規準に照らして判断するとしている（ニューヨーク州銀行法第 24 条）。

- 経営者の適格性
- 申請者が銀行法の趣旨に沿って、誠実かつ効率的に業務を行えるかどうか
- 申請者への免許交付により、公共の利益に資するかどうか

⁴⁹ 「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」加藤 貴仁 金融庁金融研究センター

(エ)変更・取消（例：ニューヨーク州）

ニューヨーク州では、州銀行監督官が免許取消に相当する理由があると考えられる場合には、当該銀行への通知及び意見聴取の後、免許の取消を行うことができると規定している（ニューヨーク州銀行法第 40 条）。

ウ 異業種からの銀行参入

米国では伝統的に銀行業と商業の分離政策がとられており、銀行の業務は原則として預金の受入れや貸付けの供与といった業務に限られている（国法銀行について、12 USC 24）。また、銀行を子会社として所有する親会社は銀行持株会社となり（12 USC 1841(a)）、銀行持株会社は、原則として銀行業以外の業務に従事したり、こうした業務を行う子会社を所有・支配したりしてはならないとされている（12 USC 1843(a)）。

しかし、1999年に成立したグラム・リーチ・ブライリー法により、一定の条件を満たす銀行持株会社は金融持株会社となり、金融持株会社の子会社は以下の「金融の性格を有する業務」に従事することが認められるようになった（12 USC 1843(k)、(l)）。そのため、これらの業務を行う会社が、金融持株会社経由で銀行の兄弟会社となることは可能である。

- 貸出、両替、振替、投資受託、及び現金・証券の保管
- 生命保険、健康保険、傷害保険、損害保険などの引受と年金給付、これらの元受・代理・ブローカー業務
- 財務・投資顧問業務
- 証券の発行引受、自己勘定取引、マーケット・メイキング 等

なお、異業種からの銀行業への参入に関しては、2000年代、事業会社によるインダストリアル・ローン・カンパニー（以下「ILC」）を通じた参入が問題となった。ILCは、州法に基づいて設立された機関で貸付けと預金の受入れを行うことができ、預金保険への加入が義務付けられるためFDICの監督を受ける。銀行を子会社として所有する親会社は銀行持株会社となるが、ILCは銀行持株会社法の「銀行」の定義から除外されているため（12 USC 1841(c)(2)(H)）、事業会社がILCを保有する場合は、銀行持株会社としてFRBによる監督を受けずに銀行と同様の業務を行うことが可能となっている。

2007年から2009年の金融危機の際、多くの ILC は銀行持株会社に転換した⁵⁰が、ILC が銀行と同様の業務を行うことが問題視され、ドッド・フランク法では、ILC 等について同法成立後3年間（2013年7月まで）、以下の制限が設けられることとなった（ドッド・フランク法 602 条、603 条(a)）。

FDIC は、事業会社に支配されている ILC 等から 2009 年 11 月 23 日以降に受領する連邦預金保険の申請を承認できない

- 主管連邦銀行当局は、ILC 等の支配変更が事業会社による支配をもたらす場合には、原則として当該支配変更を不認可としなければならない

上記期間経過後も、ILC を「銀行」の定義から除外する規定は残存しているが、ILC 設立の申請は大幅に減少（2020 年末で 23 社）していたが、2020 年に FDIC が ILC を 2 件新たに承認するなど、フィンテックの広がりに合わせて今後の動向が注目されている⁵¹。

(2) 銀行持株会社等

銀行持株会社とは、銀行、又は他の銀行持株会社の議決権付株式の 25% 以上を直接又は間接に所有したり、取締役の過半数を選出したりする権限を有することなどにより、銀行を支配する会社をいう（12 USC 1841(a)）。

銀行持株会社は、銀行業と密接に関連していると法令によって認められた業務や、銀行業に付随するものとして FRB による事前の認可を得た業務を除き、銀行業以外の業務に従事したり、こうした業務を行う子会社を所有・支配したりしてはならないとされている（12 USC 1843(a)）。

しかし、1999 年に成立したグラム・リーチ・ブライリー法（Gramm-Leach-Bliley Act）により、資本充実度や経営状態等に関する基準を満たしている銀行持株会社は、FRB に金融持株会社（financial holding company）としての届出（notification）を行うことにより、非銀行業務を含む「金融の性格を有する業務（financial in nature）」に従事することが認められるようになった（12 USC 1843(k)、(l)）。

⁵⁰ アメリカンエクスプレス、ゴールドマンサックス、モルガンスタンレー、GMAC フィナンシャルサービス等

⁵¹ Statement of Martin J. Gruenberg, Chairman, Federal Deposit Insurance Corporation on De Novo Banks and Industrial Loan Companies before the Committee on Oversight and Government Reform; U.S. House of Representatives; 2157 Rayburn House Office Building (July 13, 2016) <https://www.fdic.gov/news/news/speeches/spjul1316.html>

金融持株会社が行うことのできる業務については、FRB が場合によっては財務省とも協議して範囲を定めるとされており、「金融の性格を有する業務」に該当する業務として以下のようなものがあげられている（12 USC 1843(k)、(4)）。

- 貸出、両替、振替、投資受託、及び現金・証券の保管
- 生命保険、健康保険、傷害保険、損害保険などの引受と年金給付、これらの元受・代理・ブローカー業務
- 財務・投資・経済に関する助言サービスの提供（投資会社に対する助言を含む）
- 証券の発行引受、自己勘定取引、マーケット・メイキング等

ア 銀行持株会社

(ア)業務範囲

銀行持株会社は原則として銀行業や銀行及びその子会社の経営管理に関する業務又は子会社へのサービスの提供以外の業務を行うことができない。銀行持株会社法は銀行の保有に関して適用されるが、FDIC が管理する預金保険制度の対象となる銀行を1つでも支配する場合、銀行持株会社法の規制が適用される⁵²。

(イ)免許等（認可：approval）

法人が銀行持株会社になるためには、FRB による事前の認可が必要とされる（12 USC 1842(a)）。

認可を得た銀行持株会社は、FRB への登録を行わなければならない（12 USC 1844(a)）。

(ウ)要件

銀行持株会社の認可は、以下の観点から総合的に審査される（12 USC 1842(c)）。

- 競争政策上の観点
- 銀行持株会社及び銀行の財政的・経営的資源、将来展望、地域における便益の観点
- FRB が適切と考える資料など、FRB による監督上の観点
- マネー・ローンダリング対策の実効性の観点
- 米国の銀行システム、金融システムの安定性に対する集中リスクが増大しないか、という観点等

⁵² 「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」加藤 貴仁 金融庁金融研究センター

(エ)変更・取消

銀行持株会社の登録取消に関する規定はない。

ただし、FRB は、銀行持株会社の活動、あるいは非銀行子会社の所有等により、当該銀行持株会社の銀行子会社に深刻なリスクが生じていると判断した場合は、銀行持株会社に対して、当該非銀行子会社、銀行子会社の売却等を行うように命令することができる (12 USC 1844 (e))。

イ 金融持株会社

(ア)業務範囲

金融持株会社は「金融の性質を有する業務又はそれらに付随する業務」に従事することが認められる (12 U. S. C 1843 (k))、とされている。

一定の規制に服することを条件として、投資目的で一般事業会社の株式等を規模の制限無く取得できること、及び金融業務ではないがそれを補完すると認められた業務に従事することが認められている。これは、「銀行と商業の分離」規制を緩和する側面を有している⁵³。

(イ)免許等 (届出 : notice)

業務範囲は上記 (ア) のとおりであるが、FRB に金融持株会社としての届出を行うことにより、FRB が規則によって定める金融の性質を有する業務を行うことができる (12 USC 1843 (k) (5))。

(ウ)要件

金融持株会社として非銀行業務に従事するには、預金取扱機関及び金融システムの健全性に重大な脅威を与えない業務であることが求められており、以下の要件を充足していることが求められる (12 USC 1843 (l))。

- 当該持株会社の傘下にあるすべての預金取扱金融機関において、資本が充実しており (well capitalized)、経営管理が良好 (well managed) であること。
- 当該持株会社自体の資本が充実しており、経営管理が良好であること。

(エ)変更・取消

FRB は、金融持株会社が上記 (b) の要件を満たしていないと判断した場合には、是正を要求する通達を発することができる。是正がなされない場合、

⁵³ 「アメリカにおける『銀行と商業の分離』に関する規制の現状」加藤 貴仁 金融庁金融研究センター

FRB は当該金融持株会社に対し、銀行子会社の所有停止、あるいは非銀行業務の停止を要求することができる (12 USC 1843(m))。

(3) 貯蓄金融機関

貯蓄金融機関には、連邦法に基づく連邦貯蓄金融機関と、州法に基づく州貯蓄金融機関とがある (12 USC 1813(b))。

- 1) 連邦貯蓄金融機関 (federal savings association)
連邦法 (12 USC 1464) に基づき、通貨監督庁の通貨監督官 (Comptroller of the Currency) から免許を得た連邦貯蓄金融機関 (federal savings association) 又は連邦貯蓄銀行 (federal savings bank) を指す。
- 2) 州貯蓄金融機関 (state savings associations)
州法に基づく住宅貸付組合 (building and loan association)、貯蓄貸付組合 (savings and loan association, S&L)、ホームステッド組合 (homestead association) 又は協同組合銀行 (cooperative bank) を指す。

貯蓄金融機関の免許にも、連邦法に基づくものと州法に基づくものが存在する。連邦免許は OCC により交付、州法免許は州政府により交付される。

連邦貯蓄金融機関の免許に関する規定は以下のとおりである。

ア 免許 (charter) 等

連邦貯蓄金融機関の免許は、OCC が交付する権限をもつことが定められている (12 USC 1464(a))。

イ 要件

免許は以下を全て充足する場合に限って交付される (12 USC 1464(e))。

- 申請者が善良なる管理者 (good character and responsibility) であること
- 当該コミュニティにおける必要性が認められること
- 申請者が貯蓄金融機関として業務を行うことが、有益かつ持続可能なものになるという可能性が合理的に認められること
- 既存の貯蓄金融機関等の事業を不当に侵害することなく設立可能であること。また、OCC が定める貯蓄金融機関の資本金要件 (最低資本金額、又は資産に対する資本比率) を満たすことも要求される (12 USC 1464(s))

ウ 変更・取消

免許の変更・取消について、明文上の規定はない。

(4) 信用組合

ア 業務範囲

信用組合は、組合員間の相互扶助を目的とする協同組織金融機関で、連邦法に基づき免許を交付された連邦信用組合 (federal credit union) と、州法に基づく免許を交付された州信用組合 (state credit union) がある (12 USC 1752(1)、(6))。

連邦信用組合 (federal credit union) の場合、組合員の募集範囲や業務範囲について、連邦法による以下のような規制を受ける。

- 信用組合においては、組合員になり得る者の範囲を限定する「共通の結び付き (common bond)」を定めなければならない。「共通の結びつき」には、以下の3種類がある (12 USC 1759(b))。
 - 同一の職種 (occupation) 又は団体 (association) に属すること
 - 同一の職種又は団体に属する集団 (group) の複数から組合員を募集することも可能。その場合、一集団あたりの会員数は原則として3,000名未満でなければならないこと (12 USC 1759(d))
 - 同一の地域に居住していること
- 貸付先は、中央機関や他の信用組合に対するものを除き、組合員に限定される。また、資金用途にも制限がある (12 USC 1757(5))。

資金の受入は「出資 (share)」の形をとる。非組合員からの出資の受入は、主として低所得の組合員に対してサービスを提供する信用組合に限り認められている (12 USC 1757(6))。

イ 免許等

信用組合の免許にも、連邦レベルのものと州レベルのものが存在する。連邦免許は NCUA により交付、州法免許は州政府により交付される。

連邦信用組合への免許交付は NCUA が行う (12 USC 1754)。以下の要件、変更・取消については連邦信用組合に関する内容である。

ウ 要件

免許交付にあたっては、以下の点が考慮される (12 USC 1754)。

- 設立趣意書 (organization certificate) が所定の要件を満たしていること

- 申請者の性質が良好で業務適格性があること
- 設立に関する経済的な裏付けがあること

エ 変更・取消

NCUA は、連邦信用組が破産、債務不履行の状態、又は関連法規に違反していると判断した場合には (upon its finding)、NCUA の理事会 (The Board) は、免許の停止、取消、清算手続の開始と管財人の任命を要求することができる (12 USC 1766 (b) (1))。

(5) デジタルバンク等に係る規制動向

ア 免許等

米国には、店舗を持たない銀行に対する、特定の分類・基準は存在しない。銀行免許⁵⁴を持たない Fintech 企業は、フル・ラインの金融サービスを提供することができないが、2018 年、OCC は、Fintech 企業による、特別目的国法銀行免許 (Special Purpose National Bank Charters、以下「SPNB 免許」) 申請の受入を開始することを表明した⁵⁵。OCC は、国法銀行法 (National Bank Act of 1864) の下、国法銀行の免許を交付する独占的権限があるとともに、SPNB 免許を交付する権限もあり、それら銀行の監督機関となっている⁵⁶。

Fintech 企業に交付される、SPNB 免許の対象となる業務は、貸付業務と小切手支払に関わる業務 (paying checks) の両方又はいずれかとされている⁵⁷。したがって、SPNB 免許申請の対象となる Fintech 企業は、預金業務を行わず、FDIC による預金保険の対象にもならない Fintech 企業となる。また、SPNB 免許を交付された Fintech 企業は、現在 OCC の監督下にある国法銀行と同様に国法銀行法の対象となるため、厳格な法律や規制が適用されることになり、資本・流動性要件の充足やリスク管理体制の整備が求められる⁵⁸。このことが SPNB 免許の申請に関心を持つ Fintech 企業がその申請を躊躇する原因となりうる。

また、米国では、連邦と州の二元銀行制度 (Dual Banking System)⁵⁹が採用されているため、州の規制当局から OCC に対して訴訟が提起される可能性もある。2019 年、ニューヨークの地方裁判所は、OCC が Fintech 企業に

⁵⁴ 免許付与については、米国 II. 1. (1) 商業銀行を参照のこと。

⁵⁵ <https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2018/nr-occ-2018-74.html>

⁵⁶ 銀行の監督権限については、米国 I. 2. (2) ア通貨監督庁 (OCC) を参照のこと。

⁵⁷ <https://occ.gov/news-issuances/news-releases/2018/pub-other-occ-policy-statement-fintech.pdf>

⁵⁸ <https://www.occ.treas.gov/publications-and-resources/publications/comptrollers-licensing-manual/files/licensing-booklet-charters.html>

⁵⁹ 免許付与については、米国 II. 1. (1) 商業銀行を参照のこと。

SPNB 免許を交付することは、国法銀行法が OCC に与えた権限を逸脱すると
の判決を下した⁶⁰。しかし、これに対して、SPNB 免許の取得を検討していた
多くの Fintech 企業は、既存の銀行と提携し預金保険制度を利用すること
で、自由なサービス提供を実現させている⁶¹。

イ デジタルバンクの例

(ア)Varo Money

Varo Money は、FDIC から承認を得た初のデジタル・プラットフォームで
ある。2015 年設立当初は、FDIC の承認を受けていなかったため、元本保証
付きの預金を提供するためにはコミュニティ銀行等との提携をしなければ
ならなかったが、2018 年に銀行免許の予備ライセンスを受け、2020 年 2 月
に FDIC から連邦預金保険の適用を認められた。その後、2020 年 7 月に OCC
からの正式認可が発表され、デジタルバンクとして初の連邦銀行免許を取
得した⁶²。

(イ)SoFi

SoFi は、預金及びローン・サービスを提供するオンライン・ファイナン
ス企業である。2011 年に学生ローンのリファイナンスからサービスを開始
し、FDIC に連邦預金保険適用の承認申請をしたが、社内で不祥事が発覚し
たことにより撤回されたため、デラウェア州の WSFS 銀行との提携を通じて⁶³、
預金口座、住宅ローンの借り換え、資産管理サービスを提供している⁶⁴。

⁶⁰ <https://www.cnbc.com/2019/10/24/fintechs-fast-pass-to-traditional-banking-is-now-cut-off.html>

⁶¹ <https://www.medallionbank.com/blog/why-banks-partner-with-fintech-companies/>

⁶² <https://www.sbbi.jp/article/fj/40066>

⁶³ <https://www.globenewswire.com/news-release/2017/12/07/1247643/0/en/WSFS-and-SoFi-Strike-Agreement-on-New-Cash-Management-Account.html>

⁶⁴ <https://www.cnbc.com/2019/05/29/lending-start-up-sofi-closes-500-million-funding-round-led-by-qatar.html>

2. 証券会社

連邦法による監督対象は、有価証券のブローカー（broker）業務又はディーラー（dealer）業務を行う証券会社である。

(1) 業務範囲

連邦法による監督の対象は、有価証券のブローカー（broker）業務又はディーラー（dealer）業務を行う証券会社である。

ブローカー及びディーラーの定義は 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）で次のとおり定められている。

- ブローカーとは、他人の勘定で証券取引を行うことを業とする者をいう（15 USC 78c(a)(4)）。
- ディーラーとは、ブローカーを通じて、あるいは他の方法により、自己の勘定で証券の売買を行うことを業とする者をいう（15 USC 78c(a)(5)）。

1934 年証券取引所法では証券会社の業務範囲は制限されていない。しかし、証券会社の預金の受入れはいわゆるグラス・スティーガル法（1933 年銀行法）第 21 条⁶⁵で禁止され、現在もこの規制は存続している。

(2) 免許等（登録：register）

SEC への登録（register）を行わずに、ブローカー又はディーラーとしての業務を行うことは違法である（15USC 78o(a)(1)）。

(3) 要件

SEC は、登録の停止又は取消の要件に該当すると認定した場合には、当該登録を取消さなければならないとされている（15 USC 78o(b)(1)）。登録の停止・取消要件については、下記の（4）変更・取消において記載している。

(4) 変更・取消

SEC は、ブローカー又はディーラー、若しくはそれらの関係者が、次に定める事実に該当し、公益に反すると認めるときは、命令により、ブローカー

⁶⁵ FDIC, FDIC Law, Regulations, Related Acts, 5000 - Statements of Policy, <https://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/5000-1900.html>

又はディーラーとしての一時的（12 カ月以内）な事業活動の停止又は登録の取消をすることができる（15 USC 78o(b)(4)）。

● 登録の停止・取消要件

- ・ 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと
- ・ 一定の罪について有罪宣告を受けたこと
- ・ 裁判所の命令又は判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること
- ・ SEC 所管法令に故意に違反したこと
- ・ 他の者による SEC 所管法令への違反の幫助等を故意に行ったこと。
- ・ ブローカー業等に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと
- ・ 海外の監督機関によって、類似の処分の対象となったこと
- ・ 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたこと

3. 投資運用業者・投資顧問会社

投資運用業者・投資顧問会社に相当する事業者は、それぞれ投資会社法・投資顧問法により規制されている。

(1) 業務範囲

ア 投資運用業者

投資運用業者に相当する代表的なものとしては、投資会社法（Investment Company Act of 1940）にいう「投資会社の投資顧問（investment advisor of an investment company）」がある。

「投資会社の投資顧問」とは、投資ファンドとの契約（契約者から委任されている場合など、間接的な契約関係である場合も含む）によりファンド資産の運用にあたる者のことをいい、投資会社法では以下のように定義されている（15 USC 80a-2(a)(20)）。

- 投資会社との契約によって、当該ファンドが行う有価証券やその他の財産への投資や売買について定期的に助言を行う者、又は当該ファンドから有価証券やその他の財産への投資や売買について決定権限を与えられている者。ただし、当該投資会社の正規の役員、取締役、信託受

託者、経営諮問委員会のメンバー、又は従業員を除く。

- 上記で規定された者との契約によって、定期的に、上記で規定された者の果たすべき義務を実質的に実施している他の者

「投資会社の投資顧問」である投資運用業者は、投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）⁶⁶に基づき、「投資顧問業者（investment advisor）」として規制の対象になる⁶⁷。

なお、投資会社法では投資会社の投資顧問の業務範囲は制限されていない。

イ 投資顧問業者

投資顧問業者について、投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）は「報酬を受けて、他者に対し直接的に、又は、刊行物や文書を通じて、有価証券の価値や有価証券への投資あるいは当該有価証券の売買の妥当性（advisability）について、助言を行う者、若しくは通常業務の一環として報酬を受けて、有価証券に関する分析や報告書の発行あるいは公表を行う者」と定義している（15 USC 80b-2(a)(11)）。

なお、投資顧問法では投資顧問業者の業務範囲は制限していない。

(2) 免許等

ア 投資運用業者

米国における投資運用業者は、投資ファンドの資産の運用指図を行う業者であり、投資顧問業者としての登録を義務付けられている。

イ 投資顧問業者

(ア)登録

SEC への登録を行わずに、投資顧問業者として州を越えた業務を行うことは違法である（15 USC 80b-3(a)）。ただし、以下の適用除外要件に該当する場合、SEC へ登録を行わなくても、州を越えた業務が可能となる。

① 適用除外

以下の者については、SEC への登録は任意となる（15USC80b-3(b)(1)(m)）。

- 州内顧問業（Intrastate Advisers）

事業所も顧客も全て同じ州内にあり、かつ上場有価証券に関する助言を行わない場合

⁶⁶ 15 USC 80b-1, et. seq.

⁶⁷ SEC, “Regulation of Investment Advisors by the U.S. Securities Exchange Commission” (March 2013), p. 10. (http://www.sec.gov/about/offices/oia/oia_investman/rplaze-042012.pdf)

米国

- 保険業に対する顧問業 (Advisers to Insurance Companies)
保険会社のみを顧客とする顧問業
- 在外私募顧問業 (Foreign Private Advisers)
米国内に拠点がなく、米国顧客が 15 人未満でかつそれらへの助言対象が私募ファンドに限定されている等の要件を満たす場合
- 慈善団体等 (Charitable Organizations and Plans)
慈善団体、あるいはその信託受託者、役員、従業員等が、それらの慈善団体等に対して助言を行う場合
- 教会プラン (Church Plan)
一定の税制適格要件を満たす教会又は教会の組織によって設立されたプランで、教会プランの設立・運営者、信託受託者、役員、従業員等が、専ら、それらの教会プラン等に対して助言を行う場合
- 商品投資顧問業 (Commodity Trading Advisors)
商品先物取引委員会 (CFTC) の管轄下にあり、(証券) 投資顧問業としての実態がない場合
- 私募ファンドの顧問業 (Private Fund Advisers)
米国内の運用資産が 150 百万ドル未満の私募ファンドのみを対象とする顧問業
- ベンチャー・キャピタルへの顧問業 (Venture Capital Advisers)
ベンチャー・キャピタルのみを顧客とする顧問業
- SBIC への顧問業 (Advisers to Small Business Investment Companies)
中小企業投資会社法 (Small Business Investment Companies Act of 1958) に基づく免許を付与された投資ファンドのみを対象とする顧問業

② 州法による規制

主たる事業所を構え、また事業を行う州による規制の適用を受ける投資顧問業者は、原則として SEC への登録義務を負わない。ただし、以下の場合には SEC への登録が必要となる (15 USC 80b-3a(a))。

- 運用資産の額が 2,500 万ドル以上、又は SEC が規則によって定める以上の額である場合
- 投資会社法に基づいて SEC への登録を行っている投資会社に対して顧問業を行う場合

(3) 要件

SEC は、登録取消要件に該当すると認定した場合には、登録を取消さなければならない (15 USC 80b-3(c))。

(4) 変更・取消

SEC は、以下の場合に問責 (censure)、12 カ月を超えない期間にわたる業務の制限、登録の取消 (revoke the registration) を行うことができる (15 USC 80b-3(e))。

- 登録の取消要件

- ・ 申請・報告等において、重要な事実 (material fact) に関する虚偽又は詐欺的な表明を故意に行ったり、あるいは重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合
- ・ 一定の罪について有罪宣告を受けたとき
- ・ 国内外の裁判所の命令又は判決により、投資顧問業やその他の金融業務 (証券業、銀行業、保険業、商品取引業など) の営業等を禁止されたとき
- ・ SEC 所管法令に故意に違反したこと
- ・ 他の者による SEC 所管法令への違反の幫助等を故意に行ったりしたとき
- ・ 投資顧問業務に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったとき海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったとき
- ・ 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたとき

4. 保険会社 (保険仲介業を含む)

保険業務は、1945 年に成立したマッカラン・ファーガソン法 (McCarran-Ferguson Act) により、生命保険会社、損害保険会社とも、州法の規制に従うこととされている (15 USC 1012)。

(1) 業務範囲 (例：ニューヨーク州)

いかなる個人・団体も、有効な免許 (a license) により認可されるか、又は免許要件を免除⁶⁸されない限り、ニューヨーク州内で保険事業を営むことはできない (ニューヨーク州保険法 (以下「ISC」) 第 1102 条(a))。ニューヨーク州法に準拠して設立された法人が州外で保険事業を営む場合についても同様である (ISC 第 1102 条(b))。

⁶⁸ 慈善年金組合、一定の共済組合・社団法人、ニューヨーク州保険基金、労働組合等については、免許要件等が免除されている (ISC1108 条)。

「保険事業を営む (doing an insurance business)」とは、ISC 第 1101 条に規定するものを指すとされ (ISC 第 107 条(a) (46))、同条は、ニューヨーク州内で保険事業を営んでいるとみなされる場合について、次のとおり規定している。

いかなる個人・団体 (firm, association, corporation or joint-stock company) が行う州内での次のいずれの行為も、州外から郵便その他の方法でなされた場合は、州内で保険事業を営むこと (doing an insurance business) に該当する (ISC 第 1101 条(b) (1))⁶⁹。

- 保険者として、州居住者若しくは州内で営業認可を受けた組合、団体及び法人に対し、保険証券・保険契約書の発行等若しくはそれらの申込みの誘引を含め、保険契約⁷⁰を締結し、又は締結の申込みを行うこと
- 本業として、保証⁷¹又は債務引受契約を締結し、又は締結の提案を行うこと
- 保険証券・保険契約に対し、保険料や会費、賦課金若しくはその他の対価を徴収すること
- 本法の意義の範囲内で保険業を構成するものとして、特定して認められる事業 (再保険業を含む) を営むこと
- 本法の規定を潜脱する目的で、実質上、上記のいずれかに相当する事業を営み、又はその企画をすること

⁶⁹ ただし、州無認可の他州保険者・外国保険者が州外から郵便で行う場合の一定の行為・取引 (ISC 1101 条(b) (2)) など、一定の例外がある。

⁷⁰ 「保険契約 (insurance contract)」は、「保険者 (insurer) である一方の当事者が、保険契約者 (insured) 又は保険金受取人 (beneficiary) である他方の当事者に対して、後者が偶発的事故の発生によって不利な影響を受ける実質的な利害関係を、その事故発生の際に有し、又は有すると期待される場合において、その事故の発生を条件として金銭的価値の給付を付与する義務を負う一切の合意又はその他の取引」と定義されている (ISC 第 1101 条(a) (1))。

⁷¹ 「保証契約 (contract of warrant, guaranty or suretyship)」とは、保険事業を本業として営む保証人によってなされる場合に限り、保険契約を指す (ISC 第 1101 条(a) (3))。

認可の対象となる保険種目は次のとおり定められている（ISC1113 条(a)）。

(1) 生命保険	(17) <u>信用保険</u>
(2) 年金	(18) 権原保険
(3) <u>傷害・健康保険</u>	(19) <u>自動車車両・航空機機体保険</u>
(4) <u>火災保険</u>	(20) <u>海上及びインランド・マリナーン保険</u> ⁷³
(5) <u>諸財産保険</u>	(21) <u>船主責任保険</u> ⁷⁴
(6) <u>漏水保険</u>	(22) <u>残余価値保険</u>
(7) <u>盗難保険</u>	(23) モーゲージ補償保険
(8) <u>ガラス保険</u>	(24) <u>失業信用保険</u>
(9) <u>ボイラー機械保険</u>	(25) 金融保証保険
(10) <u>エレベーター保険</u>	(26) <u>差損額保険</u>
(11) <u>動物保険</u>	(27) <u>表彰補償保険</u>
(12) <u>衝突保険</u>	(28) <u>サービス契約補償保険</u>
(13) <u>対人賠償責任保険</u>	(29) <u>リーガルサービス保険</u>
(14) <u>対物賠償責任保険</u> ⁷²	(30) <u>信用失業保険</u>
(15) <u>労災補償使用者責任保険</u>	(31) <u>給与保証保険</u>
(16) <u>誠実保証保険</u>	(32) 実質上類似の保険 ⁷⁵

(注) 実線は損害保険種目のうち「基本保険種目 (Basic kinds of insurance)」に分類されるもの (ISC 第 4101 条(a))、二重線は「非基本保険種目 (Non-basic kinds of insurance)」に分類されるもの (同条(b)) である。

ニューヨーク州内において生命保険事業を営む免許を付与された生命保険会社が営むことができる保険事業は次のとおり。この業務規制は、他州生命保険会社がニューヨーク州の内外を問わず営む事業、外国生命保険会社が合衆国内で営む事業についても適用される (ISC 第 4205 条)。

- 生命保険 (ISC 第 1113 条(a) (1))
- 年金 (ISC 第 1113 条(a) (2))
- 傷害・健康保険 (ISC 第 1113 条(a) (3))
- リーガルサービス保険 (ISC 第 1113 条(a) (29))
- 給与保証保険 (ISC 第 1113 条(a) (31))
- 再保険 (ISC 第 1114 条(a))

⁷² 株式会社が営む場合は基本保険種目、相互会社が営む場合は非基本保険種目に分類される。

⁷³ 海上及びインランド・マリナーンで特定された海上保険 (原文は "marine and inland marine" であるが、非基本保険種目との対比からこのように解される) は基本保険種目、海上及びインランド・マリナーンで特定されたインランド・マリナーン保険は非基本保険種目に分類される。

⁷⁴ 相互会社が営む場合は基本保険種目、株式会社が営む場合は非基本保険種目に分類される。

⁷⁵ 実質上類似の保険 (Substantially similar kind of insurance) とは、保険監督官の見解によれば(1)～(32)の保険種目に実質上類似していると判断され、かつ本章の目的に照らして当該保険種目に含まれるとみなされるものをいう (ISC 第 1113 条(a) (32))。

- 基金積立協定（ISC 第 3222 条）⁷⁶

他方、損害保険会社は、1 つ若しくは複数の基本保険種目を引き受けるために設立され、免許が交付される（ISC4102 条(a)）。また、そのような損害保険会社は、一定の要件⁷⁷の下で非基本保険種目を引き受ける免許が交付されることがある（ISC 第 4102 条(b)）。なお、基本保険種目・非基本保険種目のいずれにも含まれない種目（権原保険、モーゲージ補償保険、金融保証保険）については、損害保険会社・生命保険会社のいずれも引き受ける免許を取得できず、専門の保険会社（モノライン）が営むこととされている。

<他業禁止（例：ニューヨーク州）>

1) 本体業務

生命保険・損害保険を問わず、ニューヨーク州において営業を認可された保険者は、保険法で特に認められている他業のほか、同州における営業免許の交付を受けた保険事業に必然又は当然に付随する範囲において、その他の事業に従事できることとされている（ISC 第 1113 条(a)）。

ニューヨーク州保険法で特に認められている他業は次のとおり。

(a) 生命保険会社（ISC 第 4205 条）

州内生命保険会社は、当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置くことによって、次の事業を営むことができる（ISC 第 1714 条(a)）。

- 投資顧問業務、投資管理業務及び保険事業活動諸部門に関連するサービスの提供を含む、保険者の業務に固有の、又は本来的に付随する範囲内にある一切の事業
- 州金融サービス監督官が承認する範囲でのその他一切の事業⁷⁸
- 上記事業に必然又は当然に付随する事業（ISC 第 4205 条）

この規定は、他州生命保険会社がニューヨーク州の内外を問わず営む事業、及び外国生命保険会社が合衆国内で営む事業についても適用される

⁷⁶ 基金積立協定の発行・交付は ISC1113 条、1714 条で認められている事業を営むことには該当せず、ISC1101 条(a)(1)にいう保険事業を営むことにあたるとされている（ISC3222 条(a)）。

⁷⁷ 例えば、対人賠償責任保険及び対物賠償責任保険を引き受けている保険者は、自動車車両・航空機機体保険、リーガルサービス保険を引き受ける免許を受けることができる（ISC4102 条(b)(4)）。また、財務要件も設けられている（ISC4103 条、4107 条）。

⁷⁸ 承認にあたっては、州金融サービス監督官は保険契約者の利益保護のための制限を設けることができる（ISC1714 条(b)）。

(ISC 第 4205 条)。加えて、他州保険者⁷⁹及び外国保険者⁸⁰については、追加的免許要件として、同州以外で営む業務との関係での規制が設けられており、保険事業以外の他業については次のとおり規制されている(ISC 第 1106 条)。

- 他州保険者について、ニューヨーク州又は他州で保険事業以外の事業を営み、かつ、当該事業がその保険者が営業免許を交付されている(licensed)保険事業に必然又は当然に付随する事業でない場合に、ニューヨーク州で事業を営むことはできない(ISC 第 1106 条(c)後段)。

外国保険者について、合衆国内のいずれかにおいて保険事業以外の事業を営み、かつ、当該事業がその保険者が営むことを認可されている(authorized)保険事業に必然又は当然に付随する事業でない場合に、ニューヨーク州で保険事業を営むことはできない(ISC 第 1106 条(d)後段)。

(b) 損害保険会社 (property/casualty insurance company)

州内損害保険会社は、当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置いた場合の次の事業、及び州における営業を認可された保険事業に必然又は当然に付随する事業について直接営むことができる(ISC1610 条(a))。

- 投資顧問業務
- 保険数理、損害賠償、安全工学、情報処理、経理、請求、評価、徴収及び勧誘、労働者災害補償保険法 50 条に基づく自家保険者の代理としての業務を含む保険事業活動諸部門に関連するサービスの提供
- 保険機能を持つ、又は健康若しくは福祉プログラムを担当する行政機関の事務代行業務

当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置いた場合には、上記に加え、州金融サービス監督官が承認する範囲でその他一切の事業を直接営むことができる(ISC 第 1610 条(b))⁸¹。

2) 子会社・持株会社

子会社について、州内生命保険会社は、設立管轄法に基づいて適法な事業を営むか、若しくはそのために設立された子会社であれば、いかなる事業を

⁷⁹ 他州保険者 (foreign insurer) とは、ニューヨーク州以外の州の法律により法人格を付与され又は設立された保険者をいう (ISC107 条(a) (21))。なお、「州」とは、合衆国の各州、プエルトリコ自治領及びワシントン D. C. をいう (ISC107 条(a) (39))。

⁸⁰ 外国保険者 (alien insurer) とは、外国の法律又は他州保険者の定義に含まれない地域の法律により法人格を付与され又は設立された保険者をいう (ISC107 条(a) (5))。

⁸¹ 承認にあたっては、州金融サービス監督官は保険契約者の利益保護のための制限を設けることができる (ISC1610 条(b))。

営む子会社に対しても投資することができ、又はその他の態様で取得することができることとされ（ISC 第 1701 条(a)）、子会社の業務は制限されていない。したがって、子会社を通じていずれの他業にも参入が可能である。州内損害保険会社についても同様である（ISC 第 1601 条(a)）。

持株会社（保険持株会社）⁸²についても保険法上持株会社本体又は被支配者の業務を制限する規定はなく、他業への参入が可能である⁸³。従来、銀行持株会社法で禁止されていた持株会社を通じた銀行業務への参入についても、1999 年のグラム・リーチ・ブライリー法により金融持株会社を通じた相互参入が可能となっている（12 USC 1843(k) (1) (4)）。

(2) 免許等（例：ニューヨーク州）

保険会社に対しては、州当局が免許を交付する。

州政府の州金融サービス監督官（the superintendent of financial services of this state）から免許が交付され、又は、免許要件を免除されなければ、保険事業を営むことはできない（ISC 第 1102 条(a)）。

(3) 要件

州金融サービス監督官は、以下の場合に免許の交付を拒否できる。

- 免許の交付・更新の拒否がニューヨーク州民にとって最上の利益になると判断した場合（ISC 第 1102 条（d））
- 申請者が、資本金をはじめ、定められた財務条件を満たしていない場合（同条(e) (1), (4)）
- 発起人又は取締役が有罪判決を受けた、又は信頼し得ぬ人物と認定された場合（同条(e) (2)）
- 公衆を欺瞞又は誤導しかねない名称で事業を行おうとすると判断した場合（同条(g) (1)）

(4) 変更・取消

州金融サービス監督官は、保険会社がこの法律上の要件を遵守できず、かつ、州民の利益を守るために必要と判断した場合、他州又は外国の保険会社に与え

⁸² ここでいう持株会社（保険持株会社）とは、直接又は間接的に認可保険会社を支配する者をいう（ISC1501 条(a) (3)）。なお、支配する者が認可保険会社である場合、その者は持株会社とはみなされない（ISC1502 条(a) (1)）。

⁸³ 参入は可能であるが、支配する者が認可保険会社以外の者である場合には、支配される保険会社への通知及び州金融サービス監督官の事前承認を要する（ISC1506 条(a)）。また、支配される保険者は監督官への登録・報告が必要である（ISC1503 条・1504 条(a) (1)）。

た免許を取消することができる。なお、当該取消要因がもはや存在しないと州金融サービス監督官が認定する場合には、免許を復活させることができる（ISC 第 1104 条(a)）。そのほか、虚偽説明の禁止違反に対する免許の取消（同条(b)）、財務健全性を理由とする免許の停止（同条(c)）に関する規定も設けられている。

(5) Insurtech に関する規制等

連邦政府では Insurtech を法律上定義及び規制しておらず、各州の保険監督局の規制に委ねられている。

全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioners、以下「NAIC」）では、保険業界における技術、データ収集、サイバーセキュリティを監視するために 2017 年に Innovation and Technology (EX) Task Force を結成した⁸⁴。当該タスクフォースでは定期的に会合を開き、各州の保険監督局向けにイノベーション技術を阻害する規制に関して、緩和に向けた動きを支援している。

また、NAIC は、AI を利活用する保険業界に対する一般的な期待として、2020 年 8 月に人工知能（AI）原則を採択し、保険業界における AI 使用実態調査等を踏まえた検討を行っている⁸⁵。NAIC は、保険会社が AI を利用している主要な分野として、保険契約引受、保険金請求、不正検知、顧客対応等を挙げている。

ウェストバージニア州では、2021 年 7 月に保険分野に関するレギュラトリー・サンドボックス制度を導入した⁸⁶。Insurtech の動きを加速するための取組といえ、そのほか、ケンタッキー州、サウスダコタ州、ユタ州、バーモント州でも保険分野へのサンドボックス制度導入による規制緩和の動きがみられている⁸⁷。

⁸⁴ <https://content.naic.org/cipr-topics/insurtech>

⁸⁵ National Association of Insurance Commissioners (NAIC) Principles on Artificial Intelligence (AI) https://content.naic.org/sites/default/files/inline-files/AI%20principles%20as%20Adopted%20by%20the%20TF_0807.pdf

⁸⁶ <https://www.wvinsurance.gov/Portals/0/pdf/pressrelease/Announcement-Insurance-Innovation-Process-07-12-2021.pdf?ver=2021-07-12-152707-837>

⁸⁷ <https://www.thezebra.com/resources/car-insurance/insurance-regulatory-sandboxes-by-state/>

5. 総合取引所

米国の主要な総合取引所として、CME グループ及び Intercontinental Exchange (ICE) 社がある。

(1) 業務範囲

ア 概要

一般に総合取引所とは個別株や株価指数先物といった金融商品に加え、金や原油をはじめとする商品（コモディティ）なども含めた幅広い対象を取扱う取引所のこととされる。米国では、CME グループ及び Intercontinental Exchange (ICE) 社が、主要な総合取引所となる。このほか、取引所としては、現物株を専ら取扱うニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange、NYSE) や NASDAQ、各地方の取引所などが存在しているが、ここでは、上記定義に即し、総合取引所について主に説明する。

2000 年代から 2010 年代前半において、米国の取引所については、マーケットリーダーの 1 つである CME グループと、M&A により拡大した ICE の存在感が目立つ。また、CME グループ傘下のシカゴマーカンタイル取引所 (Chicago Mercantile Exchange、CME)、シカゴ商品取引所 (Chicago Board of Trade、CBOT) といった取引所は、非相互会社化され、営利を目的とする株式会社となった。

米国の CME グループ及び ICE 傘下の主な商品取引所は以下のとおりである。
なお、取扱主要商品の多くがデリバティブ商品である。

図表 米-29 主な商品取引所と取扱主要商品⁸⁸

親会社	商品取引所	略称	所在地	取扱主要商品
CME グループ	シカゴ マーカンタイル取引所	CME	シカゴ	畜産物、農作物、不動産、金融商品 ⁸⁹
	シカゴ商品取引所	CBOT	シカゴ	農産物、金融商品 ⁹⁰
	ニューヨーク マーカンタイル取引所	NYMEX	ニューヨーク	エネルギー、貴金属、農産物 ⁹¹
ICE	インターコンチネンタル取引所	ICE	アトランタ	金融商品、農産物、天候 ⁹²

イ デリバティブ取引の概要

米国証券取引委員会（Securities Exchange Commission、SEC）は、デリバティブを「パフォーマンスの少なくとも一部が、原資産、証券、又は指数のパフォーマンスに由来する金融商品。たとえば、ストックオプションはその価値が基となる株式の価格変動に関連して変化するためデリバティブに該当する。」と定義している。

ウ デリバティブ取引に関する規制・監督当局の概要

1974 年の商品先物取引委員会法（The Commodity Futures Trading Commission Act）は、商品取引法を改正したうえで商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission、以下「CFTC」）を創設し、多くの商品について規制する権限を与えている。

2010 年、オバマ大統領が署名したドッド=フランク・ウォールストリート

⁸⁸ [_https://quotes.ino.com/](https://quotes.ino.com/) [_https://www.cmegroup.com/](https://www.cmegroup.com/) [_https://www.theice.com/index_](https://www.theice.com/index_)
[_https://www.nadex.com/](https://www.nadex.com/) [_https://www.nodalexchange.com/](https://www.nodalexchange.com/) [_https://www.ledgerx.com/](https://www.ledgerx.com/)
<https://www.flettexchange.com/>

⁸⁹ 暗号資産、通貨、指数、金利などの先物を含む。

<https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#cme>

⁹⁰ 金融商品としては金利や株価指数、農産物としてはとうもろこし、米、麦、小麦、大豆などが含まれる。

<https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#cbot>

⁹¹ 例としてアルミニウム、銅、原油、電力、ガソリン、金、天然ガス、パラジウム、プラチナ、銀などがある。

<https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#nymex>

<https://www.cmegroup.com/designated-contract-market.html#comex>

⁹² 通貨や原油、電力、天然ガスなど。

改革及び消費者保護法（ドッド・フランク法）は、2008年の金融危機を受けて、規制システムのさまざまな側面を改革するために、金融商品を規制するCFTCの役割を大幅に拡大した。例えば、スワップ市場を規制する権限をCFTCに与えたほか、CFTC内部告発プログラムを策定することにより米国のデリバティブ取引に関する違反を調査し、内部告発者を報奨する制度を設けた。SECにおいても、ドッド・フランク法により内部告発室も設置されている⁹³。

先物及びオプション取引は1920年代から、スワップ取引は2010年7月21日にドッド・フランク法が可決されて以来、その多くはCFTCの規制対象として監督されている。スポット取引については、直接のCFTC規制の対象ではないものの、デリバティブの原資産に関連するため、一部CFTCによる監督の対象となっている。なお、CFTCは、監督するデリバティブ取引について、監視プログラムを運営している。取引される先物やオプションについて、大口取引を行う投資家・トレーダーの日々の取引活動や価格の関係、取引に関する需要と供給の要因を中心に、職員がモニタリングを行っている。他方、SECは単一の証券やローン、限定的な証券指数（narrow-based security index）⁹⁴などを参照する証券派生スワップについて監督している。そのため、スワップと証券派生スワップの両方の性質を持つ合成スワップ（mixed swap）⁹⁵についてはCFTCとSEC両当局が共同で監督している。

(2) 免許等

明確な規制・監督上の法令が無い。

(3) 要件

明確な規制・監督上の法令が無い。

(4) 変更・取消

明確な規制・監督上の法令が無い。

⁹³ <https://www.mceldrewwyoung.com/history-cftc/>

⁹⁴ 限定的な証券指数とは、9以下の証券で構成されるなどの条件を満たす証券指数のこと。

⁹⁵ 混合スワップは限定的な証券指数とコモディティ指数などを参照するコリレーション・スワップや外国為替ヘッジを組み込んだ単一の証券に関するトータル・リターン・スワップなどが含まれる。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

資金移動業者・前払式支払手段発行者は各州の送金業者法（Money Transmitter Law）に基づいて規制されている。暗号資産交換業者の監督は、各州の監督機関に委ねられている。

(1) 業務範囲

ア 資金移動業者

米国では資金移動業者は「送金業者」として、各州の送金業者法（Money Transmitter Law）に基づいて規制されている。米国 50 州のうち、モンタナ州以外の 49 州及びワシントン D.C. で送金業者法等が規定されている。

なお、各州で規制が異なるため、統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）は、2000 年に統一マネーサービス法（UNIFORM MONEY SERVICES ACT、UMSA）を制定（2004 年に改訂）し、全ての州が UMSA を制定するよう勧告を行った。UMSA は、複数の州と地域で採用されている。

UMSA では、「マネーサービス」（money services）を、送金、小切手の現金化、両替としている（UMSA 第 102 条第 13 項）。「送金」については、支払手段やストアードバリューの販売あるいは発行、又は、金銭あるいは金銭的価値の移転のための受領としている（同第 102 条第 14 項）。「支払手段」とは、小切手、為替手形、小為替、トラベラーズチェック、その他金銭 や金銭的価値の移転・支払のための手段であり、譲渡可能かどうかは問わないとされる。ただし、クレジット・カードバウチャー、信用状、発行者の商品・サービスにより償還が可能な手段は、「支払手段」に含まないとされる（同第 102 条第 16 項）。

イ 前払式支払手段発行者

ニューヨーク州では、前払式支払手段（いわゆるプリペイド）発行者に対する規制について、基本的には前述の送金業者に対する規制と同様であると解される⁹⁶。UMSA においては、ストアードバリュー（いわゆる電子マネー）を規制対象としている。

ウ 暗号資産交換業者

ニューヨーク州では、暗号資産（仮想通貨）事業活動（Virtual Currency Business Activity）とは、ニューヨーク州において又はニューヨーク州の居住者に対して、次の 5 つの活動のいずれかを行うことをいう。

⁹⁶ 「諸外国における金融制度の概要」報告書（平成 29 年 3 月）におけるニューヨーク州金融サービス局へのヒアリングによると、「We would add that the money transmission restrictions have been applied to prepaid cards issuers in the past.」と述べている。

- ① 移転のための暗号資産（仮想通貨）の受取り又は暗号資産（仮想通貨）の送信
- ② 他者に代わって行う暗号資産（仮想通貨）の保管、保有、又はカスタディ若しくはコントロールの維持
- ③ 顧客ビジネスとしての暗号資産（仮想通貨）の売買
- ④ 顧客ビジネスとしての交換サービスの遂行
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）の発行・管理・コントロール

ニューヨーク州仮想通貨規制では、「何人も、当局から取得した免許がなければ、暗号資産（仮想通貨）事業活動に従事することはできない」と規定されており、免許制が導入されている。

(2) 免許等

ア 資金移動業者

ニューヨーク州では、ニューヨーク州銀行法（New York Banking Law）に送金業者についての規定があり（Article 13-B Transmitters of Money）、ライセンスを受けた送金業者でなければ、小切手の販売、発行、送金のための金銭の受領に従事することはできないとされている（ニューヨーク州銀行法 641 条 1 項）。ただし、銀行、信託会社、個人銀行、外国銀行、貯蓄銀行、貯蓄・ローン協会、投資会社、米国銀行協会、FRB、連邦貯蓄銀行、連邦貯蓄・ローン協会、州や連邦信用金庫については、免許は不要である。

イ 前払式支払手段発行者

米国では、前払式支払手段発行者に対する規制については、基本的には前述の送金業者に対する規制と同様であると解される。

ウ 暗号資産交換業者

ニューヨーク州では、2015 年からニューヨーク州金融サービス局（Department of Financial Services、以下「NYDFS」）がニューヨーク州内で暗号資産（仮想通貨）事業を提供するために必要となる BitLicense を発行している。BitLicense の取得者（以下「Bit ライセンシー」）の暗号資産（仮想通貨）事業活動を規制・監督しているほか、ニューヨーク州仮想通貨規制に基づき、資本要件や保証証券の決定など BitLicense 申請の審査において一定の裁量を有している⁹⁷。

⁹⁷ https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20220603/2022report_stablecoin.pdf

(3) 要件

ア 資金移動業者

ニューヨーク州では、送金業者の免許申請に伴い、当局は申請者の財務状況や責任能力、財務及び実務経験、人格等を含む全体的な適正調査を行うとされている。適正調査により、申請者の事業が、ニューヨーク州銀行法に従って、また、社会の信頼を得るものとして、誠実かつ公正であり、慎重に効率良く行われるであろうと当局が判断した場合には、文書で申請者を承認するとされている（ニューヨーク州銀行法 642 条）。

イ 前払式支払手段発行者

米国では、前払式支払手段発行者に対する規制については、基本的には前述の送金業者に対する規制と同様であると解される。

ウ 暗号資産交換業者

(ア) 財産規制（最低資本金等）要件

ニューヨーク州では、Bit ライセンシーは当局が当該 Bit ライセンシーのリスク評価に基づいて財務の健全性及び事業の継続性を確保するために十分であると決定した資本を維持しなければならない⁹⁸。当局は、各 Bit ライセンシーのリスク評価にあたり、以下の要素を考慮する。

- 総資産の構成（資産の種類ごとのポジション、規模、流動性、リスク・エクスポージャー、価格変動性を含む。）
- 総負債の構成（各負債の規模及び返済のタイミングを含む。）
- 暗号資産（仮想通貨）事業活動の実際のボリュームと予想されるボリューム
- 金融商品又はサービスの提供者として、ニューヨーク州金融サービス法、ニューヨーク州銀行法、又はニューヨーク州保険法に基づいて当局からすでに認可又は規制されているかどうか、及び Bit ライセンシーがそのような立場で良好な状態にあるかどうか
- 採用しているレバレッジ比率
- 流動性ポジション
- 信託口座又は保証証券を通じて顧客に提供する財務的保護
- サービスを提供する事業体の種類
- 商品又はサービスの種類

⁹⁸ 23 NYCRR § 200.8

資本の形態については、当局が許容する割合で、金銭のほか、暗号資産（仮想通貨）や高品質で流動性が高い投資適格資産も認められている。

(イ) 資産保全要件

ニューヨーク州仮想通貨規制は、顧客資産の保管及び保護に関し、以下の規定を定めている⁹⁹。

- 顧客保護のための保証証券・信託口座の維持義務
- 他者のために保管等している暗号資産（仮想通貨）については同一種類の暗号資産（仮想通貨）についての全額保持義務
- 他者のために保管等している暗号資産（仮想通貨）の処分禁止

(ウ) その他の要件

上記のほか、主要株主規制¹⁰⁰（免許申請時における当局への情報提供義務）、開示規制¹⁰¹（顧客に対する情報開示規制義務）、行為規制（AML プログラム策定等の義務¹⁰²、顧客の身元確認プログラムの策定義務など）がある。

(4) 変更・取消

ア 資金移動業者

明確な規制・監督上の法令が無い。

イ 前払式支払手段発行者

明確な規制・監督上の法令が無い。

ウ 暗号資産交換業者

明確な規制・監督上の法令が無い。

(5) その他法規制の動向

ア 資金移動業者

(ア) 1978 年電子資金移動法

電子資金移動法（Electronic Fund Transfer Act）は、1978 年に制定され、電子資金移動に関する消費者の権利義務を規定する¹⁰³。かつては、FRB が同法

⁹⁹ 23 NYCRR § 200.9

¹⁰⁰ 23 NYCRR § 200.4

¹⁰¹ 23 NYCRR § 200.19 (a)~(d)

¹⁰² 23 NYCRR § 200.15

¹⁰³ <https://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/6000-1350.html>

を施行するためのルールである Regulation E (12CFR Part1005)¹⁰⁴を策定し、これに基づいて同法を実施する行政的権限を有していたが、2010年に制定されたドッド・フランク法により、現在ではルールの策定及びその実施権限が、消費者金融保護局 (Consumer Financial Protection Bureau : CFPB)¹⁰⁵に移管された¹⁰⁶。

同法は、ドッド・フランク法に基づき、カード決済ネットワークに関し、インターチェンジ・フィー（事業者間交換手数料）に関する規則や、カード決済ネットワークへの寡占防止に関する規則に関して、FRB が策定できることを定めている。インターチェンジ・フィーは、合理的かつ発行者が負担するコストに比例しているものであることを保証するものでなければならないとされている。加えて、同法は、サービス提供者に対し、利用規約や契約条件の開示を求めている。

また、同法において、消費者は、無権限取引について、当該取引に用いられたカードその他の口座利用手段が当該消費者によって承認されたものであり、かつ、サービス提供者が、適切な本人確認の手続 (KYC) を提供していた場合に限って、その責任を負わなければならないものとされている。しかしながら、その責任は、消費者がカードその他の口座利用手段の紛失又は盗難を知ってから、2営業日以内にサービス提供者に通知をした場合には、50ドル又は無権限取引の総額のいずれか少ない額を超えることはないことが定められている。

同法は、電子送金を実施する目的で消費者の口座にアクセスする、あらゆる手段に対して効力が及ぶ。さらに、FRB が新たな規制を課す際は、EB (Electronic banking) サービスとテクノロジーの持続的な発展を後押しするために、他機関と協議する必要があるとされる¹⁰⁷¹⁰⁸。

(イ) ドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法

本法に基づき、消費者金融保護局がFRB内に設置されている。消費者金融保護局は、本法律によりFRBから独立性を確保しながら、電子資金移動法及び同法に基づく Regulation E (12CFR Part1005) を通じて、電子資金移動に関する消費者保護を担う格好となっている。

¹⁰⁴ <https://www.consumerfinance.gov/policy-compliance/rulemaking/regulations/1005/>

¹⁰⁵ 米国 I . 3. (10) 消費者金融保護局を参照のこと。

¹⁰⁶ https://files.consumerfinance.gov/f/documents/cfpb_supervision-and-examination-manual_efta-exam-procedures-incl-remittances_2019-03.pdf

¹⁰⁷ <https://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/6000-1350.html>

¹⁰⁸ <https://www.consumerfinance.gov/policy-compliance/rulemaking/final-rules/electronic-fund-transfers-regulation-e/>

イ 前払式支払手段発行者

(ア)CFPBによるプリペイド決済規則

プリペイド決済規則 (Prepaid Rule) は、貸付真実法 (Truth in Lending Act) 及び電子資金移動法の口座から、プリペイドの口座まで規制の適用対象を拡大している。

貸付真実法では、同法を施行する Regulation Z (12 CFR Part1026)¹⁰⁹にて、前払式の決済手段を使用する消費者の保護について定めている。

プリペイド決済規則の保護対象は、不正利用、不正チャージ、及びプリペイド口座からの引き落としの間違いへと範囲が拡大されている。また、同規則は、雇用主に対して、ペイロール・カード¹¹⁰に関する従業員の手数料情報を提供することを求めている。プリペイド・クレジット混合型のカード¹¹¹においては、クレジット・カード法に準拠する必要がある、また、クレジット機能を追加するまで 30 日の猶予期間を設けなければならない。また、債権者は、消費者の同意がない限り、口座から自動的に支払うことも禁じられている¹¹²。

ウ 暗号資産交換業者

(ア)規制の状況

2013 年、米財務省の金融犯罪取締ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network、FinCEN) は、暗号資産の実態を明らかにしたガイダンスを公表した。このガイダンスでは、暗号資産利用者は金融サービス事業者 (Money Services Business、以下「MSB」) ではないため、MSBに求められる登録、報告、記録管理に関する規制の対象にはならないとされている。ただし、暗号資産取引所は MSB として扱われており、口座情報を、口座保有者の同意なく銀行が開示することを禁止する銀行秘密法のガイドラインに準拠する必要がある¹¹³。銀行秘密法は、銀行がマネー・ローンダリング、その他の犯罪行為を抑止し、発見するために必要な管理態勢を確保することを目的として制定されている¹¹⁴。

2014 年に、合衆国内国歳入庁 (Internal Revenue Service、以下「IRS」) は、暗号資産を連邦税務上の資産に分類する通知を公表している¹¹⁵。加えて、2015

¹⁰⁹ <https://www.consumerfinance.gov/policy-compliance/rulemaking/regulations/1026/>

¹¹⁰ 給与の振込先として機能するカード。利用するために銀行口座の開設が不要であり、口座開設が難しい消費者でも利用が可能。

¹¹¹ 発行者が利用者に付与する当座貸越枠が利用可能な、クレジット機能付きのプリペイド・カード。

¹¹² <https://www.nclc.org/issues/summary-of-cfpb-prepaid-card-rule.html>

¹¹³ <https://www.fincen.gov/resources/statutes-regulations/guidance/application-fincens-regulations-persons-administering>

¹¹⁴ <https://www.fincen.gov/resources/statutes-regulations/guidance/application-fincens-regulations-persons-administering>

¹¹⁵ <https://www.irs.gov/newsroom/irs-virtual-currency-guidance>

年に、SEC は、暗号資産を有価証券として分類した。これは、暗号資産が、連邦証券法の対象となる可能性があることを意味している¹¹⁶。しかし、同年、CFTC は、最大規模の暗号資産であるビットコインを「コモディティ」と分類した¹¹⁷。

さらに、2019 年、SEC は、暗号資産が有価証券として該当するの否かを判断する際の枠組みについて公表している。SEC は、特に「第三者の努力から生じる利益に対する合理的な期待 (Reasonable Expectation of Profits Derived from Efforts of Others)」¹¹⁸を有するデジタル資産に投資する場合、暗号資産は有価証券に該当するという考えを表明している。

連邦政府では、暗号資産の位置付けについて統一的な見解を示す一方、各州の規制当局は、「通貨」としてそれぞれ異なる見解を示しているため、州法を確認したとしても、統一的な分類を行うことは困難な状況になっている¹¹⁹。

(イ)Howey Test について

暗号資産が、連邦証券諸法の下で「証券」に該当するか否かの判断基準の一つとして、Howey Test がある。Howey Test とは、ある取引が「投資契約」に該当するかどうかを判断するための米国最高裁判所の判例法理であり、この判例法理により、当該商品が Securities Act of 1933 及び Securities Exchange Act of 1934 に基づく開示・登録義務の対象となる「証券」とみなされるかが判断される。

Howey Test では、「①他者の努力から②得られる利益を③合理的に期待して、④共通の事業に資金を投資する」場合には、投資契約が存在するとみなされる。

(ウ)ステーブルコインに関する規制

2021 年 11 月に米大統領直下の金融市場作業部会と FDIC が「ステーブルコインに関する報告書 (Report on Stablecoins by President's Working Group on Financial Markets)」を公表した。ステーブルコインとは法定通貨や特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタル資産と定義している。

ステーブルコインに関するリスクとして、金融システムの機能低下、決済システムの不安定化、取引需要の集中による競争上の問題などが述べられている。こうしたリスクを踏まえ、大統領下の作業部会の報告書によると、ステーブルコインの健全性を高めるために議会が立法措置を行い、ステーブルコインの発

¹¹⁶ <https://www.sec.gov/news/public-statement/statement-clayton-2017-12-11>

¹¹⁷

<https://www.cftc.gov/sites/default/files/idc/groups/public/@lrenforcementactions/documents/legalpleading/enfcoinfliprorder09172015.pdf>

¹¹⁸ <https://www.sec.gov/files/dlt-framework.pdf>

¹¹⁹ <https://www.carltonfields.com/insights/publications/2018/state-regulations-on-virtual-currency-and-blockchain-technologies>

行や管理を行う事業者を FDIC の預金保険に加盟している預金取扱金融機関に制限すべきとしている。また、ステーブルコインの保管や管理を行う仲介事業者に対しても連邦政府による監視を義務付けるべきとしている¹²⁰。このような議論がなされていたものの、連邦政府では証券取引委員会（SEC）や商品先物取引委員会（CFTC）の連携や棲み分けが進んでおらず規則制定には至っていなかった。

こうした中、2022 年 11 月に暗号資産交換業大手 FTX トレーディングが経営破綻したことを契機に、規制強化・制定に向けた動きが強まり、SEC は 2023 年 2 月に自社保有の資産と顧客資産の分別管理の徹底を企図して、会計監査を義務付ける新たな規則案を可決した。

(エ) その他

① 2020 年マネー・ローンダリング防止法（AMLA）と暗号資産との関係

本人確認を義務付ける送金ルールである「トラベルルール」の対象に暗号資産業者も加えられ、法制化されている。

② ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）の取組

暗号資産の送信や売買、交換サービスの提供など、暗号資産ビジネスのライセンス取得に向けた取組みや、「DFS Exchange」プログラムを設置し、金融イノベーターやステークホルダーとの関わりを通じて Fintech のイノベーションを支援している。

7. 貸金業者

貸金業者に対する規制・監督は、各州の監督機関が担っており、上限金利規制も各州によって異なる。

(1) 業務範囲

連邦法である貸付真実法（Truth in Lending Act）では、利用者に開示すべき実質年率（annual percentage rate、APR）の算定方法や表示方法等を定めているが、その上限については規定していない。

他方で、州法においては、消費者信用の金利に対し、何らかの規制を加える立場をとっていることが一般的である。これは、高金利貸付が実施された結果として債務者の生活が破綻した場合、州がその債務者に対する公的扶助を提供しなければならず、財政的負担が大きくなることと関係している。

¹²⁰ https://home.treasury.gov/system/files/136/StableCoinReport_Nov1_508.pdf

もっとも、州によっては、州の免許を取得して貸付を実施している事業者に対し、上限金利規制を適用していない場合もある。

ア 上限金利

ニューヨーク州の場合、免許貸付業者による上限金利は、16%（超えた場合、金利の全額が没収される）であり、25%を超える金利を請求していることが判明した貸し手は、刑事訴追される可能性がある。

(2) 免許等

貸金業者は各州の金融サービス局により免許が交付される。

ニューヨーク州の場合、個人、家族、家計、又は投資のために用いる資金で元本 25,000 ドルまでの個人向け融資、事業又は商業のために用いる資金で元本 50,000 ドルまでの融資で、いずれも別途法律で認められている場合を除き、利率を 16%超とするものを業とする会社は、免許を必要とする。州法による銀行、連邦法による銀行、信託会社、貯蓄銀行、小売業者、販売金融会社は、16%を超える利率の融資を他の法律により認められているので、改めての免許取得を要さない。

(3) 要件

ニューヨーク州の場合、申請者は、自社に関する財務諸表、会社組織基本文書、その他会社のデータ、会社信用調査を提出する。その上で、申請者の金銭上の責任感、経験、性格及び一般的適性が融資業務を誠実、公正かつ効率的に行うに足り、申請者が申請地で 50,000 ドルを超える流動資産を営業のために所持すると当局が判断した場合には、免許を交付する。

(4) 変更・取消

ニューヨーク州の場合、NYDFS が財務状況、内部統制と監査、法律と規制の遵守、管理、及びシステムと技術の評価に基づいて、免許が交付された免許の交付を受けた貸金業者に対し、1～5 で評価を付ける。この評価が「4」又は「5」で低い場合には、罰金、ライセンスの一時停止、取消などの規制措置の対象となる場合がある¹²¹。

¹²¹https://www.dfs.ny.gov/apps_and_licensing/licensed_lenders/examination_of_consumer_finance_entities

【英国】の金融制度

【金融監督体制の概要】

英国の金融監督体制は、2つの金融規制・監督機関が健全性規制と金融行為規制それぞれに個別領域を担当しつつ、適宜相互に協力して規制・監督業務を行っている点が特徴である。

金融安定を目的とする健全性規制機構(PRA)は、健全性維持の上で重要性の高い金融機関(預金受入機関、保険業者、大規模な投資会社)の健全性規制及び監督を担当する。消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う金融行為規制機構(FCA)は、PRAの監督対象外金融機関の健全性規制及び監督を含むすべての免許業者の業務行為規制、市場規制を担当する。詳細は英 I. 3 参照

【金融法制の特徴・動向】

2000年金融サービス市場法は英国における金融サービスに係る規制・監督を包括的、横断的に定める枠組みである。PRA及びFCAは、同法の委任に基づき一般原則(プリンシプル)を制定し、その下で法的拘束力のあるルールや法的拘束力の無いガイダンスを制定する。こうした英国の規制・監督の枠組みは、プリンシプル・ベースの監督手法と呼ばれるが、プリンシプルの下で、監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されている。

<近年の動き ①英国のEU離脱の影響>

英国はEU離脱の影響を踏まえ、EU加盟国時代に制定した金融サービス法の規定を英国の法令として置き換える措置を進めている。EU離脱の移行期間終了時に一部のEU法は英国法に直接置き換えられている(維持されたEU法という)が、英国の金融サービスの競争力向上を目的として、その改廃・置き換えを容易にする為の新たな法案を2022年9月に議会に提出した。また、2021年金融サービス法では、金融機関の健全性規制に関する規則を策定する際に、国際基準、国際金融センターとしての英国の地位、金融サービスの同等性に関する影響などを考慮する必要があるとするなど、EU離脱が英国内の金融サービスに与える影響を意識した政策がみられる。

<近年の動き ②暗号資産に対する監督強化>

暗号資産交換業者に対する規制の検討が進められており、2023年9月よりトラベルルールが導入されるほか、2022年10月に議会に提出された金融サービス市場法案の修正案では、全ての暗号資産を規制する権限がFCAに付与されている。

<近年の動き ③小規模金融機関の競争促進>

英国は、EU離脱後にリングフェンス規制を見直した。これにより、リテール業務を主力とする小規模な金融機関はリングフェンス規制の対象外となった。小規模な金融機関のコスト負担を軽減することで、大手行との競争を促すことが目的である。

詳細は英 I. 1. (3)ウ参照

<近年の動き ④レギュラトリー・サンドボックスの運用>

英国ではFCA規則の変更・適用免除条項を利用して、金融サービスのイノベーション促進を目的としたレギュラトリー・サンドボックスを2016年以降導入しており、現在では「regulatory nursery」というサンドボックス発の企業をフォローアップする制度も併用しながら運用している。加えて、最近では分散型台帳技術のテストを可能とすることを目的として、「金融市場インフラサンドボックス」の導入方針も示している。詳細は英 I. 1. (2)、II. 6. (5)参照

【日本との比較】

上述の英国の二元的な金融規制・監督体制やプリンシプルベースの監督体制に加え、わが国

英国

と英国の大きな違いは銀行の業務範囲規制のありかたである。英国では消費者向けの預金受入業務と投資銀行業務は伝統的に分離されてきたが、わが国のように銀行が営むことのできる事業の種類を制定法で明確に定める手法は採用されてこなかった。こうした状況は、2013年に金融サービス市場法を踏まえてリングフェンス制度が導入されることで見直され、現在は消費者向けの預金受入業務と投資銀行業務は分離されている。なお、英国のEU離脱後は、競争促進などを企図して小規模金融機関を対象外として規定するなどの規制緩和策が講じられた。詳細は英 I . 1 参照

このほか、レギュラトリー・サンドボックスに関しては、実証計画の内容が関係法令に違反するものではないことを明確に求めているわが国と異なり、一定の条件下で自由度が担保された金融サービスのイノベーションのための実験を容認している点が特徴である。

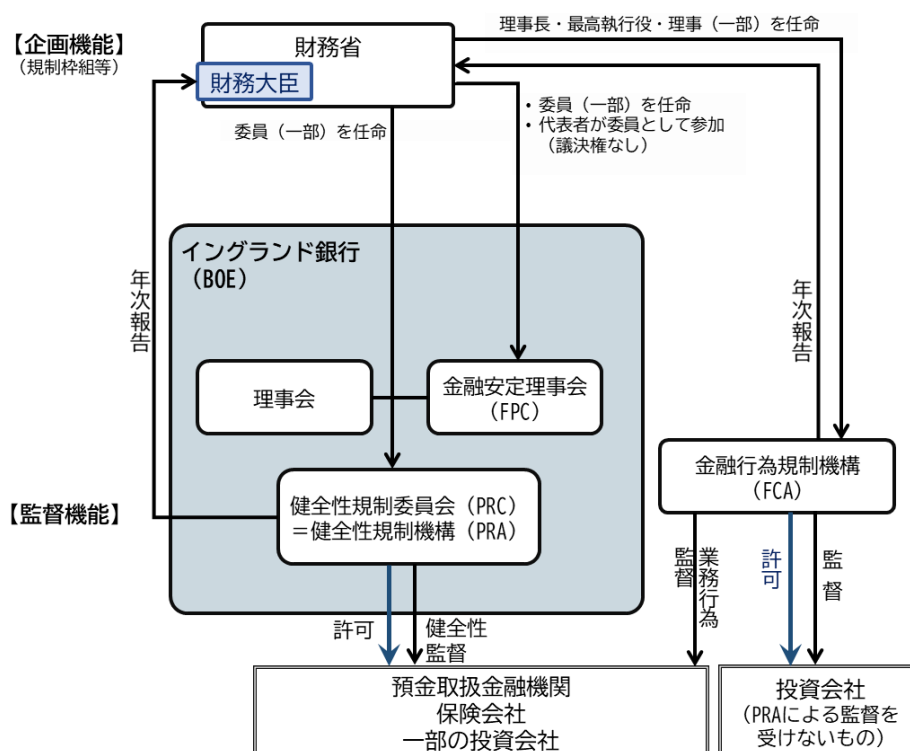
詳細は英 I . 1. (2)、II . 6. (5) 参照

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表 英-1 PRAの職員数



(出所) 「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書(令和2年3月)¹²²及び
 イングランド銀行ウェブサイト¹²³に基づき作成

¹²² <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20200918/01.pdf>

¹²³ BOE ウェブサイト, “Prudential Regulation Committee replaces PRA Board”
<https://www.bankofengland.co.uk/news/2017/february/prudential-regulation-committee-replaces-pra-board>

- 2000年金融サービス市場法による体制

2000年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000、FSMA2000）は、イギリスにおける金融分野の規制について包括的に定める法律である。本法は、イギリス財務省（HM Treasury）の所管となっている。

監督当局に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権を付与する規定が設けられていることから、実際には後述の FCA ハンドブック及び PRA ルールブックにおいて具体的な規定が設けられている。

- 2012年金融サービス法以降の体制¹²⁴

2012年金融サービス法（Financial Services Act 2012、FSMA2012）は、イギリスにおける金融分野の規制を強化することを目的として、主に関連法令の改正を定める法律である¹²⁵。本法は、イギリス財務省の所管となっている¹²⁶。

本法の制定により、従来イギリスの金融監督を担ってきた金融サービス機構（Financial Services Authority、FSA）が廃止され、行為規制を担う金融行為規制機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」）及びプルードンス政策を担う健全性監督機構（Prudential Regulation Authority、以下「PRA」）に金融監督の機能が移管されることとなった。このように 2 つの機関が協力して金融規制を行う体制（いわゆるツインピークス体制）が敷かれたのは、各機関が金融行為規制と健全性規制に別個に注力することにより、監督をより有効に機能させようとする意図による¹²⁷。

- 2021年金融サービス法以降の体制

2021年金融サービス法（Financial Services Act 2021、FSMA2021）は、EU から離脱した英国が 2020 年 12 月 31 日に EU 法の適用から外れる事を受け、国際金融センターとしての英国の地位を堅持することを目的とした、EU 離脱後の英国の金融規制の枠組みを管理する法律である。本法は、イギリス財務省の所管となっている。

本法において、PRA 及び FCA は金融機関の健全性規制に関する規則を策定する際に、国際基準、国際的な投資会社の金融センターとしての英国の地位、金融サービスの同等性に関する影響などを考慮する事が義務付けられている。

¹²⁴ 2012 年以降 2017 年迄の金融監督体制は、英国. 別冊Ⅲ. 資料編 1. 金融サービス法成立（2012 年）以降の金融監督体制を参照。

¹²⁵ 本法によって改正された箇所を除き、2000 年金融サービス市場法の規定が保険分野に引き続き適用される。

¹²⁶ 2012 年金融サービス法説明文書（Explanatory Notes）導入参照。

¹²⁷ 津村健二郎「英国の金融監督体制の変更」情報センサー84号（2013年）15頁。

- 2022年金融サービス市場法案による体制見直しの検討

財務省は2022年7月に金融サービス市場法案(Financial Services and Markets Bill)を議会に提出した¹²⁸。同法案は2023年3月時点において貴族院(House of Lords)で審議中である。同法案では金融規制当局の目的に金融サービスセクターを含む英国経済の成長促進と競争力の強化を追加し、FCAに対して金融市場の透明性、効率的な機能の強化に向けて新たな権限を付与する¹²⁹。

また、金融規制当局の説明責任を高めるための措置の導入が盛り込まれた。例えば公益に資する場合、政府が、金融規制当局に対し規制の見直しを指示できるようにした。このほか、EUから継承した資本市場の監督規制の改正、「第2次金融商品市場指令(MiFID II)」が定める株式取引にかかる義務や、ダークプール(電子的にアクセス可能かつ、取引前透明性のない取引の場)の取引量制限「ダブル・ボリュウム・キャップ」の撤廃、ステーブルコインの決済手段としての安全な採用の支援が盛り込まれている¹³⁰。

(2) 法令

ア 法律

政府及び国会議員は、法案を英国議会に提出することができるが、議員提出法案(Private Member's Bill)については、私的利益にかかわる私法律案(個別的法案、Private Bill)は提出できず、公共の利益にかかわる公法律案(一般的法案、Public Bill)のみに限られている。政府提出法案(Government Bill)は、各省庁において関係利益団体との事前協議を経て立案・提出されている。

また、金融制度の全体構造に関する企画・法制化については財務省(HM Treasury)が責任を負うこととなっているため、金融サービス市場法(Financial Services and Markets Act、FSMA)の原案作成も財務省が担当し、議会答弁も財務大臣が行った。

イ 財務省令

財務省は、金融サービス市場法(Financial Services and Markets Act、FSMA)により具体的な規定内容を定めた財務省令(order)を制定する権限を与えられている(金融サービス市場法第426条)。財務省令は、行政委任立法(statutory

¹²⁸ 財務省プレスリリース

<https://www.gov.uk/government/news/financial-services-bill-to-unlock-growth-and-investment-across-the-uk>

¹²⁹ ジェトロビジネス短信(2022年07月29日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/769967f14c689b95.html>

¹³⁰ ジェトロビジネス短信(2022年07月29日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/769967f14c689b95.html>

instruments、SIs) の形式をとる(金融サービス市場法第 428 条)。これにより財務省には、必要に応じて法律改正を要せずに委任の範囲内で制度改正を行うことのできる余地が認められている。

ウ 金融行為規制機構規則／健全性規制機構規則

(ア)規則制定権

金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性規制機構(Prudential Regulation Authority)は、免許業者による規制対象業務の実施、及び当該業者による規制対象業務以外の活動に関し、必要又は適切と考えられる一般的な規則(general rules)を制定することができる(金融サービス市場法 第 137A 条¹³¹、第 137G 条¹³²)。

また、一般的な規則に加え、FCA、PRA にはそれぞれ次の諸規則を制定する権限が与えられている。

- 許認可条件規約(金融サービス市場法第 1370 条): FCA、PRA とも制定可能
- 情報管理規則(金融サービス市場法第 137P 条): FCA、PRA とも制定可能
- 価格安定化規則(金融サービス市場法第 137Q 条): FCA が制定可能
- 金融商品勧誘規則(金融サービス市場法第 137R 条): FCA が制定可能
- 上場規則等のパート 6 規則(金融サービス市場法第 73A 条): FCA が制定可能

パート 6 規則とは金融サービス市場法パート 6(公式上場)の目的に照らし制定される規則であり、公式上場に関する上場規則(listing rules)、開示規則、目論見書規則、透明性規則及びコーポレート・ガバナンス規則が含まれる(金融サービス市場法 73A 条)。

(イ)規則制定の手続

FCA 及び PRA は、規則の制定、又は改廃を行う場合、遅滞なく財務省に書面による通知を行わなければならない(金融サービス市場法第 138F 条(1))。FCA は、原則としてイングランド銀行(Bank of England)にも書面による通知を行う必要がある(金融サービス市場法第 138F 条(1A))。

FCA 及び PRA は規則を制定する前に互いに対して諮問を行い、その後、提案する規則案を公表する(金融サービス市場法第 138I 条(1)、第 138J 条(1))。規則案

¹³¹ Financial Services Act 2012 第 24 条により改正。

¹³² 同上

の公表にあたってはそれぞれ次のものを添付しなければならない（金融サービス市場法第 138I 条(2)、第 138J 条(2)）。

- 1) 費用・便益分析
- 2) 提案する規則の目的に関する説明書
- 3) 相互会社 (mutual society) とその他の免許業者とで、当該規則によって受ける影響にどのような差異があるかという点に関する FCA・PRA の意見書
- 4) 当該規則が FCA・PRA の一般的責務と矛盾しない旨の説明書
- 5) 所定の期間内に当該案に対する意見表明を行うことができる旨の通知

規則制定権に基づき制定した金融機関の行為規制は、以下の文書にまとめられている。

- FCA ハンドブック (FCA Handbook)

FCA ハンドブック (FCA Handbook) は、金融機関の行為規制を具体的に定める文書である。これは、前述のとおり、金融行為規制機構 (FCA) に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されていることを受けて制定されたものである。

- PRA ルールブック (PRA Rulebook)

PRA ルールブック (PRA Rulebook) は、金融機関のプルーデンス規制を具体的に定める文書である。これは、前述のとおり、健全性監督機構 (Prudential Regulation Authority、PRA) に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されていることを受けて制定されたものである。

(ウ) 例外的措置

2000 年金融サービス・市場法 138A (4) 条で、FCA には FCA 規則の変更・適用免除 (waivers) が権限として認められている。この規定は、金融分野のイノベーションを目的として fintech 企業等が活用するレギュラトリー・サンドボックスの枠組みにおいて応用されており、FCA によるサンドボックス利用の審査を通過した企業は一定条件の下で、本来 FCA の免許等を必要とする事業の免許を付与されずとも、又は制限付きの免許の下で実施することができる。

なお、サンドボックスに関しては、規則の変更・適用免除等に対応できない事情が生じた場合には、サンドボックス利用期間中に限り、処分を行わないとの通知 (no enforcement action letters) を発出することも可能とされている¹³³。

なお、サンドボックスを通じて早期に免許等を付与された企業に対する不安の声もみられるため、FCAは「regulatory nursery」というサンドボックス発の企業をフォローアップする仕組みを設けた。これにより、サンドボックスで免許等を付与された企業が成長し、規制に順応するまでの間、監視を強化する期間を設けることとしている。「regulatory nursery」を通じて、免許等が付与されて間もない企業とFCAは密に連絡を取り合い、適宜支援や介入を通じ是正措置等を講じることができる¹³⁴。

(3) イギリスのEU離脱に係る規制の見直し・動向

ア EU離脱の概要

英国政府は2017年3月にEU条約（リスボン条約）50条を発動し、正式にEU側に離脱を通告した。英国とEUは2017年6月から本格的な離脱交渉を開始し、2018年11月に離脱の条件をまとめた離脱協定案について英EU間で合意に至った。

しかし、英国内での議会承認において、北アイルランドとアイルランドの国境管理のために設けられたバックストップ（安全策）に関する反発が大きく、2019年1月の英議会においてEU離脱は否決された。英国側は2019年3月と2019年4月に2度にわたりEUに離脱日の延期を要請し、2019年4月のEU首脳会議で、最長で2019年10月31日までの離脱延期が承認された。

ジョンソン首相（当時）は、「合意なき離脱」も辞さず、必ず10月末に離脱するという姿勢で交渉に臨んだが議員らの合意なき離脱への反対は根強く、10月19日までに離脱協定案を英議会で承認できなかった場合、英政府に離脱の延期を義務付ける離脱延期法が9月に成立した。

ジョンソン首相は、懸案となっていたバックストップに関する代替案を含んだ離脱協定案に関する新たな提案を行い、協議の末、10月17日にEUと合意した。しかし、英議会で関連法案が成立するまで新離脱協定案の採決を保留するという動議が成立したため10月19日までの離脱協定案の承認が不可能となった。

¹³³ 野村資本市場クォーターリー 2017 Spring
<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2017/2017spr04.pdf>

¹³⁴ <https://www.fca.org.uk/news/speeches/levelling-playing-field-innovation-service-consumers-and-market>

新離脱協定案の採決見送りを受けて、ジョンソン首相は法律に基づき離脱日の延期を EU に対して要請し、最長で 2020 年 1 月 31 日までの離脱延期が承認された。

10 月 29 日、英下院では解散総選挙を行う法案が通過し、12 月 12 日に解散総選挙が実施された。ジョンソン首相の率いる保守党が過半数を超える議席を獲得して圧勝し、新離脱協定案は議会で承認され、2020 年 1 月 31 日に英国は正式に EU から離脱した¹³⁵。

イ EU 離脱の移行措置

離脱した後の金融機関や企業に与える影響を軽減する目的で、移行措置として移行期間が設けられた。2018 年以降、英 EU 間で移行期間について協議が開始され、2018 年 3 月の EU 首脳会議で承認された。移行期間は離脱の翌日（2020 年 2 月 1 日）から 2020 年 12 月 31 日までで、この期間中は、英国は欧州単一市場や関税同盟に暫定的にとどまることになり、EU 法の適用を受けた。

英国の銀行は EU の銀行でなくなったことで EU 規制当局の許認可の制約を受けた。EU の取引所や清算機関の会員になることができるのは EU 企業のみという場合があり、英国の銀行は EU の金融市場インフラへのアクセスが制限された。また、英国の銀行が EU 国債発行のプライマリーディーラーとして活動することが制限された。

ウ EU 離脱後の規制の見直し

EU 離脱の移行期間終了時に一部の EU 法は英国法に直接置き換えられた（維持された EU 法）。

2022 年 9 月に、財務省は議会に対して「2022 年維持された EU 法（撤回・改革）法案」（Retained EU Law (Revocation and Reform)）を提出した。同法案は維持された EU 法の改正・廃止・置き換えを容易にするものであり、EU 離脱に伴って英国の法規制を改革し、英国の金融サービスの競争力を高める事が目的である。

EU 離脱後に見直された法規制としては、リングフェンス規制がある。

（ア）リングフェンス規制の概要

2010 年 6 月に設置された独立銀行委員会（Independent Commission on Banking, ICB）が、リテール銀行業務と投資銀行業務の分離（リングフェンス）導入についての勧告を行い、これに対応する形で法制化に向けた準備が進められていた。

¹³⁵ <https://www.pwc.com/jp/ja/services/geopoliticalrisk/the-eu-referendum/faq.html>

その後、2013年12月18日に2013年銀行改革法(Financial Services (Banking Reform) Act 2013)が成立し、リングフェンス規制が導入されリテール銀行業務と投資銀行業務を構造的に分離することが義務付けられた。リングフェンス規制は、「コア預金(Core deposits)¹³⁶」が250億ポンド以上の英国の銀行に適用される。

① リングフェンス銀行の定義

金融サービス市場法又は財務省令により指定される「コア業務(core activities)」のいずれかを行う英国の金融機関を「リングフェンス銀行(ring-fenced body)」という(金融サービス市場法第142A条、第142B条(2013年銀行改革法により改正))。

銀行改革法では、英国内又は英国外で行う預金の受入業務を、コア業務として指定している(金融サービス市場法第142B条)。

② リングフェンス銀行に対し禁止される業務

リングフェンス銀行に対しては、「除外業務(excluded activities)」を行うこと、及び「禁止事項(prohibitions)」への抵触が禁じられている(金融サービス市場法第142G条)。

● 除外業務

銀行改革法では、自己勘定での投資商品のディーリングを除外業務として指定している。

ただし、リングフェンス銀行が英国内におけるコア業務の提供の継続に重大な影響を受けない範囲で、自己勘定でのディーリング業務を行える条件を財務省令により規定することができる。また、除外業務を追加指定することも可能である(金融サービス市場法第142D条)。

● 禁止事項

以下のような事項がリングフェンス銀行におけるリスクとなり、英国におけるコア業務の継続に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合には、財務省令によりリングフェンス銀行がこれを実施することを禁じることができる(金融サービス市場法第142E条)。

- 1) 特定の種類の取引の実施、あるいは特定の種類の取引の実施

¹³⁶ The Financial Services and Markets Act 2000 (Ring-Fenced Bodies and Core Activities) Order 2014 (SI 2014/1960)

英国

- 2) 特定の国又は地域に支店を設立、又は維持すること
- 3) 特定の状況において、特定の会社の株式又は議決権を保有すること

(イ)リングフェンス規制の見直し

2022年12月に英国政府は金融サービス部門の改革に向けた規制緩和策を発表し、リングフェンス規制の見直しが実施された。

リテール業務を主力とする小規模な金融機関はリングフェンス規制の対象外となる。小規模な金融機関のコスト負担を軽減することで、大手行との競争を促すことが目的である。

2. 金融監督機関の権限

(1) 銀行監督機関の権限

ア 監督機関

預金取扱金融機関は健全性規制機構（PRA）から認可を受けるため、PRA と金融行為規制機構（FCA）の両方から監督を受けることになる。PRA が健全性規制に関する監督を担当し、FCA が消費者保護や競争促進など、業務行為に関する監督を担当する（金融サービス市場法第 1L 条¹³⁷、第 2K 条¹³⁸）。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

PRA 及び FCA は、書面による通達をもって、金融サービス市場法に基づく機能の行使に関係して合理的に必要とされる情報の提供、又は指定する文書の作成を、免許業者及びその関係者に対して要求することができる（金融サービス市場法第 165 条）。

また、PRA は、英国の金融システムの安定性に関連すると判断した場合には、以下の者に対しても書面による通達により、PRA が指定する情報の提供、又は文書の作成を要求することができる（金融サービス市場法第 165A 条）。

- 1) 投資ファンドの資産に対し、法的又は実質的な所有権（interest）を持つ者
- 2) 投資ファンドの管理に責任を有する者
- 3) 免許業者に対して、何らかのサービスを提供する者
- 4) その者の行為又は不作為が、英国の金融システムに重大な脅威となっている、又はその可能性があるとして、財務省令による指定を受けた者
- 5) 上記①～④に該当する者の関係者¹³⁹

(イ) 検査（investigation）

① 一般的検査

PRA 及び FCA は、免許業者の性質、行為又は営業状況、免許業者の業務の内容、

¹³⁷ Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。

¹³⁸ 同上

¹³⁹ 「関係者」とは、以下のように定義される。

(a) ある者（A）が属するグループのメンバー

(b) A に対する支配力を有する者（controller）

(c) A がメンバーになっているパートナーシップの他のメンバー

(d) A に関係する金融サービス市場法附則 15 第 1 部に掲げられた者

法人の場合は (a) 当該法人又は親会社の役員、(b) 当該法人の従業員、(c) 当該法人又は親会社の代理人、自然人の場合はその従業員又は代理人を指す。

免許業者の所有又は支配に関連して検査を行う十分な理由があると判断した場合に、検査官を指名して当該免許業者（以前に免許交付を受けていた者も含む）やその関係者¹⁴⁰への面談及び尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 167 条、第 170 条、第 171 条）。

② 特定事案の検査

禁止事項への違反、又は市場における不正行為等の特定事案の場合、PRA 及び FCA は免許業者やその関係者でない者にまで調査対象を拡大し、面談及び尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 168 条、第 172 条、第 173 条）。

③ 海外規制機関の要請による検査

PRA 及び FCA は、他国の規制機関から要請があり、検査権限を行使することを決定した場合、検査官を指名することができる。検査官は、上記②特定事案の検査と同等の検査権限を有する（金融サービス市場法第 169 条）。

④ 令状に基づく施設立入検査

主務大臣（Secretary of State、財務大臣が該当）、PRA、FCA、及び任命された検査官は、治安判事（justice of the peace）の発行する捜査令状を得て、令状により特定された施設に立入り、関連文書、若しくは情報を押収等する措置を講じることが認められている（金融サービス市場法第 176 条）。

(ウ)検査の実施状況

預金取扱金融機関に対しては、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。

① PRA による監督・検査の実施状況

預金取扱金融機関の監督に関する PRA の方針は、「健全性規制機構の銀行監督へのアプローチ¹⁴¹」と題する文書において公表されている。

(a) 検査手法

PRA は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは金融機関によって異なる。そのため、PRA が用いる監督手法は画一的なものではなく、下記のような手法を適宜組み合わせる検査・監督を実施している。

¹⁴⁰ トランスファー・エージェントなど：投資ファンドの持分保有者の管理や、ファンドユニットの売買や配当等に伴う現金の受け払いなどの事務を代行する事業者のことを指す。

(参考) <http://www.sec.gov/divisions/marketreg/mrtransfer.shtml>

¹⁴¹ PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to banking supervision (October 2018)”

<http://www.bankofengland.co.uk/pr/Pages/supervision/approach/default.aspx>

A) 情報の収集・分析

PRA は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。また、公開情報（金融機関の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、金融機関から付加的な情報を特別に徴求することもある。

B) 経営者・従業員との面談

PRA は金融機関に対して、上級レベル及び現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

C) 実地検査

実地検査は、特定の分野（例えばトレーディング業務、リスク評価やリスク・ウェイトへのアプローチ、ストレステストなど）について必要に応じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

D) 外部監査人の利用

外部監査人は、監督対象金融機関に関連するデータや情報を PRA に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、金融機関に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、PRA に対して注意喚起することを期待されている。

E) 特別報告の徴求及び特別調査

特定の事項について、追加の情報、深い分析、専門的アドバイスが必要な場合、PRA は金融機関に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求したり、外部機関に調査の実施を委託したりすることができる（金融サービス市場法第 166 条）。

F) FCA からの情報提供

PRA では、監督対象金融機関の業務行為に係るリスク（資金洗浄に関するものも含む）や FCA の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、FCA が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

(b) 検査頻度

検査の頻度は、各金融機関が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさに応じて個別に決定する。単独では金融システムの混乱を引き起こす可能性が低い

金融機関に対しては、定期的な実地検査は実施せず、報告徴求書類の分析においてリスクの兆候が見られた場合にのみ検査を実施する。

② FCAによる監督・検査の実施状況

預金取扱金融機関は、業務行為についてはFCAの監督を受ける。免許業者の監督に関するFCAの方針については、FCAのウェブサイト¹⁴²に記されている。

(a) 検査手法

監督対象となる免許業者は、規模・市場でのプレゼンス・顧客数に応じて、重点的に監督を行う必要がある固定的ポートフォリオ業者（fixed portfolio firms）と、それ以外の流動的ポートフォリオ業者（flexible portfolio firms）に分類される。

A) 固定的ポートフォリオ業者

固定的ポートフォリオ業者には専任の検査官が任命され、業者ごとに継続的な評価を行うことにより予防的な監督を行う。定期的な監督サイクルの中でガバナンスのチェックを行う際に、業者ごとの監督戦略と基本的な作業プログラムを評価する。

これらの免許業者に対しては、以下のようなアプローチで監督が行われる。

- ビジネスモデル及び戦略の分析（Business Model and Strategy Analysis）
当該免許業者のビジネスモデルに固有の業務行為リスクの特定を目的として行われる。
- 経営陣との面談、経営情報の分析、顕在化しているリスクの分析を通じた予防的な監督の実施（proactive engagement）
- FCAの懸案領域（当該免許業者のガバナンス、商品政策、販売プロセス、販売後の処理）についての掘り下げ（deep-dive assessments）

B) 流動的ポートフォリオ業者

流動的ポートフォリオ業者については、テーマごとに市場ベースの監督を行う。また、関連する業界において確認されたリスクに応じて、業者とのコミュニケーションや研修が行われる。

¹⁴² FCA, “Supervision”, <https://www.fca.org.uk/about/supervision>

(b) 検査頻度

固定的ポートフォリオ業者は業務の規模とリスクに応じて1年から3年のサイクルで監督が行われる。流動的ポートフォリオ業者の検査頻度は定められていない。

ウ 処分規定

(ア) 免許業者に対する制裁権限

FCA 及び PRA は、免許業者が金融サービス市場法又は財務省令にて指定する維持された EU 法 (Retained EU Law) によって課された要件に違反していると判断した場合、当該免許業者に対して以下のような制裁措置を講じることができる。

- 公表 (public censure)
当該違反行為に関するステートメントの公表 (金融サービス市場法第 205 条)。
- 制裁金 (financial penalties)
FCA 及び PRA が、当該違反行為に対して妥当と考える制裁金の賦課 (金融サービス市場法第 206 条)。
- 業務停止 (suspending permission)
FCA 及び PRA は、妥当と考える期間、当該免許業者が規制対象業務を遂行する許可を停止する、あるいは当該免許業者による業務遂行に制限ないし制約を課すことができる (金融サービス市場法第 206A 条)。

(イ) PRA・FCA 主導による免許の変更・取消

PRA や FCA による免許の変更・取消については、英国 II.1.(4) 変更・取消を参照のこと。

(ウ) 個人に対する制裁権限

- 禁止命令
FCA 及び PRA は、規制業務に関する職務を遂行するのに適任ではないと判断した個人に対して、(a) 免許業者、(b) 免許取得を免除されている業者、又は (c) 指定専門家業者において職務を行うことを停止するよう命じることができる (金融サービス市場法第 56 条)。
- 承認 (approval) の撤回

FCA 及び PRA は、金融サービス市場法第 59 条に基づいて最高執行役、取締役等の役割に対する適格者としての承認を与えた者に対し、その職務を遂行するのに適任ではないと判断した場合には承認を撤回することができる（金融サービス市場法第 63 条）。

- 経営者等¹⁴³に対する制裁権限（金融サービス市場法第 66 条）

FCA 及び PRA は、次に掲げる場合に該当し、処分することが適切であると判断する場合、当該経営者等に対し、適切と判断する金額の制裁金を科すこと、又はその被承認者の不正行為に関するステートメントを公表することができる。

- その者が不正行為を犯した¹⁴⁴と判断する場合
- その者を処分することがあらゆる状況に照らして適切であると判断する場合

(エ) 差止命令（injunctions）の申請

FCA、PRA 及び主務大臣（財務大臣が該当）は、金融サービス市場法又は財務省令にて指定する維持された EU 法により課される要件に違反する可能性が高い者（免許業者以外の者も含む）、実際に違反行為を行い違反が継続、又は繰り返される可能性が高い者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所¹⁴⁵に申請することができる。

また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置を講じるように求める命令や、資産の処分を禁じる命令を申請することもできる（金融サービス市場法第 380 条）。

(オ) 原状回復に関する権限

- 原状回復命令の請求

FCA、PRA 及び主務大臣（財務大臣が該当）は、裁判所に対して、要求事項に違反した者、違反に故意に関与した者が、違反の結果として利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合に、これらの利益や損失に相当する金額を支払うという命令を請求することができる（金融サービス市場法第 382 条）。

¹⁴³ 免許事業者の経営等の任に当たる個人は、金融サービス市場法に基づき、FCA 又は PRA から免許交付を受ける必要がある。就任者が個人として認可を取得する必要がある職務の範囲については、FCA 及び PRA の規則によって定めることになっている（金融サービス市場法第 59 条）。

¹⁴⁴ 不正行為を犯した場合として、ポリシー・ステートメントを遵守しなかった場合及び免許業者が金融サービス市場法に基づく要求事項に違反し、その違反に当該経営者等が関与した場合が定められている。

¹⁴⁵ イングランド、ウェールズにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては民事控訴院（Court of Session）が管轄権を有する。

- FCA・PRAによる原状回復命令

免許業者が要求事項に違反、違反に故意に関与することにより利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合には、当該業者に免許交付した機関（FCA又はPRA）から当該免許業者に対して、正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる（金融サービス市場法第384条(1)）。

(2) 証券監督機関の権限

ア 監督機関

投資会社の健全性に係る監督は、PRAの指定を受けている投資会社¹⁴⁶については、PRAが行う一方、証券サービスを提供するその他の免許業者については、FCAが行う。

また、FCAは、すべての免許業者の業務行為に関する監督を実施する（金融サービス市場法第1L条¹⁴⁷、第2K条¹⁴⁸）。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

PRA・FCAの有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(1)イ(ア)報告徴求を参照のこと。

(イ) 立入検査

PRA・FCAの有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国I.2.(1)イ(イ)検査(investigation)を参照のこと。

(ウ) 検査の実施状況

1) PRAの指定を受けている投資会社

PRAの指定を受けている投資会社に対する監督・検査の実施は、預金取扱金融機関に対するものと共通しており、PRAが健全性について、FCAが業務行為についての監督・検査を行う。英国I.2.(1)イ(ウ)検査の実施状況を参照のこと。

2) 証券サービスを提供するその他の免許業者

1) 以外の証券サービスを提供する免許業者は、健全性・業務行為の両方

¹⁴⁶ PRAの監督を受ける投資会社の指定については、英国I.3.(3)健全性規制機構(PRA)及び英国II.2.投資会社を参照のこと。

¹⁴⁷ Financial Services Act 2012 第6条により改正。

¹⁴⁸ 同上

について FCA による監督・検査を受ける¹⁴⁹。

① 健全性に関する FCA の監督

(a) 検査手法

免許業者の健全性に関する FCA の監督は、免許業者の健全性リスク分類（P1～P4 の 4 段階）に応じて行われる。リスク分類は、主として免許業者からの報告書類に基づいて行う。

- 健全性リスク分類が P1、P2 の免許業者
無秩序な破綻が起こった場合に市場に与える影響が大きく、健全性規制上の重要性が大きいとされる免許業者で、資本の充足状況や流動性について、定期的な評価の対象となる。健全性に焦点を絞った実地検査の実施対象となる。
- 健全性リスク分類が P3 の免許業者
破綻した場合の市場に対する影響がそれほど小さくなく、健全性規制上の重要性が比較的小さい免許業者は、財務要件の遵守状況について、免許業者の自己評価を重視する。
FCA は、不整合の発生や要件の未達のような異常事態が生じていないかという観点から、モニタリングを実施する。
P3 の事業者に対する FCA の健全性評価は、業界全体に対するレビューの一環として、不定期に実施される。
- 健全性リスク分類が P4 の免許業者
特別管理下にある、あるいは破綻処理中の免許業者であり、破綻処理スキームの中での監督が行われる。

(b) 検査頻度

健全性リスク分類が P1 の免許業者は 2 年サイクル、P2 の免許業者は 4 年サイクルとされ、P3 の免許業者は問題が生じた場合に検査が行われる（P4 の免許業者については上記のとおり）。

② 業務行為に関する FCA の監督

業務行為に関する金融行為規制機構の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。英国 I.2.(1)イ（ウ）検査の実施状況を参照

¹⁴⁹ FCA, “Supervision” <https://www.fca.org.uk/about/supervision>

のこと。

ウ 処分規定

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。
英国 I. 2. (1) ウ処分規定を参照のこと。

エ 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

インサイダー取引や市場操作などの市場における不正行為 (market abuse) に関する法執行権限は FCA が有する。

(ア) 調査

FCA 又は主務大臣 (財務大臣が該当) は、市場における不正行為が行われた可能性のある状況が存在する場合、調査員を指名して調査 (investigation) を実施させることができる (金融サービス市場法第 168 条)。

調査員は、調査の対象者、その関係者、及びそれ以外の者に対して、面談及び尋問、情報提供、文書の作成、調査へのあらゆる協力を要求することができる (金融サービス市場法第 172 条、第 173 条)。

(イ) 差止・制裁等

1) 制裁金 (penalties)

FCA は市場における不正行為を行った者 (作為又は不作為によって他の者に市場における不正行為を行うよう要求あるいは教唆した者を含む。以下同様) に対し、適切と判断する金額の制裁金を科すことができる (金融サービス市場法第 123 条)。

2) 差止命令 (injunctions) の申請

FCA は、市場における不正行為を行った者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所¹⁵⁰に申請することができる。また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置を講じるように求める命令や、資産の処分を禁じる命令を申請することもできる (金融サービス市場法第 381 条)。

¹⁵⁰ イングランド、ウェールズにおいては高等法院 (High Court)、スコットランドにおいては民事控訴院 (Court of Session) が管轄権を有する。

(ウ)原状回復命令の請求

FCA は、裁判所に対して、市場における不正行為を行った者が、不正行為の結果として蓄積した利益、又は他者に与えた損害等に相当する金額を支払うよう命令を請求することができる（金融サービス市場法第 383 条）。

(エ)FCA による原状回復命令

市場における不正行為により利益を蓄積、あるいは他者に損害等を与えた者に対しては、FCA から正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる（金融サービス市場法第 384 条(2) (5)）。

(3) 保険監督機関の権限

ア 監督機関

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国 I. 2. (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

イ 監督手法

(ア)報告徴求

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国 I. 2. (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

(イ)立入検査

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国 I. 2. (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

(ウ)検査の実施状況

保険会社に対しては、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。

① PRA による監督・検査の実施状況

保険会社の監督に関する PRA の方針は、「健全性規制機構の保険監督へのアプローチ¹⁵¹」と題する文書において公表されている。

(a) 検査手法

PRA は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは保険会社によって異なる。そのため、PRA が用いる監

¹⁵¹ PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to insurance supervision (October 2018)”
<http://www.bankofengland.co.uk/pru/Pages/supervision/approach/default.aspx>

督手法は画一的なものではなく、利用可能な手法を適宜組み合わせで検査・監督を実施している。

A) 情報の収集・分析

PRA は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。また、公開情報（保険会社の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、保険会社から付加的な情報を特別に徴求することもある。

B) 経営者・従業員との面談

PRA は金融機関に対して、上級レベル及び現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

C) 実地検査

実地検査は、特定の分野（内部統制やリスク管理の体制、資産負債管理、取締役会の実効性など）について必要に応じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

D) 外部監査人・保険数理人の利用

外部監査人や保険数理人は、監督対象保険会社に関連するデータや情報を PRA に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、保険会社に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、PRA に対して注意喚起することが期待されている。

保険数理人は、検査官との対話を通じて、保険会社内部の保険数理上の判断について検査官が理解し、重要な局面において監督官が保険会社内部の判断に対し意見を付すことができるようにするための役割を果たすことが求められている。

E) 特別報告の徴求及び特別調査

PRA は保険会社に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求、外部機関に調査の実施を委託することができる（金融サービス市場法第 166 条）。

F) FCA からの情報提供

PRA では、監督対象の保険会社の業務行為に係るリスクや FCA の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、FCA が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

(b) 検査頻度

検査の頻度は、各保険会社が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさや、当該保険会社が取扱っている保険種別に由来するリスクの差異等に応じて個別に決定する。

② FCA による監督・検査の実施状況

業務行為に関する FCA の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。英国 I. 2. (1) イ (ウ) ② FCA による監督・検査の実施状況を参照のこと。

ウ 処分規定

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。英国 I. 2. (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

投資運用業者に対しては、FCA が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。英国 I. 2. (2) ア監督機関を参照のこと。

(5) 投資助言業者の監督機関の権限

投資助言業者に対しては、FCA が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。英国 I. 2. (2) ア監督機関を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

金融サービス市場法では PRA 及び FCA に対し、各々が果たす役割、双方の監督業務の調整について、覚書 (Memorandum of Understanding) を作成するように要求している (金融サービス市場法第 3E 条)。

金融サービス市場法第 3E 条に基づき作成された FCA と PRA との覚書¹⁵²では、両者の関係について以下のように規定している。

¹⁵² Memorandum of Understanding: Between the Financial Conduct Authority and the Bank of

① 情報共有

FCA 及び PRA は、他方の監督機関の保有する情報が自らの監督業務に関連している場合、当該情報の共有を要請することができる。

また、FCA 及び PRA は、自らの収集した情報が他方の監督機関にとって重大な利害を有すると考える場合、積極的に当該情報を他方の監督機関に提供する。

② 政策・規則の策定

FCA 及び PRA は、それぞれ、その目的を達成するための政策・規則の策定を行う。

政策・規則が他方の監督機関の目的に関して重大な影響を及ぼす可能性のある場合には、早い段階で互いに諮問を行う。

FCA と PRA の政策担当役員は、四半期に一回、定期的な会合を行い、構想している政策が監督機関双方に及ぼしうる影響についての議論や、実際に行っている調整の有効性についての評価を実施する。

③ 事業者の免許交付

PRA による規制・監督の対象となる業務を行おうとする者に対しては、PRA が FCA の同意を得た上で免許を交付する。それ以外の規制対象業務を行おうとする者には、FCA が免許を交付する。

④ 二重監督 (dual regulation) の対象となる免許事業者への監督

健全性について PRA の監督を受ける免許事業者は、業務行為については FCA の監督を受けることになる。

通常時には、PRA と FCA は、それぞれ別個に監督行為を実施する。それによって得られた情報や結論は、他方の監督機関の目的に関して重大性がある場合のみ、監督機関間で交換される。

PRA と FCA とは、必要に応じて個々の免許業者やグループについての「監督カレッジ (supervisory colleges)」を組成し、当該免許業者やグループの有するリスクやリスクの緩和措置が、監督機関双方に対してどの程度の影響を与えうるかについての評価を行う。

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要¹⁵³

2012年金融サービス法（Financial Services Act 2012）に基づき、2013年4月から導入された金融監督体制では、金融安定を目的とする規制を行う機関と消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う機関とを分離している。

前者はイングランド銀行が担当し、後者は新たに設置された金融行為規制機構（FCA）が担当している。イングランド銀行内ではさらに、マクロ・プルーデンス政策を担う金融安定政策委員会（Financial Policy Committee、以下「FPC」）と、ミクロ・プルーデンス規制を担当する健全性規制機構（PRA）という2機関が新規に設置された。

さらに、2016年イングランド銀行及び金融サービス法¹⁵⁴により2000年金融サービス市場法が改正され、2017年3月1日から、それまでイングランド銀行の子会社であったPRAがイングランド銀行に吸収された（2000年金融サービス市場法第2A条¹⁵⁵、2016年イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第4号¹⁵⁶）。

ただし、それ以後もPRAの名称は残され、イングランド銀行がPRAとして業務を行う（2000年金融サービス市場法第2B条）。イングランド銀行は、銀行内に新たに設置された健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee、以下「PRC」）を通して業務を行う（2000年金融サービス市場法第2A条、1998年イングランド銀行法第30A条¹⁵⁷）。

¹⁵³ 金融監督機関の本部と地方支部は、英国、別冊Ⅲ資料編、2. 検査・監督機関の概要（2022年度末現在）を参照。

¹⁵⁴ The Bank of England and Financial Services Act 2016

¹⁵⁵ The Bank of England and Financial Services Act 2016 第12条により改正。

¹⁵⁶ The Bank of England and Financial Services Act 2016 (Commencement No. 4 and Saving Provision) Regulations 2017 No. 43 (C. 4)

¹⁵⁷ The Bank of England and Financial Services Act 2016 第13条により改正。

(2) 金融安定政策委員会 (FPC)

FPC はイングランド銀行内に設けられた独立した委員会で、マクロ・プルーデンス政策を担当する。

ア 根拠法令

FPC についての規定は、1998 年イングランド銀行法 (Bank of England Act 1998、以下「イングランド銀行法」。2012 年金融サービス法 (第 4 条) 等により改正) に設けられている。

イ 目的

FPC の目的は次のとおりである (イングランド銀行法第 9C 条(1))。

- 1) イングランド銀行による金融の安定という目的 (Financial Stability Objective) の達成に貢献すること
- 2) 政府の経済政策 (経済成長や雇用の促進に向けた目的も含む) を補助すること

上記 1) の金融の安定という目的の達成に関し、FPC は主として、英国の金融システムの回復力 (resilience) を保護・強化するために、システムミック・リスクの特定とモニタリング、及びこれを除去・削減するための措置についての責任を負う (イングランド銀行法 第 9C 条(2))。

ウ 業務内容

FPC の果たす機能は次のとおりである (イングランド銀行法第 9G 条(1))。

- システムミック・リスクの特定及び評価のために英国の金融システムの安定性をモニタリングすること
- マクロ・プルーデンス上の措置の実施に関し、FCA や PRA (規制機関) に対して監督下にある金融機関への権限を行使するよう指示 (direction) を発すること¹⁵⁸

マクロ・プルーデンス上の措置 (macro-prudential measures) とは、マクロ・プルーデンス政策実行のためのツール¹⁵⁹のことを指し、原則として財務省と FPC

¹⁵⁸ FPC は、金融機関に対して直接的な監督権限を持たないため、マクロ・プルーデンス上の措置を実施するためには、FCA や PRA がその監督下の金融機関に対して行使できる権限を利用する必要がある。そのため、FPC は、指示 (direction) によって、FCA 及び PRA に当該措置を実施するよう要求できる建付けになっている。

¹⁵⁹ マクロ・プルーデンス上の措置としては、カウンター・シクリカル資本バッファ (counter-cyclical

との事前協議の上で、財務省令によって定めることとされている（イングランド銀行法第 9H 条(1)、9L 条(1)(2)）。

また、当該財務省令は、緊急の場合を除き、議会上下両院による事前承認を経て発出されなければならない（イングランド銀行法第 9N 条(1)）。

- 勧告（recommendation）を発すること
FPC の発する勧告としては、以下のものがある。
- イングランド銀行内部での勧告（イングランド銀行法第 90 条）

イングランド銀行内部での勧告としては、金融機関への金融支援の提供や、支払システム・決済システムや決済機関に関するイングランド銀行の機能の行使のような、金融システム全般に関わる対応に関する勧告を発することができる（イングランド銀行法第 90 条(2)）。

ただし、特定の個別金融機関に対する対応（金融支援の提供や、2009 年銀行法に規定する特別整理制度、銀行の破綻処理・公的管理におけるイングランド銀行の権限の行使を指す）に関する勧告を発することはできない（イングランド銀行法第 90 条(3)）。
- 財務省に対する勧告（イングランド銀行法第 9P 条）

マクロ・プルーデンス上の措置の指定（イングランド銀行法第 9L 条）や、FSMA の規制対象業務や PRA による規制対象となる業務の指定等に関する財務省令（order）の発出権限に関しての勧告などを発することができる（イングランド銀行法第 9P 条(2)）。
- FCA 及び PRA に対する勧告（イングランド銀行法第 9Q 条）

FCA や PRA が監督対象としている金融機関全般、あるいは特定の種類の金融機関に対し、監督上の権限を行使することを勧告することができる。ただし、特定の個別金融機関に対する FCA や PRA の権限行使についての勧告を発することはできない（イングランド銀行法第 9Q 条(2)）。
- その他の者に対する勧告（イングランド銀行法第 9R 条）
- 金融安定報告（financial stability report）（イングランド銀行法第 9W 条に基づくもの）を作成すること

capital buffer: CCB) や部門別必要資本 (sectoral capital requirements: SCR) がある。

エ 組織

FPC は、イングランド銀行の委員会として設置され、以下の委員（計 13 名）によって構成される（イングランド銀行法第 9B 条(1)）。

- 1) イングランド銀行総裁 (Governor)
- 2) 金融安定 (financial stability) 担当のイングランド銀行副総裁 (Deputy Governor)
- 3) 市場及び銀行 (markets and banking) 担当のイングランド銀行副総裁
- 4) 金融政策 (monetary policy) 担当のイングランド銀行副総裁
- 5) 健全性規制 (prudential regulation) 担当のイングランド銀行副総裁
- 6) 金融行為規制機構の長官 (the Chief Executive)
- 7) 財務大臣への諮問の後、イングランド銀行総裁が任命する委員 1 名
- 8) 財務大臣が任命する委員 5 名
- 9) 財務省の代表者 1 名

オ 職員数

FPC 独自の職員はいない。

カ 予算規模

FPC 独自の予算は設けられていない。

イングランド銀行外部からの委員に対する報酬（1 名につき年間 9 万 8,200 ポンド）¹⁶⁰は、イングランド銀行の予算から支出されている。

(3) 健全性規制機構 (PRA)

2016 年イングランド銀行及び金融サービス法により 2000 年金融サービス市場法が改正され、2017 年 3 月 1 日から¹⁶¹、それまでイングランド銀行の子会社であった PRA がイングランド銀行に吸収された（金融サービス市場法第 2A 条）。

ただし、それ以後も PRA の名称は残され、イングランド銀行が PRA として業務を行う（金融サービス市場法第 2B 条）。イングランド銀行は、銀行内に新たに設

¹⁶⁰ “Bank of England Annual Report and Accounts 2021-22” p.85 による。
<https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/annual-report/2022/boe-2022.pdf?la=en&hash=4876E42D75B731BEED602BABFBAF9CDF947D8BE0>

¹⁶¹ 2016 年イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第 4 号
The Bank of England and Financial Services Act 2016 (Commencement No. 4 and Saving Provision) Regulations 2017

置された健全性規制委員会 (Prudential Regulation Committee) を通して業務を行う (金融サービス市場法第 2A 条、イングランド銀行法第 30A 条)。

PRA は、健全性維持の上で重要性の高い金融機関 (預金受入機関、保険業者、大規模な投資会社) の健全性規制及び監督を担当する。

ア 根拠法令

PRA についての規定は、2000 年金融サービス市場法 (2012 年金融サービス法及び 2016 年イングランド銀行及び金融サービス法等により改正) に設けられている。

イ 目的

PRA の全般的な目的は、「PRA の免許交付を受けた者の安全性と健全性を促進すること」と規定されている (金融サービス市場法第 2B 条(2))。

この目的は、主として次の 1)、2) によって推進される (金融サービス市場法第 2B 条(3))。

- 1) PRA の免許交付を受けた者の事業が、英国の金融システムの安定性に対して有害な影響をもたらすことなく運営されることを確実にすること
- 2) PRA の免許交付を受けた者の破綻が英国の金融システムの安定性にもたらすと予想される有害な影響の最小化を目指すこと

このほか、保険に関しては「保険契約者及び保険契約者となろうとする者の適度な保護を確保するために貢献すること」も PRA の目的として規定されている (金融サービス市場法第 2C 条(2))。PRA は保険契約の締結若しくは履行に関連する PRA の免許交付業務、又は PRA の免許交付を受けた者がその業務を行う限りで、合理的に可能な範囲で、全般的な目的と保険に関する目的の双方と両立し、これらの目的を推進するためにもっとも適切と考える方法で活動しなければならない (金融サービス市場法第 2C 条(1))。

ウ 業務内容

PRA の業務範囲は以下のとおりである。

- PRA による規制の対象となる業務を行う免許の付与 (金融サービス市場法第 55F 条)

PRA による規制・監督の対象となる業務は、金融サービス市場法の委任に基づき財務省令で定められる (金融サービス市場法第 22A 条)。

2013年の財務省令（以下「PRA規制業務命令」）¹⁶²により、PRAによる規制・監督の対象となる業務（PRA-regulated activities）は、次のとおり定められている（第2条）。

- 1) 預金の受入
- 2) 保険契約の締結（本人として行うもの）
- 3) 保険契約の履行（本人として行うもの）
- 4) 自己勘定での投資商品取引（PRAにより指定された者本人が行うもの※）
- 5) ロイズ保険組合¹⁶³において代理管理者として、引受団（syndicate）による保険引受の管理を行う業務
- 6) ロイズ保険組合での、保険契約取引の仲介業務
- 7) 上記以外の金融サービス市場法による規制対象業務で、ロイズ保険組合での活動に関連する業務、あるいはロイズ保険組合での活動のために行われる業務

※ PRA は、当該投資会社を PRA による免許交付・監督の対象とするよう指定を行うことができる（指定がなければ、当該投資会社は、FCA（英国 I . 3. (4) 金融行為規制機構（FCA）を参照のこと）の免許交付・監督の対象となる）。指定対象となる投資会社の要件として、パート 4A 許可を申請している最低資本金 75 万ポンド¹⁶⁴を要求される投資会社であること（PRA 規制業務命令第 3 条 (2) (a) (b)）などが定められている（同 3 条）。

また、指定にあたり PRA が考慮する要因は次のとおりである¹⁶⁵。

- 投資会社の貸借対照表が、過去 4 四半期にわたり、平均して総資産 150 億ポンドを超えていること
- グループ内の全ての適格投資会社の貸借対照表の合計額が、過去 4 四半期にわたり、平均して総資産 150 億ポンドを超えていること
- 当該投資会社が PRA による監督を受けているグループの一部であり、当

¹⁶² The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S. I. 2013 No. 556).

¹⁶³ 1871年ロイズ法（Lloyd's Act 1871）に基づいて設立された法人で、金融サービス市場法による許可を受けて再保険の引受における仲介、引受団の組成及び関連する事務処理サービスを行う（金融サービス市場法第 315 条）。

¹⁶⁴ BOE, “PS27/21|CP15/21-Designating investment firms” を参照。
<https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2021/july/designating-investment-firms>

¹⁶⁵ PRA が、免許交付・監督対象として投資会社を指定する際の方針については、以下を参照。
PRA, “Designation of investment firms for prudent supervision by the Prudential Regulation Authority: Policy Statement (March 2013)” p. 3
<http://www.bankofengland.co.uk/pru/Pages/publications/designationinvestmentfirms.aspx>

該投資会社の収入、貸借対照表及びリスク負担 (risk-taking) がグループ全体の収入、貸借対照表及びリスク負担から見て相対的に突出しているかどうか

- 免許事業者に対する健全性の観点からの監督 (金融サービス市場法第 2K 条¹⁶⁶)

PRA による免許交付を受ける事業者は預金取扱金融機関、保険会社、及び一部の投資会社であり、PRA はこれらの免許事業者の健全性についての監督を実施する。

- 上記に関連する規則の制定 (金融サービス市場法第 137G 条¹⁶⁷)

エ 組織

PRA は、事業者から徴収する負担金を財源とする非政府機関として組織される (金融サービス規定 1ZB(31))。

2017 年 3 月 1 日から、それまでイングランド銀行の子会社であった PRA がイングランド銀行に吸収され、イングランド銀行が PRA として業務を行うことになった (2000 年金融サービス市場法第 2A 条、2016 年イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第 4 号)。イングランド銀行は、銀行内に新たに設置された健全性規制委員会 (Prudential Regulation Committee) を通して、PRA の業務を行う (1998 年イングランド銀行法第 30A 条¹⁶⁸)。

健全性規制委員会 (Prudential Regulation Committee) はこれまでの PRA の理事会をイングランド銀行の一部としての統治組織 (governing body) に置き換えたもので、法的根拠は金融政策委員会 (Monetary Policy Committee、MPC) 及び FPC と同一となっている¹⁶⁹。

委員会の構成は次のとおり (1998 年イングランド銀行法第 30A (2)¹⁷⁰)。

- 1) イングランド銀行総裁 (Governor)
- 2) 金融安定 (financial stability) 担当のイングランド銀行副総裁 (Deputy Governor)
- 3) 市場及び銀行 (markets and banking) 担当のイングランド銀行副総裁

¹⁶⁶ The Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。

¹⁶⁷ The Financial Services Act 2012 第 24 条により改正。

¹⁶⁸ The Bank of England and Financial Services Act 2016 第 13 条により改正。

¹⁶⁹ イングランド銀行ウェブサイト” Prudential Regulation Committee replaces PRA Board”
<https://www.bankofengland.co.uk/news/2017/february/prudential-regulation-committee-replaces-pra-board>

¹⁷⁰ The Bank of England and Financial Services Act 2016 第 13 条(2)により改正。

- 4) 健全性規制 (prudential regulation) 担当のイングランド銀行副総裁
- 5) 金融行為規制機構の長官 (the Chief Executive)
- 6) 財務大臣の承認を得てイングランド銀行総裁が任命する委員 1 名¹⁷¹
- 7) 財務大臣が任命する委員 6 名以上

オ 職員数

PRA の職員数は、下表のとおりである。

図表 英-2 PRA の職員数

(2022 年 2 月末。管理・分析に従事する職員は 2022 年度平均)

(単位：人)

		職員数
全職員		1,356
うち	管理・分析に従事する職員	1,198
	国際部門の職員	NA

(出所) BOE, “Bank of England Annual Report and Accounts 2021-22”

カ 予算規模

PRA は、監督対象となる事業者から徴収する負担金を財源とする (金融サービス市場法附則 1ZB 第 31 条)。

図表 英-3 PRA の予算規模

(2022 年 2 月末)

(単位：100 万ポンド)

		金額
収入		290
	監督対象機関への賦課金	281
	その他収入	9
支出		293
	人件費	149
	一般管理費	144

(出所) BOE, “Bank of England Annual Report and Accounts 2021-22”

¹⁷¹ 現在、金融政策 (monetary policy) 担当のイングランド銀行副総裁が指名されている。
 “イングランド銀行ウェブサイト” Prudential Regulation Committee replaces PRA Board”

(4) 金融行為規制機構 (FCA)

FCA は、政府から独立した監督機関として設置され、PRA の監督を受けない金融機関（リテール商品の仲介業者、小規模な投資会社、電子マネー機関、決済サービス機関など）の健全性規制及び監督、すべての免許業者の業務行為規制、市場規制を担当する。

ア 根拠法令

FCA についての規定は、金融サービス市場法（2012 年金融サービス法等により改正）に設けられている。

イ 目的

FCA は、その一般的職務を行う場合において、合理的に可能な限り、(a) 戦略的目的 (strategic objective) に適合し、(b) 運営目的 (operational objective) を促進するように行動することが義務付けられる（金融サービス市場法第 1B 条¹⁷²(1)）。

(a) 戦略的目的とは、金融市場、規制対象となる金融サービスの市場、及び免許業者以外の者により一般的禁止に違反せずに提供されているサービスの市場の円滑な機能を確保することである（金融サービス市場法第 1B 条(2)、第 1F 条）。

この戦略的目的を補完する (b) 運営目的として、次の 3 つの業務目的が設定されている（金融サービス市場法第 1B 条(3)）。

- 1) 適切な程度の消費者の保護を確保すること(金融サービス市場法第 1C 条)
- 2) 英国の金融システムの完全性 (integrity) の保護及び促進(金融サービス市場法第 1D 条)
- 3) 消費者の利益に資する効果的な競争の促進(金融サービス市場法第 1E 条)

ウ 業務内容

FCA の業務範囲は次のとおりである。

- すべての免許事業者（他の EU 加盟国で免許を取得し、英国で業務を行っている事業者も含む）を対象とする、業務行為の適切性についての監督対象となる業務行為には、リテール顧客向けの金融サービスの提供に係る業務行為と、ホールセール市場参加者との取引に係る業務行為の両方が含まれる。
- 市場規制

¹⁷² The Financial Services Act 2012 第 6 条により改正。

市場参加者の行為や、ホールセール業務を行う免許事業者の内部統制や顧客取引に係る規制に加え、以下のような業務が含まれる。

- 市場の完全性の強化、投資家の利益の保護、サービス提供における効率性の促進
- 有価証券の発行者に対する規制
- 市場取引の基盤の提供者（認定投資商品取引所（recognized investment exchange、RIE）¹⁷³、多角的取引システム（multilateral trading facility、MTF）¹⁷⁴の運営者、その他の取引設備の運営者など）に対する規制
- 規制対象業務¹⁷⁵のうち、PRAによる規制の対象にならないものを行う事業者に対する免許の付与（金融サービス市場法第 55A 条(2) (b)¹⁷⁶、55E 条¹⁷⁷）、及びこれらの事業者に対する健全性の観点からの監督

FCA が免許交付・健全性監督を担当する規制対象業務（regulated activity）には、次のものがある（金融行為規制機構規則集 用語集）。

- 電子マネーの発行
- 投資商品のディーリング（自己勘定取引、又は代理人としての取引）
 - ・ ただし自己勘定取引を行う場合、当初資本金として 75 万ポンド以上を要求される投資会社は PRA による監督の対象となるため（PRA 規制業務命令 3 条(3) (a) (b)）、除外される
- 投資商品取引のアレンジ
- 住宅ローンのアレンジ
- 多角的取引システム（MTF）の運営
- 投資商品の運用（investment management）
- 保険契約のパフォーマンスの管理の補助
- 投資商品の保管及び管理
- 集団投資スキームの組成
- ステークホルダー年金スキームの組成
- ステークホルダー商品に関する基本的な助言の提供
- 投資商品に関する助言

¹⁷³ 認定投資商品取引所とは、金融サービス市場法に基づき、FSA から認定命令（recognition order）を受けている投資商品の取引所をいう（金融サービス市場法第 285 条）。

¹⁷⁴ 投資会社や市場運業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムを指す（金融行為規制機構規則集 用語集）。

¹⁷⁵ 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定 2、及び財務省令（Regulated Activities Order）によって規定される。

¹⁷⁶ The Financial Services Act 2012 第 11 条により改正。

¹⁷⁷ 同上

- 住宅ローンに関する助言
- 葬儀プラン契約の締結
- 住宅ローン契約の締結
- 住宅ローンの管理

このほか、2009年決済サービス規則¹⁷⁸に基づく決済サービス機関の監督もFCAが担当する（2009年決済サービス規則2条(1)¹⁷⁹）。

エ 組織

FCAは、旧金融サービス機構（FSA）を母体として組織されており、法人（body corporate）としてのFSAを引き継いでいる（金融サービス市場法第1A条(1)¹⁸⁰）。FSAと同様に、FCAは英国政府から独立して運営されており、職員も公務員（Crown Servant）ではない（金融サービス市場法附則1ZA第16条）。

FCAの意思決定機関である理事会（board）は、次のメンバーによって構成される（金融サービス市場法附則1ZA第2条）。

- 議長（chair）：財務省が任命
- 長官（chief executive）：財務省が任命
- 健全性規制（prudential regulation）担当のイングランド銀行副総裁
- 関係省庁の国務大臣と財務省とが共同で任命するメンバー2名
- 財務省が任命するメンバー1名以上

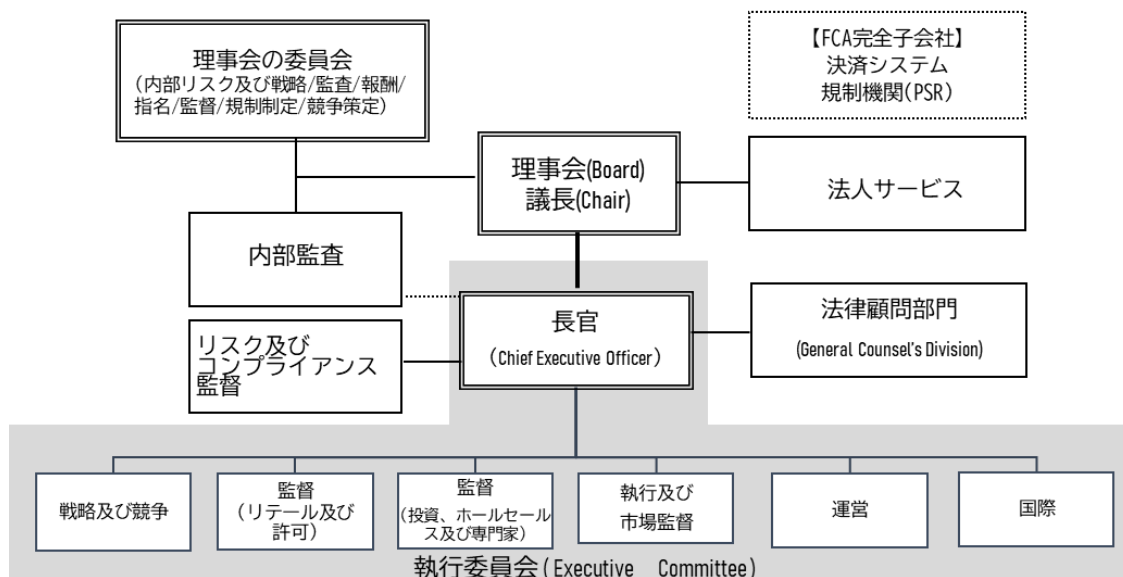
¹⁷⁸ The Payment Services Regulations 2009 (S. I. 2009 No. 209)

¹⁷⁹ The Financial Services Act 2012 (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Order 2013 第155条(2)により改正。

¹⁸⁰ The Financial Services Act 2012 第6条により改正。

FCA の組織図は次のとおりである。

図表 英-4 FCA の組織図



(出所) FCA, “Business Plan 2022/23” に基づき作成
<https://www.fca.org.uk/publications/business-plans/2022-23>

オ 職員数

FCA の職員数は下表のとおりである。

図表 英-5 FCA の職員数

(全職員数は 2022 年 3 月末、その他は 2022 年度平均)

		(単位：人)
		職員数
全職員		3,766
うち	監督部門 (監査業務を含む)	1,270
	監査実務の実施部門	625
	国際部門の職員	NA

(出所) FCA, “Annual Report and Accounts 2021/22”

カ 予算規模

FCA は、監督対象となる業者から徴収する負担金を財源とする (金融サービス市場法附則 1ZA 第 23 条)。

図表 英-6 FCAの予算規模
(2022年3月末)

(単位：100万ポンド)

		金額
収入		660.7
	監督対象機関への賦課金	641.0
	その他収入	19.7
支出		571.9
	人件費	339.7
	一般管理費	232.2

(出所) FCA, "Annual Report and Accounts 2021/22"

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

英国では、預金取扱金融機関として、預金の受入を行う金融機関としては、①銀行、②住宅金融組合、③信用組合がある。

(1) 業務範囲

英国では、2000年金融サービス市場法に基づく金融機関に対する規制は、実質的にその金融機関の業務・機能ベースで適用される。すなわち、英国では、事実上、規制の適用は金融機関の業務、サービス、機能、顧客によって差異が生じる¹⁸¹。

① 銀行

法令上、銀行の定義規定は置かれていないが、次のものを指して「銀行 (bank)」という用語が用いられている（金融行為規制機構規則集¹⁸²用語集）。

- 英国において2000年金融サービス市場法に基づき預金の受入を含む規制業務を行うためのパート4A許可を得ている会社で、かつ、英国のEU離脱後も英国の法体系に直接組み込まれた「維持されたEU法 (Retained EU Law)」上の信用機関に該当するもの、あるいは、当該会社の得ているパート4A許可において、銀行に適用されるものと同等の健全性基準の遵守を要求されている会社（信用組合、友愛組合又は住宅金融組合を除く）
- 欧州経済領域 (EEA) 内の銀行で、英国のEU離脱後も英国の法体系に直接組み込まれた「維持されたEU法」により信用機関に認められている業務をすべて行うことができるもの

② 住宅金融組合

住宅金融組合 (building society) とは、1986年住宅金融組合法 (Building Society Act 1986) に基づいて設立される金融機関で、住宅を担保とする貸付を主な業務とし、資金調達の大半を組合員から行う（住宅金融組合法第5条、第119条(1)）。

¹⁸¹ “Banking Regulation in the United Kingdom: Overview by Bob Penn, Raluca Dumitru and Arthur Tan, Allen & Overy LLP” Practical law, THOMSON REUTERS

¹⁸² 金融行為規制機構 (FCA) 及び健全性規制機構 (PRA) は一般規則の制定権を有している（金融サービス市場法第137A条、第137G条）。英国 I.1.(2).ウ (ア) 規則制定権を参照。金融行為規制機構 (FCA) が制定した規則を集めたものは金融行為規制機構規則集 (FCA Handbook)、健全性規制機構 (PRA) が制定した規則を集めたものは健全性規制機構規則集 (PRA Rulebook) として公開されている。各規則については、英国 I.1.(2).ウ 金融行為規制機構規則/健全性規制機構規則を参照のこと。

③ 信用組合

信用組合(credit union)とは、1979年信用組合法(Credit Union Act 1979)上の免許業者である信用組合として、2014年協同共済組合法(Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014)に基づき登録された法人をいう(金融行為規制機構規則集用語集)。

信用組合は職域、居住地域等を単位として組合員を募集する(信用組合法第1条(4))。組合員からの出資以外の形による預金の受入は許されていない(同法第8条)。また、貸付先は組合員に限定されている(同法第11条)。

(2) 免許等

PRA 規制業務命令¹⁸³により、預金の受入業務は PRA による規制の対象とされたため(2条(a))、預金取扱金融機関に免許交付する権限は PRA にある(金融サービス市場法第55A条)。

PRA は、申請者が金融サービス市場法附則 6 及び PRA の許認可条件規約(threshold conditions code、金融サービス市場法第1370条)を満たすことを確保した上で、免許を付与することができる(金融サービス市場法第55B条¹⁸⁴)。

ただし、PRA は申請者に免許を付与するにあたり、FCA の同意を得なければならない(金融サービス市場法第55F条(2))。

また、PRA は、免許の付与に際して、当該免許業者が実施できる業務について条件を課したり、業務の範囲を狭めたり広げたりすることができる(第55F条(4))。

(3) 要件

預金取扱金融機関は、PRA の免許要件と FCA の免許要件とを共に満たす必要がある。

ア PRA の免許要件

預金取扱金融機関の免許交付にあたり、PRA が考慮する免許要件は次のとおりである(金融サービス市場法附則6第5A条～第5F条)。

- 会社形態：
法人、又はパートナーシップでなければならない。
- 事業所の所在地：

¹⁸³ The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No. 556).

¹⁸⁴ Financial Services Act 2012 第11条により改正。

英国で設立された会社法人の場合、本社及び登録事業所は、英国内に所在しなければならない。会社法人でなく英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。

- 健全な事業運営：
適切な財務資源及び非財務資源を有し、健全に事業を行わなければならない。
- 適格性：
法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、免許交付対象業務を実施する上での適格性を備えていなければならない。
- 監督の実効性：
業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、PRA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

イ FCA の免許要件

PRA による規制対象となる業務を行う事業者の免許交付にあたり、FCA が考慮する免許要件は次のとおりである（金融サービス市場法附則 6 第 3A 条～第 3E 条）。

- 監督の実効性：
業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、FCA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。
- 非財務資源の適切性：
免許交付対象となる業務を行う上で、適切な非財務資源を有していなければならない。
- 適格性：
消費者の利益や英国の金融システムの統合性の維持、法令の遵守、金融犯罪の防止等の観点に照らして適切な業務運営を行うことができるだけの適格性を有していなければならない。
- ビジネスモデル：
FCA の業務目的に照らして、事業者のビジネスモデルは、規制対象業務の実施に適したものでなければならない。

ウ 異業種からの参入可否及び要件

金融サービス市場法では、免許を業務ごとに取得すればその業務を営むことが認められ、免許業者に一律に課される他業禁止規制は定められていない。そのため、上記イの免許要件を満たして免許を付与されれば、異業種の業者も原則として¹⁸⁵預金の受入れ業務を行うことは可能である。なお、預金取扱業務等と投機的業務の分離については、I. 1. (3)ウ(ア)リングフェンス規制の概要を参照のこと。

(4) 変更・取消

以下に該当する場合、PRA は、免許業者に対して付与された免許の変更（当該免許業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の種類の変更）及び取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

- ① 免許取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことができなくなりそうな場合
- ② 12 カ月以上にわたって、許可を受けた業務を遂行していない場合
- ③ PRA の目的のいずれか¹⁸⁶を推進するために、免許の変更・取消を行うことが望ましい場合

PRA が権限を行使するためには FCA への事前の諮問が必要であり（金融サービス市場法第 55J 条(5) (a)）、実施できる業務の追加及び種類を拡大する場合は、FCA の同意が必要とされている（同条(5) (b)）。

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 免許交付

英国にはデジタルバンクに対する明確な分類・基準は存在していないが、預金の受入業務を行う為には PRA から銀行免許¹⁸⁷を取得する必要がある。

英国ではリテールバンキング市場の競争促進を目的に新規参入が奨励されており、PRA は 2013 年に新規参入行に対する最低資本金を 100 万ユーロ又は 100 万ポンド(どちらか高い方)¹⁸⁸に引き下げた。また、PRA 及び FCA は 2016 年に新規参

¹⁸⁵ 保険会社の場合、保険会社としての他業禁止規制が課される（英国 II. 4. (3)要件を参照）。またリングフェンスについては、英国 I. 1. (3)ウ(ア)リングフェンス規制の概要を参照のこと。

¹⁸⁶ PRA の目的については、英国 I. 3. (3)イ目的を参照のこと。

¹⁸⁷ 銀行免許については、英国 II. 1. (2)免許等を参照のこと。

¹⁸⁸ PRA Rulebook: CRR FIRMS: Definition of Capital:Base Capital Resources Requirement を参照。
<https://www.prarulebook.co.uk/rulebook/Content/Chapter/211298/08-03-2023#211298>

入銀行支援部署 (New Bank Start-up Unit) を設置し、新規参入銀行の免許申請手続を支援している。

イ デジタルバンクの例

(ア) Starling Bank

Starling Bank は、Allied Irish Banks の元 COO である Anne Boden 氏により 2014 年に設立された。2016 年に銀行免許を取得し銀行業に参入。2021 年 3 月時点でサービス利用者数は 200 万人を超えている。Starling Bank は同社が提供する会計アプリ「Xero」、年金サービス「PensionBee」、オンライン投資サービス「Wealthfy」等を統合してファイナンスアプリとして提供しており、利便性に定評がある。2021 年 3 月時点で年間売上は 97.6 万ポンド。

(イ) Monzo Bank

Monzo Bank は、GoCardless の創業者である Blomfield 氏により 2015 年に設立され、デビットカード事業を営んできた。2017 年に銀行免許を取得し銀行業に参入。2022 年 7 月時点でサービス利用者数は 580 万人を超えている。優れた UI で銀行口座の開設が容易である事に定評がある。2021 年 2 月時点で年間売上は 79.4 万ポンド。

(ウ) Revolut

Revolut は、2015 年に設立されたイギリス発のフィンテック企業。2021 年 1 月に銀行免許を申請したが、2022 年 12 月時点でまだ審査結果が公表されていない。2022 年 12 月時点でサービス利用者数は 2,000 万人を超えている。同社が提供する 10 代向け資金管理サービス「Revolut<18」や、為替・送金手数料が無料である事に定評がある。2020 年 12 月時点で年間売上は 222.1 万ポンド。

2. 投資会社

英国では証券業務を行う事業者を「投資会社 (investment firm)」という。

(1) 業務範囲

投資会社 (investment firm) は、金融サービス市場法に基づく規制の対象となっている。投資会社は次のように定義されている (金融行為規制機構規則集 用語集)。

- ① 第三者に対する 1 つ又は複数の投資サービスの提供を常時、業として行っている者。あるいはいずれかの投資活動を職業的に実施している者

- ② 維持された EU 法の第 2 次金融商品市場指令 (Markets in Financial Instruments Directive II、MiFID II) 上の投資サービス会社 (MiFID investment firm)
- ③ EEA 域内に本店を置いている金融商品市場指令上の投資サービス会社に該当する者

金融サービス市場法に基づく許可を必要とする投資サービス (investment service) は次のようなものである (金融行為規制機構規則集 用語集)¹⁸⁹。

- 投資商品のディーリング (自己勘定取引、又は代理人としての取引)
- 投資商品取引のアレンジ
- 多角的取引システム (multilateral trading facility、MTF) の運営¹⁹⁰
- 投資商品の運用 (investment management)
- 投資商品に関する資産の保管管理
- 集団投資スキームの組成 (establishing collective investment schemes)
- 投資商品に関する助言

なお、投資会社の業務範囲に制限はない。

(2) 免許等

ア PRA が免許を付与する投資会社

次の条件に該当する場合、投資会社は PRA から免許交付を受ける必要がある (金融サービス市場法第 55A 条、PRA 規制業務命令第 3 条)。

- 自己勘定での投資商品取引業務を行う免許を取得しようとしている場合
- 当初資本金が 75 万ポンド相当以上である場合
- PRA が、当該投資会社を PRA による免許交付・監督の対象とするよう指定した場合

指定にあたり考慮される要因については、英国 I.3. (3)ウ 業務内容を参照のこと。

¹⁸⁹ 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定 2、及び財務省令 (Regulated Activities Order) によって規定される。

¹⁹⁰ 投資会社や市場運営業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムをさす (金融行為規制機構規則集 用語集)。

イ FCAが免許を付与する投資会社

PRAによる免許交付が必要な者以外の投資会社に対しては、FCAが免許交付の権限を持つ（金融サービス市場法第55A条）。

FCAは、申請者が金融サービス市場法附則6及びFCAの許認可条件規約（threshold conditions code、金融サービス市場法1370条）を満たすよう確認した上で、免許を付与することができる（金融サービス市場法第55B条）。

申請者が、PRAの免許交付を受けている事業者と同一のグループに属している場合には、FCAは免許を付与する前に、PRAに諮問を行わなければならない（金融サービス市場法第55E条(3)）。

(3) 要件

ア PRAにおける免許要件

PRAによる免許交付が必要な投資会社の免許要件は、預金取扱金融機関と同じである。英国II.1.(3)アPRAの免許要件を参照のこと。

イ FCAにおける免許要件

FCAが免許を付与するにあたり、考慮する免許要件は以下のとおりである（金融サービス市場法附則6第2A条～第2F条）。

- 事業所の所在地：
英国で設立された法人の場合、本社及び登録事業所は英国内に所在しなければならない。会社法人でなく英国内に本社事業所を置いている場合、及び登録事業所のない法人で本社が英国内にある場合には、英国内で営業しなければならない。
- 監督の実効性：
業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループ構造、連結監督の対象か否か、企業結合の状況などについて、FCAが実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。
- 経営資源の適切性：
免許交付対象となる業務を行う上で、適切な経営資源（経営管理者の能力や経験、法令遵守体制などの非財務資源も含む）を有していなければならない。
- 適格性：

消費者の利益や英国の金融システムの統合性の維持、法令の遵守、経営の健全性、金融犯罪の防止等の観点に照らして適切な業務運営を行えるだけの適格性を有していなければならない。

- ビジネスモデル：
経営の健全性、消費者の利益、英国の金融システムの統合性等の観点から、免許交付対象業務の実施に適したビジネスモデルでなければならない。

(4) 変更・取消

ア PRA が免許を交付した投資会社

PRA の免許交付を受けた投資会社の免許変更・取消に関しては預金取扱金融機関と共通している。英国 II. 1. (4) 変更・取消を参照のこと。

なお、投資会社については次の場合も免許取消の対象となる（金融サービス市場法第 55K 条）。

- 免許交付を受けた投資サービスを 6 カ月以上にわたって遂行していない場合
- 虚偽の申告、又はその他の不正な手段によって免許を取得した場合
- 免許交付を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、維持された EU 法で定められている免許要件を満たしていない場合
- 免許交付を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、維持された EU 法で定められている投資サービスの運営条件に対する重大かつ組織的な違反がある場合

イ FCA が免許を交付した投資会社

- 免許事業者の申請による変更
FCA は、免許事業者からの申請により、免許の変更（実施できる業務の追加・削除、業務の種類の変更）や取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55H 条）。
申請者が PRA の免許事業者を含むグループのメンバーである場合には、PRA への事前の諮問が必要である（金融サービス市場法 55H 条(5)）。
- FCA の主導による変更・取消
以下に該当する場合には、FCA は、免許業者に対して付与された免許の

変更（当該免許業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の種類の変更）及び取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

- 1) 免許取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことが出来なくなるおそれがある場合
- 2) 12 カ月以上にわたって、免許交付を受けた業務を遂行していない場合
- 3) FCA の運営目的の 1 つ以上を推進するために、免許の変更・取消を行うことが望ましい場合

また、投資会社の場合には、次の場合も免許取消の対象となる（金融サービス市場法第 55K 条）。

- 1) 免許交付を受けた投資サービスを 6 カ月以上にわたって遂行していない場合
- 2) 虚偽の申告、又はその他の不正な手段によって免許を取得した場合
- 3) 免許交付を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、維持された EU 法で定められている免許要件を満たしていない場合
- 4) 免許交付を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、維持された EU 法で定められている投資サービスの運営条件に対する重大かつ組織的な違反がある場合

PRA の免許事業者である場合、及び PRA の免許事業者を含むグループのメンバーの場合には、PRA への事前の諮問が必要であり、PRA の免許事業者について実施できる業務の追加及び種類を拡大する場合は、PRA の同意が必要とされている（金融サービス市場法第 55J 条(4)）。

3. 投資運用業者・投資助言業者

投資運用業者に当たるのは、金融サービス市場法に基づき「投資運用業務 (managing investments)」を行う許可を受けている会社である。

(1) 業務範囲

① 投資運用業者

投資運用業務とは、有価証券に対する投資等からなる他者の資産を、与えられた裁量をもって運用することを指す (規制業務命令¹⁹¹第 37 条)。なお、投資運用業者の業務範囲に制限はない。

② 投資助言業者

投資助言業者に当たるのは、「投資助言業務 (advising on investments)」を行う許可を受けている者である。投資助言業務とは、次のような助言を行うことを指す (金融行為規制機構規則集 用語集、規制業務命令¹⁹²第 53 条)。

- 投資家あるいは潜在的な投資家となりうる者、あるいはこれらの代理人となりうる者に対し与えられる助言
- 次のいずれかの行為を (本人として、あるいは代理人として) 行うことの利点について与えられる助言
 - 1) 特定の有価証券、又は契約に基づく特定の投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりすること
 - 2) 投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりするための投資によって与えられる権利を行使すること

なお、投資助言業者の業務範囲に制限はない。

(2) 免許等

投資運用業務・投資助言業務は FCA による規制の対象となる業務であるため、投資運用業者・投資助言業者に対しては FCA が免許交付権限を持つ (金融サービス市場法第 55A 条)。

¹⁹¹ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No. 544.

¹⁹² 同上

FCAによる免許等付与については、英国Ⅱ.2.(2)イ FCA が免許を付与する投資会社を参照のこと。

(3) 要件

投資運用業務・投資助言業務は FCA による規制の対象となる業務であるため、投資運用業者・投資助言業者に対しては FCA が免許交付権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

FCA による免許要件については、英国Ⅱ.2.(3)イ FCA における免許要件を参照のこと。

(4) 変更・取消

投資運用業務・投資助言業務は FCA による規制の対象となる業務であるため、投資運用業者・投資助言業者に対しては FCA が免許交付権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

FCA による変更・取消については、英国Ⅱ.2.(4)イ FCA が免許を交付した投資会社を参照のこと。

(5) ロボアドバイザー等に関する規制状況

FCA は、純粋な自動アドバイスサービスに関する規制・監督上の懸念を示し、自動投資サービス（automated investment services）は従来の投資一任サービスや助言サービスと同じ規制基準を満たす必要があると強調している。

4. 保険会社（保険仲介業を含む）

保険業務を営む企業（insurance undertaking）とは、保険者（保険契約の締結又は履行について許可を取得した企業）であるか否かにかかわらず、保険事業を行うメンバーを含む企業をいう（金融行為規制機構規則集 用語集）。

(1) 業務範囲

2000 年金融サービス市場法において、保険会社として事業を行うためには、法人（body corporate. 但し、有限責任パートナーシップ（Limited Liability Partnership : LLP）以外）、登録された友愛組合、又はロイズ（Lloyd's）のメンバーでなければならないと定められているにすぎず、有限責任パートナーシップが排除されていることを除き、法人形態に制限は設けられていない。

保険業は規制対象となる「規制業務 (Regulated Activities)」の1つと位置づけられていることから、保険業、保険仲介業、再保険業を営むすべての保険会社は、2000年金融サービス市場法における「規制業務の許可」に関する規定 (Part IV Permission to Carry on Regulated Activities) を遵守することが求められる。金融サービス市場法第22条は、特定された種類の投資物件に関連していること、又は特定された種類の業務で何らかの種類の財産に関連していること、を対象とする規制業務 (regulated activity) としている。これらの規制業務の特定は、さらに規制業務命令¹⁹³に委任されており¹⁹⁴、同令は、本人として (as principal) する保険契約の締結 (effect) 及び履行 (carry out) を特定業務としている (第10条)。

保険契約は、①保険契約、②再保険、③生命保険契約 (長期保険契約) 及び④損害保険契約 (一般保険契約) に分類される (金融サービス市場法第424条)¹⁹⁵。

保険契約とは、損害保険契約及び生命保険契約のいずれにも該当しない保険契約で、病気や困窮時の救済、生活維持を目的とした保険金給付や葬儀費用の給付を提供する保険契約をいう (金融サービス市場法附則2第20条、1992年友愛組合法附則2頭書C)。

また、③生命保険契約及び④損害保険契約に該当する保険の種類については、ソルベンシーII指令 (2009/138/EC) に列挙されており (付表I・II)、同指令を受けて、英国では規制業務命令で次のとおり定めている (附則I・II)。

¹⁹³ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No. 544

¹⁹⁴ 金融サービス市場法は、財務省に特定の命令の制定権限を与えている。主な省令は次のとおり。

- ・ 規制業務命令 : The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No. 544
- ・ 許可条件命令 : The Financial Services and Markets Act 2000 (Threshold Conditions) Order 2013 No. 555
- ・ PRA 規制業務命令 : The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 No. 556

¹⁹⁵ 英国では、保険の区分について生命保険を含む長期保険 (long-term insurance) と、疾病・健康保険を含む一般保険 (general insurance) に区分している。以下、長期保険を生命保険、一般保険を損害保険と記載する。

図表 英-7 保険契約の種類

生命保険契約	損害保険契約	
① 生命・年金（③を除く）	① 事故（労働傷害、職業病を含む）	⑩ 自動車損害賠償責任
② 婚姻・出産	② 疾病	⑪ 航空機損害賠償責任
③ リンクト生命・年金	③ 陸上車両	⑫ 船舶損害賠償責任
④ 長期所得補償	④ 鉄道車両	⑬ 一般賠償責任
⑤ トンチン年金	⑤ 航空機	⑭ 信用保証
⑥ 資金償還契約	⑥ 船舶	⑮ 保証契約
⑦ 年金ファンド管理	⑦ 輸送物品	⑯ 雑金銭損失
⑧ 団体保険等	⑧ 火災・自然災害	⑰ 訴訟費用
⑨ 社会保険	⑨ 財産的損害	⑱ 困窮時支援

（出所）規制業務命令¹⁹⁶に基づき作成

(2) 免許等

PRA 規制業務命令¹⁹⁷により、保険契約の締結業務及び保険契約の履行业務は PRA による規制の対象とされたため（第 2 条 (b) (c)）、保険会社に免許交付する権限は PRA にある（金融サービス市場法第 55A 条）。

PRA による保険会社の免許交付についての規定は、預金取扱金融機関と共通である。英国 II. 1. (2) 免許等を参照のこと。英国においては、許認可の対象となる業務のリストは設けられておらず、保険業務との関連性や保険会社の財務の健全性への影響等を勘案して、あくまでも個別事案毎に適否が判断されている。保険会社の業務の免許付与事由として、既存の保険契約者又は新しい契約者を許容できないレベルのリスクにさらす事業に該当しないことが要求されている。

保険仲介業務は「保険契約の管理及び遂行における補助 (assisting in the administration and performance of a contract of insurance)」にあたるものとして、規制業務に加えられている（規制業務命令第 39A 条¹⁹⁸）。

保険仲介業務は、FCA による規制の対象となる業務であるため、保険仲介業者に対しては FCA が免許交付権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

¹⁹⁶ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No. 544 SCHEDULE1 PART I, PART II

¹⁹⁷ The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S. I. 2013 No. 556).

¹⁹⁸ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) (Amendment) (No. 2) Order 2003 (S. I. 2003/No. 1476) 第 7 条により改正。

FCAによる免許交付については、英国 II. 2. (2) イ FCA が免許を付与する投資会社を参照のこと。

(3) 要件

金融サービス市場法において、規制業務に関する免許を取得した者 (authorized person) とならない限り、保険業務を含む規制業務を行うことはできないとされている。保険会社は、PRA の免許要件と FCA の免許要件とを共に満たす必要がある。

ア PRA の免許要件

保険会社の免許交付にあたり、PRA が考慮する免許要件は以下のとおりである (金融サービス市場法附則 6 第 4A 条～第 4F 条)。

1) 会社形態：

法人 (有限責任組合 (LLP) を除く)、登録友愛組合、又はロイズのメンバーでなければならない。

2) 事業所の所在地：

英国で設立された会社法人の場合、本社及び登録事業所は英国内に所在しなければならない。会社法人ではなく、英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。

3) 健全な事業運営：

適切な財務資源及び非財務資源を有し、健全¹⁹⁹に事業を行わなければならない。

4) 適格性：

法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、免許対象業務を実施する上での適格性を備えなければならない。

5) 監督の実効性：

業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、PRA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

¹⁹⁹ 保険会社の健全性に係る基準は、金融行為規制機構／健全性規制機構規則集「保険会社のための健全性ソースブック (Prudential sourcebook for Insurers, INSPRU)」において規定されている。

イ FCA の免許要件

保険会社の免許交付にあたって FCA が考慮する免許要件は投資会社と共通している。投資会社に対する FCA の免許要件については、英国 II. 2. (3)イ FCA における免許要件を参照のこと。

ウ 異業種からの参入可否及び要件

かつて英国では保険会社の兼業が禁止されていなかったが、兼業を規定した EU 指令²⁰⁰の制定により、1982 年保険会社法 (Insurance Companies Act 1982) で他業禁止が導入された (第 16 条)。現在、兼業については金融行為規制機構規則集²⁰¹に次のとおり規定されており、保険事業に関係する範囲での他業が認められている。

- ① 再保険のみを行う会社以外が、保険事業及び保険事業から直接派生する (directly arising) 業務²⁰²以外の営利事業を営む事の禁止
ただし、1979 年 3 月 15 日の時点で生命保険事業を営んでいる友愛組合が営んでいる貯蓄事業については、継続できる (INSPRU1. 5. 13B^①)。
- ② 再保険のみを行う会社が、再保険事業及び再保険事業に関連する (related) 営業²⁰³以外の事業を営むことの禁止 (INSPRU1. 5. 13A^①)

(4) 変更・取消

保険会社に対する免許事業者の免許の変更・取消は、預金取扱金融機関と共通している。英国 II. 1. (4) 変更・取消を参照のこと。

²⁰⁰ 生命保険第 1 次指令 (79/267/EEC) 第 6 条、損害保険第 1 次指令 (73/239/EEC) 第 8 条 1 項 (b)。

²⁰¹ 金融サービス市場法は、FCA 及び PRA に一般規則の制定権限を与えている (第 137A 条、第 137G 条)。英国 I. 1. (2). ウ (ア) 規則制定権を参照のこと。

²⁰² 「保険事業から直接派生する業務」については英国保険協会 (ABI) がガイダンスを提供している。① 子会社 (保険子会社及び非保険子会社) に対する投資管理、会計、その他アドバイザー・サービスの提供、② グループ企業又は他の保険会社への株式や社債、保険の引受サービスの提供などが禁止となりうる業務とされている。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「主要国の保険制度に関する調査」<米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス> (平成 23 年 2 月) p. 29 参照。
<https://www.fsa.go.jp/news/22/20110627-7/01.pdf>

²⁰³ 「再保険事業に関連する営業」の例として、統計的又は数理計算上の助言の提供などの活動、リスク分析又はその顧客のための調査などの活動が挙げられている (INSPRU 1. 5. 13B^①)。

(5) Insurtechに関する規制

英国においては、金融商品（保険商品を含む）の提供や助言等の業務を行う事業者には免許の取得が義務付けられていることから、フィンテック企業であっても、金融商品の提供に該当する事業を行う場合には、免許を取得する必要がある。

5. 総合取引所

証券取引所としてのロンドン証券取引所を除くと、英国における最も大きな取引所は ICE Exchange Futures Europe である。

(1) 業務範囲

ICE Exchange Futures Europe は、EU における主要デリバティブ取引において近年成長を遂げている。契約件数は 2017 年から 2018 年にかけて 9.4% 増の 12 億 8,000 万件に達した。もう 1 つの取引所は LME (London Metal Exchange) であり、同取引所では金属に関するデリバティブのみが取引されているが、2012 年に LME は Hong Kong Exchanges and Clearing (香港証券取引所) の傘下となっている。両者の概要は以下のとおり。

図表 英-8 主なデリバティブ取引所と取扱商品

グループ (親会社)	取引所	略称	所在地	主な商品 (種別・原資産)
Intercontinental Exchange (ICE)	Intercontinental Exchange Futures Europe ²⁰⁴	ICE	ロンドン	金融商品、農産、エネルギー、排出物、通貨、暗号資産、原油、電力、天然ガス
Hong Kong Exchanges and Clearing	London Metal Exchange ²⁰⁵	LME	ロンドン	金属

²⁰⁴ <https://www.theice.com/futures-europe>

²⁰⁵ <https://www.lme.com/>

また、ロンドンにはデリバティブの清算ビジネスの中心としても位置付けられており、LCH や LME Clear、ICE Clear といったクリアリングハウス（清算機関）の本拠地でもある。

- ICE Futures Europe

ICE Futures Europe は 1980 年に設立された。当時の名称は International Petroleum Exchange（IPE）であり、エネルギーに関連する先物やオプションの取引を扱う取引所であった。IPE は米国を拠点とする ICE に 2001 年に買収され、ICE Futures Europe と改称された。

ICE は 2013 年の NYSE ユーロネクスト買収により、NYSE ユーロネクストの傘下にあった London International Financial Futures and Options Exchange（LIFFE）もグループに加えた。ICE が NYSE ユーロネクストを売却した 2014 年以降も、LIFFE は ICE との関係を維持し、ICE Futures Europe の一部として業務を行っている。ICE Futures Europe は時々に応じ取扱商品を拡充しており、2019 年時点では、原油や金利、株式、天然ガス、電力、石炭などを原資産とするデリバティブも取扱うようになっている。

- 関連法令

店頭デリバティブ取引・市場に対する規制は、EU レベルで導入されている。2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効した「欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation、EMIR）は、規則（regulation）という形式をとっており、各加盟国に対して直接の効力を持つ法令となっている。

英国では、財務省令²⁰⁶により、欧州市場インフラ規則の英国内での施行について規定している。

- 取引所市場への参加

²⁰⁶ 欧州市場インフラ規則の国内施行に関して、2 つの財務省令が発せられている。

The Financial Services and Markets Act 2000 (Over the Counter Derivatives, Central Counterparties and Trade Repositories) Regulations 2013 (S.I. 2013/504)

The Financial Services and Markets Act 2000 (Over the Counter Derivatives, Central Counterparties and Trade Repositories) (No. 2) Regulations 2013 (S.I. 2013/1908)

FSMA (The Financial Services and Markets Act 2000) では、全ての金融に関する活動が FCA により規制されるとしている。このため、事業目的や非営利目的などを問わず全ての機関は、取引所市場への参加なども含め規制される。取引所市場への参加には、予め FCA より認可・登録を受ける必要があるが、これには通常 6~12 カ月の期間を要するとされる²⁰⁷。

FCA はコモディティ市場への参加につき、いくつかの種類 of 機関については、例えば以下のような特定の規制を定めている。

- ① MiFID II / MiFIR で規制される機関が積極的に業務を行う場合は、他の機関と同様、MiFID II / MiFIR の規制に従う必要があること
- ② Oil Market Participants (OMPs) や Energy Market Participants (EMPs) といった専門業者については通常の規則は免除され、取引所が個別で定める規則に従う必要があること
- ③ 銀行がコモディティ市場に参加する場合、財務健全性については PRA が監督すること (この場合、FCA は取引行為のみ監督)

- 商品の上場

商品の上場については、FCA による上場に関する規則 (FCA Listing Rules handbook) に要件及び手続が記されており、観点としては、発行者に関するもの、商品に関するもの、手続に関するものがそれぞれ記されている²⁰⁸。

(2) 免許等付与

明確な規制監督上の法令が無い。

(3) 要件

明確な規制監督上の法令が無い。

(4) 変更・取消

明確な規制監督上の法令が無い。

²⁰⁷ <https://www.fca.org.uk/markets/commodity-markets>

²⁰⁸ 例えば証券化デリバティブについては、同ハンドブック第 3 章に手続が記されており、商品に関する申込書や、対象となる商品の目論見書など必要書類が例示されている。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

英国では資金移動業者は「決済サービス事業者 (payment institution)」、前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者」と定義され、暗号資産交換業者に対する規制措置については、現在、議論が進められている。

(1) 業務範囲

ア 資金移動業者

英国では資金移動業者は「決済サービス事業者 (payment institution)²⁰⁹」として、EUの決済サービス指令 (The Payment Services Directive) を国内法化した決済サービス規則 (2017年) (The Payment Services Regulations 2017) に基づいて規制されている。

また、「決済サービス提供者 (payment service provider)」は、決済サービスを行う以下の者として決済サービス規則で定義されている (同規則第2条)。

- ① 決済サービス免許事業者 (authorised payment institution)
- ② 小規模決済サービス事業者 (small payment institution)
- ③ EEA 域内の決済サービス免許事業者
- ④ 与信機関
- ⑤ 電子マネー事業者
- ⑥ 郵便局 (Post Office Limited)
- ⑦ BOE、欧州中央銀行、他の EEA 域内の中央銀行 (金融政策その他の公共的業務を行う場合を除く)
- ⑧ 政府機関、地方自治体 (公共的業務を行う場合を除く)

業務を行う場合、①は免許 (authorisation)、②は登録 (registration) が求められているが、その他は決済サービス規則に基づく免許・登録は求められない。

また、「決済サービス (payment service)」は以下のように定義されている (決済サービス規則別表1第1部)。

- ① 現金を決済口座に入金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作
- ② 現金を決済口座から出金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべて

²⁰⁹ Directive 2007/64/EC of the European Parliament and of the Council of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

の操作

- ③ 以下の決済取引の執行
 - 口座からの直接の引き落とし (direct debit)
 - 決済カード又は類似の機器による決済取引
 - 口座振替 (credit transfer)
- ④ 与信枠の設定がある場合における、上記③の決済取引の執行
- ⑤ 決済手段 (payment instrument)²¹⁰の発行
- ⑥ 送金
- ⑦ 電子商取引等における決済取引の執行
 - ・ 支払人が、決済取引の執行についての同意を電気通信機器・デジタル機器又は IT 機器を通じて行い、決済が、決済サービス利用者と商品・サービスの提供者との間の単なる仲介者である、電気通信、IT システム又はネットワーク運営者に対して行われる、決済取引の執行)

ただし、以下のサービスは決済サービスとみなされない (決済サービス規則別表 1 第 2 部)。

- ① 支払人と支払先との間で直接現金で支払われる決済取引
- ② 交渉又は売買の権限を有する商業代理人を通じた決済取引
- ③ 専門的に行われる紙幣及び硬貨の物理的輸送
- ④ 非営利又は慈善活動の中での非専門的な現金の収集及び引き渡しからなる決済取引
- ⑤ 商品又はサービスの購入のための決済取引の一部として、決済取引の執行直前に支払人の明示的な要請に従って現金が支払先から支払人に提供されるサービス
- ⑥ 両替取引 (現金が決済口座で保有されず、現金と現金を交換する取引)
- ⑦ 支払先が現金を自由に利用できるようにするために決済サービス事業者宛に振り出された以下の文書に基づく決済取引
 - ・ 紙の小切手 (トラベラーズ・チェックを含む)
 - ・ 銀行の為替手形
 - ・ 紙の割引券

²¹⁰ 決済指示を出すために決済サービス利用者が利用する、特定の個人用の (personalised) 器具又は決済サービス利用者と決済サービス事業者との間で合意された特定の個人用の一連の手続 (同規則第 2 条)。

・ 紙の郵便為替

- ⑧ 資金決済・証券決済システムの参加者と決済サービス提供者との間で、当該システム内で行われる決済取引
- ⑨ 証券会社等が行う配当支払い等の証券管理サービスに関連する決済取引
- ⑩ データ処理及び保存などを行うテクニカルサービス事業者が、移転される現金を所有することなしに決済サービスの提供を支援するサービス
- ⑪ 商品又はサービスを取得するための手段に関するサービスであって、発行者の施設においてのみ利用できるもの、又は、発行者との合意の下でサービス提供者の限定されたネットワーク内でのみ、又は限定された商品・サービスを対象として利用できるもの
- ⑫ 電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器を用いて執行される決済取引で、購入された商品・サービスが電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器に配信され、かつ、それら機器を通じて利用されるもの
ただし、電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器の運営者が、決済サービス利用者と商品・サービスの提供者との間の単なる仲介者として活動しない場合に限る
- ⑬ 決済サービス提供者間、又はその代理人あるいはその支店間で行われる自己口座のための決済取引
- ⑭ 親会社と子会社との間、又は同一の親会社を持つ子会社間の決済取引であって、当該同一企業グループに属する企業以外の決済サービス提供者による仲介が行われていないもの
- ⑮ 1 社又は複数のカード発行者に代わって提供される ATM による現金引出サービスであり、当該カード発行者が決済口座から現金を引き出す顧客との包括契約の当事者となっていないもの
ただし、当該現金引出サービス提供者が他の決済サービスを行っていない場合に限る

イ 前払式支払手段発行者

英国では前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者」として、EU の第 2 次電子マネー指令 (The Second Electronic Money Directive) を国内法化した電子マネー規則 (2011 年) (The Electronic Money Regulations) に基づいて規制されている。

また、電子マネー規則は、「電子マネー (e-money)」を以下のように定義している (電子マネー規則第 2 条)。

- ① 電子的に (磁気的な場合を含む) 蓄えられる金銭的価値

- ② 決済取引を行う目的で現金の受領時に発行される金銭的価値
- ③ 発行者以外の者によって決済手段として受け入れられる金銭的価値
- ④ 電子マネー規則 3 条によって除外されていない金銭的価値
- ⑤ 発行者への請求権を表す金銭的価値

ただし、次の場合には電子マネーから除外される（電子マネー規則第 3 条 (a) (b)）。

- ① 発行体の施設のみで、又はサービス提供者の限られたネットワーク内でのみ、あるいは限られた範囲の商品又はサービスについてのみ利用できる、商品又はサービスを購入するために利用できる手段に蓄えられる金銭的価値
- ② 以下を満たす、通信機器、デジタル機器又は IT 機器によって執行される決済取引を行うために利用される金銭的価値
 - ・ 商品又はサービスがそれらの機器に対して提供され、それらの機器を通じて利用されるものであること
 - ・ それらの機器の運営者が利用者と商品等の供給者との間で仲介者としてのみ業務を行うわけではないこと

(2) 免許等

ア 資金移動業者

決済サービス事業者として事業を行う場合、原則として FCA から免許を取得することが必要である。ただし、決済取引の平均取引額が月間 300 万ユーロ以下²¹¹である小規模決済サービス事業者は、手続きが免許取得より簡便な登録を行えばよい（決済サービス規則第 12 条、13 条(3)）。

FCA は、免許を付与又は登録する際に、一定の行為を行わないよう求めるなど、事業者に対して条件を課すことができる（決済サービス規則第 7 条）。また、FCA は決済サービス業務のみを行う会社を切り出して設立するように求めることができる（決済サービス規則第 7 条(4)）。

イ 前払式支払手段発行者

電子マネーを発行しようとする英国の事業体、又は本店が EEA 域外である事業体の英国支店は、「電子マネー免許事業者」又は「小規模電子マネー事業者」となるか、金融サービス・市場法（2021 年）に基づき電子マネーを発行する許可（同

²¹¹ 決済サービス規則（2017 年）第 14 条(3)を参照。
<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2017/752/regulation/14>

法第 4A 部) を取得しなければならない。電子マネー事業者は、決済サービス規則の下で別途免許を取得又は登録を行うことなく、決済サービスを提供することが認められる (電子マネー規則 32 条)。

また、未決済の電子マネーの平均額が 500 万ユーロ以下と見込まれ、決済取引の平均取引額が月間 300 万ユーロ以下である事業者は、「小規模電子マネー事業者」として登録を受けることができる。²¹²

以下の者は、電子マネー規則に基づく免許又は登録を申請する必要はないが、FCA に通知しなければならない。ただし、同規則の行為規制は適用される。

- ① 郵便局
- ② BOE、欧州中央銀行 (ECB)、英国以外の EEA 域内の中央銀行
- ③ 政府機関、地方当局
- ④ 全国貯蓄銀行 (National Savings Bank)

FCA は、免許を付与又は登録する際に、一定の行為を行わないよう求めるなど、事業者に対して条件を課すことができる。

(3) 要件

ア 資金移動業者

免許を取得し「決済サービス免許事業者」となるためには、以下の要件を満たすことが必要である。

- ① 以下を含む FCA が求めるすべての情報を提供すること (決済サービス規則別表 2)
 - 決済サービス業務の要綱
 - 事業計画 (今後 3 事業年度分の予算計画を含む)
 - 初期資本要件 (後述) を満たすことの証拠
 - 組織の内部統制・組織構造に関する記述
 - 取締役等の経営層の素性と、それらの人間が決済サービス事業に関する知識と経験を有することの証明
 - 監査人の素性
 - 法的形態及び定款
- ② 以下の当初自己資本を保有すること (決済サービス規則第 6 条 (3)、別表 3)

²¹² 電子マネー規則 (2011 年) 第 13 条 (3)、(4) を参照。
<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2011/99/regulation/13>

第1部)²¹³

- 送金業務を行う場合：2万ユーロ
 - 電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービスを行う場合：5万ユーロ
 - その他の業務を行う場合：12万5,000ユーロ
- ③ 本店又は登録事業所を英国内に有し、英国法によって設立された法人であること（決済サービス規則第6条(4)）
- ④ 健全な業務遂行を確保するため、以下を満たすこと（決済サービス規則第6条(5)）
- 決済サービス事業について強固なガバナンスを備えること
 - リスクの認識・管理・報告についての実効的な手続を備えること
 - 適切な内部管理の仕組みを有すること
- ⑤ 以下を満たすこと（決済サービス規則第6条(6)）
- 一定の出資（qualifying holding）を行っている者が、決済サービス事業者の健全な業務遂行を確保するのに適切な者であること
 - 取締役等が、評判がよく、決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
 - 事業計画において適切なシステム、リソース、手続を採用していること
 - 決済サービス利用者の資金を保護するために適切な措置を取っていること
- ⑥ マネー・ローンダリング規則（The Money Laundering Regulations 2007）²¹⁴の要件を満たすこと（決済サービス規則第6条(7)）
- ⑦ 密接な関係者がいる場合、そのことにより FCA の実効的な監督が妨げられないこと（決済サービス規則第6条(8)）

<異業種からの参入可否及び要件>

決済サービス免許事業者及び決済サービス小規模事業者は、決済サービスの提供に加え、以下の業務を行うことができる（決済サービス規則第27条）。

²¹³ <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/752/schedule/3/part/1>

²¹⁴ EU のマネー・ローンダリング指令に従って制定されたもの。

- ① 決済取引の執行の確保、外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理を含む、密接に関連する付随業務
- ② 決済システムの運営
- ③ 法令に従った決済サービスの提供以外の事業活動

以下の条件を満たす場合、決済サービス免許事業者は一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる。

- ① 信用供与が決済取引の執行に付随的なものであり、そのためにのみ行われること
- ② 信用供与が決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでないこと
- ③ 決済サービス免許事業者が「パスポート制度」を利用して信用供与を行う場合、決済サービス利用者が12カ月以内に返済する義務を負うこと
- ④ 決済サービス免許事業者に関して、事業者自身の資金が信用供与総額に照らして適切であること

なお、決済サービス免許事業者は、預金受け入れを行うことは認められない。

イ 前払式支払手段発行者

免許を取得し「電子マネー免許事業者」となるためには、以下の要件を満たすことが必要である（電子マネー規則第6条）。

- ① 以下を含む、FCAが求めるすべての情報を提供すること（電子マネー規則別表1）。
 - 電子マネー業務の要綱
 - 事業計画（今後3事業年度分の予算計画を含む）
 - 組織図
- ② 本店又は登録事業所を英国内に有し、英国法によって設立された法人であること、又は英国内に支店を有し、本店がEEA域外である法人であること
- ③ 当初自己資本が35万ユーロ以上であること
ただし、小規模電子マネー事業者のうち、未決済の電子マネーの平均額が50万ユーロ以上の場合、当初自己資本は未決済の電子マネーの平均額の2%以上であること（未決済の電子マネーの平均額が50万ユーロ未満であ

る小規模電子マネー事業者は、当初資本金の規制は課されない²¹⁵

- ④ 健全な業務遂行を確保するため、以下を満たすこと
 - 電子マネー事業について強固なガバナンスを備えること
 - リスクの認識・管理・報告についての実効的な手続を備えること
 - 適切な内部管理の仕組みを有すること
- ⑤ 以下を満たすこと
 - 一定の出資（qualifying holding）を行っている者が、電子マネー事業者の健全な業務遂行を確保するのに適切な者であること
 - 取締役等が、信用があり（good repute）、電子マネーを発行し決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
 - 事業計画において適切なシステム、リソース、手続を採用するとしていること
 - 電子マネー保有者の資金を保護するために適切な措置を取っていること
- ⑥ マネー・ローンダリング規則（2007年）の要件を満たすこと
- ⑦ 密接な関係者がいる場合、そのことにより FCA の実効的な監督が妨げられないこと

<異業種からの参入可否及び要件>

電子マネー免許事業者は、電子マネーの発行に加え、以下の業務を行うことができる（電子マネー規則第 32 条(1)）。

- ① 決済サービスの提供
- ② 決済取引の執行の確保、外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理を含む、密接に関連する付随業務
- ③ 決済システムの運営
- ④ 法令に従った電子マネーの発行以外の事業活動

以下の条件を満たす場合、一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる（電子マネー規則第 32 条(2)）。

- ① 信用供与が、決済取引の執行に付随的なものであり、そのためにのみ行われること
- ② 信用供与が、電子マネー発行の代わりに受領した資金、決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでないこと

²¹⁵ 電子マネー規則別表 2 第 1 条を参照。

<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2011/99/schedule/2/part/1>

- ③ 電子マネー事業者が「パスポート制度」を利用して信用供与を行う場合、決済サービス利用者が12カ月以内に返済する義務を負うこと
- ④ 決済サービス免許事業者に該当する場合、事業者自身の資金が信用供与総額に照らして適切であること

なお、電子マネー免許事業者は、預金の受け入れを行うことは認められない。

(4) 変更・取消

ア 資金移動業者

FCAは、以下の場合、免許を取消することができる（決済サービス規則第10条）²¹⁶。

- ① 決済サービス事業者が、免許交付の12カ月以内に業務を開始しない場合
- ② 決済サービス事業者が、免許取消を要請した場合
- ③ 決済サービス事業者が、6カ月超業務を行わない場合
- ④ 決済サービス事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得した場合
- ⑤ 決済サービス事業者が、免許要件（英国II.6.(3)ア資金移動業者を参照）を満たさなくなった場合
- ⑥ 決済サービス事業者が、免許で認められたもの以外の決済サービスを提供した場合
- ⑦ 決済サービス事業者が決済サービス事業を継続すると、決済システムの安定に対する脅威となる場合
- ⑧ 消費者の利益を保護するために免許取消が望ましい場合
- ⑨ 決済サービス事業者による決済サービスの提供が、その他の違法な場合に該当する場合

イ 前払式支払手段発行者

FCAは、以下の場合、免許を取消することができる（電子マネー規則第10条）。

- ① 電子マネー事業者が、免許交付の12カ月以内に業務を開始しない場合
- ② 電子マネー事業者が、免許取消を要請した場合
- ③ 電子マネー事業者が、6カ月超業務を行わない場合
- ④ 電子マネー事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得

²¹⁶ 本条（免許取消）は小規模決済サービス事業者の登録にも準用されている（決済サービス規則第14条）。

した場合

- ⑤ 電子マネー事業者が、免許要件（英国Ⅱ. 6. (3)イ前払式支払手段発行者を参照）を満たさなくなった場合
- ⑥ 電子マネー事業者が、免許で認められたもの以外の決済サービスを提供した場合
- ⑦ 電子マネー事業者が電子マネー事業を継続すると、決済システムの安定性に対する脅威となる場合
- ⑧ 消費者の利益を保護するために免許取消が望ましい場合
- ⑨ 電子マネー事業者による決済サービスの提供が、その他の違法な場合に該当する場合

(5) 暗号資産交換業者に対する規制に向けた取組

英国では暗号資産交換業者に対する規制の検討が進んでいる。

財務省のシティ大臣（City Minister）²¹⁷であるアンドリュー・グリフィス（Andrew Griffith）氏は、2022年10月に金融サービス市場法案の修正案を議会に提出した²¹⁸。

当初の修正案では FCA にステーブルコインのみを規制する権限を与えていたが、全ての暗号資産を対象とするよう、権限が拡大された。

議会文書によれば「この修正案に盛り込まれた条項は、金融サービス市場法 2000 を改正し、金融促進および規制活動に関する権限に関して、暗号資産および暗号資産に関連する活動を規制するための法的依拠であることを明確にする」としている。この修正案により、英国の規制は EU による「暗号資産市場法（Market in Crypto-Assets、MiCA）」と同等性を有することができるとされている。

また、暗号資産の規制に向けて、FCA・財務省・BOE によって構成される暗号資産タスクフォース（Crypto Assets Taskforce）が 2018 年 3 月に設立された。

同タスクフォースにより 2018 年 10 月に公表された、暗号資産に対する英国の政策・規制アプローチに関する最終報告書（Cryptoassets Taskforce: final report）²¹⁹では、分散型台帳技術（Distributed Ledger Technology）が金融サービスやその他のセクターに大きな利益をもたらす可能性や、暗号資産が消費者と金融市場にもたらす可能性のあるリスクについて言及された。

²¹⁷ 財務省の中堅大臣ポスト

²¹⁸ <https://www.neweconomy.jp/posts/269605>

²¹⁹ <https://www.gov.uk/government/publications/cryptoassets-taskforce>

ア 直近の取組事例

2023年2月に財務省は暗号資産取引プラットフォームや暗号資産貸付(Crypto lending)の規制強化等の内容を含む市中協議文書(Future financial services regulatory regime for cryptoassets Consultation and call for evidence)を公表した²²⁰。暗号資産取引の規制により消費者を保護するとともに、経済成長を促すことが目的である。

本市中協議文書には取引円滑化や顧客資産の保管に責任を持つ金融仲介業者やカスタディアンに関する規制強化も含まれる。また、暗号資産の不正利用規制案が提示され、市場整合性と消費者保護向上に関する意見を募る。

本市中協議は2023年4月30日に終了し、財務省は協議結果を踏まえた対応策を策定する予定である。法律が制定された後は、FCAが暗号資産分野の詳細な規則について協議する見込みである。

イ FCAによる取組

FCAは2019年7月に暗号資産に関する最終ガイダンス(Guidance on Cryptoassets Feedback and Final Guidance to CP 19/3)²²¹を公表した。ガイダンスでは、様々なカテゴリの暗号資産トークンがFCAのどの規制範囲に該当するかが示された。ガイダンスでは規制対象となる活動が列挙されており、実行前にFCA又はPRAによる許可が必要となる。

FCAは暗号資産を以下のトークン(Token)に分類している。

① 規制対象トークン

規制対象トークン(Regulated tokens)はFCAによって規制されているトークンであり、以下のトークンで構成されている。

- セキュリティ・トークン

セキュリティ・トークン(Security tokens)は、金融サービス市場法²²²に規定される、株式や債務証券等の「特定投資(Specified investment)」に該当するトークンである。

- 電子マネートークン

電子マネートークン(E-money tokens)は、電子マネー規制(E-money Regulations 2011)の電子マネーの定義を満たすトークンである。

²²⁰ 財務省プレスリリース “UK sets out plans to regulate crypto and protect consumers” 参照。

<https://www.gov.uk/government/news/uk-sets-out-plans-to-regulate-crypto-and-protect-consumers>

²²¹ <https://www.fca.org.uk/publication/policy/ps19-22.pdf>

²²² Part III of the Financial Services and Markets Act 2000(Regulated Activities) Order 2001

電子マネーの定義については、英国 II. 6. (1) イ前払式支払手段発行者を参照のこと。

② エクスチェンジ・トークン

エクスチェンジ・トークン(Exchange tokens)は、分散型台帳技術を活用した従来の法定通貨と同様の方法で使用されるトークンである。エクスチェンジ・トークンは決済の手段として使用できるが、現在英国では法定通貨として認識されていないため、英国の規制の枠組みの中で通貨又は金銭とは見なされない。

③ ユーティリティ・トークン

ユーティリティ・トークン(Utility tokens)は、何らかの実用性を持ったトークンであり、何らかの製品やサービスにアクセスするための権利として機能する。

FCA は暗号資産交換業者のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策手続実施の確認を監督している。

FCA に登録されている暗号資産交換業者は、顧客の口座開設時等に適切な顧客管理(Customer due diligence)と確認を実施しなければならない。

英国の広告基準庁(Advertising Standards Agency)も暗号資産の監督に関与し、ソーシャルメディア・ウェブページ・広告の監視を強化することで消費者に対する暗号資産の広告を規制している。

ウ その他

(ア)ステーブルコイン

財務省は 2022 年 7 月に金融サービス市場法に関する新たな法案を英国議会に提出した。同法案にはステーブルコイン(Stable coin)を有効な決済手段として活用する為の規制が盛り込まれ、FCA にステーブルコインを規制する権限を付与している。

他方、金融サービス市場法の議会提出に先立ち英国政府は「英国を暗号資産技術の国際的ハブ」とする計画を発表した²²³が、その計画の中には「金融市場インフラサンドボックス(FMI サンドボックス)」導入²²⁴のための法整備をすることが

²²³ <https://www.gov.uk/government/news/government-sets-out-plan-to-make-uk-a-global-cryptoasset-technology-hub>

²²⁴ レギュラトリー・サンドボックス自体は 2016 年 5 月に FCA により導入されており、FCA より免許を付与されていない(未認可)企業等にも FCA のガイダンスの下で必要に応じて「限定認可(restricted authorisation)」を受けながら実証実験をすることが認められている。

盛り込まれており、特に分散型台帳技術のテストを可能とすること等、金融インフラのイノベーションに寄与する取組の推進について言及されている。

同法案において、FMI サンドボックスにおける取組が期限切れとなる前でも、有用な取組に関しては恒久的な活動を認めるものとしている。具体的には FMI サンドボックスの中で一時的に修正・適用された法令について、財務省の権限において一般的な法令に転換することを可能とするものであり、同法案は 2022 年 8 月以降市中協議を通じた検討段階にある²²⁵。

(イ) トラベルルール

英国では 2022 年 7 月にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与規則 (Money Laundering and Terrorist Financing (Amendment) (no. 2) Regulation 2022、以下「MLTFR 2022」) が改正され、2023 年 9 月よりトラベルルール (Crypto travel rule) に関する規制が施行される²²⁶事が決定した。

暗号資産交換業者は取引金額に関係なくトラベルルール情報の転送が義務付けられるが、以下に該当する場合はより詳細な情報を転送する必要がある (MLTFR 2022, pg. 5, para. 64C(1), (4))。

- ① 一つ以上のカウンターパーティー (Counter Party) が暗号資産転送取引に関して英国外で事業を行っている場合
- ② 1,000 ユーロ相当以上の暗号資産を転送する場合²²⁷

7. 貸金業者

英国では消費者信用契約 (consumer credit agreement) と消費者賃貸借契約 (consumer hire agreement) が「消費者信用」として規制対象になっている。

(1) 業務範囲

事業者向けの割賦販売業務、リース業務、ファクタリング業務の「事業者信用」は、金融サービス市場法の規制対象業務²²⁸ではない。他にこれらを規制する業法もなく、行政機関による規制は行われていない。

²²⁵ <https://www.cliffordchance.com/content/dam/cliffordchance/briefings/2022/09/innovation-in-the-uk-capital-markets-the-fmi-sandbox-takes-shape.pdf>

²²⁶ <https://notabene.id/world/united-kingdom>

²²⁷ MLTFR 2022, pg. 5, para. 64C(4) を参照。

<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2022/860/regulation/5/made>

²²⁸ 規制対象業務は金融サービス市場法の付属規定 2 及び財務省令 (規制対象業務命令) によって規定される。

ア 消費者信用契約

消費者信用契約とは、個人である債務者とその他の者である債権者との間で、当該契約により債権者が債務者に何らかの金額の「信用」を供与するもののことをいう（1974年消費者信用法第8条）。

「信用」とは、現金貸付その他あらゆる方式の資金融通を含むとされる（同法第9条）ため、消費者向けの金銭貸付や割賦販売はいずれも消費者信用契約に相当する。

イ 消費者賃貸借契約

消費者賃貸借契約とは、ある者が、賃借人である個人との間で賃借人に対する物品の寄託のために締結する契約であり、買取権付賃貸借契約²²⁹ではなく、3月を超えて存続しうるものと定義されている（1974年消費者信用法第15条）。消費者向けのリースは消費者賃貸借契約に相当する。

(2) 免許等

1974年に制定された1974年消費者信用法（Consumer Credit Act 1974）が、消費者信用を規制する根拠法となっている。その後、2006年消費者信用法（Consumer Credit Act 2006）が成立し、消費者信用事業者に対する免許制度等について、大幅な改正が行われた（以下では、改正法による改正も含め「消費者信用法」と総称する）。

消費者信用法では、公正取引庁（Office of Fair Trading、以下「OFT」）が監督機関として消費者信用事業者の監督にあたっていた。しかし、2012年に成立した金融サービス法（Financial Services Act 2012）により、消費者信用事業者の監督権限はFCAに移管されることになった（金融サービス法第107条）。OFTからFCAへの業務移管は、2014年4月1日をもって行われた²³⁰。

ア 免許交付

2012年金融サービス法により、従来は消費者信用法に基づき免許の取得が必要とされていた以下の業務は、金融サービス市場法の規制対象業務となった（金融サービス法第107条）。

- 消費者信用

²²⁹ 買取権付賃貸借契約（ハイパーパーティチェス契約）とは、販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に賃貸し、支払が完了した時点で賃貸借期間が満了し、対象物の所有権を顧客に移転する取引のことをいう。1974年消費者信用法では、買取権付賃貸借契約は消費者信用契約に含まれる（第9条）。

²³⁰ The Financial Services Act 2012 (Consumer Credit) Order 2013

- 消費者貸借
- 信用仲介
- 債務整理
- 債務相談
- 債権回収
- 債務管理
- 信用情報提供サービス
- 信用情報機関の運営

上記の業務を行おうとする事業者は、金融サービス市場法に基づき FCA から免許を取得する必要がある（金融サービス市場法第 55A 条）。

イ 総量規制

英国では、貸金業における総量規制は設けられていない。

ウ 金利水準規制

① 不公正な関係に対する規制

消費者信用法では、金利水準に関する制限は設けられていない。ただし、金利や手数料などの契約条件や、販売方法、契約後の取立行為などに関して事業者による不適切な行為があった場合には、「不公正な関係 (unfair relationship)」に該当するとして契約者の救済を可能にする仕組みが設けられている。

具体的には、2006 年消費者信用法に「不公正な関係」に関する規定が設けられ、個別のケースについて裁判所が不公正な関係に該当すると認めた場合には、裁判所の命令により以下のような措置を講じることが可能になった（消費者信用法第 140A 条～第 140D 条）。

- 既に払い込まれた元本及び利息（全部又は一部）の返還
- 今後の支払額（元本及び利息）の減額や免除
- 借入人の契約上の義務の減免
- 契約条件の変更
- 保証人への財産の返還
- 事業者による特定行為の実施や禁止

② 高コストの短期与信に対する金利制限

英国では、貸金業における高金利の問題に対応するため、「不公正な関係」に対する規制により個別のケースについて救済を図る仕組みを導入していた。

しかし、ホーム・クレジット・ローン²³¹やペイデイローン²³²のような高金利の消費者信用が社会的に問題視される中で、2013年に成立した銀行改革法（銀行改革法第131条）を受け、FCAハンドブックの「消費者信用」の章（Consumer Credit sourcebook、以下「CONC」）において、高コスト短期与信（high cost short term credit）に対して、金利を含む各種費用の合計額、1日当たりの費用、借受人が契約に違反した場合に支払う費用のそれぞれについて、上限を設定する規制が導入された（2015年1月2日から適用）。

規制対象となる高コスト短期与信は、以下を満たす与信契約である（金融行為規制機構規則集用語集）。

- 貸借契約若しくはPeer-to-Peer契約²³³であること
- 元金に対する1年間の利息の割合（年間利率）が100%以上であること
- 広告において12カ月以内の与信と示されているか、貸付日の12カ月以内に返済期限が到来すること
- 抵当等により保障されていないこと
- 地域共済組合等による与信契約、ホーム・クレジット・ローン、物品販売ローン、又は事前の取り決めなしに当座預金の借越しが可能な貸借契約でないこと

規制は2015年1月2日以降に締結された契約に適用されるが、同日以前に締結された契約でも同日以後に新たな費用が課される場合には適用される（CONC5A. 1. 1R, 5A. 1. 2G）。

消費者信用会社は、（金利を含め）借受人が支払う費用の合計額が与信額²³⁴を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課することが禁止される（CONC5A. 2. 2R, 5A. 3. 2R）。費用には以下が含まれるが、これらに限られない（CONC5A. 1. 6G）。

- 金利²³⁵
- 支払遅延・債務不履行関連費用
- 信用振替費用
- 早期返済・借換関連費用
- 与信申込費用

²³¹ 業者が利用者の自宅を訪問して貸付・回収を行う訪問貸付のことをいう。

²³² 期日まで小切手の取立を行わないという条件で借入人が小切手を業者に預け、額面から割引いた金額を貸付けるもの。借入金の返済と引換えに借入人は預けた小切手の返却を受けるが、返済されない場合には、業者は小切手の取立てによって貸付金を回収する。

²³³ 一般の市民同士が売掛金を売買することで信用を提供しあうもの。

²³⁴ 実際に貸し付けた額又は与信上限額のいずれか少ない額（CONC5A. 2. 6R, 5A. 3. 6R）。

²³⁵ 金利は単利しか認められない（CONC5A. 2. 19R, 5A. 3. 24R）。

- 同一グループに属する信用仲介業者に支払う費用
- 付随サービスに関する費用
- 上記費用に係る金利

また、消費者信用会社は、借受人が貸付金を引き出した日から返済予定日まで、1日当たりの費用が与信額の0.8%を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課することが禁止される (CONC5A. 2. 3R, 5A. 3. 3R)。

さらに、消費者信用会社は、借受人が契約に違反した場合に支払う費用が、合計15ポンド又は1日当たり与信額の0.8%を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課することが禁止される (CONC5A. 2. 14R, 5A. 3. 18R)。

上記の規制に反する契約が締結されたり費用が課されたりする場合、その契約は借受人に対して法的に有効でなく、貸付人は借受人の求めに応じて借受人が支払った費用を7日以内に返還しなければならない (CONC5A. 5. 2R, 5A. 5. 3R)。

(3) 要件

貸金業者の免許交付にあたって FCA が考慮する免許要件は投資会社と共通している。投資会社に対する FCA の免許要件については、英国 II. 2. (3) イ FCA における免許要件を参照のこと。

(4) 変更・取消

貸金業者に対する免許事業者の免許の変更・取消は、投資会社と共通している。英国 II. 2. (4) イ FCA が免許を付与した投資会社を参照のこと。

8. 主な政策金融機関

英国には政策金融機関に対する明確な分類・基準は存在していない。

(1) 業務範囲

英国の金融資本市場は発展度合いが高く、政策金融機関の介在余地が限られている為に政策金融機関の規模は小さい²³⁶。

- 政策金融機関の例

²³⁶ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「アメリカ及びイギリスにおける政策金融に対する会計検査の状況に関する調査研究」(平成23年2月)p221 参照。
https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/pdf/itaku_h23_seisaku.pdf

ア British Business Bank

British Business Bank²³⁷は英国政府によって2014年11月に設立された国営の経済開発銀行(Economic development bank)であり、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(Department for Business, Energy and Industrial Strategy、BEIS)が管轄している。

British Business Bankの目的は中小企業(Small and medium enterprises)に対する信用供与の増加である。British Business Bank自体は融資や投資は実施しないが、銀行やリース会社、ベンチャーキャピタルファンドと提携し中小企業の資金調達のサポートを行う。

イ Homes England

Homes England²³⁸は、同じく公的機関であるHCA(Homes and Communities Agency)に代わり、2018年1月に設立された住宅分野における政策金融の実施機関である。レベルアップ・住宅・コミュニティ省(Ministry of Levelling Up、Housing and Communities)が管轄している。住宅建設数の増加と住宅価格の改善を目的として、住宅の新規建設に投資を行う。

(2) 免許等

明確な規制監督上の法令が無い。

(3) 要件

明確な規制監督上の法令が無い。

(4) 変更・取消

明確な規制監督上の法令が無い。

²³⁷ <https://www.british-business-bank.co.uk>

²³⁸ <https://www.gov.uk/government/organisations/homes-england/about>

【ドイツ】の金融制度

【金融監督機関の概要】

ドイツでは、日本の銀行に相当する信用機関、及び証券会社、投資助言業者等に相当する金融サービス機関、投資ファンドの運用にあたる投資運用業者の監督は、連邦金融監督庁（BaFin）とドイツ連邦銀行が共同で実施している。保険会社の監督は、BaFin と各州の保険監督局が実施している。詳細は独Ⅰ.1 参照

【金融機関に関する規制の特徴、動向】

ドイツにおける金融規制・監督に係る主な法律は、信用制度法、有価証券取引法、投資法、保険監督法である。

日本の銀行に相当する信用機関及び金融サービス機関の監督には信用制度法が適用される。なお、デジタルバンクについて特定の規制は存在しておらず、信用機関としての規制が適用される。証券会社については信用制度法に加えて有価証券取引法が適用される。投資運用業者については投資法、保険会社の監督は保険監督法が適用される。詳細は独Ⅱ 参照

このほか、決済サービス事業者に対しては、2017 年決済サービス監督法が適用される。暗号資産サービスプロバイダについては、第4次EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正指令で規制されており、同指令は既存の銀行に対して暗号資産のサービス提供を認めている。詳細は独Ⅱ.6.(5) 参照

ドイツは、これまで暗号資産に関する規制・監督においては、既存の法制の解釈・適用により対応してきた傾向があった。しかし、近年は、暗号資産に関する法整備をEU 諸国の中でも先行して進めており、2021 年10 月よりトラベルルールを義務付けている。このほか、2021 年4 月に暗号資産の普及促進を企図してファンドロケーション法を可決しており、ドイツ資本投資法における書面要件が大幅に緩和され、さらに2022 年4 月には暗号資産ファンド（クリプトファンド）に関する新たな規制が導入されるなど、現物ベースではなく電子ベースで単位型の暗号資産ファンドの発行を可能ともしている。2021 年6 月には暗号証券登録業務の BaFin による監督について規定した電子証券法も施行された。詳細は独Ⅱ.6.(5) 参照

【日本との比較】

ドイツの信用機関は、伝統的に預金業務に加え、証券、信託業務を手掛けることから、商業的な業務及び投資的な業務双方を行う、いわゆるユニバーサルバンクの形態をとる。

また、ドイツでは、貸金業は信用機関として BaFin から免許を付与される必要がある。なお、日本と異なり法律上明文化された上限金利規制がなく、判例法に基づいた運用となっている点が特徴である。詳細は独Ⅱ.7.(4) 参照

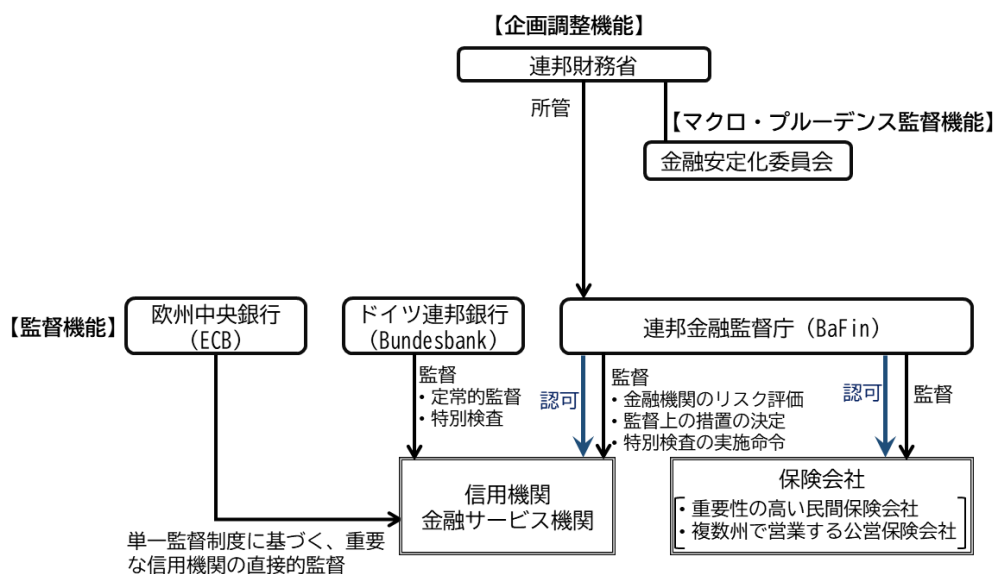
暗号資産に関する規制は、日本の銀行法に相当する信用制度法の範囲内で暗号資産を「金融商品」と定義して BaFin が監督を行う。近年では、暗号資産サービスプロバイダの登録に関するガイダンスの発出、電子証券法の施行、ファンドロケーション法の制定など暗号資産の適切な規制と利用促進の両輪から様々な制度設計を進めている。詳細は独Ⅱ.6.(5) 参照

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表 独-1 金融監督体制図



(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書(令和2年3月)²³⁹ 及び BaFin ウェブサイト²⁴⁰に基づき作成

²³⁹ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20200918/01.pdf>

²⁴⁰ https://www.BaFin.de/EN/DieBaFin/dieBaFin_node_en.html

ドイツ

ドイツでは、金融監督機関が分野ごとに3つに分かれていたが、2002年5月1日、新しい監督機関として連邦金融監督庁(Die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」)が発足した。これにより、現行の体制である単一の金融監督機関が国内で営業する全ての金融機関を監督する体制が確立した。

ア マクロ・プルーデンス監督

2013年1月1日に発効した金融安定化法により、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として金融安定化委員会が設立された(金融安定化法²⁴¹第2条)。この委員会の概要については、ドイツI.3.(4)金融安定化委員会を参照のこと。

イ システム上重要な金融機関に対する監督

システミックな重要性を持つ信用機関及び金融サービス機関に対しては、2008年2月の監督指針第6条に基づき、監督を強化する方針が打ち出されている。特に、リスクの詳細な分析と、金融機関のリスク耐性に対する影響の分析に重点を置いている。さらに、BaFinとドイツ連邦銀行(Bundesbank)との協力関係も強化されている。

また、その後2014年から、システミックな重要性を持つ信用機関は、欧州中央銀行(ECB)を中心とした単一監督メカニズム(Single Supervisory Mechanism、SSM)により監督されることとなった。この単一監督メカニズムについては、EUI.2.(6)を参照のこと。

(2) 法令

ア 法律(Gesetz)

ドイツ連邦レベルの金融に関する総合的な企画調整機能は、連邦財務省が有している。連邦法に定めがない機能は、州の管轄であり、各州の財務当局・経済当局に権限がある(州貯蓄銀行法、州立銀行法等)。法令を企画・立案する際は、EU指令と整合をとる必要があるほか、EU指令に準拠するよう国内法制を整備する必要がある。

金融監督に関する主な法令は、以下のとおりである。

²⁴¹ <https://www.buzer.de/gesetz/10369/index.htm>

(ア)銀行監督分野

- 信用制度法 (Kreditwesengesetz、略称 KWG)²⁴²
信用機関及び金融サービス機関の監督に関する法律。預金者・投資家の保護及び信認に敏感な金融セクターの機能の確保を目的としている。

(イ)証券監督分野

- 有価証券取引法 (Wertpapierhandelsgesetz、略称 WpHG)²⁴³
- 有価証券の買付と引受に関する法律
(Wertpapiererwerbs-und -Übernahmegesetz、略称 WpÜG)²⁴⁴
- 有価証券の目論見書に関する法律
(Wertpapier-Verkaufsprospektgesetz、略称 VerkProspG)²⁴⁵

(ウ)保険監督分野

- 保険監督法 (Versicherungsaufsichtsgesetz、略称 VAG)²⁴⁶

イ 法規命令 (Rechtsverordnung)

信用制度法では、連邦財務省の「法規命令 (Rechtsverordnung)」をもって細則を定めるべき事項について、個別に規定を置いている。

例えば、金融機関及び金融機関グループ、金融持株グループの適格自己資本 (信用制度法第 10 条) や流動性要件 (同法第 11 条) については、連邦銀行に諮問の上で、法規命令により細則を定める権限が連邦財務省に与えられている。また、細則は連邦銀行の合意のもとで発効されることを条件に、連邦財務省は一部の細則の制定権限を BaFin に委任できる (同法第 10 条 1 項)。

²⁴² <https://dejure.org/gesetze/KWG>

²⁴³ <https://dejure.org/gesetze/WpHG> I

²⁴⁴ <https://www.buzer.de/gesetz/4413/index.htm>

²⁴⁵ <https://www.buzer.de/gesetz/2356/index.htm>

²⁴⁶ <https://dejure.org/gesetze/VAG>

2. 金融監督機関の権限

(1) 銀行監督機関の権限

ア 監督機関

銀行業務を商業的に営む企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で銀行業務を営む企業を信用機関という（信用制度法（ドイツ銀行法）（Kreditwesengesetz）、略称 KWG634 第 1 条第 1 項）。また、商業的に金融サービス業務を他者に対して提供する企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で金融サービス業務を提供する企業で、信用機関以外のものを金融サービス機関という（信用制度法第 1 条第 1a 項）。信用機関及び金融サービス機関は、連邦金融監督庁（以下「BaFin」）とドイツ連邦銀行（Bundesbank）とが共同で実施する（信用制度法²⁴⁷第 7 条）。監督を実施するに当たり、両機関が有している権限は、「イ 監督手法」記載のとおりである。

イ 監督手法

(ア) 定期報告

信用機関及び金融サービス機関には、例えば以下の定期的報告の義務が課されている。

- 四半期会計報告（信用制度法第 25 条）
四半期ごとの報告書を、ドイツ連邦銀行に対して提出すること
- 自己資本状況報告（同法第 25 条）
年に一度、BaFin の定めた日に、自己資本状況に関する報告書をドイツ連邦銀行に対して提出すること
- 年次会計報告（同法第 26 条第 1 項）
信用機関及び金融サービス機関は、作成時及び承認後の年次会計報告書及び経営報告書を BaFin とドイツ連邦銀行とに提出する。年次会計報告書には、監査証明又は監査証明を差し控えるという監査意見を添付すること
- 監査報告（同法第 26 条第 3 項）
年次会計報告書の監査を実施した監査人は、監査終了後、BaFin 及びドイツ連邦銀行に対し監査報告書を提出すること

²⁴⁷ Kreditwesengesetz (KWG) : 信用制度法又は銀行法 <https://dejure.org/gesetze/KWG>

(イ)特別報告

信用機関及び金融サービス機関又はその親会社、上記の機関の経営層及び従業員は、ドイツ連邦銀行及び、BaFin が業務上定める職員や組織に対し、その求めに応じて、すべての業務活動に関する情報を提供し、文書を提出しなければならない（信用制度法第 44 条第 1 項）。

(ウ)立入検査

信用機関及び金融サービス機関に対する立入検査の権限は BaFin が有しており、上記機関及びその親会社に対し、特別な事由の有無にかかわらず立入検査を実施することができる。また、BaFin からの委任により、ドイツ連邦銀行が立入検査を実施することも可能である（信用制度法第 44 条第 1 項）。

(エ)検査の実施状況

① 検査手法²⁴⁸

信用機関及び金融サービス機関の監督を実施する上での情報収集は、以下の手段によって行われる。

(a) 経営陣との面談（監督指針 3. 4. 1）

信用機関及び金融サービス機関の経営陣との定期的な面談は原則として、ドイツ連邦銀行が年次で実施している。面談には BaFin も参加することができる。

信用機関及び金融サービス機関のうち、支払能力に問題がなく、監督上の重要性が低い機関（特に、規模の小さい機関）は、定期的な面談の実施を省略することができる。

信用機関及び金融サービス機関において重大な事態が発生し、特別な評価を実施する必要がある場合には、臨時の面談が行われる。ドイツ連邦銀行と BaFin のいずれも、臨時の面談を実施することができる。

²⁴⁸ BaFin, “Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (Aufsichtsrichtlinie) (2016 年 12 月 19 日改訂)” 「ドイツ連邦銀行による信用機関及び金融サービス機関の経常的監視の実施及び品質確保のための指針（「監督指針」という）」
https://www.BaFin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Aufsichtsrecht/Richtlinie/rl_130521_aufsichtsrichtlinie.html?nn=9021442

(b) 第三者との面談（監督指針 3.4.2）

ドイツ連邦銀行及び BaFin は、信用機関及び金融サービス機関の経営層との面談と同様に、監査人や当該機関と関係のある第三者との面談を実施することができる。

(c) 報告徴求書類の分析（監督指針 3.4.3）

信用機関及び金融サービス機関は、ドイツ連邦銀行に対し、年次会計報告書、監査報告書等を提出することが義務付けられている（信用制度法第 26 条）。

また、ドイツ連邦銀行は BaFin の同意を得た上で、追加的な情報収集を行うことができるほか、例外的措置として、BaFin が直接情報収集を行うことも可能である（監督指針 3.4.4）。

(d) 特別検査（監督指針 3.4.5）

特別検査は、信用制度法第 44 条に基づき、BaFin の命令により実施される。特別検査の実施は、ドイツ連邦銀行の地方支部や第三者に委任される。

特別検査は、法令により実施スケジュールが決まっているもの²⁴⁹を除き、信用機関及び金融サービス機関からの要請か BaFin の決定に基づいて実施される。

(e) 銀行業務検査（監督指針 3.4.6）

信用制度法第 7 条第 1 項に基づき、信用機関及び金融サービス機関の資本の適正性とリスク管理プロセスについての検査を行うものである。

銀行業務検査は通常、ドイツ連邦銀行の地方支部が実施する。

(f) ストレステスト（監督指針 3.4.7）

BaFin とドイツ連邦銀行は、欧州銀行監督機構（EBA）が定める要件に従い、共同でストレステストを実施する。ドイツ連邦銀行は必要に応じ、追加的なストレステストを定期的実施する。

② 検査頻度

前述（a）で記載したとおり、通常の監督は主に報告書類の評価及び信用機関及び金融サービス機関の経営陣との面談によって行われる。その結果に基づいて必要と判断される場合に BaFin が検査命令を出し、特別検査が実施される（監

²⁴⁹ ファンドブリーフ銀行は、2 年に 1 度定期的な検査を実施しなければならない（ファンドブリーフ法第 3 条） BaFin, “Annual Report 2018” p. 77
https://www.BaFin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

督指針 3.4.1(3))。

③ 検査官数

BaFinにおいて信用機関の検査に従事する検査官の数は非公開である²⁵⁰。

ウ 処分規定

(ア) 是正命令

BaFin は、信用機関及び金融サービス機関及びその経営者に対し、規制違反行為の差止め及び防止のため、並びに上記機関に顧客から預託されている資産の安全性が脅かされる、又は銀行業務や金融サービスの適切な実施を損なわれるなどの望ましくない事態の防止や克服のために適切かつ必要な命令を発することができる（信用制度法第 6 条第 3 項）。

(イ) 強制執行

BaFin は、法律に基づく命令を執行するに当たり、当該命令の履行を確保するために、Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz²⁵¹（略称 VwVG、以下「行政執行法」）の定めに従って強制執行を実施することができる（金融監督統合法第 17 条）。

行政執行法の定める強制執行の手段は、代執行（行政執行法第 10 条）、違約金（同法第 11 条）、直接強制（同法第 12 条）がある。

なお、金融監督統合法では、違約金（Zwangsgeld）の上限額を 25 万ユーロとしている（同法第 17 条）。

(ウ) 過料（行政上の秩序罰）

BaFin は、Gesetz über Ordnungswidrigkeiten²⁵²（略称 OWiG、以下「行政犯罪法」）第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関（Verwaltungsbehörde）として、信用制度法に対する違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（信用制度法第 60 条）。

信用制度法では、同法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 56 条に列挙している。過料の上限額は、違反の内容により、500 万ユーロ以下、70 万ユーロ以下、50 万ユーロ以下、20 万ユーロ以下、10 万ユーロ以下の 5 段階に分けられている（信用制度法 第 56 条第 6 項）²⁵³。

²⁵⁰ BaFin, “Annual Report 2021” への照会に基づく。

https://www.BaFin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

²⁵¹ <https://dejure.org/gesetze/VwVG>

²⁵² <https://dejure.org/gesetze/OWiG>

²⁵³ <https://dejure.org/gesetze/KWG/56.html>

(工) 刑事罰

法で禁止されている営業行為及び無認可営業（信用制度法第 54 条）、支払不能・債務超過の報告義務違反（同法第 55 条）、大口融資先に関する情報の無資格盗用（親告罪）及び無資格漏洩（親告罪）（同法第 55a、第 55b 条）は、刑事司法手続を経て、自由刑又は罰金刑が科される。

(2) 証券監督機関の権限

<証券会社に対する権限>

ア 監督機関

証券監督は BaFin が担うことが、有価証券取引法及び信用制度法において規定されている。信用制度法上は信用機関に対するものと共通である。要件についてはドイツ I. 2. (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

イ 監督手法

(ア) 調査

① 一般調査

BaFin は、有価証券取引法の遵守状況について監視するため、必要な範囲において、情報の提供、文書の提出、文書の写しの引渡しを何人に対しても要求することができる、また、査問や質問を行うことができる（有価証券取引法²⁵⁴第 6 条第 3 項）。

② 立入調査

BaFin の職員及び BaFin の委任を受けた者は、その目的を果たすために必要な限りにおいて、通常の営業時間内に、第 3 項に基づき情報の提供を要求された者の地所、又は事業所に立ち入ることができる（有価証券取引法第 6 条第 11 項）。

ウ 処分規定

(ア) 差止・制裁等

① 差止

BaFin は、有価証券取引法の禁止事項や要求事項の遵守について監視し、その

²⁵⁴ <https://dejure.org/gesetze/WpHG>

執行のために適切かつ必要な命令を発することができる。

BaFin は、特定の金融商品の取引を一時的に停止することができるほか、金融商品が取引されている市場において特定の金融商品の取引を中止するよう命じることができる（有価証券取引法第 6 条第 2 項）。

② 制裁

(a) 過料

BaFin は、行政犯罪法律第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関として、有価証券取引法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（有価証券取引法第 121 条）。

(b) 刑事罰

インサイダー取引及び市場操作は、犯罪行為として刑事訴追の対象となる（有価証券取引法第 119 条）。

これらの犯罪行為が疑われる事実に関しては、BaFin は遅滞なく所轄の検察官に当該事実を報告しなければならない（有価証券取引法第 11 条）。

(3) 保険監督機関の権限

ア 監督機関

民間保険会社及び複数の州で営業している公営保険会社の監督は BaFin が担う（保険監督法第 320 条 1 項）。他方、単一の州内で営業している公営保険会社については、各州の監督当局が監督を担当することが定められている（保険監督法第 320 条 2 項）。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

① 定期報告

(a) 支払余力及び財務報告

保険会社は、少なくとも年に一度、会計年度の終了から 14 週間以内に支払余力及び財務状況に関する報告書を取締役会の承認を得た上で公表し、速やかに保険監督機関に提出しなくてはならない（保険監督法²⁵⁵ 第 40 条第 1 項）。

支払余力及び財務状況に関する報告書には、以下の情報を含まなくてはならない（保険監督法第 40 条第 2 項）。

- 事業の内容と実績

²⁵⁵ <https://dejure.org/gesetze/VAG>

- 組織構造と、リスクに対するその組織の適正評価
- リスクごとの分類、顕在化の可能性、軽減対策等
- 保険金支払責任額とその評価方法
- 資金管理の状況（少なくとも、資金の分散状況、金額、性質と、支払余力要件基準及び最低資本金要件基準）

(b) 年次会計報告

保険会社は、法的代表者によって作成された年次会計報告書と経営報告書を、作成後直ちに保険監督機関に提出しなければならない（保険監督法第 37 条第 1 項）。また、監査済みのソルベンシー比率とその比率に関する監査報告書も、速やかに保険監督機関に提出しなければならない（同法第 37 条第 2 項）。

また、保険会社は、監査人を選任し、その監査報告書の写しを経営会議及び監査役会の意見とともに保険監督機関に速やかに提出しなければならない（同法第 37 条第 5 項）。

(イ) 特別報告

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営層及びその他の経営者及び保険会社を支配する者に対し、保険会社のすべての業務活動に関する情報及び業務文書を提出するよう要求することができる（保険監督法第 305 条第 1 項）。

(ウ) 立入検査

保険監督機関は、特別な事由がなくても、保険会社の地所もしくは事業所において、当該保険会社の業務の監査を実施することができる（保険監督法第 306 条第 1 項）。

(エ) 検査の実施状況

① 検査手法

保険会社の検査は、報告書類の分析と実地検査によって行われている²⁵⁶。

② 検査頻度

保険会社の検査頻度は、各保険会社の市場に対する影響力の大きさに応じて決定される。具体的な検査頻度は非公開である²⁵⁷。

²⁵⁶ BaFin ウェブサイトによる。

https://www.BaFin.de/EN/DieBaFin/AufgabenGeschichte/Versicherungsaufsicht/versicherungsaufsicht_node_en.html

²⁵⁷ BaFin, “Annual Report 2021” への照会に基づく。

https://www.BaFin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

③ 検査官数

BaFinにおいて保険会社の検査に従事する検査官の数は非公開である²⁵⁸。

ウ 処分規定

(ア)業務改善措置

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営層及びその他の経営者、及び保険会社を支配する者に対し、不法行為の防止又は是正のために適切かつ必要なあらゆる措置を執ることができる（保険監督法第 298 条）。

また保険監督機関は、保険会社から委託を受けて業務を行っている者や保険会社に対してサービスを提供している者に対しても直接、改善命令を発出することができる（同法第 299 条）。

(イ)特別管理官の任命

保険監督機関は特別管理者を任命し、保険会社の経営管理機関が法律、定款等に基づいて有している権限を当該特別管理者に委任することができる（保険監督法第 307 条）。

特に、保険持株会社及び混合金融持株会社の監督の際には、以下の場合において特別管理官を任命することができる（同法第 293 条）。

- 当該会社の 1 名以上の経営者又は取締役が、保険監督法上要求される要件を満たしていない証拠がある場合
- 当該会社が、保険監督法やその関連する法規命令に絶えず違反している場合

(ウ)認可取消・役員解任

保険会社の認可取消規定については、ドイツ II. 4. (4) 変更・取消を参照のこと。

役員解任については、保険監督機関は以下の場合に、役員を含む保険会社の重要な役割を果たす人物の解任を要求し、以下の場合にその人物の当該会社内での職務執行を禁じることができる（保険監督法第 303 条第 2 項）。

- ① 当該人物が、会社の経営に深くかかわる人間としての要件を満たさないことを示唆する事実がある場合
- ② 当該人物が経営層として、故意又は過失により各種法令に違反し、規制機関による警告があっても同様の状態が続く場合

²⁵⁸ 同上

- ③ 監査役としての権限を用いて深刻な法令違反の隠匿、又は規制機関による警告があっても法令違反に対して必要な是正措置を採らず、その状態が続く場合
- ④ 当該人物が故意又は過失によりマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（保険監督法第 52 条～56 条）やその施行のための法規命令に対して、重大な違反がある、システミックな違反がある、又は繰り返し違反している場合

(工) 過料

保険監督機関は、行政犯罪法第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関として、保険監督法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有している（保険業監督法第 333 条）。

(オ) 罰則対象

以下を含む違反行為は、禁固、あるいは罰金の対象となる（保険監督法第 331 条、第 332 条）。

- ① 無認可での営業及び他国での支店開設等
- ② 破産時の報告義務違反
- ③ 監査役会構成員の義務違反
- ④ 他の保険会社への出資状況に関する報告義務違反
- ⑤ 監査人の任命義務違反若しくは任命通知義務の違反

保険監督機関は自らが持つ情報を、当該事件を管轄する検察官や裁判所、中央銀行、破産処理を担当する金融機関、保証機構等に提供することができる（保険監督法第 309 条）。

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

ア 監督機関

ドイツでは、投資ファンドの運用にあたる事業者を「投資運用業者 (Kapitalverwaltungsgesellschaften)」として、Kapitalanlagegesetzbuch (略称 KAGB、以下「投資法」) に基づく規制を行っている。投資運用業者の監督を担うのは BaFin である (投資法第 20 条項等)。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

① 定期報告

投資運用業者に対しては、商法²⁵⁹第 340a 条から第 340o 条までの規定が準用され、年次会計報告書、状況報告書 (Lagebericht) 及び監査報告書の提出義務が課される。

また、信用制度法第 26 条も準用され、投資運用業者は、作成時又は承認後の年次会計書類及び経営報告を BaFin に提出しなければならない (ドイツ連邦銀行への提出義務は除外)。年次報告には、監査証明又は監査証明を差控えるという監査意見を添付しなければならない (投資法²⁶⁰第 38 条)。

② 特別報告

BaFin は必要に応じて、あらゆる者から情報を取得し、書類の提出及び複写の譲渡を要求し、関係者を召喚及び尋問することができる (投資法第 5 条第 6 項)。

また、信用制度法第 44 条第 1 項及び第 44b 条を準用し、投資運用業者、その親会社、経営層及び従業員は、BaFin (及び BaFin が監督機能を果たす上で用いている第三者) の求めに応じて、すべての業務活動に関する情報を提供し、文書を提出しなければならない (投資法第 14 条)。

(イ) 立入検査

信用制度法第 44 条第 1 項の準用により、BaFin は投資運用業者及びその親会社に対し、特別な事由の有無にかかわらず立入検査を実施することができる (投資法第 14 条)。

²⁵⁹ <https://dejure.org/gesetze/HGB>

²⁶⁰ <https://dejure.org/gesetze/KAGB>

ウ 処分規定

(ア)業務改善命令

BaFin は、職務の遂行のために適切かつ必要な命令を発することができる。さらに、BaFin は、監督の一環として、本法律の別紙、規程、業者契約に予定されている諸規定の遵守を確保するために、適切かつ必要なあらゆる命令を発することができる（投資法第 5 条第 6 項）。

(イ)認可取消・役員解任

認可拒絶事由²⁶¹に該当する事実が明らかになった場合、BaFin は、投資運用業者の認可の取消に替えて、責任を有する管理者らの解任を要求するとともに、同人らに対して活動を禁じることができる（投資法第 40 条第 1 項）。

BaFin による投資運用業者の認可取消については、ドイツ II. 3. (1) エ変更・取消を参照のこと。

管理者を解任した場合には、投資運用業者が新たな管理者を任命するまでの間、監督庁は、特別管理官を任命することができる（投資法第 40 条第 2 項）。

(ウ)過料

BaFin は、行政規則違反に関する法律第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関として、投資法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（投資法第 340 条第 10 項）。

投資法では、同法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 340 条に列挙している。

(エ)刑事罰

無認可営業した者は、5 年以下の拘禁刑又は罰金の対象となる（投資法第 339 条第 1 項）。

(5) 投資顧問業者の監督機関の権限

投資顧問業者は、金融サービス機関として BaFin の監督を受ける。

金融サービス機関に対する BaFin の監督権限については、ドイツ I. 2. (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

²⁶¹ 投資運用業者の認可拒絶事由については、ドイツ II. 3. (1) ウ要件を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

ア BaFin とドイツ連邦銀行の関係²⁶²

信用機関及び金融サービス機関の監督は、BaFin とドイツ連邦銀行とが共同で実施する（信用制度法第 7 条）のに加えて、ユーロ圏にとって規模や社会経済的影響が大きいと判定された信用機関は、単一監督メカニズムの下で ECB による監督も受ける²⁶³。

BaFin とドイツ連邦銀行との間ではそれぞれ、監督指針に従って以下のように役割を分担している。

(ア) 定常的なモニタリング（監督指針 2.2.3）

定常的なモニタリングは、ドイツ連邦銀行が行う。ドイツ連邦銀行では、信用機関及び金融サービス機関が定期的に提出する報告書類を分析し、資本の水準及びリスク管理体制が適切であるか評価を実施する。

また、信用機関及び金融サービス機関の経営陣との定期的な面談もドイツ連邦銀行が行っている。

(イ) リスク評価と監督上の措置の決定（監督指針 2.2.2(2)）

BaFin は、ドイツ連邦銀行の実施した分析結果等に基づき、信用機関及び金融サービス機関のリスクについて最終的な評価を行い、監督上の措置を決定する。

(ウ) 検査のための面談の実施（監督指針 3.4.1(3)）

BaFin は、信用機関及び金融サービス機関のリスク評価を行う上で必要と判断した場合には、不定期な面談の実施命令を発する。実際の面談は、BaFin からの委任を受けて、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある。

イ 保険監督における BaFin と州保険監督局の関係²⁶⁴

保険業の監督は、BaFin と各州の保険監督局により行われる。BaFin はドイツ政府の代理として、ドイツ国内で営業する経済的な重要性の高い民間保険会社及び

²⁶² BaFin, “Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (Aufsichtsrichtlinie) (2016 年 12 月 19 日改訂)” 「ドイツ連邦銀行による信用機関及び金融サービス機関の経常的監視の実施及び品質確保のための指針（「監督指針」という）」
https://www.BaFin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Aufsichtsrecht/Richtlinie/rl_130521_aufsichtsrichtlinie.html?nn=9021442

²⁶³ 単一監督メカニズムについては、EU I.2.(6)を参照のこと。

²⁶⁴ BaFin ウェブサイトによる。

https://www.BaFin.de/EN/Aufsicht/VersichererPensionsfonds/versicherer pensionsfonds_node_en.htm
|

民間事業者と競合関係にあり、複数の州に跨った事業を行う公営の保険会社の監督を行う。

単一の州内で営業活動を行う公営保険会社、及び経済的な重要性の比較的低い民間保険会社の監督は、各州の保険監督局が実施している。

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要

ドイツの金融監督機関は、BaFinとドイツ連邦銀行である。BaFinは、連邦財務省の所轄下にある組織である。銀行監督に関しては、BaFinはドイツ連邦銀行と共同で監督に当たっており、ドイツ連邦銀行傘下の州中央銀行による検査とも連携している。これは、1961年の旧信用制度監督庁の発足以降現在に至るまで、同様の対応が継続している。

BaFinは銀行・保険担当部門がボン、証券・資産管理担当がフランクフルトに所在する。ドイツ連邦銀行の本部はフランクフルトである。

(2) 連邦金融監督庁 (BaFin)

連邦金融監督庁 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、略称 BaFin) は、2002年5月1日に従来の信用制度、保険、証券取引の各監督庁を統合して設立された組織である (金融監督統合法第1条)。銀行、保険、証券の分野ごとに、「銀行監督局」、「保険・年金基金監督局」、「証券監督・アセットマネジメント局」の3つの局が、金融機関や金融市場の監督を遂行しているほか、金融システムの健全性やマネー・ローンダリング対策は「決済、マネー・ローンダリング対策局」が担う。

ア 根拠法令

BaFinの設立について規定しているのは、2002年4月に成立した Finanzdienstleistungsaufsichtsgesetz (略称 FinDAG、以下「金融監督統合法」)²⁶⁵である。

²⁶⁵ <https://www.buzer.de/gesetz/1046/index.htm>

イ 目的

BaFin の主たる目的は、その規制活動によって金融センターとしてのドイツの金融システムの適切な機能、安定性及び統合性を確保し、消費者全体の保護を強化することである²⁶⁶。

ウ 業務内容

BaFin は、それまでの連邦銀行監督庁 (BAKred)²⁶⁷、連邦証券監督庁局 (BAWe)²⁶⁸、及び連邦保険監督庁 (BAV)²⁶⁹が有していた機能を継承している (金融監督統合法第 4 条)。

銀行監督、証券監督及び保険監督における BaFin の業務はそれぞれ以下のとおりである。

(ア)銀行監督

銀行監督において BaFin の果たす機能は、信用制度法において規定されている。

- 信用機関に対する許認可 (信用制度法第 32 条、第 33 条)
- EU の各種規則・指令に基づく信用制度法の条項に準拠した信用機関の監督 (信用制度法第 6 条第 1 項)
 - 資本要件
 - 流動性要件
 - 金融機関におけるリスク管理の適切さ 等

(イ)証券監督

証券監督において BaFin の果たす機能は、有価証券取引法及び信用制度法において規定されている。

- 有価証券取引法の遵守状況の監視及びその執行のために適切かつ必要な命令の発出 (有価証券取引法第 6 条)
- 金融サービス機関への認可の付与 (信用制度法第 32 条、第 33 条)
- 信用制度法の条項に準拠した金融サービス機関の監督 (信用制度法第 6 条第 1 項)

(ウ)保険監督

保険監督において BaFin が果たす機能は、保険監督法に規定されている。

²⁶⁶ https://www.BaFin.de/DE/DieBaFin/AufgabenGeschichte/aufgabengeschichte_node.html

²⁶⁷ 正式名称は、「Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, 略称 BAKred」である。

²⁶⁸ 正式名称は、「Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel, 略称 BAWe」である。

²⁶⁹ 正式名称は、「Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen, 略称 BAV」である。

ドイツ

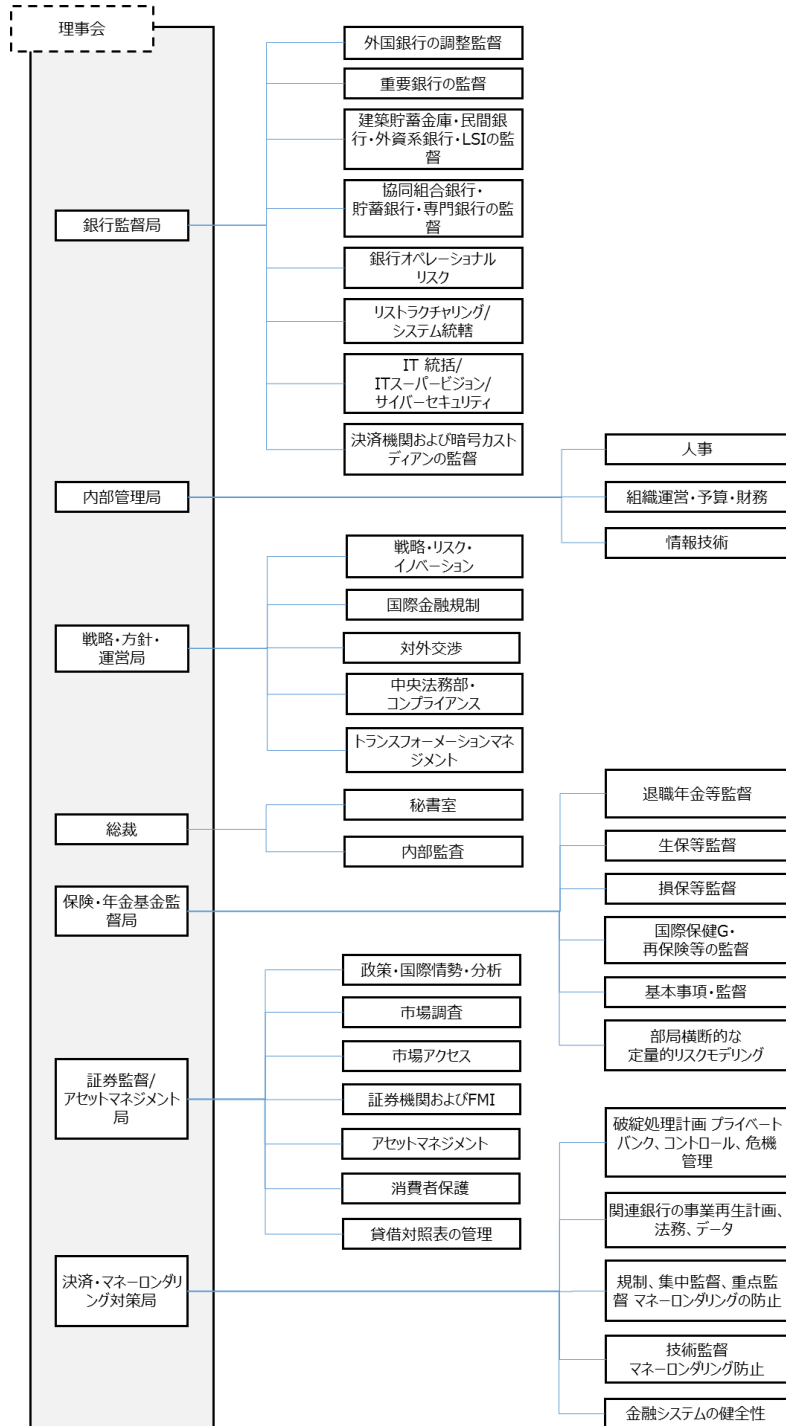
- 保険会社への許認可（保険監督法第 8 条）
- 保険監督法の条項に準拠した保険会社の監督（保険監督法第 294 条）
 - 保険会社の業務の適切性の監督
（監督規制の遵守の監視、被保険者に関わる契約の遵守の監視等）
 - 保険契約に伴う義務を履行する能力の保持状況の監視
（保険会社の投資（資産）内容、自己資金、会計手続、内部統制等）

エ 組織

BaFin は、法人格を持ち公法による統制を受ける連邦機関であり、連邦財務省の監督に服する（金融監督統合法第 1 条、第 2 条）。

図表 独-2 BaFin の組織図

(2022 年 11 月 15 日現在)



(出所) BaFin, “Organization plan of the Federal Financial Supervisory Authority” に基づき作成

https://www.BaFin.de/SharedDocs/Downloads/DE/Liste/dl_organigramm.html?nn=7854666

オ 職員数

BaFin の職員数は、下表のとおりである。

図表 独-3 BaFin の職員数 (2021 年 12 月末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		2,786
うち	金融機関・保険会社・証券取引の監督に従事する職員	NA
	部門間横断業務に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) BaFin, “Annual Report 2021”

https://www.BaFin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.htm

カ 予算規模・予算源

BaFin は、自身の収入で経費を賄わなければならない(金融監督統合法第 13 条)。

BaFin の収入には、以下が含まれる。なお、過料も BaFin の収入となるが、経費を賄うための収入として過料を勘案してはならない(同法第 13 条第 1 項)。

- 清算人の任命、業務監査の実施等に要した経費の実額請求(同法第 15 条)。
- 賦課金により経費を賄えない場合、連邦財務省の省令により、不足額を監督対象金融機関から追加徴収することが認められている(同法第 16 条)。

図表 独-4 BaFin の予算 (2023 年度計画)

(単位：百万ユーロ)

		金額
収入		517.2
	管理収入	18.9
	その他の収入(料金・利息など)	498.3
支出		517.2
	人件費	347.8
	運営費	140.2
	債務支払い	0.0
	交付金・助成金(投資を除く)	10.3
	資本支出	18.9

(出所) BaFin, “Haushaltsplan 2023”

https://www.BaFin.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bericht/Haushalt/Haushaltsplaene/dl_haush_2023.html

ドイツ

(3) ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank)

ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) は、1957 年に創設された、ドイツ連邦共和国の中央銀行である。

ア 根拠法令

ドイツ連邦銀行の設立について規定しているのは、Gesetz über die Deutsche Bundesbank (略称 BBankG、以下「ドイツ連邦銀行法」)²⁷⁰である。

イ 目的

ドイツ連邦銀行の活動は、物価水準の安定、外貨準備の管理、決済システムの円滑化及び安定を主な目的としている (ドイツ連邦銀行法第 3 条)。

ウ 業務内容

金融監督行政においてドイツ連邦銀行は、BaFin が同行と合意の上で発した「ドイツ連邦銀行による信用機関及び金融サービス機関の経常的監視の実施、及び品質確保のための指針 (以下「監督指針」)²⁷¹に基づき、金融機関の経常的なモニタリングを実施する (信用制度法第 7 条)。

また、監督上の措置として行われる特別検査は、BaFin の命令に基づき、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある (信用制度法第 44 条)。

エ 組織

ドイツ連邦銀行は、公法に基づく法人格を持つ連邦機関である。資本金は 25 億ユーロであり、ドイツ連邦共和国がこれを保有する (ドイツ連邦銀行法第 2 条)。

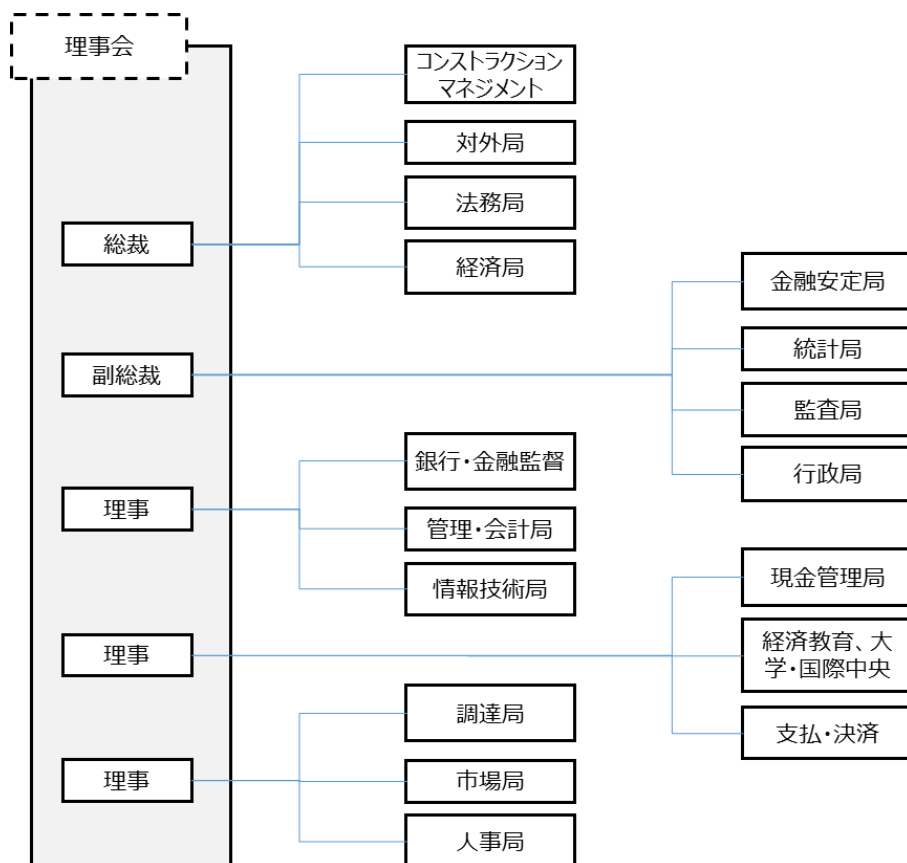
²⁷⁰ <https://www.buzer.de/gesetz/866/index.htm>

²⁷¹ BaFin, “Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (Aufsichtsrichtlinie) (2016 年 12 月 19 日改訂)”

https://www.BaFin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Aufsichtsrecht/Richtlinie/rl_130521_aufsichtsrichtlinie.html?nn=9021442

図表 独-5 ドイツ連邦銀行の組織図

(2023年1月1日現在)



(出所) ドイツ連邦銀行, “Organization Chart Central Office” に基づき作成

<https://www.bundesbank.de/resource/blob/618334/5a356ceff95dd93a1087e5775ba0dace/mL/organisationsplan-der-zentrale-data.pdf>

ドイツ

オ 職員数

ドイツ連邦銀行の職員数は、下表のとおりである。

図表 独-6 ドイツ連邦銀行の職員数

(2021年12月末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員（フルタイム換算）		10,383
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) Deutsche Bundesbank, “Annual Report 2021”

<https://www.bundesbank.de/resource/blob/885944/4ce9fac781237b852c07fd64f862c00a/mL/2021-annual-report-data.pdf>

カ 予算規模・予算源

ドイツ連邦銀行の収入源は、中央銀行としての業務の実施に伴う各種の収入である。同行の純利益のうち20%（ただし、2億5,000万ユーロを下限とする）は、将来の損失に備えるための法定準備勘定が25億ユーロに達するまでは当該勘定に繰入られた後、残りが国庫に納められる（ドイツ連邦銀行法第27条）。

図表 独-7 ドイツ連邦銀行の予算規模・予算源

(2021年度実績)

(単位：100万ユーロ)

		金額
収入		1,960
	監督対象機関からの賦課金（純額）	60
	利息収入（純額）	2,501
	金融業務に伴う純利益	▲1,129
	その他の収入	528
支出		1,967

(出所) Deutsche Bundesbank, “Annual Report 2021”

(4) 金融安定化委員会 (Ausschuss für Finanzstabilität)

金融安定化委員会 (Ausschuss für Finanzstabilität (英語では「Financial Stability Board」)) は、2013 年 3 月 18 日に従来の金融市場安定常設委員会 (Ständiger Ausschuss für Finanzmarktstabilität) に代わり、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として発足した。

ア 根拠法令

金融安定化委員会の設立について規定しているのは、2013 年 1 月 1 日に発効した Gesetz zur Überwachung der Finanzstabilität (略称 FinStabG、以下「金融安定化法」)²⁷²である (金融安定化法第 2 条第 1 項)。

イ 目的

金融安定化委員会は、金融安定化の分野における連携を強化することを目的としている (金融安定化法第 2 条第 1 項)。

ウ 業務内容

金融安定委員会の業務としては、特に以下のものが挙げられる (金融安定化法第 2 条第 2 項 1～5 号)。

- 1) 金融安定化のために重要となる状況について討議すること
- 2) 金融危機の際に、委員会内の代表機関の連携を強化すること
- 3) 欧州システミック・リスク理事会による警告及び勧告への対応に関して協議すること
- 4) ドイツ連邦議会に毎年 1 回報告を行うこと
- 5) 特定の者に対し、金融安定性を損ねるようなリスクに対して注意を促すための警告や、そのようなリスクを回避するために必要な措置についての勧告を発し、またこれらの警告や勧告を公表すること

エ 組織

金融安定化委員会は、連邦財務省に設置され (金融安定化法第 2 条第 1 項)、以下のメンバーにより構成される (同法第 2 条第 3 項)。

- 連邦財務省の代表 3 名
- ドイツ連邦銀行の代表 3 名
- BaFin の代表 3 名

²⁷² <https://www.buzer.de/gesetz/10369/index.htm>

ドイツ

※決済部門を担当する BaFin の理事会メンバーは、議決権を持たない諮問的な立場の委員会のメンバーとする。さらに前述の機関は 3 団体の代表者のうち 1 名を副代表者として指名しなければならない。

オ 職員数

金融安定化委員会は、ドイツの金融システムの監視に係る機関の代表者による委員会であり、独自の職員は持たない。

カ 予算規模・予算源

金融安定化委員会は、独自の予算を持たない。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

預金取扱金融機関である金融機関はドイツでは信用機関と呼ばれ、商業銀行、貯蓄銀行グループ、協同組合銀行グループ、その他の銀行に分類される。

(1) 業務範囲

銀行業務を商業的に営む企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で銀行業務を営む企業を信用機関という（信用制度法²⁷³第1条第1項）。

銀行業務とは、以下のものをいう（信用制度法第1条第1項）。

1. 預金業務

1a 担保付債券業務（カバードボンド業務）

2. 金銭の貸付及び譲受債権の付与（貸付事業）
3. 為替手形や小切手の買取（割引ビジネス）
4. 第三者のために信用機関自体の名義で金融商品の売買を行うこと（プリンシパル・ブローキング・ビジネス 金融商品取引業）
5. 他人のために有価証券を保管・管理すること（カストディ業務）
6. 有価証券（保管・決済等）における証券集中保管業務
7. 満期前ローン獲得業務
8. 信用保証業務
9. 小切手・手形の取立業務、トラベラーズチェック発行業務
10. 証券引受業務
11. 有価証券取引における中央清算業務

ア 信用機関の区分

BaFin では、信用機関を以下の4つに区分している²⁷⁴。

このうち、ア. 商業銀行、イ. 貯蓄銀行グループ、ウ. 協同組合銀行グループは、いずれも、專業規定のある業務（保険業務、④の専門銀行が実施する業務）を除き、証券業務や保険商品の販売等の業務も行うことができ、いわゆる「ユニバーサルバンク」として営業を行っている。

²⁷³ <https://dejure.org/gesetze/KWG>

²⁷⁴ BaFin, “Annual Report 2018” p. 73 による。

https://www.BaFin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

イ 商業銀行 (Kreditbanken)

商業銀行は、利潤追求を目的とした民間銀行で、大銀行 (Großbanken)、地方銀行、外国銀行の支店、個人銀行 (Privatbankiers) の 4 つで構成されている。

ウ 貯蓄銀行グループ (Institute des Sparkassensektors)

貯蓄銀行グループは、単体の貯蓄銀行 (Sparkasse)、州立銀行 (Landesbank) 及びドイツ自治体銀行 (DekaBank) の 3 層で構成されている。貯蓄銀行には公営のものと独立系のものがある。ドイツ自治体銀行は貯蓄銀行グループの中央機関として、グループ内の各機関に対し資金サービスを提供している。

エ 協同組合銀行グループ (Institute des Genossenschaftssektors)

協同組合法 (Genossenschaftsgesetz、略称 GenG) に基づいて設立される協同組織金融機関である。協同組合銀行グループは、単体の協同組合銀行と 2 つの中央機関 (DZ Bank 及び WGZ Bank)、特定のサービスを提供する関連機関、住宅協同組合 (貯蓄スキームを提供するもの、Wohnungsbaugenossenschaften mit Spareinrichtung) で構成されている。

オ その他の銀行 (Sonstige Institute)

その他の銀行には以下の金融機関が含まれる。

- 建築貯蓄金庫 (Bausparkassen)
 - ・ 不動産購入用の貯蓄性預金を集めて住宅・自治体関連の融資を行う。
- ファンドブリーフ銀行 (Pfandbriefbanken)
 - ・ 土地・船舶・航空機に対する抵当権や自治体の保証等を担保に金融債を発行して信用供与を行う。
- 証券取扱銀行 (Wertpapierhandelsbanken)
 - ・ 連邦及び州営の開発銀行 (Förderbanken des Bundes und der Länder)

(2) 免許等

信用制度法では、第 1 条第 1 項に規定される「信用機関 (Kreditinstitute)」及び同法第 1 条第 1a 項に規定される「金融サービス機関 (Finanzdienstleistungsinstitute)」を合わせて「機関 (Institute)」といい (信用制度法第 1 条第 1b 項)、認可に関しては同一の規定が適用される。

銀行業又は財務サービスを営む者は、BaFin からの免許 (Erlaubnis) を付与されることが必要である (信用制度法第 32 条第 1 項)。

(3) 要件

信用制度法では許可²⁷⁵に関する拒絶事由のみを規定しており、これに該当しない場合には免許交付を拒絶することができない（信用制度法第 33 条第 3 項）。

許可拒絶事由には、(a) 絶対拒絶事由と(b) 任意拒絶事由がある。

ア 絶対拒絶事由と任意拒絶事由

(a) 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、許可を拒絶しなければならない（信用制度法第 33 条第 1 項）。

- 1 規定の最低資本要件を満たしていないなど、事業に必要な資源をドイツ国内で利用できないとき
- 2 申請人等が信頼できないことを示す事実があるとき
- 3 出資元に信頼がおけず健全で慎重な経営が妨げられると思われるとき
- 4 業務執行権者に専門的資質が欠けるとき
 - 4a 経営者に業務を遂行するに足る時間が欠けるとき
 - 4b 免許を取得した後に金融持株会社、又は混合金融持株会社の子会社となる場合に、これらの持株会社の業務執行権者に信頼性や専門的資質が欠けるとき
 - 4c 免許取得後に買収や組織再編を通じて子会社となった場合に、その親会社又はグループ会社の経営権者に専門的資質が欠けるとき
- 5 信用機関又は金融サービス機関として顧客の資金や有価証券の所有権を取得する許可を得る場合、又は老齢年金契約を提供する免許を受ける場合で、最低 2 名の専門的業務執行権者を持たないとき
- 6 ドイツ国外に本社を持つとき
- 7 適切な営業行為を行うために必要な組織的な準備ができていない、若しくはそのような準備を行える状況にない場合
- 8 外国の信用機関の子会社で、当該信用機関の監督責任がある当該国の金融規制・監督当局が支店設立の許可を与えていない場合

(b) 任意拒絶事由

²⁷⁵ 免許については講学上の許可と考えられる。

BaFin は、金融機関に対する実効性のある監督が妨げられる可能性があることを示す事実が認められる場合には、許可を拒絶してもよい。特に以下の場合には、拒絶の事由となりうる（同法第 33 条第 2 項）。

- 1 信用機関とその同一企業グループの個人又は法人との間に緊密な関係がある場合、又は所有関係や経済的な不透明さにより実効性のある監督が損なわれるとき
- 2 当該個人又は法人に適用される European Economic Area（日本語では「欧州経済領域」、以下「EEA」）外の国の法令や行政規則により、実効性のある監督が妨げられるとき
- 3 EEA 外の国に本社を置く金融機関の子会社である場合に、当該国で実効性のある監督を受けていないとき、あるいは当該国の金融規制・監督当局が BaFin に対して十分に協力的でないとき

このほか、申請書類に不備がある場合も、許可拒絶事由となりうる（同法第 33 条第 2 項）。

イ 異業種からの参入可否及び要件

機関として従事できる事業は、(1) 信用機関、(2) 金融サービス機関のように、信用制度法第 1 条に明記している。このため、上記に記載のない業種の事業者は、信用機関としての免許を受けることはできない。

しかし、信用機関の子／親会社の事業については特段の規制はないため、子／親会社として信用機関を設立することで、異業種から参入することは可能であり、その実例も存在する（例：アリアンツによるドレスナー銀行の買収、ドイツ銀行による生命保険子会社の設立など）。

(4) 変更・取消

ア 失効

以下に該当する場合は、当該信用機関の免許は失効させなければならない（信用制度法第 35 条第 1 項）。

- 1 交付した免許が一年以内に利用されないとき
- 2 当該機関が預金保険・投資家保護法の第 11 条に基づき預金保険・投資家保護機構から除外されたとき
- 3 清算機関としての許可を BaFin から拒絶されたとき

イ 取消

以下に該当する場合、BaFin は行政手続に則って、信用機関の免許を取消することができる（信用制度法第 35 条第 2 項）

- 1 許可された業務の営業が 6 カ月以上にわたり行われていないとき
- 2 信用機関が個人事業主の法的形態で営まれているとき
- 3 許可の拒絶事由（前述「(3)要件」の項を参照）に該当するという事実が判明したとき
- 4 以下の(a)又は(b)のような状況により、預金者・債権者への義務の履行及び預託された資産の安全性に危機が生じており、信用制度法で認められているその他の措置によっては危機が回避できない場合
 - (a) 損失が責任自己資本の 2 分の 1 にのぼる
 - (b) 3 年連続して損失が責任自己資本の 10%を超えている
- 5 機関が Regulation (EU) No. 596/2014（以下「市場濫用規制」）において規定されているインサイダー取引、市場操作、市場濫用行為（市場濫用規制第 14 条～20 条）等の要件に対し絶えず違反している、又はこれらの規定に関連する監督機関の命令に違反している場合
- 6 Regulation (EU) No. 575/2013（以下「EU 資本要件規則」）において規定されている自己資本要件（EU 資本要件規則第 92～403 条）、流動性要件（同規則第 411～428 条）を満たしていない場合
- 7 証券金融取引のカウンターパーティが Regulation (EU) 2015/2365（以下「証券金融取引規則」）において規定されている証券金融取引に関する報告義務（同規則第 4 条）や再担保化に関する要件（同規則第 15 条）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合
- 8 機関が Regulation (EU) No. 600/2014（以下「金融商品市場規則」）において規定されている金融商品の公表遅延の許可要件（同規則第 7 条、第 11 条）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 銀行ライセンス基準

ドイツでは、Fintech ビジネスに特別に適用される規制制度は存在しない。預金取扱金融機関と同様の金融サービスを提供する場合、2023 年時点ではデジタルバンク特有の法律上の地位を付与するための分類基準は存在しないことから、新

規参入行に対しては既存の機関（Institut）²⁷⁶と同じ規則が適用される。規制対象となる銀行は、連邦金融監督庁（BaFin）による監督下に置かれるとともに²⁷⁷、EUの法令に準拠する必要がある。

通常、ドイツの銀行は、預金取扱業務や融資業務を開始する前に包括的な銀行免許が必要となる。包括的な銀行免許を取得すると、規制下にあるすべての業務を実施することが可能となるが、すべてのサービスを提供する必要はない。免許の申請はBaFinに対して申請する必要があるが、EU域内の銀行免許については、ECBが付与及び取消の権限を有している²⁷⁸。

ドイツ国内で、預金取扱業務を行う信用機関として申請するためには、少なくとも500万ユーロの初期資本金が必要となる（信用制度法第33条第1項d）。また、免許を取得するためには、業務を遂行するのに十分な専門的知識と実務経験を有する最低2名の有識者を取締役会のメンバーに含めなければならない。かつ、当行の主要株主についてBaFinが定める基準を満たしていなければならない。加えて、BaFinが承認した実行可能な事業計画が必要となる²⁷⁹。

2018年1月、金融規制の適用範囲を拡大する、EU指令である「第2次決済サービス指令（PSD2）」が国内法化された。同指令は、決済取引のセキュリティを向上、消費者保護を強化、及びイノベーション及び市場競争を促進することを目的としている。また、決済サービス提供者を、BaFinの監視下に置くことによって、利用者保護を強化している。これらの決済サービス提供者には、ペイメント指図伝達サービスを提供する銀行ライセンスを持たないFintech企業も含まれる²⁸⁰。

また、BaFinは、近年のデジタル化の進展とビッグデータ・人工知能（AI）の登場による金融業界全体の変容を踏まえて、ドイツ国内の金融市場の機能、安定性、健全性を確保する役割を果たすために、今後のデジタル時代に備えることを目的として、2018年8月、「BaFin's Digitalization Strategy」を公表した。BaFinは、「被規制対象企業が革新的なFinTechを活用しているか、どのような技術を採用しているかは重要ではない」という技術的中立の姿勢を表明している²⁸¹。従って、Fintech推進に対して特別な体制や取組みの推進はしていない。

²⁷⁶ 免許付与については、ドイツII.1.(1)及び(2)を参照のこと。

²⁷⁷ <https://www.globallegalinsights.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/germany>

²⁷⁸ [https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-4084?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778)

[4084?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-4084?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778)

²⁷⁹ [https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-4084?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778)

[4084?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-007-4084?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&bhcp=1#co_anchor_a464778)

²⁸⁰ <https://www.bundesbank.de/en/tasks/payment-systems/psd2/psd2-775954>

²⁸¹ https://www.BaFin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

イ デジタルバンクの例

(ア)N26

N26 は、24 ヶ国で事業を行い、約 700 万人以上の顧客を持つデジタルバンクである。同行は、2013 年に設立され、2016 年には欧州中央銀行からドイツの銀行免許を取得している²⁸²。顧客に Mastercard ブランドのデビット・カードを発行し、ATM からのユーロの無料引き出し、あらゆる通貨に対応した決済手段を提供している²⁸³。また、自営業者やフリーランサー向けの、ビジネス用口座サービスも提供している²⁸⁴。2021 年 10 月には、欧州のデジタルバンクによる資金調達としては過去最高額となる 9 億ドル以上の新たな資金調達を完了した。

BaFin は、2020 年にフィンテック大手の Wirecard が不正会計やマネー・ローンダリング関与の問題で破綻したことから、2021 年 5 月、N26 に対してマネー・ローンダリング対策の改善を命じた。

(イ)SolarisBank 及び Tomorrow

SolarisBank は、他社サービスに金融機能を組み込みデジタルバンクとしてのサービスを可能とさせる、組込型金融 (embedded finance) を提供している。2016 年に設立。大きな成長を遂げ、2022 年 2 月時点で過去 5 回のラウンドで 3 億 4,510 万ユーロを調達している。同社はドイツで銀行免許を取得しており、デジタルバンキングサービスの提供を希望する事業者に対して API を通じて連携可能な機能を提供し、事業者は単一パスポート制度により他の EEA 諸国においても金融サービス提供が可能である。例えば、ドイツで 2018 年に設立されたオンライン銀行「トゥモロー (Tomorrow)」は、Solarisbank が BaFin より付与された銀行免許と機能を Tomorrow 社アプリに組み込み、同社がアプリを運営する形でサービス展開をしている。

²⁸² <https://n26.com/en-de/about-n26>

²⁸³ <https://n26.com/en-de/bank-account>

²⁸⁴ <https://n26.com/en-de/business-account>

2. 証券会社

商業的に金融サービス業務を他者に対して提供する企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で金融サービス業務を提供する企業で、信用機関以外のものを金融サービス機関という（信用制度法第1条第1a項）。

(1) 業務範囲

金融サービス業務とは以下のものをいう（同法第1条第1a項）。

1. 投資仲介業務
 - 1a 投資助言業務
 - 1b 多角的取引システムの運営
 - 1c 分売業務
 - 1d 組織化された取引システムの運営
2. 約定仲介業務
3. 財務ポートフォリオ管理（投資一任契約によるものを含む）
4. 仕切売買（自己取引）

顧客注文によらない自己勘定での金融商品の売買も財務サービスに含まれる
5. 第三国預金仲介（ここでいう第三国とは欧州経済圏外の他国）
6. 暗号資産カストディ取引
7. 外貨取引業務（外貨両替商）
8. 電子証券法第16条に基づく暗号証券登録簿の整備（暗号証券登録簿整備）
9. ファクタリング業務
10. ファイナンス・リース業務
11. 投資運用業務（投資ファンドへの投資者との一任契約に基づくドイツ投資法第1条第1項にいう投資ファンドの運用外での金融商品の売買）
12. 限定的な保管業務

- 信用機関に対する業務範囲規制の有無・内容

信用機関の業務範囲に関連する規制は、2013年のTrennbankengesetz²⁸⁵（以下「分離銀行法」）によって導入された。

同法により信用制度法が改正され、自己勘定での取引ポジションが基準値を超

²⁸⁵ https://dejure.org/BGBl/2013/BGBl._I_S._3090

正式名称は、「金融機関と金融グループのリスクからの保護と清算・再建計画のための法（Gesetz zur Abschirmung von Risiken und zur Planung der Sanierung und Abwicklung von Kreditinstituten und Finanzgruppen）」という。「分離銀行法（Trennbankengesetz）」と略称される。

ドイツ

える信用機関及びそのグループに対し、自己勘定業務を経済的、組織的、法的に独立した会社（金融取引機関）に移管することが義務付けられた（信用制度法第 25f 条）。

当該移管措置は、以下 2 条件を同時に満たす信用機関及びそのグループに対して適用される（信用制度法第 3 条第 2 項）。

- ・ 自己勘定での取引ポジションが 1,000 億ユーロ超、あるいは直近の過去 3 期の基準日における総資産が 900 億ユーロ以上
- ・ 自己勘定での取引ポジションが資産総額の 20%を超える

なお、BaFin 年次報告では、破産法に基づく信用機関の特定の負債の取扱いとして、「破産法に基づく特定の信用機関の取扱いに関する新しい規定は、2019 年 2 月に BaFin が協議のために発行したガイダンス通知の対象である。」「これは、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）のセクション 46f の修正を扱っている。」「修正の目的は、欧州議会及び 2017 年 12 月 12 日の理事会の指令（EU）2017/2399 によって行われた指令 2014/59/EU の変更をドイツの法律に置き換える」などとされている。

(2) 免許等

信用制度法では、第 1 条第 1 項に規定される「信用機関」及び同法第 1 条第 1a 項に規定される「金融サービス機関」を合わせて「機関」といい（信用制度法第 1 条第 1b 項）、認可に関しては同一の規定が適用される。銀行業又は金融サービスを営む者は、BaFin からの許可を要する（信用制度法第 32 条第 1 項）。

(3) 要件

信用制度法では認可拒絶事由のみを規定しており、これに該当しない場合には認可を拒絶することができない（信用制度法第 33 条第 3 項）。

認可拒絶事由には、(a) 絶対拒絶事由と (b) 任意拒絶事由がある。

(a) 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、認可を拒絶しなければならない（信用制度法第 33 条第 1 項）。

- 1 規定の最低資本要件を満たしていないなど、事業に必要な資源をドイツ国内で利用できないとき
- 2 申請人等が信頼できないことを示す事実があるとき
- 3 出資元に信頼がおけず健全で慎重な経営が妨げられると思われるとき
- 4 業務執行権者に専門的資質が欠けるとき

- 4a 経営者に業務を遂行するに足る時間が欠けるとき
- 4b 認可を取得した後に金融持株会社、又は混合金融持株会社の子会社となる場合に、これらの持株会社の業務執行権者に信頼性や専門的資質が欠けるとき
- 4c 認可取得後に買収や組織再編を通じて子会社となった場合に、その親会社又はグループ会社の経営権者に専門的資質が欠けるとき
- 5 信用機関又は金融サービス機関として顧客の資金や有価証券の所有権を取得する認可を受ける場合、又は老齢年金契約を提供する認可を受ける場合で、最低2名の専門的業務執行権者を持たないとき
- 6 ドイツ国外に本社を持つとき
- 7 適切な営業行為を行うために必要な組織的な準備ができていない、若しくはそのような準備を行える状況にない場合
- 8 外国の信用機関の子会社で、当該信用機関の監督責任がある外国の金融監督機関が支店設立の許可を与えていない場合

(b) 任意拒絶事由

BaFin は、当該機関の実効性のある監督が妨げられる可能性があることを示す事実が認められる場合は、認可を拒絶してもよい。特に以下のような場合には、拒絶の事由となりうる（同法第 33 条第 2 項）。

- 1 信用機関とその同一企業グループの個人又は法人との間に緊密な関係がある場合、若しくは所有関係や経済的な不透明さにより実効性のある監督が損なわれるとき
- 2 当該個人又は法人に適用される European Economic Area（日本語では「欧州経済領域」、以下「EEA」）外の国の法令や行政規則により、実効性のある監督が妨げられるとき
- 3 EEA 外の国に本社を置く金融機関の子会社である場合に、当該国で実効性のある監督を受けていないとき、あるいは当該国の金融監督機関が BaFin に対して十分に協力的でないとき

このほか、申請書類に不備がある場合も、認可拒絶事由となりうる（同法第 33 条第 2 項）。

機関として従事できる事業は、信用機関、金融サービス機関のように、信用制度法第 1 条に明記している。このため、信用制度法第 1 条に記載のない業種の事業者は、信用機関としての免許を受けることはできない。しかし、信用機関の子／親会社の事業については特段の規制はないため、子／親会社として信用機関を設立することで、異業種から参入することは可能である。

(4) 変更・取消

ア 失効

以下に該当する場合は、機関への認可は失効としなければならない（信用制度法第 35 条第 1 項）。

- 1 認可された業務が一年以内に実施されないとき
- 2 当該機関が預金保険・投資家保護法の第 11 条に基づき預金保険・投資家保護機構から除外されたとき
- 3 清算機関としての認可付与を BaFin から拒絶されたとき

イ 取消

以下に該当する場合、BaFin は行政手続に則って、機関への認可を取消することができる（信用制度法第 35 条第 2 項）

- 1 認可された業務が 6 カ月以上にわたり営まれていないとき
- 2 信用機関が単独商人の法形態で営まれているとき
- 3 認可の拒絶事由（前述「(3)要件」の項を参照）に該当するという事実が判明したとき
- 4 以下の (a) 又は (b) のような状況により、預金者・債権者への義務の履行及び預託された資産の安全性に危機が生じており、信用制度法で認められているその他の措置によっては危機が回避できない場合
 - (a) 損失が責任自己資本の 2 分の 1 にのぼる
 - (b) 3 年連続して損失が責任自己資本の 10% を超えている
- 5 機関が信用制度法、資金洗浄法、有価証券取引法、又はこれらに基づいて発せられる法規命令に絶えず違反している場合
- 6 機関が Regulation (EU) No. 596/2014（以下「市場濫用規制」）において規定されているインサイダー取引、市場操作、市場濫用行為（市場濫用規制第 14 条～20 条）等の要件に対し絶えず違反している、又はこれらの規定に関連する監督機関の命令に違反している場合
- 7 Regulation (EU) No. 575/2013（以下「EU 資本要件規則」）において規定されている自己資本要件（EU 資本要件規則第 92～403 条）、流動性要件（同規則第 411～428 条）を満たしていない場合
- 8 証券金融取引のカウンターパーティが Regulation (EU) 2015/2365（以下「証券金融取引規則」）において規定されている証券金融取引に関する

る報告義務(同規則第 4 条)や再担保化に関する要件(同規則第 15 条)、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合
9 機関が Regulation (EU) No. 600/2014 (以下「金融商品市場規則」)において規定されている金融商品の公表遅延の認可要件(同規則第 7 条、第 11 条)、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合

3. 投資運用業者・投資顧問会社

(1) 投資運用業者

ドイツでは、投資ファンドの運用にあたる事業者を「投資運用業者 (Kapitalverwaltungsgesellschaften)」として、Kapitalanlagegesetzbuch (略称 KAGB、以下「投資法」)²⁸⁶に基づく規制を行っている。

同法では、投資運用業者を次のように定義している(投資法第 17 条第 1 項)。

- 投資運用業者とは、定款に基づく所在地及び本部をドイツ国内に置く企業であり、ドイツ国内及び EU の投資資産 (Investmentsvermögen) 又は外国のオルタナティブ投資ファンドを運用することを営業目的としているものを指す。

ア 業務範囲

投資運用業者の提供できるサービス範囲については、投資法第 20 条に列挙されているが、事業免許を交付する際に BaFin が一定の制限を課す場合がある(投資法第 20 条)。

イ 免許等

(ア) 許認可

① 免許等交付

投資運用業者の営業は、BaFin の書面による免許交付²⁸⁷を必要とする。また、BaFin は当該免許を、特定の種類の国内における投資財産 (Investmentvermögen) の運用に制限することができる(投資法第 20 条第 1 項)。

²⁸⁶ <https://dejure.org/gesetze/KAGB>

²⁸⁷ 免許については講学上の許可と考えられる。

ウ 要件

投資法では投資運用業者の免許に関して、許可拒絶事由について規定しており、これに該当する場合は許可を拒絶しなければならない（投資法第 23 条）。

- 1 所定の当初資本金（Anfangskapital）とそれに付加される自己資金（zusätzliches Eigenmittel）を利用できないとき
- 2 当該投資運用業者が、最低 2 名以上の取締役（Geschäftsleiter）を配置しないとき
- 3 当該投資運用業者の経営者が信頼性に欠ける、又は信用制度法第 25 条の運用指揮に求められる専門的資質を充足していないことを示す事実があるとき
- 4 大口の参加型持分所有者が信頼に欠ける、又はその他の理由で当該投資運用業者の健全かつ堅実な営業を妨げることを裏付ける事実があるとき
- 5 当該投資運用業者が BaFin による監督機能の有効な実施を妨げる個人又は法人との間に緊密な関係があるとき
- 6 EEA 外の国の法令や行政規則が適用となる個人又は法人の場合に、当該投資運用業者が、BaFin による監督機能の有効な実施を妨げる当該個人又は法人との間に緊密な関係があるとき
- 7 当該投資運用業者の本部（Hauptverwaltung）又は定款に基づく所在地がドイツ国内に存在しないとき
- 8 当該投資運用業者が投資運用業務の規則に即した執行に求められる組織上の事前対策を実現する準備がない、又はそのための能力を欠き、かつ、本法律に定める要件を満たす能力を欠くとき
- 9 当該投資運用業者がポートフォリオの運用及びリスク管理を行わずに、専ら、管理業務、自らの投資分配、又はオルタナティブ投資ファンドの投資対象に関する行為だけを行うとき
- 10 当該投資運用業者がリスク管理を行わずに、ポートフォリオの運用を行うとき
- 11 上記第 1 号から第 10 号に掲げる本法律に基づく許可の要件以外の要件を満たさないとき

エ 変更・取消

(ア)失効

以下のいずれかに該当する場合、投資運用業者に対する免許は失効する（投資法第 39 条第 1 項）。

- 1 免許が交付されてから 1 年以内に利用しないとき
- 2 6 カ月間以上にわたり当該免許の対象である営業を行わないとき
- 3 明示的に免許を放棄したとき

(イ)取消

BaFin は、行政手続法（Verwaltungsverfahrensgesetzes）の規定による場合を除き、以下に該当する場合には、投資運用業者への免許を取消す、又は停止することができる（投資法第 39 条第 3 項）。

- 1 当該投資運用業者が虚偽の申告又は違法な方法で免許を取得したとき
- 2 当該投資運用業者の自己資金が所定の基準を下回り、かつ、BaFin によって定められた期限内に自己資金の欠如を補填できなかったとき
- 3 許可拒絶事由（投資法第 23 条第 2 項～11 項）に該当する事実が明らかになったとき
- 4 投資ファンドからの一任契約により当該ファンドの運用を行う投資運用業者が、財務ポートフォリオ運用の許可を得ている場合に、EU 資本要件規則の要件を満たしていないとき
- 5 投資法の中の所定の規定に対して、会社運営上の違反が繰り返される場合
- 6 当該投資運用業者が投資法の規定に絶えず違反している場合
- 7 当該保険運用業者がマネー・ローンダリングの規定に対して、重大な違反がある、システミックな違反がある、又は違反が繰り返される場合

なお、BaFin が投資運用業者の免許を取消、又は免許が失効した場合、当該投資運用業者には信用制度法第 38 条が準用され、解散命令が出される場合がある（投資法第 39 条第 4 項）。

(2) 投資助言業者

ア 業務範囲

ドイツでは、投資助言業務（投資顧問業務）は信用制度法で定義される「金融サービス業務」の1つであり、当該業務を行う事業者は「金融サービス機関」として同法に基づく規制を受ける。

信用制度法における「投資助言業務」及び「投資助言業者」の定義は次のとおりである（信用制度法第1条第1a項）。

- ① 投資助言業務とは、顧客又はその代理人に対して個人的になされる、特定の財務手段（Finanzinstrument）を扱う事業に関する助言（Empfehlung）のことを指す。

ただし、投資者の個人的な状況の審査を根拠とし、投資者にとって適切であるとされ、かつ、専ら情報普及経路（Informationsverbreitungskanäle）を通じて公表されるものでも、一般に向けて公表されていない助言に限る。

- ② 金融サービス業者の定義は、他社のために職業的に金融サービスを提供し、又は、商業目的での組織的事業運営を必要とする規模で金融サービスを提供し、かつ、信用機関でない会社（Unternehmen）をいう。よって、投資助言業者とは、職業的に投資に関する助言を提供し、又は、組織的運営を要する規模で投資助言サービスを提供し、かつ、信用機関でない会社を指す。

(ア)業務範囲規制の有無・内容

投資助言業者が投資助言サービスのみを提供するに当たり、特に固有の規制は確認できない。ただし、投資助言業者が投資サービス事業を兼業している場合には、顧客との間での利益相反を回避する義務を負う（有価証券取引法第63条）。

イ 免許等

投資助言業務は、信用制度法で定義される「金融サービス業務」に該当するため、当該業務を行う事業者は「金融サービス機関」としてBaFinの免許を交付されている必要がある。ただし、投資助言サービスを、本来の職業活動の一部として個別の報酬を受け取ることなく提供する者は金融サービス機関とはみなされず、免許を取得する必要はない（信用制度法第2条第6項第15号）。

ウ 要件

ドイツII.2.(3)要件を参照のこと。

エ 変更・取消

ドイツⅡ. 2. (4) 変更・取消を参照のこと。

4. 保険会社（保険仲介業を含む）

保険会社とは、保険業務を営む公法に基づく公社又は機関及び民間企業（社会保険制度等を除く）を指す（保険監督法第1条）。

同業組合・商工会議所・自治体組合の組合員向け保険、公務員共済、地縁的な機構は、保険監督法上の監督には服さない（保険監督法第3条）。一定の条件にあてはまる小規模な保険会社又は共済組合は、保険監督法の一部規定を免除される（保険業監督法第211条、第212条）。

保険会社の、保険に直接関係しない他事業との兼業は禁止されている（保険監督法第15条）。したがって「銀行業」も保険引受業務を兼営できないが、「保険商品」の「販売」（契約仲介業務）に制約が課されているわけではないので、代理店契約で保険契約の仲介（窓口販売）ができる。

保険業も本体では預金引受けなどの金融業務はできないが、外務員組織を用いて建築貯蓄預金や投資信託などの金融商品の販売（契約仲介）を行っている。

(1) 業務範囲

保険事業免許は保険監督法にて規定されている保険種別ごとに与えられるため、免許の対応する種類以外の保険事業を営むことはできない（保険監督法第10条）。

また、保険会社は、保険事業に直接の関連がある事業としか兼業することができない（保険監督法第15条）。保険事業の中では、生命保険及び健康保健事業は、それ以外の種類の保険事業とは兼業できず、個々に単独事業として運営されなくてはならない（保険監督法第8条）。

(2) 免許等

ア 免許等交付

保険会社は、監督機関の許可²⁸⁸を得ずに業務を行ってはならない（保険監督法第8条）。認可付与は、事業計画書において期限を定めていない限り無期限であ

²⁸⁸ ここでいう免許は講学上の許可と考えられる。

り、保険種別については、保険監督法の Appendix1 で以下のように列挙されている（保険監督法第 10 条）。

図表 独-8 保険種別

Classification of Risks (※項番は当該指令の記載に従う)		
1. 事故	10. 自動車損害賠償責任	19. 生命保険（20～24 に該当するものを除く）
2. 疾病	11. 航空機損害賠償責任	20. 婚姻・出産
3. 陸上車両（鉄道車両を除く）	12. 船舶損害賠償責任	21. リンクト生命保険
4. 鉄道車両	13. 一般賠償責任	22. トンチン年金
5. 航空機	14. 信用保証	23. 資金償還契約
6. 船舶（海上・内陸）	15. 保証契約 (Suretyship)	24. 退職金運用管理
7. 輸送物品	16. 各種金銭的損失	25. 年金基金運用
8. 火災・自然災害	17. 訴訟費用	
9. その他の財産的損害	18. 困窮時支援	

(3) 要件

(a) 会社形態

保険会社は、免許交付の要件として、公開有限会社、共済組合、又は公法に基づく公社又は機関でなければならない。また、本社をドイツ国内に置く必要がある（保険監督法第 8 条）。

(b) 許可拒絶事由

保険監督法では許可拒絶事由を規定しており、これに該当しない場合には許可を拒絶することができない（保険監督法第 11 条第 3 項）。

許可拒絶事由には、i. 絶対拒絶事由と ii. 任意拒絶事由がある。

i. 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、許可を拒絶しなければならない（保険監督法第 11 条第 1 項）。

- 1 事業計画書及び提出文書の中に、保険業務に伴う責務が十分に記述されていないとき
- 2 経営陣が信頼性に欠ける、あるいは業務知識や業務経験の上での適格性を充足していないことを示す事実があるとき
- 3 認可を申請する当該保険会社への大口の参加型持分保有者が当該保険会社の健全な運営を妨げることを裏付ける事実があるとき（当該参加型持分を取得する手段が、犯罪行為によって取得された場合にも適用される）。
- 4 A) 保険元受会社として、事業計画及び提出文書の内容が、被保険者の利益を適切に保護していない場合
B) 免許を交付した場合に、当該保険元受会社が、保険持株会社の子会社若しくは混合金融持株会社になり、当該持株会社の業務執行権者が信頼性に欠ける、若しくは当該持株会社の業務執行に必要とされる専門的資質を欠いていることを示す事実がある場合
C) 健康保険の元受事業を営む場合に、その掛け金設定が、当該保険元受会社の子会社が販売する保険商品を購入するためであるとの想定を裏付ける事実がある場合

ii. 任意拒絶事由

保険会社の実効性のある監督が妨げられる可能性があることを示す事実が認められる場合には、許可を拒絶してもよい。特に以下のような場合には、拒絶の事由となりうる（保険監督法第 11 条第 2 項）。

- 1 保険会社とその同一企業グループの個人又は法人との間に緊密な関係がある場合、若しくは、所有関係や経済的な不透明さにより実効性のある保険監督が損なわれるとき
- 2 当該個人又は法人に適用される EEA 外の国の法令や行政規則により、実効性のある保険監督が妨げられるとき
- 3 当該個人又は法人が EEA 外の国に本社を置く場合に、当該国で実効性のある保険監督を受けていないとき、あるいは当該国の保険監督機関が BaFin に対して協力的でないとき

このほか、申請書類に不備がある場合も、許可拒絶事由となりうる（同法第 11 条第 2 項）。

(4) 変更・取消

保険監督機関は、以下に該当する場合、保険会社への免許を取消さなくてはならない（保険監督法第 304 条第 1 項）。

- 1) 当該保険会社が明示的に免許を放棄した場合
- 2) 当該保険会社が最低資本基準を下回った上、提出された資金調達計画が明らかに不十分である、若しくは、最低基準を下回った時点から 3 カ月以内に当該資金調達計画を実現できないと保険監督機関が判断したとき
- 3) 当該保険会社が保険監督法第 229 条に基づき保険金保証基金から除外されたとき
- 4) 当該保険会社の破産処理手続が開始されたとき

保険監督機関は、当該保険会社が免許交付から 1 年以内に利用していない場合、若しくは、6 カ月以上にわたり保険事業を停止している場合は、保険会社への免許を取消すこととする（保険監督法第 304 条第 2 項）。

保険監督機関は、以下に該当する場合、保険種別の一部又は全ての事業活動に対する免許を取消することができる（保険監督法第 304 条第 3 項）。

- 1) 当該保険会社が許可の要件を満たさなくなったとき
- 2) 当該保険会社に法令や事業計画書に対する重大な義務違反がある場合
- 3) 当該保険会社が証券金融取引規則において規定されている証券金融取引に関する報告義務（同規則第 4 条）や再担保化に関する要件（同規則第 15 条）、又はこれらの規定に関する監督機関の命令に絶えず違反している場合
- 4) 当該保険会社が、保険監督法において規定されているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（同法第 52 条～56 条）、又はこれらに基づいて発せられる監督機関の命令に対して重大な違反がある、システミックな違反がある、又は繰り返し違反している場合

(5) 保険仲介業者に対する許認可等

ア 許可及び登録

保険仲介業者は、Gewerbeordnung（略称 GewO、以下「取引規制法」）²⁸⁹及び Verordnung über die Versicherungsvermittlung und beratung（略称 VersVermV、

²⁸⁹ <https://dejure.org/gesetze/GewO>

以下「保険仲介者令」²⁹⁰に基づき、知識登録の合格と資格要件による許可を得た上で、登録を行うことが義務付けられている。

保険仲介業を営もうとする者は、商工会議所の実施する知識試験に合格し、所管の商工会議所の許可を受けた後、商工会議所の登録簿に登録しなければならない（取引規制法第 34d 条第 1 項）。登録のためには、登録記録簿の記載項目に従った届出を行う（保険仲介者令第 6 条）。

イ 許可要件

以下の事由に該当する場合は、保険仲介業を行う許可が与えられない（取引規制法 第 34d 条第 5 項）。

- 1 過去 5 年間に犯罪歴があるなど、業務に必要とされる信頼性を欠く者
- 2 破産手続がなされているなど、資産状態に適正を欠く者
- 3 職業賠償責任保険に加入していない者
- 4 知識試験で、保険仲介者として必要な知識を持つことが証明されない者

(ア)適用除外

専属代理店で、保険会社が仲介業務に対する無制限の賠償責任を引き受けた保険代理店など、一定の条件を満たす場合には、商工会議所の許可を取得する必要はなく、商工会議所への登録のみで保険仲介業務を行うことができる（取引規制法第 34d 条第 7 項）。

また、以下に該当する場合には、許可の取得、商工会議所への登録ともに不要である（取引規制法第 34d 条第 8 項）。

- 本業の付随的業務として行う保険契約仲介や、年間掛金が 600 ユーロ以下の保険契約仲介
- 建築貯蓄積立契約に付随する団体信用保険契約仲介
- 消費貸借契約等に付随する年間 500 ユーロ以下の保険料の残債保険契約仲介

(イ)変更・取消

保険仲介業者の登録の変更・取消に関しては、特に規定は無い。

²⁹⁰ <https://www.buzer.de/gesetz/13223/index.htm>

5. 総合取引所

ドイツ取引所グループ²⁹¹は世界でも有数の総合取引所である。同グループは、傘下に世界有数のデリバティブ取引所である Eurex²⁹²や電力デリバティブを取扱う欧州エネルギー取引所（EEX）²⁹³を有している。

(1) 業務範囲

Eurex の 2022 年通期の金融取引契約は、指数デリバティブが前年比 21%増加、金利デリバティブが 20%増加、株式デリバティブは 11%減少となり、金融デリバティブの合計では前年比 15%増加の 19.6 億件となった²⁹⁴。

Eurex は店頭取引の清算業務においても、2022 年通期の日次平均清算量は 169 億ユーロと、前年の 133 億ユーロから 27%の増加となっている²⁹⁵。

EEX グループでは、市場内の 2022 年の電力取引量は、前年比 14%減少したが、市場全体が縮小するなかで、シェアを 46%から 59%に拡大している²⁹⁶。天然ガス市場ではグループ全体で前年比 112%増加、欧州の排出ガス市場は前年比 28%減、農産物では前年比 25%の増加となっている。

図表 独-9 主な商品取引所と主要商品

グループ	取引所	略称	所在地	主な取扱商品
ドイツ取引所 グループ	Eurex	EUREX	フランクフルト	株価指数、金利、個別株式など
	欧州エネルギー取引所	EEX	ライプツィヒ	電力、天然ガス、石炭、排出権、農産物、貨物など

²⁹¹ <https://deutsche-boerse.com/dbg-de/>

²⁹² <https://www.eurex.com/ex-en/>

²⁹³ <https://www.eex.com/en/>

²⁹⁴ <https://www.deutsche-boerse.com/dbg-en/media/press-releases/Full-year-and-December-2022-figures-at-Eurex--3389040>

²⁹⁵ <https://www.deutsche-boerse.com/dbg-en/media/press-releases/Full-year-and-December-2022-figures-at-Eurex--3389040>

²⁹⁶

https://www.eex.com/en/newsroom/detail?tx_news_pi1%5Baction%5D=detail&tx_news_pi1%5Bcontroller%5D=News&tx_news_pi1%5Bnews%5D=6690&cHash=4bc413cd92fd42be7e4166de43d681a2

(2) 取引に関する法的規制

欧州市場インフラ規則 (European Market Infrastructure Regulation、EMIR)²⁹⁷第 9 条にデリバティブ取引の報告義務が規定されている。同規則は 2012 年 8 月 16 日に施行され、EU 加盟国に直接適用されている (EU 加盟各国による国内法の制定を要しない)。ドイツ国内においても 2013 年 2 月 16 日に EMIR 施行法 (EMIR-Ausführungsgesetz)²⁹⁸が発効し、欧州市場インフラ規則に基づく店頭デリバティブ取引規制が行われることとなった。

(3) 取引報告と対象者

欧州市場インフラ規制である EMIR の下では、2014 年からカウンターパーティ (取引相手) 及びデリバティブの中央清算機関 (CCP) がデリバティブ取引を行う場合は、取引情報蓄積機関 (Trade Repository) を利用しなければならないとされている。カウンターパーティ²⁹⁹と CCP は、締結、修正、又は終了したデリバティブ契約を欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority、ESMA) により登録又は承認された取引情報蓄積機関へ報告する必要がある。この報告義務は、店頭と上場デリバティブ契約の両方を対象とするものであり、契約の締結、変更又は終了の翌営業日までに行う必要がある。

ドイツ取引所グループ³⁰⁰であり、同グループの傘下の Eurex³⁰¹は、2023 年時点では、以下のようなサブグループカテゴリに分類される幅広いデリバティブ商品 (指数、オプション、先物など) を扱っている³⁰²。

• 金利	• 外国為替 (FX)
• 債券	• エネルギー
• 株式	• 石油
• 暗号通貨	• 貴金属
• 商品 (コモディティ一般)	• 非貴金属 (工業用金属)

²⁹⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32012R0648>

²⁹⁸ <https://www.buzer.de/gesetz/10490/index.htm>

²⁹⁹ EMIR の設置法となる EMIR 第 2 条 (8) によれば、「金融におけるカウンターパーティ」とは、投資会社、指令 2006/48/EC に従って許可された信用機関、第一損害保険指令に基づいて許可された保険会社及び生命保険指令に基づいて認可された保険会社、再保険会社、譲渡可能証券への集合投資事業 (UCITS) 及び当該集合投資事業が許可した管理会社、企業年金の運用機関、オルタナティブ投資ファンドが該当する。

³⁰⁰ <https://deutsche-boerse.com/dbg-de/>

³⁰¹ <https://www.eurex.com/ex-en/>

³⁰²

https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/public_register_for_the_clearing_obligation_under_emir.pdf

(4) 法的定義

証券取引法³⁰³第2条では、デリバティブを次の1.、2.、3.又は4.に該当するものと定義している。

1. 将来に決済が行われることとなる売買、スワップその他の形態による確定契約又はオプション契約であり、かつ、その価額が原資産の価格又は特性に直接又は間接に由来するもの（先渡取引）のうち、次に掲げる原資産に係るもの
 - a. 証券又は短期金融商品
 - b. 外国為替
 - c. 金利又はその他の配当
 - d. a、b、c、又はfに掲げる原商品の指数、その他の金融指標又は財務指標
 - e. デリバティブ
 - f. EU 排出量取引登録（排出許容量）に保持され得る範囲で、温室効果ガス排出量取引法（Treibhausgas-Emissionshandelsgesetz）の第3項第3号、第6号及び第16号の意味における排出枠、排出削減単位及び認証排出削減量
2. 商品、運賃、気候その他の物理的変数、インフレ率、その他の経済的変数又はその他の資産、指数若しくは指標に係る先物取引であって、次のいずれかに該当するもの
 - 現金決済されているか、又は契約の当事者に、この権利が不履行又は別の解除事由に左右されることなく、現金決済を要求する権利を与えるもの
 - 正式な市場（証券取引所、金融先物取引所、コモディティ取引所等）で契約されたもの、又は多国間若しくは組織的な取引債務であって、組織化された取引システム（OTF）で取引され、物理的に決済されなければならない卸売エネルギー製品ではないもの
 - その他、デリバティブ契約の特徴を有し、商業目的ではなく、スポットではないもの
3. 差金決済取引（CFD）

³⁰³ <https://dejure.org/gesetze/WpHG>

4. 購入又はスワップの形態、若しくは将来の日付で決済される他の形態、かつ信用リスクを移転するために使用される確定契約又はオプション契約（クレジット・デリバティブ）³⁰⁴

(5) その他（デリバティブ取引の法的/実用的なプロモーション）

ドイツ取引所は、中期計画として「Compass 2023」を定め、持続的な成長、M&Aの実行、データ・アナリティクスの露出増加、フィンテック分野への進出拡大、積極的なポートフォリオ管理を掲げている³⁰⁵。

銀行は、反応時間、堅牢性、スループットに優れ、様々な資産クラスに豊富なトレーディング機能を提供する、T7 取引プラットフォームを開発・導入している。

T7 取引システムは、手動にて取引を行う参加者（例：取引ツール「T7 Trader GUI」を使用する取引参加者）及び最新技術を用いる取引参加者（例：ドイツ証券取引所が提供する投資家向けサービスのコロケーションネットワークアクセス「CoLo 2.0」を使用したバイナリ高速（低レイテンシ）インターフェース ETI（Enhanced Trading Interface）及び分割固有ゲートウェイ（Partition Specific Gateways）などを使用する取引参加者）の双方が使用可能である。

現在、フランクフルトで運営されている T7 取引システムは、以下の取引所で利用されており、30 万件以上のデリバティブ及び金融商品が対象とされている。

- Eurex
- 欧州エネルギー取引所（EEX）
- Powernext
- フランクフルト証券取引所
- ウィーン証券取引所
- ブルガリア証券取引所
- マルタ証券取引所

以上の 7 つの取引所に加え、以下の市場、取引でも利用可能である。

- ロンドンの 360T FX スポット市場

³⁰⁴

https://www.BaFin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Aufsichtsrecht/Gesetz/WpHG_en.html;jsessionid=F0D127BC3A4943D43A9866634AF69D60.2_cid381?nn=8379954#doc7856864bodyText3

³⁰⁵ https://www.deutsche-boerse.com/resource/blob/2883956/8aefd172bcfcb8845ccefef2f7538c004/data/agm2022-presentation_en.pdf

- 欧州エネルギー取引所グループ傘下のノーダル取引所（米国バージニア州）における電力及び貨物の先物取引

取引参加者は、エネルギーを含む商品デリバティブ、金融商品に関するデリバティブ、有価証券（現物）の取引のためになされた技術面での調整のほか、利用しやすいインターフェース（画面・接続）による相乗効果から優れた操作性を享受しているとされる。T7 取引システムは、最大入力回数 96kHz を超えるトランザクションを毎日 3 億 2,000 万件以上処理し、中央値として 55 マイクロ秒未満の注文応答時間と、40 マイクロ秒未満の市場情報配信処理時間を実現している。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

決済指図伝達サービス業と口座情報サービス業の許可・登録要件は 2017 年支払サービス監督法（Zahlungsdienstenaufsichtsgesetz、以下「ZAG」）において規定されている。支払サービス監督法は信用制度法の特別法であり、支払機関は実質的に「支払サービス業」と規定されるところ、支払機関（Zahlungsinstitute）と電子マネー機関（E-Geld Institute）を監督するものである。デジタル決済事業には、電子ウォレットやプリペイド・カードなどが含まれる³⁰⁶。

(1) 業務範囲

ZAG は、EU の第 2 次決済サービス指令（PSD2）に基づく国内法として、2017 年 7 月 21 日にドイツ議会により可決された。

同法はデジタル決済事業について、BaFin の監督下に置くことを定めており³⁰⁷、EU の第 2 次決済サービス指令で要求されている、厳格な顧客認証方式に準拠している³⁰⁸。

ZAG では決済サービス事業者が行うサービスについて、以下のとおり定義している。下記のサービスを提供しようとする者は、ZAG に基づく許可を得る必要がある。支払手段の範囲については、電子的な取立振替制度（ラストシュリフト、Lastschriftverfahren）、対面取引もしくは遠隔地取引におけるクレジット・カード払い、及びプリペイド・カードのようなカード上のチップに金額が記録される

³⁰⁶ <https://www.buckinghamcapitalconsulting.com/post/2019/08/06/how-to-apply-for-payment-institution-or-electronic-money-institution-emi-license-in-germany>

³⁰⁷ https://www.BaFin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/Jahresbericht2017/Kapitel2/Kapitel2_4/kapitel2_4_node_en.html

³⁰⁸ <https://www.buzer.de/gesetz/12696/b29623.htm>

金銭カード (Geldkarte) による支払など、様々な支払手段の間の競争を促進する観点から、広範に解釈されるべきであるとされている³⁰⁹。

- 入金及び出金取引 (Auszahlungsgeschäft)
- 信用供与を除く、口座振替、信用送金、支払カードによる支払取引 (Zahlungsgeschäft)
- 信用供与を伴う支払取引 (Zahlungsgeschäft)
- アクワイアリング取引
- 金融移転取引 (Finanztransfergeschäft)
- 支払指図伝達サービス (Zahlungsauslösedienst)
- 口座情報サービス (Kontoinformationsdienste)

(2) 免許等

ZAG は「業として、又は商人的な方法により業務を営むことを要する規模で、支払サービスを提供する者」を「支払機関」として、許可制を採用しているが、口座情報サービス (Kontoinformationsdienste) については登録制を採用している。許可を得るためには、事業者は手数料を支払う必要があり、単一の決済サービスの提供又は口座情報サービスの登録に関して 2023 年 1 月時点で、6,150 ユーロ、複数の又はすべての決済サービスの提供に関して 8,515 ユーロの手数料を BaFin に支払う必要がある。決済サービス事業者や電子マネー事業者は、ドイツ連邦銀行と BaFin による継続的な監督を受けるとともに、総資産に基づいて計算される年間手数料を支払う必要がある。

許可申請者は、当局の審査を受けるに当たり利用者保護、サービスの継続性及び信頼性に関する説明を当局に行わなければならない。具体的には、ZAG 第 10 条で規定された資料を通じて、利用者保護のための合理的な手段を講じるための組織的な態勢について説明する必要がある。また、申請者は事業者としてサードパーティの安全性確保の説明責任を負っており、申請者又は申請者が業務の全部又は一部を委託する事業者が使用するソフトウェア及び IT システム等、それらの対策が技術面、データ保護の点でどのように高水準の安全性を担保しているのか説明しなければならない。

監督当局は、申請書を受領してから 3 カ月以内又は申請書に不備がある場合には、免許を付与するか拒否するかの決定に必要なすべての情報を提出してから 3 カ月以内に申請者に通知しなければならない。

³⁰⁹ 平成 29 年度金融法務研究会「第 4 章 2017 年ドイツ支払サービス監督法—規制対象を中心として」神作裕之 一般社団法人 全国銀行協会
https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kinpo/kinpo2017_1_5.pdf

監督当局は許可に当たり、目的の範囲内で、申請者における許可対象の業務を個別の決済サービスに限定することも可能である。

(3) 要件

管理経験を含む十分な理論的及び実務的な知識及び経験を有していることを示す証拠を含まなければならない

申請者は、少なくとも2名の取締役(Geschäftsleiter)を任命しなければならないが、小規模の企業の場合は、1名の取締役で足る。

ZAG 第12条において主に以下の場合には、当局は申請者に対して不許可処分を下す。

- 申請者が法人又は商業組合でない場合
- 申請書類に瑕疵があり申請者に対して合理的な評価を下せないとき
- 申請者が事業運営に必要な資金、特に十分な初期資本がドイツ国内で調達できないとき
- 送金業務のみを行う決済機関の場合、初期資本2万ユーロ相当を満たしている必要
- 支払開始サービスのみを提供する支払機関については、初期資本5万ユーロを満たしている必要
- 経営者の信用性が十分でない、又は申請者の管理に必要な専門的適性を欠く事実が存在すること
- 申請者が、リスクを特定、管理、監視、報告するための効果的な手順、及び健全な管理・会計手順を含む適切な内部統制手順を有していない場合
- 申請者に対して効果的に監督できないと考えられる正当な事由があるとき
- 当該個人又は事業に適用される第三国の法律、規制又は行政規定が原因で、申請者を効果的に監督できないとき
- 申請者が、第三国に所在する組織の子会社であり、その組織が所在する国もしくは本社がある国において効果的に監督されていない場合、又は所轄の監督当局がドイツ監督当局に非協力的な場合
- セキュリティ要件の充足が、連邦金融監督局に対して十分に証明されていない場合

(4) 変更・取消

ア 変更

電子マネー事業者は、申請時等において提出された情報及び証拠の正確性に影響を与え得る限りにおいて、現実及び法的状況に重大かつ構造的な変化があった場合には、遅滞なく監督当局に通知するものとする。監督当局は必要に応じて、許可に条件を付することができる。

イ 取消

許可から1年以内に許可に基づく事業実態が無い場合、又は明示的に許可を放棄したとみなすことができる場合には許可は失効する。また、ZAG 第 13 条において主に以下の場合には、許可の取消事由となる。行政手続法の規定とは別に、監督官庁は以下の場合に事業者の免許を取消することができる。

- 許可に関連する事業が6カ月以上実施されていないこと
- 許可が虚偽の情報又はその他違法な手段で取得された場合
- 不許可処分を正当化する事実が判明した場合、ZAG に基づく通知の義務に違反した場合
- 決済サービスの提供又は電子マネー事業の運営を継続することが、運営される決済システムの安定性又はその信頼性を損なう場合
- マネー・ローンダリング法第 27 条、資金移動に伴う情報に関する 2015 年 5 月 20 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU) 2015/847、規則 (EU) No 1781/2006³¹⁰又はこれらの規定の実施のために出された規則又は執行命令に対する重大な違反、もしくは反復する違反、または組織的な違反があった場合

ZAG は、不正な決済サービスや電子マネー取引に対する介入について規定している。

当局の許可なく ZAG 第 34 条第 1 項において必要とされる登録なしに支払サービスが提供された場合（無許可支払サービス）、又は第 11 条第 1 項に基づき必要とされるライセンスなしに電子マネー事業が行われた場合（無許可電子マネー事業）、監督当局である BaFin は、事業者、その株主及び経営層に対して事業の即時停止並びに関連する取引の即時清算を命じることができる。

事業者が違法に決済サービスの提供や違法な電子マネー事業の実施に関与していることが立証された場合や合理的な事由がある場合には、BaFin は事業者、その株主及び経営層に対して、監督当局及びドイツ連邦銀行にすべての業務に関

³¹⁰ OJ L 141, 5. 6. 2015, p. 1

する情報を書面で提供することを求めることができる。また、上記関係者においては、退職後であっても当局の要求に応じる義務がある。

当該事業者の業務状況を特定するため必要な限りにおいて、監督当局は、当該事業者に書類提出を求め、立入検査を実施することができる。検査はドイツ連邦銀行に委任することができる。また、立入検査は通常、営業時間内に実施するものとされているが、公益性に鑑みて緊急を要する場合には、営業時間外であっても立入検査を実施することができる

BaFin 及びドイツ連邦銀行職員は、監督当局として法令に基づき必要な範囲内で関係先の家宅捜索を実施し証拠品を押収することができる。

(5) 暗号資産に対する規制動向

ア BaFinによる規制

ドイツの暗号通貨の規制当局は、連邦金融監督庁 (BaFin) である。BaFin の見解によると、ビットコインのような暗号資産は、信用制度法 1 条 11 項 7 号において「金融商品」として規定する「計算単位 (Rechnungseinheit)」に該当する³¹¹としており、ビットコイン等の暗号資産は、「電磁的デバイスに金銭的価値を貯蔵する」といった支払サービス監督法上の電子マネーの要件を満たさず、電子マネーには該当しない。第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正指令 (Law Implementing the Amending Directive to the Fourth EU Money Laundering Directive) は、第 5 次 EU マネー・ローンダリング対策指令 (AMLD5)³¹²に基づくドイツ国内法であり、2019 年 11 月 15 日に成立し、2020 年 1 月 1 日に施行された³¹³。同指令は、暗号資産保管事業者及び暗号資産取引所 (以下、併せて暗号資産サービスプロバイダ) に対し、ドイツ国内で業務を継続するためには、ドイツでのライセンス申請を義務付けた。

また、同指令は既存の暗号資産サービスプロバイダを規制する一方で、既存の銀行に対して暗号資産のサービス提供を認めている。既存の暗号資産サービスプロバイダ及び既存の銀行は、暗号資産のサービス提供を行うためには、BaFin が発行するライセンスを取得する必要がある。

³¹¹ 「ドイツにおける暗号資産および ICO の監督法上の取扱い」神作裕之、及び BaFin, Merkblatt – Hinweise zu Finanzinstrumenten nach § 1 Abs. 11 Sätze 1 bis 3 KWG (Aktien, Vermögensanlagen, Schuldtitel, sonstige Rechte, Anteile an Investmentvermögen, Geldmarktinstrumente, Devisen, Rechnungseinheiten und Emissionszertifikate), 20.12.2011, geändert am 26.07.2018. <https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Merkblatt/mb_111220_finanzinstrumente.html>

³¹² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32018L0843>

³¹³ <https://decrypt.co/12603/new-law-makes-germany-crypto-heaven>

ドイツでは、暗号資産サービスプロバイダに対して、顧客の確認、リスクグループによる顧客のセグメント化、疑わしい取引や非標準的な取引に関する規制当局への報告などを義務付けている。

BaFin は 2022 年 6 月 1 日、暗号資産サービスプロバイダの登録に関するガイダンスを発行した（指示書 02/2022（BA） - 暗号証券登録の許可手続きに関する注意事項）³¹⁴。これにより、2021 年 12 月以前から運営していた暗号資産サービスプロバイダは暫定的に事業を許可されるが、2022 年 6 月 10 日までに新たなライセンス付与³¹⁵のための申請書類の提出が必要となった。

同ガイダンスでは、申請内容に関する注意事項として以下が挙げられている。

- 暗号証券登録簿管理の規定のライセンス申請では、少なくとも 150,000 ユーロの十分な初期資本が確保されており、当該申請者において、信頼できる所有者及び技術的に適切な管理者双方が存在すること
- 申請書には、最初の 3 会計年度の貸借対照表と損益計算書の計画に加えて、特に組織構造及び内部統制手順に係る説明を含む事業計画も添付すること
- 申請者は、事業を営む上で適切な組織であることを示す必要がある。事業上の技術的な要素を考慮して、特に IT 戦略及び IT セキュリティに関する情報を提供すること
 - IT セキュリティ戦略の説明、セキュリティ インシデントの処理及びリスク評価に関する情報
 - 暗号証券登録簿管理の提供に関する技術的観点を含む手続の設計、目標及び手段が明確に定義された持続可能な IT 戦略
 - 外部委託、クラウドサービスの利用に関する情報 等
- 申請者の経営層は、必要な管理業務等について十分な理論的かつ実践的な専門的知見を有すること。特に暗号証券登録管理における技術的専門知識（例えば、関連する学位と IT セキュリティの問題に関する深い実務経験等）を有すること
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する規定を遵守すること

314

https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Merkblatt/BA/mb_Hinweise_Erlaubnisverfahren_Kryptowertpapierregisterfuehrung.html

³¹⁵ライセンス発行のための手数料は、暗号証券登録管理のみの申請だと、6,336 ユーロ

イ 暗号資産の法律上の位置づけ

ドイツにおいては、BaFin 所管の第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正指令による暗号資産規制（上述）と信用制度法（ドイツ銀行法、KWG）で、個人・法人が暗号資産を購入、販売、取引することは合法的に認められている。他方で、暗号資産は信用制度法上の「金融商品」とされるものの、法定通貨として認められておらず、暗号資産は「口座毎に」管理される。また、金銭債権にもなり得ないとされている。

- 価値のあるデジタル表現であること
- 中央銀行又は公的機関によって発行又は保証されていないこと
- 通貨や貨幣の法的地位を有していないこと
- 自然人又は法人に受け入れられていること
- 合意又は実際の運用に基づくこと
- 交換又は支払い手段として用いられること
- 投資目的のために使用されること
- 電子的手段により、送金、保管、取引が可能であること

上記定義には、ビットコイン、イーテル、XRP などの暗号資産（決済用トークンとも呼ばれる）だけでなく、トークンベースの無記名債券（Inhaberschuldverschreibungen）など、いわゆるセキュリティ・トークンや投資用トークンも含まれる。また、上記定義には、「投資目的に使用されない限り」ユーティリティ・トークン（基本的に商品やサービスを得るための電子証票）は含まれないとされる³¹⁶。

このほか、ドイツでは、ビットコインやその他の暗号資産のマイニングは合法であるが、商業レベルで実施する場合には BaFin のライセンスが必要となる場合があるとされる。

また、ステーブルコインは税務上、NFT 等と同様の扱いとなっている。

ウ 最近の動向

（ア）税務上の扱い

2021 年 5 月、ドイツ連邦財務省は、暗号資産の移転における税務上の扱いについて言及したガイドライン（Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von sonstigen Token）を公表した

³¹⁶ https://www.goodwinlaw.com/en/insights/publications/2022/07/07_13-germany-introduces-new-rules-on-crypto-funds

³¹⁷。暗号資産の所得税取扱いについて、全国的なガイドラインとして、税務上の扱いについても触れており、ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）など暗号資産の売買に加えて、マイニングや、ステーキング、レンディング、ハードフォーク、エアドロップ、ユーティリティ・トークンやセキュリティ・トークン、従業員所得としてのトークンの扱いについて言及している。レンディングやステーキングなどに用いた暗号資産であっても、1年以上が経過すれば、売却した場合に所得税は課税されない方針を示している。

（イ）電子証券法の施行

2021年6月に電子証券法（Gesetz über elektronische Wertpapiere、eWpG）が施行された。これにより、無記名債券、モーゲージ債（Pfandbriefe）、一部のファンドを完全な電子証券で発行することが可能となった。eWpGの下では、証券取引の改ざん防止等の観点から分散型データベースの構築を念頭として、暗号証券登録簿において暗号証券として無記名債券を発行することが可能である。なお、eWpGは、暗号証券登録業務をBaFinが監督することと規定しており、暗号証券登録を信用制度法（ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz、KWG））における「金融サービス」と定義した³¹⁸。

（ウ）トラベルルール

2021年6月、ドイツ連邦財務省は、暗号資産サービスプロバイダにトラベルルールの実施を求める法案に関する最新のヒアリング結果を公表した。

ドイツは、EU諸国の中では早くからトラベルルールを義務化した国の1つである。2021年5月26日、ドイツ連邦財務省は法案「Crypto Securities Transfer Regulation (German: KryptoTransferV)」を発表し、同法の成立後、ドイツでは2021年10月1日よりトラベルルールが義務付けられた。

同法では、本人に代わって送金を行う者は、以下の情報を特定し、保存することを保証しなければならないと定めている。

- 顧客の氏名
- 依頼者の住所、依頼者の公的個人文書番号、依頼者番号、依頼者の生年月日、依頼者の出身地。

³¹⁷

https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Steuerarten/Einkommensteuer/2022-05-09-einzelfragen-zur-ertragsteuerrechtlichen-behandlung-von-virtuellen-waehrungen-und-von-sonstigen-token.html

³¹⁸

https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Fachartikel/2021/fa_bj_2107_eWpG_en.html

- 発信者の口座番号（例えば、公開鍵など）
- 受益者の名前と受益者の口座番号（例えば公開鍵）

(エ)暗号資産ファンド（クリプトファンド）に関する新たな規制

ドイツでは、2021年4月、暗号資産の普及促進を念頭にファンド向け暗号資産法である「ファンドロケーション法、Fondsstandortgesetz（以下「FSG」）³¹⁹」を連邦議会で可決し、同法により、ドイツ資本投資法（Kapitalanlagegesetzbuch、KAGB）における書面要件が大幅に削減され、デジタル化の支援、コスト削減、柔軟性の確保が目的とされている。更に、2022年4月には暗号資産ファンド（クリプトファンド）に関する新たな規則（Verordnung über Kryptofondsanteile、KryptoFAV）³²⁰を導入し、ファンドマネージャーが現物ベースではなく電子ベースで単位型の暗号資産ファンドを発行することができるようになった。新しい規則は、FSGが機関投資家に暗号資産への投資を許可してから1年も経たないうちに制定されたものである。

単位型の暗号資産ファンドは、暗号証券登録簿に登録された電子ファンド証券（electronische Anteilscheine）と定義されている（Section 1 Sentence 2 KryptoFAV）。単位型の暗号資産ファンドは仲介者を必要としないため、取引コストと市場投入までの時間を削減することができるかとされている。暗号資産ファンドに関する新たな規則の特徴は、デジタル証券の容認である。デジタル証券は電子証券登録簿に登録され、この登録簿の形態の一つとして、分散型台帳技術に基づき、預託機関、又は暗号証券登録の認可を受けた預託機関によって指名された別の事業者によって運営される暗号証券登録簿を認めるものである。

(オ)その他

2022年12月、BaFinのMark Branson長官は消費者保護に関し、マネー・ローンダリングを防止するとともに、金融安定性維持の観点から、グローバルな規模での暗号資産業界の規制強化を呼びかけた。欧州では暗号資産市場規制（Markets in crypto-assets、MiCA）が現在議論されているが（詳細はEUの章を参照のこと）、BaFin長官は過去にも欧州にとどまらないグローバルな規制による標準化を主張している。

319

https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Gesetzestexte/Gesetze_Gesetzesvorhaben/Abteilungen/Abteilung_VII/19_Legislaturperiode/2021-06-10-FoStoG/3-Verkuendetes-Gesetz.pdf?__blob=publicationFile&v=2

³²⁰ <https://www.buzer.de/gesetz/15354/index.htm>

7. 貸金業者

(1) 業務範囲

金銭の貸付 (Kreditgeschäft) を行うには、信用機関 (Kreditinstitute) として BaFin から免許を受ける必要がある (信用制度法第 1 条)³²¹。ドイツの信用機関は、多くが銀行や証券、信託業務をすべて手掛けるユニバーサルバンクとして、預金も取扱っている。貸金については、これらの信用機関が主に担っている。

(2) 免許等

前述のとおり、貸金を業として行うためには、BaFin から信用機関としての免許を受ける必要がある。信用機関の免許付与についてはドイツ II. 1. (2) 免許等を参照のこと。

(3) 変更・取消

貸金業者に係る免許の変更・取消しについては、信用機関としての免許と同様であるため、ドイツ II. 1. (4) 変更・取消を参照のこと。

(4) その他業務上の規制

ア 上限金利等

上限金利に関する規制は、実定法上は存在しないが、判例法において存在する³²²。判例法に基づく上限金利規制として、毎月ドイツ連邦から発表される市場金利の 2 倍又は市場金利プラス 12% のいずれか低い方を超えると、金利は民事上無効になるとされている³²³。

イ 罰則規定

刑法³²⁴第 291 条において、以下のような規制及び罰則が規定されている。

- 刑法第 291 条³²⁵

(1) 自己又は第三者に対し、他人の苦境、未熟、判断力の欠如又は意思の著しい弱さを利用し、対価を支払う者

³²¹ <https://dejure.org/gesetze/KWG/1.html>

³²² 金融庁「各国における貸金業等の状況 (2010 年 1 月 28 日)」
<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/siryoku/20100128/01.pdf>

³²³ <https://research.wolterskluwer-online.de/document/a2637fac-5fef-4bbb-88a5-ca7537fcc1e3>

³²⁴ <https://dejure.org/gesetze/StGB>

³²⁵ <https://dejure.org/gesetze/StGB/291.html>

1. 居住のための部屋の賃貸又はそれに付随するサービスのため
2. 融資を受けるため
3. その他のサービスのため、又は
4. 前述のいずれかのサービスを手配するため

上記のとおり、著しく不平等な関係で契約を締結した者は、3年以下の拘禁刑又は罰金を科される。他人の困難な状況又はその他の弱点を自分又は第三者のために利用して過度の金銭的利益を得る者にも適用される。

(2) 特に重大な場合、違反者には6カ月以上10年以下の懲役刑が科される。原則として、特に重大なケースは、以下の場合に該当する

1. 犯罪により他人に経済的困難をもたらすことによるもの
2. 商業的に犯罪を犯すこと
3. 交換手形によって、不当な金銭的利益を約束させること

8. 主な政策金融機関

(1) 概要

ドイツの中小企業は、2020年において、国内企業数の99.6%、国内従業員数の約58.5%、供給サイドでみたGDP算出額の35.3%以上を占める³²⁶。また、中小企業は、雇用の受け入れ先としても重要視されているほか、イノベーションの主体としても捉えられているため、中小企業支援の中でも、創業環境の向上に向けた施策が積極的に行われている³²⁷。

ドイツでは、連邦政府と州政府が共同で中小企業政策を担っており、ドイツ連邦経済エネルギー省（BMWi）が主務省として中小企業政策を推進している。

連邦政府の中小企業向けの取組は、連邦政府と州政府が出資するドイツ復興金融公庫（KfW）を通じて行われる。

³²⁶ <https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Dossier/sme-policy.html>

³²⁷ <https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Publikationen/Mittelstand/smes-digital-strategies-for-digital-transformation.html>

(2) 主な政策金融機関

ア ドイツ復興金融公庫

ドイツ復興金融公庫 (KfW)³²⁸は、KfW 法 (Gesetz über die Kreditanstalt für Wiederaufbau、ドイツ復興金融公庫法) に基づく組織である。1948 年に設立され、連邦政府が株式の 80%、州政府が 20%を出資する政策金融機関である³²⁹。政府保証を受けた KfW が、資本市場から低コストで資金を調達し、充実した民間金融機関の支店網を活かし、原則として、仲介金融機関³³⁰と呼ばれる民間金融機関を通して、代理貸付 (on-lending) の形で中小企業に低利融資を行う³³¹。KfW の代理貸付の仕組みは、中間に民間金融機関を挟む形態をとるため、KfW から直接、借入者に貸し出しが行われることはない。KfW の融資を利用する場合、まず借入者の企業は、仲介金融機関に申込み、仲介金融機関が融資のための各種審査を行い、KfW に申請することとなる。また、融資実行後のモニタリングも仲介金融機関が行う。なお、基本的には仲介金融機関が信用リスクを負担するため、審査は自行の信用リスクを中心に実施される³³²。

KfW からの融資は、主に、中小企業への起業支援、地方公共団体に対するインフラ整備、個人に対する教育・住宅ローンなどの助成に向けられており、輸出金融やプロジェクト・ファイナンスは、KfW の子会社である KfW IPEX 銀行が担い、出資 (エクイティ投資) は、子会社である KfW Capital が担っている。

なお、KfW の 2022 年実績は、フローベースで総額 1,669 億ユーロであり、そのうち約 82%が国内向けとなっている³³³。

ベンチャー向け事業である KfW Capital は、ハイテク企業基金 (HTGF)、VC 共同投資基金 (Coparion)、ERP ベンチャー・キャピタル基金投資 (ERP-VCF) の 3 ファンドを一元的に管理することを目的に 2018 年 10 月に設立された³³⁴。なお、BMW は、監督のみ行い、各々の投資の決定は基金に一任している。

イ ハイテク企業基金 (High-Tech Gründerfonds、HTGF)

ハイテク企業基金 (HTGF) は、イノベーション企業に対するシード投資の促進を目的に、ドイツ連邦経済エネルギー省 (Bundesministerium für Wirtschaft und

³²⁸ <https://www.kfw.de/kfw.de.html>

³²⁹ <https://www.kfw.de/About-KfW/Newsroom/Press-Material/Zahlen-und-Fakten/>

³³⁰ 主に商業銀行 (Kreditbanken) のこと。

³³¹ <https://www.kfw.de/%C3%9Cber-die-KfW/Berichtsportal/Berichterstattung-2021/Inland/>

³³² <https://www.kfw.de/PDF/Investor-Relations/Pdf-Dokumente-Investor-Relations/KfW-Investor-Presentation.pdf>

³³³ <https://www.kfw.de/PDF/Investor-Relations/Pdf-Dokumente-Investor-Relations/KfW-Investor-Presentation.pdf>

³³⁴ <https://www.htgf.de/de/ueberuns/>

Energie、略称：BMW i) 主導のもと、KfW 及び民間企業からの出資を受け 2005 年に設立された³³⁵。デジタルテック、インダストリアルテック、ライフサイエンス、化学、及び関連事業分野のスタートアップを投資対象としており、法人化前後のシードラウンドでは最大 100 万ユーロ、全ての調達ラウンドで合計 400 万ユーロを投資している。2005 年以來、HTGF は 4 つのファンドを組成し、約 13 億ユーロを運用しており³³⁶、これまでに約 690 社以上に資金提供を行っている³³⁷。

ウ 公的ベンチャー・キャピタル共同投資基金 (Coparion)

公的ベンチャー・キャピタル共同投資基金は、スタートアップ段階とアーリーグロース段階にある企業をカバーし、かつ国内を拠点とする設立 10 年未満のハイテク関連企業に対して、ベンチャー・キャピタル (VC) 資金のギャップを埋めることを目的として 2016 年に創設された³³⁸。

民間投資家との共同出資ファンドであり、民間のリード投資家とパリパス (優先劣後のない同順位) の条件で投資する。ファンドの設置期限は 10 年であり³³⁹、ファンド規模は 2 億 7,500 万ユーロ、1 企業に対する投資額は最大 1,500 万ユーロである³⁴⁰。

エ ERP ベンチャー・キャピタル基金投資 (ERP-VCF)

ERP ベンチャー・キャピタル基金投資 (European Recovery Program - Venture Capital Fund、ERP-VCF) は、スタートアップ段階と成長段階にある企業をカバーし、かつ技術を有する成長志向の国内ハイテク関連企業に対して、資金調達のギャップを埋め、VC からの資金供給を促進することを目的として、2015 年に設立された³⁴¹。

民間投資家との共同出資ファンドであり、パリパス (優先劣後のない同順位) の条件で投資する³⁴²。最初に組成されたファンドの投資額は、最大 4 億ユーロであり、ファンド規模は 2018 年の 1 億 2,400 万ユーロから 2019 年は 1 億 5,500 万

³³⁵ <https://www.htgf.de/de/ueberuns/>

³³⁶ <https://www.htgf.de/de/ueberuns/fonds/>

³³⁷ <https://www.htgf.de/de/gruender/#kriterien>

³³⁸ <https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-Studien-und-Materialien/Building-Momentum-in-Venture-Capital-across-Europe.pdf>

³³⁹ https://www.coparion.vc/themes/custom/coparion/pdf/2020-10-26_coparion_Investment_Principles.pdf

³⁴⁰ <https://www.coparion.vc/en>

³⁴¹ <https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-Studien-und-Materialien/Building-Momentum-in-Venture-Capital-across-Europe.pdf>

³⁴² <https://www.kfw.de/microsites/Microsite/kfw-capital.de/investmentkriterien/>

ドイツ

ユーロに増加している³⁴³。KfW は投資額全体の 20%以下の出資まで可能とされる³⁴⁴。

³⁴³ https://www.kfw.de/KfW-Group/Newsroom/Latest-News/Pressemitteilungen-Details_571008.html

³⁴⁴ https://www.kfw.de/KfW-Group/Newsroom/Latest-News/Pressemitteilungen-Details_535488.html

【フランス】の金融制度

【金融監督機関の概要】

フランス金融監督体制は2008年のリーマンショック以降、監督機能に加えて金融危機防止や危機管理に係る機能強化のための組織改編がなされてきた。現行の監督体制として、業態横断的な規制・監督については、健全性監督破綻処理機構（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution、ACPR）が担当、また、証券会社を含む投資企業の業務行為に関しては金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers、AMF）が担当し市場・取引の公平性を監視している。詳細は仏 I. 1. (1) 参照

【金融法制の特徴・動向】

フランスの法体系の特徴の一つに法典化がある。これは、1990年代以降に進められた、特定業務の既存の法令を体系的に整理する取組によるものである。例えば、融資、決済を含む銀行業務や、投資運用助言を含む投資関連業務を通貨金融法典にまとめており、保険業に関しては保険商品の販売業務等を保険法典によって規制している等の体系となっている。

<近年の動き ①Fintech 活動への規制の取組>

フランスでは Fintech 活動を個別に規制する法律はないが、ACPR が The ACPR Fintech Innovation hub を設置したり、AMF がイノベーション・デジタルファイナンス部を設置したりし、Fintech 等の新興企業への規制対応に取組む等、監督機関が主体となって金融分野のイノベーションを推進しようという取組がみられる。詳細は仏 I. 3 参照。また、近年の動向として、デジタルバンク等の Fintech 事業を現行の法規制の対象となるよう業種区分の整理を進めている。具体的には、デジタルバンクは法規制上、信用機関の一種と位置付けることで通貨金融法典の対象とする整理である。しかし、貸出業務を行わないデジタルバンクは、他の信用機関と異なり「信用機関」の免許ではなく「決済サービス事業者」の免許の取得が求められる。詳細は仏 II. 1. (5) 参照

<近年の動き ②暗号資産に対する規制の検討>

暗号資産関連業者に関しては、現時点では業種として規制の対象となっておらず、AMF への登録を必要とすることで一定の法律効果を持たせている。また、暗号資産取引の規制はマネー・ローンダリング対策の観点から KYC の要請が中心であるが、欧州議会で審議中の暗号資産規制法案（Market in Crypto Assets、MiCA）の発効に先んじて暗号資産交換業者のライセンス制度を導入しようという動きがみられる。詳細は仏 II. 6. (3) 参照

【日本との比較】

銀証分離を原則とする日本と比較して、フランスでは、伝統的に銀行の多くが預金業務に加え、証券、信託業務を手掛ける、いわゆるユニバーサルバンクの形態をとる。

このほか、フランスにおいては、貸金業の規制・監督に関して、日本の貸金業法のような業種への固有の規制ではなく、貸出業務を行う企業全般を通貨金融法典の対象とし、貸金業者にも信用機関と同等の免許要件を課すことでコントロールしている点が特徴である。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

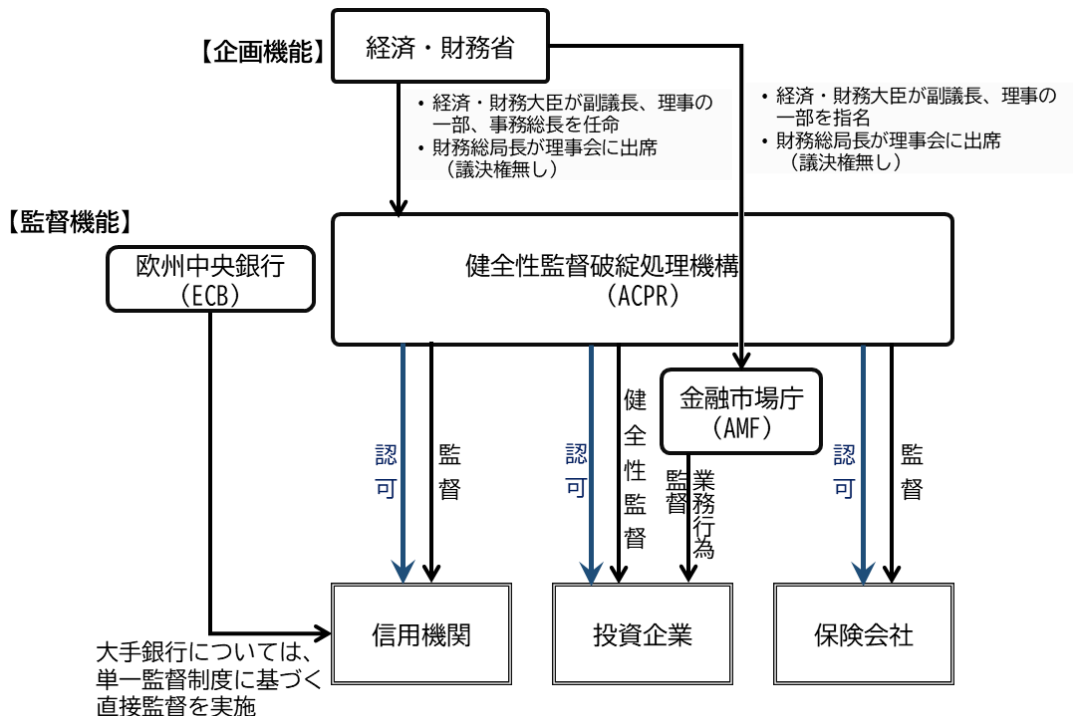
(1) 概要

フランスでは、信用機関、投資企業、保険会社を健全性監督破綻処理機構 (Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution、以下「ACPR」) が監督し、投資企業への業務行為監督を金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers、以下「AMF」) が独立して監督している。

ACPR の前身として、2010 年 3 月 9 日に、フランスの銀行部門及び保険部門の監督を行う独立行政機関 (autorité administrative indépendante) としてプルーデンス監督庁 (Autorité de Contrôle Prudentiel、ACP) が設置された。プルーデンス監督庁は、2013 年 7 月に改組され、現在の健全性監督破綻処理機構 (ACPR) となった。

証券を監督する AMF は、2003 年に法人格を持つ独立行政機関として設置され、フランスの金融市場の参加者及び金融商品・サービスの規制を行っている。

図表 仏 - 1 金融監督体制図



(出所) Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution 及び Autorité des Marchés Financiers の各ウェブサイトに基づき作成

(2) 法令

ア 法律

立法府である国会 (Parlement) で制定される法規 (loi) のこと。国会で可決 (être approuvé) された法律を、大統領の審査及び審署 (la promulgation) を経て、公布によりフランス全土において執行力 (l' exécutif, le pouvoir exécutif) を与えられる。審署は法律行為 (acte juridique) であるとされる。

イ 行政命令

命令 R (règlement レグルモン) という。フランスでは第五共和制施行以降、行政執行権は国会の立法権に属することとされる一方で、法律に基づく従属命令のうち立法権に属さないものについては、法律に基づかない命令事項として制定できるとされている。

また、命令は、政令 D (décret、以下「デクレ」、省令 A (arrêté、以下「アルテ」) があり、制定者によって名称が異なる。大統領や首相が制定するものはデクレ、大臣や知事の制定するものはアレテと呼ぶ。

なお、「国务院の議を経たデクレ」は「国务院のデクレ」とも称され、デクレ制定の際、国务院 (法務局・行政裁判所に相当する) の担当部に諮問することが義務付けられている。

金融機関に関する行政命令は経済担当大臣に対して、以下の事項に関する制定権が与えられている。

- 信用機関に対する以下の事項 (通貨金融法典 L611-1 条)
 - ・ 最低資本金額
 - ・ 信用機関又は財務機関への資本参加の取得・増加・譲渡の条件
 - ・ 店舗設置条件
 - ・ 当該機関が資本参加を行うための条件
 - ・ 信用機関が行うことのできる取引に係る条件 (特に対顧客関係及び競争条件に関するもの)
 - ・ 共通業務組織 (信用協同組合の中央機関³⁴⁵が持つ総務機能や支店統括機能等のこと)
 - ・ 信用機関が遵守すべき行為規範 (特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための) 及び連結ベースでの規制 (親会社がフランス外にあるときを含む)
 - ・ 権限ある当局に対する計算書類及び情報の開示
 - ・ 信用供与を行う手段及び規制 (ただし欧州中央銀行制度の任務に矛

³⁴⁵ 共通業務組織金融機関に対して中央銀行と類似の役割を果たす組織を中央機関としている。

盾しないようにする)

- 預金者保護に関する規制
- 経理組織、管理会計メカニズム、情報分野の安全性、内部監査手続に適用される規制
- 信用機関が欧州経済領域（EEA）協定の非締約国に支店を設立できる条件
- 信用機関が重要な事業の全部又は一部を、当該機関の健全かつ慎重な管理を損なうことなく取得できる条件
- 信用機関の認可の取得
- 支払機関に対する最低資本金、認可要件の変更など（通貨金融法典 L611-1-1 条）
- 支払機関の代理人に対する適格性要件、登録手続（通貨金融法典 L611-1-2 条）
- 投資サービス業者、市場の運営管理会社、金融商品の生産業者、金融商品の保護預かりや管理を業とする者に対する以下の事項（通貨金融法典 L611-3 条）
 - 最低資本金額
 - 信用機関が行うことのできる取引に係る条件（特に対顧客関係及び競争条件に関するもの）
 - 共通業務組織（信用協同組合の中央機関が持つ総務機能や支店統括機能のこと）
 - 信用機関が遵守すべき行為規範、特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための）及び連結ベースでの規制（親会社がフランス国外にあるときを含む）
 - 権限ある当局に対する計算書類及び情報の開示
 - 預金者保護に関する規制
- 銀行取引、支払サービス、貯蓄商品、グループ生命保険の販売勧誘を行う者に対する業務行為規則（通貨金融法典 L611-3-1 条）

なお、経済担当大臣は、銀行部門、投資サービス部門、保険部門に関する行政命令を制定するに当たり、金融法規審議会（Comité Consultatif de la Législation et de la Réglementation Financières、CCLRF）に意見を求めなければならない（通貨金融法典 L614-2 条）。

ウ 行政規則

行政規則 (règlement d'administration publique、RAP) は、施行令に相当するもので、法律の授權を受けて国務院の議決を経て制定される。

金融分野では、AMF に対し、金融商品取引や市場に関する行政規則の制定権が与えられている (通貨金融法典 L621-6 条)。

エ 法典

法典 (code) は、法律及び行政命令を体系的に編纂したものである。フランスでは、1989 年に「法典化高等委員会」(Commission supérieure de codification) が設置され、「法令の過剰に対する宣戦布告」のもと、「法の簡素化と明確化」を目的として、特定主題の既存の法令を体系的に整理して一つの法典としてまとめることが行われてきており、これを「法典化」(codification) という³⁴⁶。

法典では条番号が、法令の種類 (法律 L、施行令 R、省令 A)、編・章・節から始まる番号で構成されている (なお、本資料での参照条文では、原則として法典における条番号を使用している)。

銀行・証券については、通貨金融法典 (code monétaire et financier) が基本法典である。法典の構成として、銀行業務・決済業務・投資業務への規制をベースとし、それぞれのサービスプロバイダの規制を定めている。規制対象となる業種は多岐にわたり、銀行業務・決済業務・投資業務のいずれかに該当する業種であれば通貨金融法典の規制対象となることが特徴である。

また、規制対象となる相互協同組合組織については、共済組合法典 (code de la mutualité) も関係する。銀行業務の現場取引は消費者法典によって規制されている。例として、個人消費者ローンの高利貸規制に関しては消費者法典に記載がある³⁴⁷。

保険については、保険法典 (code des assurances) が基本法典である。一部の保険契約に関して社会保障法典 (Code de la sécurité sociale) も関係する。

2. 金融監督機関の権限

(1) 信用機関監督機関の権限

ア 監督機関

フランスでは銀行業務 (opération de banque) を行う法人を「信用機関」というが、信用機関は ACPR が監督当局として検査・監督を行う。

³⁴⁶ 「フランスの新たな行政改革の手法 委任立法による法と行政の簡素化」岡村美保子 外国の立法 227 (2006. 2)

³⁴⁷ 消費者法典 L314-6 条

イ 監督手法

ACPR が、監督対象機関の検査・監督を行う上で有する権限は、以下(ア)～(ウ)のとおりである。

なお、欧州単一監督メカニズム (Single Supervisory Mechanism、SSM) の導入により、2014 年 11 月 4 日より、欧州中央銀行 (European Central Bank、ECB) がフランスの大手銀行 (significant institutions) の監督を直接行うこととなった。ECB の直接監督下に置かれるフランスの大手行は、2022 年 11 月 30 日時点で³⁴⁸11 行である。ACPR は ECB とともに合同監督チーム (Joint Supervisory Teams) を構成し、引き続き大手行の監督に関与する。それ以外の銀行 (less significant institutions) は ACPR が一義的な監督責任を有し、ECB は間接的な監督を行うこととなった³⁴⁹。

ACPR は欧州単一監督メカニズムにおいて、以下の権限を有する。

- 許認可申請の審査
- 合同監督における大手銀行の監督への参加
- 大手を除く銀行の監督
- データ収集と市場分析
- 規制やストレステストなどの監督ツールの調整、比較、影響調査の実施

(ア) 報告徴求

① 定期報告

ACPR は、監督対象となる信用機関が定期的な提出を義務付けられている報告書や情報について、その一覧、様式、提出頻度及び期限を定めることができる (通貨金融法典³⁵⁰L612-24 条)。

② 特別報告

ACPR は、監督対象となる信用機関に対し、監督上必要なあらゆる情報や書類を求めることができ、その説明や立証を求めることができる。その中には会計監査役 (Commissaires aux comptes) の報告書等の会計資料を含む。加えて、必要に応じてそれらの内容に関する疎明を求めることができる (通貨金融法典 L612-24 条)。

348 List of supervised entities, ECB,
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/html/index.en.html>

349 “ACPR Annual Report 2021” p.29-30

350 Code monétaire et financier

(イ)立入検査

ACPR は、書面による検査と立入検査を実施する。

ACPR は、外部の監査機関、会計検査士、検査対象分野の専門家、該当分野専門の法人、同分野の権威又は検査対象者が加入する業界団体に検査のための支援を求めることができる（通貨金融法典 L612-23 条）。

立入検査は信用機関、投資企業と支配関係にある法人、当該法人の子会社及び同一企業グループの構成企業に対しても拡大して実施することができる（通貨金融法典 L612-26 条）。

立入検査の結果は、以下の者に通知される（通貨金融法典 L612-27 条）。

- 被検査法人の取締役会、監査役会又はその他の監督機能を有する機関
- 被検査法人が属するグループを統制する企業
- 相互・協同組織金融機関の場合、被検査法人が属する中央機関
- 保険会社の親会社

ウ 処分規定

ACPR は、同庁と対象者が相対する形での意見陳述(対審手続)³⁵¹を行った後に、以下の行政処分を下すことを決定できる（通貨金融法典 L612-35 条）。

ただし、緊急に保全措置を取る必要がある時は、暫定的な処分の上、ただちに対審手続を経て当該暫定処分の修正又は追認を行う（通貨金融法典 L612-35 条）。また、これら処分の決定は、当該企業の親会社、中央機関に連絡することができる（通貨金融法典 L612-36 条）。

(ア)警告

ACPR は、監督対象の信用機関が業法・規則に違反し、顧客の利益を損なうおそれのある業務をしていると認めるときは、聴聞において弁明の機会を与えた上で、当該行為を停止するよう警告することができる（通貨金融法典 L612-30 条）。

(イ)業務改善命令

ACPR は、監督対象の信用機関に対し、財務状況の健全化及び強化、管理方法の改善、又は、業務及び組織状況の改善に係る適切な措置をとるよう下命することができる（通貨金融法典 L612-32 条）。

³⁵¹ ACPR が行政処分を行うための対審手続は、司法裁判ではなく行政手続として行われる。

(ウ)保全措置

ACPR は監督対象の信用機関に対し、支払能力又は流動性、顧客財産を損なう状態の発生又はそのおそれがあるとき、必要に応じ下記の措置を講じることができる（通貨金融法典 L612-33 条）。

- 特別監視処分
- 当該信用機関の状況の監視強化のため、代理人を指名して常時管理を任ずること
- 当該信用機関における特定業務（預金・保険料の受取を含む）の制限又は一時禁止
- 当該信用機関の全部又は一部の資産の処分の一時制限又は凍結
- 当該信用機関の業務停止の要求
- 保険会社、相互会社、共済について、買戻証券の払出、仲裁機能、契約金の前払又は処分権を一部制限又は凍結する命令
- 保険会社、相互会社、共済について、保険契約又は共済約款に係る持分の一部又は全部を移転する宣言
- 株式配当又は社員持分に係る収益配当の分配を制限又は禁止する決定
- 当該金融機関（信用機関、投資企業、金融会社）の活動、商品、システムに内在するリスク低減を求めること
- 当該信用機関の一人又は複数の管理職の職務停止
- 保険契約のポートフォリオの全部又は一部を譲渡するための保険契約、業務、契約又は決済申込用紙を申請することの差止め
- 保険契約、業務又は契約・決済会員様式のポートフォリオの全部又は一部の自動譲渡
- 投資企業に対する、当該企業が使用するネットワーク及び情報システムのセキュリティリスクの低減の要求

なお、ACPR の監督対象の法人については、ACPR が暫定管理人を任命し、代表権、業務執行権等に移転させることができる。また、中央機関は、これらの措置を ACPR に求めることができる（通貨金融法典 L612-34 条）。

(エ)懲罰

ACPR に設置されている懲罰委員会は、個々の事案の重大性に鑑み、監督対象の信用機関に対し、以下の懲罰的処分を科すことができる（通貨金融法典 L612-38 条、L612-39 条）。

- 譴責（けんせき）
- 戒告

- 当該信用機関の対象業務の全部又は部分的な停止（最長 10 年）
- 当該信用機関における一人又は複数の管理職等（ハイブリッド活動³⁵²を行う支払機関の場合は支払サービス活動に責任を有する役員）の停職処分（暫定管理人を指名することができる）（最長 10 年）
- 当該信用機関における一人又は複数の管理職等（ハイブリッド活動を行う支払機関の場合は支払サービス活動に責任を有する役員）の解任処分（暫定管理人を指名することができる）
- 当該信用機関の業務に係る許認可の一部取消
- 当該信用機関の業務に係る許認可取消、当該信用機関の登録簿抹消（清算人を指名することができる）
 - ・ 懲罰委員会が当該金融機関に全面的な活動禁止処分を科した場合、ACPR は ECB に対し、許認可の撤回を提案することができる。ECB が許認可を撤回しない場合には、同委員会は通貨金融法典 L612-39 条に規定される制裁措置の中から別の措置を再検討し、当該金融機関に科すことができる。

なお、ACPR の懲罰委員会は、8 億ユーロ以下又は年間純売上高の 132%以下の罰金（*sanction pécuniaire*）を科すことができる。これは、上記の懲罰処分に加えて科すことができる。また、ACPR の懲罰委員会は、罰金に条件を付すことができる。罰金は国庫に納付される。

(2) 証券監督機関の権限

ア 監督機関

フランスの証券監督において、業務の監督は ACPR 及び金融市場庁（以下「AMF」）（投資企業の監督は ACPR、その他の機関の監督は AMF）、市場監督にあたるのは AMF である。それぞれの監督機関が有する権限は以下のとおりである。

イ 監督手法

ACPR が投資企業の検査・監督を行う上で有する権限は、信用機関に対するものと共通している。

³⁵² 他の事業との兼営をすること：支払機関は両替業、支払処理に関するデータ登録・処理・保存、支払処理の保証業との兼営が認められている（通貨金融法典 L522-2 条 I）

ウ 処分規定

AMF は、証券規制違反行為一般に関する法執行権限として、以下の権限を有する。

(ア) 調査

① 総合調査

AMF の事務局長は、金融市場庁総合規則³⁵³に定める方法により調査員に資格を付与し、調査手続の開始を決定する（通貨金融法典 L621-9-1 条）。

調査員は、調査に必要なすべての資料（電子媒体等を含む）の引渡しを求め、その謄本を取ること、情報提供の可能性のあるすべての者を招致して聴聞すること、専門職業に用いられている場所（インターネット回線上に情報が流れた場合は、そのプロバイダも含む）に立入ることができる（通貨金融法典 L621-10 条）。

招致され、聴聞される者は、自ら弁護人を選任し補佐させる権利を有する（通貨金融法典 L621-11 条）。

② 家宅搜索

インサイダー取引及び市場操作（通貨金融法典 L465-1 条及び L465-2 条）の違反を調査するためには、AMF 事務局長が理由を付して裁判所に許可請求を行うことで、当該立入検査場所を管轄する大審裁判所長が、調査員にすべての場所への立入及び資料の差押えを許可することができる。

裁判官は、許可申請（AMF が保有する違反の手がかりとなる情報すべてを含まなければならない）を確認する。

立入は、許可した裁判官の権限及び監督下で行われる。裁判官は、調査作業を補佐する司法警察職員を指名する。また、立入の間、その場所に赴くことができ、いつでも立入の停止又は中止を決定することができる（通貨金融法典 L621-12 条）。

(イ) 差止・制裁等

① 仮差押命令の請求

司法裁判所の裁判長 (Le président du tribunal judiciaire) は、AMF の長官 (président)、事務局長 (secrétaire général) による相当の理由ある請求があった場合には、AMF が問責対象とする個人、その他の主体の所有するファンド、証券、証書その他の権利について、その所有者が誰であるかにかかわらず仮差押を命じることができる（通貨金融法典 L621-13 条）。

³⁵³ AMF が通貨金融法典に基づいて定める行政規則。

② 違反行為の停止命令

AMF の理事会は、当人に疎明の機会を与えたうえで、インサイダー取引、価格操縦、風説の流布その他から投資家を保護するための諸規則に関する違反行為や、その他のあらゆる投資家保護や市場の秩序維持に反する行為について、フランスの内外を問わず停止するよう命じることができる（通貨金融法典 L621-14 条）。

また、AMF 長官は、違反行為に対する責めを負う個人が、法令を遵守し、違反行為を終了、その効果を消去するように要求する命令を発するよう、裁判所³⁵⁴に請求することができる（通貨金融法典 L621-14 条Ⅲ）。

(a) 制裁

i. 証券業者等に対する制裁措置

認可を受けて投資サービス業を営む者やその代理人をはじめ、証券業務に従事する事業者等に対しては、以下の制裁措置を取ることができる（通貨金融法典 L621-15 条Ⅲa 項）。

- 警告
- 戒告
- 業務停止又は職業証明書の取消
- 過料
 - ・ 単独で、又は上記制裁措置との併科も可能
 - ・ 上限は 1 億ユーロ又は期待利益の 10 倍以下。過料は、制裁を受ける者の属する補償基金（所属する基金がない時は国庫）へ支払わせる。

ii. 証券業務に従事する個人に対する制裁措置

i. の者の配下で行動する自然人に対しては、以下の制裁措置を講じることができる（通貨金融法典 L621-15 条Ⅲb 項）。

- 警告
- 戒告
- 職業資格証の永久又は一時剥奪
- 一部又は全部の一時又は永久活動禁止
- 過料
 - ・ 単独で、又は上記制裁措置との併科も可能
 - ・ 上限は 1,500 万ユーロ以下又は違反によって得た利益の 10 倍

iii. i. ii. 以外の者

³⁵⁴ パリ高等裁判所 (tribunal de grande instance de Paris) が管轄裁判所となる。

1 億ユーロ以下又は違反によって得た利益の 10 倍の過料を科すことができる（通貨金融法典 L621-15 条Ⅲc 項）。

(b) 送検

刑事裁判所が確定判決を下す前に同一事件について AMF の懲罰委員会が過料を確定させ宣告した時は、当該裁判所は、この過料を当該裁判所の罰金刑から差し引いて科す命令を下すことができる（通貨金融法典 L621-16 条）。

(3) 保険監督機関の権限

保険会社の監督上で ACPR が有する権限は、信用機関に対するものと共通している。

(4) 監督当局間の関係

通貨金融法典 L631-1 条に監督当局と関連機関の情報連携について次のとおり規定されている。

- フランス銀行（Banque de France また、IEOM、IEDOM³⁵⁵を含む）、ACPR、AMF の 3 者間で、業務遂行に有用な情報を相互に連携する。ACPR、AMF、会計監査人高等評議会（Haut Conseil du commissariat aux comptes）間でも業務遂行に有用な情報を相互に連携することができる。
- 業務遂行に有用な情報の相互連携が行われる機関は以下のとおり。
 - フランス銀行、ACPR、AMF、会計監査人高等評議会
 - 預金保険・破綻処理基金（fonds de garantie des dépôts et de résolution、通貨金融法典 L312-4 条）、保険保証基金（fonds de garantie、保険法典 L423-1 条）、強制損害保険補償基金（fonds de garantie des assurances obligatoires de dommages、保険法典 L421-1 条）
 - 労使代表管理基金（fonds paritaire de garantie、社会保障法典 L931-35 条）、共済組合保証基金（fonds de garantie、共済組合法典 L431-1 条）、市場運営会社及び手形交換所
- フランス銀行、ACPR、競争・消費者庁は、販売慣行の分野で業務上有用な情報を相互に連携する。
- 前 2 項に従い収集された情報は、情報発信者及び受信者の各組織に適

³⁵⁵ IEOM (Institut d'émission d'outre-mer)、IEDOM (Institut d'émission des départements d'outre-mer)、はフランスの海外領土での中央銀行機能を担う機関。IEOM が大洋州、IEDOM がその他を担当する。

用される条件で現行法上の職業上の守秘義務事項として保護される。

これらの情報は、第1項で言及される各当局により彼らの任務遂行以外の目的で使用されてはならず、第2項で言及されるその他の組織により、彼らに対して伝達された目的以外で採用されてはならない。ただし当該情報を伝達した組織が目的外使用に同意した場合はこの限りではない。

第1項で言及された各当局間では、情報を提供した当局又は情報提供人の合意に基づき、職業上の守秘義務事項として保護された情報を交換することができる。

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要

金融監督機関は ACPR、AMF であり、地方支部はない。ACPR はフランス銀行に属する組織であり、フランス銀行総裁が主宰する理事会が意思決定上の上位組織である。また、マクロ・プルーデンス規制・監督強化を目的として金融安定化高等評議会（HCSF）がある。

(2) 健全性監督破綻処理機構（ACPR）

ア 根拠法令

ACPR については、通貨金融法典第 6 編第 1 章第 2 節（L612-1 条～L612-50 条）に規定がある。

イ 目的

ACPR は、金融システムの安定の維持、及びその監督対象である者の顧客、保険契約者、加入者、並びに受益者の保護を目的としている（通貨金融法典 L612-1 条 I）。

ウ 業務内容

ACPR は、監督対象である金融機関等に対し、以下の業務を実施する（通貨金融法典 L612-1 条 II）。

- 免許交付
- 監督対象期間の財務状況や営業状況についての継続的な監督
- 顧客保護を目的とする規則の遵守状況の監督
- 金融危機の予防と破綻処理対策の開発と実施

フランスでは ACPR がシステム上重要な金融機関（systemically important entities）の特定を担う。このため、銀行部門については、グローバルなシステム上重要な機関（Global Systemically Important Institutions、G-SII）及びその他のシステム上重要な機関（Other Systemically Important Institutions O-SII）のリストと、関連する資本バッファを決定している。³⁵⁶

ACPR の監督対象となる金融機関の範囲は、以下のとおりである（通貨金融法典 L612-2 条）。

- 銀行部門、決済サービス部門、投資サービス部門

³⁵⁶ <https://acpr.banque-france.fr/en/supervision/banking-supervision/systemic-entities-banking-sector>

- 信用機関
 - 投資企業（ただし、投資運用業者（ポートフォリオ管理会社）を除く）、規制市場の運営管理会社、清算機関の会員、金融商品の保護預かり及び管理業務を行う者
 - 決済機関及び口座情報サービスプロバイダ
 - 金融持株会社及び混合金融持株会社
 - EU加盟国内の投資持株会社及び親会社の投資持株会社
 - 両替業者
 - 自己資金及び借入金による融資を行う公益性のある非営利団体及び財団法人³⁵⁷
 - 政府との契約に基づき、雇用促進のための活動を行う法人³⁵⁸
 - 電子マネー事業者
 - 金融会社
 - 金融会社の親会社
 - 金融会社の混合親会社
 - サードパーティの金融会社
 - 中央機関
 - 専門家協会
- なお、ACPR は、銀行取引及び支払サービスに係る仲介業者も監督下に置くことができる。

● 保険部門

- 直接保険の形式で保険業務を行う保険会社
- 再保険業務を行う、フランス国内に本社を持つ会社
- 相互保険会社及び組合、連邦保証システムの管理を行う組合、相互保険持株会社
- 共済機関・組合・集団
- 保険会社グループ、混合保険会社グループ
- 保険リスクを包含する証券化ビークル
- 職業年金基金
- 共済組合又は付加職業年金団体
- 付加職業退職金基金
- 専門家協会

また、ACPR は以下の者についても監督下におくことができる。

³⁵⁷ 通貨金融法典 L511-6 条の 5

³⁵⁸ 通貨金融法典 L313-21-1 条

- 保険業務を行う企業から保険の引受又は管理業務を行う、又は集団保険契約の引受を行うことの許認可を受け、保険や再保険の仲介業務を行っている個人又は法人
- 直接又は間接に、相互保険会社(組合)と、その代理として保険契約や保険金の支払を管理する相互保険会社及び組合とを仲介する個人又は法人
- 銀行取引や決済サービスの仲介業者
- クラウドファンディング仲介業者

<Fintechに関する取組>

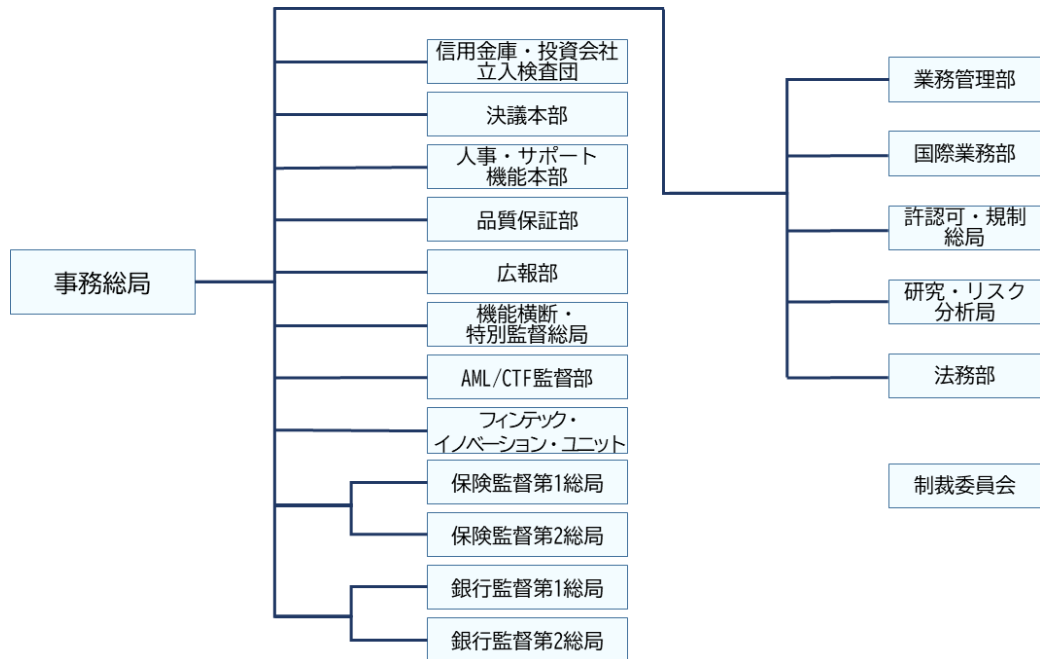
2016年に設置されたThe ACPR Fintech Innovation hub(The ACPR-FinTech Innovation Unit)は、革新的フィンテック事業者を支援するためにACPR長官の直下に設置された専門組織である。金融分野におけるデジタル化や技術革新(人工知能、ブロックチェーン、レグテックなど)に関連する課題、リスク、機会を評価することを目的に掲げている。

組織内で運営する幾つかのプロジェクトは、AMFと密に連携を行いながら推進している。例えば、Fintech企業と協議・対話を行うための支援組織であるThe Fintech Forumに関しては、AMFと共同で運営を行っている。

エ 組織

図表 仏 - 2 ACPR の組織図

(2023年1月17日時点)



(出所) ACPR ウェブサイトより作成

オ 職員数

ACPR の職員数は下表のとおりである。

図表 仏 - 3 ACPR の職員数
(2021 年 12 月 31 日時点)

		職員数 (人)	比率
全職員		1,062	100%
うち	検査に従事する職員	NA	65.2%
	銀行部門の監督	NA	31.3%
	保険部門の監督	NA	17.5%
	AML/CTF	NA	8.2%
	業務行為の監督	NA	8.2%
	部門横断業務	NA	19.1%
	サポート部門	NA	9.6%
	ライセンス	NA	6.1%

※各部門の職員数は非公表。

(出所) ACPR、2021 Annual Report

カ 予算規模

ACPR は、財政的に自立しており、監督対象金融機関への賦課金、前年度からの繰越金、フランス銀行からの付加的な割当金を収入源とする(通貨金融法典 L612-18 条)。

図表 仏 - 4 ACPR の予算規模・予算源
(2021 年実績)

(単位：100 万ユーロ)

		金額
収入		207.1
	うち、監督対象機関からの賦課金	205
	その他の収入	2.1
支出		210.8

(出所) ACPR、2021 Annual Report

(3) 金融市場庁 (AMF)

ア 根拠法令

AMF については、通貨金融法典第 6 編第 2 章 (L621-1 条~L621-35 条) に規定されている。

イ 目的

AMF の主な任務は、以下の目的のためとされている (通貨金融法典 L621-1 条)。

- 金融商品への投資の保護
- 投資家への適切な情報開示の確保及び情報品質の保証
- 金融市場の秩序ある運営

ウ 業務内容

AMF は、以下の業務を行う権限を与えられている。

- 規制 (金融市場庁総合規則) の制定 (通貨金融法典 L621-7 条、L621-8 条)
- 市場参加者及び金融商品・サービスの認可、情報開示の規制
 - ・ 市場及び金融市場インフラ
 - 規制市場の規則の承認 (金融市場庁総合規則 511-1 条~511-13 条)
 - 金融市場インフラ (清算機関、決済システム運営業者、証券決済機関など) の運営規則の承認 (通貨金融法典 L621-7 条)
 - 金融市場インフラにおいて、取引の監視や会員の監督に従事する者への職務許可の発行 (通貨金融法典 L621-7 条)
- 上場企業等の証券発行者
 - ・ 有価証券等規制市場を通じた資金調達手段の更改発行の認可 (通貨金融法典 L621-7 条第 1 項)
 - ・ 投資信託等金融商品の発行認可 (通貨金融法典 L214-3 条)
 - ・ 投資家への情報開示に係る規制の実施 (金融市場庁総合規則 211-1 条~216-1 条)
- 金融サービス専門職
 - ・ ポートフォリオ管理業者の認可 (通貨金融法典 L532-9 条、金融市場庁総合規則 311-9 条)
 - ・ 投資企業の業務プログラムについて、ACPR への意見の発出 (金融市場庁総合規則 311-9 条)
 - ・ 投資企業、投資運用業者のトレーダー、決済担当者、内部管理担当コンプライアンス・オフィサー、アナリストへ職務許可の発行 (金融市場庁総合規則 313-29 条~313-47 条)

- 集団投資商品
 - ・ 集団投資商品(集団投資スキーム、投資ファンドなど)の組成及び投資家への販売の認可に関する規則(通貨金融法典 L621-7 条第 5 項)
 - ・ 集団投資商品(集団投資スキーム、投資ファンドなど)の組成及び投資家への販売の認可(通貨金融法典 L214-35 条、金融市場庁総合規則 411-1 条~411-19 条)
- 市場及び市場参加者を監督、監視し、調査及び検査の実施(通貨金融法典 L621-9 条、金融市場庁総合規則 142-1 条~144-4 条)
- 規制に違反した場合の処分(通貨金融法典 L621-13 条~L621-17-7 条)
- 当事者からの要請に基づく、小口投資家と投資サービス提供者又は上場会社との紛争解決の斡旋(通貨金融法典 L621-19 条)

<Fintechに関する取組>

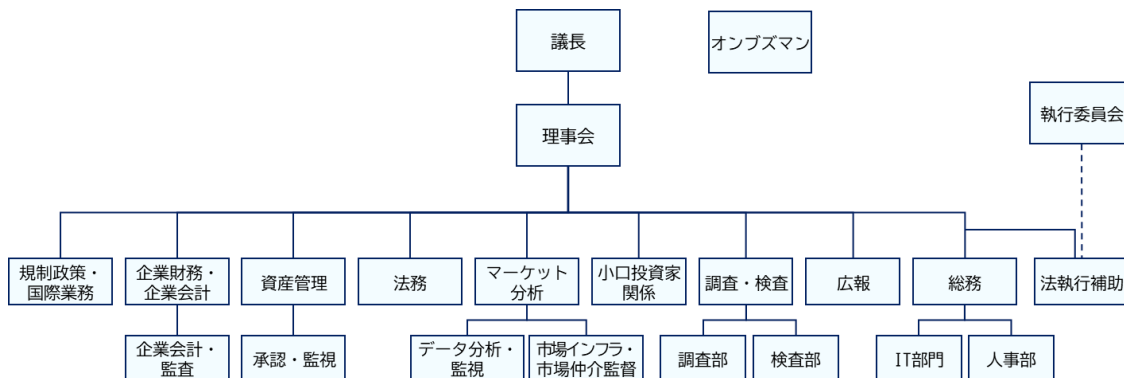
AMF は 2016 年 6 月に一部門としてフィンテック・イノベーション・競争力部 (FIG) (2021 年にイノベーション・デジタルファイナンス部に改称) を設置した³⁵⁹。同組織は、専門家で構成される「Fintech Task Force」を通じて新興企業の規制対応の支援やイノベーションに関する課題の特定、新しいビジネスモデルに対する監視に取り組むほか、金融分野のイノベーションに関する事項については ACPR との間で政策調整を担っている。

³⁵⁹ <https://www.amf-france.org/en/news-publications/news-releases/amf-news-releases/amf-announces-creation-fintech-innovation-and-competitiveness-division-headed-franck-guiader>

エ 組織

図表 仏 - 5 AMF の組織図

(2021年時点)



(出所) AMF, 2021AMF Annual Report

オ 職員数

AMF の職員数は下表のとおりである。

図表 仏 - 6 AMF の職員数
(2021 年時点)

(単位：人)

	職員数
全職員	486

(出所) AMF ウェブサイト (2022 年 3 月に公表された年次報告書に基づく)

カ 予算規模

AMF は運営予算が監督対象となる金融機関からの賦課金で賄われている財政上独立した組織である。AMF の予算は事務局からの提案に基づき、理事会が決定する(通貨金融法典 L621-5-2 条)。

図表 仏 - 7 AMF の予算規模・予算額
(2021 年-2022 年)

(単位：100 万ユーロ)

	金額
収入	157,064
支出	132,967

(出所) AMF, 2021-2022 Annual Report

(4) 金融安定化高等評議会 (HCSF)

金融安定化高等評議会 (Haut Conseil de Stabilité Financière) は、フランスにおけるマクロ・プルーデンス監督機関である。

マクロ・プルーデンス監督を担う機関として、2010年に下院有機性・システムック・リスク理事会 (Conseil de Régulation financière et du Risque Systémique、Corefris) が創設されたが、2013年7月26日付法 2013-672号 (Loi de Séparation et de Régulation des Activités Bancaires) により「金融安定化高等評議会」に改称された。経済担当大臣を議長とし、フランス金融市場庁長官等で構成される。

HCSF はマクロ・プルーデンス政策を決定し、金融機関に対して直接、自己資本に関する義務を課すことができるようになるなど、権限が強化された。

ア 根拠法令

HCSF については、通貨金融法典第6編第3章第1節の L631-2条～L631-2-3条にて規定されている。

イ 目的

HCSF は、安定確保と経済成長への持続的な貢献の観点からフランス金融システム全体の監督を行う (通貨金融法典 L631-2-1条)。

ウ 業務内容

理事会は、マクロ・プルーデンス政策を定義し、次の業務を実行する (通貨金融法典 L631-2-1条)。少なくとも年に4回会合を開くことが法律上求められている (通貨金融法典 L631-2条)。

- 1) 各 EU 加盟国の金融政策機関との協力と情報交換
- 2) セクターの状況や金融市場に起因するシステムック・リスクの性質及び程度を、特に関連する欧州の金融機関の意見や提言を考慮した識別・評価
- 3) すべてのシステムック・リスク及び財政の安定に対するすべての脅威を警告する見解又は勧告の表明
- 4) フランス中央銀行総裁の提案に基づき、過度の信用成長を回避、金融制度の不安定化により高まったリスクについて警告するために、信用機関、投資企業、市場運営会社、手形交換所会員、金融手段の管理・保管業者に、経済担当大臣の発布に基づく経済の十分な流動性の確保を要請し、支払能力及び財務構造のバランス等を規定するアレテによる管理基準よりもさらに強制的な自己資本に関する義務を課すことができる。

フランス

- 5) フランス中央銀行総裁の提案に基づき、あらゆる性質の資産価格の高騰や経済主体の負債の過度な拡大を防ぐために、信用機関及び保険会社による信用供与の条件の提示
- 6) フランスの金融の安定を脅かすシステムミック・リスクの防止のため必要な措置の採用を促す見解を、管轄する欧州各国の規制当局に対して提出
- 7) 金融セクターに適用される国際基準及び欧州基準の策定において、代表権を持つメンバー機関と協力し意見表明すること

エ 組織

HCSF は、以下の 8 名の理事により構成される（通貨金融法典 L631-2 条）

- 経済担当大臣（議長）
- フランス銀行総裁
- ACPR 議長（ACPR 副議長がこれを補佐する）
- AMF 議長
- フランス会計基準局（Autorité des Normes Comptables）議長
- 上下院議長、経済担当大臣が任命する金融政策、金融業務、経済分野の専門家 3 名（任期は 5 年）

オ 職員数

HCSF は、独自の組織を持たず、独自の予算を持たない。

カ 予算規模

HCSF は、独自の組織を持たず、独自の予算を持たない。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 信用機関 (Les établissements de crédit)

職業として銀行業務 (opération de banque) を行う法人を「信用機関」という (通貨金融法典 L511-1 条)。

(1) 業務範囲

通貨金融法典 (Code monétaire et financier) において、銀行 (banque)、信用協同組合 (banque mutualiste ou coopérative) などの金融機関について規定している。

銀行業務とは、以下のものを指す (通貨金融法典 L311-1 条)。

- 市中の預金受付
- 貸付業務
- 決済サービス業務

また、信用機関は銀行業務に付随する業務として、以下の業務を行うことができる (通貨金融法典 L311-2 条、L511-1 条)。

- 両替 (為替) 取引
- 金・貴金属・硬貨に関する取引
- 有価証券及び全金融商品 (produit financier) の分売・引受・購入・管理・保管・販売
- 資産管理に関する助言及び援助
- 資産管理、金融エンジニアリング、企業の設立及び成長に資するあらゆる役務に関する助言及び支援
- リース取引を行うことが認められた企業に対する不動産又は動産の単純賃貸借
- 決済口座からの支払業務
- 電子マネーの発行と管理

信用機関は、以下のア～カに分類される。

ア 銀行 (Banque)

銀行は、すべての銀行業務を行うことができる。なお、要求払預金及び機関 2 年以内の定期預金の受入は、銀行、信用協同組合、市町村信用金庫にのみ認められている (通貨金融法典 L511-9 条)。

イ 信用協同組合 (Banque Mutualiste ou Coopérative)

信用協同組合は 19 世紀の欧州で隆盛を極めた共済組合型の諸組織に対して、国家が金融機関(金庫)を設置し管理運営する権限を認めたことに起源を持つ³⁶⁰。信用協同組合は、個別の法令による制約がない限り、要求払預金及び期間 2 年以内の定期預金の受入を含め、すべての銀行業務を営むことができる(通貨金融法典 L511-9 条)。

信用協同組合には、以下のものがある。

1) バンク・ポピュレール (Banque Populaire)

商工業者・専門職業人の事業性取引しか対象としてはならないが、会員及び相互保証会社の保証する取引は実行できる。預金は、個人、法人でも組合でも受け入れることができる(通貨金融法典 L512-2 条)。

バンク・ポピュレールの中央金庫は、公務員、サラリーマン、自営業者に対する貸付を集中管理するほか、傘下機関の執行役及び定款の認可権、系統全体の戦略立案権、余裕資金の調整義務などを法律で与えられている(通貨金融法典 L512-107 条)。

2) クレディ・アグリコル (Crédit Agricole)

原則として農業従事者等を会員とするが、銀行取引をした相手を会員とする定款をおくことができる(通貨金融法典 L512-22 条)。

クレディ・アグリコルの中央金庫は、地域金庫の理事の任命の認可権及び解任権を有する。理事は中央金庫の許可を得ずに商工業に従事する等副業が禁じられている(通貨金融法典 L512-40 条)。中央金庫には、加盟機関の検査・監督権が与えられている(通貨金融法典 L512-51 条)。

3) クレディ・ミューチュエル (Crédit Mutuel)

すべての個人又は法人から預金の受入を行うことができ、非会員の第三者に対しても、定款の定める範囲内において、銀行サービスを提供することができる(通貨金融法典 L512-55 条)。

4) クレディ・ミューチュエル・アグリコル・エ・ルーラル (Crédit Mutuel Agricole et Rural)

クレディ・アグリコルに対する規定が準用されるが、中央機関は、クレディ・ミューチュエル全国連合会である(通貨金融法典 L512-60 条)。

³⁶⁰ 「法務資料第 466 号 フランス民事執行法典(法律部・規則部)」法務省大臣官房司法法制部

- 5) ソシエテ・コオペラティブ・ド・バンク (Société Coopérative de Banque)
すべての個人又は法人から預金の受入を行うことができるが、貸付の80%以上は会員、会員の傘下会員、協同組合組織、相互組織、保険法典の適用を受ける相互組織、非営利組織、公的機関、又は準公的機関に対するものでなければならない (通貨金融法典 L512-63 条)。
- 6) クレディ・マリタイム・ミューチュエル (Crédit Maritime Mutuel)
海洋漁業用の信用組合である。すべての個人又は法人から預金及び証券の受入を行うことができるほか、漁業に従事する者を会員とし、会員に対してはすべての銀行業務を営むことができる (通貨金融法典 L512-68 条)。海洋漁業担当大臣の方針に従うとともに通貨金融法典の特別規定に服する。
- 7) ケス・デパルニュ (Caisse d'épargne)
あらゆる銀行業務を行うことができる (通貨金融法典 L512-88 条)。単体貯蓄銀行、地域貯蓄組合、全国貯蓄銀行連盟、及び持ち株会社により構成されるネットワークを持つ (通貨金融法典 L512-86 条)。

ウ 専門信用機関 (établissements de crédit spécialisés)

独自の法律及び規制又はそれらに関する認可決定に起因する銀行業務のみを
実行することができる。(通貨金融法典 L513-1 条)。

専門信用機関には以下のものがある。

(ア)住宅金融組合 (sociétés de crédit foncier)

以下を唯一の目的とする専門信用機関である。

- ①保証付き融資、公的機関へのエクスポージャー、証券、預金及びエクスポージャーへの供与又は取得
- ②上記ローン等を目的とした資金調達のために、オブリガーションファイナンス債 (obligation foncières) の発行をはじめとした資金調達

(イ)住宅金融会社 (sociétés de financement de l'habitat)

住宅ローンの付与又は資金調達、及び国务院の法令で定義された条件の下で証券、エクスポージャー、及び預金を保有することを唯一の目的とする専門信用機関である。

エ 市町村信用金庫 (Caisse de Crédit Municipal)

地域における公的貸付及び福祉機能を担う信用機関である。他の信用機関との取引、個人及び法人からの資金の受入、支払手段の提供、及び銀行業務に付随する業務を行うことができる（通貨金融法典 L514-1 条）。

オ 金融会社 (Société de Financement)

リース会社、相互保険会社、不動産金融会社、住宅金融会社などが該当する。当局より免許を付与された範囲の銀行業務のみを行うことができる。また、経済大臣が定める条件に基づいて二次的に免許を取得しない限り、要求払預金及び期間 2 年未満の定期預金を受け入れることができない（通貨金融法典 L515-1 条）。

カ 特殊金融機関

特殊金融機関は、公共の利益に寄与する任務を国から与えられた金融機関である。その任務に関連する銀行業務以外は行えない。また、預金（一覽払い預金及び期間 2 年以下の預金）の受入れも認められていない³⁶¹。

(2) 免許等

フランスで銀行業務を行うためには、信用機関の免許等を取得する必要がある。免許等は欧州中央銀行（ECB）が独立行政機関からの推薦に基づいて交付する。

免許等の交付対象はフランスに本社を置く法人並びに EU 非加盟国又は欧州経済領域協定の非締結国に本社を置く信用機関のフランス領土に設置された支店である。（通貨金融法典 L511-10 条）。

国外の信用機関は、フランス又は他の EU 加盟国で免許を交付された子会社や支店がなければ、フランスへの融資業務を営むことができない。EU の単一監督メカニズムにより、ユーロ圏の信用機関の統合的な監督は ECB に基づいており、ECB はユーロ圏内の信用機関に対する免許付与又は取消について権限を有する。ただし、EU 非加盟国で設立された信用機関が、フランスに支店を置く際の免許交付については、ACPR が権限を有する。

³⁶¹ 国民生活金融公庫 調査季報 第 74 号

(3) 要件

ア 免許交付要件

免許の交付に当たり、以下の要素を考慮し、免許を申請する会社の事業内容が法律上信用機関又は金融会社の活動に適切であるかどうか確認する（通貨金融法典 L511-10 条）。

- グループ会社に属する場合、親会社、金融持株会社及び混合金融持株会社があることを明記した当該事業の活動計画書
- 組織内の責任分担の明確性・一貫性・透明性、及びリスクを特定、管理、監視及び報告するための効果的な手順、並びに適切な内部統制の枠組等の健全なガバナンスの整備状況、リスクにさらされた際に回復計画を促進する健全な管理及び会計手順、報酬方針及び慣行
- 同一労働又は同一価値労働に対する男女同一賃金の原則に基づく、平等な報酬の方針と慣行
- 技術的及び財政的リソース
- 経済担当大臣の命令で定められた条件の下で、資本出資者の身元情報及び出資額
- 資本拠出者の妥当性

イ 異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を禁止する法規則は存在しない。銀行業務を行うための免許を取得しさえすれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。また、上記の免許交付要件は親会社の存在を考慮したものであり、金融子会社の設立による異業種からの参入を念頭に置いた免許要件と考えられる。

(4) 変更・取消

以下の場合には ECB によって信用機関の免許の取消を決定できる（通貨金融法典 L511-15 条）。

- 機関が虚偽の陳述又はその他の不正な手段によって免許を取得したとき
- プルーデンスに係る基準を満たさないとき
- 追加資本要件を遵守していないとき
- 免許又はその後の免許条件を満たしていない、あるいは債権者に対する義務を果たせないとき。特に預金者から託された資金の安全をもはや保証できないとき
- 免許取得後 12 カ月以内にその免許を利用しない、又は少なくとも 6 カ月間信用機関としての活動を行わなかったとき
- 5 年間の平均総資産が通貨金融法典に定める閾値を下回るとき

また、金融会社に対しては、上記の場合に加えて、金融会社の登録事務所又は中央管理機関がフランス国外に移転した場合にも免許の取消を決定できる (L511-15-1 条)。

フランスの銀行免許の要件に違反した場合、以下の刑事罰が科される。

自然人への刑事罰

- 最高 3 年の禁固刑又は最高 375 千ユーロの罰金

法人への刑事罰

- 1, 875 千ユーロ以下の罰金
- 違反が行われた業務活動の一時的又は永続的な禁止
- 判決の公表等の追加的な制裁

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 金融機関としての種別

近年、フランスではインターネット専業銀行が広がりを見せている。このようなサービスを提供する場合には、少なくとも資金移動を伴う業務が生じるため、決済サービス事業者 (payment institution) (フランス II. 6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者を参照) としての免許取得が必要となる。他方で、こうしたビジネスモデルは預金口座開設機能を提供するなど銀行業務の補完的役割があるものの、長期のローン貸出は含まれていない場合には、フランスでは信用機関としての免許は付与されない。

銀行に類似したインターネット専用の金融サービスを提供する事業者を「ネオバンク」³⁶²と呼ぶことがあるが、ACPR は、信用機関として免許付与されていない Fintech 企業が「バンク」を称することで銀行として誤認されることを防ぐため、「ネオバンク」という用語の使用を禁止することを決定した³⁶³。

イ Fintech 活動の規制

現在、デジタルバンク等の Fintech 活動に係る個別具体的な規制は制定されていない。ACPR と AMF は Fintech 活動を容認する態度を示している。一方で Fintech

³⁶² ネオバンクの定義は Justin Pritchard 氏の定義によると「ネオバンクは、銀行に似たオンライン専用の金融機関であり、ネオバンクのサービスは、通常伝統的な銀行と比較して限定的であり、時には単純な当座預金と普通預金口座しかない場合もある。その分、手数料は安く、金利は平均より高めに設定されている。」とのことである。 <https://www.thebalancemoney.com/what-is-a-neobank-and-should-you-try-one-4186468>

³⁶³ ACPR, Rappel des règles d' usage du terme « néobanque »,

企業側においては ACPR 又は AMF の規制の対象となることで、Fintech 活動が阻害されることを懸念する傾向がみられる。

ウ デジタルバンクの事例

(ア) Shine

Shine は、2017 年に設立された法人であり、個人事業主向けの決済サービスを提供するデジタルバンクである。オンラインビジネス銀行口座を開設することで、オンラインで完結する資金決済サービスに加え、口座保有者のステータスを考慮し、税金や負担金等の請求額をリアルタイムで計算するサービスを提供する³⁶⁴。

2020 年にソシエテ・ジェネラル (Société Générale) に買収され、同グループ内のフィンテック企業として現在では 10 万人の顧客を抱えている³⁶⁵。

(イ) Qonto

Qonto は、2016 年に設立されたフリーランサーや中小企業向けのオンライン決済サービスを提供するデジタルバンクである。ACPR より決済サービス事業者として認可されており、当座預金口座、決済用カード、及び企業の銀行業務と会計サービスを提供している。一方で、融資等の銀行業務を行う免許は取得していない³⁶⁶。

2022 年 1 月に 4 億 8600 万ユーロの新規資金調達を行った。これにより、同社の推定評価額は 44 億ユーロに達し、フランスで最も評価されているユニコーン企業となる³⁶⁷。

2022 年 7 月にドイツの競合フィンテック企業である Penta を買収したことにより、Qonto は 30 万人の顧客と 1000 人以上の従業員を持つフィンテック企業となり、サービスエリアを拡大している³⁶⁸。

2. 投資企業 (Entreprises d'investissement)

投資企業とは、信用機関以外の者で職業として投資サービスを提供する法人をいう (通貨金融法典 L531-4 条)。

³⁶⁴ <https://www.shine.fr/>

³⁶⁵ <https://www.societegenerale.com/en/news/all-news/shine-neobank-entrepreneurs>

³⁶⁶ <https://qonto.com/en/about>

³⁶⁷ <https://qonto.com/en/blog/trend-news/qonto-news/qonto-raises-record-series-d>

³⁶⁸ <https://qonto.com/en-de/penta-joins-qonto>

(1) 業務範囲

「投資サービス」とは、金融商品を対象とする以下の活動からなる（通貨金融法典 L321-1 条）。

- 他人勘定のための注文の受付及び伝達（媒介）
- 他人勘定のための注文の執行（代理）
- 自己勘定取引
- 他人勘定のためのポートフォリオ管理
- 投資に関する助言
- 引受（la prise ferme）・保証付きの売出（le placement garanti）
- 保証なしの売出（le placement non garanti）
- 多角的売買システム³⁶⁹の運営（l'exploitation d'un système multilatéral de négociation au sens de l'article L. 424-1）

「金融商品（instruments financiers）」とは、以下のものを指す（通貨金融法典 L211-1 条）。

- 有価証券（titres financiers）
 - ・ 株式会社の発行した資本性証券
 - ・ 負債性証券（ただし商業手形、貯蓄債券（bons de caisse）を除く）
 - ・ 集合投資スキーム（投資信託等）の持分又は株式
- 金融先物契約（contrats financiers）

金融先物契約に当たる金融商品については、デクレ³⁷⁰で定める。

投資企業は、投資サービス及び付随するサービスを行うことができる。これ以外の活動を業として行うには、経済担当大臣の定める条件の範囲内で行わなければならない（通貨金融法典 L531-7 条）。

投資サービス付随サービスとは以下の活動からなる（通貨金融法典 L321-2 条）。

- 金融商品の保管及び管理
- 金融商品に係る取引を実行しようとする投資者が当該取引を実行できるよう信用又は貸付を供与すること（信用取引の際に与える信用）
- 企業財務や買収・合併等に関するコンサルティング
- 投資調査、財務分析、又は金融商品の取引に関する全般的な推奨
- 金融商品の引受に関連するサービス

³⁶⁹ 多角的売買システムとは、金融商品の取引を成立させるために、通貨金融法典に記されている運営規則に従って、複数の第三者による売買を集めて引き合わせるシステムをいう（通貨金融法典 L424-1 条）。

³⁷⁰ デクレについては、フランス I. 1. (2). イ行政命令を参照のこと。

フランス

- 投資サービスの供与に付随する外国為替サービス
- 投資サービスや付随サービスの供与に関連して提供される、金融先物の原資産の取引に係る投資サービスや付随サービスに類似する活動
- 信用格付業務

(2) 免許等

投資サービスを提供するには、ACPR から免許を取得しなければならない。

投資サービスのうち、ポートフォリオ管理、及び投資助言に関する免許を付与されるには、申請時に提出する運営計画に関して、AMF から承認を得なければならない。

なお、ポートフォリオ管理を主たる業務とする投資企業は、ポートフォリオ管理会社として AMF から免許を取得する必要がある（通貨金融法典 L532-1 条）。

(3) 要件

免許付与に際して、ACPR は、以下の点を斟酌して許可の妥当性の検証を行う（通貨金融法典 L532-2 条）。

- フランス国内に登録事業所と実効性ある経営組織が存在するか
- 業務の性質に応じ、経済財政省が適切と定める額の当初資本と、適切な財源を有しているか
- ACPR が当該企業の健全性を評価できるよう、主要な株主の身分を明らかにしているか
- 必要な人格と経験を備えた 2 名以上の者による運営によって、健全かつ慎重な経営が期待できるか
- 当該サービスを提供する方法や取引の種類、組織構成などを定めた運営計画が存在するか
- 証券補償スキームに参加しているか

(4) 変更・取消

投資企業の免許の撤回は、ポートフォリオ管理会社の場合を除き、当該投資企業からの申し出に基づいて ACPR が決定する。

また、ACPR は、当該投資企業が免許交付要件を満たすことができなくなった場合や免許交付の際の付帯条件を達成できなかった場合、12 カ月以内に免許交付要件たる事業を実施しなかった場合のほか、6 カ月以上の期間にわたって取引を実行しなかった場合、あるいは免許取得に際して虚偽等の不正が認められた場合は、

一切の協議を経ることなく ACPR は免許の取消を決定することができる（通貨金融法典 L532-6 条）。

ACPR は、ポートフォリオ管理会社の場合を除き、懲戒処分として投資企業の免許を取消することができる（通貨金融法典 L532-7 条）。

(5) ロボアドバイザー

ロボアドバイザーは、人工知能（AI）等を使用して個人が自動化された方法で貯蓄を投資することを可能にする主に個人利用に特化されたオンライン貯蓄管理サービスである。金融投資顧問として AMF の規制対象となる。

(6) クラウドファンディングサービス事業者

ア クラウドファンディングサービス事業者の概要

クラウドファンディングサービス事業者は、一般公開されたデジタルプラットフォームを運営し、投資家や出資者と資金調達を希望する企業とのマッチングや仲介を行う。このような資金調達は、融資、譲渡可能証券又はクラウドファンディングのために認められているその他の商品の取得という形をとることができる³⁷¹。

貸付型クラウドファンディングと投資型クラウドファンディングは、同等の資金調達手段として構成することができるため、どちらの業態も AMF の規制の対象となる。

イ クラウドファンディングサービス事業者の許認可

(ア) 許可

クラウドファンディングサービス事業者に対する免許は ACPR の同意を得たうえで、AMF によって許可される。

通貨金融法典 L547-1 条において、AMF はエクイティ・クラウドファンディングのプラットフォームを一種の新しいコンサルティングサービスとみなし、参与型投資顧問（conseil en investissement participative、CIP）として規制する。参与型投資顧問とは、専門的に特定投資コンサルティング業務を行う法人である³⁷²。

³⁷¹ Règlement (UE) 2020/1503 du Parlement européen et du Conseil du 7 octobre 2020 relatif aux prestataires européens de services de financement participatif pour les entrepreneurs, et modifiant le règlement (UE) 2017/1129 et la directive (UE) 2019/1937

³⁷² <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/28958/ics020201700503.pdf>

AMF はクラウドファンディングサービス事業者を監督する権限を有する。クラウドファンディングにおいて、投資顧問活動を行う法人を管理・運営する権限を有する自然人又は法人は、許可を受けようとする前に、AMF に管理運営に必要な専門性が所定の水準に達していることを立証する資料を提出しなければならない(金融市場庁総合規則 325-33 条)。

クラウドファンディングサービス事業者の業務計画にローン貸出を可能とする内容が含まれている場合には、AMF は ACPR に当該事業者の監督を求めることができる(通貨金融法典 L547-1 条)。

(イ)変更・取消

AMF は、クラウドファンディングサービス事業者の申請に基づき、当該事業者に対する許可を取消することができる。

ただし、クラウドファンディングサービス事業者の業務計画にローン貸出を可能とする内容が含まれている場合には、ACPR の同意が必要となる(通貨金融法典 L547-1 条)。

3. 保険会社

一部の例外を除き保険会社には保険法典が適用される(共済規約が適用される共済会社及び組合(保険法典 L. 214-1 条にある退職者向け共済会社及び組合を含む)、社会保障規約第 IX 巻の第 3 章及び農村・海洋漁業規約第 L. 727-2 条の II が適用される福利厚生機関及び組合。農村・海漁法典第 727 条の 2、及び社会保障法典第 L. 942-1 条の退職者に係る補充規定のための機関)。

(1) 業務範囲

上述の例外を除き、当局による監督の対象となる保険会社は、以下に該当するものである(保険法典 L310-1 条)。

- 直接保険の形式で、人の生命の持続に依拠して執行される契約を結ぶ企業、結婚又は出産の場合につき一定金額を給付する旨を契約する企業、又は資本化を目的として一覽払貯金を募集しかつその目的のために契約を締結する企業
- 直接保険の形式で、事故及び疾病による障害のリスクをカバーする企業
- 直接保険の形式で、救助役務を含むその他のリスクをカバーする企業

(2) 免許等

保険会社として業務を営むためには、ACPR から免許を取得しなければならない。
(保険法典 L310-12-2 条)

(3) 要件

免許交付の可否を判断するに当たり、ACPR は以下の点を考慮する (保険法典 L321-10 条)。

- 専門的技術及び財源が、事業計画と見合っているか
- 経営責任者の道徳心、専門性、経験
- 資本構成と株主の状況

(4) 変更・取消

事業停止の状態が継続する場合、財源と事業内容との平衡が崩れた場合、株主構成や経営機構が大きく変化し、公益性の観点から看過できない場合には、当該保険会社の免許を取消することができる (保険法典 L325-1 条)。

4. 保険仲介業者

保険・再保険仲介業者とは、保険・再保険事業者及びその職員以外の自然人又は法人で、かつ補助的な立場の保険仲介者以外の者で、報酬を得て保険・再保険の販売活動を行う、又は追求する者をいう。

(1) 業務範囲

信用機関、投資企業、金融会社以外で、報酬を得て保険販売活動を行う者は、以下の条件を満たせば、付随的に保険仲介者となる。

- 保険の販売は、その人の主要な職業的活動とはならない。
- その者は、商品又はサービスに付加される保険商品のみを販売する。
- 当該保険商品は、生命保険や民事賠償責任保険に関連するリスクをカバーしない。ただし、この補償が仲介者の主要な職業活動の枠内で提供される商品やサービスを補完するものである場合は、この限りではない。

(2) 免許等

保険仲介業に従事するにあたり、ACPR から免許を取得し、公開されている保険仲介業者の登録名簿に登録しなければならない。(保険法典 L512-1 条)

(3) 要件

免許交付の可否に当たり、以下の要件を満たす必要がある。

ア 専門的要件（保険法典 L511-2 条）

- 保険・再保険商品の販売業者及び、保険・再保険契約に関する提案、契約締結の支援、その他契約締結の準備に関わる活動を行う従業員は、活動開始前に、その業務を遂行し義務を十分に果たすための適切な知識と技術を有していなければならないこと
- 保険・再保険仲介業者及びその従業員は、関係市場に適した適切なレベルのパフォーマンスを維持するため、継続的な職業訓練及び開発の要件を遵守するものとする
- 保険・再保険商品の販売に責任を負う者及び販売に直接携わる者が、必要な専門知識及び技能を有すること
- 保険・再保険仲介業者は、適用される要件を遵守していることを証明できること

イ 組織的要件

- 専門的要件を確実に遵守するために、内部方針及び適切な内部手続の承認を行い、定期的に更新すること
- 内部方針及び内部手続の適切な実施を保証するための機能を事業者内に設置し、ACPR の要求に応じてその責任者を開示すること
- 内部方針及び内部手続の承認の登録簿を作成し、維持、更新すること
- 当該事業者の評判及び専門知識・技能に関する情報

(4) 変更・取消

ア 変更

活動場所の変更、活動の停止、企業・事業所登録からの削除等、登録に影響を与えうる情報に変更があった場合、組織に通知する。

イ 取消

登録情報の審査により、規定に準拠していないことが判明した場合、登録不可の決定を下す。

また、ACPR の求めに応じて、登録を取消することができるほか、登録のために要求される義務を順守していることが証明できない場合は登録を取消することができる。

5. 総合取引所

(1) 総合取引所の概要

ユーロネクスト・パリ (Euronext Paris) は、パリに所在する証券取引所であり、汎欧州証券市場 (ユーロネクストプロジェクト) の構成機関の一つである。かつては、パリ証券取引所 (Paris Bourse) と呼ばれていたが、2000年にパリ証券取引所、ブリュッセル証券取引所、アムステルダム証券取引所が合併してユーロネクスト (Euronext) が設立された。

(2) フランスにおける監督上の措置

ユーロネクストは参加する各国の当局による共同監督の仕組みがとられている。ユーロネクストに参加する各国の金融市場当局は、ユーロネクストの規制・監督の調整に関する新たな覚書 (MoU) を 2018年5月31日に締結した。これにより、ユーロネクスト・カレッジ・オブ・レギュレーターズ (Euronext College of Regulators) に監督機能が集約され、ユーロネクストを監督する各国の所轄官庁の間で、共通の首尾一貫した効率的な規制枠組みを目的とする体制を確立させた。

ユーロネクスト・パリに株式が上場されるための主な適格基準は以下のとおり³⁷³。

- 株式資本の 25%以上の分配 (又はユーロネクストが定める 5%以下の分配で、引受価格の 500 万ユーロ (約 566 万米ドル) 以上でなければならない)。
- 3 年分の認証済み財務諸表があること
- 国際財務報告基準 (IFRS) 又は米国、日本、カナダ、中国、インド、韓国の一般に公正かつ妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠した会計処理していること
- 規制当局が承認した目論見書 (リテール向け公募を行わない場合は、英語でも可)

なお、有価証券を上場するためには、3 年間の監査済み決算書又はプロフォーマ決算書が必要である。ただし、これらは EU の目論見書規則とその実施細則に定められているように、一定の状況下では免除されることがある。

また、外国企業の証券の上場には所有権の要件はなく、新規上場後の継続的な財務要件もない。

³⁷³ <https://resourcehub.bakermckenzie.com/en/resources/cross-border-listings-handbook/europe-middle-east--africa/euronext-paris/topics/quick-summary>

上記に加えて、ユーロネクスト・パリに上場及び売買が認められるためには、以下の資料等を提出する必要がある。

- 会社の目論見書を承認した旨の ACPR による声明文、又は発行者の本国加盟国の監督当局による承認証明書、及び同時にリテール向けの公募がある場合は目論見書要約のフランス語訳
- フランスの投資家を含む引受 IPO の場合、引受会社が AMF に提出する、専門的な配慮と不正確な情報や重大な欠落がないことに関する証明書
- フランスの投資家を含む IPO の場合、発行体の監査人からの完了書及び財務情報の翻訳のレビューに関する発行体のフランスの監査人による証明書
- 目論見書に含まれる情報に関して、発行者の CEO が署名したもので、目論見書に重要な遺漏がないことを証明するもの
- 上場するためには、企業は上場代理人又は上場スポンサーを得なければならず、他の指定市場（NYSE や NASDAQ など）にすでに上場している企業の技術上場の場合には、上場代理人又は上場スポンサーは法律事務所となることがある
- 会計基準に係る資料。監査済の財務諸表は、原則として IFRS に準拠して作成されなければならない。ただし、欧州経済領域（EEA）協定締結国以外で発行される財務諸表は、米国、日本、カナダ、中国、インド、韓国の GAAP に準拠して作成してもよい
- 財務諸表 目論見書は、直近の 3 会計年度の貸借対照表など、監査済みの過去の財務情報も含める必要がある。最近の重要な合併や買収の場合には、プロ・フォーマ・ステートメントが要求されることもある
- 営業履歴は一般的には、3 年間分が必要とされる

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

フランスでは、資金移動業者及び前払式支払手段発行者は既存の規制対象として整理され、通貨金融法典に基づいて規制される。一方で、暗号資産交換業者への規制は現時点で確認できず、AMF への登録を要求するに留まる。

(1) 資金移動業者に対する免許交付

ア 業務範囲

資金移動業者は「決済サービス事業者（payment institution）」の 1 種とみなされ、EU の決済サービス指令の発受を受け、通貨金融法典に基づいて規制される。

イ 免許等

決済サービス事業者として事業を営む場合は、ACPR から免許を付与されなければならない。免許を取得可能なのは法人に限られる。

ウ 要件

免許を取得するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

- 1) 責任分担体制が明確で透明性が保たれた組織構造を有する健全なコーポレート・ガバナンス体制を備えること
- 2) リスクの検知、管理、監視及び公表のための効率的な手順、健全な管理及び会計手順を含む適切な内部監査制度を備えること
- 3) 条件別に設定される金額以上の払込資本金を有すること
- 4) 取締役等が、評判がよく、決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
- 5) 会社の監査体制が特定の関係者等により妨げられないこと
- 6) 一定の出資者が、決済サービス事業者の健全な業務遂行を確保するために適切な者であること

エ 変更・取消

ACPR は以下の場合において、決済サービス事業者の免許を取消することができる（通貨金融法典 L522-11）。

- 1) 決済サービス事業者が免許取消を申請した場合
- 2) 決済サービス事業者が、免許交付の 12 カ月以内に業務を開始しない場合
- 3) 決済サービス事業者が、6 カ月を超えて業務を停止する場合
- 4) 決済サービス事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得した場合
- 5) 決済サービス事業者が、上記の免許の要件（上記免許交付要件の 3~6）を満たさなくなった場合

(2) 前払式支払手段発行者に対する免許交付

ア 業務範囲

前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者（établissements de monnaie électronique）」として、通貨金融法典で規制される。

イ 免許等

電子マネー事業者として、電子マネーを発行し管理しようとする者は、事前に ACPR から免許を取得しなければならない（通貨金融法典 L526-7 条）。

ウ 要件

電子マネー事業者としての免許を取得しようとする者は、以下の情報を提出し、確認を受けなければならない（通貨金融法典 L526-9 条）。

- 法人であることの証拠
- 本店又は登録事務所がフランス国内に存在すること
- 免許取得の時点における規則で指定される最低資本金の額以上の払込資本金を有すること
- 電子マネーの発行・管理業務に必要とされる社会的信用、能力、経験を有する少なくとも 2 名の職員により運営されること
- 透明性が担保され、かつ明確な責任分担体制が確立されており、明確な組織構造を有する堅牢なコーポレートガバナンス体制を備えること
- リスクの検知、管理、監視、報告などで効率的な手続が用意されていること
- 資本関係や欧州経済領域 (EEA) 協定締結国以外の法令等により隠れた直接・間接的支配関係が存在しないこと
- 電子マネーの流通、販売、払戻等のネットワークの説明

エ 変更・取消

電子マネー事業者が以下の状況に該当した場合、ACPR により免許が取消される（通貨金融法典 L526-15）。

- 電子マネー事業者が免許取消を申請した場合
- 免許交付後の 12 カ月以内に業務を開始しない場合
- 6 カ月以上業務を停止している場合
- 虚偽の申告又はその他の不正な手段により許可を取得した場合
- 免許の条件を満たさなくなった場合
- 免許交付要件に関わる重大な変更を ACPR に通知しない場合
- 決済サービス事業を継続することにより、決済システムの安定性又は信頼性に脅威を与えうると判断される場合

(3) 暗号資産交換業者に関する規制

ア 業務範囲・概況

2019年5月22日に公布されたデジタル資産の市場に関する法律である「仏国産業の成長と転換のための行動計画法（以下「PACTE法」）」は、①企業創設の容易化、②中小・中堅企業の活動に伴う規制手続の簡素化、③家庭貯蓄の企業融資への導入、④イノベーション促進措置、⑤給与者の労働報酬（財形貯蓄制度の導入簡素化など）、⑥企業の社会的役割の再定義という多方面にわたる目的から制定された。同法は、暗号資産と関連して、ICO等を実施する一部の暗号資産交換業者及びAMF及びACPRに関する規制・監督の枠組みを規定している。

PACTE法はトークン発行者とデジタルアセットサービスプロバイダ（DASP）、いわゆるデジタル資産サービスプロバイダ（Prestataire de service sur actifs numériques、PSAN）を対象としている。

PACTE法上、デジタル資産は、法令上定義されるトークンと、マネー・ローンダリング防止及びテロ資金調達に関する欧州規制（AMLD5）で定義される暗号資産の2種類を含むものと規定されている。

下記の定義から、デジタル資産は、セキュリティ・トークンを明確に除外しているものといえる。

- 通貨金融法典L552-2条に記載されているトークンで、同法典L211-1条に記載されている金融商品とL223-1条に記載されている「金券（Bons de caisse）」の特性を満たすものを除く
- 中央銀行又は公的機関によって発行又は保証されておらず、かつ必ずしも法的に確立された通貨に付随しておらず、通貨又は貨幣の法的地位を有していないものの、自然人又は法人によって交換手段として受け入れられ、電子的に転送、保存、取引することができる価値のデジタル表現

また、トークンは以下のように定義されている。

- デジタル形式で、1つ又は複数の権利を表現し、当該資産の所有者を直接的又は間接的に特定することが可能な共有電子記録装置によって発行、登録、保管又は移転できるあらゆる無形資産

イ 免許等

2023年1月時点で暗号資産交換業者に関する免許制度及び許認可制度は存在しない。

AMFが登録制度を設けているため、AMFに事業者としての登録を申請する必要があるものの、許可制度とは異なるため、他の種類の金融機関のように当局から許可や免許を得ず、AMFへの登録だけで事業展開が可能である。現状、暗号資産

交換業者を含む暗号資産関連業者においては、基本的なマネー・ローンダリングやガバナンス規範の遵守を公証するために登録する意味合いが大きいとされる。2023年2月時点で、62社の暗号資産関連業者がAMFに登録されている³⁷⁴。他方で、フランス政府はEU議会で審議中の暗号資産規制法案（Market in Crypto Assets, MiCA）よりも前に暗号資産交換業者のライセンス制度導入を目指しており、フランス議会は2023年3月、暗号資産交換業者に対してより厳格なライセンス規則を立法化する法案を可決させた³⁷⁵。フランスに拠点を置く暗号資産交換業者は、より厳格なマネー・ローンダリング防止規則の遵守、顧客資金の分別管理、規制当局への報告に関する新しいガイドライン遵守、消費者保護を強化する手段としてより詳細なリスクと利益相反の情報開示を義務づけられる³⁷⁶。

2022年時点で、フランスでは全人口の約5%にあたる340万人が暗号資産を所有していると推定される³⁷⁷。

（ア）トークン発行者のための規制の枠組み「ICOビザ」

トークン発行者のための認証制度として、査証である「ICOビザ」をAMFは付与している。ただし、査証の有無にかかわらず、トークン発行者はフランスの一般市民に対してトークンを販売することが現法上は許容されている。

信頼性担保のため、AMFは以下の措置を講じることができる。

- 発行者が基本的な要件を満たさなくなった場合における、一時的又は完全な査証の撤回
- AMFに認証され査証を有すICOの「ホワイトリスト」、及び認証を取消されたICOや査証の発行に関する誤認を生じさせうる行為をしたICOの「ブラックリスト」の双方の保有
- ICOビザの発行・利用に関して、不当、不明確、又は誤解を招く情報を市中に広めた発行者をAMFが「名指しで公表」すること

このほか、AMFは2017年にUNICORN（Universal Node to ICO's Research & Network）プログラムを立ち上げ、ICOによる資金調達を希望するブロックチェーン・プロジェクトを支援するとともに、トークン発行の経済への影響やトークン発行者と保有者双方の保護に係る影響についての理解を深めるため、これらの業務に関する調査を行い専門知識向上に努めている。

³⁷⁴ https://www.amf-france.org/fr/espace-professionnels/fintech/mes-relations-avec-lamf/obtenir-un-enregistrement-un-agrement-psan#Liste_des_PSAN_enregistrés_auprès_de_lAMF

³⁷⁵ ただし、2026年まで仮想通貨企業が完全なライセンスなしで運営できる条項を排除する修正案も国会で議論されている。

³⁷⁶ <https://jp.cointelegraph.com/news/france-on-the-verge-of-passing-stringent-crypto-firm-licensing-laws>

³⁷⁷ <https://triple-a.io/crypto-ownership-france-2022/>

(イ) デジタルアセットサービスプロバイダに対する規制の枠組み

デジタル資産市場に関して、仏当局はデジタル資産の流通市場や関連サービス提供に係るデジタル資産サービスプロバイダの規制を採用している。

本規制では、法律上「デジタル資産に関するサービス」を9種類にリスト化している。これは、金融活動作業部会（FATF）勧告において示された定義を踏まえ、暗号資産サービス事業者（VASP）が行う活動や業務に勧告が反映されるよう企図したものである。

現状、EU 全体の規制として VASP に対するライセンス付与や登録制度はないものの、フランスにおいては、AMF が登録制を設けている点が特徴的といえる。

フランス通貨金融法典（L54-10-2）は、「暗号資産サービス」を以下のように定義している。

- 1) 暗号資産のカストディ（「暗号カストディ」）
- 2) 法定通貨に対する暗号資産の売買（「暗号フィアット交換」）
- 3) 暗号資産と他の暗号資産の交換（「暗号-暗号交換」）。
- 4) 暗号資産取引所の運営
- 5) 暗号資産に関するその他のサービス（以下「サービス」）
 - 顧客に代わっての RT0
 - ポートフォリオ管理
 - 投資アドバイス
 - ファームコミットメント方式による引受
 - ファームコミットメント方式での取引
 - ファーム・コミットメント・ベースでないブレージング

(ウ) AML/CFT

2018 年 5 月 30 日の EU 指令 2018/843 により、フランスの暗号資産関連業者は AML/CFT の徹底を義務付けられている。³⁷⁸

また、暗号資産交換業者及び暗号資産取引プラットフォームを含むすべての暗号資産関連業者は本人確認手続（KYC）が義務付けられている。暗号資産取引の参加者に関しても本人確認手続（KYC）の対象を拡大し、暗号資産取引の際には KYC が義務付けられており、匿名での暗号資産取引は事実上禁止されている³⁷⁹。

³⁷⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32018L0843&from=EN>

³⁷⁹ 政令第 2021-387 号により、デジタル資産を用いた取引は 1 ユーロ単位での KYC を義務付けている。

7. 貸金業者

フランスにおける貸金業（消費者金融）は、消費者法典（Code de la consommation）によって規定された規制対象事業である（通貨金融法典 L311-1 条及び L511-1 条）。リース会社、相互保険会社、不動産金融会社、住宅金融会社などが該当する。

(1) 業務範囲

「消費者信用」（crédit à la consommation）は、貸し手が消費者である借り手に対して、貸越枠、ローン又はその他の同様の返済猶予措置という形で信用供与する契約を指し、その金額は 200 ユーロから 75,000 ユーロで返済期間が 3 カ月超であることが条件とされている（消費者法典 L311-1 条 6 及び L312-1 条）。

(2) 免許等

フランスの貸金業者は、法律上信用機関の一類型として定義される金融会社が該当し、信用機関と同様の要件で事業を営むための免許を取得することが求められている。

貸金業者に対する免許等については、フランス II.1. 信用機関を参照のこと。

(3) 要件

貸金業者への免許付与要件は、信用機関の要件と同様である。

(4) 変更・取消

貸金業者の免許の変更及び取消は、信用機関の免許の変更及び取消と同様の条件である。

(5) 貸金業者に関する法規制

ア 借り手の保護に係る規制

フランスでは借り手（保証人がいる場合は保証人）に対して「インフォームド・コンセント」（averti）の規制がある。信用供与の際に、借り手が十分な情報を得られないために、借り手の資力や債務状況に対して過剰な与信額で契約した場合、貸し手は当該借り手の資力や債務リスクを考慮して返済不能のリスクを通知する義務を課している。

借り手は、原則、与信の内容、範囲、リスクを評価するために必要な能力を有していれば、十分に情報を得ている状態とみなされる。しかし、そのような場合

であっても、借り手の知り得ない収入、資産、返済能力に関する情報を貸し手側において把握していたことを証明した場合、貸し手は例外的に責任を負う。

借り手が消費者である場合、貸し手は与信契約を締結する前に、フランス中央銀行が保有する信用情報を参照し、借り手が過去に支払事故を起こしていないかどうか確認しなければならない。

イ 貸金業者規制の歴史的背景

フランスでは、1950年代初頭から消費者金融活動が発展した。1960年代以降、銀行は個人向けローンの形で、消費者向け資金を融資するようになった。銀行による個人向けローンの安易な貸出を回避し、消費者の権利を保護するため、フランス法の下で消費者信用法が策定された。消費者信用法は、特に個人ローンの申出を受ける際のリスク説明の義務や、融資期間中の消費者保護の措置を規定する。消費者信用法は数回にわたる改正を経て、現在は消費者法典 L311-1 条から L311-37 条に組み込まれている。

消費者信用は、消費者信用に関する EU 加盟国の法律、規制及び行政規定の同等性に関する 1986 年 12 月 22 日の EC 指令 87/102/EEC³⁸⁰の対象となり、その後、1986 年指令は消費者信用の実体と乖離し、信用分野の大きな発展の観点から時代遅れとなっていたため、1990 年 2 月 22 日の EC 指令 90/88/EEC³⁸¹によって改正された。

欧州議会は 2008 年 4 月 23 日に上記の 1986 年の指令を廃止し、新しい指令 2008/48/EC を採択した。この指令は、フランス国内においては 2010 年 7 月 1 日付の新消費者信用法 (Law n° 2010-737) に準拠している。

また、貸金業者の貸出に関して、金融機関が前四半期に請求した平均実質金利の 3 分の 1 を上回る金利を暴利的な金利と規定している (消費者法典 L314-6 条)。

(6) 貸出業務に関する動向

フランスの法律では、法人向け融資、個人向け融資のいずれも契約書にグローバル実効金利を記載することが義務付けられている。しかし、金利が変動金利に基づく場合や、ストラクチャードファイナンスの場合等、契約内容によってはグローバル実行金利の計算方法が理解しづらい課題がある。そのため、信用契約締結の際におけるグローバル実効金利の記載義務の免除が議論されている。

2018 年 8 月 10 日に政府は消費者法典と通貨金融法典においてグローバル実効金利の条項を改正した³⁸²が、あくまでグローバル実効金利の記載漏れや算出方法

³⁸⁰ OJL42, 12 February 1987, P. 48

³⁸¹ OJL61, 10 March 1990, P. 14

³⁸² LOI n° 2018-727, 2018 年 8 月 10 日,

に誤りがあった場合の民事制裁の適正化に留まった。改正された条項により、すべてのローンに対して、貸し手の重大な違反がある等の事情を斟酌し、裁判官が決定した割合で利息を没収する制裁を可能としている。

8. 主な政策金融機関

フランスの公的金融機関にはフランス預金供託金庫がある。国や地方自治体が行う公共政策を支援する公益的な使命を遂行し、国の一般的利益と経済発展に奉仕することを目的としている。(通貨金融法典 L518-2)

(1) フランス預金供託金庫 (Caisse des dépôts et consignations)

フランス預金供託金庫の主な機能は以下のとおりである。

- 国民の貯蓄の保護
- 社会住宅への融資
- 年金基金の運営

(2) 政策金融機関を規制する主要な法令名 (ガイドラインを含む)

フランス預金供託金庫は、通貨金融法典によって規制され、国务院の法令によって組織された監督委員会による監督下に置かれる (通貨金融法典 L518-2~L518-3)

[EU] の金融制度

【金融監督機関の概要】

EU では、加盟国間での横断的な金融監督を行う欧州金融監督制度（ESFS）が採用されており、EU レベルでの全体的なシステミック・リスクの監督を行う機関として欧州システミック・リスク評議会（ESRB）、また、個々の金融機関につきマイクロ・プルーデンス監督を行う機関として銀行、証券、保険の業態ごとの監督機関が存在し、マイクロ・プルーデンス監督を行う 3 機関を欧州監督機構（ESA）と称する。詳細は EU I.3 参照

【金融法制の特徴・動向】

<市場統一、規制の断片化解消のための取組>

EU の法令体系として、加盟各国に直接適用される「規則」と国内法措置が必要な「指令」がある。

これまでは、「指令」をもとに、各国が国内法を整備する方式が主流だったが、近年、EU 市場の統一強化を目的に加盟各国に対して直接拘束力を有する「規則」を制定するケースも増えてきている。銀行の健全性に関する規制である自己資本要件指令（CRD）と自己資本要件規則（CRR）の両者は度重なる改正の中で、各国規制の断片化を解消するため定量的に規定できる部分を指令から規則に切替える改正等がされてきた。詳細は EU I.1.(2) 参照

現在検討されている規則として、暗号資産市場の規制に関する規則がある。2022 年 10 月 5 日、EU 理事会により承認され、現在成立を目指している暗号資産市場（MiCA）規則案は法的拘束力があり、各国規制の断片化等の解消を企図するものといえる。特に MiCA は従前では法令の適用外であったステーブルコインやユーティリティ・トークン等の暗号資産に対しても規制要件を課している点が特徴的である。詳細は EU II.6.(4) 参照

<Fintech 推進のための取組>

このほか、EU では近年、Fintech の利活用や消費者保護に係る法整備が積極的に検討されてきた。2016 年に発効した「決済サービス指令 2」はチャレンジャーバンク等の Fintech 企業を API 開放及び標準化の観点から後押しした経緯があるほか、欧州中央銀行（ECB）はいわゆる「デジタルバンク」が ECB から銀行免許を取得することを認めるなど、EU は Fintech 等に代表される金融サービスへの ICT 技術利活用の推進に寄与する政策を進めてきた。詳細は EU II.1.(5) 参照

【日本との相違点】

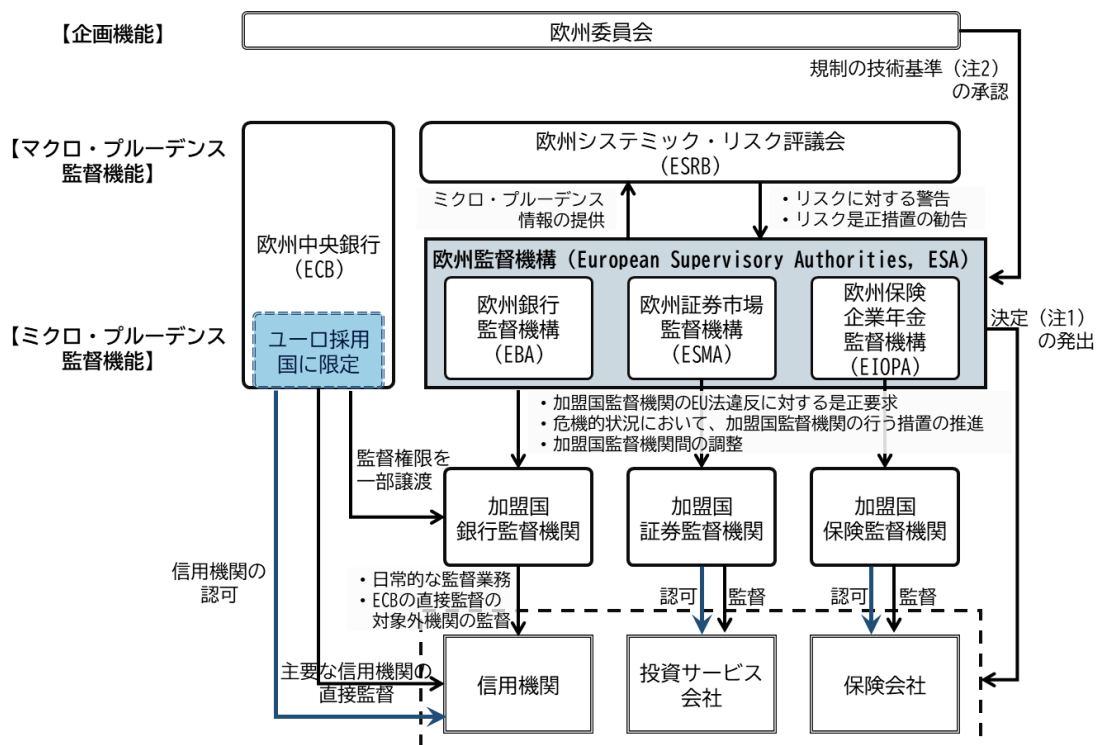
EU では加盟国間での横断的な金融監督を行いながら市場改革やイノベーションを推進している。Fintech に着目すると、日本の改正銀行法（2017 年公布、2018 年施行）と異なり EU では「決済サービス指令 2」で銀行における API 開放を義務（日本は努力義務）としており、Fintech 事業者から接続を求められた場合には銀行は拒否できない（日本は個別契約が必要）など、オープン API の観点では、日本と比べて EU は踏み込んだ政策をとってきた。他方、暗号資産については、MiCA の法制化が進められているものの、EU レベルでの規制は現状では日本対比で遅れており、暗号資産に関する本人確認、ステーブルコインの裏付資産に関する規制など、今後整備がなされる予定である。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表 EU-1 金融監督体制図



(注1) 各加盟国の金融監督機関が欧州監督機構の求める規制の適用を行わず、早期是正の必要がある場合には、欧州監督機構が個別金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する「決定」を発することができる。

(注2) 「規制の技術基準」は、法令の施行にあたっての技術的な詳細について定める規制で、欧州監督機構が制定権を持つが、制定にあたっては欧州委員会の承認を必要とする。

(出所) 「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書 (令和2年3月)³⁸³ 及び欧州議会資料³⁸⁴に基づき作成

³⁸³ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/kaigaiseido.pdf>

³⁸⁴ 欧州議会, “Review of the New European System of Financial Supervision (ESFS) – Part 2: The Work of the European Systemic Risk Board (ESRB) (2013年10月)”
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2013/507490/IPOL-ECON_ET\(2013\)507490_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2013/507490/IPOL-ECON_ET(2013)507490_EN.pdf)

EUにおいては従来、各加盟国がEU指令に基づいて国内法を整備し、各加盟国の金融監督機関はそれぞれ自国の国内法によって規制・監督を行うという形で金融監督の統一化を図ってきた。しかし、2007年の米国におけるサブプライムローン問題に端を発する金融危機ではこれらの委員会を通じて各加盟国の金融監督機関間の協調や調整を図る仕組みが機能せず、国境を越えて活動する金融機関の監督に支障を来していることが明らかになったことから、欧州委員会では、2009年2月に発表された「EUの金融監督に関する高級グループの報告書（ラロジエール報告）」での提言に基づき、加盟国間での横断的な金融監督を行うEUレベルでの金融監督機関の創設に向けて動き出し、同年11月に理事会で採択されたことにより、新たな欧州金融監督制度（ESFS）が創設された。

EUレベルでの金融監督機関としては、マクロ・プルーデンスの観点から全体的なシステミック・リスクの監督を行う機関として欧州システミック・リスク評議会（European Systemic Risk Board、以下「ESRB」）、また、個々の金融機関につきミクロ・プルーデンス監督を行う機関として

- ・ 銀行は欧州銀行監督機構（European Banking Authority、以下「EBA」）
- ・ 証券は欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority、以下「ESMA」）
- ・ 保険は欧州保険企業年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority、以下「EIOPA」）

上記4機関を包含したものを欧州金融監督制度（European System of Financial Supervision、以下「ESFS」）と称するほか、EBA、ESMA及びEIOPAの3機関をまとめて欧州監督機構（European Supervisory Authorities、以下「ESA」）と称する。

EU金融制度改革では、EUレベルの金融監督機関であるEBA、ESMA及びEIOPAの3機関（ESA）に対し、EU全体に対して適用される「規制技術基準（regulatory technical standards、RTS）」、実施細則にあたる「実施技術基準（implementing technical standards、ITS）」を制定する権限が与えられた。

規制技術基準の制定は、欧州議会及び欧州理事会による欧州委員会への委任立法（EU運営条約第290条）の形式による。

規制及び実施の技術基準の制定は、戦略的な決定、あるいは政策的な選択を含意するものであってはならず、技術的なものでなければならない（EBA設立規則第10条第1項及び第15条第1項、ESMA設立規則第10条第1項及び第15条第1項、EIOPA設立規則第10条第1項及び第15条第1項）。

これに加えて、ギリシャ、スペイン等ユーロ圏内での銀行危機を受け、同圏内の銀行を欧州中央銀行（European Central Bank、以下「ECB」）が一元的に監督す

る単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism、以下「SSM」）の設立が2012年に欧州委員会により提案され、2014年11月から本格的に始動した。

(2) 法令

ア EUの法体系

EUの法体系は、以下の5種類から構成される（EC条約第249条）。

(ア)規則（Regulation）

全加盟国に対し、各国国内法に優先して企業や個人に直接に適用されるもので、法的拘束力を有する。

(イ)指令（Directive）

法的拘束力を有する。加盟国に対して達成目標と義務を与えるものであり、その目的に従って、指令の定める期限までに、各国がそれぞれの国内法を整備しなければならないが、当該国内法の細部については各国の裁量に委ねられる。企業や個人に対して直接適用されることはない。

(ウ)決定（Decision）

特定の加盟国政府、企業、個人に対して直接に適用され、法的拘束力を有する。

(エ)勧告（Recommendation）

加盟国政府、企業、個人に一定の行為の実施を期待する旨を欧州委員会が表明するものであり、法的拘束力はない。

また、冒頭に「Text with EEA relevance」とある法令の場合、EU加盟27ヶ国に、非EU加盟国でありながらEEA（European Economic Area（日本語では「欧州経済領域」、以下「EEA」））に加盟するリヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェーの3国を加えた総計30ヶ国（2020年2月1日時点）に対しても適用される。それらの法令では、条文上「域内／外」「加盟国」と記載されている場合、その実質的な意味は「EEA域内／外」「EEA加盟国」となる。

(オ)意見（Opinions）

特定のテーマについて欧州委員会の意思を表明したもので、法的拘束力はない。

イ 立法過程

EU では、欧州委員会が提出した法案を欧州連合理事会と欧州議会とが共同で採択する形で法律が制定される。

法案提出権は、特別の場合を除き、欧州委員会が独占している。欧州連合理事会や欧州議会は、欧州委員会に法案提出を要請することはできるものの、法案を提出するか否かの判断は欧州委員会の裁量となる。

なお、欧州委員会において金融規制・監督に関連する企画機能を担っている部門は、金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局 (Directorate-General for Financial Stability, Financial Services and Capital Markets Union、DG FISMA) である。

EU の立法手続は、欧州議会の共同決定を必要とする「通常立法手続」(ordinary legislative procedure) と、共同決定を必要としない「特別立法手続」(special legislative procedure) がある。

通常立法手続における欧州議会での審議は、三読会制が採られている。審議のプロセスは主に以下のとおり。

- ・ 欧州議会の第一読会で法案を審議し、欧州連合理事会に修正案を提出
- ・ 欧州連合理事会は、修正案に対する賛否を決定
- ・ 欧州連合理事会により法案が修正された場合には、欧州議会にて第二読会を開催
- ・ 第二読会で欧州議会と欧州連合理事会とが合意できない場合には、調停委員会にて第三読会を開催
- ・ 第三読会で作成、承認された共同案が欧州議会と欧州連合理事会の承認により採択された場合には、法案が成立

特別立法手続には、諮問手続と同意手続とがある。

諮問手続は欧州委員会による法案提出後、欧州議会の諮問を経て、欧州連合理事会が法案を採択する。欧州議会の賛否表明や修正案には法的拘束力がない。

同意手続は欧州委員会による法案提出後、欧州議会の同意を得て、欧州理事会が法案の採択を行う。ただし、欧州議会は法案に対する賛否を表明することができるものの、修正を求めることはできない。

ウ EU 法と加盟国国内法との関係

EU における加盟国間での金融規制・監督の調和に向けては、従来は「指令」を用いることが多かった。「指令 (Directives)」による立法化の基本的な流れは以下のとおりであり、各加盟国において、実施のための国内法を整備する必要がある。

- ・ 欧州委員会が提案
- ・ 欧州議会と欧州連合理事会の共同決定により指令が成立
- ・ 指令に基づき各加盟国で制定法を調整
- ・ 欧州委員会が各加盟国での実施状況を監視
- ・ 場合によっては、委員会や各方面からの提訴を受けて欧州司法裁判所が判決を下す（加盟国不作為の改善命令）
- ・ 改善措置の実施

しかし、EU 金融制度改革において EU 域内での金融規制・監督の統一性を強化しようとする中で、EU レベルで制定される「規則 (Regulations)」を各加盟国に直接適用しようとするケースも増えてきている。

例えば、金融機関の自己資本規制は、かつては Directive 2006/48/EC (通称「資本要件指令」) をはじめとする「指令」に基づいて行われていたが、第 4 次資本要件指令では、併せて制定された Regulation (EU) No 575/2013 (通称「資本要件規則」) において健全性基準が規定され、規制対象である金融機関に直接適用されるようになった。

以下では、金融規制・監督に係る最近の主な EU 法を、「指令」によるものと「規則」によるものとに分けて列記する。

- 「指令」によるもの（各加盟国において、実施のための国内法を整備）
 - ・ 第 5 次資本要件指令 (通称: 5th Capital Requirement Directive、CRD V)
 - ・ 第 2 次金融商品市場指令 (通称: Markets in Financial Instruments Directive II、MiFID II)
 - ・ ソルベンシー II 指令 (通称: Solvency II Directive)
 - ・ 保険販売業務指令 (通称: Insurance Distribution Directive、IDD)
 - ・ 市場濫用指令 II (通称: Market Abuse Directive II、MAD II)
- 「規則」によるもの
 - ・ 第 2 次資本要件規則 (通称: Capital Requirement Regulation II、CRR II)
 - ・ 金融商品市場規制 (Regulation (EU) No 600/2014、通称: Markets in Financial Instruments Regulation、MiFIR)
 - ・ 市場濫用規則 (Regulation (EU) No 596/2014、通称: Market Abuse Regulation、MAR)
 - ・ 欧州市場インフラ規則 (Regulation (EU) No 648/2012、通称: European Market Infrastructure Regulation、EMIR)
 - ・ 格付機関規則 (Regulation (EC) No 1060/2009、通称: Credit Rating Agencies Regulation、CRAs)

- ・ サステナブルファイナンス開示規則 (Regulation (EU) 2019/2088、通称 : Sustainable Finance Disclosure Regulation、SFDR)

2. 金融監督機関の権限

前述のとおり、EU レベルの金融監督機関である EBA、ESMA 及び EIOPA の 3 機関 (ESA) に対し、EU 全体に対して適用される「規制技術基準 (regulatory technical standards、RTS)」、実施細則にあたる「実施技術基準 (implementing technical standards、ITS)」を制定する権限が与えられている。

ESA による規制制定の手続は、以下のとおりである (EBA 設立規則第 10 条第 1 項、ESMA 設立規則第 10 条第 1 項、EIOPA 設立規則第 10 条第 1 項)。

- ・ ESA が規制の草案を作成する。
- ・ ESA は作成した草案に対し公開コンサルテーションを実施し、また、規制案の費用便益分析を行う。さらに ESA は、監督対象機関やその従業員の代表者、消費者、金融機関利用者、中小企業の代表者により構成される関係者グループ (stakeholder group) に対し、意見を求めなければならない。
- ・ ESA は規制草案を欧州委員会に提出する。
- ・ 欧州委員会は規制草案を欧州議会と欧州理事会とに回付し、3 カ月以内にこれを承認するか否かを決定する (一部のみの承認も可)。
- ・ 欧州委員会は、草案を承認しない場合、その理由や変更案を付して ESA に差戻す。
- ・ ESA は差戻し後、6 週間以内に草案を修正し、欧州委員会に再提出する。ESA が 6 週間以内に修正草案を提出しない場合、欧州委員会は自らが必要と考える修正を加えた後にこれを承認するか、あるいは否決することができる。

制定された規制技術基準は、EU の「規則」又は「決定」としての効力を持ち、官報 (Official Journal of the European Union) に掲載され、その掲載内容の中で示された期日をもって発効する (EBA 設立規則第 10 条第 4 項、ESMA 設立規則第 10 条第 4 項、EIOPA 設立規則第 10 条第 4 項)。

(1) 銀行監督機関の権限

ア 監督機関

信用機関に対する健全性監督は、当該信用機関に免許等を交付した国の金融監督機関が実施する (第 5 次資本要件指令第 49 条)。

イ 監督手法

監督責任を有する銀行監督機関は、信用機関が第5次資本要件指令・第2次資本要件規則を遵守するために実施した態勢整備・戦略のレビューを行い、信用機関が負っているリスク、又はストレステストによって明らかになったリスクの評価を行わなければならない（第5次資本要件指令第97条第1項）。

このレビュー・評価に基づき、加盟国の銀行監督機関は、信用機関に健全な経営とリスクへの備えが確保されているかどうかを判断しなければならない（第5次資本要件指令第97条第3項）。

加盟国の銀行監督当局は、信用機関の活動規模、システミックな重要性、性質、及び業務の規模や複雑さを考慮して、上記のレビュー・評価の頻度と強度（intensity）を設定しなければならない。このレビュー・審査は、当該銀行監督機関による検査計画の対象となっている信用機関については、少なくとも年に1回は更新されなければならない（第5次資本要件指令第97条第4項）。

加盟国の銀行監督機関は、レビューの結果、信用機関が金融システムにリスクを及ぼす可能性があると判断した場合には、当該レビューの結果をEBAに遅滞なく報告しなければならない（第5次資本要件指令第97条第5項）。

また、ガバナンスやビジネスモデル等のレビューの結果、合理的な理由に基づき、信用機関がマネー・ローンダリングやテロ資金供与に関与していると疑われる場合には、加盟国の銀行監督機関は直ちにEBAに報告しなければならない（第5次資本要件指令第97条第6項）。

ウ 処分規定

加盟国は、第5次資本要件指令の国内法と第2次資本要件規則の違反に対する行政罰及び行政措置を規定するとともに、それらの実施を確保するために必要な措置をすべて講じなければならない（第5次資本要件指令第65条）。

(2) 証券監督機関の権限

ア 投資サービス会社に対する権限

(ア) 監督機関

各加盟国は、第2次金融商品市場指令・金融商品市場規則に基づき、証券業務分野における監督機能を担う公的機関を指定する（第2次金融商品市場指令第67条）。この指定された機関が当該国の証券監督機関として、当該国内で免許等を交付した投資サービス会社の監督を行う。

(イ) 監督手法

証券監督機関は、金融商品市場規則に則り、報告徴求、立入検査の実施、法令違反行為の停止命令、資産の凍結又は差押さえ、業務停止命令など、監督業務を実施する上で必要な権限を保持しなければならない（第2次金融商品市場指令第69条）。

(ウ) 処分規定

加盟国は、投資サービス会社による第2次金融商品市場指令・金融商品市場規則の違反行為に対し、免許等の取消、あるいは刑事罰を科すことも含めて、適切な行政措置や制裁措置を講じなければならない（第2次金融商品市場指令第70条）。

イ 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

(ア) 監督機関

市場濫用、市場操作及びインサイダー取引の防止及び検知について規定した市場濫用規制により、加盟国は、同指令を執行するための単一行政機関を指定しなければならない（市場濫用規制第22条）。

(イ) 監督手法

指定された監督機関は、市場濫用指令に基づく義務を履行する上で、少なくとも、以下の監督権限及び調査権限を保持しなければならない（市場濫用規則23条）。

- あらゆる形式の文書・データにアクセスする権限及びそのコピーを取得する権限
- 業務上の命令の伝達や実施に継続的に関わるあらゆる人々に対して情報を徴求し、必要に応じて招集、審問する権限
- 商品先物取引において、標準形式により市場参加者に情報を徴求し、取引に関するレポートを取得、及びトレーダーシステムに直接アクセスする権限
- 立入検査及び調査を行う権限
- 自然人及び法人の敷地内に入る権限
- 犯罪捜査上の照会をする権限
- 現存する電話・電子媒体の内容、あるいはデータ通信記録を徴求する権限
- 問題となる金融商品の取引を一時停止する権限
- 資産の凍結・差押えを要求する権限
- 監督機関が当該規定に反する行為と判断した場合に中止を要求する権限
- 専門業務（professional activity）の一時的な禁止を要求する権限

- 正確な開示情報の提供を保証するために必要な措置をすべて講じる権限

(ウ) 処分規定

各加盟国は市場不正行為に対して刑事罰を科すことができる。加えて、国内法に則り違反行為に対して適切な行政措置及び制裁を科す権限を保持しなければならない（市場濫用規則第 30 条）。

(3) 保険監督機関の権限

ア 監督機関

保険会社に対する監督は、免許等交付国が監督権限を交付した監督機関が行う（ソルベンシー II 指令第 13 条(10)、第 30 条）。

イ 監督手法・処分規定

加盟国は、保険監督機関に対し、自国に本店を持つ保険会社を監督するのに必要な権限と手段とを付与しなければならない。それに伴い、保険監督機関は、以下を含む権限を保持しなくてはならないほか、これらの権限が法執行、又は司法手続によって確実に実行されなければならない（ソルベンシー II 指令第 34 条、第 35 条）。

- 保険会社に対して行政上又は金融上の必要な措置を適宜執行する権限
- 監督活動に必要なあらゆる情報を保険会社から徴求する権限
- 保険会社の市場環境変化への対応能力を定量的に評価する手法を開発する権限
- 保険会社の敷地内での立入検査を実施する権限

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

投資運用業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EU II . 3. 投資運用業者・投資顧問会社を参照のこと）。

投資サービス会社に対する監督については、EU I . 2. (2) ア投資サービス会社に対する権限を参照のこと。

(5) 投資顧問業者の監督機関の権限

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EU II . 3. 投資運用業者・投資顧問会社を参照のこと）。

投資サービス会社に対する監督については、EU I . 2. (2) ア投資サービス会社に対する権限を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

EU では、国境を越えて金融市場・規制・監督の一体化を推進するため、各種の指令や規制の中で、各国の金融監督当局同士及び EU レベルの監督機関も含めた情報交換や協調・連携の必要性を強調し、その実行を義務付けている。

そのような域内における金融規制及び監督の調和や統一化を図るため、EU レベルにおいてマイクロ・プルーデンス監督を担当する金融監督機関である欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、及び欧州保険企業年金監督機構（EIOPA）に対し、以下の権限が与えられている（ここではEBAの例を取り上げているものの、ESMA 及び EIOPA も同等の権限を有している）。

ア 各加盟国の金融監督機関に対する EBA の権限

各加盟国の金融監督機関が規制を恣意的に運用することを防止するため、EBA には各加盟国の金融監督機関が EU 法に違反している場合に、調査の実施のほか、担当監督機関への提言及び公式な是正措置要求を発出することができる（EBA 設立規則第 17 条など）。

金融市場の秩序ある機能や統合性、あるいは金融システム全体又は一部の安定性が重大な危機にさらされるような可能性のある状況において、EBA は関係国の金融監督機関がとる措置を積極的に後押しし、必要な場合には関係国間の調整を行う（EBA 設立規則第 18 条）。

国境を越えて活動する金融機関に関する措置について関係国の金融監督機関の間で見解の相違がある場合には、当該監督機関の要請に基づいて、EBA は当該監督機関の間での合意形成を支援する（EBA 設立規則第 19 条）。

上記の措置において、各加盟国の金融監督機関が EBA の求めに従わず、市場の正常な競争状態の維持・回復や金融システムの秩序ある機能や統合性を損ない、早期是正の必要がある場合は、EBA は、EU 域内の個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する決定（decision）を発することができる。（EBA 設立規則第 17 条第 6 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 4 項）

EBA による決定は、各加盟国の金融監督機関によるそれ以前のすべての決定に優先して適用される（EBA 設立規則第 17 条第 7 項、第 18 条第 5 項、第 19 条第 5 項）。

また、2014年11月から稼働したユーロ採用国における単一監督メカニズム(SSM)の中心として、COUNCIL REGULATION (EU) No 1024/2013（以下「SSM規則」）及びREGULATION (EU) No 468/2014（以下「SSM枠組み規則」）により、ECBには主に以下のような権限が与えられている。

イ SSM 参加各国の金融監督機関に対する ECB の主な権限

主な権限として以下のものがある。

- ユーロ圏内の信用機関設立の許認可権限を一元的に行使すること（SSM 規則第 4 条）。
- ユーロ圏内の信用機関に対する健全性や内部統制等の規制の遵守状況の監督を一元的に行うこと（SSM 規則第 4 条）。
- 必要に応じて EBA と協調した上で、ストレステスト及びその結果の公表を行うこと（SSM 規則第 4 条）。
- SSM の効果的かつ円滑な実施の責任を負うこと（SSM 規則第 6 条）。
- 参加各国の金融監督機関の活動状況について、定期的に報告を受けること（SSM 規則第 6 条）。
- ECB と参加各国金融監督機関との合同監督チームの結成とその組成を所管すること（SSM 枠組み規則第 4 条）。
- ユーロ圏内で、その規模や社会的影響等から重要とされる信用機関及び金融持株会社に対する監督行為を実施すること（SSM 枠組み規則第 8 条）。
- ECB の行う監督行為に必要な情報を参加各国の金融監督機関から収集すること（SSM 枠組み規則第 21 条）。
- 参加各国の国内法の範囲で、参加各国の金融監督機関の監督権限の発動を要求すること（SSM 枠組み規則第 22 条）。

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要

EU の金融監督制度は、欧州システミック・リスク理事会（ESRB）、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険企業年金監督機構（EIOPA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、監督当局機構合同委員会（ESAs）及び各加盟国の管轄当局・監督当局により構成される（ESRB 規則第 1 条第 3 項）。

(2) 欧州システミック・リスク理事会（ESRB）

ア 根拠法令

ESRB は、Regulation No. 1092/2010（以下「ESRB 設立規則」）に基づき設置された。

イ 目的

ESRB は、EU 域内の金融の安定性に対するシステミック・リスクの防止又は緩和を目的として、EU における金融システムのマクロ・プルーデンス監督を行う機関である（ESRB 設立規則第 3 条第 1 項）。

ウ 業務内容

上記②の目的のため、ESRB は以下の業務を実施する（ESRB 設立規則第 3 条第 2 項）。

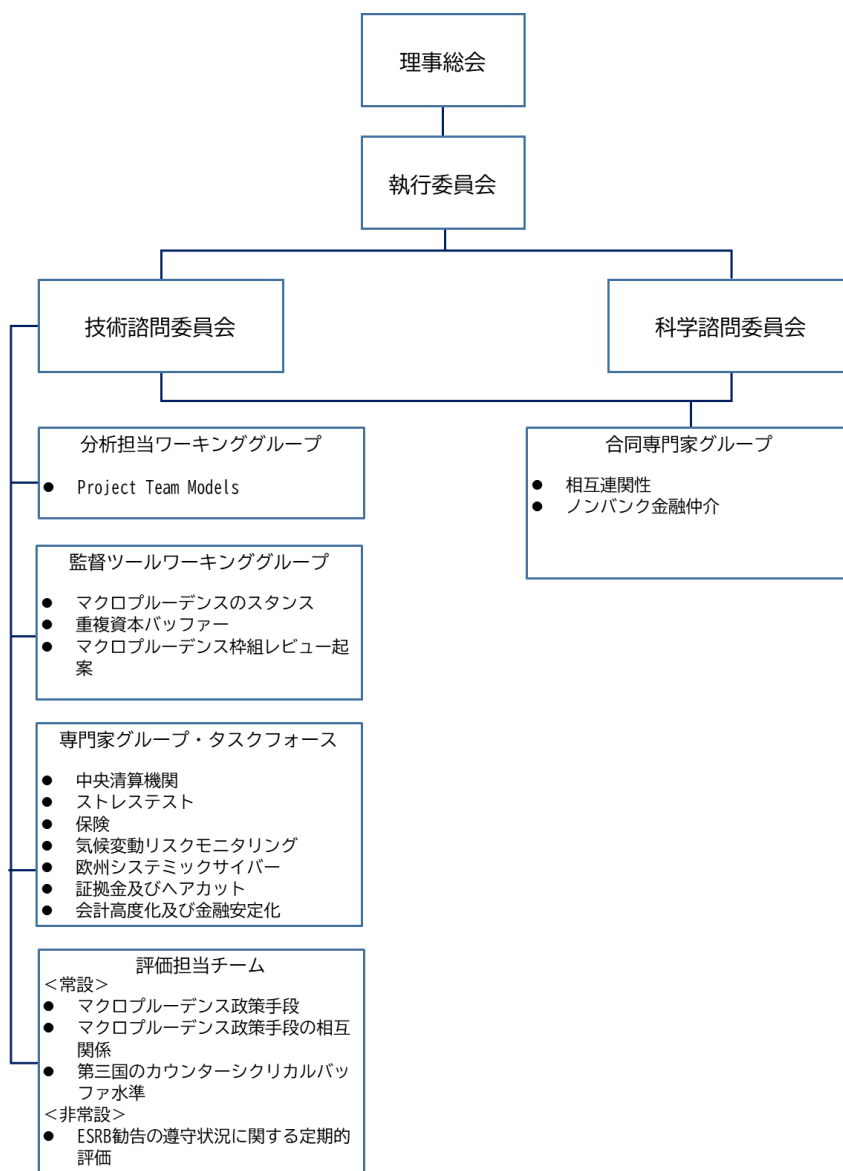
- 1) 関連する情報の確定・収集・分析
- 2) システミック・リスクの特定と優先順位付け
- 3) 重大なリスクに対する警告の実施、及び必要に応じてこれを公表すること
- 4) リスクの是正措置についての勧告の実施、及び必要に応じてこれを公表すること
- 5) 緊急時に欧州理事会に対して秘密警告を行い、状況に関する評価を提供すること
- 6) 警告や勧告のモニタリングとフォローアップ
- 7) ESFS³⁸⁵のその他の機関との協力
- 8) 必要に応じ、欧州監督当局合同委員会に参加すること
- 9) 国際的な金融監督機関（国際通貨基金（IMF）、金融安定化理事会（FSB）、

³⁸⁵ 欧州金融監督制度（ESFS）については、EU I.1.(1)を参照のこと。

その他第三国の監督当局)との連携を図ること
 10) EU 法によって特定されるその他の関連業務

エ 組織

図表 EU-2 ESRB の組織図



(出所) ESRB, “Organizational Chart” に基づき作成
<https://www.esrb.europa.eu/shared/pdf/Organisational-Chart.pdf?7ec1d49a56b65fdd6076bd37f457fef7>

ESRB には理事総会 (General Board)、執行委員会 (Steering Committee)、事務局 (Secretariat)、科学諮問委員会 (Advisory Scientific Committee)、技術諮問委員会 (Advisory Technical Committee) が設置される (ESRB 設立規則第 4 条第 1 項)。

理事総会は以下のメンバーによって構成される (ESRB 設立規則第 6 条)。このうち、議決権を持つメンバーは(ア)~(ク)となる。

- (ア) 欧州中央銀行の総裁・副総裁
- (イ) 各加盟国の中央銀行総裁
- (ウ) 欧州委員会委員 1 名
- (エ) EBA 議長
- (オ) EIOPA 議長
- (カ) ESMA 議長
- (キ) 科学諮問委員会議長 1 名、副議長 2 名
- (ク) 技術諮問委員会議長
- (ケ) 各加盟国の国内監督当局代表者 (各国 1 名)
- (コ) 経済・財政委員会 (Economic and Financial Committee) 議長
- (サ) ECB の監査役会の議長
- (シ) 単一破綻処理委員会の議長
- (ス) アイスランド、ノルウェーの中銀総裁
- (セ) リヒテンシュタインの財務省高官
- (ソ) EFTA 加盟国の監督当局の高レベル代表者

オ 職員数

ESRB の事務局は、ECB 内に置かれており、ECB から職員が派遣されている。また、ESRB メンバーの所属機関 (EU I.3.(2)エ組織を参照のこと) から、分析におけるサポートのために職員の派遣を受入れている。2021 年に ESRB に派遣された職員数 (フルタイム換算) の内訳は下記のとおり。

ECB からの提供

事務局の常勤職員	31.9 名
その他の形態でのサポート	31.5 名
その他の ESRB メンバーの所属機関からの提供	59.3 名

カ 予算規模・予算源

ESRBには独自の予算はなく、日々の運営予算はECBから拠出される。2021年の直接費の概算は990万ユーロであった³⁸⁶。

(3) 欧州銀行監督機構（EBA）

ア 根拠法

EBAは、Regulation No. 1093/2010（以下「EBA設立規則」）に基づき設置された。EBAは、法人格を持つEUの一機関である（EBA設立規則第5条）。

イ 目的

EBAは、EU域内の銀行部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関であり、2011年1月にESFSの一部として設置された（EBA設立規則第2条第1項）。

EBA設立規則では、その目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公共の利益を保護すること」と規定している（EBA設立規則第1条第5項）。

ウ 業務内容

EBAの担当する業務は、EBA設立規則第8条第1項にて列挙されている。その主な業務は以下のとおりである。

- EU域内において共通した規制・監督の基準・慣行の確立に寄与すること
 - ・ EBAは、EU域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び実施の技術基準草案等の作成を行う。規制の制定手続についてはEU I.2. 金融監督機関の権限を参照のこと
- 金融機関の事業モデル・慣行の変化を考慮し、EU域内全体の金融機関監督業務の方法論と手順の模範例を提示する「欧州監督ハンドブック」の編纂・更新を行うこと
- EUにおける法令の一貫した適用に貢献すること
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること
- ESRBと緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供

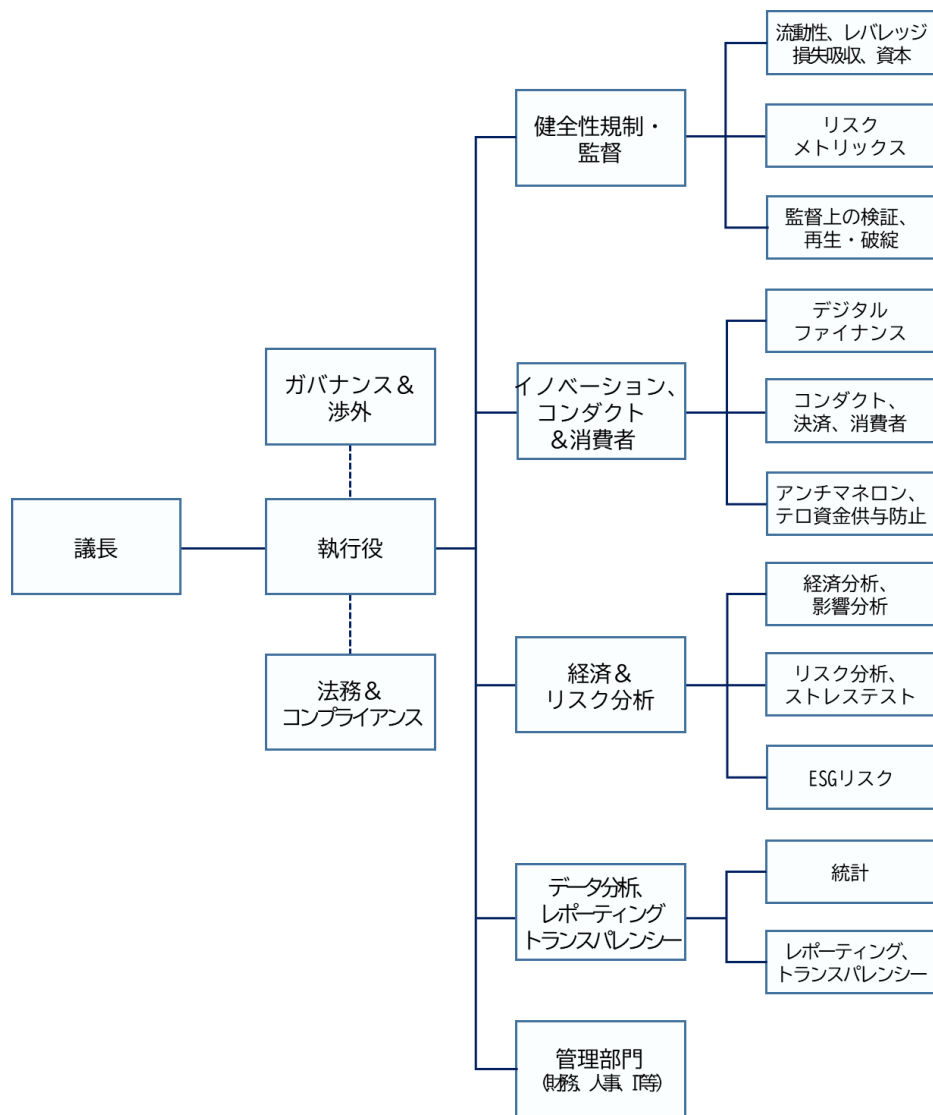
³⁸⁶ ESRB, “Annual Report 2021” p. 57

- し、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること
 - 担当分野における市場動向（特に、家計や中小企業に対する信用供与などを含む）を監視し、評価すること
 - EBA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること
 - 預金者や投資家の保護を促進すること
 - システミック・リスクを孕む国際的な金融機関の危機に関与する各国金融監督機関の相互協力を促進することを考慮した上で、以下を実施すること。EU 全域で預金者と投資家のための高度な保護措置を提供すると同時に、破綻した金融機関の処理手法及び適切な資金供給手段の必要性を評価する手法を開発することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価・計測、及び再建・破綻処理計画の作成と調整の一貫・協調した稼働を促進すること
 - EBA 設立規則やその他の法令によって要求されるその他の業務を遂行すること
 - 市民が容易に情報を取得できるよう、EBA の活動分野（特に、登録済みの金融機関に対する EBA の専門分野での活動）に関する情報をウェブサイトに公開し、定期的に更新すること
 - 欧州銀行監督者委員会（Committee of Banking Supervision、CEBS）からすべての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること

エ 組織

EBA は、以下の機関により構成される（EBA 設立規則第 6 条）。

図表 EU-3 EBA の組織図
(2022 年 6 月現在)



(出所) EBA, “Organisation%20charts (June2022)” に基づき作成

https://www.eba.europa.eu/sites/default/documents/files/document_library/About%20OUs/Internal%20organisation/EBA%20Staff/Organisation%20charts/1035739/Organisational%20chart%2016%20June%202022.pdf

(ア) 監督当局理事会 (Board of Supervisors)

EBA の主たる意思決定機関であり、その業務方針の決定を担う (EBA 設立規則第 43 条第 1 項)。

構成メンバーは以下のとおりである (EBA 設立規則第 40 条第 1 項)。このうち、議決権を有するのは 2) のみである。

- 1) 議長
- 2) 各加盟国において信用機関の監督を所管する国家機関の長
- 3) 欧州委員会の代表者 1 名
- 4) ECB の代表者 1 名
- 5) ESRB の代表者 1 名
- 6) ESMA³⁸⁷、EIOPA³⁸⁸ の代表者各 1 名

(イ) 管理理事会 (Management Board)

EBA 議長、及び監督当局理事会の議決権保有者によって選任された同理事会のメンバー 6 名により構成される (EBA 設立規則第 45 条)。

EBA の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権限の行使、人事計画の採択、及び年次報告書の作成・提出といった業務を行う (EBA 設立規則第 47 条)。

(ウ) 議長 (Chairperson)

議長は EBA の代表権を持ち、独立した専任の専門職である (EBA 設立規則第 48 条第 1 項)。

議長は監督当局理事会によって任命される。また、監督当局理事会による選出の後 1 カ月の間、欧州議会は選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申立てることができる (EBA 設立規則第 48 条第 2 項)。

議長の任期は 5 年とし、1 度に限り延長が可能である (EBA 設立規則第 48 条第 3 項)。

(エ) 執行役 (Executive Director)

執行役は EBA の管理運営を行い、独立した専任の専門職である (EBA 設立規則第 51 条第 1 項)。

執行役は欧州議会の承認の後、監督当局理事会によって任命される (EBA 設立規則第 51 条第 2 項)。執行役の任期は 5 年とし、1 度に限り延長が可能である (EBA 設立規則第 51 条第 3 項)。

³⁸⁷ EU I. 1. (1) 概要及び EU I. 3. (4) 欧州証券市場監督機構 (ESMA) を参照のこと。

³⁸⁸ EU I. 1. (1) 概要及び EU I. 3. (5) 欧州保険企業年金監督機構 (EIOPA) を参照のこと。

(オ)不服申立て処理委員会 (Board of Appeal)

不服申立て処理委員会は、EBA、EIOPA、ESMA の 3 機関が合同で設置する組織である (EBA 設立規則第 58 条第 1 項)。同委員会は 6 名の委員、及び 6 名の補欠により構成されるが、委員は金融に関連する十分な知識と業務経験、及び法律の専門知識を持つ個人でなくてはならない (EBA 設立規則第 58 条第 2 項)。

委員の決定については、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、監督当局理事会への諮問の後に、管理理事会が 2 名の委員と 2 名の補欠を任命する。その他の委員は、残りの 2 機関の管理理事会が当該リストからそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する (EBA 設立規則第 58 条第 3 項)。

委員の任期は 5 年とし、1 度に限り延長が可能である (EBA 設立規則第 58 条第 4 項)。

EBA の決定の名宛人、及びこの決定に直接かつ個別に関係する自然人及び法人 (各加盟国の金融監督機関も含む) は、当該決定に対し不服を申立てることができる。不服申立て処理委員会は、申立てに十分な根拠があるか否かを判断した上で、当該決定の確認、又は担当部局への回付を行う。また、当該委員会によりなされた決定は、監督機構を通じて公開されなくてはならない (EBA 設立規則第 60 条)。

なお、後述する ESMA、EIOPA も同様の組織体制を採用している。

オ 職員数

EBA の職員数は以下のとおりである。

図表 EU-4 EBA の職員数

(2021 年度末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		222
うち	検査に従事する職員	—
	国際部門の職員	NA

(出所) EBA, “2021 Annual Report”

<https://eba.europa.eu/about-us/annual-reports>

カ 予算規模・予算源

EBA の収入は、以下の 1)～3) から成る (EBA 設立規則第 62 条)。

- 1) 各加盟国の金融監督機関からの拠出金 (obligatory contributions)

- 2) EU の一般会計からの補助金 (subsidy)
- 3) EBA への手数料 (EU 法によって規定される fee)

図表 EU-5 EBA の予算規模・予算源
(2021 年度末現在)

(単位：100 万ユーロ)

	金額
収入	50.0
加盟国監督機関からの拠出金	18.8
欧州委員会からの補助金	29.6
監督対象機関からの拠出金	0.7
その他の収入	0.9
支出	49.1

(出所) EBA , “Consolidated Annual Activity Report of the European Banking Authority Year 2021”

https://www.eba.europa.eu/sites/default/documents/files/document_library/About%20Us/CAAR/1035239/EBA%202021%20Consolidated%20Annual%20Activity%20Report.pdf

(4) 欧州証券市場監督機構 (ESMA)

ア 根拠法

ESMA は、Regulation No. 1095/2010 (以下「ESMA 設立規則」) に基づき設置された。ESMA は、法人格を持つ EU の一機関である (ESMA 設立規則第 5 条第 1 項)。

イ 目的

ESMA は、EU 域内の証券部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設置された (ESMA 設立規則第 2 条第 1 項)。

ESMA 設立規則では、その目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公共の利益を保護すること」と規定している (ESMA 設立規則第 1 条第 5 項)。

ウ 業務内容

ESMA 設立規則の担当する業務は ESMA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。その主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立に寄与すること
- ESMA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関

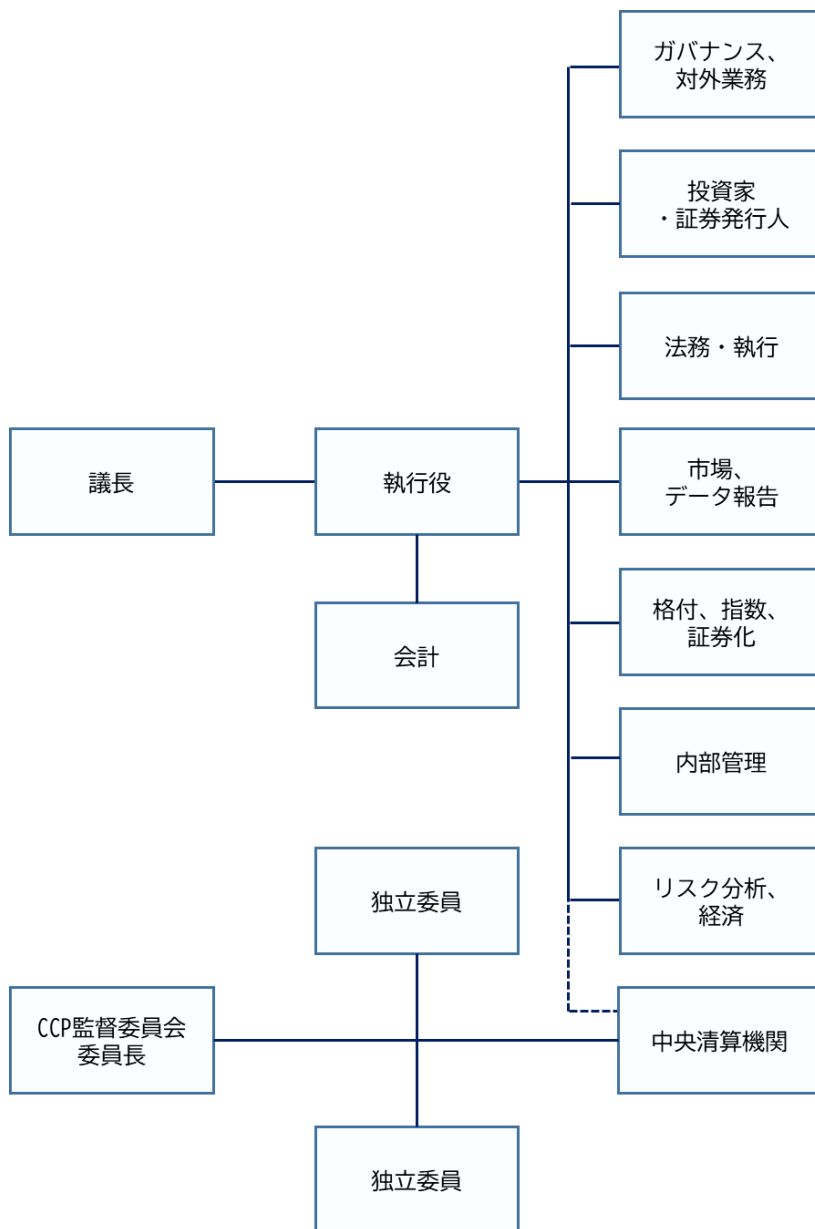
に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び実施の技術基準草案の制定を行う。規制の制定手続については、EUI.2 記載の欧州監督機構 (ESA) による規制制定を参照のこと。

- EUにおける法令の一貫した適用に貢献すること
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供し、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること
- 担当分野における市場動向を監視し、評価すること
- ESMA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること
- 投資家の保護を促進すること
- EU 全域で投資家のための高度な保護措置を提供すると同時に、破綻した金融市場参加者の処理手法及び適切な資金供給手段の必要性を評価する手法を開発することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価・計測、及び再建・破綻処理計画の作成と調整の一貫・協調した稼働に貢献すること
- ESMA 設立規則やその他法令によって要求されるその他の業務を遂行すること
- 公衆が容易に情報を取得できるよう、ESMA の活動領域（特に、登録済みの金融市場参加者に対する ESMA の専門分野での活動）に関する情報をウェブサイトに掲載し、定期的に更新すること
- 欧州証券監督者委員会 (Committee of European Securities Regulators、略称 CESR) からすべての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること

エ 組織

ESMA は、以下の機関により構成される（ESMA 設立規則第 6 条）。

図表 EU-6 ESMA の組織図
（2021 年 12 月末現在）



（出所）ESMA, “Annual Report 2021” に基づき作成
https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma22-439-962_2021_annual_report.pdf

ESMA の組織体制も概ね EBA と同一の構成となっている。監督当局理事会が ESMA の主たる意思決定機関（ESMA 設立規則第 43 条第 1 項）であり、監督当局構成メンバーも同様（ESMA 設立規則第 40 条第 1 項）となっており、ESA のほか 2 機関からメンバーが選出されるのも同様である。

管理理事会³⁸⁹、議長³⁹⁰、執行役³⁹¹の権限も同様の規定となっており、不服申立て処理委員会についても 3 機関合同で設置されており、同一のものとなっている。

オ 職員数

ESMA の職員数は下表のとおりである。

図表 EU-7 ESMA の職員数

(2021 年 12 月末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		298
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) ESMA, “Annual Report 2021”

https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma22-439-962_2021_annual_report.pdf

³⁸⁹ 管理理事会の構成については、ESMA 設立規則第 45 条、業務については同 47 条を参照。

³⁹⁰ 議長についての定めは、ESMA 設立規則第 48 条第 1 項～第 3 項を参照。

³⁹¹ 執行役についての定めは、ESMA 設立規則第 51 条第 1 項～第 3 項を参照。

カ 予算規模・予算源

ESMA の予算規模は下表のとおりである。

図表 EU-8 ESMA の予算規模・予算源

(2021 年度)

(単位：100 万ユーロ)

		金額
収入		60.9
	加盟国監督機関からの拠出金	24.6
	欧州委員会からの補助金	17.6
	加盟国監督機関からの業務委託に対応した拠出金	2.8
	監督対象機関からの賦課金	16.0
	その他の収入	0.0
支出		59.4

(出所) ESMA, “Final Accounts of the European Securities and Markets Authority FY2021”

https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma02-91-2672_esma_final_accounts_2018.pdf

https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma22-439-962_2021_annual_report.pdf

(5) 欧州保険企業年金監督機構 (EIOPA)

ア 根拠法

EIOPA は、Regulation No. 1094/2010 (以下「EIOPA 設立規則」) に基づいて設置された。EIOPA は、法人格を持つ EU の一機関である (EIOPA 設立規則第 5 条第 1 項)。

イ 目的

EIOPA は EU 域内の保険部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設置された (EIOPA 設立規則第 2 条第 1 項)。

EIOPA 設立規則では、EIOPA の目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公共の利益を保護すること」と規定している (EIOPA 設立規則第 1 条第 6 項)。

ウ 業務内容

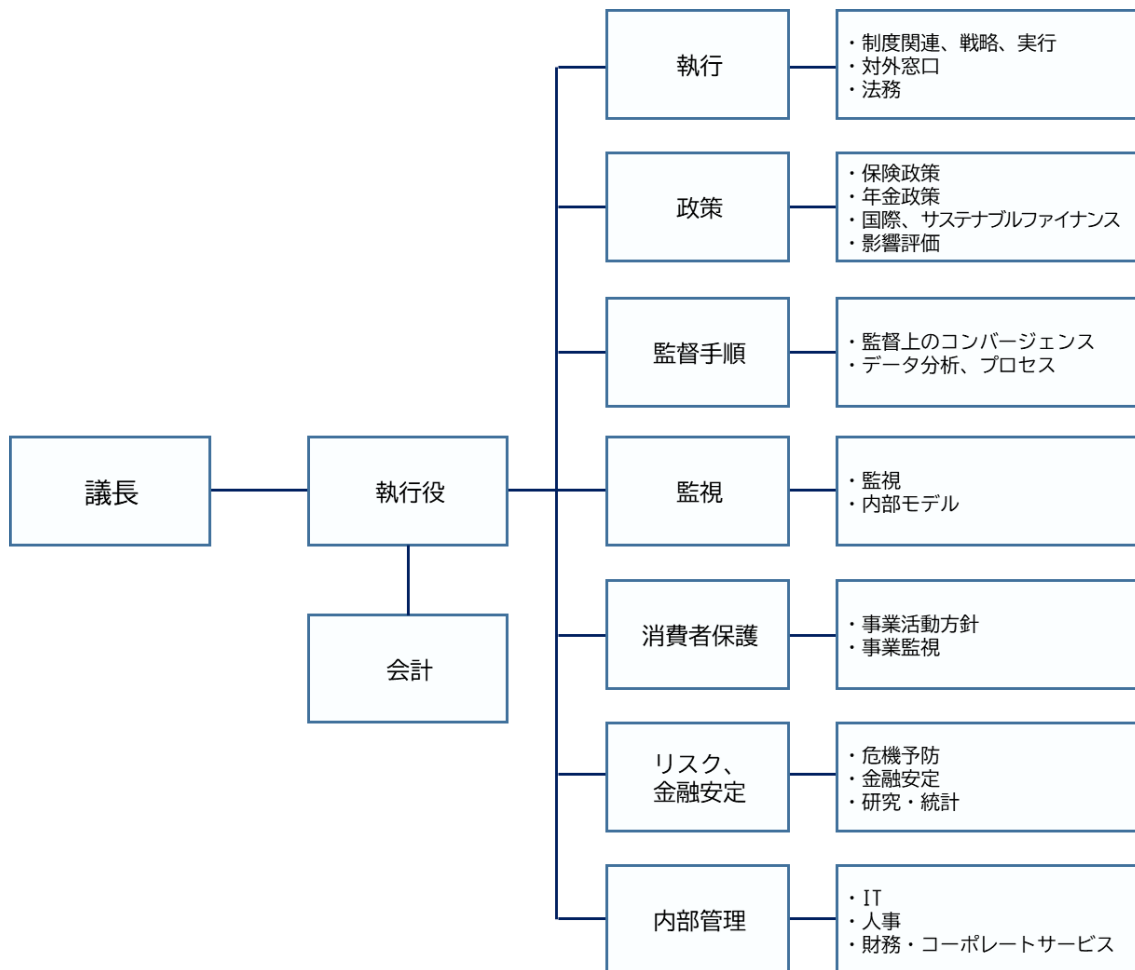
EIOPA の担当する業務は、EIOPA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。その主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立に寄与すること
- EIOPA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び実施の技術基準草案の作成を行う。(規制の制定手続については EU I.2 記載の欧州監督機構 (ESA) による規制制定を参照)
- EU における法令の一貫した適用に貢献すること
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供し、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること
- 担当分野における市場動向を監視し、評価すること
- EIOPA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること
- 保険契約者、年金利用者や受益者の保護を促進すること
- EU 全域で保険契約者と受益者のための高度な保護措置を提供することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価・計測、及び再建・破綻処理計画の作成と調整の一貫・協調した稼働に貢献すること
- EIOPA 設立規則やその他の法令によって要求されるその他の業務を遂行すること
- 一般市民が容易に情報を取得できるよう、EIOPA の活動領域（特に、登録済みの金融機関に対する EIOPA の専門分野での活動）に関する情報をウェブサイト公開し、定期的に更新すること
- 欧州保険年金監督者委員会 (Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors、CEIOPS) からすべての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること

エ 組織

EIOPA は、以下の機関により構成される（EIOPA 設立規則第 6 条）。

図表 EU-9 EIOPA の組織図



（出所）EIOPA, “ Organisation Chart” に基づき作成

<https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/publications/administrative/202212organigramexternal.pdf>

EIOPA についても、組織体制は概ね EBA、ESMA と同一の構成となっている。監督当局理事会が EIOPA の主たる意思決定機関（EIOPA 設立規則第 43 条第 1 項）であり、監督当局構成メンバーも同様（EIOPA 設立規則第 40 条第 1 項）となっており、ESA のほか 2 機関からメンバーが選出されるのも同様である。

管理理事会³⁹²、議長³⁹³、執行役の権限も同様の規定となっており、不服申立て処理委員会についても3機関合同で設置されており同一のものとなっている。

オ 職員数

EIOPAの職員数は下表のとおりである。

図表 EU-10 EIOPAの職員数
(2021年12月現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		193
うち	監督部門（監査業務を含む）うち	NA
	開発・分析に従事する職員（フルタイム換算）	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) EIOPA, “Annual Report 2021”

https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/publications/annual_reports/2021-eiopa-annual-report.pdf

カ 予算規模・予算源

EIOPAの予算規模は以下のとおりである。

図表 EU-11 EIOPAの予算規模・予算源
(2021年度)

(単位：100万ユーロ)

		金額
収入		32.8
	加盟国監督機関からの拠出金	20.9
	欧州委員会からの拠出金	11.9
	その他の収入	0.0
支出		30.9

(出所) EIOPA, “Annual Report 2021”

https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/publications/annual_reports/2021-eiopa-annual-report.pdf

³⁹² 監督理事会の構成については、EIOPA設立規則第45条、権限については同47条を参照。

³⁹³ 議長についての規定はEIOPA設立規則第48条第1項～3項を参照。

II. 金融機関の種類と主な規制

欧州連合（European Union、EU）における、公的な金融機関は、欧州中央銀行（European Central Bank、CB）、欧州投資銀行（European Investment Bank、EIB）、欧州投資基金（European Investment Fund、EIF）である。

欧州中央銀行は、EU 域内における物価安定とユーロの購買力の維持と、高水準な雇用と持続的な成長の達成を目指し、金融政策や為替操作、ユーロ圏の決済システムの円滑な運用の促進などを実施している。欧州投資銀行は、資本市場から資金調達を行い、EU の政策目標の実現を支援する事業やプロジェクトに対して長期融資や保証を提供している。欧州投資基金は、欧州投資銀行や欧州委員会、欧州の多数の公的・民間金融機関が株主であり、中小企業（SME）を支援している³⁹⁴。欧州投資基金は、米国の CDFI 基金と同様の機能を提供しており、両基金ともに、金融仲介機関に融資をすることによって、資金調達に苦勞している企業にに対し金利や条件を緩和した融資を可能にしている。

上記の公的な金融機関に加え、EU における民間の金融機関の総数は 4,834 行であり、銀行の支店数は約 13 万 8,290 店舗に達している。6,088 行のうち、ECB が直接監督する対象となる重要度の高い銀行は、113 行である。物理的な支店数は、近年オンライン・バンキングやモバイル・バンキングの普及が加速していることから減少傾向にある³⁹⁵。また、資産規模の観点で上位の金融機関として、BNP パリバ、クレディ・アグリコル・グループ、ドイツ銀行などが挙げられる。

英国の EU 離脱の影響として、金融機関の監督に関して欧州委員会は英国当局との協力の枠組みの構築を模索している。貿易・協力協定に付属する「金融サービス規制協力に関する共同宣言（The Joint Declaration on Financial Services Regulatory Cooperation annexed to the Trade and Cooperation Agreement）」には、両者間で構造的な協力プロセスを設定することが盛り込まれており、欧州委員会と英国政府は、2021 年 3 月、覚書について技術レベルで合意に達した（ただし、2023 年 1 月時点では諸般の政治的な問題により未調印）³⁹⁶。

英国の EU 離脱後も、英国の所轄官庁との協力体制の整備に顕著な支障は生じておらず、こうした覚書締結の試みは、健全な制度的枠組みの中で協力義務を再定義する必要があるためとされる。ECB は英国当局との間で、2019 年 4 月、包括

³⁹⁴ <https://finmin.lrv.lt/en/eu-and-international-cooperation/eu-financial-institutions>

³⁹⁵ <https://www.ebf.eu/ebf-media-centre/banking-in-europe-ebf-publishes-2019-facts-figures/>

³⁹⁶ 英国が EU 加盟国であった頃は、EU の法令に協力や情報共有が明記されており、多くの場合、監督当局のカレッジで国境を越えた銀行グループに対する共同決定を実際に求めていたため、EU 離脱後に改めて英国の所轄官庁との特定の協力取り決めが必要になった意味合いが大きい。（参照元：<https://www.bankingsupervision.europa.eu/press/interviews/date/2023/html/ssm.in230130~cd7de9ce0c.en.html>）

的な EU 離脱後の協力枠組みを覚書の形で合意し、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日に発効させている。

1. 預金取扱金融機関

EU では銀行業務を行う金融機関は、信用機関 (credit institution) と呼ばれ、Directive (EU) 2019/878 (以下「第 5 次資本要件指令」) に基づいて設立される。

(1) 業務範囲

第 5 次資本要件指令では、信用機関を「預金又はその他の払戻可能な資金を市中から受入れ、かつ、自己勘定での信用供与を行うことを業務とする事業者」と定義している (第 5 次資本要件指令第 3 条第 1 項(1))。

信用機関の多くは、銀行業務と証券業務の兼業が可能なユニバーサルバンク形態をとっている。第 5 次資本要件指令では、信用機関が EU 全域で実施できる業務を、以下のように規定している。

<信用機関が、EU 全域において実施可能な業務 (第 5 次資本要件指令 Annex I) >

- 預金及び他の払い戻し可能な資金の受入
- 貸付 (消費者信用、抵当信用、ファクタリング、商業信用 (ウィズリコース・ノンリコースの両方とも) など)
- 金融リース
- 送金サービス
- 支払手段 (クレジットカード、トラベラーズチェック、銀行小切手など) の発行及び管理
- 支払保証及び融資枠
- 自己勘定や顧客勘定における、以下の金融商品のトレーディング業務
- 短期金融市場商品、外国為替、金融先物・オプション、為替及び金利に基づく金融商品、譲渡可能な有価証券
- 有価証券発行への参加、及び有価証券発行に関連するサービスの提供
- 企業への助言業務、及び合併・企業買収に関連するサービス
- 短期金融市場商品の媒介
- ポートフォリオ管理及び助言
- 有価証券の保管・管理
- 信用照会サービス
- カストディサービス

- 電子マネーの発行

(2) 免許等

加盟国は、信用機関に対して、業務開始前に免許を取得するよう義務付けなければならない（第5次資本要件指令第8条）。

信用機関が法人である場合には、登記上の事業所（原則として本店）の所在国において、信用機関の監督を担当する監督機関（以下「銀行監督機関」）から免許を取得する。法人でない信用機関の場合は、本店所在国の銀行監督機関から免許を取得する（第5次資本要件指令第13条第2項）。

(3) 要件

信用機関の免許交付には、以下の要件が設けられている。

- 500万ユーロ以上の初期資本を有すること（第5次資本要件指令第12条第1項）
- 業務執行権者が2名以上存在し、その経営組織の構成員が良好な評判と業務経験とを十分に有すること（第5次資本要件指令第13条第1項、第91条第1項）
- 信用機関の堅実・健全な経営を確保する必要性を考慮した上で、銀行監督機関が、当該信用機関に対して出資をする者の適格性について認めていること（第5次資本要件指令第14条第2項、第23条）
- 信用機関とその他の自然人又は法人との間に緊密な関係（close links）がある場合、又は第三国の法令や行政規則の執行が加盟国の銀行監督機関による監督機能の有効な実施の妨げとならないこと（第5次資本要件指令第14条第3項）

なお、加盟国の銀行監督機関は、免許交付した信用機関に関して、EBAに通知しなければならない（第5次資本要件指令第20条）。

<異業種からの参入可否及び要件>

信用機関としての免許を受けずに市中からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ事業を行うことは禁じられている（第5次資本要件指令第9条）。

一方、EU内の信用機関の共通業務範囲はEU II 1 (1) 信用機関に示したとおりに定義（第5次資本要件指令 Annex I）されているため、そこに記載された他事業に従事する事業者が

- 当該他事業を規制する法令に違反しない
- 信用機関としての免許を取得する

という条件を満たせば、預金その他払戻しを要する資金の受入れ事業に参入することは可能である。

(4) 変更・取消

各加盟国の銀行監督機関は、以下に該当する場合にのみ、信用機関に交付した免許を取消することができる（第5次資本要件指令第18条）。

- 1) 免許の取得後12カ月以内に業務を開始しない場合、明示的に免許を放棄した場合、又は6カ月以上にわたって業務を停止している場合
- 2) 虚偽の申告、あるいはその他の不正な手段によって免許を取得した場合
- 3) 免許のための条件を満たしていない場合
- 4) 十分な自己資本を保有していない場合、あるいは債権者に対して債務を履行することが望めない場合、特に、委託されている資産の安全性を確保できない場合
- 5) 国内法によって免許の取消の対象となる事由に該当する場合

ア 単一免許制度（相互承認）

信用機関は、本店の所在国において免許を取得すると、EU域内のいずれの国においても、EU II 1 (1) 信用機関に示した金融サービス（第5次資本要件指令 Annex I）を提供することができ（第5次資本要件指令第33条）、これを相互承認（mutual recognition）と呼ぶ。

(ア)他の加盟国に支店を開設する際の手続

EU域内で免許を付与された信用機関が他の加盟国に支店を開設しようとする場合には、以下のような手続が必要となる。

(a) 免許交付国の銀行監督機関への通知（第5次資本要件指令第35条第1項、第2項）。

他の加盟国に支店を開設しようとする信用機関は、以下の情報を添付して、免許を付与された国の銀行監督機関に対して通知を行わなければならない。

- i. 支店の設立を予定している国
- ii. 実施する業務内容や業種、支店の組織構成
- iii. 進出先国において、関連文書類の入手が可能な住所
- iv. 支店の管理責任者の氏名

(b) 免許交付国の銀行監督機関から進出先国の銀行監督機関への情報回付

(第5次資本要件指令第35条第3項)

通知を受けた銀行監督機関は、当該信用機関の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから3カ月以内にこれらの情報を進出先国の銀行監督機関に伝達し、その伝達の実を当該信用機関に通知する。

また、免許交付国の銀行監督機関は、当該信用機関の自己資本額とその構成、及び規制上要求される自己資本水準についても、進出先国の銀行監督機関に伝達する。

(c) 進出先国の銀行監督機関から信用機関への通達 (第5次資本要件指令第36条第1項、第2項)

進出先国の銀行監督機関では、上記(b)の情報を受領してから2カ月以内に、進出予定の当該信用機関の監督を行う準備をし、必要に応じて、当該信用機関が自国内で業務を行うに当たっての条件を課すことができる。

信用機関は、進出先国の銀行監督機関からの通知 (communication) を受領した場合、若しくは、進出先国の銀行監督機関に免許交付国の銀行監督機関が情報を伝達してから何の通知もないまま2カ月が経過した場合は、当該国内に支店を開設して業務を開始することができる。

(d) 支店開設の拒絶 (第5次資本要件指令第35条第4項)

免許交付国の銀行監督機関は、信用機関から他の加盟国での支店開設についての通知を受領した後、進出先国の銀行監督機関への情報の伝達を却下し、当該信用機関による他の加盟国での支店開設を拒否することもできる。この場合、免許交付国の銀行監督機関は、当該信用機関からの通知の受領から3カ月以内に、当該信用機関に対して却下の理由を説明しなければならない。

(イ) 他の加盟国で支店を開設せずにサービスを提供する際の手続

(a) 免許交付国の銀行監督機関への通知 (第5次資本要件指令第39条第1項)

信用機関が他の加盟国において支店を開設せずにサービスを提供する場合、業務を開始する前に、免許を付与した国の銀行監督機関に対し、提供予定の当該サービス³⁹⁷の内容を通知しなければならない。

(b) 免許交付国の銀行監督機関から進出先国の銀行監督機関への情報回付 (第5次資本要件指令第39条第2項)

³⁹⁷ 信用機関の業務範囲については、EU II.1.(1)業務範囲を参照のこと。

免許交付国の銀行監督機関は、当該通知を受けてから1カ月以内に、進出先国の銀行監督機関に対して当該通知を回付しなくてはならない。

(ウ) 英国のEU離脱 (Brexit) の影響

Brexitにより従来「単一パスポート制度」を利用し、EU加盟各国で金融サービスを提供していた在英金融機関は、2021年1月1日以降はEU域内に拠点を設立するなどの対策を講じる必要が生じた。2021年1月までにEUから「同等性」の認定を受けることで、金融サービスの継続を目指したものの、実現には至らなかった。一方で、EU金融機関の英国での活動にも制限がかかることになるが、Brexit後3年間EU拠点から英国内で営業可能な、「暫定許可制度 (TPR)」等を活用してサービスを継続している状況である。

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 銀行免許の取得

EUには、デジタルバンクに対する明確な分類・基準は存在していない。ただし、EUでは信用機関を、「預金又はその他の払戻可能な資金を市中から受入れ、かつ、自己勘定での信用供与を行うことを業務とする事業者（第5次資本要件指令第3条第1項(1)）」と定義しており、条件によっては欧州中央銀行 (ECB) から銀行免許を取得することを認めている。2014年以降、欧州中央銀行 (ECB) は、単一監督メカニズム (SSM) に参加する各加盟国に対して、信用機関を免許交付する独占的権限を有する。申請フローとしては、信用機関が設立される加盟国の国内法に定められた要件に従って加盟国内管轄当局に提出、すべての条件を遵守する場合、国内当局がECBに決定書草案を送付する。ECBはEU法に定められた条件が満たされない場合にのみ異議を唱えるものとされており、ECBが異議を唱えない場合採択される。

イ デジタルバンクの例

欧州では、2016年の欧州の決済サービス指令 (PSD2) 施行以降、オンラインで銀行サービスの機能を提供するスタートアップが多数誕生した。EU圏内におけるデジタルバンクのうち、今回調査対象となっているドイツ、フランスにおけるデジタルバンクの詳細はドイツ、フランスのデジタルバンクの章を参照のこと。

2. 証券会社

EUにおいて金融サービス市場が統合される際、欧州金融セクターにおいて銀行業務と証券業務の兼業が可能なユニバーサルバンク形態が採用された。ユニバーサルバンクは欧州の銀行業務の中で重要な位置を占めている業務形態である。多くの大手銀行は、預金取扱い、消費者・法人向け融資、資産運用、証券市場への投資、保険引受など、幅広い商品・サービスを提供している。銀行業務を行う機関であれば信用機関として免許を取得することになる。ただし、証券関連業務のみを行う機関については別途指令により規制を行う必要があった。

こうした中、1993年5月に採択された93/22/EEC（以下「投資サービス指令」）において、証券関連業務のみを行う機関に対する規制の調和がはかられた。2004年にその改正指令であるDirective 2004/39/EC³⁹⁸（以下「金融商品市場指令」）が成立し、これら機関を投資サービス会社（investment firm）と定義した。現在はその後継指令であるDirective 2014/65/EU³⁹⁹（以下「第2次金融商品市場指令」）において、以下のように定めている（第2次金融商品市場指令第4条第1項（1））。

投資サービス会社の業務とは以下に掲げるものを指す。

[投資サービスに該当する業務（第2次金融商品市場指令 Annex I Section A）]

- ・ 金融商品の注文取次
- ・ 顧客からの注文の執行
- ・ 自己勘定売買
- ・ ポートフォリオ管理
- ・ 投資助言
- ・ 金融商品の組成又は引受
- ・ 確約ベースでない金融商品の分売
- ・ 多角的取引システム（Multilateral Trading Facilities、MTF）の運営
- ・ 組織化された取引システム（Organized Trading Facility、OTF）の運営

なお、第2次金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と第5次資本要件指令に基づき信用機関が実施可能な業務（EU II. 1. 預金取扱信用機関を参照のこと）

³⁹⁸ 正式名称は “DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC” である。「金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive、MiFID）」と略称される。

³⁹⁹ 正式名称は “DIRECTIVE 2014/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU” である。「第2次金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive II、MiFID II）」と略称される。

の2種類の業務は、下表の対応関係に整理され、信用機関は、右列の証券業務を行うことが可能となっている。

図表 EU-12 投資サービス業務と信用機関が実施可能な業務との対応

第2次金融商品市場指令による 投資サービス業務	資本要件指令により 信用機関が実施可能な業務
○金融商品の注文取次 ○顧客からの注文の執行 ○自己勘定売買	○自己勘定や顧客勘定における金融商品のトレーディング業務
○ポートフォリオ管理 ○投資助言	○ポートフォリオ管理及び助言
○金融商品の組成又は引受	○有価証券発行の引受業務の提供、及び有価証券発行に関連するサービスの提供

(1) 業務範囲

第2次金融商品市場指令第4条は、投資サービス業者が営む投資サービス及び活動を同指令 Annex I Section A のように定義している。また、同指令第6条により、投資サービス及び活動を行う場合には、それに付随する補助的事業として同指令 Annex I Section B にあるサービス・活動にも従事することができる。ただし、補助的事業のみを実施する場合には、投資サービス事業者としての免許は交付されないほか、投資サービス事業者がその事業を他の投資サービス・活動に拡大したい場合は、免許対象事業の拡大を申請しなくてはならない。

同指令第8条によれば、投資サービス事業者が、その免許交付の前提条件や、同指令の規定する投資サービス事業者の事業実施条件を満たさない場合には、監督当局は当該事業者に付与した免許を撤回できる。

(2) 規制指令の改正動向

2014年5月に、金融商品市場指令の後継となる Directive 2014/65/EU⁴⁰⁰ (略称 MiFID II、以下「第2次金融商品市場指令」) 及び Regulation (EU) No 600/2014⁴⁰¹

⁴⁰⁰ 正式名称は “DIRECTIVE 2014/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU” である。「第2次金融商品市場指令 (Markets in Financial Instruments Directive II, MiFID II)」と略称される。

⁴⁰¹ 正式名称は “REGULATION (EU) No 600/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of

(略称 MiFIR、以下「金融商品市場規則」)が制定され、2018年より施行された。その主な目的は、近年の金融商品及び取引環境の複雑化、技術革新の進展、金融危機で顕在化した規制の弱点への対応等を行うことで、金融市場の信頼性と投資家保護を向上させることである。

(3) 投資サービス会社に対する免許等の交付

ア 免許等

各加盟国は、正規の職業、又は事業として投資サービス又は投資活動の実施に対して、事前に免許等 (authorisation) を取得するよう義務付けなければならない (第2次金融商品市場指令第5条第1項)。

投資サービス会社が法人である場合には、登記上の事業所である本店の所在国において、投資サービスの監督を担当する監督機関 (以下「証券監督機関」) において登録 (register) される必要がある。法人でない、又は国内法により登記上の事業所を持たない法人である投資サービス会社の場合は、本店 (実際に業務を行っていない) 所在国の証券監督機関において登録 (register) される必要がある (第2次金融商品市場指令第5条第4項)。

投資サービス会社は、免許等を受けるにあたって、投資サービスに該当する業務⁴⁰²の中から実施可能な業務についての指定を受ける (第2次金融商品市場指令第6条)。

イ 要件

投資サービス会社の免許等交付には、以下のような要件が設けられている。

業務執行権者が2名以上存在し、その経営組織の構成員が良好な評判と業務経験とを十分に有すること (第2次金融商品市場指令第9条第1項、同条第4項、同条第6項)。

投資サービス会社の堅実・健全な経営を確保する必要性を考慮した上で、証券監督機関が、当該投資サービス会社に対して出資をする者の適格性について認めていること (第2次金融商品市場指令第10条第1項)。

投資サービス会社とその他の自然人又は法人との間に緊密な関係 (close links)⁴⁰³がある場合、又は第三国の法令や行政規則の執行が加盟国の証券監督機関によ

15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Regulation (EU) No 648/2012”である。「金融商品市場規制 (Markets in Financial Instruments. Regulation, MiFIR)」と略称される。

⁴⁰² 投資サービスに該当する業務については、EU II.2.証券会社を参照のこと。

⁴⁰³ 「緊密な関係」とは、2以上の自然人又は法人が、議決権又は資本金の20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す (第2次金融商品市場指令第4条第1項(35))。

る監督機能の有効な実施の妨げとならないこと（第 2 次金融商品市場指令第 10 条第 1 項、同条第 2 項）。

- 当初資本金の要件（Regulation (EU) No 575/2013 に規定）を満たしていること（第 2 次金融商品市場指令第 15 条）。
- 投資サービス業務を適切に実行するための組織上の要件を満たしていること（第 2 次金融商品市場指令第 16 条）。

なお、加盟国の証券監督機関は、免許等交付した投資サービス会社に関して、ESMA に通知しなければならない（第 2 次金融商品市場指令第 5 条）。

ウ 変更・取消

(ア) 免許等の変更

投資サービス会社は、免許等の取得時に指定を受けたもの以外に業務範囲を拡張したい場合には、免許等の追加申請を行わなければならない（第 2 次金融商品市場指令 第 6 条第 2 項）。

(イ) 免許等の取消 (withdrawal)

各加盟国の証券監督機関は、以下に該当する場合に、投資サービス会社に交付した免許等を取消することができる（第 2 次金融商品市場指令第 8 条）

- (a) 免許等の取得後 12 カ月以内に業務を開始しない場合、明示的に免許等を放棄した場合、又は 6 カ月以上にわたって投資業務を停止している場合
- (b) 虚偽の申告、あるいはその他の不正な手段によって免許等を取得した場合
- (c) 免許等のための条件を満たしていない場合
- (d) 投資サービス会社の営業条件について規定する法令への重大、かつ組織的な違反行為があった場合
- (e) 国内法によって免許等の取消の対象となる事由に該当する場合

エ 単一免許制度

投資サービス会社の免許等は、EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において免許等を取得した投資サービス会社は、EU 域内のいずれの国においても、当該免許等によって認められている投資サービスの提供又は投資活動⁴⁰⁴を行うことができる（第 2 次金融商品市場指令第 6 条第 3 項）。

⁴⁰⁴ 投資サービスに該当する業務については、EU II. 2. 証券会社を参照のこと。

(ア)他の加盟国に支店を開設する際の手続

EU 域内で免許等を受けた投資サービス会社が他の加盟国内に支店を開設しようとする場合には、以下の手続が必要となる。

(a) 免許等交付国の証券監督機関への通知（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 2 項）

他の加盟国に支店を開設しようとする投資サービス会社は、以下の情報を添付して、免許等を受けた国の証券監督機関に対して通知を行わなければならない。

- i. 支店の設立を予定している国
- ii. 実施する業務内容
- iii. 支店の組織構成
- iv. 進出先国において、関連文書類の入手が可能な住所
- v. 支店の管理責任者の氏名

(b) 免許等交付国の証券監督機関から進出先国の証券監督機関への情報回付（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 3 項、同条第 4 項）

通知を受けた証券監督機関は、当該投資サービス会社の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから 3 カ月以内にこれらの情報を進出先国の証券監督機関に伝達し、その伝達の事実を当該投資会社に通知する。

また、免許等交付国の証券監督機関は、当該投資サービス会社が加盟している補償制度の詳細についても、進出先国の証券監督機関に伝達する。

(c) 進出先国の証券監督機関から投資サービス会社への通達（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 6 項）。

投資サービス会社は、進出先国の証券監督機関からの通知（communication）を受領した場合、若しくは、進出先国の証券監督機関に免許等交付国の証券監督機関が情報を伝達してから何の通知もないまま 2 カ月が経過した場合は、当該国内に支店を開設して業務を開始することができる。

(d) 支店開設の拒絶（第 2 次金融商品市場指令第 35 条第 5 項）

免許等交付国の証券監督機関は、投資サービス会社から他の加盟国での支店開設についての通知を受領した後、進出先国の証券監督機関への情報の伝達を却下し、当該投資サービス会社による他の加盟国での支店開設を拒否することもできる。この場合、免許等交付国の証券監督機関は、当該投資サービス

会社からの通知の受領から 3 カ月以内に、当該投資サービス会社に対して却下の理由を説明しなければならない。

(イ)他の加盟国で支店を開設せずにサービスを提供する際の手続

(a) 免許等交付国の証券監督機関への通知(第 2 次金融商品市場指令第 34 条 2 項)

投資サービス会社は、他の加盟国において支店を開設せずに業務を初めて開始する場合、あるいは他の加盟国において実施する業務の範囲を変更する場合、免許等を受けた国の証券監督機関に対し、以下の情報について通知しなければならない。

- i. 業務を行う国
- ii. 実施予定の業務
- iii. 当該国内にて専属代理人 (tied agent) を用いる意図の有無

(b) 免許等交付国の証券監督機関から進出先国の証券監督機関への情報回付(第 2 次金融商品市場指令第 34 条第 3 項)免許等交付国の証券監督機関は、当該通知を受けてから 1 カ月以内に、進出先国の証券監督機関に対して当該情報を通知しなくてはならない。

3. 投資運用業者・投資顧問会社

EU では、投資運用業務は、投資サービスの 1 つである「ポートフォリオ管理 (portfolio management)」に相当し、第 2 次金融商品市場指令による規制を受ける。

ポートフォリオ管理とは、「(同指令による規制対象となる) 金融商品を含むポートフォリオに関連して、顧客ごとの裁量ベースで、顧客から与えられた命令 (mandate) に沿ってポートフォリオの管理を行うこと」と定義されている (第 2 次金融商品市場指令第 4 条第 1 項(8))。

ポートフォリオ管理業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。投資サービス会社については、EU II. 2. 証券会社を参照のこと。

EU では、投資助言業務は、投資サービスの 1 つである「投資助言 (investment advice)」に相当し、第 2 次金融商品市場指令による規制を受ける。

投資助言とは、「顧客の要請、あるいは投資会社の発動によって、金融商品に関連する取引に関し、顧客に個人宛の推奨 (personal recommendations) を提供すること」と定義されている (第 2 次金融商品市場指令第 4 条第 1 項(4))。

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。

(1) 投資運用会社・投資助言会社に対する免許交付等

投資運用業務（第2次金融商品市場指令でいう「ポートフォリオ管理」）を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。

投資サービス会社に対する免許等については、EUⅡ.2.(3)投資サービス会社に対する免許等の交付を参照のこと。

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれ、投資サービス会社に対する免許等については、EUⅡ.2.証券会社を参照のこと。

4. 保険会社（保険仲介業を含む）

保険業務については、生命保険、損害保険などの各分野別に複数の指令が採択されていたが、2009年に Directive 2009/138/EC405（以下「ソルベンシーⅡ指令」）に統合された。

(1) 業務範囲

ソルベンシーⅡ指令第15条において、保険契約は、①非生命保険契約、②生命保険、及び③非生命保険、生命保険に対するものを含むあらゆる種類の再保険に分類される。それぞれの事業を営むためには、免許の取得が必要である（同指令第14条）。非生命保険、生命保険に該当する保険の細目については、ソルベンシーⅡ指令の Annex I part A 及び Annex II で以下のとおり列挙されている。

図表 EU-13 ソルベンシーⅡ指令第15条における保険の細目

非生命保険の種類 CLASSES OF NON-LIFE INSURANCE (※項番は当該指令の記載に従う)		生命保険の種類 CLASSES OF LIFE INSURANCE (※項番は当該指令の記載に従う)
1. 事故（労働災害、職業病を含む）	10. 自動車損害賠償責任	I. 生命・年金（Ⅱ、Ⅲに該当するものを除く） Ⅱ. 婚姻・出産 Ⅲ. 投資ファンドに関連する生命・年金保険 Ⅳ. 終身健康保険（英国・アイルランドの所得補償保険） Ⅴ. トンチン年金 Ⅵ. 資金償還 Ⅶ. 団体年金基金管理 Ⅷ. 団体保険等 Ⅸ. 社会保険
2. 疾病	11. 航空機損害賠償責任	
3. 陸上車両	12. 船舶損害賠償責任	
4. 鉄道車両	13. 一般賠償責任	
5. 航空機	14. 信用保証	
6. 船舶	15. 保証契約	
7. 輸送物品	16. 各種金銭的損失	
8. 火災・自然災害	17. 訴訟費用	
9. その他の財産的損害	18. 困窮時支援	

⁴⁰⁵ 正式名称は “DIRECTIVE 2009/138/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance (Solvency II)” である。「ソルベンシーⅡ指令 (Solvency II)」と略称される。

また、ソルベンシーⅡ指令の Annex I part B にて、上記の非生命保険事業を複数組み合わせた事業として、以下が定義・命名されている。

- (a) 事故傷害及び疾病（「非生命保険の種類」の 1、2）
- (b) 自動車（「非生命保険の種類」の 1、3、7、10）
- (c) 海上運輸（「非生命保険の種類」の 1、4、6、7、12）
- (d) 航空機（「非生命保険の種類」の 1、5、7、11）
- (e) 火災及びその他財産的損害（「非生命保険の種類」の 8、9）
- (f) 賠償責任（「非生命保険の種類」の 10、11、12、13）
- (g) 信用保証及び保証契約（「非生命保険の種類」の 14、15）
- (h) その他任意の組み合わせによる保険事業

<業務範囲規制>

ソルベンシーⅡ指令第 18 条は、保険会社による他事業の兼業禁止のため、以下を要求している。

- ・ 保険事業者に対し、その事業目的を保険事業及びそこから直接派生する業務に限定し、その他のあらゆる営利事業を排除すること
- ・ 再保険事業者に対し、その事業目的を再保険事業及びそれに関連する業務に限定すること。ただし、関連業務として、金融事業に関連する持株会社としての機能と活動が含まれる

さらに、原則として生命保険業は非生命保険業と兼営してはならないことも規定されている（ソルベンシーⅡ指令第 73 条）ため、生命保険と損害保険の兼営はできない。これらの規定を踏まえ、信用機関や投資サービス会社は保険業免許を得られないが、保険商品の販売・取次は行うことができる。

(2) 免許等交付

保険業務を営むにあたっては、本店所在国の保険監督機関から免許等を受けなければならない（ソルベンシーⅡ指令第 14 条、第 20 条）。

免許等は、取扱いが可能な保険種別⁴⁰⁶を指定した上で交付される。国内法によって、これらの保険種別の複数を同時に取扱うことが可能とされている場合、保険監督機関は複数の保険種別を取扱う免許等を交付してもよい（ソルベンシーⅡ指令第 15 条）。

⁴⁰⁶ 保険業の認可において指定される保険種別については、EU II.4.(1)を参照のこと。

(3) 要件

保険会社の免許等交付には、以下のような要件が設けられている。

- 規定されている会社形態にて設立されていること（ソルベンシーⅡ指令第17条）。
- 事業目的を保険業務、及びそれに直接由来する業務に限定していること。その他の商業的業務は認められない（ソルベンシーⅡ指令第18条第1項(a)）。
- 定められた項目に沿った業務計画を提出していること（ソルベンシーⅡ指令第18条第1項(c)）。
- 定められた最低資本金を保有していること（ソルベンシーⅡ指令第18条第1項(d)）。
- 良好な評判と、十分な業務上の資格又は経験を有する者によって有効に運営されていること（ソルベンシーⅡ指令第42条）。
- 保険会社の堅実・健全な経営を確保する必要性を考慮した上で、証券監督機関が、当該保険会社に対して出資をする者の適格性について認めていること（ソルベンシーⅡ指令第24条）。

加えて、保険会社、自然人又は法人との間に緊密な関係（close links⁴⁰⁷）がある場合又は第三国の法令や行政規則の執行が加盟国の保険監督機関による監督機能の有効な実施の妨げにならない限り、保険監督機関は免許等を付与してもよい（ソルベンシーⅡ指令第19条）。

(4) 変更・取消

保険監督機関は、以下に該当する場合に、保険会社に交付した免許等を取消することができる（ソルベンシーⅡ指令第144条）。

- 1) 免許等の取得後12カ月以内に業務を開始しない場合、明示的に免許等を放棄した場合、6カ月以上にわたって保険業務を停止している場合
- 2) 免許等のための条件を満たしていない場合
- 3) 規制上の義務の重大な不履行がある場合
- 4) 資本額が最低基準を下回ったうえ、提出された資金調達計画が明らかに不十分である、又は支払い余力が最低基準を下回った時点から3カ月以内に承認された資金調達計画を実現できないと保険監督機関が判断した場合

⁴⁰⁷ 「緊密な関係」とは、2以上の自然人又は法人が、議決権又は資本金の20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す（ソルベンシーⅡ指令第13条(17)(18)(20)）。

(5) 単一免許制度

保険会社の免許等は、EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において免許等を取得した保険会社は、EU 域内のいずれの国においても当該免許等によって認められている保険業務⁴⁰⁸を行うことができる（ソルベンシー II 指令第 15 条第 1 項）。

ア 他の加盟国に支店を開設する際の手続

EU 域内で免許等を受けた保険会社が他の加盟国に支店を開設しようとする場合には、以下のような手続が必要となる。

(a) 免許等交付国の保険監督機関への通知（ソルベンシー II 指令第 145 条第 2 項）

他の加盟国に支店を開設しようとする保険会社は、以下の情報を添付して、免許等を受けた国の保険監督機関に対して通知を行わなければならない。

- i. 支店の設立を予定している国
- ii. 実施する業務内容や業種、支店の組織構成
- iii. 代表者の氏名
- iv. 進出先国において、関連文書類の入手が可能な住所

(b) 免許等交付国の保険監督機関から進出先国の保険監督機関への情報回付（ソルベンシー II 指令第 146 条第 1 項）

通知を受けた保険監督機関は、当該保険会社の管理態勢の適正性や財政状況、業務執行権者や公認代理人の評判や業務上の資格・能力に特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから 3 カ月以内にこれらの情報を進出先国の保険監督機関に伝達し、その伝達の事実を当該保険会社に通知する。

また、免許等交付国の保険監督機関は、当該保険会社が支払余力基準と最低資本基準を満たしていることについても、進出先国の保険監督機関に伝達する。

(c) 進出先国の銀行監督機関から信用機関への通達（ソルベンシー II 指令第 146 条第 3 項）

進出先国の保険監督機関では、上記 (b) の情報を受領してから 2 カ月以内に、必要に応じて、当該保険会社が自国内で業務を行うにあたっての条件を免許等交付国の保険監督機関に伝達する。免許等交付国の保険監督機関は、進出先国の保険監督機関から伝達された情報を、当該保険会社に通知する。

⁴⁰⁸ 保険業務については、EU II. 4. 保険会社を参照のこと。

保険会社は、進出先国の保険監督機関からの通知（communication）を受領した日付をもって、若しくは、進出先国の保険監督機関に免許等交付国の保険監督機関が情報を伝達してから何の通知も受領しないまま 2 カ月が経過した場合には、当該国内に支店を開設して業務を開始することができる。

(d) 支店開設の拒絶（ソルベンシー II 指令第 146 条第 2 項）

免許等交付国の保険監督機関は、保険会社から他の加盟国での支店開設についての通知を受領した後、進出先国の保険監督機関への情報の伝達を却下し、当該保険会社による他の加盟国での支店開設を拒否することもできる。この場合、免許等交付国の保険監督機関は、当該保険会社からの通知の受領から 3 カ月以内に、当該保険会社に対して却下の理由を説明しなければならない。

イ 他の加盟国で支店を開設せずにサービスを提供する際の手続

(a) 免許等交付国の保険監督機関への通知（ソルベンシー II 指令第 147 条）

保険会社が他の加盟国において支店を開設せずにサービスを提供する場合、業務を開始する前に、免許等が付与された国の保険監督機関に対し、その旨を通知しなければならない。その際、取扱う予定の契約の性質についても通知が必要となる。

(b) 免許等交付国の保険監督機関から進出先国の保険監督機関への情報回付（ソルベンシー II 指令第 148 条第 1 項）

免許等交付国の保険監督機関は、当該通知を受けてから 1 カ月以内に、当該保険会社がサービスの提供を予定している加盟国に対して以下の情報を伝達するとともに、当該保険会社に対してもその伝達を行った旨を通知しなければならない。

- i. 当該保険会社が支払余力基準と最低資本基準を満たしていることを示す証明書。
- ii. 当該保険会社が免許等において取り扱いを認められている保険種別。
- iii. 当該保険会社が進出予定先国での提供を予定している契約の性質。

保険会社は、免許等交付国の保険監督機関から進出先国の保険監督機関への通知（communication）がなされた日付をもって、サービスの提供を開始することができる（ソルベンシー II 指令第 148 条第 4 項）。

(c) サービス提供の拒絶（ソルベンシー II 指令第 148 条第 3 項）

免許等交付国の保険監督機関は、保険会社から他の加盟国でのサービス提供について、上記(b)の通知を受領した後、進出先国の保険監督機関への情報の伝達を却下し、当該保険会社による他の加盟国でのサービス提供を拒否することができる。この場合、免許等交付国の保険監督機関は、当該保険会社からの通知の受領から 1 カ月以内に、当該保険会社に対して却下の理由を説明しなければならない。

(6) 保険仲介業者に対する免許等の交付

保険仲介業者 (insurance intermediaries) は、Directive (EU) 2016/97409 (以下「保険販売業務指令」) に基づく規制を受ける。かつては保険仲介業務指令による規制を受けていたが、2016 年にその後継指令として保険販売業務指令が成立・発効し、2018 年 10 月 1 日より施行された。

ア 登録 (registration)

保険仲介業者は、設立国において各加盟国が指定する監督機関に登録しなければならない (保険販売業務指令第 3 条)⁴¹⁰。

保険仲介業者に対する職務上の要件 (professional and organizational requirements) については、保険販売業務指令第 10 条に規定されている。登録事業者はこれらの要件を満たさなければならない (保険販売業務指令第 3 条第 1 項)。

保険仲介業者の職務上の要件 (保険販売業務指令第 10 条) は、以下のとおり。

- 適切な知識及び能力を有していること
- 職業訓練や能力開発の継続教育を実施していること
- 良い評判 (good repute) を得ていること (犯罪歴がないこと、破産歴のないこと等)
- 所定の基準以上の補償額の職業賠償保険 (professional indemnity insurance) 又は同等の保証を得ていること

イ 変更・取消

各加盟国は、職務上の要件を満たしていない保険仲介業者の登録を取消さなければならない。各加盟国が指定する監督機関は、定期的に登録の有効性についてのレビューを実施しなければならない (保険販売業務指令第 3 条第 4 項)。

⁴⁰⁹ 正式名称は、“DIRECTIVE (EU) 2016/97 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 January 2016 on insurance distribution (recast)” である。「保険販売業務指令 (Insurance Distribution Directive, IDD)」と略称される。

⁴¹⁰ 保険販売業務指令第 3 条では同様に、保険会社、再保険会社の登録も規定している。

5. 総合取引所

欧州における取引所は 2000 年以降に経営統合が進み、複数の取引所グループが設立された。代表的な証券取引所として、ドイツ取引所やユーロネクストがある。

(1) 概要

ア 市場の概況

ドイツ取引所はドイツの証券取引所やデリバティブ（金融派生商品）取引所を統括・運営する企業グループであり、デリバティブ取引所 EUREX を傘下に置く。同取引所は、2000 年以降、ロンドン証券取引所やユーロネクスト（Euronext）との間で度々合併、買収の試みがなされたが実現せずに今日に至る。ユーロネクストは、2000 年にパリ証券取引所、アムステルダム証券取引所及びブリュッセル証券取引所が取引所運営会社ユーロネクストを独立企業として設立したものである。また、2007 年の金融商品サービス指令（MiFID）が導入され、市場間競争を促進する方針もあり取引所類似施設が取引を伸ばすこととなった。MiFID により認可された取引所類似施設の代表例として、多角的取引システム（MTF）がある。これは、従来の証券取引所での取引に代わる方法としてトレーダーや投資会社に提供されている代替取引システムであり、取引を伸ばすようになった⁴¹¹。

EU デリバティブ市場では、2018 年に 6,600 万件の新規売買注文、金額にして 735 兆ユーロが取引された。想定元本でみた場合、85%以上が投資会社、信用機関及び中央清算機関（CCP）により保有されていた。EU デリバティブ市場では、想定元本のうち 76%が金利デリバティブ（IRD）であった。そのほかでは、約 15%が通貨関連であり、残りの数%が株式、クレジット、コモディティ関連となっていた。IRD の取引では、想定元本残高の 63%が中央清算されたものである。

EU デリバティブ市場における店頭（OTC）取引は、2018 年第 4 四半期の元本残高のうち 90%を占めており、残りは取引所取引による上場デリバティブ（ETD）であった。ただし、このうち 7%は、ETD に類似する特性を備えた取引所での OTC 取引が含まれている。

イ 総合取引所の種類

欧州の証券取引所では 2000 年以降に経営統合が進み、複数の取引所グループが存在する⁴¹²。EU での主要取引所はドイツ取引所グループとユーロネクストが存在している。デリバティブ取引については、ドイツ取引所グループ傘下にはデリバティブ取引市場である Eurex が存在する⁴¹³。

⁴¹¹ 「図説 ヨーロッパの証券市場」公益財団法人 日本証券経済研究所（2020 年）pp. 102

⁴¹² 「図説 ヨーロッパの証券市場」公益財団法人 日本証券経済研究所（2020 年）

⁴¹³ CBOE ヨーロッパは株式取引金額では欧州最大の取引所ではあるが、自市場で上場する株式はなく、

一方で、ユーロネクストではパリオプション取引市場と統合したパリ取引所などで取引が存在する。なお、取引所グループという観点では傘下にあったロンドン国際金融先物取引所が ICE Futures Europe に統合されたため、ユーロネクスト傘下からは離脱している。

(2) 関連法令

欧州の金融・資本市場にかかわる包括的な規制として第2次金融商品市場指令 (MiFID II) 及び付随する規則である金融商品市場規則 (MiFIR) が存在しており、取引所についても同指令の対象となっており、指令に基づく各国の国内法によって規制されている。

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

資金移動業者・前払式支払手段発行者に関しては、EU 指令、EU 規則で定めている。他方で、暗号資産交換業者については、現在法案審議中であり、EU としての規制・監督法令は存在しない。

(1) 第2次電子マネー指令

第2次電子マネー指令 (Directive 2009/110/EC/Electronic Money Directive 2, EMD2) は、電子マネー機関 (electronic money institution) の免許を取得するための一連の要件 (資本要件、手数料、申請要件の基準等) と、電子マネー機関のビジネスに係るリスクに基づく健全性規則を定めている⁴¹⁴。

資本要件については、35 万ユーロ以上の初期資本を有し、また、発行高の 2% 以上の資本を有している必要があるなどと定められている。また、利用者資金については、別口座にて現金もしくは低リスク資産で分別保管、ないし保険でカバーすることが求められている。

電子マネーが、貯蓄のためではなく、通常は少額決済のために用いられるであろうことを踏まえれば、電子マネー事業者による電子マネーの発行は、預金等の受入れ行為に該当しないものでなければならない。なお、電子マネー事業者は利用者から電子マネー発行の対価として受領した資金を原資として、他社に対して信用を供与すべきでない⁴¹⁵とされている。

個々の株式取引の中心市場でもない「図説 ヨーロッパの証券市場」公益財団法人 日本証券経済研究所 (2020 年)

⁴¹⁴ https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/consumer-finance-and-payments/payment-services/e-money_en

⁴¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:267:0007:0017:EN:PDF>, Item

電子マネー事業者の参入規制については、信用機関と比較して緩和されている一方で、資産保全については、より厳格な規制が課せられている。EU 加盟国は、電子マネー機関が、金額を限定して電子マネーを発行する場合、一部要件の適用を免除することができる（同指令第9条）。

(2) 第2次決済サービス指令

第2次決済サービス指令（Directive 2015/2366/EU / Payment Services Directive 2, PSD2）は、2007年決済サービス指令（Directive 2007/64/EC / Payment Services Directive, PSD）を改正し2016年に成立した。同指令は、欧州決済市場の統合、決済サービス提供者間の競争促進、決済サービスの安全性の向上を目的として、2019年9月までに適用すべき技術標準を公表したものである（EU加盟国は、2018年1月13日までに本指令に基づく国内法を整備する必要があった）⁴¹⁶。

同指令は、すべての決済指図伝達サービス事業者、口座情報サービス事業者、及びカードを利用した支払手段の発行者が、関連当局によって承認及び規制されることを定めている。また、同指令は無権限取引に関する消費者の責任を軽減させることによって、消費者保護を強化している。さらに、同指令はEU域内での送金に対して、特定の支払方法の使用に加盟店追加手数料の適用を禁止している。加えてEU域外への資金移転について、手数料は引受けた支払方法に関する費用以上のものを徴収してはならないとしている。

同指令では、決済サービス事業者に対し、オンラインサービスでの顧客認証方法への対応についても要求している⁴¹⁷。

また、同指令はオープン・バンキング規制改革に関する法的枠組みともいわれ、各国銀行のAPI開放（オープンAPI）を促進するものともいわれている。同司令の施行により、各銀行のAPI開放とFintech事業者との接続が義務化された。

(3) 資金移動規則

資金移動規則（Regulation 2015/847/EU / Funds Transfer Regulation, FTR2 / Wire Transfer Regulation, WTR2）は、資本の自由な移動が妨げられることなく、不正な資金の流れのみを阻止することを目的とし、決済サービス事業者に対して、資金移動サービスを利用する、仕向人や被仕向人に関する情報を保持することを

#13 on pg3

⁴¹⁶ https://www.ecb.europa.eu/paym/intro/mip-online/2018/html/1803_revisedpsd.en.html

⁴¹⁷ <https://www.bbva.com/en/everything-need-know-psd2/>

求めている。また、同規制は個人間の資金移動に使用される支払用カード、電子マネー媒体、携帯電話、又はその他のプリペイド及びポストペイ媒体が、この規則の対象となることを定めている。

同規則は、1,000 ユーロを超える資金を移動する場合、送金額が累積 1,000 ユーロを超える場合（分割取引）、又は現金若しくは匿名の電子マネーで資金が支払われ、もしくは受領された場合を除き、資金移動サービス提供者は、仕向人及び被仕向人に関する情報の確認は不要であると定めている。ただし、EU 域外の第三国への送金には、必ず本人確認が必要となっている⁴¹⁸。

(4) 暗号資産に関する規制等

ア Markets in Crypto-assets ((MiCA) 規制。未成立)

EU では、現在、Markets in Crypto-assets (MiCA) 規制といわれる暗号資産に関する包括的な規則の成立を目指している状況。本件についても、指令ではなく、規則により直接、各加盟国に適用しようとしている。

主な内容としては、ステーブルコインの発行者に対して裏付け資産等に関する要件を課すこと、暗号資産サービスプロバイダの要件として、EU 圏内で事業を行う場合は免許等取得が必要になること、マネー・ローンダリング防止のため、サービス利用者の身元確認を義務付けることなどが定められる見通しになっている。2022 年 10 月に欧州委員会の決議は終わっており、現時点では 2023 年 4 月に欧州議会の可決を経て、2024 年から施行・適用されるとみられている。

なお、先んじて 2018 年に施行された第 5 次マネロン指令において、指令の適用対象に、暗号通貨の交換・管理業者が含まれるようになったほか、店頭で直接使用される電子マネーの本人確認に関しては 250 ユーロから 150 ユーロへと厳格化、オンライン取引では 50 ユーロと規制強化がなされている。

イ 分散型台帳技術試験制度 (DLT パイロットレジーム)

2022 年 6 月 2 日に EU は「パイロットレジームに関する規則 (pilot regime for market infrastructures based on distributed ledger technology, and amending Regulations、(EU) 2022/858⁴¹⁹」を制定した。2023 年 3 月 23 日から当初 3 年間、分散型台帳技術（以下「DLT」）市場インフラの運営者は、この制度（以下「パイロットレジーム」）下で一定の規制要件が適用除外されることにより、DLT 基板上で実証実験ができるようになることが予定されている。これは、英国にお

⁴¹⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32015R0847>

⁴¹⁹ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/858/oj>

いて予定されている FMI サンドボックスと類似した制度である（詳しくは英国の章を参照のこと）。

このパイロットレジームは、2020 年に EU が導入したデジタル金融パッケージの一部であり、金融のデジタル化をより促進するとともに、潜在的リスクの低減につなげることを企図している。

パイロットレジームでは具体的に、投資会社、市場運営者、証券集中保管機関（central securities depository）が証券等の金融商品の発行、記録、移転及び保管に関して DLT 基板を活用した実証実験を可能とするものである。

なお、パイロットレジームでは適用対象となる要件として以下のとおり規定している。

- 時価総額 5 億ユーロ未満の発行体が発行する株式
- 発行規模 10 億ユーロ未満の債券または証券化された債務（預託証券または金融市場商品を含むが、デリバティブ取引が絡むなどの複雑なものは除外）
- 運用資産 5 億ユーロ未満の特定の集合投資スキーム（collective investment）

また、DLT 市場インフラで記録または取引承認された DLT 金融商品の総額が 60 億ユーロを超えない場合に限り許容されるとしている。

ESMA は 2022 年 9 月、DLT パイロットレジームに関する報告書（Report on the DLT Pilot Regime）⁴²⁰を公表した。同報告書は、2023 年に始動するパイロットレジームに先立ち、金融商品市場規則（MiFIR）で規定されている技術に関する規制基準（Regulatory Technical Standards、RTS）を、DLT で発行・取引・記録する証券に有効に適用するための修正が必要かどうかを ESMA が評価することを求めている。同報告書において ESMA は、DLT に係る特定の技術要素に関するガイダンスを提供し、DLT 市場インフラが制度開始時から一貫して適用できるよう、監督上必要なデータに関する対応について提言した。

7. 貸金業者

(1) 動向

近年ノンバンクによる融資が注目されている。Fintech と関連して、BigTech⁴²¹ やその他非伝統的な事業者が既に融資ビジネスモデルの構築に成功している事

⁴²⁰ https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma70-460-111_report_on_the_dlt_pilot_regime.pdf

⁴²¹ Big Tech はデジタル空間のサービスで、世界的な影響力を持つ巨大テクノロジー企業の通称で、特に

例が近年みられるが、EU各国におけるノンバンクの融資規模は、銀行による融資に比べて依然として限定的ではあるものの、近年増加傾向にある。2022年4月、欧州銀行監督機構（EBA）は同年2月の欧州委員会の助言募集に応じ、ノンバンク融資に関する報告書（Report on response to the non-bank lending request from the CfA on digital finance）を公表した。EBAの提案は、監督、消費者保護、マネー・ローンダリング防止、テロ資金調達対策（AML/CFT）、マクロ及びミクロ・プルーデンスリスクの分野において、ノンバンクによる貸付の提供から生じるリスクに対処することを目的とするものである⁴²²。

上記報告書では、以下の重要性を強調する。

- 新たなプレーヤーが市場に参入することを考慮し、消費者保護の枠組みが目的に適ったものであり続けることを確保すること

そのために、EBAは、

- i) 開示要件を強化し、それが公正かつ効果的で、新しい形態の融資に適合できるようにすること
- ii) 信用度評価の要件を強化し、それが消費者の利益のために実施されるようにすること

を提案している。

- 認可と活動への参加に関する規定を強化し、国境を越えたサービス提供における健全性境界（prudential perimeter）と監督責任の特定を明確化し、より効果的な監督を可能にすること
- EU全体のAML/CTFの枠組みにおいて、より包括的にノンバンクの貸し手をカバーし、より大きな調和を達成し、そのような企業を「義務付けられた企業（obliged entities）」として捕捉すること
- マクロ・プルーデンスリスクの急激な高まりが放置されないよう、モニタリングと報告の枠組みを強化し、全ての信用供与者を対象とした活動ベースのマクロ・プルーデンス措置の導入を検討すること

(2) 貸金業者に対する規制

EU内の貸金業者に関する規制としては、2008/48/EC 欧州消費者信用指令に規定がある。従来存在した 87/102/EEC（86年指令）において、加盟国間で法律が相違しているため、「消費者信用の域内市場形成」、「消費者保護レベル引上げ」について課題が残っているという問題意識から出発し、この調和を目指しつつ、加盟国がその実施において適切な程度の柔軟性を持てるようにする裁量の余地を残

米国のGAFA（Google、Apple、Facebook（現・Meta）、Amazon）4社ないし、Microsoftを加えたGAFAM5社を指す例が多い。

⁴²² <https://www.eba.europa.eu/eba-provides-its-advice-eu-commission-non-bank-lending>

したものとなっている。具体的な内容としては、契約前の与信者の情報提供義務や消費者による契約日から起算して14日間に限った撤回権などを定めている。

8. 主な政策金融機関

(1) 概要

欧州連合の公的金融機関として、欧州投資銀行（European Investment Bank、EIB）、欧州投資基金（European Investment Fund）が存在する。

欧州投資銀行は、1958年に設置。EU全域にわたり、技術革新とスキル、中小企業、気候変動対策及び戦略的インフラにおける成長と雇用を促進することを目指し、その政策目標の支援に向け長期資金を供給している。欧州投資基金は、EU内の金融機関であり、特定の金融仲介機関に株式及び債券を提供している。

そのほかに、2021年4月、欧州委員会の執行機関として中小企業支援機構（Executive Agency for Small and Medium-sized Enterprises、EASME）と欧州イノベーション評議会（European Innovation Council、EIC）が統合、欧州イノベーション会議・中小企業執行機関（European Innovation Council and SMEs Executive Agency、EISMEA）が発足した。

(2) 主な事例

ア 欧州イノベーション会議・中小企業執行機関（EISMEA）

<中小企業競争力プログラム（Competitiveness of Enterprises and Small and Medium-sized Enterprises、COSME）⁴²³>

EISMEAは前身であるEASMEの頃から、中小企業競争力プログラム（COSME）と呼ばれる欧州の法律の理解をサポートするEnterprise Europe Networkや、欧州でのビジネス展開に関する実用的な情報を提供するYour Europe Business portal、さらには知的財産権に関する中小企業支援団体などに資金を提供することで、中小企業の資金調達を支援している⁴²⁴。COSMEはまた、中小企業が融資やエクイティ・ファイナンスを利用することを支援する金融商品にも資金を提供している。本制度の対象となる機関には、融資保証機関と出資機関がある。融資保証機関は、金融仲介機関が中小企業に対しより低コストかつ大量に融資やリースを行うことができるよう、保証や再保証（カウンター・ギャランティー）を実施する。

⁴²³ <https://ec.europa.eu/growth/smes/cosme/>

⁴²⁴ https://ec.europa.eu/growth/smes/cosme_en

イ 欧州投資銀行グループ

<InnovFin プログラム (Horizon 2020) >

中小企業への支援を中心としている欧州投資基金 (EIF) と、欧州投資銀行の大株主であるとともに、欧州における雇用や経済の発展や環境の持続可能性の推進などに資する活動を支援する欧州投資銀行 (EIB) によって構成された EIB グループ (European Investment Bank Group、EIB、及び EIF)⁴²⁵は、欧州議会とともに、欧州の革新的な企業への支援を目的としたプログラム「InnovFin」を 2014 年に立上げた。EU の Horizon2020 プログラムでは、中小企業のイノベーション・エコシステムを発展させるために、Enterprise Europe Network への支援、Eurostars-2Joint Programme への資金支援、革新的なアイデアを持つ起業家や企業を支援する Enhanced Innovation Council が設立された。2018 年以降、総予算の約 24%が中小企業に向けられた⁴²⁶。

⁴²⁵ <https://www.eib.org/en/infocentre/faq/index.htm>

⁴²⁶ https://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/wp/2018-2020/main/h2020-wp1820-sme_en.pdf

【シンガポール】の金融制度

【金融監督機関の概要】

シンガポールでは、シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore、MAS）が一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関に対する規制及び監督を実施している。更に、MASはシンガポールの中央銀行として機能し、金融政策、通貨発行、決済システムの監視等の機能も有する。詳細は星Ⅰ.3参照

【金融法制の特徴・動向】

シンガポールにおける金融機関に関する規制の特徴として、日本と同様に暗号資産交換業者や資金移動業者、前払式支払手段発行者等の各種決済関連サービス提供事業者を包括的に決済サービス法（Payment Services Act 2019）で規制していることや、日本に先行して2020年1月よりトラベルルールを導入していること、デジタルバンク免許の交付に関する規制が整備されていること等が挙げられる。

また、規制面の動向として、MASはシンガポールの保険市場の成長・発展を踏まえた保険法の改正に向けた検討を進めている。さらに、MASは、ステーブルコインについて、適切な規制が伴えば有望な交換媒体となる可能性があるとの立場を示しており、決済サービス法の一部改正に向け検討を進めている。詳細は星Ⅱ.7.(5)参照

【日本との比較】

MASは規制・監督当局と中央銀行双方の機能を有しており、わが国を含む諸外国と比較すると特異な機能を持つ機関といえる。また、MASが金融機関の一元的な規制・監督を実施している一方、金融庁が貸金業も監督するわが国と異なり、貸金業者に対する規制・監督はMASではなく、貸金業法（Moneylenders Act 2008）に基づき法務省が実施しているのも特徴である。詳細は星Ⅱ.8参照

シンガポール政府は、完全にオンライン・デジタル化された金融サービスの普及促進に注力しており、Fintech分野の規制・監督において積極的に新たな枠組を導入している。シンガポールにおけるFintech関連の投資は、2021年から2022年にかけて世界的な投資額（2022年：1,641億ドル、2021年：2,389億ドル）が減少しているなか、2022年は41億ドルまで増加している（2021年：34億ドル）。MASは2015年、Fintechに関する専門組織である「フィンテック・イノベーション・グループ」を設置した。この組織は、金融セクターにおけるリスク管理強化、効率性向上、競争力強化のために、テクノロジーとイノベーションに関する規制及び政策立案機能を有するほか、開発戦略を担当している。詳細は星Ⅰ.3.(2)エ参照

その他のシンガポールの先駆的な取組の一例として、他国に先行したデジタルバンクの制度化に加え、レギュラトリー・サンドボックスの設置が挙げられる。デジタルバンクは、法的立場を明確に定義の上、免許制度を設けることで、伝統的な銀行サービス以外に門戸を開き、イノベーション促進を企図するとともに、母国に仕送りをする周辺国出身の労働者が多い同国における金融包摂の効果も期待されている。詳細は星Ⅰ.3.(2)エ、Ⅱ.1.(5)参照

サンドボックスに関しては、事業者のリスクや成熟度に応じて「Sandbox」、「Sandbox Express」、「Sandbox Plus」の三制度を設けている。これらサンドボックスには、多くのスタートアップ企業がシンガポール市場に進出するためのインセンティブとしての機能が期待されており、一定条件下で先進的な商品のテストや法規制の検証、社会実験を行うことができるほか、助成プログラムやスタートアップ企業と投資家のマッチング機能が提供されている。詳細は星Ⅰ.3.(2)エ参照

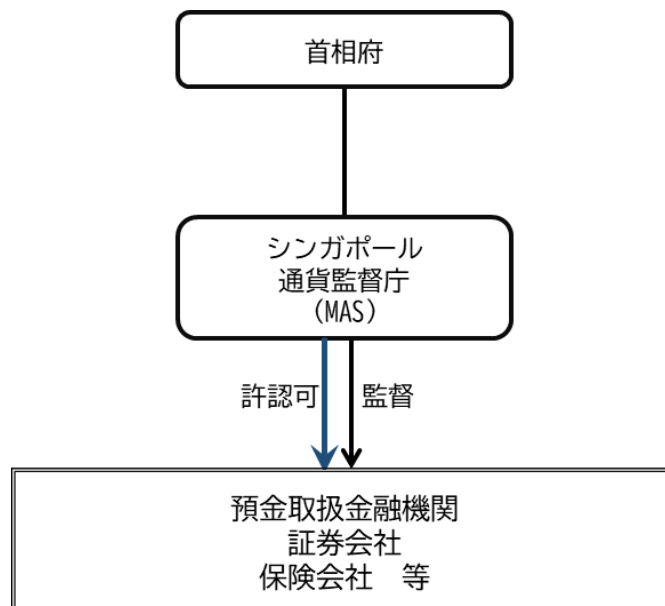
シンガポール

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表 星-1 金融監督体制図



(出所) The Prime Minister's Office Singapore 及び Monetary Authority of Singapore
ウェブサイトに基づき作成

(2) 法令

ア 法体系⁴²⁷

(ア) 法律

法律 (Acts) は、議会において決議される制定法 (statutory laws) を含むものである。

MAS の権限の下にある法律には、以下のものがある。

- 銀行法 (Banking Act)
- 証券先物法 (Securities and Futures Act)
- 保険法 (Insurance Act)
- 金融助言業者法 (Financial Advisers Act)
- 預金保険法 (Deposit Insurance Act) など

(イ) 付随法

付随法 (Subsidiary legislation) は、金融機関又は特定者が従うべき法律 (Acts) における条項の要求事項をさらに詳細に明記したものである。これらの付随法には法としての効力があり、違反した場合は犯罪行為とみなされることもある。

イ その他の規則等

(ア) 訓令 (Directions)

訓令は、金融機関又は特定者に対し、法規制を遵守させるための具体的な指示事項が記載されている。訓令に違反した場合に犯罪行為となるかどうかは MAS が決定し、法的拘束力を有する。訓令には、指示書 (Directives) と通告 (Notices) があり、指示書は個別の金融機関又は特定者に対する法的拘束力のある要求であるのに対し、通告は特定の業務を行っている金融機関又は個人全般に対する法的拘束力のある要求である。

(イ) ガイドライン (Guidelines)

特定機関又は特定者の行動規範となる原則又は「最良の業務基準」 (best practice standard) である。法的拘束力はないが、MAS による当該金融機関又は特定者の総括的リスク査定に影響を及ぼす。

(ウ) 規約 (Code)

規約は、特定の行為行動を統制する規則 (rule) であり、法的拘束力はない。

⁴²⁷ <https://www.mas.gov.sg/regulation/mas-supervisory-approach-and-regulatory-instruments>

(工)業務通達 (Practice Notes)

特定機関又は特定者の管理上の手続きの手引きである。法的拘束力はない。

(オ)報知 (Circulars)

特定者に対して情報として送られたり、公開情報として MAS のウェブサイトに掲載されたりする文書であり、法的拘束力はない。

2. 金融監督機関の権限

(1) 銀行監督機関の権限

ア 監督機関

シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore) が銀行監督権限を持つ (通貨監督庁法第 4 条 (2))。

イ 監督手法

(ア)報告徴求

全ての銀行は、シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore) の要求する期日及び方法に従って、報告書類を提出する義務がある (銀行法第 26 条)。

(イ)検査

① 検査 (inspection)

MAS は、シンガポールの銀行、シンガポールで設立された銀行の国外支店、代理店、事務所の会計簿を検査する権限がある。検査は、銀行法以外の法律に基づき MAS による規制を受けている、あるいは免許を付与されている銀行の業務に関しても実施することができる (銀行法第 43 条)。

② 特別調査 (special investigation)

MAS は、銀行が次に挙げる状況にあると信じるに足る理由がある場合には、いつでも当該銀行の調査を行うことができる (銀行法第 44 条)。

- 預金者又は他の債権者の不利益になる行為
- 公共に対する債務をカバーするだけの資産が不足
- 銀行法の規定に違反

ウ 処分規定

(ア)訓令 (direction)

MAS は、公益に照らして必要であると判断した場合には、金融機関に対して情報を徴求するほか、勧告を行うための訓令を発することができる（シンガポール通貨監督庁法 (Monetary Authority of Singapore Act、以下「通貨監督庁法」) 第 27 条(1))。

訓令を発する前に限り、対象となる金融機関においては、MAS が非現実的あるいは不適切と考える場合を除き、MAS に対して訓令の内容に関する異議申し立て (Representation) の機会が与えられる。金融機関からの異議に対し、MAS はこれを却下するか、異議に応じて訓令の内容を修正することができる（通貨監督庁法第 27 条(2)、(3))。

対象となる金融機関は、妥当な期間の間に訓令に従う義務がある。金融機関が訓令を遵守できない、又は遵守を拒否した場合には、2 万シンガポールドル以下の罰金が科される（通貨監督庁法第 27 条(3)、(4))。

(イ)罰則

銀行法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規定ごとに個別に定められている。

例えば、免許を取得せずに銀行業務を行った場合には、違法行為とみなされ、以下の処罰の対象となる（銀行法第 4 条）。

- 違反者が個人の場合には 12 万 5 千シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）又は 3 年以下の禁固刑のいずれか又は両方。
- 違反者が個人以外の場合には 25 万シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）。

適用可能な処罰の上限について個別の規定がない銀行法への違反行為に対しては、10 万シンガポールドルを上限とする罰金が科される。処分後も違反が継続している場合には、1 日につき 1 万シンガポールドルを超えない額が加算される（銀行法第 71 条）。

(2) 証券監督機関の権限

ア 監督機関

シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore) が証券業監督権限を持つ（通貨監督庁法第 4 条(2))。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

証券会社をはじめとする資本市場サービス免許保有者⁴²⁸は、MAS に対し、会計年度ごとに損益計算書と貸借対照表を監査人報告書とともに提出しなければならない。従わない者は、法律違反とみなされ、罰金が科せられる（証券先物法第 107 条）。

(イ) 検査 (inspection)

MAS は、秘密保持の条件の下、資本市場サービス免許保有者の会計簿を検査することができる。要求された者は、会計簿、情報、施設を提供し、会計簿の作成に関して MAS に説明する義務がある（証券先物法第 150 条）。

(ウ) 調査 (investigation)

MAS は、i) 証券先物法における MAS の権限の行使、又は役割義務の遂行のため、ii) 証券先物法又は同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、iii) 証券先物法又は同法のもとに発せられた訓令に違反しているという申立や疑惑を調査するために、必要とされる調査を行うことができる（証券先物法第 152 条）。

(エ) 審理

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、審理 (examination) に出頭するよう書面にて要求することができる（証券先物法第 154 条）。審理を受ける者は、真実を述べる旨の宣誓、調査内容に関する調査官の質問への回答が求められる（証券先物法第 156 条）。

(オ) 情報の徴求

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期及び場所にて調査に関連する事項についての情報の提供又は会計簿の作成を、書面により徴求することができる。

MAS は、徴求に従って会計簿が作成されない場合、治安裁判官 (Magistrate) から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる（証券先物法第 164 条）。

ウ 処分規定

MAS は、資本市場サービス免許保有者に対し、以下の権限を持つ。

⁴²⁸ 資本市場サービス免許 (capital market services license) について、シンガポール II.2.(2) 免許等を参照のこと。

(ア)訓令 (directions)

MAS は、公共の利益に照らして、あるいは投資家保護のために必要であると判断した場合には、資本市場サービス免許保有者に対して書面による訓令を発し、これに従うよう要求することができる。

訓令に違反した者は違法行為とみなされ、5万シンガポールドル以下の罰金（違反が継続する場合は、継続日数、又はその一部に対して5千シンガポールドルの罰金が加算）が科される（証券先物法第101条）。

(イ)禁止命令 (prohibition order)

MAS は、資本市場サービス免許保有者やその代表者 (representative) 等に対して、恒久的又は期間を定め、証券先物法による規制対象業務、資本市場サービス免許保有者又は免許の取得免除を受ける者の経営に直接的又は間接的に携わる、あるいは主要株主となることなどを禁ずる旨の禁止命令を発することができる（証券先物法第101A条）。

禁止命令の対象となるのは、以下の場合である（証券先物法第101A条(1)）。

- (a) MAS が、当該事業者の保有する資本市場サービス免許の一時停止又は取消を行う場合
- (b) 資本市場サービス免許の免除を受けている事業者⁴²⁹について、免許取消要件⁴³⁰に該当するような状況があると MAS が信ずるに足る理由がある場合。
- (c) 当該事業者の代表者に対し、MAS がその者の代表者としての資格を一時停止、又は取消した場合
資本市場サービス免許保有者の代表者に対する資格停止に該当するような状況があると MAS が判断した場合も禁止命令の対象となる。また、以下の者も禁止命令の対象となる。
 - ・ 資本市場サービス免許の免除を受けている事業者の代表者
 - ・ 資本市場サービス免許保有者の代表者である（かつて代表者であった者も含む）が、代表者としての資格取得を免除されている者
 - ・ 以前に、資本市場サービス免許保有者やその免除を受けている事業者の代表者であった者
- (d) 証券先物法又は同法に基づき MAS が課す条件や制限、並びに証券先物法に基づき MAS が発する訓令に違反している、又は、違反の可能性があり、並びに違反が行われたと MAS が信ずるに足る理由がある場合

⁴²⁹ 資本市場サービス免許の免除対象となる事業者については、シンガポール II. 2. (2) 記載の適用免除対象者を参照のこと。

⁴³⁰ 資本市場サービス免許の取消要件については、シンガポール II. 2. (4) 変更・取消を参照のこと。

- (e) シンガポール国内又は国外で、証券先物法への違反に対する有罪判決を受けた場合、詐欺及び不正行為に係る罪で有罪判決を受けた場合、又は、その者が詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている場合
- (f) 市場不正行為（不正取引及びインサイダー取引）により裁判所から民事制裁金を命じられたとき、又は民事制裁金を支払うことで MAS と和解した場合
- (g) 規制対象業務に関して、シンガポール国外において、同地の法令又は要件への違反による有罪判決を受けた場合
- (h) MAS の訓令に基づき、資本市場サービス免許保有者の役員を解任又は解雇された場合

(ウ)懲戒 (reprimand)

MAS は、証券先物法及び同法に基づく条件・制限、訓令、及び規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、各種免許保有者に対し懲戒に処することができる（証券先物法第 334 条）。

(エ)罰則

証券先物法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規定ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の規定がない違反行為は、5 万シンガポールドルを上限とする罰金 (fine) の対象となる（証券先物法第 335 条）。

違反者が法人 (corporation) の場合、裁判所は証券先物法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（証券先物法第 333 条(1)）⁴³¹。

証券先物法に基づく罰則の適用については、地区法廷 (District Court) が管轄権を持つ（証券先物法第 327 条）。

⁴³¹ 一部の条項については、法人に対する罰金額引上げは適用されない（証券先物法第 333 条(2)）。

(オ)資産凍結等

証券先物法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合には、又は同法に基づき民事訴訟が開始され、その結果、当該調査・訴訟の対象者（関係者）に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合に、MAS は裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる（証券先物法第 324 条）。

- 関係者に対して負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止
- 関係者の代理として金銭、証券や先物契約口座、外国為替証拠金取引、その他の資産を所有している者が、関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止
- 関係者の金銭をシンガポールから持ち出すことの禁止
- 関係者の証券・先物契約・外国為替証拠金取引・その他資産の権利書をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止
- 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命
- 裁判所が適切と判断した場合における、関係者のパスポート及びその他書類の裁判所への提出
- 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止

(カ)裁判所命令

証券先物法に基づき、i) ある者が証券先物法に違反したと思われる場合には、ii) 免許の条件又は制限、証券取引所、先物取引所、その決済機関の業務規程、証券取引所の上場規則などに違反したと思われる場合、iii) 証券の売買又は先物取引契約に関し、法律違反行為が行われる可能性があった場合、裁判所は MAS の請求に応じて以下の命令を発することができる（証券先物法第 325 条）。

- 度重なる証券先物法への違反、免許の条件や制限への違反、証券取引所、先物取引所又は決済機関の業務規程への違反、証券取引所の上場規則への違反などがある場合、その者が証券売買や先物取引に係る業務を行うことを禁止する命令
- 命令で明記された証券の取得・処分・売買、先物取引等を禁止する命令
- 資本市場サービス免許（証券仲介又は先物契約）保有者の財産、又は当該免許保有者が信託その他により他の者の代理として保有している財産の保全管理人を任命する命令
- 証券売買又は先物取引に関する契約注文を無効にする命令
- 他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令

- 当該命令において定められた資本市場商品に係る議決権その他の権利の行使を制限する命令
- 必要に応じ、上記の命令に付随する命令

① 差止命令

ある者が証券先物法に違反する行為を行った場合、MAS、又はその行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為の停止や、必要に応じて是正行為を要求する差止命令（injunction）を出すことができる。証券先物法で要求される行為を拒否又は履行しない場合、MAS、又はその拒否又は不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その行為の履行命令を出すことができる。

なお、裁判所は差止命令・履行命令に加えて、損害賠償金の支払いを命じることもできる（証券先物法第 326 条）。

② 民事制裁金（Civil Penalty）

MAS は、証券取引、先物契約取引、外国為替証拠金取引における禁止事項（不正取引、相場操縦、詐欺的な勧誘など）やインサイダー取引禁止に係る規定（証券先物法第 12 部に規定）に違反していると判断した場合、検察官の同意を得て、その違反行為を行った者に対し、裁判所に民事制裁命令を請求することができる。

違反行為により利益を獲得した又は損失を回避したと裁判所が蓋然性の均衡をもって判断した場合、裁判所はその者に対し、民事制裁金の支払を命ずることができる。

制裁金の額は、1) 違反行為の結果として得た利益の額、又は回避した損失の 3 倍を上限とする額、2) 個人の場合 5 万シンガポールドル、企業の場合は 10 万シンガポールドル、のいずれか高い方の額とする。

その者が違法行為を行ったが、利益獲得や損失回避はなかったと裁判所が蓋然性の均衡をもって判断した場合には、裁判所は、5 万シンガポールドル以上 200 万シンガポールドル以下の民事制裁金を科すことができる（証券先物法第 232 条）。

(3) 保険監督機関の権限

ア 監督機関

シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）が保険業監督権限を持つ（通貨監督庁法第 4 条(2)）。

なお、MAS は、シンガポールの保険市場の成長・発展を踏まえ、保険契約者の保護や保険会社に対する適切な規制体制の確保に向け、MAS の監督権限の強化や MAS が所管する他の法律との整合を図る等を目的とした保険法の改正を検討している。MAS は、保険法の改正に向けた Consultation Paper を公表し、当該 Consultation Paper に対する意見募集を 2022 年 11 月 8 日から 2023 年 1 月 13 日まで行っていた⁴³²。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

免許を受けている保険会社は、規定された方法に沿って会計報告書及びその他の報告書を作成し、MAS に提出しなければならない（保険法第 94 条(3)）。

(イ) 検査

① 検査 (inspection)

MAS は、秘密保持を条件として、保険会社、保険会社の海外支店又は海外子会社、保険代理店の会計簿、口座、記録、その他の書類を検査することができる。保険会社又は保険代理店は、MAS が検査で徴求する情報や施設を提供しなければならない（保険法第 98 条）。

② 調査 (investigation)

MAS は、以下を目的として、必要な調査を行うことができる。

- 保険法で規定された MAS の役割義務を遂行すること
- 保険法又は同法の下で発行された訓令に違反しているという申し立てや疑いの正否を確かめること

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、調査内容に関連する情報や会計簿、口座、記録、その他の書類を提出するよう書面で要求することができる（保険法第 99 条）。

ウ 処分規定

(ア) 訓令 (directions)

MAS は、以下に該当すると判断した場合、当該保険会社等に対し、訓令を発することができる（保険法第 102 条(1) (a)）。

- 保険会社又は保険代理店が、公共の利益又は保険契約者の不利益になる、

⁴³² <https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/publications/consultations/id/2022/consultation-paper-on-amendments-to-the-insurance-act-and-the-insurance-intermediaries-regulations.pdf>

又は保険会社又は保険代理店の利益に有害な行為を行っているとなし
た場合

- 保険会社又は保険代理店が破産状態にある、義務の履行が不可能である、
あるいは支払を停止した場合（このような状態になるおそれがある場合
も含む）
- 保険会社又は保険代理店が、保険法の規定に違反した場合
- 登録や免許取得にあたって条件を付されている保険会社又は保険代理店
が、この条件に従わなかった場合

訓令により、MAS は保険会社等に対し、以下を要求することができる（保険法
第 102 条 (2) (a)）。

- 健全な保険業務の原則（sound insurance principles）に沿って業務を行
うために必要となる管理者を雇用すること
- MAS が不適格であると判断した役職者又はその他の者を解雇すること
- 財産の処分や回復に関して、何らかの措置を講じること
- MAS が、不法に、あるいは不適切に支払われたと判断した金額について、
その回復のために取りうる措置を講じること
- 免許を付与された保険事業者に関し、当該事業者が実施している保険種
別について、契約の更新や新規契約を差し止めること
- 再保険に関して、MAS の指示に沿った取り決めを行うこと
- 保険法の条項の一部に関して、違反行為を是正するための何らかの措置
を講じること

(イ) 処罰

保険法では、規定への違反に対し適用される処罰は規定ごとに個別に定められ
ている。適用可能な処罰の上限について個別の規定がない違反行為に対しては、
以下の罰則が適用される（保険法第 142 条 (2)）。

- 違反者が個人の場合は 5 万シンガポールドルを上限（処分確定後も違反
が継続している場合には加算あり）とする罰金（fine）又は 2 年を上限と
する禁固（imprisonment）。
- 違反者が個人以外の場合は、10 万シンガポールドルを上限とする罰金（処
分確定後も違反が継続している場合には加算あり）

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は保険法の各条項で規定された額
の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（保険法第 143 条）。

保険法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）又は治安
裁判官法廷（Magistrate Court）が管轄権を持つ（保険法第 144 条）。

(4) 資金管理会社の監督機関の権限

資金管理会社は、資本市場サービス免許保有者として、MAS から証券会社と同等の監督を受ける。資本市場サービス免許保有者に対する MAS の監督権限については、シンガポール I . 2. (2) 証券監督機関の権限を参照のこと。

(5) 金融助言業者の監督機関の権限

ア 監督機関

シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore) が金融助言業者監督権限を持つ (通貨監督庁法第 4 条 (2))。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

免許を付与された金融助言業者は、会計年度ごとに、規定された方法に沿って会計報告書を作成し、MAS に提出しなければならない (金融助言業者法第 52 条)。

また、MAS は金融助言業者に対し、シンガポール国内外における業務に関連するあらゆる問題についての情報を提出するよう、書面で求めることができる (金融助言業者法第 38 条)。

(イ) 検査 (inspection)

MAS は、秘密保持を条件として、免許を付与された金融助言業者やその代表者の会計簿を検査することができる (金融助言業者法第 80 条)。

(ウ) 調査 (investigation)

MAS は、1) 金融助言業者法における監督官庁の権限の行使、又は機能を果たすため、2) 金融助言業者法又は同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、3) 金融助言業者法に違反しているという申立や疑惑を調査するために、必要とされる調査を行うことができる (金融助言業者法第 86 条)。

① 審理 (examination)

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、審理に出頭するよう書面で要求することができる (金融助言業者法第 89 条)。審理を受ける者は、真実を述べる旨の宣誓、調査内容に関する調査官の質問への回答が求められる (金融助言業者法第 90 条)。

② 情報の徴求

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期及び場所で、調査に関連する事項についての情報の提供又は会計簿の作成を書面で徴求することができる。徴求命令を受けた者はこれに従わなければならない（金融助言業者法第 96 条）。

MAS は、規定どおりに会計簿が作成されていない疑いのある場合や、会計簿の隠匿、移動、改ざん、破棄が疑われる場合には、治安裁判官（Magistrate）から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる（金融助言業者法第 98 条（1））。

③ 立入調査

MAS の調査官及び MAS が書面で調査官への同行を認めた者は、2 営業日以上前に調査対象と調査の目的及び違反の性質について示す通知書面を提示することにより、立入調査を行うことができる。（金融助言業者法第 97 条（1）（2））

ただし、金融助言業者の業務行為に係る違反行為の調査において調査対象者が占有する地所に立ち入る場合や、調査官が通知書面提示のために現実的に妥当な範囲であらゆる手段を尽くしたにもかかわらず、提示することができなかった場合には、この限りではない（金融助言業者法第 97 条（3））。

ウ 処分規定

（ア）訓令（directions）

MAS は、公共の利益に照らして、又は投資家保護のために必要であると判断した場合には、免許を受けている金融助言業者やその代表者（representative）等に対して書面による訓令を発し、これに従うよう要求することができる。

訓令に違反した者は違法行為とみなされ、2 万 5 千シンガポールドル以下の罰金（継続的な違反に対する加算あり）が科される（金融助言業者法第 67 条）。

（イ）禁止命令（prohibition order）

MAS は、金融助言サービスの提供、金融助言業者の経営に直接的又は間接的に携わる主要株主となることなどを禁ずる旨の禁止命令を発することができる（金融助言業者法第 68 条）。

禁止命令の対象となるのは、以下の場合である（金融助言業者法第 68 条（1））。

- (a) MAS が、当該事業者の保有する金融助言業者免許の一時停止又は取消を行う場合

- (b) 金融助言業者免許の免除を受けている事業者⁴³³について、免許取消要件⁴³⁴に該当するような状況があると MAS が信ずるに足る理由がある場合
- (c) 当該事業者の代表者に対し、MAS がその者の代表者としての資格を一時停止又は取消した場合。金融助言業者免許保有者の代表者に対する資格停止に該当するような状況があると MAS が判断した場合も禁止命令の対象となる。また、以下の者も禁止命令の対象となる
 - ・ 金融助言業者免許の免除を受けている事業者の代表者
 - ・ 代表者としての資格取得を免除されている者
 - ・ 以前に、金融助言業者免許保有者やその免除を受けている事業者の代表者であった者
- (d) 金融助言業者法、同法に基づき MAS が課す条件や制限、同法に基づき MAS が発する訓令に違反している可能性がある、あるいは違反が行われたと MAS が信ずるに足る理由がある場合
- (e) シンガポール国内又は国外で、金融助言業者法への違反に対する有罪判決を受けた場合、詐欺・不正行為に係る罪で有罪判決を受けた場合、又はその者が詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている場合
- (f) 金融助言業務に関して、シンガポール国外において、同地の法令又は要件への違反による有罪判決を受けた場合
- (g) MAS の訓令に基づき、免許を付与された金融助言業者の役員を解任又は解雇された場合

(ウ)懲戒 (reprimand)

MAS は、公益のため、又は投資家や保険契約者の保護のために必要と判断すれば、金融助言業者法、同法に基づく条件・制限、訓令、規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、免許を交付した金融助言業者やその代表者、経営者 (officer) やパートナーに対して、懲戒に処することができる (金融助言業者法第 125 条)。

(エ)裁判所命令

ある者が金融助言業者法に違反した、あるいは違反行為を実施しようとしている場合、MAS の請求に応じて、裁判所は以下の命令を発することができる (金融助言業者法第 126 条)。

- ・ 度重なる金融助言業者法への違反がある場合、その者が金融助言業者や

⁴³³ 金融助言業者免許の免除対象となる事業者については、シンガポール II. 4. (2) を参照のこと。

⁴³⁴ 金融助言業者免許の取消要件については、シンガポール II. 4. (4) イ免許等の取消を参照のこと。

その代表者として業務を行うことを制限する、あるいはその者が金融助言業者やその代表者であると名乗ることを制限する命令

- 他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令
- 必要に応じ、上記の命令に付随する命令

(オ)資産凍結等

金融助言業者法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合、又は同法に基づき民事訴訟が開始され、当該調査・訴訟の対象者（関係者）に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合に、MAS は、裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる（金融助言業者法第 127 条）。

- 関係者に負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止
- 関係者の代理として金銭、投資商品やその他の資産を所有している者が、当該資産を関係者に支払ったり譲渡することの禁止、又は関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止
- 関係者や関係者と関連を持つ者の金銭をシンガポール国外に移転することの禁止
- 関係者や関係者と関連を持つ者の投資商品、投資商品の権利書、その他資産をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止
- 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命
- 裁判所が適切と判断した場合、関係者のパスポート及びその他書類の裁判所への提出
- 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止

(カ)差止命令（injunctions）

ある者が金融助言業者法に違反する行為を行った場合、MAS 又はその行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為を止めさせる差止命令（injunction）を発出し、裁判所が望ましいと判断した行為を要求することができる。

金融助言業者法で要求される行為を拒否、又は履行を行わない者に対し、裁判所は、MAS 又は当該拒否又は不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、その行為の履行命令を出すことができる（金融助言業者法第 128 条）。

(キ) 罰則

金融助言業者法では、規定への違反に対し適用される処罰は規定ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の罰則規定がない違反行為は、1万2,500シンガポールドルを上限とする罰金（fine）の対象となる（金融助言業者法第115条）。

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は、金融助言業者法の各条項で規定された額の2倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（金融助言業者法第116条）。

金融助言業者法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）が管轄権を持つ（金融助言業者法第123条）。

(6) 監督当局間の関係

シンガポールでは、MASが金融部門の一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関に対する規制及び監督を実施している。MASの金融部門に対する規制及び監督の主たる目的は、金融システム全体の安定性と金融機関の健全性の確保である。MASは、主に金融機関の取締役会や経営層と協働しながら、金融機関に、リスクの効果的な管理と軽減を求めるとともに、過剰なリスクに対して制限をかける役目を担っている⁴³⁵。

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要

シンガポールでは、MASが金融部門の一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関に対する規制及び監督を実施している。MASの本部はシンガポールにあり、ニューヨークやロンドン、北京、上海に駐在員事務所（Representative Office）がある⁴³⁶。

⁴³⁵ 本記述は、以下の資料に基づく。

MAS, Objectives and Principles of Financial Sector Oversight in Singapore
<https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/News-and-Publications/Monographs-and-Information-Papers/Monograph-Objectives-and-Principles-of-Financial-Sector-Oversight-in-Singapore.pdf>

⁴³⁶ MAS ウェブサイト、<https://www.mas.gov.sg/contact-us>

(2) シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore、MAS)

ア 根拠法令

1970年に、それまで政府の各部局に分散していた金融・通貨行政に係る機能を一元化することを目的として通貨監督庁法が成立し、これに基づき翌1971年、財務省傘下の法定機関としてMASが設立された(2006年に、首相府傘下に移管)。

MASの設立については、通貨監督庁法第3条で規定されている。

イ 目的

MASの主要な目的は、次のとおりである(通貨監督庁法第4条(1))。

- 持続的な経済成長を達成するために物価の安定を維持すること
- 堅実かつ信頼のおける金融センターを育成し、金融の安定性を促進すること
- シンガポールの公的な外貨準備を慎重かつ効率的に管理すること
- シンガポールを国際的に競争力のある金融センターへと成長させること

ウ 業務内容

MASの果たす機能は、次のとおりである(通貨監督庁法第4条(2))。

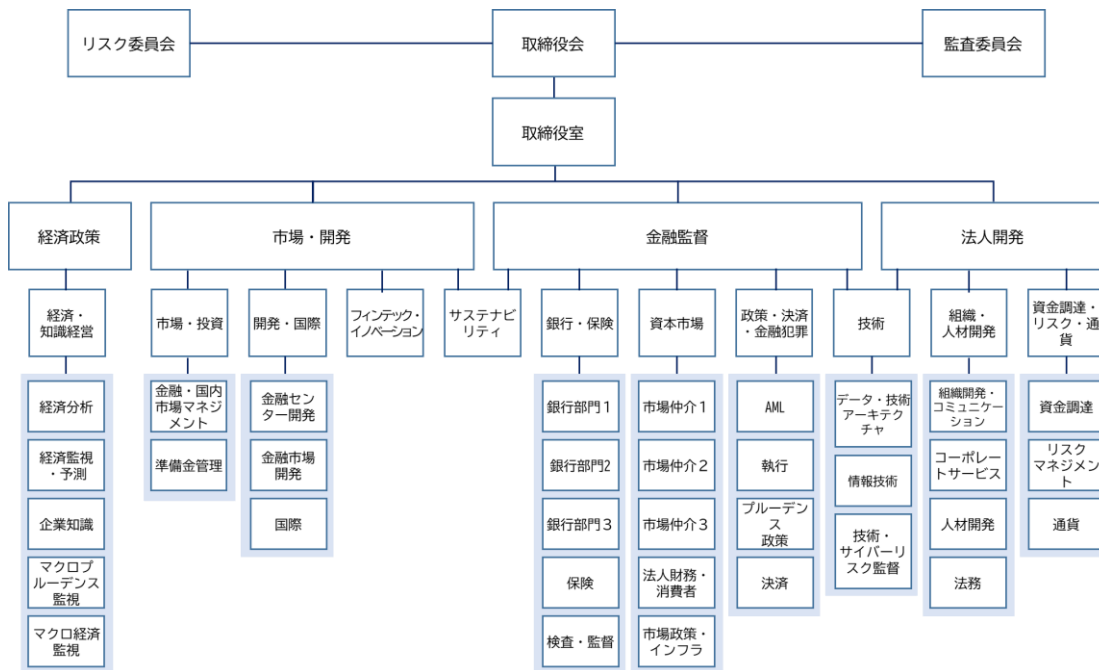
- シンガポールの中央銀行として機能し、金融政策、通貨の発行、決済システムの監視を実施し、政府の銀行及び金融面での代理人としての役割を果たすこと
- 金融サービス部門の統一的な監督と金融の安定性の監視を実施すること
- シンガポールの公的な外貨準備を管理すること
- シンガポールを国際的な金融センターとして発展させること

エ 組織

MASは、独立した法人(body corporate)である(通貨監督庁法第3条(1))が、その理事(directors)、役職者(officers)、従業員(employees)は公務員としての扱いとなる(通貨監督庁法第16条(1))。

MASの理事会(board of directors)は、議長(chairman)と4名以上13名以下の理事によって構成される。議長は、内閣の推薦に基づき、大統領が任命する(通貨監督庁法第7条(3))。

図表 星-2 MAS の組織図



(出所) MAS ウェブサイトに基づいて作成
<https://www.mas.gov.sg/who-we-are/Organisation-Structure>

シンガポールにおける Fintech 関連の投資は、2021 年から 2022 年にかけて世界的な投資額（2022 年：1,641 億ドル、2021 年：2,389 億ドル）が減少しているなか、2022 年は 41 億ドルまで増加している（2021 年：34 億ドル）⁴³⁷。

MAS では 2015 年以降、Fintech に関する専門組織である、「市場・開発」部門配下の「フィンテック・イノベーション・グループ」が、金融セクターにおけるリスク管理強化、効率性向上、競争力強化のために、テクノロジーとイノベーションに関する規制政策と開発戦略を担当している⁴³⁸。フィンテック・イノベーション・グループ内の 5 つの専門部署の役割は以下のとおり。

- Payments Development and Data Connectivity Office (PDDC)
シンガポールの決済エコシステムと金融サービスのための越境データコネクティビティの開発を担当
- FinTech Infrastructure Office (FIO)

⁴³⁷ <https://kpmg.com/sg/en/home/media/press-releases/2023/02/kpmg-pulse-of-fintech-h2-22.html>

⁴³⁸ <https://www.mas.gov.sg/who-we-are/Organisation-Structure/Fintech-and-Innovation>

クラウドコンピューティング、ビッグデータ、分散型台帳などの分野における、金融セクターのための安全で効率的なテクノロジーを駆使したインフラ開発に向けた規制政策と開発戦略を担当

- FinTech Ecosystem Office (FEO)
金融セクターへの応用が期待される最先端技術を求め、業界関係者等と協力し、革新的な新ソリューションを検証
- AI Development Office (AID)
金融セクターのための AI 戦略を策定・実施し、シンガポールにおける、AI プロジェクトを促進し、AI 金融エコシステムを構築
- Green FinTech Office (GFO)
テクノロジーとデータを活用してサステナブルファイナンスを主導

また、MAS は、レギュラトリー・サンドボックス制度を導入しており、金融機関や FinTech 企業が、限られた環境や期間において、革新的な金融商品・サービスの実証を行うことを可能としている⁴³⁹。サンドボックス制度には、「Sandbox」（2016 年に施行）、「Sandbox Express」（2019 年に施行。Sandbox よりも、対象事業の限定（保険ブローカー等）や低リスク等の一定の条件もとで、迅速な（申請後 21 日以内）実証の開始が可能⁴⁴⁰）、「Sandbox Plus」（2022 年に施行。申請をアーリーアダプターに限定し、助成プログラムやスタートアップ企業と投資家の交流会等の支援機能を強化⁴⁴¹）の 3 種類の制度が施行されている。

オ 職員数

MAS の職員数に関するデータは公表されていない。

カ 予算規模・予算源

MAS の運営費用は、一般準備基金（General Reserve Fund）により賄われる。MAS の年間営業収入は同基金の収入となり、営業費用や償却費用を差し引いた純利益は、国庫に収められるか、同基金に留保される（通貨監督庁法第 6 条）。

MAS の営業収入は、外国業務による収入（利子、配当、投資収益など）、国内業務による収入（利子、監督対象金融機関からの賦課金、中央銀行としての対金融機関サービスによる手数料など）及び非営業収入から成る。

MAS から認可を受けた金融機関への賦課金（fee）については、通貨監督庁法第 29 条で規定されている。

⁴³⁹ <https://www.mas.gov.sg/development/fintech/regulatory-sandbox>

⁴⁴⁰ <https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox-express>

⁴⁴¹ <https://www.mas.gov.sg/development/fintech/sandbox-plus>

図表 星-3 MASの予算規模・予算源

(2022年3月末)

(単位：100万シンガポールドル)

		金額
収入		4,639
	外国業務による収入	4,718
	国内業務による収入(※)	72
	非営業収入	8
支出		2,750

※監督対象機関からの賦課金は、「国内業務による収入」に含まれる。

(出所) MAS, Annual Report 2021/2022

2021/2022会計年度において、MASは74億シンガポールドルの純損失を計上した。主に受取利息、配当金、実現キャピタルゲインから生じる運用益が計上されたものの、シンガポールドルがユーロ、日本円、ポンドに対して大幅に上昇したことによる為替換算上のマイナスの影響によって、相殺された。支出の総額は、28億シンガポールドルで、この原因は、主にMAS Billsに対する支払利息や他の国内金融市場業務のための借入金に係る支払利息によるものである⁴⁴²。

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

シンガポールにおいて預金の受入を認められている金融機関として、商業銀行、金融会社、投資銀行がある(銀行法第4A条)⁴⁴³。

(1) 業務範囲

ア 商業銀行 (Commercial Bank)

商業銀行は、銀行法 (Banking Act) の規定により免許 (license) を与えられた銀行である。商業銀行は、銀行法第30条の規定に基づき、MASの許可する業務のみを行うことができる。商業銀行は、フルバンク (Full Bank) とホールセール・

⁴⁴² MAS, Annual Report 2021/22, p. 3.

https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/publications/annual-report/2022/mas-financial-statement-2021_2022.pdf

⁴⁴³ 銀行法には「商業銀行 (Commercial Bank)」ではなく、「銀行 (Bank)」と記載されているが、便宜上、「商業銀行 (Commercial Bank)」と記載する。

バンク（Wholesale Bank）に分類できる。フルバンクは、預金受入や貸付等の銀行法で定められた全ての業務を行うことができる。一方で、ホールセール・バンクは、フルバンクが行える業務のうち、シンガポールドルによるリテール業務のみ禁止されている。

また、フルバンクは、銀行法で定められた業務に加え、金融助言サービス（financial advisory services）、保険代理店業務（insurance broking）、証券業務（capital market services）を行うこともできる。

なお、フルバンク及びその代理人は、商業銀行業務以外の業務を行うためにその業種別の免許を取得する必要は無いが、金融助言業者法（Financial Advisers Act）、保険法（Insurance Act）及び証券先物法（Securities and Futures Act）に規定されている業務活動規定に従わなければならない。

イ 金融会社（Finance Companies）

金融会社は、定期預金や貯蓄預金の受入を行うとともに、個人や法人（中小企業を含む）への貸付を行う。金融会社は、金融会社法（Finance Companies Act⁴⁴⁴）に基づく免許を受ける必要があり、その業務は同法による規制を受ける。

金融会社の業務に対しては、以下の制約が課されている（金融会社法第 23 条）。

- 小切手や手形で払出すことのできる要求払預金の受入は不可
- 個人又は法人に対し、融資総額及び融資残高が 5,000 シンガポールドルを超える無担保貸付は不可
- 外貨、金、その他の貴金属のディーリングは不可
- 外貨建ての株式や負債証券の取得は不可

ウ 投資銀行（Merchant Bank）

投資銀行は、通貨監督庁法に基づいて MAS の認可（approval、商業銀行の免許とは異なる）を受けた金融機関で、MAS の投資銀行運営ガイドライン⁴⁴⁵において規定された以下の業務を行うことができる。

（ア）投資銀行に認められている業務

- 有価証券の発行、引受、売買
- 投資ポートフォリオ管理、投資助言サービス、名義人サービス（nominee

⁴⁴⁴ 貸金業は、法務省が所管する貸金業法（Moneylenders Act 2008）で規制されている。なお、シンガポール国内の家計に対する貸付の 95%は、MAS の規制下の金融機関によって実施されている。
<https://www.mas.gov.sg/news/parliamentary-replies/2021/reply-to-parliamentary-question-on-centralised-consumer-credit-regulatory-framework>

⁴⁴⁵ MAS, “Guidelines for Operation of Merchant Banks”

https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/resource/legislation_guidelines/banks/m_guidelines/Guidelines-for-Operation-of-Merchant-Banks.pdf

services)

- 単位型投資信託の運用及び販売
- 企業再建、買収、合併についての助言
- 資金調達のアレンジ、融資、シンジケート・ローンへの参加、保証
- 短期金融市場における資金調達・貸付
- シンガポールドル建ての譲渡可能証券又は短期金融市場商品の割引
- 金及び外貨のディーリング

(イ) 投資銀行が行うことのできない業務

- 公衆からの預金の受入又は借入（銀行、金融会社、株主、グループ会社からの預金受入や借入は可）
- 約束手形、商業手形、預金証書の発行、又は手形の受取や裏書により金銭を調達すること
- MAS の許可無く、アジア通貨勘定 (Asian Currency Unit) ⁴⁴⁶の業務を行うこと

(2) 免許等

シンガポールで銀行業務を行うためには、有効な免許を MAS より取得する必要がある。違反した場合は違法行為とみなされ、罰金若しくは禁固刑のいずれか、又は両方が科される（銀行法第 4 条）。

申請者は MAS に必要書類とともに申請書を提出し、MAS は最低資本金要件（下記(3)要件を参照のこと）を満たしていることを確認した上で、免許の付与又は拒否の決定をする（銀行法第 7 条）。

(3) 要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている（銀行法第 9 条）。

- シンガポールで設立された銀行の場合、払込済資本金が 15 億シンガポールドル以上であること
- シンガポール国外で設立された銀行の場合、その本社の資本金が 2 億シンガポールドル以上であること

また、異業種からの参入可否及び要件として、現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。したがって、担当大臣から銀行の実質的株主となる

⁴⁴⁶ アジア通貨勘定とは、アジアドル市場 (Asian Dollar Market) での取引のために、MAS の認可を得て設けるオフショア勘定のこと。

ための認可を取得し（銀行法第 15 条 A）、銀行業務を行うための免許を取得すれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。

(4) 変更・取消

以下の理由による場合には、MAS は命令（order）により、付与した免許を取消することができる（銀行法第 20 条）。

- シンガポール国内において、銀行業務をもはや行っていない場合
- 免許申請時に MAS に対し、虚偽又は誤解を招くような情報、書類の提供があった場合
- 外国で設立された銀行が、その銀行を管轄する当局により免許取消を受けた場合
- 債権者に和解や示談を申込済、申込予定、又は清算、解散した場合。預金者の利益を害するような業務を行っていた、又は預金者への債務をカバーする資産が十分に無い場合
- 銀行法の規定に違反している場合
- 銀行法のもとで有罪となった、又は経営者が銀行法のもとで有罪となった場合
- 預金保険及び保険契約者保護制度法、及び同法に基づく規則に違反した場合

(5) デジタルバンク等に係る規制・動向

ア 銀行免許の取得⁴⁴⁷

シンガポールのデジタルバンクの免許には、「デジタル・フル・バンク（DFB）免許」と「デジタル・ホールセール・バンク（DWB）免許」の 2 種類がある。DFB 免許は、銀行が個人顧客から預金を受取ることにより、幅広い金融サービスを提供することが可能である。DWB 免許は、中小企業やその他の非リテール領域に対して、サービス提供することが可能である。

デジタルバンクの審査基準として、既存銀行との差別化を図る観点から、顧客ニーズに応え、シンガポール国内で金融市場を十分に享受できない層に訴求可能なビジネスモデルや技術の革新性が基準の一つとなっている。加えて、銀行業務における主要なリスクに対する理解、法令順守能力やリスク管理計画の内容など、デジタルバンクに係る事業を継続する上での適性があるかどうか、デジタルバン

⁴⁴⁷ 本記述は、以下のウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.mas.gov.sg/regulation/Banking/digital-bank-licence>

ク申請者の株主の評判、実績、財務力も審査上考慮される。このほか、地元雇用への貢献度、労働者の能力向上への取組み等、シンガポールが国際金融センターとして成長するために有益であるかどうかも審査上考慮される。

(ア)適格性基準

DFB 又は DWB 免許の申請者は、次の要件を満たしていなければならない。

- 1) 自社グループ内の、少なくとも1つ以上の事業体が、テクノロジー又は電子商取引の分野で、3年以上のビジネスの運営実績を有していること
- 2) 役員、実質的な株主などが適格性を有する者であること
- 3) 開業時や業務運用中に適用される、最低払込資本要件を満たしていることを証明すること
 - ・ 最低払込資本額は、1億シンガポールドル以上で、そのほか、既存のホールセール・バンクと同じ資本額と流動性ルールが適用
- 4) 革新的なテクノロジーを用いて顧客ニーズに応え、シンガポール市場で十分なサービスを受けられていない、特定の層に対しても明確な価値を提供すること（金融包摂）
- 5) 提案するデジタルバンクのビジネスモデルが、持続可能性を有していることを示すこと
 - ・ 将来の収益性を示す、5年間の財務計画を提示すること
- 6) 提案するデジタルバンクの、実行可能な出口計画を提出すること
- 7) 提案するデジタルバンクの株主は、MAS がデジタルバンクの運営に求める要件に対して、責任を負うという内容の念書を提示すること

なお、DFB 免許は、シンガポールを本社とする企業で、シンガポール国籍保有者が実質的な株主となる必要があるが、DWB 免許については、外資企業も取得可能である。

(イ)DFB 免許交付要件⁴⁴⁸

DFB 免許は、2段階で交付される。当初1～2年は「限定デジタル・フル・バンク」免許が交付され、その後、MASによる審査を経て「デジタル・フル・バンク」免許が交付される。MASは、DFBに対し、事業開始3～5年以内にDFBがデジタル・フル・バンクとしての機能を、すべて備えることを求めている。

⁴⁴⁸ 以下の資料の記述に基づく。

<https://www.mas.gov.sg/-/media/Digital-Bank-Licence/Eligibility-Criteria-and-Requirements-for-Digital-Banks.pdf?la=en&hash=57410B76A3359791816B0A0BD592DF8EF2D37B33>

① 限定デジタル・フル・バンク

(a) エントリー・フェーズ

エントリー段階にある DFB は、預かることができる銀行預金について 1 人当たり最大 7 万 5,000 シンガポールドル、又は合計で 5,000 万シンガポールドルと上限が設定されており、提供できるサービスが制限される。一方で、払込資本額は 1,500 万シンガポールドルとなっている。

- 海外の銀行支店又は子会社の銀行業務は、2 つ以内の海外市場でのみ運営できる
- 単純な資本市場商品⁴⁴⁹のみ提供できる

(b) プログレッション・フェーズ

プログレッション段階に移行した DFB は、預金額の上限が 7 万 5,000 シンガポールドルまでに引き上げられ、サービス提供できる対象顧客の制限が撤廃される。一方、払込資本額は段階的に引き上げられる。

なお、a) 及び b) のフェーズの DFB は、次の要件が求められる。

- 預金保険制度への加入
- コーポレート・ガバナンス・ルールの段階的適用
- その他の金融機関の関連資金⁴⁵⁰の保管不可
- 個人顧客の無担保個人信用枠：個人の月収 2 倍まで
- 自己勘定取引の禁止

② デジタル・フル・バンク

預金額の上限が撤廃され、全ての金融サービスの提供が認められる。ただし、払込資本額は、15 億シンガポールドルへと引き上げられる。

なお、①及び②の DWB は、次の要件が求められる。

- 事業所は、1 つの物理的な場所に構えること
- 現金自動預払機 (ATM)、又は現金預け入れ機 (CDM) へのアクセスは許可されない。ただし、エフトポス (EFTPOS) によるキャッシュ・バック・サービスの提供は認められる
- 国内の、システム上重要な銀行と同じ、リスク・ベースの資本ルールを満

⁴⁴⁹ 証券及び先物(資本市場商品)規則 2018 の附則(The Schedule to the Securities and Futures (Capital Markets Products) Regulations 2018.)に定められている商品(現物株式、株式オプション、株式デリバティブ等)

⁴⁵⁰ 決済サービス法 23 条 (14) に基づく資金。決済事業者が電子マネーの発行に際して、顧客から受領した分別管理資金等を含む

たさなければならない⁴⁵¹

- 既存のホールセール・バンクと同様、中小企業や法人のみが対象となるビジネス口座の開設が認められる。ただし、個人にサービス提供することは原則としてできない⁴⁵²⁴⁵³

イ デジタルバンクの例

MAS は 2019 年 6 月 28 日に、デジタルバンクの免許発行に関する方針を公表し⁴⁵⁴、2020 年 12 月 4 日に免許を 4 社 (DFB 免許は 2 社 (Grab Holdings と Singapore Telecommunications の合併会社、Sea Ltd の 100%子会社)、DWB 免許は 2 社 (Greenland Financial Holdings Group Co. Ltd および Linklogis Hong Kong Ltd、Beijing Co-operative Equity Investment Fund Management Co. Ltd の企業連合、Ant Group Co. Ltd の 100%子会社)) に付与した⁴⁵⁵。なお、デジタルバンクの免許は、2019 年 12 月末までの募集期間に 21 社から応募があった⁴⁵⁶。

シンガポールでデジタルバンクのサービスを提供している企業として、デジタルバンク免許を取得している Grab Holdings と Singapore Telecommunications の合併会社である GXS Bank や Sea Ltd の 100%子会社の Mari Bank に加え、既存の金融機関である Standard Chartered Bank と Fairprice Group の合併会社である Trust Bank Singapore、国内最大手の DBS 等が挙げられる。

(ア)GXS Bank

GXS Bank は、Grab Holdings と Singapore Telecommunications の合併会社であり、2022 年 8 月に、デジタルバンクサービスの GXS Savings Account を立ち上げた。GXS Savings Account は、Grab のフードデリバリー部隊などのギグエコノミー (Gig Economy) 労働者や、自営業者、早期就労者などの銀行口座を持たない層を含む顧客を対象としている。当該預金サービスには、最低残高の要件はなく、また、利用者の資金繰りを支援するために、年利 0.08%の利息が付与される⁴⁵⁷。

⁴⁵¹ <https://www.mas.gov.sg/-/media/Digital-Bank-Licence/Eligibility-Criteria-and-Requirements-for-Digital-Banks.pdf?la=en&hash=57410B76A3359791816B0A0BD592DF8EF2D37B33>

⁴⁵² <https://www.mas.gov.sg/-/media/Annex-B-Digital-Wholesale-Bank-Framework.pdf>

⁴⁵³ 法人との結びつきが強い個人等に対するアドバイス等の提供について、申請することで MAS が許可する場合がある

⁴⁵⁴ <https://fintechnews.sg/35820/virtual-banking/digital-bank-singapore-list-applicant/>

⁴⁵⁵ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/mas-announces-successful-applicants-of-licences-to-operate-new-digital-banks-in-singapore>

⁴⁵⁶ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/mas-receives-21-applications-for-digital-bank-licences>

⁴⁵⁷ <https://asia.nikkei.com/Business/Finance/Grab-Singtel-beats-Sea-to-the-punch-with-Singapore-digital-bank>

(イ) Mari Bank

Sea Ltd の 100%子会社の Mari Bank による、デジタルバンクサービス。これは一般公開されておらず、親会社の Sea Ltd の従業員のみ利用可能なサービスとなっている⁴⁵⁸。

(ウ) Trust Bank Singapore

Trust Bank Singapore は、Standard Chartered Bank と Fair price Group の合併会社であり、2020 年 12 月に、MAS よりフルバンクの銀行免許を取得し、2021 年 12 月より銀行業務を開始した⁴⁵⁹。

2022 年 9 月に、デジタルバンクサービスを発足し、クレジット・カード、普通預金口座、家族向け傷害保険などの商品を提供している。

顧客獲得のための施策として、初回の 75,000 シンガポールドルの預金に対する年率 1.5%の金利適用⁴⁶⁰や、Trust bank の預金口座を持つ顧客が Trust bank のクレジット・カードで、Fair price Group で食料品を所定の金額以上購入するなどの条件を達成した際に、最大 21%の割引の付与⁴⁶¹などを実施している。

(エ) DBS Bank

シンガポール最大手の DBS Bank は、以下の特徴を持つデジタルバンキングサービス「DBS digibank」を提供しており⁴⁶²、金融専門誌「ユーロマネー」より 2018 年から 2021 年にかけて、4 年連続で「世界最高のデジタルバンク (World's Best Digital Bank)」の表彰を受けている⁴⁶³。

- 残高や口座の詳細の確認
- 送金・請求書払い
- オンライン明細の閲覧
- 即時口座開設・クレジット・カード申込
- カードの有効化 等

なお、2022 年 2 月に、MAS は DBS Bank に対して、2021 年 11 月 23 日から 25 日にかけてデジタルバンキングサービスの障害を受け、オペレーショナルリスクに対するリスク加重資産に 1.5 倍の倍率を適用し、規制資本として約 9 億 3,000 万シンガポールドルの追加資本要件を課した⁴⁶⁴。

⁴⁵⁸ <https://www.finews.asia/finance/38321-digital-banks-singapore-incumbents-competition>

⁴⁵⁹ <https://trustbank.sg/announcements/2021-Trust-CG-report.pdf>

⁴⁶⁰ <https://trustbank.sg/savings-account/#calculator-section>

⁴⁶¹ <https://trustbank.sg/newsroom/trust-savings-account-holders-can-now-apply-for-a-credit-card/>

⁴⁶² <https://www.dbs.com.sg/personal/deposits/bank-with-ease/dbs-ibanking>

⁴⁶³ https://www.dbs.com/newsroom/DBS_honoured_as_Worlds_Best_Bank_for_fourth_straight_year_sg

⁴⁶⁴ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2022/mas-imposes-additional-capital-requirement->

2. 証券会社

(1) 業務範囲

証券業務は証券先物法 (Securities and Futures Act) による規制を受ける。証券先物法の規制対象業務は、次の 7 業務となっている。(証券先物法付属規定 2)。

- 市場取引 (dealing in capital markets products)
- 企業財務アドバイス (advising on corporate finance)
- 資金管理 (fund management)
- 不動産投資信託管理 (real estate investment trust management)
- 製品融資 (product financing)
- 信用格付サービス (providing credit rating services)
- 証券保管サービス (providing custodial services)

(2) 免許等

資本市場サービス免許証券先物法による規制の対象となる業務 (regulated activities、以下「規制対象業務」) を行うためには、資本市場サービス免許 (capital market services license) の取得が義務付けられている。資本市場サービス免許は、本人として業務を行う場合のほか、代理人 (agent) として規制対象業務を行う場合にも必要となる (証券先物法第 82 条)。

MAS は、適切と判断した場合、免許に条件や制限を付すことがある (証券先物法第 88 条)。

また、適用免除について、以下の者は、資本市場サービス免許を取得せずに、規制対象業務を行うことができる (証券先物法第 99 条(1))。

- 銀行
- 投資銀行
- 金融会社
- 保険会社 (保険業務の実施における資金管理業務に関連する業務のみ)
- 証券取引所、先物取引所、市場運営者又はその持株会社 (市場業務の運営に関連する業務のみ)
- 証券決済機関 (決済機能の運営に関連する業務のみ)
- その他、MAS から免許取得の免除を受けた者

(3) 要件

以下の場合、MAS は免許の付与や更新を拒否することができる（証券先物法第 86 条(4)）。

- 申請者が MAS の徴求する情報や書類、事業に影響を及ぼす雇用者又は関係者を提供しなかった場合
- 申請者から提供された情報や書類が虚偽又は誤解を生むような内容であった場合
- 申請者とその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で清算又は解散手続中である場合
- 裁判所の判決による、申請者又はその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合
- 申請者又はその実質的な株主の資産に関連して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合
- 申請者又は実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で、その債権者との和解又は債務整理の手続中の場合
- 申請者、実質的な株主又は申請者の役員が、シンガポール国内又は国外で、詐欺、不正行為で有罪となった、又は証券先物法の下で有罪となった場合
- 役員や従業員が、免許に関連する職務を全うするための学歴、資格又は経験が十分でないと MAS が判断した場合
- 免許の申請者や、その役員、従業員又は実質的な株主が免許適格性に欠けると MAS が判断した場合
- MAS が、申請者、役員、従業員又は実質的な株主の評判、人格、財政の健全性及び信頼性に関して、申請者が株式引受人や顧客の利益を最優先して行動することができないと信ずるに足る理由が有している場合
- 申請者、その実質的な株主の財政状態、又は申請者が行おうとしている事業の方法に MAS が納得できない場合
- 申請者の過去の業績や、免許取得により申請者が行うことになる業務に関する専門知識に関して、MAS が納得できない場合
- 申請者、その役員、従業員又は実質的な株主が、不適切な業務を行う可能性がある場合、並びに申請者又は実質的な株主の事業行為について、不芳な評判がある場合
- 申請者、その役員又は従業員が、免許を取得しようとする事業を効率的に、誠実に、あるいは公正に行うとは思えないと MAS が判断する理由がある場合
- MAS が、免許の付与・更新をすることが公共の利益に反すると考えた場合

- 申請者が MAS による禁止命令 (prohibition order)⁴⁶⁵を受けている場合

(4) 変更・取消

ア 免許の変更

MAS は、免許保有者から申請があれば、すでにその免許に明記されている規制対象業務に新しい業務を付け加えることにより、免許を変更することができる (証券先物法第 90 条)。

イ 免許の取消 (withdrawal)

資本市場サービス免許を保有する会社が会社を清算又は解散した場合、免許は失効する (証券先物法第 95 条(1))。

また、MAS は、以下の場合、免許を取消することができる (証券先物法第 95 条(2))。

- 免許申請の拒否事由⁴⁶⁶に該当する場合
- 免許保有者が免許を付与された規制業務を全て行っていない場合
- 免許保有者が、株式引受人や顧客の最良の利益のために行動していないと信ずる理由が MAS にある場合
- 資本市場サービス免許の保有者又はその雇用者が、その職務を効率的、誠実又は公平に果たしていない場合
- 免許保有者が、免許に適用される条件や制限、証券先物法のもとで MAS が発する訓令又は証券先物法の規定に従わない場合
- 免許保有者が、証券先物法又は証券先物法のもとで MAS が発する訓令による義務を果たしていないと MAS が判断する場合
- 免許保有者がその認可された規制対象業務を、公共の不利益となるような方法で行った場合
- MAS が免許保有者の経営権を取上げる措置 (証券先物法第 97E 条(2)に基づくもの) や、担当大臣による業務や持分の強制譲渡 (通貨監督庁法第 30AAR 条～第 30AAZA 条に基づくもの) を発動する際に、当該免許保有者の免許を取消することが公共の利益に合致すると MAS が判断した場合
- 免許保有者が MAS に提出した情報又は書類が、虚偽又は誤解を招くものであった場合
- 免許保有者が賦課金を支払わなかった場合
- 申請者が MAS から禁止命令 (prohibition order)⁴⁶⁷を受けた場合

⁴⁶⁵ 禁止命令については、シンガポール I.2.(2)ウ(イ)禁止命令を参照のこと。

⁴⁶⁶ 免許の拒否事由については、シンガポール II.2.(3)要件を参照のこと。

⁴⁶⁷ 禁止命令については、I.2.(2)ウ(イ)禁止命令を参照のこと。

3. 投資運用業者・投資顧問会社

投資運用業者・投資顧問会社に相当するものとして、シンガポールでは「資金管理会社」がある⁴⁶⁸。

(1) 業務範囲

資金管理会社は、資金管理(fund management)を主たる業務とする会社である。証券先物法 (Securities and Futures Act) における資金管理の定義は次のとおりである (同法付属規定 2)。

「資金管理」とは、(顧客から裁量権を与えられているか否かにかかわらず) 顧客に代わり以下を行うことをいう。ただし、不動産投資信託の管理は含まない。

- 証券又は先物契約のポートフォリオの管理
- 顧客の資金を管理する目的で、外国為替取引、外国為替証拠金取引

資金管理会社 (fund management company) は、免許形態と顧客の範囲により、MAS から資本市場サービス免許を取得して業務を行う免許資金管理会社と、MAS への登録を行って業務を行う登録資金管理会社に分類される (業務の免許及び実施に係る証券先物ガイドライン第 2 条)。

ア 資金管理会社 (Licensed Fund Management Companies、LFMCs)

証券先物法に基づく資本市場サービス免許を取得している資金管理会社は、顧客の範囲により、次の 2 種類に分かれる。

(ア) リテール資金管理会社 (Retail LFMCs)

あらゆる投資家に対し、資金管理サービスを提供できる。

(イ) 認定投資家資金管理会社 (A/I LFMCs)

有資格投資家 (qualified investor) に対してのみ、資金管理サービスを提供できる。ただし、投資家の数に関する制限はない。

有資格投資家とは、以下の者 (person)、スキーム (scheme) 及びファンド (fund) を指す (業務の免許及び実施に係る証券先物規則⁴⁶⁹ 付属規定 2 第 5 条 (3))。

⁴⁶⁸ 本項の記述は、以下の資料に基づく。

MAS, Fund Management Licensing and Registration
<https://www.mas.gov.sg/regulation/capital-markets/Fund-Management-Licensing-and-Registration>

⁴⁶⁹ Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations

- 適格投資家 (accredited investor)⁴⁷⁰。ただし、集団投資スキームへの参加者や、単位型ファンド (closed-end fund) のユニット保有者等は除く。
- 認定投資家や機関投資家のみを対象に募集や勧誘が行われる集団投資スキーム
- 認定投資家、国外で募集や勧誘を行う場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、又は機関投資家を対象に募集や勧誘が行われる単位型ファンド
- 機関投資家⁴⁷¹。ただし、集団投資スキームは除く
- 有限責任組合 (limited partnership)。ただし、国外で組合を組成する場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、機関投資家のみを組合員とするものに限る
- その他、MAS がガイドラインによって定めるもの

イ 登録資金管理会社 (Registered Fund Management Companies、RFMCs)

資本市場サービス免許の免除を受け、MAS への登録により資金管理業務を行っている資金管理会社のことをいう。

登録資金管理会社には、顧客に関し以下の制限がある (業務の免許及び実施に係る証券先物規則 付属規定 2 第 5 条 (1) (i))。

- 30 人以下の有資格投資家 (qualified investor) のみを顧客とすること
- 顧客のうち 15 人までは、集団投資スキーム、単位型ファンド、又は有限責任投資組合であってもよい。ただし、これらのファンド等は、認定投資家や機関投資家のみを対象にして募集や勧誘が行われるものに限定

⁴⁷⁰ 適格投資家とは、以下の者のことをいう (証券先物法第 4A 条 (1) (a))。

- ・ 純資産が 100 万シンガポールドル超、あるいは直近 12 カ月間の収入が 30 万シンガポールドル以上の個人 (基準額は MAS が変更可能)。
- ・ 純資産が 1,000 万シンガポールドル超の法人 (基準額は MAS が変更可能)。
- ・ MAS の定める信託の受託者。
- ・ その他 MAS の定める者。

⁴⁷¹ 機関投資家とは、以下の者のことをいう (証券先物法第 4A 条 (1) (c))。

- ・ 銀行、投資銀行、金融会社、保険会社、信託会社、シンガポール政府、いずれかの法令に基づいて設立される法定機関、年金基金。
- ・ 証券取引、資金管理、証券保管サービス、不動産投資信託管理、証券金融、先物契約取引のいずれかに対する資本市場サービス免許保有者。
- ・ 認定投資家又は専門投資家に対し債券取引業務を行う者 (個人は除く)、MAS が定める信託の受託者、その他 MAS が定める者。

(2) 免許等

資金管理会社として業務を行うには、MAS から資金管理 (fund management) 業務を行うための資本市場サービス免許 (capital market services license) を取得しなければならない (証券先物法第 82 条)。

資本市場サービス免許の免除を受け、登録資金管理会社として資金管理業務を行おうとする者は、業務を開始する以前に MAS への登録を行わなければならない (業務の免許及び実施に係る証券先物規則⁴⁷² 付属規定 2 第 5 条 (7))。

(3) 要件

申請者が以下の要件を満たしていることを示せない場合、MAS は登録を拒否することができる (業務の免許及び実施に係る証券先物規則 付属規定 2 第 5 条 (7B))。

- 申請者が資本市場サービス免許保有者に課せられる義務 (同規則第 13 条において規定されているもの)、又は登録資金管理会社に対して課せられる義務 (同規則第 13B 条において規定されているもの) を果たすことができること
- 申請者がシンガポール国内で設立された法人の場合は資本金が、外国企業であれば本店資産 (net office funds) が 25 万ドル以上であること。
- 申請者が少なくとも 2 名を雇用し、その各々が、最低 5 年以上の資産運用業務の経験を持つこと
- 運用される資金の総額が 25 億シンガポールドルを超えないこと

(4) 変更・取消

登録資金管理会社が資金管理業務について資本市場サービス免許を取得し、免許資金管理会社になった場合には、登録資金管理会社としての登録は取消される (業務の免許及び実施に係る証券先物規則 付属規定 2 第 5 条 (7C))。

4. 投資助言業者

投資助言業者にあたるものをシンガポールでは「金融助言業者 (financial advisor)」という。

⁴⁷² Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations

(1) 業務範囲

金融助言業者法 (Financial Advisors Act) では、金融助言業者を、同法の適用除外を受ける者を除き、何らかの金融助言サービス (financial advisory service) を提供する事業を行う者と定義している。金融助言業者法 (Financial Advisors Act) における金融助言サービスの定義は次のとおりである (同法付属規定 2)。

- 投資商品 (investment product) に関する助言を行うこと (電子、出版物等の形態は問わない)
- 投資商品に関する調査、分析のレポートを発行、公表することによって、助言を行うこと (電子、出版物等の形態は問わない)
- 再保険以外の生命保険契約の手配

(2) 免許等

以下の適用除外に該当する者を除き、金融助言業者免許 (financial adviser's license) を取得しなければ、金融助言サービスの業務を行ってはならない (金融助言業者法第 6 条 (1))。金融助言業者免許は、申請を受けて MAS が付与する (金融助言業者法第 10 条)。

適用除外として、以下の者は、金融助言業者免許を受けずに、金融助言業者として業務を行うことができる (金融助言業者法第 20 条 (1))。

- 銀行
- 投資銀行 (通貨監督庁法に基づき、金融助言業務を行う金融機関として MAS から認可 (approval) を受けている場合に限る)
- 保険会社
- 資本市場サービス免許保有者
- 金融会社 (MAS から、金融助言業務の実施について免除を受けている場合に限る)
- 証券取引所、先物取引所、認可市場運業者、及び認可を受けた持株会社
- ただし、取引市場の運営又は持株会社としての業務に付随するものとして行う金融助言業務に限られる
- その他、規定により適用除外が認められた者

(3) 要件

以下の場合、MAS は、金融助言者免許の付与を拒否することができる (金融助言業者法第 8 条 (1))。

- (a) 申請者が法人でない場合
- (b) 申請者が、MAS が規定する最低財務要件やその他の要件を満たしていない場合
- (c) 申請者が、規定により要求されている賠償責任保険契約を締結していない場合
- (d) 申請者が、認可申請に当たり MAS から徴求された情報並びに文書を提出しない場合
- (e) 申請者によって MAS に対して提供された情報及び文書が、虚偽あるいは誤解を招くものである場合
- (f) 申請者又はその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外において清算又は解散手続中である場合
- (g) 申請者又はその実質的な株主の資産に関して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合
- (h) シンガポール国内又は国外で、申請者又はその実質的な株主が、その債権者との和解又は債務整理の手続きに入っている場合
- (i) 裁判所の判決による、申請者又はその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合
- (j) 金融助言事業者免許と関連する義務を履行する申請者の役員ないしその従業員の適性及び経験を、MAS が不十分と認めた場合
- (k) MAS が、申請者及びその役員、従業員が金融助言者としての業務を誠実かつ公平に履行しないと信じるに足る理由がある場合
- (l) 申請者が MAS による禁止命令⁴⁷³を受けている場合
- (m) 申請者及びその実質的な株主が以下の状況である場合
- (n) 申請者及びその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で、詐欺及び不正行為に関わる罪で有罪判決を受けたとき、また申請者及び実質的な株主が、詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている
- (o) 申請者及びその実質的な株主が、金融助言業者法への違反行為により有罪判決を受けている
- (p) 以下の条件を申請者が満たしていることを MAS に対し証明できない場合
- (q) 申請者が免許を受けるための適格性を有していること
- (r) 申請者の役員、従業員、実質的な株主の全てが、適格性を有する者であること
- (s) 申請者、役員、従業員及びその実質的な株主の評判、性格、財務の健全性

⁴⁷³ 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポール I . 2. (5)ウ(イ) 禁止命令を参照のこと。

ないし信頼性に鑑みて、MAS が、申請者は顧客の最良の利益のために行動しないであろうと信ずるに足る理由がある場合

- (t) MAS が以下の条項につき不十分であると認める場合
- ・ 申請者及びその実質的な株主の財務状態
 - ・ 申請者の業務実施状況
 - ・ 申請者の過去の実績及び専門的知識の記録（申請者が実施しようとしている業務の性質に鑑みて）
- (u) その他、以下の状況の発生が懸念される場合
- ・ 申請者、その役員及び従業員、又は実質的な株主によって、不適切な業務が行われる
 - ・ 申請者、その役員及び従業員、又は実質的な株主の業務行為に関する悪評を反映するような事態が生じる
- (v) 免許の付与が公共の利益に反すると MAS が判断した場合

上記 (a)～(r) の事由による免許付与拒否の場合、MAS は申請者に対し、弁明を行う機会を与えなければならない（金融助言業者法第 8 条 (3)）。

ただし、上記の (f)、(g)、(l)、(m) に該当する場合には、MAS は申請者に弁明の機会を与えずに、免許付与を拒否することができる（金融助言業者法第 8 条 (4)）。

(4) 変更・取消

ア 免許等の変更

免許を付与された金融助言業者は、MAS に対し以下のとおり免許の変更を申請することができる（金融助言業者法第 12 条 (1)）。

- ・ 実施可能な金融助言サービス種別の追加
- ・ 金融助言サービスを提供する投資商品種別の追加

イ 免許等の取消

金融助言業者が、シンガポール国内又は国外で清算又は解散した場合、免許は失効する（金融助言業者法第 15 条 (1)）。

また、MAS は以下の場合、免許を取消することができる（金融助言業者法第 15 条 (2)）。

MAS による免許拒否事由⁴⁷⁴に該当する場合

- (a) 免許を付与された金融助言業者が金融助言業者法の規定、又は同法に基づき発布された MAS の訓令に違反した場合
- (b) 以下の状況がある場合

⁴⁷⁴ 免許拒否事由については、シンガポール II. 4. (3) 要件を参照のこと。

- ・ この法律の下で生ずる義務について、免許を付与された金融助言業者が充足できなかったと MAS によって認められたとき
 - ・ この法律の下で発布された指示に関連して生ずる義務について、免許を付与された金融助言業者が充足できなかったと MAS によって認められたとき
- (c) 免許を付与された金融助言業者が、顧客に対して害をもたらす、あるいは公共の利益に反するような方法で事業を行っているとして MAS が認めた場合
- (d) 免許を付与された金融助言業者が MAS に提出した情報ないし文書が虚偽もしくは誤解を招くものであった場合
- (e) 免許を付与された金融助言業者及びその役員、従業員が、金融助言業者としての責務を誠実かつ公平に履行しないと、MAS が信ずるに足る理由がある場合
- (f) 免許を付与された金融助言業者が、MAS による禁止命令⁴⁷⁵を受けた場合
- (g) 免許を付与された金融助言業者が、顧客の最良の利益のために行動していないと、MAS が信ずるに足る理由がある場合
- (h) 免許を付与された金融助言業者が、MAS への賦課金を支払わなかった場合
- (i) 免許を付与された金融助言業者が、免許を受けている金融助言サービス業務を継続していない、あるいは中止する場合
- (5) ロボアドバイザーに関する規制等

シンガポールには、ロボアドバイザー等のデジタルアドバイザーサービス⁴⁷⁶を提供するための個別の認可制度は存在せず、金融助言業者法や証券先物法等の関連法令の規制業務を実施する場合は、サービスの提供手段に関わらず、関連法令が要求する免許の取得が必要となる。即ち、適用免除の場合を除き、デジタルアドバイザーサービス提供事業者が金融助言サービスを提供する場合は、金融助言業者法に基づき金融助言業者免許の取得が必要となり、金融助言サービスの提供に加え、証券会社への注文の取次だけではなく、自身で市場取引等を実施する場合や証券先物法の規制業務を実施する場合は、資本市場サービス免許の取得が必要となる⁴⁷⁷。

⁴⁷⁵ 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポール I. 2. (5)ウ(イ) 禁止命令を参照のこと。

⁴⁷⁶ MAS による 2018 年発行の「デジタルアドバイザーサービスの提供に関するガイドライン」において、「投資商品に関する助言の提供の際に、助言のプロセスにおいて人間の関与が限定的又は皆無であり、自動化されたアルゴリズムベースのツールを使用するもの」と定義されている

⁴⁷⁷ <https://www.mas.gov.sg/regulation/guidelines/guidelines-on-provision-of-digital-advisory-services>

5. 保険会社（保険ブローカーを含む）

シンガポールにおいて保険契約業務を行うことが認められている金融機関としては、保険会社、保険ブローカーがある。

(1) 業務範囲

ア 保険会社

保険法(Insurance Act)によると、保険業務は、生命保険契約(life policies)、短期の傷害保険契約(accident policies)、健康保険契約(health policies)を取扱う生命保険業務とその他一般業務に分かれる。その他一般業務には、生命保険業務以外の全ての保険業務に加え、通貨監督庁法、銀行法、金融会社法、証券先物法に基づいて行われる業務（ただし、免許取得を必要としないもの）も含まれる（保険法第3条）。

シンガポールで保険業務を行うことができるのは、免許を付与された保険会社(licensed insurers)又は外国保険会社(foreign insurers)である（保険法第4条）。外国保険会社は、MASの規則(regulation)による指定を受けることによってシンガポール国内で営業することができる（保険法第56条）。

イ 保険ブローカー

損害保険、長期の傷害・健康保険（再保険業務に関連する保険契約は除く）、生命保険又は損害保険の契約の元で発生する支払義務の再保険に関連して、保険契約者又は保険契約を行おうとする者を対象に、以下の業務を行う者を保険ブローカー(insurance broker)という（保険法第2条）。

- シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の提案を受け、又は保険契約書を交付する者
- シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険料の集金や受領を行う者
- シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の取り決め(arrange)を行う者

また、保険ブローカーが行う業務の全部又は一部を当該保険ブローカーに代わり遂行、あるいは当該保険ブローカーとの取り決めにより遂行する者にも、保険ブローカーとして登録義務がある（保険法第2条）。

(2) 免許等

ア 保険会社

シンガポールで保険業務を行うためには、取扱う保険種類に応じた免許を MAS から取得しなければならない（保険法第 4 条(1)）。MAS は、元受保険、再保険、キャプティブ保険⁴⁷⁸の 3 種類に分けて、各保険の取扱者ごとに免許を交付する（保険法第 11 条(5)）。このうち元受保険及び再保険の免許は、さらに生命保険業務、損害保険業務、その両方を認めるものに分かれ、生命保険と損害保険の兼業が可能となっている。また生命保険業務の免許を交付されている者は、当該業務の一部として、短期の傷害保険契約（accident policies）及び健康保険契約（health policies）も取扱うことができる（保険法第 4 条(3)）。

イ 保険ブローカー

シンガポールで保険ブローカー業務を行うためには、MAS に登録を行わなければならない（保険法第 75 条）。

MAS は登録申請者を、直接保険ブローカー（direct insurance broker）、損害再保険ブローカー（general reinsurance broker）、生命再保険ブローカー（life reinsurance broker）、又はこれらの組み合わせのいずれかとして登録する（保険法第 76 条(3)）。

なお、以下の者は、適用除外業者として、MAS への登録を行わずに保険ブローカーとしての業務を行うことができる（保険法第 92 条）。

- 銀行
 - 投資銀行
 - 金融助言業者
 - 資本市場サービス免許保有者
 - 金融会社（MAS から、保険ブローカー業務の実施について免除を受けている場合に限る）
 - 生命保険業の免許を受けている保険会社
- その他、MAS が定める者

(3) 要件

ア 保険会社

免許付与の要件は、次のとおりである（保険法第 11 条(3)）。

- 申請者が、シンガポール会社法に基づく会社、シンガポールに事業所を持つシンガポール国外で設立された会社、又は協同組合法（Co-operative Societies Act）に基づく団体であること

⁴⁷⁸ 主として関連会社のリスクを引き受ける保険業務のことをいう（保険法第 2 条）。

- 規定された財務要件を満たしていること

イ 保険ブローカー

MAS は、登録申請者が以下の条件を満たしていない限り、登録を行ってはならない（保険法第 77 条）。

- 申請者が会社（company）であること
- 申請者の払込資本金額が所定の基準を満たしていること
- 所定の条件を満たす業務賠償保険契約（professional indemnity insurance policy）に加入していること

(4) 変更・取消

ア 保険会社

MAS は、命令（order）により、保険会社の業務の全て、あるいは一部の保険種類について、免許を取消することができる。免許の取消は、当該保険会社の要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる（保険法第 13 条）。

- 登録後 12 カ月以内に保険会社が営業を開始しなかった場合
- 保険会社が保険事業の全部あるいは一部を停止した場合
- 保険法で規定されている義務を果たしていない場合
- 保険会社の免許付与要件を満たしていない場合
- 債権者に対し和解や示談の申込みを行った、又は清算、解散した場合
- 保険会社、又は当該保険会社の支配権を持つ株主に関して、又はこれらの資産に関して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合
- 保険会社の支配権を持つ者が変更され、新たに支配権を獲得した者が適格性に欠ける場合、あるいは変更後の保険会社の財務状況について、MAS が懸念を持っている場合
- 保険契約者の利益を害する方法で事業を行っている場合
- 保険会社が義務責任を果たせない場合
- 十分な再保険の手配を行っていない場合
- 保険会社が、免許に適用される条件、保険法に基づいて MAS が発する訓令又は保険法の規定に違反している場合
- 経営者が保険法のもとで有罪となった場合
- 登録申請の際に、虚偽、誤解を招くような又は不正確な情報を提供、又は、重要事実を隠匿又は開示しなかった場合
- 外国で設立された保険会社が、設立地において当該保険会社を管轄する監督機関により免許取消を受けた場合

- 預金保険及び保険契約者保護制度法、及び同法に基づく規則に違反した場合
- 登録を取消すことが公共の利益になる場合
- 資本額が最低基準を下回ったうえ、提出された資金調達計画が明らかに不十分である、若しくは、支払い余力が最低基準を下回った時点から3カ月以内に承認された資金調達計画を実現できないと保険監督機関が判断した場合

イ 保険ブローカー

MAS は、命令 (order) により、保険ブローカーの登録を取消することができる。登録の取消は当該保険ブローカーの要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる (保険法第 80 条)。

- 保険ブローカーが登録後 6 カ月以内に事業を開始しない場合
- 保険ブローカーが登録された事業の継続を中断した場合
- 保険ブローカーが保険法に基づく義務を履行できないと MAS が認めた場合
- 保険ブローカーとしての登録要件を満たしていない場合
- 以下の状況が生じた場合
 - ・ 保険ブローカーが債権者との間で、和解又は申合せの提案、又はこれらを実施した場合
 - ・ 保険ブローカーが破産した場合
 - ・ 保険ブローカーが清算又は解散した場合
- 保険ブローカーが、代理人として行動すべき相手である契約者の利益を害するような態様で業務を継続している場合
- 保険ブローカーがその義務を履行できない場合
- 保険ブローカーが保険法の規定、及び保険法に基づいて MAS が発する訓令に違反した場合
- 経営管理者、執行役としての職位を有する保険ブローカーの役員が、保険法への違反により有罪判決を受けたとき
- 保険ブローカーが登録の際に、虚偽、誤解の誘発、不正確である情報の提出又は重要情報の隠ぺいや非開示がある場合
- 登録を取消すことが公共の利益にかなう場合

6. 総合取引所

シンガポールの市場運営者には、総合取引所にあたる認可取引所（Approved exchange）があり、MAS の監督下にある。認可取引所として、シンガポール証券取引所（「SGX-ST」）、シンガポールデリバティブ取引所（「SGX-DT」）、ICE Futures Singapore Pte Ltd（「ICE」）等の機関が MAS より認可を取得している⁴⁷⁹。

(1) 業務範囲

認可取引所としての市場（organized market）の運營業務は証券先物法（Securities and Futures Act）による規制を受ける。証券先物法において、市場（organized market）は以下のとおり定義されている。（証券先物法付属規定 1）。

- デリバティブ契約、有価証券等の売買が集中的・定期的に行われる場所又は施設（電子的等の形態に関わらない）
- MAS が命令（order）で定めるその他の施設

なお、アジア太平洋地域における最大の総合取引所である SGX に上場される対象資産はいわゆる有価証券のほか、商品デリバティブ（指数、オプション、先物など）が多数上場されていることが特徴である。SGX は以下⁴⁸⁰の現物又は以下を原資産とするデリバティブの他に、ゴム市場向けの店頭取引用の取引後清算サービス及び、現受け可能な金先物契約を提供している。

- | | |
|--------|-----------|
| • 石炭 | • 鉄鉱石及び鉄鋼 |
| • 電気 | • 金 |
| • 株式 | • 石油 |
| • 外国為替 | • 石油化学製品 |
| • 貨物 | • ゴム |

SGX の 2022 年の収益は 10 億 9,900 万シンガポールドルとなり、2021 年に比べて 4%増加した。デリバティブ取引からの収益は、収益全体の 29%となる 3 億 1,040 万シンガポールドルとなった⁴⁸¹。

479

<https://eservices.mas.gov.sg/fid/institution?sector=Capital%20Markets&category=Approved%20Exchange>

⁴⁸⁰ <https://www2.sgx.com/derivatives/products>

⁴⁸¹ <https://investorrelations.sgx.com/static-files/8c8c8644-80d0-43ca-b34e-eba3ad3c90f2>

(2) 免許等

市場 (organized market) を開設、運営するためには、MAS より免許を取得する必要がある。(証券先物法第 7 条)。

MAS は以下の観点を検討した上で、免許の付与又は拒否の決定をする⁴⁸²。

- 国際的な基準やベストプラクティスに従った市場構造やオペレーション
- 申請者の実績、経営の専門性、財務の健全性
- 最低財務要件
- リスク管理およびそれに付随する内部統制やシステムの強さ
- ビジネスプランと予測
- コーポレート・ガバナンス、適性、妥当性

(3) 要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている(証券先物法(organized market)規則第 6 条)。

- 資本金が 1,000 万シンガポールドル以上であること

(4) 変更・取消

MAS は、以下の場合、免許を取消することができる(証券先物法第 14 条(1))。

- 当局が申請を拒否できる根拠がある場合
- 承認後 12 カ月以内に、その企業が市場の運営を開始していない場合
- 市場の運営を停止した場合
- 証券先物法の規定や MAS による指示 (direction) に違反した場合
- MAS が証券先物法第 46AAB(2)条に基づく権限等を行使し、免許を取消することが公共の利益になると判断する場合
- 公共の利益に反する運営がされている場合
- MAS に提供した情報又は文書が、虚偽又は誤解を招くものである場合

7. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

シンガポールでは、資金移動業者や、前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等の各種決済サービス提供事業者は、2020 年 1 月 28 日に施行された決済サービス法 (Payment Services Act 2019) で包括的に規制されている。

⁴⁸² <https://www.mas.gov.sg/regulation/capital-markets/approved-exchange-ae-or-recognised-market-operator-rmo-licence>

(1) 業務範囲

決済サービス法 (Payment Services Act 2019) は、国内外の送金サービス等を行う送金サービス事業者や、電子マネーの発行等を行う電子マネー発行サービス事業者、暗号資産等のデジタル決済トークンの売買等を行うデジタル決済トークン・サービス事業者等の決済サービス事業者に対し、MAS を通じた免許の取得を義務づけている。MAS は、同法に基づき以下 7 つの事業に対して免許の取得を義務づけている (決済サービス法第 6 条第 3、4 項)。

- 1) 決済口座発行サービス (account issuance service)
- 2) 国内送金サービス (domestic money transfer service)
- 3) 海外送金サービス (cross border money transfer service)
- 4) アクワイアリング (加盟店獲得) サービス (merchant acquisition service)
- 5) 電子マネー発行サービス (e-money issuance)
- 6) デジタル決済トークン・サービス (digital payment token service)
- 7) 両替サービス (money-changing service)

なお、「デジタル決済トークン」については、以下のように定義されている (決済サービス法第 2 条第 2 項)⁴⁸³。

<デジタル決済トークン定義>

- 法定通貨建てではない
- 公衆に受け入れられた交換媒体である
- デジタルで譲渡、保管又は取引することができる
- その他 MAS が定める特性を満たすことができる

MAS は、2021 年、デジタル決済トークンに関連する ML/TF リスクの軽減を目的として、デジタル決済トークン・サービスの対象範囲を拡大し、FATF 基準に基づく暗号資産サービスプロバイダを規制対象に加えた⁴⁸⁴。

また、MAS は 2022 年に「デジタル決済トークンの公衆への提供に関するガイドライン (Guidelines on Provision of Digital Payment Token Services to the Public)」⁴⁸⁵を発行し、デジタル決済トークンの取引はリスクが高いことに鑑み、デジタル決済トークン・サービス提供者がシンガポール国内で一般市民にサービスを宣伝することを控えるよう述べている。

⁴⁸³ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/2-2019/Published/20190220?DocDate=20190220> reg 2

⁴⁸⁴ <https://www.mas.gov.sg/news/speeches/2021/payment-services-amendment-bill>

⁴⁸⁵ <https://www.mas.gov.sg/regulation/guidelines/ps-g02-guidelines-on-provision-of-digital-payment-token-services-to-the-public>

(2) 免許等

決済サービス法に基づく免許は、両替サービス免許 (money-changing license)、標準決済機関免許 (standard payment institution license)、大規模決済機関免許 (major payment institution license) の 3 種類である (決済サービス法第 6 条第 2 項)。

ア 両替サービス免許 (money-changing license)

シンガポールで、両替サービス (money-changing service) を提供するためには、標準決済機関免許 (standard payment institution license) 又は、大規模決済機関免許 (major payment institution license) を取得している場合を除き、両替サービス免許 (money-changing license) を取得する必要がある (決済サービス法第 6 条第 3 項)。

イ 標準決済機関 (standard payment institution license) 免許、大規模決済機関免許 (major payment institution license)

シンガポールで、以下の (a) ~ (f) のサービスを提供するため、又は (a) ~ (g) のサービスのうち 2 以上のサービスを提供するためには、標準決済機関 (standard payment institution license) 免許又は大規模決済機関免許 (major payment institution license) を取得する必要がある (決済サービス法第 6 条第 4 項)。

- (a) 決済口座発行サービス (account issuance service)
- (b) 国内送金サービス (domestic money transfer service)
- (c) 海外送金サービス (cross border money transfer service)
- (d) アクワイアリング (加盟店獲得) サービス (merchant acquisition service)
- (e) 電子マネー発行サービス (e-money issuance)
- (f) デジタル決済トークン・サービス (digital payment token service)
- (g) 両替サービス (money-changing service)

なお、以下のいずれかの条件に当てはまる場合は、大規模決済機関免許 (major payment institution license) の取得が必要である (決済サービス法第 6 条第 5 項)。

- 上記 (a) ~ (d)、(f) のサービス ((a) については電子マネー口座発行サービスを除く) のうち 1 つ又は複数のサービスを提供し、1 つのサービスの月間平均取引高が 300 万シンガポールドル超の場合、又は 2 つ以上のサービスの月間平均取引高が 600 万シンガポールドル超の場合
- 電子マネー口座発行サービスを提供し、暦年の 1 日平均口座残高が 500 万

シンガポールドル超の場合

- (e) 電子マネー発行サービスを提供し、暦年の1日平均発行額が500万シンガポールドル超の場合

なお、適用除外として、規制を必要とするほどのリスクをもたらさない決済サービス、特に限定的な目的の電子マネーに関連するサービス、限定的な目的のデジタル決済トークンの取引や交換については、決済サービス法の規制対象外である⁴⁸⁶。

(3) 要件

ア 両替サービス免許 (money-changing license)

両替サービス免許の申請および取得には、以下の要件が定められている (決済サービス法第6条第8項)。

- (a) 申請者がシンガポールに恒久的な事業所、又は登録事務所を有する
- (b) MAS が以下の事項を満たしていると判断すること
 - (i) 申請者が適正基準に関するガイドラインを満たす適任者である
 - (ii) 申請者の財務状況が適切である
 - (iii) 免許付与によって、公共の利益がもたらされる
 - (iv) 申請者が、MAS が関連性があると見なす免許付与のためのその他の基準を満たしている
- (c) 申請書に以下を添付すること
 - (i) MAS が徴求する情報
 - (ii) MAS が指定する方法で支払う所定金額の申請料

イ 標準決済機関 (standard payment institution license) 免許、大規模決済機関免許 (major payment institution license)、標準決済機関 (standard payment institution license) 免許又は大規模決済機関免許 (major payment institution license) の申請および取得には、以下の要件が定められている (決済サービス法第6条第9項)。

- (a) 申請者が会社である、又はシンガポール国外で設立された法人
- (b) 申請者がシンガポールに恒久的な事業所、又は登録事務所を有する
- (c) 申請者の業務執行取締役が、
 - (i) シンガポールの市民又は永住者

⁴⁸⁶ <https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS-Media-Library/regulation/faqs/PD/faqs-on-payment-services-act-2019/Payment-Services-Act-FAQ--7-March-2022.pdf>

- (ii) 申請者が規定される条件を満たす場合、所定のクラスに属する
- (d) 申請者が、規定される財務要件を満たす
- (e) MAS が以下の事項を満たしていると判断すること
 - (i) 申請者が適正基準に関するガイドラインを満たす適任者である
 - (ii) 申請者の財務状況が適切である
 - (iii) 免許付与によって、公共の利益がもたらされる
 - (iv) 申請者が、MAS が関連性があるとみなす免許付与のためのその他の基準を満たしている
- (f) 申請者が、MAS が指定する運用要件を満たす
- (g) 申請書に以下が添付されていること
 - (i) MAS が要求する情報
 - (ii) MAS が指定する方法で支払う所定金額の申請料

なお、財務要件として、以下のとおり最低自己資本要件が定められている⁴⁸⁷。

- 標準決済機関 (standard payment institution license) 免許
10 万シンガポールドル
- 大規模決済機関免許 (major payment institution license)
25 万シンガポールドル

また、以下の者は、上記の免許を取得せずに、決済サービスを提供することができる (決済サービス法第 13 条)。

- 商業銀行
- 投資銀行
- 金融会社
- クレジット・カード発行者

(4) 変更・取消

以下の理由による場合には、MAS は交付した免許を取消することができる ((決済サービス法第 11 条)。

- 免許保有者やその役員等が、適性基準に関するガイドラインに基づく適性者でないと MAS が判断した場合
- 財務状況や、事業の実施方法が不適切と MAS が判断した場合
- 免許保有者が本法の規定に違反した、又は違反し続けている場合又は本

⁴⁸⁷ [mas.gov.sg/-/media/mas/sectors/guidance/guidelines-on-licensing-for-payment-service-providers.pdf](https://www.mas.gov.sg/-/media/mas/sectors/guidance/guidelines-on-licensing-for-payment-service-providers.pdf)

法に基づき MAS が課す条件もしくは制限又は書面による通知に従わなかった場合

- MAS が発行した書面による通知に免許保有者が従わなかった場合
- 本法等に基づく免許保有者の義務を遵守しなかった、又は遵守し続けなかったと MAS が判断した場合
- 免許保有者が、本法に基づき徴求される情報又は文書のうち、重要な部分において虚偽又は誤解を招くものを MAS に提供した場合
- 免許保有者やその役員等が、本法に基づくその者の義務を誠実又は公正に履行していないと MAS が判断した場合
- MAS が、免許保有者がその事業を継続することが公共の利益に反すると判断した場合
- 免許保有者が第 10 条に記載された年間手数料を支払わなかった場合
- 免許保有者が、免許保有者が提供する事業を行う権利を有するあらゆる種類の支払サービスを提供する事業を行わなかった、又は行わなくなった場合

(5) その他近年の動向

ア マネー・ローンダリングの議論の中でのトラベルルール

シンガポールでは、決済サービス免許保有者への通告（以下「通告 PSN02」）⁴⁸⁸に基づき、2020 年 1 月 28 日より、トラベルルールが導入されている。

通告 PSN02 では、送付側の暗号資産交換事業者に対して、暗号資産の送付に付随するメッセージや支払い指示書に以下の情報の記載を義務付けている。

<1,500 シンガポールドル以下の送付の場合>（通告 PSN02 13.4 条）

- 送付依頼人の名前
- 送付依頼人の口座番号、又は固有の取引番号
- 送付先の受取人の名前
- 送付先の受取人の口座番号

<1,500 シンガポールドルを超える送付の場合>（通告 PSN02 13.6 条）

- 1,500 シンガポールドル以下の場合の情報に加え、送付依頼人に関する以下の情報のうちいずれか一つ
 - ・ 住所、又は事業所の住所
 - ・ 固有の個人識別番号（パスポート番号、個人番号等）

⁴⁸⁸ https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/Regulations-and-Financial-Stability/Regulatory-and-Supervisory-Framework/Anti_Money-Laundering_Counteracting-the-Financing-of-Terrorism/PSN02-Prevention-of-Money-Laundering-and-Counteracting-the-Financing-of-Terrorism--Digital-Payment-Token.pdf

- ・ 生年月日及び出生地

イ ステ이블コインへのシンガポールの議論の関与状況や規制に関する動向⁴⁸⁹

MAS は、ステーブルコインに対して適切に規制されれば有望な交換媒体となる可能性があるとの立場を示しており、既存の暗号資産取引による消費者被害のリスク軽減やステーブルコインの発展を目的とし、決済サービス法の一部改正に向け、2022年10月にステーブルコインに関する規制案（主要10通貨（USD・EUR・GBP・JPY・AUD・NZD・CAD・CHF・NOK・SEK）を裏付けとするステーブルコインのみの発行を許可や、準備金を自社資産と分離して管理すること義務等）を公開した⁴⁹⁰。

ウ その他暗号資産に関する業界の動向

MAS は、個人投資家保護の観点より、暗号資産交換業者へ規制強化に向け、2022年10月に協議報告書を公開した⁴⁹¹。主な規制内容は以下のとおり。

<消費者の暗号資産取引への参入に関する規制案>

- ・ 顧客に対する暗号資産取引のリスク認識の確認
- ・ 無料トークン配布などのインセンティブ提供の制限
- ・ クレジットやレバレッジを利用した取引の制限 等

<暗号資産交換業者の運営に係る規制案>

- ・ 顧客の資産と自社の資産の分離
- ・ 手数料などの取引条件やガバナンス方針の開示
- ・ 利益相反の防止
- ・ 顧客の苦情に対応するための適切な苦情処理部門の設置 等

⁴⁸⁹ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2022/mas-proposes-measures-to-reduce-risks-to-consumers-from-cryptocurrency-trading-and-enhance-standards-of-stablecoin-related-activities>

⁴⁹⁰ https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/publications/consultations/pd/2022/consultation-on-stablecoin-regulatory-approach_finalised.pdf

⁴⁹¹ <https://www.mas.gov.sg/-/media/mas/news-and-publications/consultation-papers/2022-proposed-regulatory-measures-for-dpt-services/consultation-paper-on-proposed-regulatory-measures-for-digital-payment-token-services-v2.pdf>

8. 貸金業者

(1) 業務範囲

シンガポールの貸金業者は MAS の規制を受けず、法務省が所管する貸金業法 (Moneylenders Act 2008) に基づき、貸金業者登録機関 (法務省の一部) より有効な免許を取得することが義務付けられている (貸金業法 5 条)。

(2) 免許等

免許取得のために、申請者は法務省が指定する登録機関に必要な書類とともに申請書を提出し、登録機関は最低資本金の要件 (下記(3) 要件を参照のこと) などを満たしていることを確認した上で、免許の付与又は拒否の決定をする。なお、免許は、12 カ月間又は付与の際に指定された所定の期間有効である (貸金業法第 5 条)。

(3) 要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている (貸金業法第 7 条、貸金業法規則第 3 条)。

- 払込済資本金が 15 万シンガポールドル以上であること

(4) 変更・取消

以下の理由による場合には、登録機関は免許の発行や、更新を拒否することができる (貸金業法第 8 条)。

- (a) 申請者の貸金業の経営に責任を持つ、又は持つ予定の者が、通常シンガポールに居住していない場合。
- (b) 申請者の取締役、又は申請者の貸金業の経営に責任を持つ、もしくは持つ予定の人物が、21 歳未満である場合。
- (c) 登録機関が、免許が発行又は更新される事業所が、貸金業に適していると判断できない場合、又は登録機関が、貸金業が当該事業所で行われることは公共の利益に反すると判断する場合。
- (d) 申請者、申請者の取締役もしくは実質的株主、又は申請者の貸金業の経営に責任を持つ人物、もしくは今後責任を持つことになる人物が不正行為又は道徳的不義に関わる犯罪で有罪判決を受けたことがある場合、1992 年汚職・麻薬取引・その他の重大犯罪 (利益の没収) 法 50 条から 57 条、2002 年テロリズム (資金調達抑制) 法、2001 年国連法に基づいて作られた規則に基づく犯罪で有罪判決を受けたことがある者。

- (e) 登録機関が、申請者の貸金業経営に責任を持つ、又は持つ予定の人物の資格又は経験に関して納得しない場合。
- (f) 登録機関が、申請者の取締役、実質的株主、又は申請者の貸金業経営に責任を持つ人物、もしくは責任を持つことになる人物の善良な人格について満足しない場合。
- (g) 登録機関が、申請者、申請者の取締役もしくは実質的株主、又は申請者の貸金業の経営に責任を持つ人物、もしくは将来持つ人物が、貸金業を遂行又は経営する適正な人物であると納得しない場合。
- (h) 申請者が雇用するアシスタント⁴⁹²が、2018年11月30日以前、同日、又は同日以降を問わず、以下のいずれかに該当する場合。
 - ・ 不正行為又は道徳的不義に関わる犯罪で有罪判決を受けたことがある。
 - ・ 汚職、麻薬取引及びその他の重大犯罪（利益の没収）法 1992、テロリズム（資金調達の抑制）法 2002 又は国連法 2001 に基づく規制の第 50 条から第 57 条に基づく犯罪で有罪判決を受けたこと。
 - ・ この法律又はこれに対応する従前の書面による法律のいずれかの規定に違反した、又は違反していること。
 - ・ この法律又はこれに対応する従前の書面による法律の下で犯罪の有罪判決を受けたこと。
 - ・ シンガポール又は外国の国もしくは地域において貸金業を営んでいた場合。
- (i) 登録機関において、申請者が雇用するアシスタントが善良な人格であり、適任者であると判断しない場合。シンガポール国内において、銀行業務もはや行っていない場合。

また、以下の理由による場合には、登録機関は免許の取消しや免許を停止することができる（貸金業法第 10 条）。

- (a) 被免許者が
 - (i) 貸金業を停止した、又は清算された、あるいはその他の理由で解散した。
 - (ii) 免許発行後、6 カ月以内、又は登録機関が書面で承認するこれより長い期間、貸金業を営まなかったこと。
 - (iii) 免許の発行又は更新の申請に関し、以下を行ったこと。
 - (A) 故意又は無謀にも、重要な特定事項について虚偽又は誤解

⁴⁹² 貸金業法第 2 条で、「貸金業の申請者が、貸金業を営むために雇用する者又は雇用する予定の者」と定義されている。

- を招くような情報又は声明を登録機関に提出したこと
- (B) 重要な特定事項において誤解を招くような事項の記載を故意に省略した場合
- (C) 重要な特定事項において虚偽又は誤解を招く情報が含まれていることを貸金業者が知っていたか、そう信じる理由があった帳簿、記録又はその他の文書を、登録機関に提出した場合
- (iv) 免許の条件に違反した場合
- (v) 貸金業を不適切又は不満足な方法で行っている、又は行ったことがある
- (vi) 登録機関が第 11 項に基づいて承認していない場所で貸金業を行った、又は同項に基づいて課された営業所の承認条件に違反した
- (b) 登録機関が第 8 条に基づく免許の発行又は更新を拒否できる根拠が、被免許者との関係において存在すること。

(5) その他業務上の規制

ア 上限金利等

貸金業者が債務者への貸付の際に課することができる上限金利は、債務者の年収や、融資の際の担保の有無にかかわらず、月利 4%である。また、債務者による期限内の返済が行われなかった場合の遅延利息の上限も、同様につき 4%である⁴⁹³。

イ 罰則規定

貸付の際に、上限金利を超える利率又は遅延利息を課した場合、2 万シンガポールドル以下の罰金、6 カ月以下の懲役、又はその両方の罰則が科される（貸金業法第 36 条）。

9. 主な政策金融機関

シンガポールには、政策金融機関の存在は確認できない。過去には、政策金融機関として 1968 年に設立した DBS (The Development Bank of Singapore、シンガポール開発銀行) や、1972 年に設立した POS 銀行 (Post Office Savings Bank、郵便貯金銀行) が存在していたが、1998 年に DBS が POS 銀行を買収し⁴⁹⁴、1999 年に DBS が金融サービス持株会社である DBS グループ・ホールディングス

⁴⁹³ <https://rom.mlaw.gov.sg/information-for-borrowers/guide-to-borrowing-from-licensed-moneylenders-english/>

⁴⁹⁴ <https://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/1998072402.htm>

シンガポール

の100%子会社⁴⁹⁵となり、いずれの銀行も民営化されている。

(1) 業務範囲

明確な規制・監督上の法令は無い。

(2) 免許等

明確な規制・監督上の法令は無い。

(3) 要件

明確な規制・監督上の法令が無い。

(4) 変更・取消

明確な規制・監督上の法令が無い。

⁴⁹⁵ <https://www.dbs.com/annualreports/1999/letter/Pages/default.html>

【香港】の金融制度

【金融監督機関の概要】

香港は国際金融センターとして発展してきた経緯から、香港特別行政区域外で設立された金融機関が多く活動する法域である。

香港では3つの金融監督当局がそれぞれ銀行、証券会社、保険会社に係る規制・監督を担っている。加えて、当局間で覚書を締結することにより、複数の業態に跨って事業展開する金融機関を効果的に監督することを可能としている。詳細は香港 I.3 参照

【金融法制の特徴、動向】

香港における金融規制・監督に関する主な法律は、公認金融機関（銀行業務を提供する事業者）の規制・監督に係る銀行条例、証券会社の規制・監督に係る証券先物条例、保険会社の規制・監督に係る保険条例で構成されている。詳細は香港 I.1.(2) 参照

近年の変化として、保険業の監督体制の改革があげられる。従来は政府部門であった保険委員会（OCI）が保険会社の規制・監督を担い、3つの自主規制機関が保険仲介業者の規制・監督を担ってきたが、これを保険業監督局（IA）に一元的に集約し、実効性、効率性を高めようとする動きがみられる。詳細は香港 I.1.(1) 参照

また、ICT等の新技術を活用した金融サービスに対する消費者保護上の規制・監督に係る法整備が進められており、2023年6月より暗号資産サービスプロバイダに対する免許制度が導入される予定である。詳細は香港 II.6.(3) 参照

【日本との比較】

香港では、国際金融センターとしての地位を維持するため、ICT等の新技術を活用して金融サービスを提供する新規事業者の参入促進につながる法制度等整備を進めてきた。

香港金融管理局（HKMA）は、2016年にFintech発展を目的として、ステークホルダー間の意見交換等を支援するFintech Facilitation Office（FFIO）の設立、Fintech Supervisory Sandbox（FSS）制度の創設等を通して、Fintechエコシステムの発展を推進している。詳細は香港 I.1.(3) 参照。加えて、HKMAはバーチャルバンクに係る免許制度を導入することで、ITプラットフォーマー等異業種からの参入を促進している。詳細は香港 II.1.(5) 参照

また、証券先物委員会（SFC）は、ロボアドバイザーサービスに関して、サービス提供事業者向けのガイドラインを発出することで、参入促進と併せて顧客保護体制等の整備を進めている。詳細は香港 II.3.(3) 参照

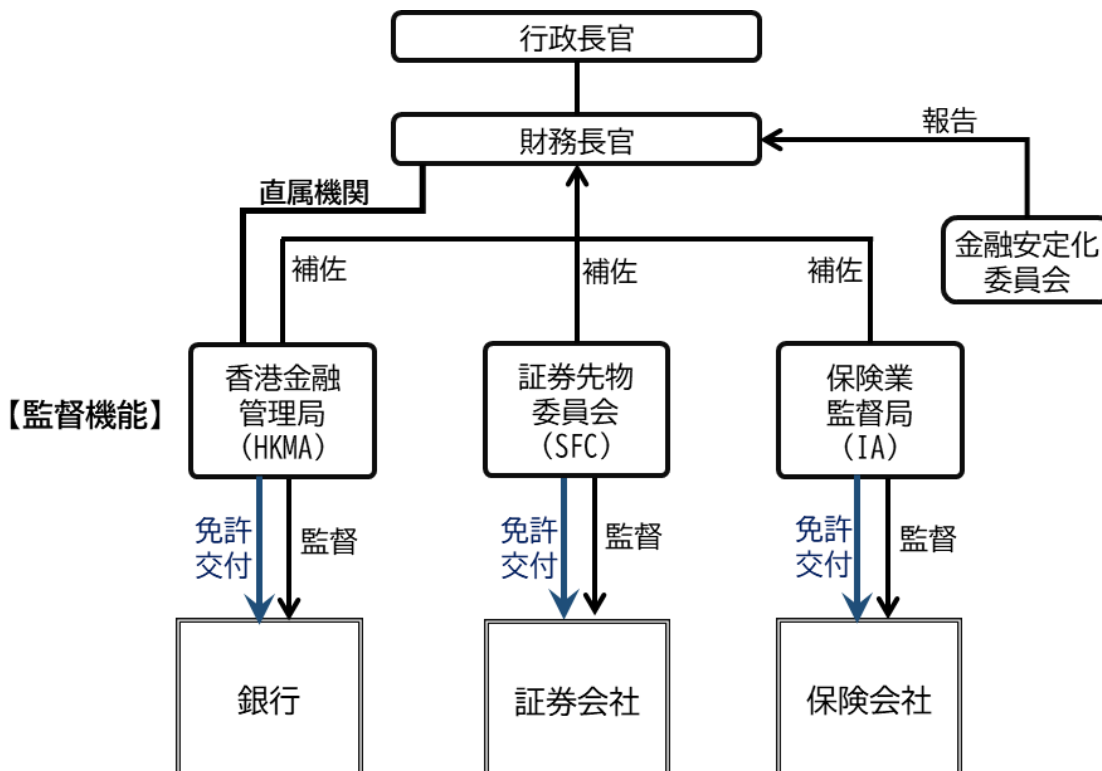
このほか、保険業監督局（IA）では、InsurTech向けの免許付与プロセスを導入している。通常12～18カ月かかる免許付与のプロセスを大幅に短縮し、デジタルチャネルのみで保険を提供する事業者の参入を促進している。詳細は香港 II.4.(3) 参照

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表 香-1 香港の金融監督体制



(出所) 香港特別行政区政府、香港金融管理局、証券先物委員会、
保険業監督局の各ウェブサイト

香港では、銀行、証券、保険をそれぞれ香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority (以下「HKMA」))、証券先物委員会 (Securities & Futures Commission (以下「SFC」))、保険業監督局 (Insurance Authority (以下「IA」)) が監督している。

銀行を監督する HKMA は、為替基金条例 (Exchange Fund Ordinance) の改正により、1993 年 4 月 1 日に外国為替基金管理局 (Office of the Exchange Fund) と銀行管理処 (Office of the Commissioner of Banking) を統合し、財務長官直属の政府機関として設置された。

証券を監督する SFC は、1987 年のブラック・マンデーによる株価の大暴落を受け、同年に設置された証券監督委員会 (Securities Review Committee、SRC) が

証券市場監督の問題点等を取りまとめたレポートを作成し、1989年に証券取引委員会条例（Securities and Futures Commission Ordinance、SFCO）を制定、その後設置された。

保険を監督するIAは、2015年に保険条例（Insurance Ordinance）に基づき設立された。2017年に当時の政府部門であった保険委員会（Office of the Commissioner of Insurance、OCI）の規制機能を引き継ぎ、保険会社の規制を開始している。その後、2019年に以下、3つの自主規制機関（Self-regulatory Organizations、SROs）から保険仲介業者の規制を引き継いでいる。

- 香港保険業協会
（The Hong Kong Federation of Insurers、HKFI）⁴⁹⁶
- 香港保険ブローカー協会
（The Hong Kong Confederation of Insurance Brokers、CIB）⁴⁹⁷
- 香港專業保險業協会
（Professional Insurance Brokers Association、PIBA）⁴⁹⁸

(2) 法令

香港基本法（Basic Law）に基づき、香港特別行政区の立法機関である立法会が、基本法の規定及び法律に定められた手続に従い、法律を制定・改正・廃止する業務を行うとされている（基本法第73条）。

金融制度に関連する法令については、行政長官、財務長官、財經事務及び庫務局、金融監督機関であるHKMA、SFC、IAそれぞれが、立法会への法案の提出を行っている。

ア 銀行条例に基づくもの

(ア) ガイドライン（guideline）

銀行条例では、HKMAが、同条例によって与えられた機能を果たすための方法を示すガイドラインをHKMAが随時策定し、官報（Gazette）にて告示を行うことができるとしている（銀行条例第7条（3））。

また、HKMAは、財務長官に諮問した上で、公認金融機関（Authorized institutions、AIs）⁴⁹⁹が健全性を維持する上で行ってはならない業務行為についてのガイドラインを策定・告示することができる（銀行条例第82条（1））。ガイ

⁴⁹⁶ 保険業の自主規制団体であり、保険業界の有料標準等を策定

⁴⁹⁷ 1993年に2つの自主規制機関が合併して設立。1995年に保険会社条例に基づく保険仲介業者の自主規制団体として承認され、自主規制を行う

⁴⁹⁸ 1988年に設立。1995年に保険会社条例に基づく自主規制団体として承認され、自主規制を行う。

⁴⁹⁹ 香港でHKMAが発行する免許を取得した銀行業務又は預金受け入れ業務を運営する法人の総称。詳細については香港II.1を参照。

ドラインは法令に準拠し、金融機関がこれに違反した場合、その重要性により正当であると HKMA が考えれば、当該金融機関に対し銀行条例第 10 部（第 52～58 条）に基づく制裁措置（是正命令など）を発動することができる（銀行条例第 82 条（3））。

イ 証券先物条例に基づくもの

（ア）規則（rule）

証券先物条例において、SFC に規則制定の権限が与えられている。証券先物条例は、SFC が規則を制定できる事項について個別に規定しているほか（証券先物条例第 397 条（1）、第 148 条、第 149 条など）、規定のない事項についても、SFC の規制目的や機能を促進するために必要であれば、財務長官への諮問を経て規則を制定することができるとしている（証券先物条例第 397 条（2））。

SFC の規則は、法的拘束力を持ち、違反した場合には罰則の対象となる。

なお、証券先物条例に個別の罰則規定がない場合には、行政長官（Chief Executive in Council）が、違反者に罰則を適用するための政令（regulation）を発するとされている（第 398 条（6））。

（イ）規約（code）・ガイドライン（guideline）

SFC は、条例に関する助言を規制目的の促進、SFC の機能に関する事項や証券先物条例の各条項の実施に関して、規約やガイドラインを定めることができる（証券先物条例第 399 条）。規約やガイドラインは、法令としての効力を持つものではなく、これらを遵守していないこと自体が法令違反として、司法手続等の対象になるわけではない。しかし、証券先物条例に基づく訴訟等において、これらの規約やガイドラインを遵守していない事実は証拠として採用され、裁判所の決定の際に考慮されることになる（証券先物条例第 399 条（6））。

ウ 保険条例に基づくもの

（ア）規約（code）・ガイドライン（guideline）

保険条例において、IA は条例の運用に関連する手引きとして、適切と考える規約またはガイドラインを官報及びその他の方法で公表することができる。規約やガイドラインは、これらを遵守していないこと自体が法令違反として、司法手続等の対象になるわけではない。しかし、保険条例に基づく訴訟等において、これらの規約やガイドラインを遵守していない事実は証拠として採用され、裁判所の決定の際に考慮されることになる（保険条例 133 条）。

(3) その他近年の動向

ア FinTech Facilitation Office (FFIO)

イノベーション促進のための柔軟な規制とサービス利用者の利益保護の両立を目的として、2016年にFinTech Facilitation Office（以下「FFIO」）がHKMAによって設立された⁵⁰⁰。

FFIOは香港のFinTechエコシステムの健全な発展を促進し、アジアにおけるFinTechハブの機能を推進するため、FFIOが果たすべき役割として以下の点が規定されている。

- 主要なステークホルダー間で革新的なFinTechの取組みについての意見交換及びアウトリーチ活動を実施するためのプラットフォーム提供
- 規制に関する業界関係者の理解を深めることを支援するためのHKMA内の部門と市場参加者との間の窓口
- FinTechソリューションの潜在的な適用範囲やリスクに関する調査研究の推進
- FinTech発展の過程で生まれるニーズに対応する人材を育成するための支援

イ FinTech Supervisory Sandbox (FSS)

HKMAは2016年9月よりFinTech Supervisory Sandbox（以下「FSS」）というレギュラトリー・サンドボックスの制度を設けている⁵⁰¹。本制度では、公認金融機関と提携するテクノロジー企業が、一定条件の下においてHKMAの監督要件に準拠する必要なく、限定された参加顧客を対象にFinTechサービスの実証実験が可能である。サンドボックスは監督当局（HKMA、SFC、IA）間で連携しているため、金融セクター横断的なFintechサービスの実証実験が必要な場合においても、HKMAが設置しているFintech Supervisory Chatroomが単一のエントリーポイントとしての役割を果たす。

FSSにより、公認金融機関とテクノロジー企業は実証実験から得られるデータや顧客からのフィードバックを収集の上、サービスを改良することができるため、新しいテクノロジーを活用したFintechサービスの市場投入の迅速化、開発コストの削減を可能としている。

また、条件を満たしたプロジェクトについては、革新技術委員会（Innovation and Technology Commission、ITC）の公共部門トライアルスキーム（Public Sector

⁵⁰⁰ Fintech

<https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/>

⁵⁰¹ Fintech Supervisory Sandbox (FSS)

<https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/fintech/fintech-supervisory-sandbox-fss/>

Trial Scheme、PSTS)から、最大 100 万香港ドルの資金援助を受けることができる。

2. 金融監督機関の権限

(1) 銀行監督機関の権限

ア 監督機関

銀行条例 (Banking Ordinance) に基づき、HKMA が銀行業務及び預金業務を規制・監督する権限を持つ (銀行条例第 7 条)。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

公認金融機関 (Authorized institutions、AIs)⁵⁰²は、HKMA に対し、香港特別行政区域内の本店及び支店の資産と負債の状況を示す報告書を毎月提出しなければならない。また、四半期に一度、香港特別行政区域内の本店及び支店に関する報告書類を提出することも求められる。HKMA は、公認金融機関に対し、定期的又は期限までに、指定する情報を提出するよう要求することができる。また、公認金融機関の持株会社、当該持株会社の全ての子会社、公認金融機関の子会社に関しても、情報の提出を要求することが可能である (銀行条例第 63 条)。

(イ) 検査 (examination)

HKMA は、事前通知の有無に関わらず、公認金融機関の帳簿、口座、取引の検査を行うことができる。さらに、香港で設立された金融機関の場合は、香港特別行政区域内の支店や事務所、海外の支店、駐在員事務所、子会社の検査を行うことができる。また、HKMA は、金融機関の発行済み株式総数の 3 分の 1 以上を保有する株主や総預金の 10 分の 1 以上を保有する預金者から当該金融機関の検査が必要であることの証拠の提示を受けた場合、金融機関が支払を停止した場合、又は停止の意向を通知した場合には、当該金融機関の帳簿、口座、取引の検査を行わなければならない (銀行条例第 55 条)。

⁵⁰² 香港で HKMA が発行する免許を取得した銀行業務又は預金受け入れ業務を運営する法人の総称。詳細については香港 II.1 を参照。

(ウ)調査 (investigation)

HKMA は、預金者の利益又は公共の利益に照らして、公認金融機関（免許取消等により、既に公認金融機関ではなくなっている場合も含む）の事務、業務、財産について調査する必要があると判断した場合には、想定される調査の効果について財務長官に報告を行う。報告を受けた財務長官は、調査担当者（外部の専門家等の任命が可能）を任命して調査を実施させる。調査担当者は調査結果を財務長官及び HKMA に報告する（銀行条例第 117 条）。

ウ 処分規定

(ア)命令 (direction)

HKMA は、以下の場合において、財務長官への諮問を経て、命令を発することができる（銀行条例第 52 条 (1)）。

- 公認金融機関が支払停止に陥った場合
- 預金者や債権者の利益を害する業務を行っている場合
- 銀行条例のいずれかの条項に違反した場合
- 免許付与の条件を満たしていない場合
- 免許取消要件に該当した場合
- 財務長官からの助言があった場合

発することができる命令は以下のとおりである。

- 金融機関に対して書面により、事務、業務、財産に関連して HKMA が必要と考える措置をとること（業務に関する制限を課すことも含む）
- 事務、業務、財産に関し、HKMA が任命する顧問 (advisor) の助言を求めること
- 事務、業務、財産に関し、HKMA が任命する管理者 (manager) が管理すること
- 行政長官に対し、状況を報告すること

(イ)財務長官の処分権限

HKMA による調査の結果、財務長官は、以下のような措置を講ずることができる（銀行条例第 117 条 (5)）。

- 調査報告書の一部又は全ての公開
- 行政長官に調査報告書を回付し、調査対象となった金融機関の解散を裁判所に対して請求する命令を発出するよう勧告
- 銀行条例への違反行為が疑われる場合、報告書を司法長官 (Secretary of Justice) に回付

- 高等裁判所 (the High Court) の原訴法廷 (Court of First Instance) に対して金融機関の解散命令を請求

(ウ) 刑事手続

銀行条例違反 (offence) にあたる行為に対しては、司法長官の書面による同意を得た上で、刑事手続が行われる (銀行条例第 136 条)。適用される罰金の水準については、本条例内の表 13 に規定されている (銀行条例第 132B 条)。

(2) 証券監督機関の権限

ア 証券会社に対する権限

(ア) 監督機関

証券先物条例に基づく免許事業者の業務について規制、監督、監視を行うのは SFC の機能とされている (証券先物条例第 5 条 (1))。

(イ) 監督手法

① 報告徴求

免許事業者は年に一度、SFC の規則で定める報告書類を、SFC に提出しなければならない (証券先物条例第 138 条 (4))。

② 検査

監督機関 (SFC。証券業務登録を行っている公認金融機関は HKMA) から任命された検査人 (authorized person) は、免許事業者が証券先物法、関連法令に違反していないこと、これらの遵守態勢を確認するため、事業者の営業拠点への立入り、記録や書類の閲覧、複製、詳細の記録、及び取引、業務に関する質問を行うことができる (証券先物条例第 180 条)。

(ウ) 処分規定

① 免許の取消・停止等

免許事業者が不正行為を行った場合又は適合性・適格性要件を満たしていないと判断される場合に、SFC は以下の権限のうち、適切と考えられる措置を講じることができる (証券先物条例第 194 条 (1))。

- 免許の一部又は全部の取消
- SFC の指定する期間にわたる免許の停止
- 公開・非公開の戒告 (reprimand)
- SFC の指定する期間にわたる免許・登録申請の停止

② 罰金

免許の取消・停止等とは別に、SFCは免許事業者に対し、罰金の支払を命じることができる。罰金の上限は、1,000万香港ドル又は不正行為の結果として獲得した利益若しくは回避した損失の3倍のうち、いずれか大きいほうの金額とされている（証券先物条例第194条（2））。

③ 業務の制限等

以下に該当する場合、SFCは書面による通告（notice）により、免許事業者に対して業務の制限等を課すことができる（証券先物条例第207条）。

- 免許事業者若しくは顧客の財産又は免許を付与された事業に関連する財産が、顧客や債権者の利益に反して失われたり、移転されたりするなどのおそれがある場合
- 免許事業者が免許を保持する上で、又は免許を付与された業務を行う上で適格性に欠ける場合
- 免許事業者が、SFCによる検査を受ける上での要求事項を遵守できない場合、又は検査においてSFCに対し、虚偽若しくは不正確である情報を提出した場合
- 免許事業者が免許の一時停止や取消の要件に該当する場合
- 投資家全般や公共の利益に照らして、免許事業者の業務に禁止事項や要求事項を課すことが望ましいと判断される場合

なお、SFCが課すことのできる制限は、具体的には以下のものである。

- 業務の制限（証券先物条例第204条）
免許事業者が特定の状況、若しくは特定の種類の取引を実行することを禁止する、又は実行できる取引について条件を付すこと
- 財産の処分の制限（証券先物条例第205条）
免許事業者が、免許を受けている業務の範囲内で顧客に代わり保有している財産や他者に保管を委託している財産を処分することの禁止、又はこれらの財産の売買について条件を付すこと
- 財産の管理に関する要求（証券先物条例第206条）
免許事業者が、業務に関連する負債への充当が可能な価値を維持した状態、又は財産の移転や処分をいつでも自由に行える状態で保有財産を管理するよう要求すること

イ 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

(ア) 監督機関

証券規制違反行為一般に関する法執行権限は、SFC が有する。

(イ) 監督手法

① 情報の徴求

SFC により任命された検査人は、有価証券等の保有者、売買取引を行った者、取引を仲介した免許事業者及び登録機関に対し、以下の情報を期日までに指定の形式で提出するよう要求することができる（証券先物条例第 181 条）。

- 有価証券等の取得・売買・組成等を行った者、代理で行った者、仲介した者等の身元を特定するための事項
- 取引の明細や対価
- 取引等に関連して行われた指示

また、検査人は情報を提出した者に対し、証言を要求することができる。正当な理由なく、検査人の要求に応じなかった者は、罰金又は禁固刑の対象となる。

② 調査 (investigation)

SFC は、関連法令への違反が疑われる場合、証券取引・先物契約等に関連して背任や詐欺等の不正が疑われる場合、市場の濫用行為が疑われる場合、規制対象業務に従事する者の行為が投資家や公共の利益に合致しないと判断される場合などに、職員又は財務長官の同意の下、他の者を任命して、当該事項に関する調査を行わせることができる（証券先物条例第 182 条）。

(ウ) 処分規定

① 差止命令 (injunction)

証券先物条例の関連条項等に対する違反行為、違反行為の幫助や教唆、直接的又は間接的な違反行為への関与、違反行為の未遂や共謀（以下「違反行為等」）を行った場合、SFC の請求に基づき、原訴法廷 (the Court of First Instance) は以下のような命令を発することができる（証券先物条例第 213 条 (1)、(2)）。

- 違反行為等にあたる事象の発生、ないし継続的発生を禁止する命令
- 違反行為等について、当事者の契約を契約以前の状態まで回復することを含め、原訴法廷が命ずる措置をとることを要求する命令
- 命令で指定された財産の取得、処分等を制限、禁止する命令
- 財産の管理者を指名する命令
- 証券、仕組商品、先物契約、外国為替証拠金取引に関する契約、若しくは証券、仕組商品、先物契約、外国為替証拠金取引及び集団投資スキームに

おける持分を無効にする、又は指定された範囲内で無効にできる旨を宣言する命令

- 本条に基づいて発せられた命令の遵守を保証することを目的として、特定の行動を取るように、又は特定の行動を行わないように指示する命令
- 上記において規定される命令を制定した結果として、原訴法廷が必要と考える付随命令 (ancillary order)

② 民事手続

証券先物条例第 251 条に基づいて設置されている市場不正行為裁判所 (Market Misconduct Tribunal) では、市場違反行為に関する訴訟手続を行い、取締役等としての活動禁止、5 年以内の証券・先物取引禁止、不当利得及び調査・訴訟に要した費用の支払、制裁措置の発動などの命令を発することができる (証券先物条例第 257 条)。

SFC は、市場不正行為が行われた場合、司法長官の同意を得た後に市場不正行為裁判所へ提訴することができる (証券先物条例第 252 条、第 252A 条)。

③ 刑事手続

証券先物条例違反に関する刑事手続を担当する行政機関は律政司 (Department of Justice)⁵⁰³であるため、SFC は事案を警察に送付する。しかし、軽微な違反行為については、裁判法院 (Magistrates' Court) において、SFC 自体が起訴手続を行うことができる (第 388 条)。

(3) 保険監督機関の権限

ア 監督機関

保険条例 (Insurance Ordinance) に基づき、IA が保険会社及び保険仲介業者の保険条例の遵守状況について監督する責任を負っている (保険条例第 4A 条)。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

① 定期的な報告

保険会社は、毎年、定められた要件に従って作成された財務報告書を IA に提出しなければならない (保険条例第 17 条)。

損害保険業務を行っている保険会社は、損害保険業務に関する報告書類と香港特別行政区域内での損害保険業務に関連する資産、負債の監査済報告書も、年

⁵⁰³ 香港特別行政区政府の法律行政を管掌する官庁

に一度、IAに提出しなければならない（保険条例第25A条（9））。

生命保険業務を行っている保険会社は、年に一度、保険数理人による調査報告書をIAに提出しなければならない（保険条例第18条）。

② 特別な報告徴求

IAは、保険会社に対し、定めた期限内又は定期的に、特定の事項に関する情報を提供するよう要求することができる。加えて、IA又はIAから権限を与えられた者は、保険会社に対し、指定する形式での帳簿や書類の作成を要求することができる（保険条例第34条）。

③ 検査

IAは保険会社が条例の遵守状況を確認するために、事業者の営業拠点への立入り、業務記録の閲覧、複製、詳細の記録、及び取引・活動に関する質問を行うことができる（保険条例第41B条）。

ウ 処分規定

IAは、保険会社に以下のような懸念が生じた場合、現在又は将来的な保険契約者の利益を保護するために、適当な措置を講じることができる（保険条例第26条）。

- 保険会社が責任を履行できなくなる可能性がある場合
- 保険条例上の義務を履行していないと認められた場合
- 保険会社の子会社が保険条例上の義務を履行していないと認められた場合
- 保険会社がIAに不正確、あるいは誤解を生じるような情報を提供した場合
- 再保険に関する適切な取り決めがなされていない場合
- 保険会社が免許の要件を満たしていない場合
- 保険会社が所定の資産要件を満たしていない場合

IAに認められている介入措置として、次のものがある。

(ア) 新規契約の停止

IAが特定した保険種別について、保険会社が新規の契約を発効させたり、既存の契約を変更したりすることを禁じることができる（保険条例第27条）。

(イ) 投資対象に関する制限

IAが特定した種別の投資を行うことの禁止、又は期日を設けて投資の全部若しくは一部を償還するよう要求することができる（保険条例第28条）。

(ウ)資産の香港特別行政区域内での保持

保険会社の香港特別行政区域内での負債額の全部、又は特定された割合に相当する資産を、香港特別行政区域内で保持するよう求めることができる（保険条例第 29 条）。

(エ)承認された管財人による資産の保護

保険条例第 29 条により香港特別行政区域内に保持することを要求されている資産について、その全部又は一部を、IA が承認した管財人の管理下に置くよう追加的な要求を行うことができる（保険条例第 30 条）。

(オ)受取保険料収入の制限

保険会社が一定の期間内に受け取ることができる保険料の総額に上限を設けることができる（保険条例第 31 条）。

(カ)保険数理人による特別調査の要求

生命保険業務を行っている保険会社に対し、保険数理人による財務状況の調査を行い、その結果について概要及び報告書を提出するよう要求することができる（保険条例第 32 条）。

(キ)経営権の制限

IA は、保険会社の問題、業務、又は財産に関して、IA が適切と考える行動をとるよう保険会社に要求することができる（保険条例第 35 条（1））。加えて、IA は命令（direction）を発して、経営顧問（Advisor）や管理者（Manager）を任命し、一定の期間、保険会社の経営、業務、財産に関し助言を行ったり、管理下に置いたりすることができる（保険条例第 35 条（2））。

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

証券先物条例に基づき資産運用業務の免許（免許種別 9）を取得して業務を行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は SFC である（証券先物条例第 5 条（1））。証券先物条例に基づく免許事業者の監督における SFC の権限については、香港 I. 2. (2) ア証券会社に対する権限を参照のこと。

(5) 投資助言業者の監督機関の権限

証券先物条例に基づき証券に関する助言業務の免許（免許種別 4）を取得して業務を行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は、SFC である（証券先物条例第 5 条（1））。証券先物条例に基づく免許事業者の監督における SFC の権限については、香港 I. 2. (2) ア証券会社に対する権限を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

ア 銀行監督機関（HKMA）と証券監督機関（SFC）との関係

証券業務を行う公認金融機関に対する監督は、HKMA と SFC との間で覚書⁵⁰⁴を締結し、以下のような責任分担を定めている。

- 証券業務を行おうとする公認金融機関は、「登録機関（registered institution）」として SFC への登録を行うことが必要。HKMA は、証券業務実施のための登録申請を行っている公認金融機関の適格性に関して SFC に助言を実施
- 登録機関が行う証券業務に対する日常的な監督は HKMA が実施
- 登録機関の証券業務について調査（investigation）の必要があると判断した場合、HKMA は、SFC に速やかに通知した上で調査を開始し、SFC に進捗状況についての情報を提供するとともに、終了後には報告を実施
- SFC は、登録機関の証券業務に関する違法行為に対し、登録の一部若しくは全部の停止又は取消の権限を持つほか、金融機関又は個人に対して戒告、罰金、禁止命令を発することが可能
- HKMA は、登録機関の取締役の就任承認停止・撤回や、取締役適格者としての登録簿から当該個人の削除又は一時停止の処分が可能
- HKMA 及び SFC は、処分の実施に関し、それぞれが相手方に対して事前に諮問の上、勧告を行うことが可能

イ 銀行監督機関（HKMA）と保険監督機関（IA）との関係

公認金融機関による保険商品の販売や、保険会社をグループ会社として保有する公認金融機関に対する監督に関し、HKMA と IA との間で覚書⁵⁰⁵を締結の上、以下のような責任分担を定めている。

- IA は公認金融機関で保険仲介業を営む機関に保険仲介業者に免許を付与、更新する責任を負い、免許の付与及び免許事業者の事業内容変更を承認する前に HKMA と協議を実施
- 公認金融機関が保険子会社を持つ場合は HKMA が、保険会社が子会社に公認金融機関を持つ場合は IA が、監督上の情報交換のためのコーディネーターを担当。なお、公認金融機関と保険会社が同じ金融グループ傘下のメ

⁵⁰⁴ Memorandum of Understanding between the Securities and Futures Commission and the Hong Kong Monetary Authority
https://www.sfc.hk/-/media/SFC/doc/TC/aboutsfc/arrangements/local-org/hkma_sfc_mou_040301.pdf

⁵⁰⁵ Memorandum of Understanding between the Monetary Authority and the Insurance Authority
[https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-functions/banking-stability/banking-policy-and-supervision/MA-IA_MoU_\(2019\).pdf](https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-functions/banking-stability/banking-policy-and-supervision/MA-IA_MoU_(2019).pdf)

ンバーである場合は、双方の合意によって規定

- 公認金融機関における保険条例の遵守状況に関する調査は原則 HKMA が実施
- 公認金融機関の保険業務について調査（investigation）権限を行使することを決定した場合、HKMA は、IA に速やかに通知した上で調査を開始し、IA に進捗状況についての情報を提供するとともに、終了後には報告を実施
- IA は得られた情報を基に保険条例に基づく懲戒権を行使するかどうかを決定。その際、必要に応じて MA に更なる説明を求めることが可能
- HKMA 及び IA は、免許付与、苦情処理、検査、調査及び懲戒処分を含む規制並びに監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施

ウ 証券先物委員会（SFC）と保険監督機関（IA）との関係

保険会社が特定の金融商品を取扱う場合や、金融グループに SFC の免許事業者と保険会社の双方が含まれている場合の監督に対し、SFC と IA は覚書⁵⁰⁶を締結し、以下のように相互に調整し、監督を促進するための情報交換をすることに同意している。

- 機密情報、特に SFC によって証券業の免許を付与された保険会社に関する情報を相互に提供
- 特定の事件が SFC、IA 双方の規制の範囲内にある場合、それぞれの資源を効率的に使用し、有効性を高めるために合同調査タスクフォースを設置し、調査を実施可能
- それぞれの監督体制下で規制されている事業者に対して、共同検査を実施することが可能。実施に際しては合同タスクフォースを設置し、定期的な会議で主要な検査結果を共有の上、終了時にそれぞれが取るべき措置について協議を実施
- SFC 及び IA は、規制及び監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施

⁵⁰⁶ Memorandum Of Understanding Between Securities and Futures Commission and Insurance Authority
https://www.ia.org.hk/en/supervision/int_dom_cooperation/files/MOU_between_SFC_and_IA_final_28_Sep2020.pdf

エ 監督機関間の連携のための組織

銀行、証券、保険という業態横断的な問題の管理や調整を目的として、金融監督者会議及び金融安定化委員会という2つの組織が設けられている。

(ア)金融監督者会議 (Council of Financial Regulators)

金融監督者会議は、主に規制上の重複や差異の解消を目的として、業態横断的な問題について協議するための機関である。同会議は、財務長官を議長とし、HKMA、SFC、IA、強制加入年金基金スキーム機構 (Mandatory Provident Fund Schemes Authority)、会計・財務報告審議会 (Accounting and Financial Reporting Council)、財經事務及び庫務局 (Financial Services and the Treasury Bureau)⁵⁰⁷の代表者がメンバーとして参加している。同会議の機能は、以下のとおりである。

- 監督機関間の協力と調整を促進すること
- 金融システムにおける規制・監督上の問題や重要なトレンド、特に部門を越えた (cross-sectoral) 影響を及ぼす可能性のなるものについて、情報や見解を共有すること
- 規制コストを最小限に抑える必要性を念頭に置き、金融機関の規制・監督における重複や差異 (gap) を最小化すること
- 金融部問の国際的な規制動向をレビューし、香港にとっての教訓を得ること
- 香港の金融の安定化に影響を及ぼすと考えられるトレンド、問題点、動向について概観すること

(イ)金融安定化委員会 (Financial Stability Committee)

金融安定化委員会は、金融システムの機能及びシステムミック・リスクについて監視を行い、その対応について金融監督機関間の調整を行うための機関である。同委員会は、財經事務及び庫務局長を議長とし、HKMA、SFC、IA の代表者がメンバーとして参加している。同委員会の機能は、以下のとおりである。

- 香港の金融システム (銀行、債券、株式、保険及び関連する市場を含む) の機能を定常的に監視すること
- 市場横断的かつシステムミックな意味合いを持ち得る出来事、問題、動向について考慮し、適切な場合には対応について調整すること
- 上記の問題について、財務長官に対し定期的な報告を行うこと。また、必要時には追加的な報告を行うこと

⁵⁰⁷ 香港特別行政区政府の政府総部において、財政及び金融政策を担当する官庁 (局) である。
<https://www.fstb.gov.hk/tc/>

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要

金融監督機関は香港金融管理局（HKMA）、証券先物委員会（SFC）、保険業監督局（IA）であり、地方支部はない。

(2) 香港金融管理局（HKMA）

ア 根拠法令

HKMA は、為替基金条例（Exchange Fund Ordinance）の改正により、1993 年 4 月 1 日に外国為替基金管理局（Office of the Exchange Fund）と銀行管理処（Office of the Commissioner of Banking）を統合し、財務長官直属の政府機関として設置された。

銀行監督に係る HKMA の権限は、銀行条例（Banking Ordinance）において規定されている。

イ 目的

HKMA の政策目的は、次のとおりである⁵⁰⁸。

- 連動為替相場制（linked exchange rate system）の枠組みにおける通貨の安定性の維持
- 銀行システムを含めた金融システムの安定性と統合性（integrity）の促進
- 国際金融センターとしての香港の地位の維持（香港の金融インフラストラクチャの管理や開発を含む）
- 為替基金（Exchange Fund）の管理

ウ 業務内容

金融行政における HKMA の業務内容については、財務長官（Financial Secretary）と HKMA との 2003 年 6 月 25 日付覚書（Exchange of Letters）⁵⁰⁹に基づき、財務長官は香港の金融システムの安定性と統合性を維持するための政策に責任を

⁵⁰⁸ The HKMA

<https://www.hkma.gov.hk/eng/about-us/the-hkma/>

⁵⁰⁹ Financial Secretary, “Functions and Responsibilities in Monetary and Financial Affairs” (25 June 2003)

<https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2003/20030627e3a1.pdf>

負っており、財務事務及び庫務局は財務長官を補佐するとされている。HKMA に与えられた権限は、以下のとおりである。

(ア)金融システムの安定性と統合性に関する業務

- 預金者保護の手段の提供、銀行業務と預金業務の規制による銀行システムの効果的な実施と全体的な安定の促進、銀行条例に規定される公認金融機関⁵¹⁰の監督
- 銀行業務及び預金業務の規制に関する健全性指針、基準、ガイドラインの決定
- 銀行業務及び預金業務の規制に関する法改正の検討及び提案
- 公認金融機関が行う業務（銀行業務及び預金業務以外のもの）について他の監督機関と協力して行う監督
- 他の関連機関及び団体と協力した債券市場の発展促進
- 法定通貨の発行と流通に関する業務
- 公認金融機関を含めた域内の大口資金決済システム、小口資金決済システム、清算・決済システムの開発や運営を通じた、金融インフラの安全性と効率性の促進

(イ)国際金融センターとしての香港の地位の維持

- 香港において国際金融業務を安全かつ効率的に遂行できるようにするための資金決済や清算・決済システムの開発
- 国際的な金融フォーラムや中央銀行フォーラムへの活発な参加を通じた、香港の金融システムへの信認の促進
- 香港の金融サービスの国際的な競争力を強化するための、市場開発に向けたイニシアチブの促進

(ウ)為替基金

為替基金の利用及び投資活動の管理

エ 組織

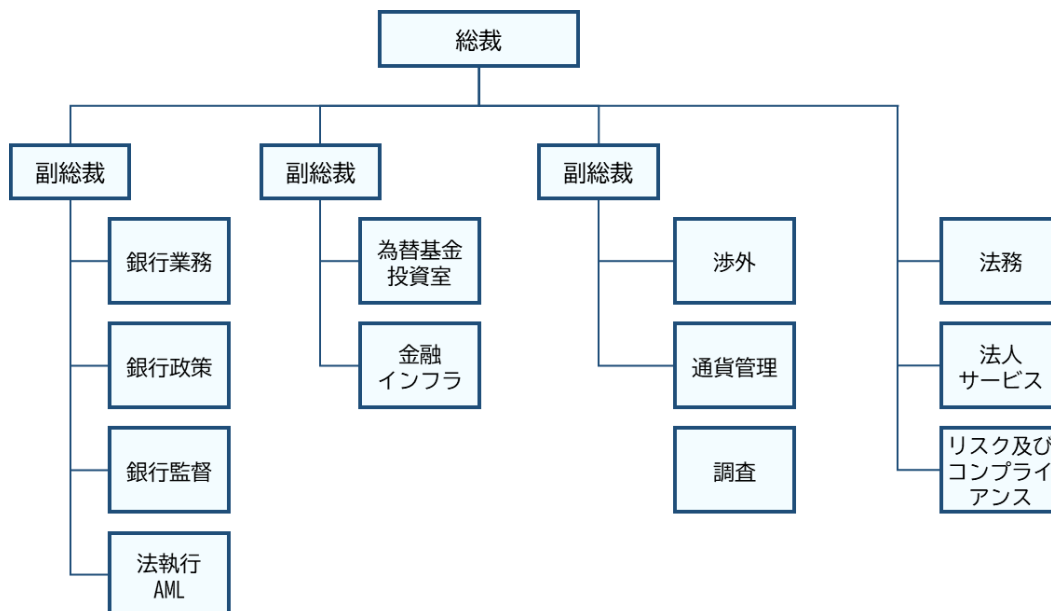
HKMA は、財務長官直属の機関であり、香港特別行政区政府の一部であるが、比較的高い自治性をもって運営されている⁵¹¹。HKMA の総裁 (Chief Executive) は財務長官が任命する (為替基金条例第 5A 条)。

⁵¹⁰ 公認金融機関については、香港 II. 1. 預金取扱金融機関を参照のこと。

⁵¹¹ HKMA 年次報告書 (2021 年版) p. 1

図表 香- 2 HKMA の組織図

(2022 年 1 月 1 日現在)



(出所) HKMA 年次報告書 (2021 年) より作成

オ 職員数

HKMA の職員数は下表のとおりである。

図表 香- 3 HKMA の職員数

(2022 年 1 月 1 日時点)

(単位：人)

	職員数
全職員	1,005
内、検査に従事する職員	182
内、国際部門の職員	56

(出所) HKMA 年次報告書 (2021 年) より作成

カ 予算規模・予算源

HKMA は、為替基金の運用収入を主な収入源としている。HKMA の予算規模・予算源は下表のとおりである。

図表 香- 4 HKMA の予算規模・予算源
(2021 年実績)

(単位：100 万香港ドル)

		金額
収入		198,614
	内、監査対象機関からの賦課金	124
	その他の収入	198,490
支出		122,406

(出所) HKMA 年次報告書 (2021 年) より作成

(3) 証券先物委員会 (SFC)

ア 根拠法令

SFC は SFC 条例 (Securities and Futures Commission Ordinance) に基づいて 1989 年 5 月に設置された。SFC 条例は 2003 年の証券先物条例 (Securities and Futures Ordinance) 施行に伴って廃止されたため、SFC の設置についての現行規定は証券先物条例におかれている (証券先物条例第 3 条)。

イ 目的

SFC の目的は以下のとおりである (証券先物条例第 4 条)。

- 証券及び先物業における公正性、効率性、競争力、透明性、及び秩序を維持、促進すること
- 証券及び先物業の業務や機能を含めた金融サービスに対する市民の理解を促進すること
- 金融商品に投資又は保有する市民を保護すること
- 証券及び先物業における犯罪や違法行為を最小化すること
- 証券及び先物業におけるシステミック・リスクを軽減すること
- 証券及び先物業に関連する適切な措置を講じることで、香港金融の安定性の維持に関して財務長官を補佐すること

ウ 業務内容

SFC が果たす機能は、以下のとおりである（証券先物条例第 5 条（1））。

- 証券及び先物業における公平性、効率性、競争力、透明性、並びに規律を維持、促進するために適切と考えられる措置をとること
- 公認取引所、公認決済機関、公認取引所の運営者、投資家保護会社、及び SFC による規制を受ける活動を行う者（ただし、登録を受けている公認金融機関は除く）が実施する業務、並びに法令により、SFC が規制を行うと定められている公認金融機関の業務を監督、監視、規制すること
- 証券及び先物業界における適切な自主規制機能を促進、発展させること
- 法令により SFC の規制を受ける業務を行う者の適切な業務行為（proper conduct）、業務実施能力（competence）、規範性（integrity）を促進、奨励、強化すること
- 金融商品に関連する取引や業務に関し、健全で均衡がとれており、かつ知識に基づく助言の提供を奨励すること
- 法令遵守を確保するために適切と考えられる措置をとること
- SFC の業務に関連する事柄について公表するか否かという裁量の行使も含め、適切と考えられる措置により、証券業及び先物業への信認を維持、促進すること
- 香港内外の監督官庁ないし機関と協力し、また支援を提供すること
- 証券及び先物業の業務と機能、並びに金融商品への投資も含めた金融サービスの購買に伴う利益、リスク、責任を含む、金融サービスに対する市民の理解、知識を向上させること
- 市民が異なる種類の金融サービス（法令に基づき SFC によって規制を受ける業務を行う者を通して金融商品に投資することを含む）を購入することの相対的な利益を適切に認識できるよう奨励すること
- 金融サービスの購入や金融商品の取引に関して、知識に基づく決定を行うこと、及びその決定に対して責任を持つことの重要性について、市民の理解を促進すること
- 金融商品への投資や保有に関する理解や専門知識の程度に鑑みて、金融商品の投資、保有をする市民の保護を適切な程度で保証すること
- 法令に基づき SFC の規制を受ける業務を行う者（登録を行っている公認金融機関を除く）が、適切な内部統制及びリスク管理システムを採用すること、並びに、法令により、SFC が規制を行うと定められている業務に関連して、登録を行っている公認金融機関が適切な内部統制及びリスク管理システムを採用することについて、促進、奨励、実施すること
- 証券及び先物業における不法、不誠実並びに不適切な行為を抑制すること

香港

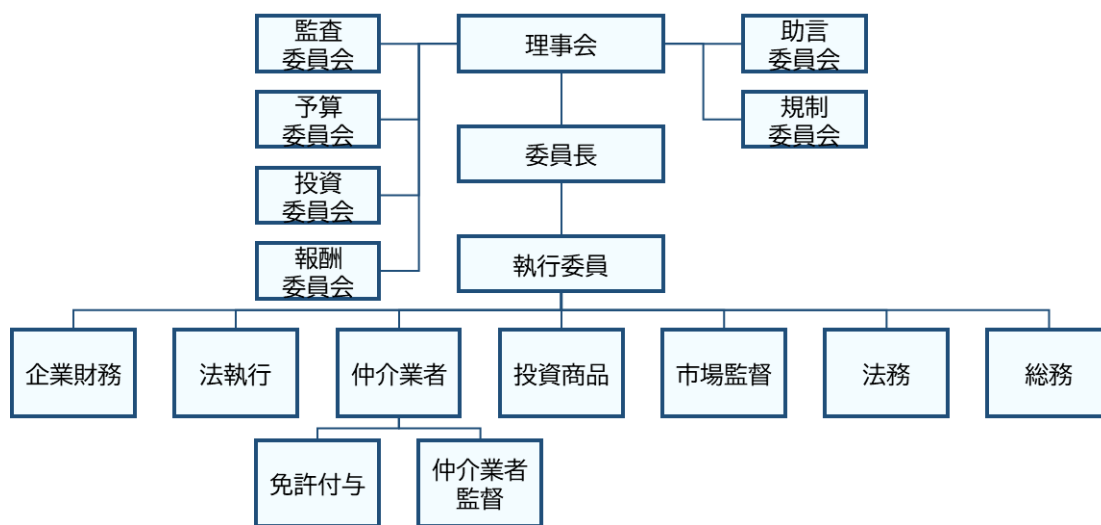
- 香港における金融の安定の維持を助けるために、香港特別行政区財務長官の要求に応じ、証券及び先物業に関して適切な措置をとること
- 証券及び先物業に関連する法令について改正を勧告すること
- 証券及び先物業に関連する事柄に関して財務長官に対して助言し、適切であると考えられる情報を提供すること
- その他、法令によって課せられた機能を実行すること

工 組織

SFC は、法令（証券先物条例）によって設立された法定機関であるが、香港特別行政区政府の一部門ではなく、独立した法人（body corporate）である（証券先物条例第 3 条）。

SFC の組織図は、以下のとおりである。

図表 香- 5 SFC の組織図



（出所）SFC 年次報告書（2021-2022 年）より作成

オ 職員数

SFCの職員数は下表のとおりである。

図表 香- 6 SFCの職員数

(2022年3月末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		913
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

(出所) SFC 年次報告書 (2021-2022年) より作成

カ 予算規模・予算源

SFCは以下を財源としている⁵¹²。

- 香港証券取引所 (Stock Exchange of Hong Kong) 及び香港先物取引所 (Hong Kong Futures Exchange) で行われる取引に係る賦課金 (levy)
- 免許申請者及び免許保有者から徴求する手数料 (fee)

図表 香- 7 SFCの予算規模・予算源

(2021年度実績)

(単位：1,000香港ドル)

		金額
収入		2,246,745
	内、監査対象機関からの賦課金	2,141,281
	その他の収入	105,464
支出		1,906,010

(出所) SFC 年次報告書 (2021-2022年) より作成

(4) 保険業監督局 (IA)

ア 根拠法令

IAは、保険を監督する保険業監督局 (IA) は、2015年に保険条例に基づき設立された。2017年に当時の政府部門であった保険委員会 (Office of the

⁵¹² SFC ウェブサイトの記述による。
<https://www.sfc.hk/en/About-the-SFC/Our-role>

Commissioner of Insurance、OCI) の規制機能を引き継ぎ、保険会社の規制を開始した。

イ 目的

保険当局である IA の主要な機能は、保険業界の全般的な安定性、及び保険契約者の保護を促進するために、保険業界の規制と監督にあたることである（保険条例第 4A 条（1））。

ウ 業務内容

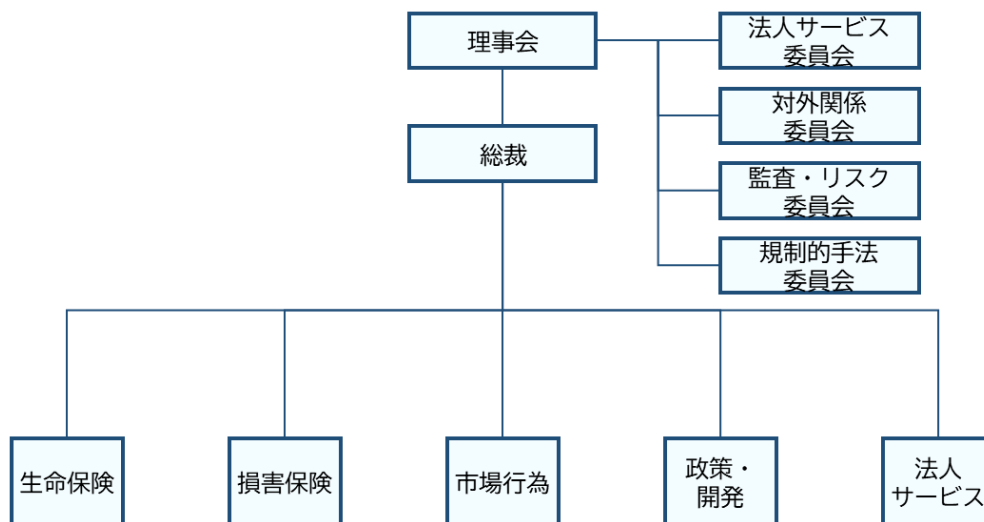
IA は以下の業務を行う（保険条例第 4A 条（2））。

- 保険業者及び保険仲介業者による保険条例の遵守について監督すること
- 保険業に関連する法令改正の検討、提案すること
- 保険業者の業務行為に関する適切な基準、及び健全で慎重な事業慣行の採用を促進、奨励すること
- 保険仲介業者の業務行為に関する適切な基準の採用を促進、奨励すること
- 保険業者及び保険仲介業者の規制について、必要に応じて改善提案を行うこと
- 免許制度を通じて保険仲介業者の行為を規制すること
- 保険契約者による保険商品および保険業界に対する理解を促進すること
- 効果的な規制戦略を策定の上、保険産業の持続的な市場発展を支援し、世界の保険市場における産業競争力を促進すること
- 保険業界に影響を与える事項に関する調査を実施すること
- 保険業界に適切な措置を講じることにより、財務長官が香港金融の安定の維持を支援すること
- 香港内外の監督機関と協力し、保険条例で許可される範囲内で支援すること
- その他、法令により IA に課せられた機能を行使すること

エ 組織

IA は、保険条例によって設置された組織ではあるが、香港特別行政区政府の一部門ではなく、法人格を有する法人として設置されている（保険条例第 4AAA 条（1））。

図表 香- 8 IAの組織図



(出所) IA 年次報告書 (2021-2022 年) より作成

オ 職員数

IAの職員数は以下のとおりである。

図表 香-9 IAの職員数
(2022年3月末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		293
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

(出所) IA年次報告書(2021-2022年)より作成

カ 予算規模・予算源

IAは以下を財源としている。なお、設置にあたっての初期費用は政府資金で賄われている。

- 保険料の賦課金 (levy)
- 免許料、指定料及び年会費 (fee)
- 特定の業務に関する所定手数料 (fee)

図表 香-10 IAの予算規模・予算源
(2021年度実績)

(単位：1,000香港ドル)

		金額
収入		512,667
	内、監査対象機関からの賦課金	269,502
	その他の収入	243,165
支出		427,783

(出所) IA年次報告書(2021-2022年)より作成

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

香港の銀行部門は3種類の公認金融機関 (Authorized institutions、AIs) から成る⁵¹³。

<公認金融機関に対する免許付与>

(1) 業務範囲

- 免許銀行 (Licensed Bank)

金額や期間の制限を受けずに、市民からの預金受入を行うことができる。また、当座預金口座及び貯蓄預金口座業務並びに小切手の支払及び取立業務も、免許銀行のみに許容されている。

- 限定免許銀行 (Restricted Licence Bank)

主としてホールセール業務や資本市場業務を行う金融機関である。預金の受入は50万香港ドル以上の金額に限り許容されている(期間の制限はない)。

- 預金受入会社 (Deposit-taking Company)

主に消費者金融、商業金融、証券業務などの専門業務を行う金融機関である。預金の受入は金額が10万香港ドル以上で、当初の満期日までの期間が3カ月以上のものに限られる。

(2) 免許等

銀行業務を営もうとする者、限定免許銀行として預金受入業務を営もうとする者、預金受入会社として預金受入業務を営もうとする者は、HKMAに営業免許を申請しなければならない(銀行条例第15条)。

HKMAは、申請を受けて免許を付与、又は拒否する(銀行条例第16条(1))。HKMAが適当であると判断すれば、免許に条件を付すこともできる(銀行条例第16条(5))

(3) 要件

免許の要件は、以下のとおりである(銀行条例付属規定7)。

⁵¹³ The Three-tier Banking System

<https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/banking/banking-regulatory-and-supervisory-regime/the-three-tier-banking-system/>

- 申請機関が香港外で設立された銀行である場合、申請機関が自国において適切に監督されていること
- HKMA が、申請機関の支配権を持つ者（支配権を持つ少数株主も含む）の身元を把握していること
- 香港で設立された申請機関の場合、その経営者が職務への適格性（fit and proper）を持つこと
- 申請機関が香港外で設立された銀行である場合、香港での事業の経営者及び自国での事業の取締役、支配権を持つ者、経営者が職務への適格性を持つ者であること
- 業務の規模と性質に照らして、適切な財務基盤を有していること。最低資本金の基準は、免許銀行が 3 億香港ドル、限定免許銀行は 1 億香港ドル、預金受入会社は 2,500 万香港ドルである
- 債務の支払のために十分な流動性を維持していること
- 銀行条例第 15 条で規定されている貸出制限を遵守できる見込みがあること
- 資産価値の減価や減損に対し、適切な引当を行っていること
- 適切な会計処理と内部統制のシステムを維持していること
- 財務状況に関する適切な情報開示が行われていること
- 申請機関の業務が、誠実・適切に遂行され、預金者の利益を損なわないものであること

これらの条件が満たされていない場合、HKMA は、免許の付与を拒否しなければならない（銀行条例第 16 条（2））。

(4) 変更・取消

ア 変更

HKMA が認めれば、免許銀行、限定免許銀行、預金受入会社の 3 種類の免許を他の種類に変更（variation）することが可能である。その際、変更以前に受け入れた預金については、HKMA が文書を以て合意すれば、免許種別の変更後も保持し続けることが可能とされている。

ただし、HKMA は、このような預金の保持に関して、保持を可能とする期間、資金の保持方法や用途を制限することができる（銀行条例第 18 条）。

イ 取消

HKMA は、財務長官への諮問の後、公認金融機関に対する免許の取消（revocation）を提案することができる（銀行条例第 22 条）。

免許取消の対象となるのは、以下のような場合である（銀行条例付属規定 8）。

- 金融機関が以下に該当する場合
 - ・ 免許の条件を満たしていない場合
 - ・ 債権者との和議を提案若しくは実施、又は破産、清算、若しくは解散に至った場合
 - ・ HKMA に対し、支払義務の履行困難の見通しや支払停止の実施についての報告を行い、HKMA がこれを認めた場合
 - ・ 法令に基づいて HKMA に対して提出した情報が、虚偽、不当、又は不正確であった場合
 - ・ 免許取得の際に HKMA より付加された条件に違反した場合
 - ・ 銀行業務又は預金受入業務を停止した場合
 - ・ 定款内の事業目的に銀行業務又は預金受入業務が含まれなくなった場合
 - ・ 督促の後も、HKMA へ手数料を支払わなかった場合
 - ・ 会計書類の公表義務に違反した場合
 - ・ 代表取締役の任命義務に違反した場合
- 限定免許銀行又は預金受入会社が、受入可能な預金に関する要件に違反した場合
- HKMA が、金融機関の持分取得申請に異議を唱える通知書（notice of objection）を出した後も、当該通知書を受けた者が金融機関の支配権を獲得又は、支配権を維持し続けている場合
- 金融機関の経営者が、HKMA の同意を得ずにその地位を獲得又は、保持し続けている場合
- HKMA のガイドライン等で禁じられている業務行為を行った場合
- 当該金融機関が免許を保持していることにより、預金者の利益が脅かされていると HKMA が判断した場合
- 金融機関から HKMA に免許取消の申請が行われ、HKMA がその申請に応じても、預金者の利益が適切に保護されると判断される場合
- 当該金融機関が国際金融センターとしての香港の利益に反するような業務行為を行っているとして HKMA が認めた場合

HKMA が免許取消を行う場合には、金融機関に対し、意見陳述の機会を与えなければならないとされている（銀行条例第 23 条）。

加えて、免許取消の対象となるケースにおいて、預金者の利益や公益の保護のために迅速な対応が必要であると HKMA が判断、あるいは、財務長官が助言した場合、HKMA は財務長官への諮問後、金融機関からの意見陳述を経ることなく、14 日を超えない期間にわたって一時的に免許を停止 (temporary suspension) することができる (銀行条例第 24 条)。

さらに、HKMA は、免許取消の対象となるケースにおいて、財務長官への諮問の後、6 カ月を超えない期間にわたって、金融機関の免許を停止 (suspension) することもできる (銀行条例第 25 条)。なお、免許停止は、財務長官への諮問を経て、更新可能とされている。

なお、銀行条例第 25 条に基づき免許の停止を行う場合には、HKMA は金融機関に対し、意見陳述の機会を与えなければならない (銀行条例第 26 条)。

(5) その他：異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。従って、銀行条例付属規定 7 の要件を満たし、銀行業務を営むための免許を HKMA から付与されれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。

<デジタルバンク等に係る規制・動向>

ア 免許等

香港では、「実店舗の代わりに、主にインターネットなどの電子チャネルを通じてリテールバンキングサービスを提供する銀行」を「バーチャルバンク (virtual bank)」と定義している⁵¹⁴。

バーチャルバンクによるサービス提供を促進するため HKMA は 2018 年 5 月にバーチャルバンク免許に関するガイドライン⁵¹⁵を公表しており、当該ガイドライン上で上記の「バーチャルバンク」の定義についても記載されている。加えて、当該ガイドラインではバーチャルバンクに対する免許付与についても言及されており、従来は銀行による 50%以上の出資を原則としていた免許付与の基準を緩和している。他方、銀行条例付属規程 7 で示されている最低基準は満たす必要がある (香港 II. 1. (3) 要件を参照)。

⁵¹⁴ Virtual Banks

<https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/banking/banking-regulatory-and-supervisory-regime/virtual-banks/>

⁵¹⁵ Authorization of Virtual Banks A Guideline issued by the Monetary

<https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2018/20180530e3a2.pdf>

なお、銀行条例に基づくガイドラインについては香港 I. 1. (2) を参照のこと。

イ デジタルバンクの例

最初のバーチャルバンクの免許は 2019 年に付与が開始され、2022 年 12 月現在バーチャルバンクとして HKMA が免許を交付している銀行は 8 行存在している。

(ア)天星銀行 (Airstar Bank)

投資銀行や資産運用等の金融サービスを提供する AMTD グループと家電、スマートフォンや IoT プラットフォームを提供する世界的メーカーの Xiaomi が共同で設立したバーチャルバンクであり、2019 年 5 月に免許を取得し、2020 年 6 月に香港で営業を開始した。

2022 年 3 月より新規に普通預金口座の開設した顧客を対象に最初の預金額 2 万香港ドルに対して年率 3.6%の金利を付与する等、個人向けの預金サービスの提供に力を入れている。

(イ) 螞蟻銀行 (Ant Bank)

中国の金融サービス企業であるアントフィナンシャルグループが所有するバーチャルバンクであり、2020 年 9 月より香港で営業を開始した。

支払いサービスである Alipay と密に連携しており、2022 年 11 月には後払いの支払いサービス AntBankPayLater サービスを開始している。利用者は後払いの返済時に AntBank の口座、Alipay の残高やその他連携した銀行口座のいずれから、Alipay の AntBank ミニアプリを通して簡単かつ柔軟に返済することが可能となっている。

(ウ)平安壹賬通銀行 (Ping An OneConnect Bank)

中国の FinTech 事業者である平安保険会社が所有するバーチャルバンクであり、2020 年 9 月より香港で営業を開始した。

個人口座に加え、法人口座も提供している。法人口座は中小企業のオーナーがモバイルアプリを利用して口座開設が可能となっており、中小企業向けに一定条件下で 5 日以内に 500 万香港ドルまで融資可能な「Trade-Connect Loan」を提供する等中小事業者の開拓にも力を入れている。

2. 証券会社

証券先物条例 (Securities and Futures Ordinance) では、規制対象となる証券業務を 10 種類指定している。このうち証券取引業務 (dealing in securities) の免許を取得して業務を行っている事業者が証券会社に相当する。

(1) 業務範囲

証券取引業務とは、「証券の取得、処分、応募、又は引受を目的として、あるいは証券の利回り又は証券の価値の変動から利益を確保することを目的として、他の者と契約を締結すること、契約の締結を申し出ること、契約を締結するよう勧誘すること、又は契約の締結を募集すること」をいう（証券先物条例付属規定 5）。

(2) 免許等

証券先物条例による規制対象業務を行うためには、SFC から免許（license）を得なければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条）。

証券先物条例による規制対象業務は、以下のとおりである（証券先物条例付属規定 5）。

- 免許種別 1：証券取引（dealing in securities）
- 免許種別 2：先物契約取引（dealing in futures contracts）
- 免許種別 3：外国為替証拠金取引（leveraged foreign exchange trading）
- 免許種別 4：証券に関する助言（advising on securities）
- 免許種別 5：先物契約に関する助言（advising on futures contracts）
- 免許種別 6：企業の財務活動に関する助言（advising on corporate finance）
- 免許種別 7：自動取引サービスの提供（providing automated trading services）
- 免許種別 8：証券金融（securities margin financing）
- 免許種別 9：資産運用業務（asset management）
- 免許種別 10：信用格付サービスの提供（providing credit rating services）
- 免許種別 11：店頭取引デリバティブ商品に関する取引又は助言（dealing in OTC derivative products or advising on OTC derivative products）
- 免許種別 12：店頭取引デリバティブの振替サービスの提供（providing client clearing services for OTC derivative transactions）

(3) 要件

SFC から免許を受けるためには、申請者は当該業務を行う上での適格性（fit and proper）を備え、かつ免許を与えられた場合に財務基盤に関する規則（financial resources rules）を遵守しなければならない（証券先物条例第 116 条（3））。

SFC は、申請者の適格性の判断にあたり、以下の点を考慮しなければならない。

- 申請者が法人の場合には、法人自体とその役員（officer）について、適合性・適切性が判断される（証券先物条例第 129 条）。
 - i. 財務状況と支払能力
 - ii. 実施する業務の性質と関連した教育又はその他の資質、あるいは経験
 - iii. 業務を完全、誠実、公正に実行できる能力
 - iv. 評判、性格、信頼性、金銭上の誠実性

また、免許を受けるには、以下の条件を満たさなければならない（証券先物条例第 118 条（1）（a））。

- 免許を受ける業務に応じて、規則で定められた担保を SFC に預託するか、それに代わる保険を付保すること
- SFC が免許業務の監督を行うために、常に連絡可能な担当役員を少なくとも 1 名配置すること

加えて、規制対象業務によっては免許付与の条件が付加される（証券先物条例第 118 条（1）（b）～（d））。

- 外国為替証拠金取引（免許種別 3）

免許事業者には、SFC の規則（rule）に基づき、仲裁（arbitration）によって外国為替証拠金取引に係る顧客と事業者との紛争を解決することが義務付けられる。

- 自動取引サービスの提供（免許種別 7）

サービス提供にあたっては、別途 SFC による認可（authorization）が必要とされる。

- 証券金融（免許種別 8）

他の業務との兼営は原則として禁止されている。上場株式に係る証券貸借業務及び証券取引に伴う与信を行う免許事業者は、SFC の規則による要件を遵守しなければならない。

(4) 変更・取消

ア 変更

SFC は、免許事業者の申請により、免許を付与している規制対象業務の追加や削減を行うことができる（証券先物条例第 127 条）。

イ 停止・取消

SFCは、免許事業者が不正行為（misconduct）により有罪となった場合、また免許事業者としての適格性に欠けると判断した場合には、免許付与されている規制対象業務の全て又は一部について、免許の取消（revocation）、又は停止（suspension）を行うことができる（証券先物条例第194条）。

3. 投資運用業者・投資助言業者

投資運用業者・投資顧問会社に相当する事業者は、証券先物条例で規制されている。

(1) 業務範囲

ア 投資運用業者

証券先物条例の規制対象業務のうち資産運用業務（asset management）の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。資産運用業務とは不動産投資スキーム運用業務（real estate investment scheme management）、証券又は先物契約運用業務（securities or futures contracts management）のことをいう。それぞれの定義は以下のとおりである（証券先物条例付属規定5）。

(ア)不動産投資スキーム運用業務

他の者に対し、以下の条件に該当する集団投資スキームを運営するサービスを提供する業務が該当する。

- 当該スキームにおいて運用される財産が、主として不動産から成ること
- 当該スキームが、証券先物条例第104条に基づき認可を受けていること

(イ)証券又は先物契約運用業務

他の者に対し、有価証券又は先物契約のポートフォリオを管理するサービスを提供する業務が該当する。

- 自社のグループ会社のみを対象としてポートフォリオ管理サービスを提供する場合
- 証券先物条例に基づき証券取引業務又は先物契約取引業務を行うことが認められている金融機関、証券会社、信託会社、専門職（弁護士、法律顧問、会計士）が、本来の業務に付随するものとしてポートフォリオ管理サービスを提供している場合

イ 投資助言業者

証券先物条例の規制対象業務のうち、「証券に関する助言（advising on securities）」の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。

「証券に関する助言」は、以下のように定義されている（証券先物条例付属規定5）。

- 証券を取得又は売却すべきか否かの助言
- どの証券を取得又は売却すべきかの助言
- 証券を取得又は売却すべき時期の助言
- 証券を取得又は売却する条件についての助言
- 上記助言についての決定を行いやすくすることを目的として、分析又はレポートを発行すること。

ただし、当該業務の実施する者が以下である場合には、「証券に関する助言」には該当しない。

- 自社の子会社、自社を100%所有する持株会社、自社の持株会社の100%子会社のみを対象に、助言や分析・レポートの提供を行う法人
- 証券先物条例に基づき免許種別1（証券取引）の免許を取得している事業者で、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者
- 証券取引業務の登録を行っている公認金融機関であって、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者

(2) 投資運用業者・投資助言業者に対する免許付与等

資産運用業務は、証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別9）を取得しなければならない（証券先物条例第114条、第116条、付属規定5）。

投資助言業務は証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別4）を取得しなければならない（証券先物条例第114条、第116条、付属規定5）。

免許付与要件、免許の変更・取消は、資産運用業者及び投資助言業者は証券会社と同等の規定が適用される。詳細については香港Ⅱ.2.証券会社を参照のこと。

(3) ロボアドバイザーに関する規制等

ロボアドバイザー等のオンラインの助言サービスに関して、SFC はガイドライン⁵¹⁶を発行している。本ガイドラインにおいて、ロボアドバイザーは「アルゴリズムやその他のテクノロジーツールを用いて、オンライン環境で金融アドバイスを提供するもの」と定められている⁵¹⁷。

そのようなサービスを提供する証券先物条例に基づく免許事業者は当該ガイドラインに記載された原則（顧客への情報提供及びアルゴリズムの監督・テスト等）が適用される。

4. 保険会社

香港において保険契約業務に関連する金融機関としては、保険会社と保険仲介業者がある。

(1) 保険会社

ア 業務範囲

保険会社には、損害保険会社 (general business insurer) と生命保険会社 (long term business insurer) がある。保険種別の詳細(どの事業が損害保険、生命保険に該当するのか等)については、保険条例 (Insurance Ordinance) 付属規定 1 において規定されている。なお、香港では生・損保の兼営が認められており、生・損保兼営会社 (composite insurer) と呼ばれている。

イ 免許等

香港において保険業務を行うためには、それぞれの保険種別について IA の免許を交付されなくてはならない (保険条例第 6 条 (1)、第 8 条、第 8A 条)。

ウ 要件

保険会社として免許を交付されるためには、以下の要件を満たす必要がある。(保険条例第 8 条 (2), (3))

- 当該事業者の役員又は経営責任者 (controller) が、その職位に適合し、適正 (fit and proper) であること

⁵¹⁶ 証券先物条例に基づくガイドラインについては香港 I. 1. (2) を参照のこと。

⁵¹⁷ Guidelines on Online Distribution and Advisory Platforms
<https://www.sfc.hk/-/media/EN/assets/components/codes/files-current/web/guidelines/guidelines-on-online-distribution-and-advisory-platforms/guidelines-on-online-distribution-and-advisory-platforms.pdf>

- 規定された財務上の諸要件を満たしていること
- リスクの種別に応じて、再保険等の措置を講じること
- 免許を申請している保険業務種別以外の業務に関するものを含め、支払義務を履行しており、今後も継続して履行すること
- 海外の保険会社が、会社条例上の「非香港会社の海外事業所」として営業する場合には、同条例の規定を遵守していること
- 保険条例を遵守可能なこと
- 保険業以外の業務を兼営する場合には、その業務が保険契約者の利益に相反しないこと
- 会社名称が消費者の混乱・誤解を招かないこと

申請者が上記の要件を満たしていない場合には、IAは免許を付与しない。また、IAは上記以外の理由によって免許を付与しないことも可能である（保険条例第8条（1））。

エ 変更・取消

保険会社が保険業務を停止、あるいはいずれかの保険種別（又はその一部）を停止した場合には、IAは免許を取り消すことができる。

また、ある保険種別について営業の免許を付与されている保険会社が、免許付与後12カ月以上経過しても当該保険種別又はその一部について保険業務を行っていない場合には、IAは免許を取り消すことができる（保険条例第40条）。

(2) 保険仲介業者

保険条例では、保険仲介業者（insurance intermediaries）として、保険代理店と保険ブローカーの規制について規定している。保険代理店は保険会社の指名が必須である関係上、保険会社との結びつきが強く、それに対して保険ブローカーは保険会社に縛られることなく、複数の保険会社商品を提供可能であることから、顧客との結びつきが強いことが一般的な特徴として挙げられる。

ア 保険代理店（insurance agent）

（ア）業務範囲

保険代理店の業務は、1つ以上の保険会社の代理店として、1つ又は複数の事業分野において、保険契約についての助言又は手配等の規制された活動を行うことと規定されている（保険条例第64U条）。

(イ)免許等

事業者は保険代理店としての業務を行う場合、当局が指定する方法で申請し、所定の手数料を支払った場合、保険代理店の免許が交付される（保険条例第 64U 条）。

なお、交付された免許の有効期限は当局が別途期間を定めない限りは 3 年である（保険条例第 64V 条）。

(ウ)要件

保険代理店としての免許を交付されるためには、以下の要件を満たす必要がある（保険条例第 64U 条）

- 当該事業者、その役員及び経営責任者（controller）が規制対象活動の実施にあたり適正（fit and proper）であること
- 申請者が少なくとも 1 社の保険会社から代理店として指名されていることが確認できること
- 当局が承認した責任者を任命すること

当局は申請の結果を書面で通知しなければならず、申請が却下された場合は、却下の理由も記載する必要がある。

(エ)停止・取消

保険代理店は、保険会社からの代理店としての指名がなくなった場合免許が停止され、停止から 180 日経過した場合免許が取り消される（保険条例第 64ZH）。

また、IA は保険代理店が香港内外で有罪判決を受ける等により不適切な免許を停止又は取消す権限を有する（保険条例第 81 条）。

イ 保険ブローカー（insurance broker）

(ア)業務範囲

保険ブローカーの業務は、保険契約者又は契約見込みの者の代理人として 1 つ又は複数の事業分野において、保険契約の交渉、手配又は助言等の規制された活動を行うことと規定されている（保険条例第 64ZA 条）。

(イ)免許等

保険契約者又は契約見込みの者の代理人として 1 つ又は複数の事業分野において規制された活動を行う事業者は、当局が指定する方法で申請し、所定の手数料を支払った場合、保険ブローカーの免許が交付される（保険条例第 64ZA 条）。

なお、付与された免許の有効期限は、当局が別途期間を定めない限りは3年である（保険条例 64ZB 条）。

(ウ) 免許付与要件

保険ブローカーとしての免許を得るためには、以下の要件を満たす必要がある（保険条例第 64ZA 条）。

- 当該事業者、その役員及び経営責任者（controller）が規制対象活動の実施にあたり適正（fit and proper）であること
- 保険（免許保険仲介業者に対する財務その他の要件）規則に規定された要件を遵守すること
 - ・ 資本及び純資産要件
 - ・ 賠償責任保険への加入要件
 - ・ 顧客口座の分離要件
 - ・ 適切な帳簿及び会計要件
- 当局が承認した責任者を任命すること。

当局は申請の結果を書面で通知しなければならず、申請が却下された場合は、却下の理由も記載する必要がある。

(エ) 変更・取消

IA は有罪判決を受ける等不適切な保険ブローカーの免許を停止又は取消す権限を有する（保険条例 81 条）。

(3) InsurTech に関する規制等

IA は 2017 年 9 月よりデジタルチャネルのみで運営する新規参入の保険会社に対する専門の免許付与のプロセスである Fast Track を導入しており、2018 年 12 月に最初の免許が付与されている。通常の免許付与のプロセスが 12~18 カ月かかることから、Fast Track 制度はそのプロセスを短縮するため、既存保険会社とは別に専用の審査待機列を設けることで、優先して審査に着手するため、迅速かつ合理的なプロセスとなっていると発表している。ただし、当該申請事業者は現行の保険会社が求められる免許要件を全て満たす必要がある⁵¹⁸。

⁵¹⁸ Insurance Authority authorizes first virtual insurer under Fast Track
https://www.ia.org.hk/en/infocenter/press_releases/20181220.html

5. 総合取引所

香港特別行政区域内で当局に認定されている総合取引所は香港取引所 (HKEX) のみである。

(1) 業務範囲

2000年3月、香港証券取引所 (Stock Exchange Hong Kong、SEHK)、香港先物取引所 (Hong Kong Futures Exchange、HKFE) は株式会社化され、香港証券クリアリング会社 (Hong Kong Securities Clearing Company Limited、HKSCC) とともに、香港取引所に統合された。香港取引所自体も、香港証券取引所に上場している。

香港特別行政区域内の総合取引所は香港取引所のみであり、傘下に香港証券取引所と香港先物取引所を運営している。

ア 香港証券取引所 (SEHK)

香港証券取引所は1980年に4つの取引所を統合することで設立された香港特別行政区域内で唯一の証券取引所であり、1日平均1,381億香港ドル⁵¹⁹の株式が取引されている。

イ 香港先物取引所 (HKFE)

1976年に香港証券取引所が設立され、1985年より改名され香港先物取引所として運営されている。

香港先物取引所は、国際的な金融機関を含む160以上の参加組織により、先物及びオプション取引の市場を提供している。

幅広いデリバティブ商品を取扱い、株式指数、金利、為替、商品の先物及びオプションを提供している。

特に香港株式市場のベンチマークであるハンセン指数はアジアにおいて最も知名度の高い指数の一つである。

(2) 認定

総合取引所に係る関連法令は証券先物条例である。

香港取引所は香港で唯一の証券取引所、先物取引所、及び関連するクリアリングハウスを所有並びに運営しており、SFCが認定の上、証券先物条例に規定された取引所としての役割の遂行について監督を行う (証券先物条例第28条)。

⁵¹⁹ 2021年実績

加えて、取引所の最高経営責任者の任命については SFC の承認を得ない限り効力を発揮しない（証券先物条例第 26 条）。

証券先物条例では SFC によって証券取引所が認定され、新市場の創設、新商品、上場・取引・清算規則及び規制の変更がある場合においても SFC が認定する役割を担う（証券先物条例第 24 条）。

(3) 要件

SFC が、公共の利益、市場の適切な規制のために適切であると判断した場合、財務長官と協議の上、取引所として認定することができる（証券先物条例第 19 条）

(4) 変更・取消

ア 変更

取引所の規則を修正する場合は、SFC の認定を得ない限り効力を発揮しない（証券先物条例第 24 条）

イ 取消

SFC は以下のような条件に該当する取引所に対して、財務長官と協議の上、認定された取引所に対して書面で通知することにより認定を取消することができる（証券先物条例第 28 条）

- 証券先物条例の要件の不遵守
- 清算を予定
- 取引所運営の停止

6. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

資金移動業者、前払式支払手段発行者はそれぞれ異なる条例で規制されている。暗号資産交換業者については、2023 年 6 月より免許制度が導入される。

(1) 資金移動業者

ア 業務範囲

香港では両替または送金サービスを行う事業者はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策条例（Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Ordinance（以下「AML0」））に規定されるマネーサービス業者（MSO）に該当する。送金サービスとは、「香港以外の場所への送金若しくはその手配、香

港外からの資金の受領若しくはその手配又は、香港外の場所での資金の受領を手配すること」と香港税関は規定している⁵²⁰。

イ 免許等

送金サービスを営むマネーサービス業者は香港税関 (CED) から免許を付与される必要がある。(AMLO 第 29 条、第 30 条) なお、免許は付与された日から 2 年間有効である (AMLO 第 30 条)。

免許を得ることなくマネーサービス業を運営した場合、10 万香港ドルの罰金及び 6 カ月の禁錮刑が科せられる (AMLO 第 29 条)。

ウ 要件

事業者がマネーサービス業の免許を取得する場合、以下を満たす必要がある (AMLO 第 30 条)。

- 当該事業者本人、事業者の役員又は経営責任者 (controller) が、その職位に適合し、適正 (fit and proper) であること
- 運営施設がマネーサービス業を営む上で適していること

エ 変更・取消

(ア) 変更

香港税関長官が妥当であると判断した場合には、免許の条件を追加、修正、又は削除することができる (AMLO 第 32 条)。

(イ) 取消

香港税関長官は、免許付与要件を満たしていないと判断した場合、免許の取消、又は指定した期間免許を一時停止することができる。権限行使に当たっては、免許事業者に対して意見陳述の機会を与える必要がある (AMLO 第 34 条)。

(2) 前払式支払手段発行者

ア 業務範囲

香港では、金銭的価値を保存し、かつ商品・サービスや他人への支払等多目的に利用可能な支払手段の発行者はストアドバリューファシリティ (Stored Value Facility (以下「SVF」)) に該当する。(支払システム及び SVF 条例 (Payment Systems and Stored Value Facilities Ordinance (以下「PSSVF0」)) 第 2A 条)。

⁵²⁰ Money Service Operators Licensing Guide P. 3
https://eservices.customs.gov.hk/MSOS/download/guideline/Licensing_Guide_en.pdf

SVF はプリペイド・カード等の物理的なものと電子マネー等の非物理的なものの2つに大別される。

イ 免許付与

SVF を事業として営む場合は、HKMA より免許を取得する必要がある（PSSVFO 第8B条）。

ただし、特定の施設等で利用可能なボーナスポイント又はリワードスキーム等は除かれる（PSSVFO 付属規程 8）。

ウ 要件

事業者が SVF の免許を取得する場合は以下のような基準を満たす必要がある（PSSVFO 付属規程 3）

- 最低資本金は 2,500 万香港ドル以上であること
- SVF スキームから生じるリスクに対して適切な管理（データ保護、不正検知、緊急時対応、セキュリティ）をするためのポリシー及び手順を整備すること
- AML/CFT 対策の仕組みを整備すること
- 顧客からの預かり金を分別保管し保護すること

エ 変更・取消

（ア）変更

免許申請の際に提供された情報（住所等）の変更及び免許要件の最低基準の遵守状況等に重大な変化が生じる可能性がある場合、変更事項やその変化を HKMA へ通知する義務がある（PSSVFO 第 8S 条、第 8T 条）。

（イ）取消

免許事業者が以下のような状況に該当した場合免許が取り消される（PSSVFO 付属規程 3）。

- 免許の条件を満たしていない場合
- 債権者との和議を提案若しくは実施、又は破産、債務超過、清算、若しくは解散に至った場合
- HKMA に対し、支払義務の履行困難の見通しや支払停止の実施についての報告を行い、HKMA がこれを認めた場合
- 法令に基づいて HKMA に対して提出した情報が、虚偽、不当、又は不正確

であった場合

- SVF 業務を停止した場合
- 督促の後も、HKMA への手数料や金銭的ペナルティを支払わなかった場合
- 経営者が、HKMA の同意を得ずにその地位を獲得又は、保持し続けている場合
- HKMA のガイドライン等で禁じられている業務行為を行った場合
- 当該金融機関が免許を保持していることにより、利用者の利益が脅かされていると HKMA が判断した場合
- HKMA に免許取消の申請が行われ、HKMA がその申請に応じて、利用者の利益が適切に保護されると判断される場合
- 当該事業者が国際金融センターとしての香港の利益に反するような業務行為を行っているとして HKMA が認めた場合

(3) 暗号資産交換業者

ア 業務範囲

香港では暗号資産サービスについて、2023 年 6 月より免許制度が導入される。制度導入後は、香港特別行政区域内で暗号資産サービス提供事業者は、暗号資産サービスプロバイダ (Virtual Asset Service Provider (以下「VASP」)) に該当することとなる。

現時点で、「VA サービスの提供」と定義されているのは暗号資産取引所の運営のみである(改正 AMLO 付属規定 3B)。ただし、財務長官が官報に掲載する通知によって、その定義を修正することができる。

イ 免許付与

2023 年 6 月より導入される免許制度では、香港で暗号資産サービスを提供する事業者場合は SFC から VASP としての免許 (license) を取得する必要がある (改正 AMLO 第 53ZRD 条)。例え香港外で提供している暗号資産サービスを、香港市民に積極的に (販売促進プロモーションを行う等を想定) 提供する場合もライセンスが必要となる。

この免許制度が施行されることによって香港特別行政区域内で暗号資産取引所を運営する事業者は、2023 年 6 月以降免許を申請するか、香港での事業を停止する必要がある。

ウ 要件

事業者が VASP の免許を取得する場合は以下のような要件を満たす必要がある (改正 AMLO 第 53ZRK)

- 香港会社条例に基づいて登録された香港法人または外国法人であること
- 当該事業者、その責任者、取締役、実質的支配者は規制対象活動の実施にあたり適正（fit and proper）であること

SFC が適正かどうかを判断する際には財務状況又は支払能力、AML/CFT 又は詐欺等の犯罪による有罪判決の有無、及び AML/CFT 義務の遵守状況等が考慮される（改正 AML0 第 53ZRJ 条）。

エ 変更・取消

（ア）変更

SFC に提供した情報に変更があった場合は、7 営業日以内に SFC へ書面で通知する必要がある（改正 AML0 第 53ZRU 条）。

また、事業者が VA サービスの提供を停止しようとする時は、速やかに、停止しようとする日の 7 営業日前までに SFC へ書面で通知する必要がある（改正 AML0 第 53ZRV 条）

（イ）取消

免許事業者が以下のような状況に該当した場合免許が取消される（改正 AML0 第 53ZSQ 条）。

- 債権者との和議を提案若しくは実施、又は破産、債務超過、清算、若しくは解散に至った場合
- 免許事業者としての適性を損なう状況（有罪判決、代表者が精神病院に収容されている等）と SFC が判断した場合

オ ステーブルコインに関する動向

また、2023 年 1 月現在、ステーブルコインについては HKMA が規制の検討を進めている。2022 年 1 月に HKMA より暗号資産とステーブルコインの規制に関する協議書⁵²¹が発行され、その中で HKMA はステーブルコインの免許制度を創設する場合の要件について、以下に関する事項を盛り込むことを想定している。

- 資本及び流動性の管理に関する要件
- 経営陣及び所有権に関する要件
- 裏付け資産の維持管理に関する要件
- リスク管理に関する要件
- AML/CFT に関する要件

⁵²¹ Discussion Paper on Crypto-assets and Stablecoins
<https://www.hkma.gov.hk/media/eng/doc/key-information/press-release/2022/20220112e3a1.pdf>

香港

- ステ이블コインと他の流動性資産との適切な換金要件
- 財務報告と情報開示に関する要件
- 安全性、セキュリティに関する要件

カ トラベルルールの導入状況

2023年6月のVASP免許の導入と併せて、義務付けられる。

暗号資産取引の際、仕向元のVASPは顧客の氏名、口座番号または識別子、仕向先の氏名、口座番号または取引固有番号を提出する必要がある。8,000香港ドル以上の取引においては上記に加え、仕向元顧客の住所、身分証明書番号又は生年月日及び出生地を追加で提出する必要がある。

7. 貸金業者

(1) 業務要件

香港において、融資を事業として営む場合は、専業、兼業に関わらず貸金業者 (Money Lender) に該当する (貸金業者条例第 2 条)。なお、貸金業者条例付属規定 1 に規定される公認金融機関及びその子会社等の金融機関や雇用主が従業員に対して善意でローンを提供している事業者等は貸金業者には含まれない。

(2) 免許等

香港において貸金業を営む場合は、免許裁判所 (Licensing Court) に免許を申請し、取得しなければならない (貸金業者条例第 7 条)

(3) 要件

貸金業者としての免許を得るためには、以下の要件を満たす必要がある (貸金業者条例第 11 条)。

- 当該事業者の役員又は経営責任者 (controller) が、その職位に適合し、適正 (fit and proper) であること
- 申請した名称が誤解を招く又は好ましくないものでないこと
- 運営施設が貸金業を営む上で適していること
- 貸金条例及び関連規則を遵守していること
- 公共の利益に反しないこと

なお、免許は 12 カ月有効である (貸金業者条例第 12 条)。

(4) 変更・取消

ア 変更

貸金業者は登録簿に記載された事項等に変更があった場合、会社登記所の貸金業者登録官に対して変更を通知する必要がある (貸金業者条例第 17 条)。

イ 取消

貸金業者登録官または警察庁長官の申請を受け、免許裁判所が以下の場合に該当したと判断した場合、免許の一時停止又は取消命令を下すことができる (貸金業者条例第 14 条)。

- 貸金業を営むのに適切な人物ではなくなった場合
- 免許で指定された施設が貸金業を営む上で適さなくなった場合
- 免許の条件について重大な違反をした若しくは貸金業の要件を満たさなくなった場合
- 公共の利益に反した場合

(5) 業務上の規制

ア 総量規制

貸金業者は、貸金業者条例（Money Lender Ordinance）に基づいて規制されているが、同条例では総量規制について特に規定されていない。

イ 上限金利に手数料が含まれる場合の内容

上限金利の水準について、年率 60%を超える金利での貸出は禁じられており（貸金業者条例第 25 条（1））、違反した場合には罰金及び禁固刑が科せられる（貸金業者条例第 25 条（4））。また借主の年齢、職業、健康状態、返済能力などのあらゆる状況に鑑みて、裁判所が法外でないと宣言した場合を除き、年率 48%を超える金利での貸出は法外とみなされる（貸金業者条例第 25 条（3））。

これらの金利には、徴税義務などの法律に従って支払われるべき金額は含まれないが、貸出への対価として支払われるべき金額などは含まれるとされており（貸金業者条例第 2 条）、借主との契約に適用する金利には事務手数料などが含まれる利率となる。

8. 主な政策金融機関

(1) 概要

香港では、過去香港上海銀行が 1874 年に中国初の公的融資をはじめとした、政府の鉄道やその他のインフラプロジェクトに多くの融資を行っていた⁵²²。ただし、現在はグローバル銀行に発展したことから政策金融機関としての特色は見られない。それ以外の金融機関では、住宅ローン債権証券化や融資保証等を行う香港按揭証券（The Hong Kong Mortgage Corporation Limited（以下「HKMC」））が、政府が直接保有する金融機関として活動している。

⁵²² HSBC History timeline
<https://www.hsbc.com/who-we-are/our-history/history-timeline>

(2) HKMC の概要

香港為替基金 (Exchange Fund) を通して香港特別行政区政府が完全に所有する金融グループである。HKMC の議長は財務長官が務め、HKMA の最高経営責任者が副議長を務める。

HKMC は傘下に HKMC モーゲージマネジメント、HKMC インシュアランス、HKMC アニュイティを有し、主に以下の事業を営んでいる⁵²³。

- 香港の不動産、その他担保に設定された住宅ローン又は貸付金ポートフォリオの購入
- 投資家に債券・債務証券を発行
- 銀行が組成した住宅ローン及びリバースモーゲージローンに関して、住宅用不動産及びその他資産に担保設定し、銀行に住宅ローン保険を提供
- 香港政府が中小企業を含む地元の非上場企業に融資する際に、銀行に金融保証を提供するためのプラットフォームを運営
- インフラローンの購入と共同融資を行い、多様なインフラ資産ポートフォリオを構築した後、そのローンを市場性のある債券・債務証券に証券化
- 香港で終身年金商品を提供

(3) 法令の概要

香港における金融部門の公的機関は銀行（資本）規則の付属規則 1 に定められている。当該付属規則において、HKMC、HKMC インシュアランス、HKMC アニュイティが公的機関として規定されている。

⁵²³ HKMC Overview

https://www.hkmc.com.hk/eng/investor_relations/hkmc_overview.html

【中国】の金融制度

【金融監督機関の概要】

中国では、国務院の傘下に設置されている銀行保険監督管理委員会（CBIRC）が銀行業及び保険業に対する規制・監督を、証券監督管理委員会（CSRC）が証券業に対する規制・監督を担っている。国務院が各業態の監督機関を統一管理していることから、複数の業態に跨り事業展開する金融機関の規制・監督が可能となっている。詳細は中Ⅰ.3参照

かつて、リーマンショック等の金融危機を契機として、銀行業、保険業及び証券業に対してそれぞれ監督管理委員会を設置し、「分業監督管理」が行われてきたが、近年は、シャドールーピングの複雑化等の潜在的な金融リスク対応のため、関連法規の改正とともに金融監督機関の統合等が進められている。詳細は中Ⅰ.1.(1)参照

【金融法制の特徴・動向】

主な法律は、公認金融機関（銀行業務を提供する事業者）に係る商業銀行法、証券会社に係る証券法、保険会社に係る保険法で構成されている。

<デジタルイゼーション等への対応>

2015年より民間資本の銀行業への参入が可能となったこともあり、アリババやテンセント等に代表される民間資本の企業が銀行サービスに進出するようになった。また、こうした動きを受けて、銀行業務のデジタルイゼーション進展を踏まえた措置として、民間資本の銀行サービス参入に係る資本要件やリスク管理等の要件を規定する法整備が講じられてきた。さらに、今日では、ICT技術等を用いた銀行サービスを提供する金融機関を対象に、人民銀行法上の規制以外に、刑事上の責任が問われる電子犯罪等規制条項並びに「安全法」や「保密法」の適用や、その他のデジタルサービスに係る法令も整備されている。詳細は中Ⅱ.1.(5)参照

また、近年取引が活発化している暗号資産等について、2013年以降取締を強化しており、国内銀行による暗号資産取引の禁止（2013年）、新規ICO発行の禁止（2017年）、マイニング及び暗号資産取引の全面禁止（2021年）が制定されるなか、マーケットでは暗号資産の基盤技術であるブロックチェーン関連企業の株価が急落した。他方で、政府主導の動きとして、2020年10月の人民銀行法の改正のようにデジタル人民元の合法化には前向きの方針もみられる。詳細は中Ⅱ.8.(4)参照

<不動産市場の混乱への対応>

昨今、不動産市況の低迷を背景に不動産開発業者の債務不履行が相次ぎ、銀行保険監督管理委員会はシステミック・リスクの状況を慎重に見極めていく状況である。こうした状況に鑑み、中国政府は不動産開発業者に対する金融管理制度の導入に向け検討を進めている。詳細は中Ⅰ.1.(2)エ参照

【日本との比較】

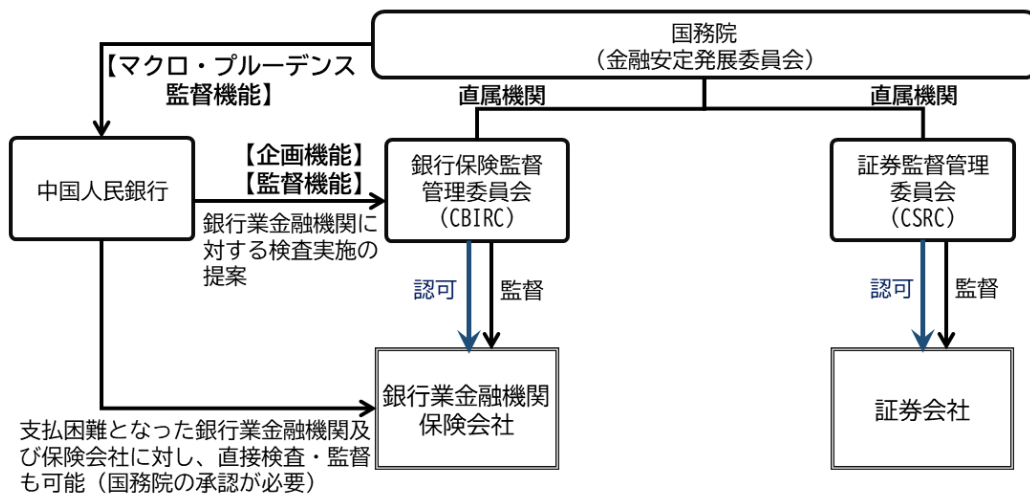
中国政府はFintech等の金融サービス等の市場進出を促進するための法整備を行う反面、暗号資産等の取引を制限する方向で臨んでいる。暗号資産等の適正な市場流通のための施策を講じながらマネー・ローダリング対策強化のため種々の規制措置を講じているのが国や欧米諸国と異なり、中国政府は暗号資産の市場取引拡大自体に慎重な姿勢を明確にしている。

I. 金融監督機関

1. 金融監督体制

(1) 概要

図表 中-1 金融監督体制図



(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書(令和元年3月)⁵²⁴並びに各種報道資料及び銀行保険監督管理委員会HP資料に基づき作成

中国における金融監督体制は、一銀行(人民銀行)三委員会(銀行業監督管理委員会(China Banking Regulatory Commission、以下「CBRC」、保険監督管理委員会(China Insurance Regulatory Commission、以下「CIRC」、証券監督管理委員会(China Securities Regulatory Commission、以下「CSRC」))で構成され、銀行業、保険業及び証券業に対してそれぞれ監督管理委員会を設置し、「分業監督管理」が行われてきた。

しかし、近年におけるシャドーバンキングの複雑化が潜在的な金融リスクとなっていることで、従前の縦割り規制の下では、銀行業監督管理委員会等の個々の規制当局が、金融業態を跨ぐ資金の流れ全体を把握・検査するのは困難であることが顕在化した。こうした背景で、中国政府は、国务院金融安定発展委員会を設置し、規制当局である一行三会(人民銀行、銀監会、保監会、証監会)間の協調を強化するとした。さらに、2018年3月からCBRCとCIRCが合併し、現在の中国

⁵²⁴ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/kaigaiseido.pdf>

銀行保険監督管理委員会 (China Banking and Insurance Regulatory Commission、以下「CBIRC」) となっている。

上記の「図表 中—1」は現在の金融監督体制である。

(2) 法令

ア 法体系

中国における金融関係の法令は、国の立法機関である全国人民代表大会とその常務委員会が制定する法律、法律に基づき中央政府である国務院が制定する行政法規及び監督機関等が制定する規則から構成されている。

イ 法律

中国における立法権は、全国人民代表大会（全人代）及びその常務委員会に帰属するが、議案の提出は国務院の権限とされている（憲法第 89 条）。

国務院において、金融分野に関する立法の企画立案は、各金融分野の監督機関である CBIRC、CSRC 及び中国人民銀行が担う。なお、これらの監督機関は、国務院の直属組織（直属事業単位）として位置づけられる。

金融サービスに関連する主な法律には、次のものがある。

- 銀行業監督管理法（2003 年制定、2014 年改正）
- 商業銀行法（1995 年制定、2015 年改正）
- 中国人民銀行法（1995 年制定、2003 年改正）
- 証券法（1998 年制定、2014 年改正）
- 証券投資ファンド法（2003 年制定、2015 年改正）
- 保険法（1995 年制定、2019 年改正）

ウ 行政法規

行政法規は、憲法と法律に基づき中央政府である国務院が制定する政令で、全国に適用される。行政法規の名称としては、「条例」「規定」「弁法」等が用いられるが、全人代の授権によって制定された行政法規は「暫定条例（暂行条例）」「暫定規則」等と称される。

金融に関連する行政法規には、次のものがある。

- 外資銀行管理条例
- 外資保険会社管理条例
- 証券取引所管理弁法

エ 部門規章（通知や規定など）

部門規章は、国務院の所属機関が法律及び行政法規に基づき制定する規定や規則等のことをいう。法律又は行政法規、決定、命令の根拠がない場合、「部門規章は公民、法人、その他の組織の権利に制約を課し、又は公民、法人、その他組織の義務を増加する規範を設けてはならず、当該部門の権力を増強し、又は当該部門の法定職責を減少させてはならない。」とされている⁵²⁵。金融規制・監督行政においては、中国人民銀行や中国銀行保険監督管理委員会（CIBRC）などが「弁法」や「通知」及び「指導意見」等の形で公表している。

こうした部門規章が市場経済に大きな影響を及ぼすケースもある。近年の中国における不動産市場の混乱の背景には、中国人民銀行と CIBRC が 2022 年 11 月 11 日に発表した「金融による不動産市場の安定的で健全な発展のサポートを徹底する通知」がある。

こうした状況に鑑み、CIBRC 等は市場の混乱に起因するシステミック・リスクを見極め、不動産開発業者に対する金融管理制度の導入を検討しているといわれている。

上記通知の内容は以下のとおりである。

- ・ 国有企業、民間企業を問わず、健全なコーポレート・ガバナンスを備えている優良な不動産開発業者に対する融資支援の奨励
- ・ 個人向けの住宅ローンについて、差別化した住宅貸付政策に基づき、各地の状況に応じて頭金比率と住宅ローン金利の下限を設定
- ・ 通知日から起算して 6 カ月以内に返済期限を迎える不動産開発業者の銀行融資や信託借入につき、期限を 1 年間延長することを容認
- ・ 優良な不動産開発業者や短期的な資金不足に陥った不動産開発業者の起債に対する信用増強を支援
- ・ 国家開発銀行などの政策銀行による住宅引渡を保証するための特別融資の提供や、金融機関の関連融資による支援の奨励
- ・ 優良な不動産開発業者が不芳状態にある不動産開発企業を合併買収するプロジェクトを重点的に支援。資産管理会社が不良債権処理やリスク管理等の分野で経験と能力を発揮することの奨励
- ・ 新型コロナウイルスの影響で住宅ローン利用者が失業状態になった場合や、不動産購入契約が変更または取消された場合、金融機関が住宅購入者と住宅ローン返済の延長などについて交渉することの奨励

⁵²⁵ 「中国立法法の改正について（4・完）」 JICA 長期派遣専門家 弁護士 白出博之
<https://www.moj.go.jp/content/001278971.pdf>

CBIRC など 3 部門は 11 月 14 日、不動産開発業者の流動性リスクを緩和するための措置を発表し、商業銀行による保証を前提条件として、特別口座で管理している不動産開発業者が住宅の事前販売で取得した頭金などの資金の一部を活用することを認めた。こうした一連の支援策が今後の不動産市場の活性化につながるかが注目されている。

(3) 規則制定等

規則（部門規章）は、法律と国務院の行政法規・決定・命令に基づき、各監督機関がその権限の範囲において制定するもので、全国に適用される。各監督機関の規則制定権については、以下のように規定されている。

ア 国務院金融安定発展委員会

国務院金融安定発展委員会は、中国人民銀行が制定した金融政策の決定機関である。「中国人民銀行法」第 2 条では、「中国人民銀行が年度の貨幣供給量、利率、為替レート及び国務院が規定するその他の重要事項について下した決定は、国務院に報告し承認を得た後、執行する」と規定している。役割は以下のとおりである。

- 共産党中央員会と国務院が決定した金融分野に関する政策の遂行
- 金融改革・発展及び監督管理の統一的な調整
- 金融政策と金融監督管理の関連事項の協調
- 金融政策及びそれに関連する財政政策・産業政策等の調整

イ 中国人民銀行

中国人民銀行は、独立した立場で中央銀行として金融政策を執行する機関である。「中国人民銀行法」の第 7 条では、「中国人民銀行は国務院の指導の下、法に基づき独立して貨幣政策を執行し、職責を履行し、業務を展開し、地方政府・各級政府部門・社会团体及び個人の干渉を受けない」と規定している。主な役割は以下のとおりである。

- 銀行業、保険業に関する重要規則・監督管理方針の起草
- 金融持株会社に対する監督、総合的な金融統計整備

ウ 中国銀行保険監督管理委員会

中国銀行保険監督管理委員会（以下「CBIRC」）は法に基づき、行政法規の制定、並びに銀行業金融機関及びその業務活動の監督管理についての規定（規章）や規則（規則）を発布する（銀行業監督管理法第 15 条、保険法第 134 条）。

エ 中国証券監督管理委員会

法に従い証券市場監督管理に関連する規定、規則を制定し、かつ法に従い審査認可又は審査確認の権限を行使すること（証券法第 179 条(1)）。

2. 金融監督機関の権限

(1) 銀行監督機関の権限

ア 監督機関

CBIRC が、全国の銀行業金融機関及びその業務活動を監督管理する責任を負うと規定されている（銀行業監督管理法第 2 条）。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

CBIRC は、その職責を履行するため、規則に従い、銀行に対し財務諸表ほか財務会計・統計データや経営管理資料並びに登録会計士の用意した監査報告書の提出を徴求する権限を有する（銀行業監督管理法第 33 条）。

(イ) 立入検査

CBIRC は、銀行業金融機関の健全性監督上の必要に基づき、以下の措置により立入検査（以下「実地検査」）を行うことができる（銀行業監督管理法第 34 条）。

- 銀行に立入って検査を行うこと
- 銀行の従業員に質問し、検査事項に関連して説明を求めること
- 銀行及び検査事項に関連する文書・資料を査閲・複製し、移転・隠匿あるいは毀損される可能性のある文書・資料を保存すること
- 銀行がコンピュータを用いて管理する業務データシステムを検査すること

実地検査の実施に当たっては、CBIRC は責任者の裁可を経なければならない。実地検査の際には、検査員は 2 名以上である必要があり、合法証明書と検査通知書を示さなければならない。検査員が 2 名より少ないとき、又は合法証明書と検査通知書を提示しない場合には、銀行は検査を拒否することができる（同法第 34 条）。

ウ 処分規定

銀行が健全性に関する経営規則に違反している場合、CBIRC 又はその省の下部組織は、期限を設けて業務改善を命令しなければならない。

期限を過ぎても改善されない場合、以下の措置を講じることができる（銀行業監督管理法第 37 条）。

- 営業の一部停止命令、新業務開始の認可停止
- 株主への配当及びその他収入の制限
- 資産移転の制限
- 支配株主に持分譲渡を命じること、又は株主権限の制限
- 取締役・上級管理職の交代、又は権利の制限
- 支店開設認可の停止

銀行に信用危機が発生した、又はそのおそれがあり、預金者や他の顧客の利益に重大な影響を与える場合には、CBIRC は法に基づき、当該銀行の接收管理を実行、又は組織改革を命じることができる（銀行業監督管理法第 38 条）。

さらに、銀行が違法な経営状況にあると認められ、経営管理が悪化している状況で、金融秩序に重大な危害を及ぼし公共の利益を損なう可能性があるとして認められる場合には、CBIRC は認可を取消すことができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

(2) 証券監督機関の権限

証券法では、全国の証券市場は国务院の証券監督管理機関によって集中的な監督を受けることとされる。また、証券発行及び取引業務は、国家による集中統一的な監督管理制度を前提とし、その前提の下で法に則り、証券業協会による自主規制が実施されることを定めている（証券法第 7 条、第 8 条）。

さらに、「国务院の証券監督管理機関が、証券市場の監督管理を実行し、証券市場の秩序を維持し、法に則った運用を保障する」と規定されている（証券法第 178 条）。

ア 監督機関

証券会社に対する監督権限は CSRC が有する。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

証券会社は、規定に従い CSRC に業務、財務などの経営管理情報及び資料を提出しなければならないとされている。CSRC は、証券会社及びその株主、実質支配者に対し、指定の期間内に関連情報、資料を提供するよう要求する権限を有する（証券法第 148 条）。

なお、CSRC は、必要と認める場合、証券会社の財務状況、内部統制状況、資産価値に対する監査又は評価を会計士事務所、資産評価機構に委託することができる（証券法第 149 条）。

（イ）立入検査

CSRC は、証券会社に対し、立入検査（実地検査）を行う権限を有する（証券法 180 条）。

ウ 処分規定

証券会社の純資本、又はその他のリスクコントロール指標が規定に合致しない場合、CSRC は期限を定めて是正を命じなければならない（証券法第 150 条）。

期限を過ぎては是正されない、又はその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の権益を損なう場合、CSRC は必要に応じて、次の措置を講じることができる（同法第 150 条）。

- 業務活動を制限し、一部業務の一時停止を命じ、新業務の認可を停止
- 営業目的の支店等の増設、買収の認可を停止
- 利益配当を制限し、取締役、監査役、高級管理職に対する報酬の支払及び福利の提供を制限
- 財産の譲渡又は財産上のその他の権利の設定の制限
- 取締役、監査役、高級管理職の交代を命じ、又は関連する株主の株主権利の行使の制限
- 関連業務の許可取消
- 営業停止命令 等

証券会社が違法な業務を行う、又は重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なう場合、CSRC は当該証券会社に対して営業停止・整理を命じること、及びその他の機構を指定して委託管理、接管管理し、又は営業許可を取消す等の監督管理措置を講じることができる（証券法第 153 条）。

なお、証券会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づき委託管理、接管管理、清算期間中であること、又は重大なリスクが生じた場合には、CSRC の承認を得て、当該証券会社の直接責任を負う董事⁵²⁶、監事、高級管理職⁵²⁷及びその他の直接責任者に対し、出国管理機関への通知によりその出国を禁じたり、司法機関への申

⁵²⁶ 株主など所有者の委託を受けて、企業や法人といった組織の経営・監督を行う者

⁵²⁷ 高級管理者：会社の政策決定、経営、管理に責任を負う職員であることを指し、董事長、副董事長、監事、総経理、副総経理、財務責任者、コンプライアンス責任者及びこれらの職務を全うする職員を含む（証券法第 2 条）。

請により財産の移転・譲渡・処分等を禁止したりすることができる（証券法第 154 条）。

CSRC には、証券法に基づき証券規制違反行為に関する調査、差止及び制裁の権限がある。

また、CSRC は、以下の調査を実施することができる（証券法第 180 条）。

- 証券の発行者、上場会社、証券会社、証券投資基金管理会社、証券サービス機構、証券取引所、証券登録決済機構に対して実地検査を行うこと
- 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施、証拠を収集すること
- 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求めること
- 事件に関係する資産登記と通信記録などの資料を調べ、又は複製すること
- 事件関係者の証券取引記録、登記移転記録、財務会計記録などの資料を調査、又は複製すること。証拠隠滅のおそれのある場合に証拠を保全すること
- 事件関係者の資金口座、証券口座、銀行口座を調査すること
- 違法な資金や証券などの資産逃避、又は隠蔽事実があり、あるいはこのような事実が発生するおそれがある、又は重要な証拠の隠滅のおそれがある場合には、CSRC の責任者の承認を得てこれらを凍結・押収すること
- 相場操縦、インサイダー取引など重大な証券法違反事件を調査する際、CSRC の責任者の承認を得て、15 日以内に事件当事者の証券取引を制限すること

法令違反に対する制裁措置については、証券法第 11 章の「法律責任」に定められている。CSRC は、違法な証券発行、虚偽告知、インサイダー取引、相場操作、顧客に対する詐欺行為、不正な会社売買及びその他の証券違法行為に対し、警告、罰金、違法所得の没収、証券業務資格の停止等の行政処分を科することができる（証券法第 188 条～229 条）。

証券法への違反行為が犯罪を構成する場合には、刑事責任が問われる（証券法第 231 条）。CSRC は、違法行為が刑法に抵触する場合、当該案件を司法機関に移管することとされる（同法第 186 条）。

また、民事賠償と課徴金が同時に存在し、余剰財産が両方を満足させることができない場合は、民事賠償が優先される（同法第 232 条）。その上で、納付された課徴金及び没収された違法所得は、全て国庫に納められる（同法第 234 条）。

なお、証券会社が CSRC による処罰決定に不服があるときは、法に則り行政不服審査を申立てること、又は直接人民法院に訴訟を提起することができる（同法第 235 条）。

(3) 保険監督機関の権限

ア 監督機関

保険法は、CBIRC が保険業に対する規制・監督を担うことを規定している。（保険法第 133 条）。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

保険会社は、CBIRC の規定に基づき、関連報告書、財務諸表、書類及び資料を提出しなければならない。

また、保険会社の支払能力報告、財務会計報告、精算報告、コンプライアンス報告及びその他関連報告、財務諸表、書類及び資料は、正確に本件業務事項を記載しなければならない、虚偽の記載や誤解を招くような内容及び重大な遺漏が存在してはならないとされている（保険法第 86 条）。

(イ) 検査

保険会社の検査に関連して、CBIRC は以下の措置を講じることができる（保険法第 154 条）。

- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所に対する実地検査の実施
- 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施又は証拠の収集
- 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求める措置
- 事件に関係する資産登記などの資料を調べ、又は複製すること
- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所及び事件関係者の財務会計記録などの資料を調べ、又は複製する措置。移転、隠滅、破壊のおそれのある場合はそれを封じ保管させる措置
- 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所及び違法経営のおそれがある関係者の銀行口座を調査する措置
- 違法資金など案件関連資産が移転、又は隠蔽された、あるいはこうした事実が発生するおそれを立証できる場合、又は重要な証拠を隠滅、捏造、破壊するおそれがある場合には、CBIRC の責任者の承認を得て、人民法院にこれらの凍結・押収を申請する措置

ウ 処分規定

法令違反に対する制裁措置については、保険法第7章の「法律責任」に定められている。CBIRCは、違反行為に対し、是正命令、罰金、違法所得の没収、新規業務の停止、業務許可証の停止などの行政処分を科することができる（保険法第158条～173条）。

また、保険法への違反行為が犯罪を構成する場合には、法令に基づき刑事責任を問われる（同法第179条）。

エ 変更・取消

保険会社が法令に違反した場合、CBIRCは認可取消を含む措置を講じることができる。認可取消の対象になりうる違反行為は保険法第7章の「法律責任」において規定されており、主に以下のものがある。

- 保険法の定める業務範囲規制に違反した場合
- 保証金の供託を行わない場合、また規定に反して保証金を流用した場合
- 規定によらずに責任準備金を取崩した場合
- 規定によらずに保険保障基金を取崩した場合
- 規定によらずに出再保険業務を行った場合
- 規定に違反して保険会社の資金を運用した場合
- 認可を得ずに支店や代表事務所を開設した場合
- 認可を得ずに会社分割・合併を行った場合
- 虚偽の報告・報告表・文書・資料を提出した場合
- 法による検査・監督を拒否、あるいは妨害した場合
- 認可され、又は届出した保険約款及び保険料率を規定どおりに使用しなかった場合

(4) 証券投資ファンド管理会社の監督機関の権限

ア 監督機関

証券投資ファンド管理会社の監督管理は、CSRCが担う（証券投資ファンド法第112条）。

イ 監督手法

証券投資ファンド管理会社の株主及び実質的な支配者は、公募式投資ファンドの管理者として、CSRCの規定に基づき、遅滞なく重大事項に関する報告義務を履行しなければならない（証券投資ファンド法第23条）。

(ア)調査・報告徴求

CSRC は、公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社に立入調査を実施し、関連する業務資料の報告・提出を命じることができる（証券投資ファンド法第 113 条）。

ウ 処分規定

(ア) 是正命令

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が法令に違反している場合又はその内部管理制度や監査管理及びリスクコントロール管理制度が規定に合致しない場合には、CSRC は期限を定めて是正を命じなければならないとされている。

期限を過ぎても是正されない、又はその行為が当該ファンド管理者の安定的運営を著しく脅かし、ファンドの持分所有者の利益を損なう場合、CSRC は必要に応じて、次の措置を講じることができる（同法第 25 条）。

- 業務活動を制限し、一部又は全部の業務の一時的停止を命じること
- 利益配当を制限し、董事、監事、高級管理職に対する報酬の支払及び福利の提供を制限すること
- 財産の譲渡、又は財産上のその他の権利の設定を制限すること
- 董事、監事、高級管理職の交代を命じ、又はその権利を制限すること
- 関連株主の持分譲渡を命じ、又は関連株主権利の行使を制限すること

(イ) 営業停止命令

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が違法経営を行う、又は重大なリスクを生じさせ証券市場の秩序を著しく脅かし、ファンド持分所有者の利益を損なう場合には、CSRC は当該ファンド管理者に対して以下の措置を講じることができる（証券投資ファンド法第 26 条）。

- 証券投資ファンド管理会社の営業停止・整理を命じること
- その他の機構を指定して委託管理、あるいは接管管理させること
- 証券投資ファンド管理会社の基金管理資格を取消すこと

なお、証券投資ファンド管理会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づく委託管理、接管管理、清算期間中に重大なリスクが生じた場合は、CSRC の承認を得て、証券投資ファンド管理会社の直接責任を負う董事、監事、高級管理職、その他の責任者に対して、出国管理機関への通知による出国阻止や、司法機関への申請により財産移転・譲渡・処分等を禁止することができる（同法第 27 条）。

(5) 証券・先物投資コンサルティング機関に対する監督機能及び権限

ア 監督機関

証券・先物投資コンサルティング機関に対する監督機能は CSRC が担う。

イ 監督手法

(ア) 報告徴求

「証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法」は、証券・先物投資コンサルティングを「投資家に対し、投資分析、予測、建議（アドバイス）を提供すること」と定義している⁵²⁸。証券・先物投資コンサルティング機関は、年に1回、CSRC の地方機構に対して年度業務報告、登録会計士による監査済財務会計諸表を提出し、年次検査を受ける必要がある。CSRC の地方機構は報告書類の検査を行った上で審査意見を表明し、承認の上、CSRC の本部に報告する（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 11 条）。

(イ) 検査

CSRC の本部及び地方機構は、証券・先物コンサルティング機関及びコンサルタントの業務活動に対し、検査を実施する。検査を受ける機関及びコンサルタントは、これに協力しなければならず、妨害してはならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 27 条）。

ウ 処分規定

法令違反に対する制裁措置は、証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 5 章の「罰則」に規定されている。違反の種類により多少の違いはあるものの、違反行為に対して警告、違法所得の没収又は罰金（併科も可能）といった制裁措置を科すのは CSRC の地方支部である。

重大な案件は、地方支部は本部に報告を行い、本部が業務資格の一時停止や取消といった処分を行う。また、同弁法への違反が犯罪を構成する場合には、事業者は刑事責任を問われる（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 32 条～第 36 条）。

⁵²⁸ 「中国における投資一任サービスの現状と発展の可能性」 宋 良也 野村資本市場研究所

(6) 規制・監督当局間の関係

ア 金融監督機関間の関係⁵²⁹

中国では業態別監督が実施されている一方、法令では、規制・監督機関（CBRC、CSRC、CIRC 及び中国人民銀行）間で情報の交換・共有を行うための制度を設けることが規定されている（銀行業監督管理法第 6 条、証券法第 185 条、保険法第 157 条、中国人民銀行法第 35 条）。

2004 年、CBRC、CSRC、CIRC は、「三大金融監督管理委員会の金融監督管理の役割及び協力に関する覚書」を締結し、協力して、重大な監督管理事項、複数業界関連、複数国・地域関連の監督管理における複雑な問題の共同検討を行い、定期情報交流制度を設定するとしている（同覚書第 12 条）。

また、3 機関の主席による合同会議（监管联席会议）を設け、四半期ごとに定例会合を実施して、金融監督上の重要事項についての協議や実施した政策の市場に対する影響の評価等を行うこととされている。また、迅速な対応について協議する必要のある緊急時には、随時、同会議を召集することができる（同覚書第 15 条）。

2018 年、CBRC と CIRC と合併することで、合同会議は、CBIRC と CSRC の 2 つの機関で開催されている。

イ 中国人民銀行の役割⁵³⁰

2003 年以前は金融機関の監督は中央銀行である中国人民銀行の所管であったものの、同年に銀行業金融機関に対する監督権限が CBIRC に移管された後、中国人民銀行の所管は金融政策の制定と実施、金融安定の維持、金融サービスの提供となっている。同年に改正された中国人民銀行法において、「中国人民銀行は中華人民共和国の中央銀行であり、国務院の指導の下に金融政策を制定・実施し、金融安定を維持し、金融リスクを防止・緩和し、金融の安定を維持する」と規定している（中国人民銀行法第 2 条）。

2003 年以降、金融機関の規制・監督に係る中国人民銀行の職務は、設立認可、業務認可、高級管理職の任職資格審査などの直接的な監督から、金融機関の全体的なリスクや金融持株会社及び金融商品のリスクに対する継続的なモニタリングやリスク評価を通じて、システムック・リスクの防止及び緩和を図るという方向に転じている。

⁵²⁹ 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。

《中国人民銀行法》释义 第 35 条

⁵³⁰ 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。

中国人民銀行历史沿革

<http://www.pbc.gov.cn/rmyh/105226/105433/index.html>

中国人民銀行は、金融政策の実施や金融安定のために必要である場合には、CBIRC に対し、銀行業金融機関の検査を実施するよう提案を行うことができる（中国人民銀行法第 33 条）。

なお、銀行業金融機関が支払困難に陥り、金融システムに対するリスクが生じる可能性がある場合には、中国人民銀行が国务院の承認を得て、銀行業金融機関に対する検査監督を実施することができる（中国人民銀行法第 34 条）。

2018 年、CBRC と CIRC の統合に伴い、両者が持っていた重要法規と健全性に関する政策の立案機能が中国人民銀行に移された。

3. 金融監督機関の概要

(1) 概要

中国政府は、国务院金融安定発展委員会を設置し、その直属組織として CBIRC と CSRC が規制・監督に係る業務を担っている。両組織は北京に本部を設置しているほか、各自治区、直轄市に出先機関として地方支部を設置している。

(2) 中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）

銀行業と保険業の監督は、国务院直属の事業単位⁵³¹である中国銀行保険監督管理委員会（China Banking and Insurance Regulatory Commission、CBIRC）が行う。同委員会は、2018 年 3 月から CBRC と CIRC が合併し、中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）となっている。

ア 根拠法令

銀行業監督管理法において、CBIRC が、全国の銀行業金融機関及びその業務活動を監督管理する責任を負う」と規定されている（銀行業監督管理法第 2 条）。

保険法は、CBIRC が保険法及び国务院の規定する職責に従って、順法、公開、公正の原則の下、保険業に対する監督管理を実施し、保険市場の秩序を維持するとともに、保険契約者、被保険者及び受益者の合法的な利益を保護すると規定している（保険法第 133 条）。

⁵³¹ 事業単位は中国の行政組織の一種で、「国家が社会公益の目的のため、国家機関によって、あるいはその他の機関が国有資産を利用して、教育、科学技術、文化、衛生などの活動を行う社会サービス組織」と定義されている（事業単位登記管理暫行条例）。

イ 目的

銀行業の監督管理は、銀行業の合法かつ健全な業務運営を促進し、市中の銀行業に対する信頼を維持することを目的とする。また、銀行業における公平な競争を保護し、その競争力を高めなければならない（銀行業監督管理法第3条）。

保険業の監督管理は、CBIRC が保険市場の秩序を維持し、保険契約者、被保険者及び受益者の利益を保護するために保険業の監督を実施する（保険法第133条）。

ウ 業務内容

CBIRC の銀行業に対する主な事務は、以下のとおりである。

- 銀行の監督管理に関する規約（規章）・規則の制定（銀行業監督管理法第15条）
- 銀行及びその支店の開設・変更・閉鎖・業務範囲の認可（銀行業監督管理法第16条）
- 銀行の高級管理職に対する任用資格の審査認定（銀行業監督管理法第20条）
- 銀行の業務活動及びそのリスク状況についてのオフサイト・モニタリング（非現場検査）（銀行業監督管理法第23条）
- 銀行に対する実地検査実施（銀行業監督管理法第24条）
- 関係部門と協調し、預金受入金融機関の緊急時のリスク対策について提言（銀行業監督管理法第27条、第28条）
- 銀行に関するデータ・統計の編纂、公表（銀行業監督管理法第30条）

CBIRC の保険業に対する主な事務は、以下のとおりである。

- 保険業発展の方針・政策を策定し、業界発展の戦略・計画を制定し、保険業監督関連の法律・法規を起案し、業界内規則を制定すること
- 保険会社及びその支店、保険グループ会社、保険持株会社の設立の審査、認可
 - ・ 関連部門と一緒に保険資産管理会社⁵³²の設立の審査・認可、外国保険会社の代表事務所設立の審査・認可、保険代理会社、保険仲介会社、保険評価会社などの保険仲介機関の設立の審査・認可
 - ・ 国内保険会社及び非保険会社の海外における保険会社設立の審査・認可
 - ・ 保険会社の合併、分割、変更、解散の審査認可及び引受管理の指定、引受先の指定。保険会社の破産・清算手続への参加

⁵³² 保険会社が設立する、資産運用を目的とする会社のこと（保険法第107条）。保険会社本体よりも幅広い投資運用手段が認められている。

- 保険会社における高級管理職の職務従事資格の審査、認定。保険業従事者の業務資格に関する基準の制定
- 社会公共の利益に係る保険種類、法に基づき保険強制を実施する保険種類及び新規開発の生命保険種類などの保険約款、保険料率に関する審査・認可。その他保険種類の保険約款及び保険料率について届出管理を実施すること
- 法に基づき保険会社の支払能力及び市場行為について監督すること
 - ・ 保険保障基金⁵³³の管理、マージン比率の監督
 - ・ 法律及び国家の保険資金に関する運用政策に基づき、関連規定制度を制定し、保険会社の資金運用を監督すること
- 政策性保険及び強制保険の業務を監督すること
- キャプティブ保険、保険相互会社などの組織形態及び業務活動を監督すること、保険業界協会、保険学会などの業界団体を統括すること。
- 法に基づき保険会社及び保険業従事者の不当競争などの違法、規則違反行為及び非保険会社による保険業務の従事及び従事相当行為に対して調査、処罰すること
- 法に基づき国内の保険会社及び非保険会社による国外における保険会社の設立を監督すること。
- 保険業界における情報化基準の制定
 - ・ 保険リスク評価、リスク管理のためのアラーム及びモニターシステムを構築し、市場運行状況を追跡分析、監督、予測し、全国保険業のデータ、諸表を統括編成し、国家関連規定に基づき発表すること
- 国務院が指定するその他事項を引き受けること

⁵³³ 保険会社の清算や破産の際に、保険契約者、被保険者、又は保険受益者を救済するための基金。保険会社は保険保障基金に対し、所定の拠出金を拠出しなければならない（保険法第 100 条）。

エ 組織

CBIRC は、国務院直属の事業単位であり⁵³⁴、本部及び地方機構によって構成されている。

本部の部局は以下のとおりである。

- 総務部
- 政策研究局
- 法規部
- 情報統計部
- 財務会計部（償還能力部）
- 金融包摂部
- 会社法令順守部
- 銀行検査局
- 非銀行検査局
- リスク処置局（安全保衛局）
- 創新部（新種業務に関する許認可を担当）
- 銀行業消費者権益保護局
- 政策銀行監督部
- 大型商業銀行監督部
- 株式制商業銀行監督部
- 都市銀行監督部
- 農村銀行監督部
- 国際部（台湾、香港、マカオ部）
- 財産保険部（再保険）
- 生命保険部
- 保険仲介部
- 資金部
- 信託機関監督部
- ノンバンク金融機関監督管理部
- 人事部
- 財務会計部
- 内部審査部
- 共産党委員会

など

⁵³⁴ 国務院ウェブサイト「国務院の組織機構」に基づいて

オ 職員数

職員数は本部と地方支部合計 925 名である（国務院 「中国銀行保険監督管理委員会職能配置、内設機構及び職員配置に関する規定」）

図表 中-2 CBIRC の中央機関と地方支部
(2021 年度)

	職員数 (人)	予算額 (万元)
本部 (所在地: 北京)	925	733, 517. 75
地方機構		
省級保険銀行監督管理局 (36 ヶ所)		NA
地方分局 (306 ヶ所)	NA	NA
県級監督室 (1, 730 ヶ所)	NA	NA

(出所) 本部職員数: 国務院 「中国銀行保険監督管理委員会職能配置、内設機構及び職員配置に関する規定」⁵³⁵

予算額: CBIRC 2022 年度政府情報公開工作年報⁵³⁶

カ 予算規模・予算源

CBIRC の収入及び支出は、中央政府の予算に含まれている。2021 年の予算規模は、733, 517. 75 万元であった。

(3) 中国証券監督管理委員会 (CSRC)

証券業の監督は、国務院直属の事業単位である中国証券監督管理委員会 (CSRC、China Securities Regulatory Commission) が行っている。同委員会は、1992 年 10 月に設置された。

ア 根拠法令

証券法では、全国の証券市場は国務院の証券監督管理機関により集中的な監督を受けること、証券発行及び取引業務は、国家による集中統一的な監督管理制度を前提とし、その前提の下で法に則り、証券業協会による自主規制が実施されることを規定している（証券法第 7 条、第 8 条）。

⁵³⁵ <http://www.gov.cn/>

⁵³⁶ 中国银保监会机关 2022 年政府信息公开工作年度报告

さらに、「国务院の証券監督管理機関が、証券市場の監督管理を実行し、証券市場の秩序を維持し、法に則った運用を保障する」と規定されている（証券法第 178 条）。

イ 目的

証券法の制定目的は、「証券発行及び取引行為の規律、投資家の合法的利益の保護、社会経済秩序と社会の公共利益の維持、及び社会主義市場経済の発展」とされており（証券法第 1 条）、CSRC はこの目的のために証券業務の監督管理を行う。

ウ 業務内容

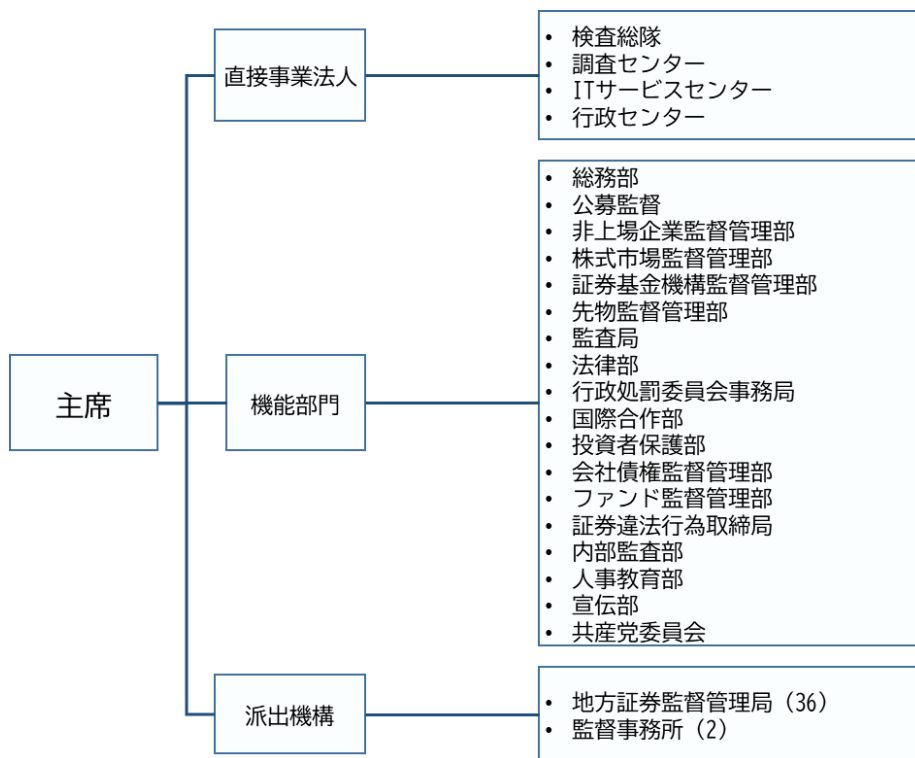
CSRC の事務は以下のとおりである（証券法第 179 条）

- 証券市場の監督管理に関する規約・規則を制定し、審査・批准・認可の権限を行使すること
- 証券の発行・上場・取引・登記・保管・決済を監督管理すること
- 証券発行人・上場会社・証券取引所・証券会社・証券登記決済機構・証券投資基金管理会社・証券サービス提供機構の証券業務活動に対し監督管理を行うこと
- 証券業の就業資格・就業規則を制定し、かつその施行を監督すること
- 証券の発行・上場・取引における情報公開を監督検査すること
- 証券業協会の活動を指導・監督すること
- 証券市場の監督管理に関する法律・行政法規に反する行為に対し、調査・処分を行うこと
- 法律・行政法規が定めるその他の職責

エ 組織

CSRC は、国务院直属の事業単位であり⁵³⁷、本部及び地方機構によって構成されている。

図表 中-3 CSRC の中央機関と地方支部



(出所) CSRC 年報 (2021 年度) より作成

⁵³⁷ 国务院ウェブサイト「国务院の組織機構」による。
http://www.gov.cn/guowuyuan/gwy_zzjg.htm

オ 職員数

CSRC の職員数は 2021 年末時点で、3,376 人である。

図表 中-4 CSRC の職員数
(2021 年末)

(単位：人)

		職員数
全職員		3,376 本部 787 派出機構 2,589
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) CSRC 年報 (2021 年度)

カ 予算規模・予算源

CSRC の収入及び支出は、中央政府の予算に含まれている。

市場参加者から徴求される賦課金は、国庫に直接納入されるため、CSRC の収入とはならない。CSRC の支出は、中央政府予算の配分によって賄われる⁵³⁸。

図表 中-5 CSRC の予算規模・予算源
(2021 年度、実績)

(単位：万元)

		金額
収入		135,699.20
	中央政府予算からの配分	116,691.82
	前年度繰越	19,007.38
支出		135,699.20

(出所) 中国 CSRC 部門決算 (2021 年度)

⁵³⁸ 本項の記述は、以下の資料に基づく。
CSRC 部門予算 (2021 年度) <http://www.csrc.gov.cn/csrc/c105942/c4667577/content.shtml>

(4) 新たな金融規制・監督機関の設置（予定）

2023年、中国全国人民代表大会（全人代）に提出された計画書によると、新たな金融規制機関である国家金融監督管理総局を設立するとともに、中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は廃止し、国家金融監督管理総局に業務を移管する旨を盛り込んだ。また、中国人民銀行（中央銀行）と中国証券監督管理委員会（CSRC）の一部の業務も移管される予定である⁵³⁹。

報道⁵⁴⁰によると、新たな機関の設置により、中国共産党による金融政策の決定を集中的に施行できるような体制を整えるものとされている。また、CSRCが国家発展改革委員会から社債発行の監督を引き継ぐほか、中国人民銀行の支店数の削減が行われる方針とされている。

⁵³⁹ <https://jp.reuters.com/article/china-parliament-finance-regulation-idJPKBN2V90VJ>

⁵⁴⁰ <https://www.retailbankerinternational.com/news/china-financial-services-regulatory-reforms/>

II. 金融機関の種類と主な規制

1. 預金取扱金融機関

「銀行業監督管理法」及び「人民銀行法」において管理監督の対象となる金融機関とは、①市中から預金を集める金融機関と、②営利を目的とせず、国家の政策を実施するために設立された金融機関の2種類である。預金取扱金融機関としては、①商業銀行、②都市信用組合、③農村信用組合、④農村合作銀行、⑤農村商業銀行、⑥村鎮銀行、⑦農村資金互助社等がある。

(1) 業務範囲

ア 商業銀行

商業銀行は要求払い預金を受入れることのできる金融機関である。商業銀行法の規定では、商業銀行は以下の業務を取扱うことができるとされている（商業銀行法第3条）。

- 市中の預金の受入
- 貸出の実施
- 国内外の決済業務
- 手形の引受・割引
- 金融債の発行
- 政府債券の代理発行、代理償還及び引受
- 政府債券・金融債の売買
- インターバンク資金取引への参加
- 外貨の売買、代理売買
- 銀行カード業務
- 信用状況に関わる業務、保証の提供
- 資金の受取・支払の代行及び保険代理業務
- 貸金庫・保管庫
- 認可されたその他の業務

中国では業態別経営の原則があるために、商業銀行の業務は銀行業務に限定されており、信託業務、株式取引、不動産投資、ノンバンク金融機関及び企業への投資業務はできない（商業銀行法第43条）。

商業銀行は出資者及び営業地域によって、次のように分類される。

イ 大型商業銀行

元来は国家の 100%出資により設立された「国有商業銀行」という分類であったが、株式会社への転換や株式上場が進み「国有」という文言が適さなくなったため、「大型商業銀行」という分類名に変更された。

大型商業銀行に分類されているのは、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の 5 行である。

ウ 郵便銀行

郵便銀行は中国の郵政行政の管理体制から設立された商業銀行である。過去の国家郵政局、中国郵政集団が経営した郵政金融業務から形成された資産と債券を継承し、商業銀行となっている。中国郵政集団公司の全額出資により、2007 年 3 月 20 日に設立された。主として、個人向けの貯蓄預金、送金サービスを提供している。従来、貸出業務はできないとされていたが、商業銀行化に伴い、預金担保小口貸出の取扱いが全国的に開始された。

エ 株式制商業銀行

1980 年代後半からの金融体制の改革によって設立された民間の商業銀行で、全国で営業を行うものを指す。

オ 都市商業銀行

営業地域が特定地域に限定された商業銀行である。

カ 都市信用組合

都市住民・個人事業主及び中小企業などが出資し、主として出資者のためにサービスを提供する金融機関である。

キ 農村信用組合

農民、農村部の農協、郷鎮企業（農村地域の中小企業）などが出資し、主として出資者のためにサービスを提供する金融機関である。個人の貯蓄預金受入、農民・個人事業主・農村協同組合組織の預金・貸出の取扱、銀行の委託業務の代理等を主な業務としている。

ク 農村合作銀行

最低資本金 2,000 万元以上、かつ自己資本比率 4%以上の農村信用組合が転換したもので、協同組合と株式会社の性格を併せ持った金融機関である。農村合作銀行には、商業銀行に準じた業務の実施が認められている⁵⁴¹。

ケ 農村商業銀行

地域の農民、農村中小企業、企業法人などが出資し、設立した地方株式金融機関である。また、農村信用組合（後述）が、商業銀行に転換したものもある。

コ 村鎮銀行

預金、貸出、決済、手形引受・割引、銀行カード、保険代理等の業務を行うことができる。出資者あるいは発起人の 1 人が国内外の銀行業金融機関であり、最大出資者の銀行の出資比率が 20%以上である必要がある。

サ 農村資金互助社

郷（鎮）、行政村の農民、小規模企業の出資によって設立され、出資者に対し預金、貸出、決済業務を行う。

<その他の預金取扱金融機関>

上記のほか、信用状況に関わる業務、保証の提供等をする金融機関として以下のものがある。

シ ノンバンク

信託公司、企業集団財務公司、ファイナンス・リース会社、マネーブローカー会社、自動車金融会社、消費者金融会社がノンバンクに分類されている。

ス 金融資産管理会社（Asset Management Companies : AMC）

国有商業銀行の不良債権処理を目的とする、政府（財政部）出資の金融機関である。1999～2000 年にかけて、華融（資産売却元は中国工商銀行）、東方（中国銀行）、信達（建設銀行、興業銀行）、長城（農業銀行）の 4 社が設立された。

金融資産管理会社は、金融債の発行や人民銀行からの借入によって調達した資金に基づき、国有商業銀行からの不良債権の買取・管理、債権回収、企業再生業務を行っている。

⁵⁴¹ 本項の記述は、以下の資料に基づいている。

王 雷軒「最近の中国における農村金融の現状と特徴」『農林金融』2013 年 2 月号
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1302re4.pdf>

セ 金融リース会社

中国銀行保険監督管理委員会の批准を得て、融資・リース事業をメインとする金融機関である。

ソ 自動車ローン会社

中国銀行保険監督管理委員会の批准を得て、中国国内において自動車の購入者及び販売者に金融サービスを提供する金融機関である。

タ ローン専門会社

所定の基準を満たす商業銀行又は農村組合銀行の 100%子会社として設立され、貸出、手形割引、資産譲渡、貸出に係る決済業務を行う。預金の受入はできない。

チ 外資銀行

外資銀行には、外国金融機関の単独出資又は外国金融機関同士の共同出資による外商独資銀行、外国金融機関と中国企業との共同出資による中外合弁銀行、外国銀行の中国国内支店及び外国銀行の代表事務所が含まれる（外資銀行管理条例第 2 条）。

外商独資銀行及び中外合弁銀行は、商業銀行業務（中国Ⅱ. 1. (1) 参照）のうち、政府債券の代理発行、代理償還及び引受を除く業務を行うことができる（外資銀行条例実施細則第 29 条）。外国銀行の支店は、銀行カード業務が認められていないほか、中国籍個人向けの人民元預金業務については、1 口 100 万元以上の定期預金の受入に限定されている（外資銀行条例実施細則第 31 条）。

(2) 免許等

ア 許可⁵⁴²

商業銀行の設立を許可する権限は、CBIRC が有する（商業銀行法第 11 条、銀行業監督管理法第 19 条・第 22 条）。

(3) 要件

商業銀行を設立するための基本的な要件は以下のとおりである（商業銀行法第 12 条）。

⁵⁴² 実質的に免許に相当すると考えられるが、「批准」という単語を用いている中国の法令の用法を踏まえ、本章では「許可」としている。

- 商業銀行法及び会社法の規定するルールにかなっていること
- 商業銀行法で規定された最低資本金額を満たすこと
- 専門知識と業務経験を有する取締役・高級管理職を具備していること
- 健全な組織機構と管理制度を有すること
- 要求に合致した営業場所、安全防犯措置、並びに業務に関連するその他の施設を有していること

なお、設立の際に必要とされる最低登録資本金額は以下のようにになっている（商業銀行法第 13 条）。

- 大型商業銀行・・・10 億元
- 都市商業銀行・・・1 億元
- 農村商業銀行・・・5,000 万元

ア 異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。したがって、商業銀行法第 12 条及び第 13 条の要件を満たし、CBIRC から許可されれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。チャットアプリ「微信」を運営するネット大手の騰訊控股が出資する深圳前海微衆銀行などが、設立を許可されている。

(4) 変更・取消

ア 許可の撤回

銀行業金融機関の違法経営や経営悪化等により、金融秩序に重大な危害があり、公共の利益が損なわれると判断される場合には、CBIRC は許可を取消し、業務を停止させることができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

イ 営業許可証の取消

商業銀行が正当な理由無しに、許可（営業許可証を取得した日）から起算して 6 カ月以内に開業しない場合、又は開業後自ら 6 カ月以上連続で業務を停止する場合は、CBIRC は許可を取消し、当該事由を公告すると規定されている（商業銀行法第 23 条）。

(5) デジタルバンク規制動向

ア 概要

中国の金融機関の分類には、デジタルバンクという分類は存在していない。2015 年から民営資本の企業が銀行業に参入することが可能となり、これを契機と

して、大手インターネット企業のテンセントとアリババ・デジタルバンクが、民営銀行として許可された。

イ 法規制の動向

中国では、一般商業銀行の電子化等に伴い、デジタル化された決済サービスや銀行業務のデジタルライゼーション領域への拡大に対して、①「電子ペイメント指南（第一号）」（中国人民銀行、2005年10月30日）⁵⁴³、②「電子銀行業務管理弁法」（中国銀行業監督管理委員会、2005年11月10日）⁵⁴⁴、③「電子銀行安全評価指南」（中国銀行業監督管理委員会、2006年1月26日）、④「電子認証サービス管理弁法」（工業と情報化部、2009年2月24日）、⑤「中国電子署名法」（全国人民代表大会、2015年5月24日）⁵⁴⁵、⑥「インターネット金融の健康的発展の促進に関する指導意見」（中国人民銀行等、2015年7月18日）、⑦「民営銀行の監督管理に関する指導意見」（2016年12月30日）等が公表され、施行されている。

中国銀行業監督管理委員会（CBIRC）は、2012年5月に「中国銀監会による民間資本の銀行業参入の奨励と誘導に関する実施意見」を公表し、民間資本が国有資本と同じ条件下で銀行業へ参入することを支持すると表明した。

また、国務院弁公庁は、2013年7月に、「金融による経済構造の調整及び転換・高度化への支持に関する指導意見」⁵⁴⁶を公表し、民間資本がリスクを自己負担する前提で民営銀行を発起・設立することを試みるべきであるとした。

2014年には、MyBank（後述）と上海華瑞銀行の設立が認められ、2015年には、業務を開始した。そののち、2015年6月に、CBIRCが民間企業に対する銀行参入規制を撤廃すると発表し、民間資本100%の新銀行の設立が可能となっている。

さらに、CBIRCは、2015年6月26日に公表した「民営銀行発展の促進に関する指導意見」において、民間資本の銀行業への参入について、リスクの自己負担、銀行経営に必要な資質とリスク管理能力があることなどの要件を規定している。

ウ デジタルバンク参入の要件

CBIRCは、民営銀行の新規参入に関して、2015年6月22日に公表した「民営銀行発展の促進に関する指導意見」において、次の要件を規定している。

1) リスクの自己負担

⁵⁴³ 中国人民銀行「電子ペイメント指南（第一号）」2005年10月30日 http://www.gov.cn/ztl/2005-10/31/content_87377.htm

⁵⁴⁴ 中国銀行業監督管理委員会「電子銀行業務管理弁法」2005年11月10日 <http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/2243.html>

⁵⁴⁵ 全国人民代表大会「中国電子署名法」2015年5月24日

⁵⁴⁶ 中国銀行業監督管理委員会「中国銀監会による民間資本の銀行業参入の奨励と誘導に関する実施意見」2013年7月 http://www.gov.cn/zhengce/content/2013-07/05/content_1929.htm

銀行を設立する民間資本については、運営能力を保有していることのほか、合理的な事業計画の作成や、重要なリスクへの対応等を明確化すること。銀行の経営リスクが、消費者、預金顧客及び納税者に損失・被害を与えることがあってはならない。

2) 銀行経営に必要な資質とリスク・ヘッジ能力があること

設立される民営銀行には、コンプライアンス態勢が十分に備わっていることや、コアとなる業務を持ち、十分なキャッシュ・フローを有していること、取引に係るリスクをコントロールできること、経営に失敗した場合のリスクと責任を負えること等が求められる。

3) 株主による管理・監督

株主は、民営銀行の抱えるリスクについて管理・監督が行える態勢を整備する必要がある。

4) 差別化された市場ポジショニングと戦略

積極的なデジタル金融戦略に基づいて、金融サービスを広く深く展開すること。国は、民営銀行への過度な免許発行を避けつつ、伝統商業銀行の運営と発展を維持するものとする。

5) 合法かつ安全な危機処理及び再生計画を有すること

民営銀行は、危機管理に向けた対策を有し、危機後の再生計画の制定など、すなわち、経営失敗の危機処理、資産及び機構の処理、市場退出などの各種計画を有する必要がある。

他方、「電子銀行業務管理弁法」では、次の要件を満たさなければならないと規定している。

- 1) 金融機関の経営が正常であり、リスク管理体系と内部統制制度が整備され、電子銀行業務を展開する 1 年前から情報システムにおいて障害が発生していないこと
- 2) 電子銀行業務の事業戦略を構築し、電子銀行業務のリスク管理態勢及び制度を構築しておくこと
- 3) 電子銀行業務の事業戦略に基づき、電子銀行業務のインフラ及びシステム整備を行った上で、必要な安全対策とシステム運用に関するテストを実施すること

- 4) 電子銀行のインフラと情報システムについて、安全性評価が実施されていること
- 5) 電子銀行業務の専門管理部門を設けており、当該部門には、経験を有する専門技術者と管理者が在籍していること
- 6) CBIRC が要求したその他の要件を満たすこと

中国においてデジタルバンクに相当する銀行サービスは、「中国銀行業監督管理法」、「商業銀行法」及び「人民銀行法」の規制を受けるほか、「安全法」、「保密法」及び「刑法」における電子犯罪等規制条項の規制も適用されている。また、銀行業務の電子化に関連する「電子ペイメント指南（第一号）」、「電子銀行業務管理弁法」、「電子銀行安全評価指南」、「電子認証サービス管理弁法」、「中国電子署名法」などの規制も適用されている。

エ デジタルバンクの例

(ア) WeBank

WeBank（中国語では、「微衆銀行」）は、2014年12月16日に設立された、当座預金口座と普通預金口座を提供するデジタル・プラットフォーム。資本金42億元、従業員は約2,000人以上。テンセント、Baiyeyuan、Liye Groupが出資する純民営銀行である。

(イ) MyBank

MyBank（中国語では、「網商銀行」）は、アリババ傘下のアント・ファイナ ンシャルを筆頭株主として、2015年6月25日に設立されたデジタルバンクである。資本金40億元、従業員は約500人以上。主要株主はアントグループ、復星工業技術、万向三農である。

2. 証券会社

中国では 1987 年に初めて証券会社が設立された。当初はほとんどが固有企業であったが、現在は有限責任会社に加え株式会社としての証券会社も増加している。

(1) 業務範囲

証券法では証券会社の業務として以下の 7 種類を規定している（証券法第 125 条）。

- 証券仲介
- 証券投資顧問
- 証券取引、証券投資活動に関連する財務コンサルティング
- 証券元引受及び保証推薦（スポンサー業務）
- 証券自己取引
- 証券資産管理
- その他の証券業務

上記 7 種のうちいずれの業務を実施するかによって、必要とされる資本金額が異なる（証券法第 127 条）。

証券法の規定では、証券会社はその社名に「証券有限責任会社」又は「証券株式会社」という文字を使用しなければならない（証券法第 126 条）。

(2) 免許等

証券会社を設立するに当たっては、事業免許として CSRC の審査を経て許可を得なければならないとされている（証券法第 122 条）。

(3) 要件

許可を得るに当たり、以下の要件を満たすことが求められる（証券法第 124 条）。

- 法律及び行政法規の規定に合致する会社定款を有すること
- 主要株主が持続的な利益計上能力を有し、信用が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が 2 億元を下回らないこと
- 本法の規定に合致する登録資本金を有すること
- 取締役、監査役、高級管理職が就任資格⁵⁴⁷を有し、従業員が証券従業資格

⁵⁴⁷ 証券会社の取締役、監査役、高級管理職は、CSRC が認可した就任資格を取得しなければならないとされている（証券会社の取締役、監査役、高級管理職の就任資格監督管理弁法（证券公司董事、监事和

⁵⁴⁸を有すること

- リスクマネジメント体制及び内部統制が整備されていること
- 適格な経営拠点及び業務施設を有すること
- 法律及び行政法規に定める、及び国務院の許可を得て CSRC が定めるその他の要件

また、必要とされる資本金額は次のとおりである（証券法第 127 条）

- 証券仲介業務、証券投資顧問業務、証券取引、証券投資活動に関連する財務顧問業務を行う場合は 5,000 万元以上
- 証券元引受及び保証推薦（スポンサー）業務、証券自己取引業務、証券資産管理業務、その他の証券業務のうち、
 - ・ 1 つの業務を行う場合は 1 億元以上
 - ・ 2 つ以上の業務を行う場合は 5 億元以上

(4) 変更・取消

CSRC は、証券会社に対し、次のような場合に、免許の変更や取消を含む措置を講じることができる。

- 証券会社の純資本又はその他のリスクコントロール指標が規定に合致しない場合は是正命令に対し、その期限を過ぎても是正されない場合、またその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の適法な利益を損なう場合（証券法第 150 条）
- 証券会社が違法経営を行い、又は重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なう場合（証券法第 153 条）

3. 保険会社

中国の保険会社は内資系中心であり、財産保険業と生命保険に代表される人身保険業がある。生命保険市場は米国に次ぐ世界第 2 の市場となっている。

(1) 業務範囲

保険法では、保険会社の業務範囲を次のように規定している（保険法第 95 条）。

高級管理人員任职资格监管办法）第 3 条）。

⁵⁴⁸ 証券会社において、ディーリング業務、ブローキング業務、引受業務、投資コンサルティング、受託投資運用業務に従事する従業員、及びこれらの業務を行う部門の管理者は、中国証券業協会が実施する資格試験により、証券従業資格証を取得しなければならない（証券業従業人員資格管理弁法（証券业从业人员资格管理办法）第 2 条、第 4 条、第 5 条）。

- 財産保険業務（財産損害保険、責任保険、信用保険など保険業務）
- 人身保険業務（生命保険、健康保険、傷害保険など保険業務）

同一の保険会社は、財産保険業務及び人身保険業務を兼業することができない。ただし、財産保険業務を経営する保険会社は、CBIRC の許可がある場合には、短期健康保険業務及び傷害保険業務を行うことができる（保険法第 95 条）。

また、CBIRC の審査決定を経て、財産保険業務又は人身保険業務の中で、出再保険及び受再保険の業務を営むことが認められる（保険法第 96 条）。

(2) 免許等

保険会社は、CBIRC により設立の許可を得ることが必要である（保険法第 67 条）。

(3) 要件

保険会社設立の条件は次のとおりである（同法第 68 条）。

- 主要株主が持続的な利益計上能力を有し、信用状態が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が 2 億元を下回らないこと
- 保険法及び会社法に適合した定款を有すること
- 最低限度額を上回る登録資本を有すること
- 専門知識及び業務経験を持つ上級管理職を具備していること
- 健全な組織及び管理制度を有すること
- 条件を満たす営業場所及び関連施設を備えていること
- 法律、行政法規、及び CBIRC が定めるその他の要件

保険会社設立のための最低登録資本金額は 2 億元とされている（同法第 69 条）。

また、保険会社には、登録資本金総額の 20% を保証金として、CBIRC の指定する銀行に供託し、保険会社が解散した場合の債務償還に使用する場合を除き、これを使用してはならないとされている（同法第 97 条）。

(4) 変更・取消

保険会社が法令に違反した場合、CBIRC は許可取消を含む措置を講じることができる。許可取消の対象になりうる違反行為は保険法第 7 章の「法律責任」において規定されており、主に以下のものがある。

- 保険法の定める業務範囲規制に違反した場合
- 保証金の供託を行わない場合、また規定に反して保証金を流用した場合

- 規定によらずに責任準備金を取崩した場合
- 規定によらずに保険保障基金を取崩した場合
- 規定によらずに出再保険業務を行った場合
- 規定に違反して保険会社の資金を運用した場合
- 許可を得ずに支店や代表事務所を開設した場合
- 許可を得ずに会社分割・合併を行った場合
- 虚偽の報告・報告表・文書・資料を提出した場合
- 法による検査・監督を拒否、あるいは妨害した場合
- 許可され、又は届出した保険約款及び保険料率を規定どおりに使用しなかった場合

4. 証券投資ファンド管理会社

中国で投資運用業者に相当するものとしては、投資ファンドの管理業務を行う証券投資ファンド管理会社がある。

(1) 業務範囲

証券投資ファンド管理会社は、証券投資ファンドに基づく規制を受ける。

公募式の投資ファンドは、CSRC の許可を受けた投資ファンド管理会社が管理を行わなければならない(証券投資ファンド法第 50 条)。投資ファンド管理会社は、CSRC にファンドの登録を行った後、投資家に対してファンド持分の販売を行うことができる(証券投資ファンド法第 55 条)。

(2) 免許等

証券投資ファンド管理会社を設立するには、事業免許として CSRC の許可を必要とする(証券投資ファンド法第 13 条)。

(3) 要件

証券投資ファンド管理会社の設立許可を受けるには、以下の要件を満たす必要がある(証券投資ファンド法第 13 条)。

- 証券投資ファンド法及び会社法の規定に沿って設立されること
- 登録資本金が 1 億元以上であり、全額が払込まれていること
- 管理会社の主要株主が金融業務又は金融機関の管理業務を行う者であり、業績、財務状況、社会的評判が良好であり、国務院の定める資産規模基準を満たしており、最近 3 年間にわたって法令違反の記録がないこと
- 業務資格を持つ人員を法定基準以上有していること

- 役員、監査役、高級管理職がそれぞれ職務要件を満たすこと
- 要件を満たす営業所、防犯設備、並びにファンド管理業務と関連するその他の必要設備を有していること
- 良好な内部管理体制、内部監査制度、リスク管理制度を有していること
- 法令によって定めるその他の条件を満たすこと

(4) 変更・取消

公募式投資ファンドの管理業務を行っている証券投資ファンド管理会社が違法な経営、あるいは重大なリスクが出現し、証券市場の秩序に重大な危害が加わり、ファンドの持分所有者の利益が損なわれるおそれのある場合には、CSRC は当該証券投資ファンド管理会社によるファンド管理業務の停止をはじめとする措置を講じることができる（証券投資ファンド法第 26 条）。

5. 証券・先物投資コンサルティング機関

(1) 業務範囲

投資助言業者は、証券・先物投資コンサルティング業務を行う機関として、証券法に基づく規制を受ける。同業務を行う機関（証券・先物投資コンサルティング機関）の監督管理に関しては、「証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法」が制定され、証券・先物投資コンサルティング業務は下記のように定義されている（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 2 条）。

<証券・先物投資コンサルティング業務の定義>

証券・先物投資コンサルティングとは、証券・先物投資コンサルティングに従事する機関及び投資コンサルタントが、下記の形式で証券・先物投資者又は顧客のために証券・先物投資分析、予測若しくはアドバイスなど直接又は間接に有償コンサルティングサービスを提供する活動。

- 投資者又は顧客の委託を受けて、証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する
- 証券・先物投資コンサルティングのセミナー、報告会、分析会などを行う
- 新聞・雑誌において、証券・先物投資コンサルティング関連の文章、評論、報告を公表し、及びラジオ局、テレビ局などの公共メディアにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する
- 電話、ファクシミリ、コンピュータインターネットなどの電子通信設備システムにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する

- 中国 CSRC が認定したその他の形式

(2) 免許等

証券又は先物投資コンサルティング業務を行うには、CSRC の業務許可を取得しなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 3 条）。

(3) 要件

証券・先物投資コンサルティング業務の許可を得るためには、申請者は以下の条件を満たさなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 6 条）。

- 証券又は先物投資のいずれかについてコンサルティング業務に従事する機関は、5 名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。証券及び先物投資の両方についてコンサルティング業務を行う機関は、10 名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。その高級管理職の中に、少なくとも 1 名の証券若しくは先物投資コンサルティング就業資格取得者がいること
- 100 万元以上の登録資本を有すること
- 固定の業務場所と業務に相応する通信及びその他情報伝達設備を有すること
- 会社定款を有すること
- 健全な内部管理制度を有すること
- CSRC が要求するその他条件を満たすこと

許可の申請は、申請者の所在地にある CSRC の地方支部に対して行う（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 8 条）。

(4) 変更・取消

証券・先物投資コンサルティング機関による重大な法令違反行為があった場合、CSRC の地方支部は、本部に報告を行い、本部は当該機関の業務資格の一時停止や取消を行うことができる（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 32 条～第 36 条）。

6. 保険仲介業者

(1) 業務範囲

保険仲介業者は、保険法による規制の対象となっている。保険仲介業者には保険代理人と保険ブローカーがあり、それぞれ次のように定義されている。

< 保険代理人（保险代理人） >

保険代理人とは、保険者の委託を受け保険者から代理手数料を徴収して保険者の授權範囲内において保険事業を行う機関、又は個人をいう。

保険代理機関には、保険代理業務を専門に従事する保険専門代理機関及び保険代理業務を兼営する保険兼業代理機関を含む（保険法第 117 条）。

< 保険ブローカー（保险经纪人） >

保険ブローカーとは、保険契約者の利益を図るために保険契約者と保険者の保険契約の締結に仲介の労務を提供し、法に基づき手数料を徴収する機構をいう（保険法第 118 条）。

(2) 免許等

保険仲介業務を行うには、事業免許として CBIRC から保険代理業務許可証、又は保険ブローカー業務許可証を取得しなければならない（保険法第 119 条）。

(3) 要件

保険法では、保険代理人及び保険ブローカーとして業務を行おうとする者に対し、以下の要件を課している。

- 会社形式で設立する保険専門代理店や保険ブローカーは、会社法の規定する最低登録資本金を満たしていなければならないこと
- 登録資本金は全額が払込済でなければならないこと（保険法第 120 条）。
- 保険専門代理店や保険ブローカーは、高級管理職の品行が良好であり、法令を熟知し、その職責が必要とする経営管理能力を備えており、就任前に CBIRC が認めた任職資格を取得していること（保険法第 121 条）。
- 個人の保険代理人、保険代理店の代理業従業員、保険ブローカーのブローカー業務従業員が、CBIRC が規定する資格条件を備え、同委員会から資格証明書を取得していること（保険法第 122 条）。
- 自己の経営拠点を有し、保険代理業務、ブローカー業務の収支状況を記帳するための専門の帳簿を備えていること（保険法第 123 条）。
- CBIRC の規定する保証金又は職業責任保険に加入していること（保険法第

124 条)

(4) 登記と営業許可

保険専業代理店及び保険ブローカーは、1)の業務許可証を取得した後、工商行政管理機関にて登記を行い、営業許可を得なければならない。

保険兼業代理店は、1)の業務許可証を取得した後、工商行政管理機関にて変更登記を行う（保険法第 119 条）。

7. 総合取引所

中国では、証券・デリバティブ・商品（コモディティ）を、一体的に取扱うという意味での総合取引所は存在しない。

(1) 概要

株式、デリバティブを取扱う取引所としては、上海証券取引所（A 株）、深セン証券取引所（B 株）、上海先物取引所、大連先物取引所及び鄭州先物取引所がある。取引所は、中国証券監督管理委員会（CSRC）が監督する事業単位⁵⁴⁹であり、その設立には CSRC の許可が必須である。

ア 上海証券取引所

上海証券取引所の取扱商品は、株、デリバティブ、債券とファンド（基金）の 4 品目である。株式は、人民元通貨により取引される A 株と、米ドル建ての B 株に区分される。かつては、A 株は中国内の投資家の取引専用、B 株は外国人投資家の取引専用となっており、市場参加者が区分されていた。しかし、B 株については、2001 年 2 月から中国内の投資家の参入が認められ、内外投資家による売買が可能となった。また、A 株については、適格外国機関投資家プログラム（QFII）により、2003 年以降から中国政府に許可された一部の外国機関投資家による取引が可能となった。

2014 年 11 月 17 日、香港証券取引所と上海間の相互接続「滬港通（ここうつう）（上海・香港ストック・コネクト）」が開始し、外国人投資家が香港証券取引所を通じて上海 A 株を取引することなどが可能となった。ただし、相互に上場できる銘柄や、各銘柄に投資可能な額には一定の制限が加えられている。

⁵⁴⁹ 事業単位とは、社会のために事業を行い、経済的利益の追求を行わない団体である。日本の独立行政法人や特殊法人に該当する組織である。

2021年の統計結果によると、12月28日時点の上海証券取引所上場企業が2,037社、株式時価総額が51.97兆元、同期間の売買金額は114.00兆元、融資総額は8,336億元であった。また、株式オプションは、出来高が1,036、約定金額が15.22兆元であった。債券の銘柄数は24,058、売買金額が313.75兆元であり、ファンドは銘柄数が538、売買金額が15兆3,406億元であった。

イ 深セン証券取引所

深セン証券取引所の取引対象は、株、債券とファンド（基金）の3品目である。上海証券取引所と同様、人民元通貨により取引されるA株と、米ドル建てのB株がある。深セン証券取引所と香港証券取引所の相互取引（「深港通」（しんこうつう））により、外国人投資家も香港証券取引所経由で、深センA株の取引が可能となっている。

2021年の統計結果によると、12月末時点で深セン証券取引所上場企業が2,578社、株式銘柄数が2,614、時価総額が39.64兆元、2021年まで調達された金額は合計7755.57億元であった。また、債券の銘柄数は11,628、売買金額48.45兆元であり、ファンドは銘柄数が540、売買金額が6.07兆元であった⁵⁵⁰。

ウ 上海先物取引所

上海先物取引所は、国務院より認可された3先物取引所の内の1つで、1990年代半ばに約50の商品取引所が乱立していた同国内の取引所の統廃合を経て、1999年に上海金属交易所、上海商品交易所及び上海糧油商品交易所の合併により設立された。2021年末で会員企業が201社、投資口座は205.16万人であった。また、全国各地で設置された取引端末は2,235ヶ所であった。2021年の売買金額は214.58兆元、出来高は24.46億枚であった。

エ 鄭州先物取引所

鄭州先物取引所は、国務院より認可された3先物取引所の中の1つで、農産物を中心とした先物取引が行われている。

2021年末時点で、会員企業は1641社、投資口座は255.51万人であった。2021年の売買金額が108.0兆元、年間出来高は25.8億枚であった。

⁵⁵⁰ 出典：深セン証券取引所 「深セン証券取引所市場統計年鑑 2021」

オ 大連先物取引所

大連先物取引所は、同じく国務院より認可された 3 先物取引所の中の 1 つで、先物、オプションなどを中心とした先物取引が行われている。2021 年の売買金額が 140.46 兆元、年間出来高は 23.64 億枚であった。

カ 中国金融先物取引所（中国金融期货交易交易所）

中国金融先物取引所は、国内唯一の金融先物やオプションなどを専門とした取引所である。取引商品は、滬深 300、上証 50 及び中証 500 をベースにした株価指数オプション、2 年、5 年及び 10 年の国債先物である。2018 年の売買出来高は 1,634.43 万枚、売買金額は 15.74 兆元であった。

(2) 主要取引品目について

ア デリバティブ取引の法的位置づけ

「中華人民共和先物とデリバティブ法」は、2022 年 4 月 20 日に第 13 期全人代常務委員会の 34 回会議にて可決・公布され、同年 8 月 1 日より施行されることになった。本法は、総則、先物取引及びデリバティブ取引、先物決済及びクロージング、先物取引者、先物経営機構、先物取引所、先物決済機構、先物サービス機構、先物業種協会、監督管理、クロスボーダー取引及び監督・管理の協力、法律責任、付則の 13 章計 155 条から構成されている。

先物取引とデリバティブ取引の法的な定義は、下記のとおりである。（同法第 3 条第 1 項）。

<先物取引>

先物契約又は標準オプション契約を主として行う取引を

<デリバティブ取引>

スワップ契約、先渡契約、非標準オプション契約及びこれらの組み合わせた取引で先物取引以外の取引をいう

イ デリバティブ取引に関する法的規制

「先物とデリバティブ法」は、先物市場の監督管理は、国務院先物取引監督管理機関が担うことを明確にした上で、次の規定が定められている。

ウ 先物取引所について

先物取引所の設立、変更又は解散は、国務院先物監督管理機構の批准が必要である。

先物取引所は法律、行政法規及び国務院先物監督管理機構の規定に基づき業

務規則を制定する。

先物取引所は規約、業務規則を作成、改正するとき、商品の上場、中止、停止又は再上場を決めるとき、上場商品の取引要綱を改正するときなどはすべて国務院先物監督管理機構の許可を取得しなければならない。

先物取引所の持つ機能は、先物取引の場、設備、サービスの提供、上場商品の設計、上場の準備、取引、清算と受渡、取引の実行などの監督、リスク管理制度の整備と執行とする。

エ 先物会社について

先物会社の設立、解散及び法人代表の変更、資本金、株主又は株主の権利構成、会社の住所又は営業場所、支店の開設などはすべて国務院先物監督管理機構の許可を得なければならない。

先物会社資本金の下限は1億万元とする。

オ 取引基本規則について

先物取引所は健全なリスク管理制度を持たなければならない。具体的には、証拠金制度、毎日の清算制度、値幅制度、建て玉制限、大口客の報告制度、リスク準備金制度などである。

先物取引所は、会員大会、理事会と高級管理層の3組織からなる。会員大会は先物取引所の権力機関で、全会員から構成され、年に1回会議が招集される。また、インターネット上での会議も招集できる。理事会は会員大会の常設機関で、会員大会に対し責任を持ち、年に2回会議を招集され、理事と非会員理事で組成され、理事の任期は2期以内とする。高級管理層は総経理、副総経理と総経理助理からなり、国務院先物監督管理機構が任免権を持っている。

先物取引所、先物会社、会員、顧客、受渡倉庫など先物取引にかかわる各関係者が「先物とデリバティブ法」に違反したときの罰則がある。

(3) 市場でデリバティブ商品を上場するための法的手続と要件

市場で、デリバティブ商品を上場する場合、「先物取引管理条例」の第13条では、次のように規定している。

第13条 「先物取引所は以下の事項を実施する場合、国務院先物監督機構の許可が必要である。」

- 規定や取引規則の改定

- 取引商品の上場、中止、取消し及び再上場
- 国務院先物監督管理機構が規定したその他の事項

また、新デリバティブ商品を上場する場合、国務院の関連部門の意見を聴取すべきと規定している。

8. 資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者

中国では、非金融機関のペイメント・サービスに関して、「非金融機関ペイメント・サービス管理弁法」で規定している。また、いわゆる前払式支払手段に関しては、「ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法」で規定する。

(1) ペイメント・サービス法規制

ア 金融機関ペイメント・サービス管理弁法

中国人民銀行は、2010年9月1日に、「非金融機関ペイメント・サービス管理弁法」⁵⁵¹を施行した。規制の概要は次のとおりである。

- 非金融機関の管理・監督は人民銀行が行う。
- 非金融機関のペイメント・サービスとは、次の業務が含まれる。
 - ネットワーク・ペイメント（通信、電子技術及び各種ネットワークを利用したペイメント・サービスのこと）
 - プリペイド・カードの発行と回収
 - 銀行カード・アクワイアリング業務
 - 中国人民銀行が規定したその他のペイメント業務
- ペイメント機関（金融業と非金融業を含めたペイメント・サービスを提供する企業）は、中国人民銀行から「ペイメント業務許可証」を取得しなければならない。許可証の有効期間は、5年間である。
- 全国で、ペイメント機関の資本金は、最低1億元、直轄市・省・自治区内で、ペイメント・サービス業務を展開する企業の資本金は、最低3,000万元でなければならない。
- ペイメント業務許可証を取得する要件は次のとおり。
 - 有限責任公司又は股份有限公司（株式会社）であること

⁵⁵¹ 中国人民銀行「非金融機関ペイメント・サービス管理弁法」（2010年9月1日）
http://www.gov.cn/flfg/2010-06/21/content_1632796.htm

- 申請日まで2年以上金融機関に情報処理サービスを提供すること（又は連続2年以上EC事業者の情報サービスを提供すること）
- 黒字経営が2年以上であること
- 3年以内に違法行為や処罰されたことが無いこと

ペイメント機関が前払方式で集めた資金（中国語では、「備付金」）は、ペイメント機関の財産ではなく、所有者の支払指図に従い、資金の移動を行うことのみが可能であり、その他、いかなる形式であっても、ペイメント機関は当該資金を利用することはできない。なお、集めた資金を管理する銀行は、一行のみに限定される。また、資金の管理規定については、人民銀行が別途定めることとされている。

(2) ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法

中国人民銀行は、2013年6月7日に、ペイメント・サービス企業が前払方式で集めた資金（備付金）について、「ペイメント機関備付金貯蓄管理弁法」を公表し、施行した。その概要は次のとおりである。

- 備付金とは、ペイメント機関が顧客から前払方式で受領した資金（支払い準備金に相当）のこと。
- 備付金銀行とは、ペイメント機関と契約し、ペイメント機関が、顧客から前払方式で集めた資金を管理する銀行のこと。また、備付金銀行は、次の要件を満たさなければならない。
 - 総資産が2,000億元以上、かつ自己資本比率、レバレッジ比率、流動性などの指標は国の監督管理基準を満たすこと。当該銀行において備付金管理口座のみ開設する場合、当該銀行の資本金が1,000億元以上であること
 - 顧客の備付金に対する、適切なガバナンスを有すること
 - 国内の支店等の数及びその分布が、ペイメント機関のサービス需要を満たし、相応した処理能力及び支払能力があること
 - 災害時の対応能力及び回復能力があり、サービスの継続性を保つこと

同法には、備付金銀行のほかに、貯金管理銀行（貯管銀行）と協力銀行（合作銀行）が規定されている。貯金管理銀行とは、ペイメント機関に支払業務、アクワイアリング業務等を提供する銀行のことである。また、協力銀行とは、ペイメント機関に備付金の集金などのサービスを提供する銀行のことである。

ペイメント機関は、貸付金の金後2営業日以内に備付金銀行の口座に資金を

預けることとする。また、備付金は、備付金銀行以外の銀行へは送金できない。

また、ペイメント機関の毎月の指定口座の残高は、前月残高の 50%以上でなければならない。

備付金銀行の間では、備付金の送金や支払などは禁止されている。

備付金の預金方式は、定期貯金、協議貯金及び人民銀行が規定した方式で預金することができる。

ペイメント機関は、四半期ごとにリスク・ヘッジ準備金を準備し、備付金銀行のリスク管理専用口座に納入しなければならない。また、その金額は備付金利息の 10%とする。

このほか、以前は備付金により発生した利息に関して、ペイメント機関が定期預金や協議預金を通じて利息を受取ることを認められていた。しかし、ペイメント機関が利息収入に経営上依存することによりペイメント機関としての業務から逸脱することが問題となり、2017 年から人民銀行通知「決済機関顧客備付金集中預管関連事項の実施に関する通知」により備付金銀行は、ペイメント機関に利息の一部を支払ってはならないとされた⁵⁵²。

(3) ペイメント機関備付金の集中貯金関連事項に関する通知

人民銀行は、2017 年 1 月 13 日に、「ペイメント機関の備付金の集中貯金関連事項に関する通知」を公表した。主な内容は次のとおりである⁵⁵³。

- ペイメント機関は、2017 年 4 月 17 日より、一定の比率の備付金を指定機関の口座に入金し、人民銀行が集中監督管理を実施する。なお、この口座に預けられた備付金の利息は発生しない。
- 中国人民銀行は、ペイメント機関の業務の種類と直近の格付けの結果（人民銀行の分類基準に基づいて、A～E 類に分類される⁵⁵⁴）に基づいて、集中管理の備付金比率を決定する。
- ペイメント機関は、2017 年 4 月 17 日より、次の比率規定に基づいて指定機関の口座に入金を実施しなければならない。
 - ネットワーク・ペイメント業務：12%（A 類）、14%（B 類）、16%（C 類）、18%（D 類）、20%（E 類）
 - 銀行カード・アクワイアリング業務：10%（A 類）、12%（B 類）、14%

⁵⁵² MUFG:Bank (China) 経済週報

https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20170802_001.pdf

⁵⁵³ 中国人民銀行「ペイメント機関の備付金の集中貯金関連事項に関する通知」

⁵⁵⁴ 中国人民銀行が「ペイメント機関の分類評価弁法」に基づいてペイメント機関に対して審査・評価を行い、評価の結果に基づき A 類（優秀）、B 類（良好）、C 類（一般）、D 類（潜在リスク大）と E 類（重大リスク有）と格付けを実施する。

- (C 類)、16% (D 類)、18% (E 類)
- プライベートカード業務：16% (A 類)、18% (B 類)、20% (C 類)、22% (D 類)、24% (E 類)
- 備付金銀行は、備付金を自行の預金額に合算しないこと

(4) 暗号資産交換業の概況について

ア 業務範囲

業務範囲に係る制度化された規制等に関する情報は確認できていない。

イ 暗号資産交換業に係る免許等

暗号資産に係る免許制度、許認可に関する情報は確認できていない。

ウ 暗号資産取引に係る規制

中国では 2013 年から暗号資産の規制が始まった。規制は徐々に強化され、ついに 2021 年に暗号資産関連の取引や事業が全面禁止となった。その流れは、下記のとおりである。

- 2013 年：中国国内の銀行が暗号資産の取引を行うことを禁止
- 2017 年：新規 ICO 発行を禁止（結果、取引所が海外移転や閉鎖に追い込まれる）
- 2019 年：ビットコインマイニングが淘汰類業界のリスト入り
- 2020 年：国内における暗号資産取引所の活動の取締まりを強化
- 2021 年：マイニング・暗号資産取引の全面禁止を順次発表

エ 暗号資産に係る規制措置の所管

暗号資産業は、マイニングプロジェクトによる大量電力消費問題など中国国内の産業構造にも影響する。こうした状況に対して中国の暗号資産に関する規制は多組織（他省庁）にわたる形で、法規制の制定や取締などがされている。暗号資産の規制に係る省庁及び役割は以下のとおりである。

- 人民銀行
 - 暗号資産に関する政策・規制の企画・立案
- 工業と情報化部
 - 暗号資産に係る IT プラットフォームや技術などに関する規制制定の参画等

- 国家能源局（エネルギー局）
 - ・ マイニングプロジェクトの電力使用に係る規制の立案・参画
- CBIRC
 - ・ 金融機関に対する暗号資産に係る監督・指導・取締等
- 国家発展改革委員会
 - ・ 暗号資産に係る産業構造調整や関連産業政策の制定・立案等
- 公安部
 - ・ 暗号資産に係る詐欺・マネー・ローンダリング関連犯罪の取締

(ア)暗号資産に関する法規制

① ビットコインの禁止

2013年12月5日に公表された「ビットコインのリスクの防止に関する通知」⁵⁵⁵（中国人民銀行、2013年12月5日）による。上記「通知」は、リスク防止を主眼に置いており、ビットコインが法的貨幣ではないと認定するとともに、ビットコインによるマネー・ローンダリングの防止を強化することを強調した。これは、事実上暗号資産の全面禁止措置である。

「通知」の概要は、下記のとおりである。

- ・ 金融機構とペイメント・サービス機構のビットコインに係る業務の禁止
- ・ ビットコイン関連 web サイトへの監視・管理の強化
- ・ ビットコインを利用したマネー・ローンダリング防止

② 新規 ICO コイン発行の禁止

2016年頃から、新規暗号資産公開（ICO）がブームとなり、トークンの発行・販売による詐欺などの事件が多発した。これに対し、2017年9月5日、中国人民銀行は、「新規コイン公開融資のリスク防止に関する公告」⁵⁵⁶を公表し、ICOプラットフォームがICOトークンを発行することを禁止し、ICOを通じて調達した資金を投資家に返還するよう命じた。

「公告」の概要は、下記のとおりである。

- ・ いかなる個人・組織も、ICOトークンを発行してはならず、ICOを通じて調達した資金を投資家に返還しなければならない。
- ・ ICOトークン発行プラットフォーム企業への監視を強化し、全てのICOコイン間の交換や取引を禁止する。

⁵⁵⁵ 中国人民銀行「ビットコインのリスク防止に関する通知」 http://www.gov.cn/gzdt/2013-12/05/content_2542751.htm

⁵⁵⁶ 中国人民銀行「新規コイン公開融資のリスク防止に関する公告」 http://www.gov.cn/xinwen/2017-09/05/content_5222657.htm

- 金融機構とペイメント・サービス機構は、いかなる ICO コインの取扱いなどを禁止する。

③ 暗号資産取引とマイニングの全面禁止

ビットコインの禁止や新規 ICO コイン発行の禁止など取締を強化するとともに、当局はこれまで黙認していた暗号資産マイニングについて取締を開始した。2021年9月3日、国家発展改革委員会等は、「暗号資産に係るマイニング活動の整理に関する通知」⁵⁵⁷を公表した。暗号資産のマイニングプロジェクトに対して、既存プロジェクトの精査、計画的な撤収及び新規プロジェクトの禁止などを命じた。

「通知」の概要は、下記のとおりである。

- 既存マイニングプロジェクトの精査
 - 国内の各種 IT・データセンター関連のハイテク開発区などに対して入居企業の電気消費量の整理・精査からマイニングプロジェクトを検出すること
 - 整備中のプロジェクトに対する審査は、企業の規模から計画電力消費量などから異常の有無を検査し、マイニングプロジェクトであるとみなされればプロジェクト計画を中止させること
 - IT 技術を活用し、電力網の電力消費データや水使用量のデータなどを監視し、異常の検出を行うこと
- 新規マイニングプロジェクトの禁止
 - 地方の IT 地区や工業団地に対してエネルギー消費量を評価指標として適用し、エネルギー消費量により新規マイニングプロジェクトを排除すること
 - マイニングを制限・淘汰類産業リスト⁵⁵⁸に追加することで、プロジェクトへの投資を禁止すること
 - データセンターやブロックチェーン及びクラウドサービスなどデジタル産業の名目でマイニングのプロジェクトを行うことを禁止すること
 - データセンターを運営する企業に対してマイニングを行わない承諾書を署名し、自律的にマイニングに参加させないようにすること

⁵⁵⁷ 国家発展改革委員会らは、「仮想通貨に係るマイニング活動の整理に関する通知」
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202109/t20210924_1297474_ext.html

⁵⁵⁸ 中国では産業構造調整策として、産業及び製品を「推奨類」や「禁止類」及び「制限・淘汰類」に分類しており、「制限・淘汰」類産業は、新規プロジェクトの禁止、既存プロジェクトの期限付き中止などが科される。

- 各種新規プロジェクトの電力インフラ整備計画に対して厳格に審査し、マイニングプロジェクト電力の利用を禁止すること
- マイニングプロジェクトの財政及び税金対策の支援を禁止すること
- 既存マイニングプロジェクトの取締
 - 既存マイニングプロジェクトに対して電力供給を期限付きで停止すること
 - 既存マイニングプロジェクトの電力料金を通常料金より 0.3 元／千 kw 上乗せすること
 - 電力市場においてマイニングプロジェクトへの優遇などを禁止すること
 - 地方政府は既存マイニングプロジェクトへの財政、税金及び電気料金などの優遇政策を期限付きで撤回又は中止すること
 - 金融機関がマイニングプロジェクトに対する金融支援を禁止すること
 - 淘汰類マイニングプロジェクトを期限付きで廃業させること

オ 暗号資産関連のその他の規制等

(ア) デジタル人民元

2020 年 10 月、中国人民銀行は金融部門監督の役割を拡大しリスクを軽減するための「人民銀行法」改正案⁵⁵⁹を公表した。その中で、「金融リスクを防ぎ、解決するほか、金融の安定を保つ」ことを目標として定め、デジタル人民元に関する規定はその一部として盛り込まれている。本改正案については、意見公募（パブリックコメント募集）を実施した。

改正案では、「人民元は、物理的な形とデジタル版の両方を含む」としており、デジタル人民元を正式に合法化する方針と推察される。

現在、デジタル人民元は中国国内の複数の地域で試験的に使用されている。深セン市は、人民銀行と協力し合計 1000 万元分のデジタル元を 5 万人に配布するキャンペーンを実施し、9 割以上の当選者が実際にデジタル元を利用したことが報道された。⁵⁶⁰

中国では新たなイノベーション分野に対しては規制を行わず、一定程度自由な環境で市場における適合性や課題を把握、分析した上で、ある段階から規制措置を検討するなど制度化に向けて動くのが一般的である。暗号資産に対する規制に関しても同様の傾向がみられるが、暗号資産取引に不可欠なブロックチェーン技

⁵⁵⁹ <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4115077/index.html>

⁵⁶⁰ 深セン市がデジタル人民元試用開始

<http://www.xinhuanet.com/money/20230214/6a7572a1ce2e49f085d814d2f4dc97ac/c.html>

術については、様々な分野に応用可能であることから、安全性や改ざん防止の観点に加え国益の観点からも特に重視している。

(イ)ステーブルコインに関する施策

デジタル人民元を合法化する一方で、上記の「人民銀行法」改正案は人民元を裏付けとするステーブルコインの発行と流通は禁止した。具体的には、「個人や企業・団体は人民元の流通を代替するトークンを発行してはならない。」と規定している。また、また、「違反した場合、人民銀行はそれらの不法行為を差止め、ステーブルコインの発行と販売で得られた利益を押収し、押収した利益の最大5倍の罰金を科す」と規定している。

(ウ)NFTについて

暗号資産の取引やマイニングなど関連活動は全面的に禁止する一方、NFT 自体の保有は、資産として法律上保護されている。

NFT（中国では、「デジタルコレクティブル」という。）に関しては杭州インターネット裁判所⁵⁶¹が、「価値、希少性、制御及び取引可能性といった点において財産権の対象となる特性を有する」として法律上保護される仮想財産と認める判断を下した。

ただし、中国国内では NFT 取引の決済には暗号資産ではなく、人民元が用いられる。また世界と繋がっているパブリックブロックチェーンではなく、中央集権型台帳に取引が記録されるため、世界の二次市場では売買することはできない。

他方、これらの制限内であれば、NFT の発行や取引は可能であり、中国ではアリババやテンセントなどの大手企業や、公的機関も NFT 市場へ参入している。また、暗号資産を使用しない NFT プラットフォームも開発されている。

9. 貸金業者

中国の貸金業は、法的に認められているフォーマル金融主体と、インフォーマル金融主体に分けられる。一般的に、「民間信用」、「民間融資」、「非正式金融」、「非正規金融」（インフォーマル金融、非公式金融、非制度金融）、「体外循環金

⁵⁶¹ 杭州インターネット裁判所は、中国国内初のインターネットに係る事件などの裁判を専門とした裁判所。原則として、インターネットに関する案件はインターネット上で審理する。ICT 技術を活用し、起訴、訴訟提起、立証、審問、判決、執行のすべてのプロセスをオンラインで完了する

融」(体制外金融)、未観測金融、地下金融などとも呼ばれている。

現在、当局に認められている貸金業者(貸出会社)は14社(うち、天津所属区県の興農貸出会社5社、シーティーバンク系4社はそれぞれ、重慶北培、大連瓦房店、湖北荊州、湖北咸寧に立地)、消費金融会社が15社(ハイアル、盛銀、晋商、華融、杭銀、中郵、馬上(重慶)、蘇寧、湖北(湖北銀行とTCLなどの合弁)、招聯(招商行傘下の香港永隆行とチャイナ・ユニコムとの合弁)、興業、捷信(チェコのPPFグループの出資)、北銀(北京銀行の出資)、中銀(中国銀行の出資)、四川錦程(成都銀行とマレーシア Hong Leong Bank))である。

他方、近年中国の貸金業界で最も成長したのはP2P金融である。中国のP2Pネット金融は2007年に「拍拍貸」(NYSE:PPDF)と「宜人貸」(NYSE:YRD)のサービス開始から始まり、2021年で15年目になる。この間、中国のP2Pネット金融は急激に拡大した。

(1) 貸出会社

ア 業務範囲

貸出会社の業務範囲は以下のとおり。

- 住宅ローン
- 住宅積立金
- 住宅ローンと住宅積立金組み合わせ
- 自動車ローン
- 個人消費ローン
- 個人小額信用ローン
- その他の非住宅担保ローン

イ 免許等付与

貸出会社は、「貸出会社管理規定」(CBIC、2009年8月11日)の規定に基づき設立し、業務を展開しなければならない。

ウ 要件

貸出会社の設立に必要な要件は、以下のとおりである。

- 関連規定に適合する会社運営規定があること
- 資本金は50万元以上であること
- 専門知識と業務経験のある管理スタッフを有すること
- 社内組織と管理制度を有すること
- 規定を満たす営業場所、安全対策が構築された各種設備や施設を有すること

- CBIRC の関連規定を満たすこと

エ 変更・取消

貸出会社は、経営難やその他の事情により解散する場合には、CBIRC の許可を得て、関連手続をしなければならない。

オ 金利上限に関する規制

貸出会社の金利上限は、当期銀行金利の 4 倍を超えてはならないと規定している。

(2) 消費者金融公司

ア 業務範囲

消費者金融公司の業務範囲は、下記の全部及び一部である。

- 個人消費ローン
- 国内株主の預金
- 国内金融機構への貸出
- 許可された債券の発行
- 国内同業との貸借
- 消費者金融関連のコンサルティング
- 保険商品の代理
- 証券関連投資業務
- CBIRC が許可された他の業務

イ 免許等付与

消費者金融公司は、「消費者金融公司試行管理弁法」(CBIRC、2013 年 11 月 14 日)に規定に従って設立及び業務を展開しなければならない。

ウ 要件

消費者金融公司に関する認可要件は以下のとおりである。

- 「公司法」と CBIRC の規定に適合した会社規定を有すること
- 規定条件を満たす出資者がいること
- 資本金は本規定の規定最低額 (3 億元) を超えること
- 業務に従事する関連資格を持つ取締役及び管理者を有すること
- 社内統制、コンプライアンス及びリスクマネジメント制度が構築され、相応した情報管理システムを有すること
- 規定を満たす営業場所、安全対策が構築された各種設備や施設を有する

こと

- CBIRC の関連規定を満たすこと

エ 変更・取消

消費者金融会社は、重大な違反がある場合、CBIRC が経営改善、業務停止を命じる。

オ 金利上限に関する規制

貸出金額は、20 万元を超えてはならない（第 21 条）。金利は関連法規定の範囲内にて制定する（第 25 条）。

(3) P2P 金融サービス

ア 業務範囲

P2P 金融サービスは仲介機能を有するインターネット上のプラットフォームを通じて個人間の融資を仲介する金融サービスである。しばしばソーシャルレンディングとも呼ばれ、個人以外に零細・中小企業の利用者も多いとされる。

「消費者金融会社試行管理弁法」では、P2P 貸借の業務を「紹介」に限定する。同法第 2 条において「ネットワーク（ネットワーク）借貸は、インターネット・プラットフォームを通じて実現した個体と個体の直接貸借を指す」と定義し、P2P 貸借業者を「情報仲介機関」と位置付け、「紹介業者」に限定している。

イ 免許等

P2P 金融サービス提供企業は、貸金業の仲介機構として、「ネットワーク借貸情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（ネットワーク金融・情報仲介機構の業務活動管理の暫定条例、CBIRC 等、2016 年 8 月 24 日）の規定に従い、許可を得て業務を展開しなければならない。

ウ 要件

プラットフォーム企業として、「中国電信情報サービス業務営業許可証」の取得が義務付けられている。許可要件は以下のとおりである。

- 相応した経営資金と専門技術者を有すること
- 業務成長のための技術プランを有すること
- 長期的に経営活動とサービス提供ができること
- 資本金が 100 万元以上の合法会社であること
- 情報提供サービスが主管部門の許可を得たこと
- 情報ネットワークセキュリティ、顧客情報セキュリティ制度が構築され

ること

- その他の国の規定条件を満たすこと

エ 変更・取消

以下の場合において、P2P 金融サービス提供者は「インターネット金融の健康発展の促進に関する意見（中国人民銀行等、2015 年 7 月 19 日）」で規定する許可取消事由に該当する。

- P2P プラットフォーム利用者のうち自らの関係者に融資
- 直接または間接に貸出会社から資金提供を受けたとき
- 資金を不正にプールしたとき
- 担保を提供したとき
- 匿名ユーザへの融資の宣伝をしたとき
- 銀行の理財商品の代理業をしたとき
- 虚偽の商品宣伝をしたとき
- P2P プラットフォーム上で自分の会社の株を公開し、売買したとき

オ その他業務上の規制

P2P 業者の義務について、「消費者金融公司試行管理弁法」第 9 条では情報の収集・整理・選別・公開、信用評価、貸借の仲立ち、資金調達の相談、争議解決などの関連サービスの提供などを明記している。その上で、貸借双方の資格・情報の審査、プロジェクトの真実性の審査、詐欺や犯罪の防止、リスク提示、監督や統計部門への報告、情報の保護、ネットの安全性などを強調している。

禁止事項について、第 3 条は、信用の供与、直接あるいは間接的に資金の受入集中、違法集資、国家と社会公共の利する方針を明確にした。

10. 主な政策金融機関

(1) 概要

政策銀行は、国の産業・地域発展政策を遂行することを目的とする非営利の金融機関で、1994 年に政府の全額出資により設置された。個人預金は受入れず、財政交付金、政策金融債の発行、中央銀行からの借入を主な資金調達源とする。

政策銀行には国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行の 3 行があったが、国家開発銀行は 2008 年 12 月に商業銀行に転換したため、現在政策銀行は中国輸出入銀行と中国農業発展銀行の 2 行である。

(2) 国家開発銀行

国家開発銀行は、1994年3月、「国家開発銀行の設立に関する国务院の通知」に基づき、国务院に直属する政策性銀行として正式に設立された。中国では、部級（日本の省庁に相当する組織と同格）であり、総裁と副総裁（複数名）は国务院が任命することになった。国家開発銀行の主要な任務は、長期間にわたって安定した資金を提供することであり、政策的な国家重点建設プロジェクトへの貸付と利息補填業務を行うことになった。登記資本金の500億は財政部が拠出した。本部は北京に置かれ、1996年5月に中国人民銀行によって承認され、武漢に支店が、成都と西安、深圳に駐在員事務所が置かれた。1998年には中国投資銀行と合併し、27支店を持つことになった。国家開発銀行は、中国国内の開発を主目的とする銀行である。設立当初の主な国際業務は、以下のとおりであった。

- 国際金融機関や外国政府からの借入窓口
- 海外での債券の発行
- 中国政府の外資導入計画に基づく海外からの商業貸付の借入

基本的に、海外から資金調達を行う機能が中心であった。

国家開発銀行は2008年12月に政策銀行から商業銀行に転換した。主な業務は、インフラ建設、基礎産業など、国の重点分野とされている産業の設備投資、技術改造案件のための資金供給（中長期貸出が主要業務）である。

(3) 中国輸出入銀行

中国輸出入銀行は1994年4月に設置された。中国の対外貿易において重要な役割を担う銀行として位置付けられた。主な目的は、大型の機械・電気設備の輸出入のためのバイヤーズ・クレジットとサプライヤーズ・クレジットの提供、中国銀行による機械・電気製品輸出信用のための利子補給や輸出信用担保、機械電気製品やフルセット設備などの資本性物資のある優遇借款の貸付業務である。1995年から外国政府貸付転貸業務を開始したことで、外国政府の資金を利用し、国内でエネルギー、運輸、郵便・電信などの基礎インフラ事業、エネルギーや水の供給・環境保護などの公益プロジェクトや農業プロジェクトも実施することになった。登記資本金は33.8億元で、金融業務は中国人民銀行の監督と指導を受けることになった。

(4) 中国農業発展銀行

中国農業発展銀行は、1994年11月に農業政策を担う銀行として設立された。登録資本金は200億元である。設立初期は、主に国家の食料や綿、油脂の備蓄と

中国

農副産物の共同買付、農業開発などに関する政策金融、農業支援資金の代理財政支出と使用の監督を行った。1998年に国務院は中国農業発展銀行の業務調整を行い、中国農業発展銀行は買付資金の提供と管理、食料や綿、油脂の流通体制改革に関する業務を中心に行うことになっている。

【別冊】

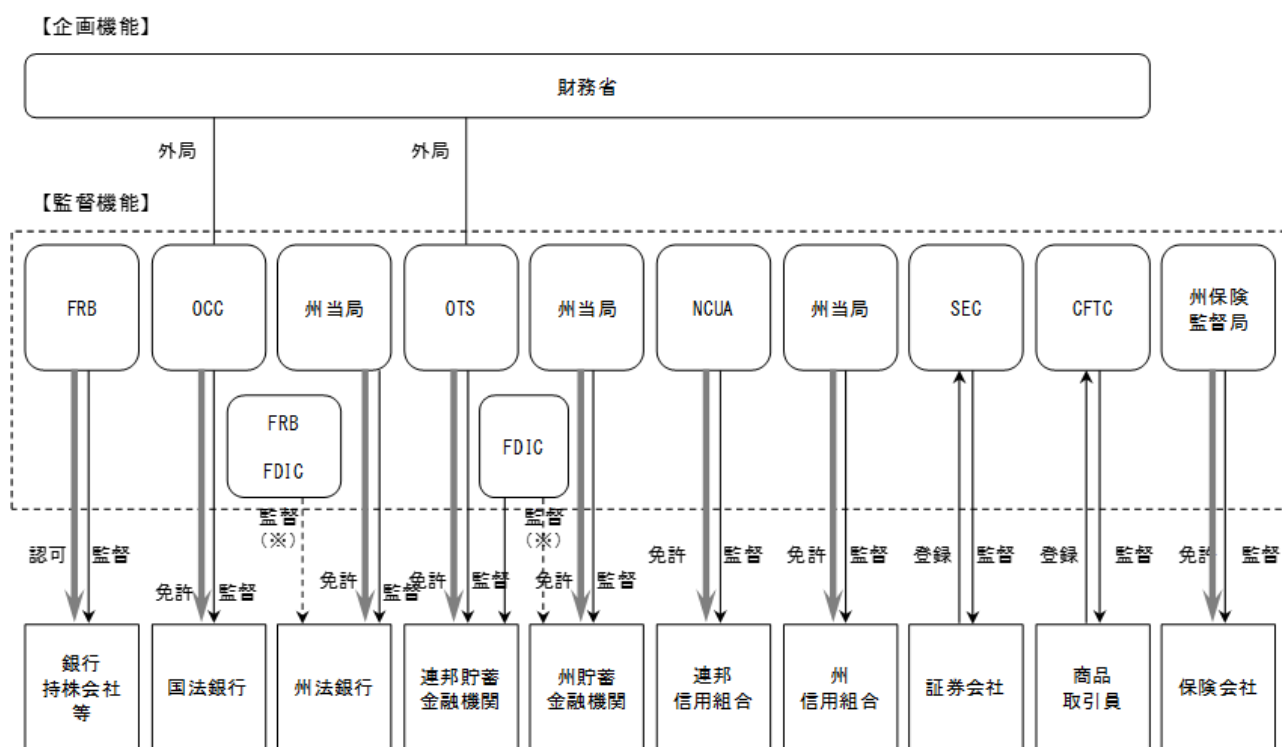
諸外国における金融制度の概要に関する調査

(Ⅲ. 資料 編)

アメリカ

1. 米国の金融監督機関の変遷

ドッド・フランク法制定（2010年）以前の金融監督体制



(※)制度加入機関に対し、監督を実施。

(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和2年3月）及び各監督機関のウェブサイトに基づき作成

2. 検査・監督機関の概要

	OCC (通貨監督庁)	FRB (連邦準備制度理事会)	FDIC (連邦預金保険公社)	NCUA (信用組合監督庁)	SEC (証券取引委員会)	FSOC (金融安定監督評議会)	CFPB (消費者金融保護局)
設立	・1863年	・1913年	・1933年	・1970年	・1934年	・2010年	・2010年
組織 形態	・財務省の外局	・連邦政府の独立機関 ・中央銀行制度である FRS(連邦準備制度) の最高意思決定機 関	・連邦政府の独立機関 (公社)	・連邦政府の独立機関	・連邦政府の独立機関	・議長又は構成員の過 半数により招集	・FRS内の独立部局
組織 の長	・通貨監督官・任期5 年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期4年 ・大統領が7人の理事 の中から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期5年 ・大統領が5名の理事 のうち、通貨監督 官、CFPB局長以外 の3名の理事の中 から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期6年 ・大統領が3名の理事 の中から任命 ・上院の承認が必要	・委員長・任期5年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長 ・財務長官が務める	・局長・任期5年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要

	OCC (通貨監督庁)	FRB (連邦準備制度理事会)	FDIC (連邦預金保険公社)	NCUA (信用組合監督庁)	SEC (証券取引委員会)	FSOC (金融安定監督評議会)	CFPB (消費者金融保護局)
監督 対象 金融 機関	<ul style="list-style-type: none"> ・国法銀行 ・連邦貯蓄金融機関 ・連邦外国銀行支店・代理店 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上重要なノンバンク金融会社 ・銀行持株会社 ・金融持株会社 ・貯蓄貸付組合持株会社 ・州法銀行(連邦準備制度加盟) ・州法外国銀行支店・代理店 ・FRB登録証券金融業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・州法銀行(連邦準備制度非加盟・連邦預金保険制度加盟) ・州法貯蓄金融機関 ・州法外国銀行支店・代理店(連邦預金保険制度加盟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦信用組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社(ブローカー、ディーラー) ・投資顧問業者 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を対象として金融商品・サービスの募集・提供に従事する者、及びその関係者 ・保険商品は対象外 ・直接の監督権限を持つ機関は以下のとおり －大規模預金取扱金融機関 －消費者向けモーゲージ関連事業者 －教育ローン事業者 －ペイデイローン事業者 －CFPBが個別に認定した事業者 －その他、CFPBの規則により規制対象に指定される市場での大規模事業者
権限	<ul style="list-style-type: none"> ・認可 ・監督 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行持株会社の認可 ・監督対象金融機関の監督 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督 ・破綻処理における管財人 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可 ・監督 ・規制制定 ・信用組合を対象とする預金保険の引受 ・信用組合の破綻処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機関の登録 ・対象機関の監督 ・市場規制 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・FRBによる監督対象となるノンバンク金融機関の指定 ・マクロ・プルーデンス監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督 ・規制制定 ・CFPB規則により、規制対象者の登録義務を設けることができる
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・3,508人 (2022会計年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・FRB:2,979人 ・連邦準備銀行 19,547人(2021年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・FDIC 5,670人 (2021年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,152人 (2021年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4,459人 (2021会計年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・27人 (2022会計年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,557人 (2021会計年度)

アメリカ（Ⅲ. 資料編）

	OCC (通貨監督庁)	FRB (連邦準備制度理事会)	FDIC (連邦預金保険公社)	NCUA (信用組合監督庁)	SEC (証券取引委員会)	FSOC (金融安定監督評議会)	CFPB (消費者金融保護局)
財源	・監督対象機関からの賦課金が主	・中央銀行としての業務による収入が主 ・大規模銀行持株会社、ノンバンク金融会社への監督に関しては、賦課金を徴収可	・金融機関からの預金保険料と投資収入が主 ・監督対象機関からの賦課金も徴収	・監督対象機関からの賦課金が主	・有価証券の取引や登録に係る手数料収入が主	・財務省金融調査局の予算から支出 ・財務省金融調査局の財源は、大規模銀行持株会社、FRBの監督を受けるノンバンク金融会社からの賦課金	・FRS の予算から支出
事務所	・本部: ワシントン DC ・地方支部局: 53	・本部: ワシントン DC ・連邦準備銀行: 12 ・支店総数: 24	・本部: ワシントン DC ・地方局・地域局: 7 ・分局: 77	・本部: バージニア州アレキサンドリア ・地方支部局: 3	・本部: ワシントン DC ・地方支部: 11	—	・本部: ワシントン DC ・地方支部: 4

3. 米国の金融規制

		銀行		証券	保険
		国法銀行	州法銀行		
法規制		合衆国法典第12編		合衆国法典第15編	各州法
			各州法		
業務規制		○免許制 連邦法により規定	○免許制 州法により規定	○免許制 連邦法により規定	○免許制 州法により規定
相互参入	単体	他業禁止規定あり		他業禁止規定なし	他業禁止規定あり（注1）
	持株・子会社方式	金融持株会社のもとで銀行、証券、保険のグループ化可能			

（凡例）二重線：法律、実線：法律+規則、点線：規則（該当無し）

（注1）生損保の兼業は、例えばニューヨーク州では原則禁止。

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する」報告書（令和2年3月）及び米国法典に基づき作成

4. 金融監督機関の本部と地方支部

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数 (人)	予算 (百万\$)	設置数 (ヶ所)	職員数 (人)	予算 (百万\$)
通貨監督庁(OCC)	ワシントン D.C.	NA	NA	60	NA	NA
連邦準備制度理事会(FRB)	ワシントン D.C.	2,979	NA	地区連銀 12 行 (24 支店)	19,547	5,030
連邦預金保険公社(FDIC)	ワシントン D.C.	1,879	NA	地方局 7 分局 77	3,792	NA
信用組合監督庁(NCUA)	アレキサンド リア	NA	NA	地方支部 3	NA	NA
証券取引委員会(SEC)	ワシントン D.C.	NA	NA	地方支部 11	NA	NA

(注) 各監督機関の職員数は下記時点のもの。

FDIC：2021 年度のフルタイム換算

FRB：中央機関は 2021 年度の実績値、地方支部局（地区連銀）は 2021 年度のフルタイム換算

(出所) OCC, “Annual Report Fiscal Year 2022”

FRB, “108th Annual Report 2021” 及び “2022 Federal Reserve Bank Budgets Addendum” 及び “2023 Federal Reserve Bank Budgets Addendum”

FDIC, “2021 Annual Report”

NCUA, “National Credit Union Administration 2021 Annual Report”

SEC, “FY 2022 Congressional Budget Justification Annual Performance Plan”

5. 米国における金融機関の状況

	機 関 数	預 金 量	
		(単位: 10 億ドル)	シェア
商業銀行	4,127	18,132	94.4%
国法銀行	720	11,791	61.4%
州法銀行	3,407	6,340	33.0%
貯蓄金融機関	579	1,081	5.6%
連邦貯蓄金融機関	253	430	2.2%
州貯蓄金融機関	326	651	3.4%
合計	4,706	19,214	100%

(注1) FDIC 加入金融機関ベース。外国銀行の支店／代理店などの一部を除き、ほぼ全ての銀行・貯蓄金融機関は FDIC に加盟している。

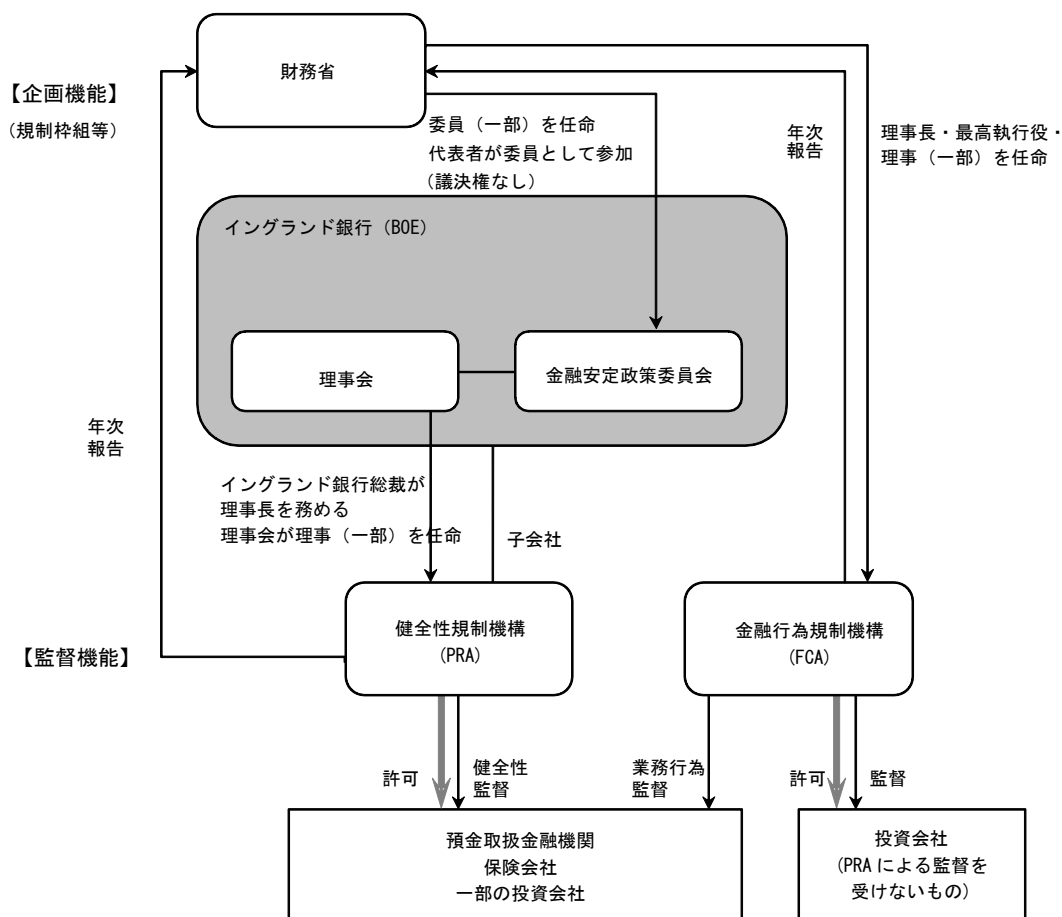
(注2) 2022 年 12 月 31 日時点

(出所) FDIC ウェブサイト, Bank Data and Statistics

イギリス

1. 英国の金融監督機関の変遷

金融サービス法成立（2012年）以降の金融監督体制



(出所) 「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和2年3月）¹
及び英国財務省資料²に基づき作成

¹ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20200918/01.pdf>

² HM Treasury, "A new approach to financial regulation: building a stronger system"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/81411/consult_newfinancial_regulation170211.pdf, p.5.

2. 検査・監督機関の概要（2022年度末現在）

	PRA(健全性規制機構)	FCA(金融行為規制機構)	FPC(金融安定政策委員会)
設立	・2013年	・2013年	・2013年
組織形態	・イングランド銀行(BOE)の一部(2013年にBOE子会社として設立、2017年3月にBOEに吸収)	・独立行政法人 ・政府機関ではない	・イングランド銀行(BOE)の委員会
組織の長	・BOE 総裁	・議長(財務省が任命)	・議長は BOE 総裁が務める
監督対象金融機関	・預金取扱金融機関 ・保険会社 ・自己勘定での投資商品取引を行う投資会社 (PRAによる指定を受けた会社)	・PRAの監督対象以外の免許業者 (PRAによる指定を受けない投資会社、投資運用業者、投資助言業者、保険仲介業者等) (PRAの監督対象については下記)	・なし
権限	・預金取扱金融機関など、PRAの監督対象機関の免許交付及び健全性監督 ・規制制定 ・PRC(健全性規制委員会)を通じて業務を行う	・投資会社、投資運用業者など、FCAの監督対象機関の免許交付及び健全性監督 ・PRAの監督対象も含め、すべての免許事業者の業務行為監督 ・市場規制 ・規制制定	・マクロ・ブルーデンス監督 ・PRA、FCAに対する指示(監督下にある金融機関への監督措置を実行するよう要求すること) ・BOE、財務省、PRA、FCAその他に対する勧告
職員数	・1,356名(2022年2月末)	・3,766名(2022年3月末)	・不明
財源	・監督対象機関からの負担金	・監督対象機関からの負担金	・BOEの予算に含まれる ・BOEの政策機能に係る支出は、金融機関からの無利子預け金の運用益が財源。
事務所	・本部:ロンドン	・本部:ロンドン ・地方支部:1	—
他の組織との関連性	・PRCの委員には、FCAの長官が含まれる。 ・BOE総裁及び副総裁はPRC及びFPCの委員を務める。 ・PRAの監督対象機関は、業務行為についてはFCAの監督を受ける。 ・通常時には、PRAとFCAはそれぞれ別個に監督行為を行う。重大性がある場合、情報等の交換を行う。	・FCA長官は、PRC及びFPCの委員を務める。 ・PRAの監督対象機関は、業務行為についてはFCAの監督を受ける。 ・通常時には、PRAとFCAはそれぞれ別個に監督行為を行う。重大性がある場合、情報等の交換を行う。	・委員には、FCAの長官が含まれる。 ・BOE総裁及び副総裁はPRC及びFPCの委員を兼務する。

3. 英国の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		金融サービス市場法		
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互 参入	単体	<ul style="list-style-type: none"> 同一機関による預金受入業務と投資商品の自己勘定取引業務の実施は不可 グループ会社での実施は可 		<ul style="list-style-type: none"> 他業禁止規定あり 生・損保兼営は実質的に禁止(注2)
	持株・ 子会社方式	金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能		

(凡例) 二重線：法律、点線：規則

(注1) 法律によって付与されている一般規則制定権限に基づき、金融監督機関（健全性規制機構及び金融行為規制機構）が規則を制定。

(注2) 生損保の兼業禁止については明文での規定はない。ただし認可権限を持つ健全性規制機構はEU指令に基づき、則として同一の事業者に対して生命保険業務と損害保険業務の両方の認可は付与しないというガイダンスを発している。

(出所) 「諸外国における金融制度の概要に関する調査」（令和2年3月）に基づき作成

4. 英国における金融機関の状況

(2023年1月末現在)

	機 関 数
銀行	315
住宅金融組合	43
信用組合	398
合計	756

※機関数には、EU加盟国で取得した認可に基づき英国内で営業している金融機関（EEA Authorized）を含む。

(出所) BOE ウェブサイト, “List of PRA-regulated Banks – March 2023”,
 “List of PRA-regulated Building Societies – March 2023”,
 “List of authorised credit unions–January 2023”

(2023年1月末現在)
 (単位量：100万ポンド)

	預 金 量
要求払預金	2,278,874
金融機関	98,701
公的部門	19,373
その他の英国居住者	1,955,102
非居住者	205,698
定期性預金	299,035
金融機関	33,096
公的部門	3,165
その他の英国居住者	146,598
非居住者	116,176
合計	2,577,909

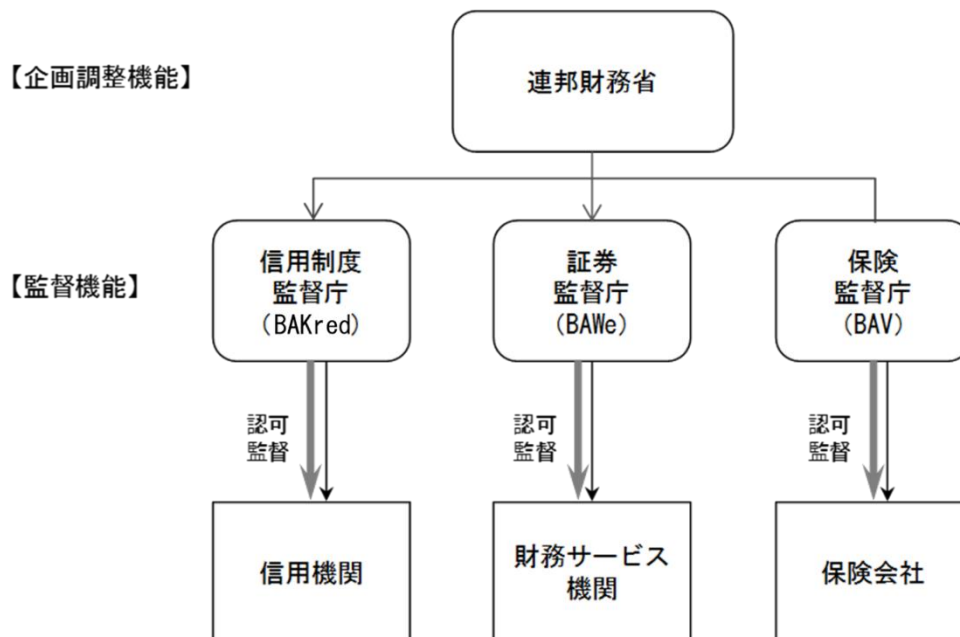
※預金量はポンド建預金ベース。なお、2010年1月以降、預金量の銀行・住宅金融組合別データは作成されなくなった。

(出所) イングランド銀行統計, Bankstats table, Monetary & Financial Statistics Tables
<https://www.bankofengland.co.uk/boeapps/database/BankStats.asp?Travel=NIXXXXXX>

ドイツ

1. ドイツの金融監督機関の変遷

2002年以前の金融監督体制



（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和2年3月）³ 及び BaFin ウェブサイト⁴に基づき作成

³ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20200918/01.pdf>

⁴ BaFin ウェブサイト

https://www.BaFin.de/DE/DieBaFin/AufgabenGeschichte/aufgabengeschichte_node.html

2. 検査・監督機関の概要

	連邦金融監督庁 (BaFin)	ドイツ連邦銀行 (Bundesbank)	金融安定化委員会
設立	・2002 年	・1957 年	・2013 年
組織形態	・法人格を持つ連邦機関	・法人格を持つ連邦機関	・連邦財務省に設置
組織の長	・総裁 ・財務大臣の承認が必要	・総裁 ・連邦政府の指名に基づき、大統領が任命	・議長 ・連邦財務省の代表のうち 1 名が務める
監督対象金融機関	・信用機関 ・金融サービス機関 ・一部の保険会社	・信用機関 ・金融サービス機関	・なし
権限	・認可 ・監督(リスク評価、監督上の措置の決定、検査実施の命令) ・市場規制 ・規制制定(連邦財務省から委任を受けたもの) ・破綻処理	・監督(定常的なモニタリング、検査の実施)	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	・2,786 名(2021 年 12 月末)	・10,383 名(2021 年 12 月末)	・独自の職員はいない
財源	・監督対象機関からの賦課金	・中央銀行業務による収入が主	・独自の予算はない
事務所	・本部:フランクフルト(証券監督を担当) ボン(銀行監督・保険監督を担当) ・地方支部:なし	・本部:フランクフルト ・地方支部:9 ・支店:30	—
他の組織との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・信用機関、金融サービス機関の監督は、BaFin とドイツ連邦銀行と共同で実施 — 定常的なモニタリングはドイツ連邦銀行が実施 — BaFin はリスク評価を行ない、監督上の措置を決定 — BaFin が検査実施を命令。ドイツ連邦銀行は、BaFin からの委任により検査を実施する場合もある。 		・BaFin、ドイツ連邦銀行の代表がそれぞれ参加

(注) ECB の概要については EU の記述を参照のこと。

(出所) 「諸外国における金融制度の概要に関する調査」(令和 2 年 3 月) に基づき作成

3. ドイツの金融規制

		銀行	証券	保険	
法規制		信用制度法		保険業監督法	
業務規制		○ 免許制 法律により規定	○ 免許制 法律により規定	○ 免許制 (BaFin) 法律により規定	○ 免許制 (州当局) 法律により規定
相互参入	単体	一定規模以上の自己勘定取引業務は別会社（金融取引機関）での実務を義務付け		他業禁止規定あり 生・損保兼業禁止規定あり	
	持株・子会社方式	金融コングロマリットとして銀行・証券・保険のグループ化可能			

（凡例）二重線：ドイツ法 点線：規則（該当無し）

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」（令和2年3月）に基づき作成

4. 金融監督機関の本部と地方支部

(2021年12月末現在)

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数 (人)	予算 (百万€)	設置数 (ヶ所)	職員数 (人)	予算 (百万€)
連邦金融 監督庁(BaFin)	ボン (銀行・保険担当)	1,920	501.8	なし	—	—
	フランクフルト (証券・資産管理担 当)	866				
ドイツ連邦銀行	フランクフルト	5,347	NA	地方支部:9	2,697	NA
		※組織全体では 10,383		支店:31	2,338	NA

(注) BaFinの予算は、2021年予算（補正予算含む）

(注) ドイツ連邦銀行の職員数は2019年12月31日時点のフルタイム換算

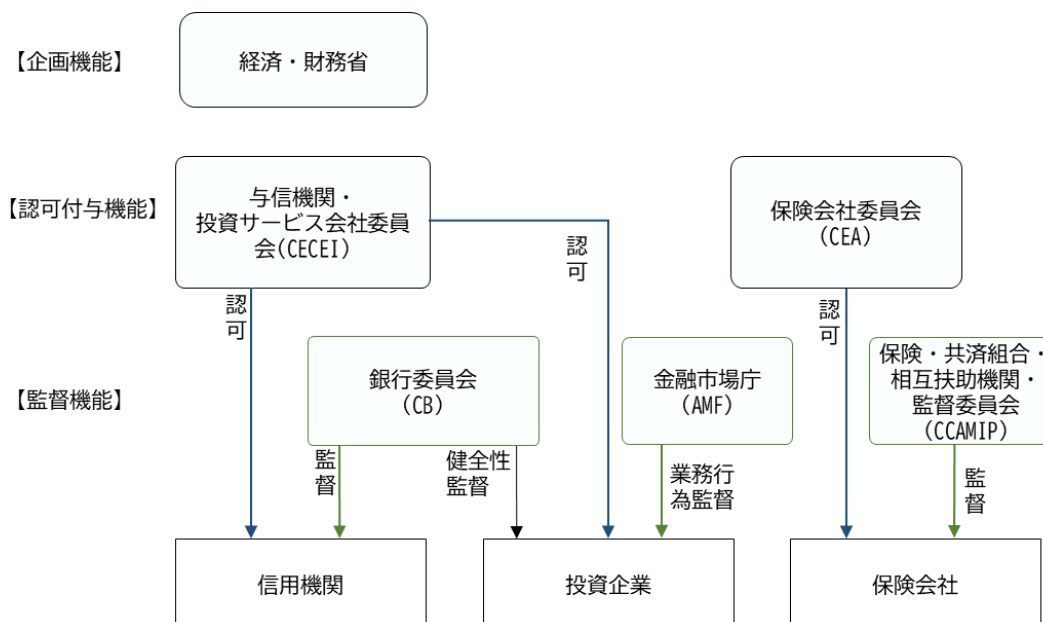
(出所) BaFin, “Annual Report 2021”

Deutsche Bundesbank, “Annual Report 2021”⁵⁵ <https://www.bundesbank.de/resource/blob/885944/4ce9fac781237b852c07fd64f862c00a/mL/2021-annual-report-data.pdf>

フランス

1. フランスの金融監督機関の変遷

プルーデンス監督庁(ACP)設置（2010年）以前の金融監督機関体制図



(出所) 諸外国における金融制度の概要（平成 29 年 3 月）

2. 検査・監督機関の概要

	ACPR（健全性監督破綻処理機構）	AMF（金融市場庁）	HCSF（金融安定化高等評議会）
設立	2013年（前身のACPは2010年に設立）	2003年	2013年（前身のCorefrisは2010年に設立）
組織形態	・ 独立行政機関	・ 独立行政機関	・ 国庫局が運営
組織の長	・ 議長 ・ フランス銀行総裁、又は同総裁が指名するフランス銀行副総裁が務める	・ 議長 ・ 政令により任命	・ 議長 ・ 経済担当大臣が務める
監督対象 金融機関	・ 信用機関 ・ 投資企業 ・ 保険会社	・ ポートフォリオ管理会社 ・ 投資助言業者	・ 金融システム全体の監督
権限	・ 認可 ・ 監督 ・ 破綻処理	・ 市場規制 ・ 金融サービス専門職の認可・監督等 （ポートフォリオ管理会社、投資助言業者等） ・ 規制制定	・ マクロ・プルーデンス監督
職員数	・ 1,062名（2021年12月31日時点）	・ 486名（2021年。2022年3月公表）	・ 独自の職員はいない
財源	・ 監督対象金融機関からの賦課金 ・ フランス銀行からの割当金	・ 理事会の決定による	・ 独自の予算を持たない
事務所	・ 本部：パリ ・ 地方支部：なし	・ 本部：パリ ・ 地方支部：なし	—
他の組織との関連性	・ AMFと業務遂行に有用な情報を連携する	・ ACPRと業務遂行に有用な情報を連携する	・ ACPR議長、AMF議長が理事として参加

3. フランスの金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		通貨金融法典		保険法典
業務規制		○ 免許制 法律により規定	○ 免許制 法律により規定	○ 免許制 法律により規定
相互 参入	単体	銀行本体での証券業務の実施が可能 ただし、投機的業務は禁止		他業禁止規定あり 生・損保兼業禁止規定あり
	持株・ 子会社方式	金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能		

（凡例）二重線：法律 点線：規則（該当無し）

EU

1. 検査・監督機関の概要

	ESRB (欧州システミック・リスク協 議会)	EBA (欧州銀行監督機構)	ESMA (欧州証券市場監督機構)	EIOPA (欧州保険企業年金監督機 構)	ECB (欧州中央銀行)
設立	・2010年	・2011年	・2011年	・2011年	・1998年
組織 形態	・EUの機関	・EUの機関 (独立した法人格)	・EUの機関 (独立した法人格)	・EUの機関 (独立した法人格)	・EUの機関 (独立した法人格)
組織 の長	・議長	・議長・任期5年 ・監督当局理事会(EBAの決定 機関。各加盟国の銀行監督 機関の長に議決権)が任命 ・欧州議会の承認が必要	・議長・任期5年 ・監督当局理事会(ESMAの決 定機関。各加盟国の証券監 督機関の長に議決権)が任 命 ・欧州議会の承認が必要	・議長・任期5年 ・監督当局理事会(EIOPAの決 定機関。各加盟国の保険監 督機関の長に議決権)が任 命 ・欧州議会の承認が必要	・総裁(任期8年)
監督 対象 金融 機関	・なし	・個別の信用機関に対する直接 の監督権限は持たない	・個別の投資サービス機関に対 する直接の監督権限は持た ない ・ただし、以下の証券市場イン フラに関し、直接の監督権限を 持つ －信用格付機関 －取引情報登録機関	・個別の保険会社に対する直接 の監督権限は持たない	・ユーロ採用国内(2023年1月 現在で20ヶ国)の信用機関 (23年1月にクロアチアがユ ーロ導入)

	ESRB (欧州システミック・リスク協 議会)	EBA (欧州銀行監督機構)	ESMA (欧州証券市場監督機構)	EIOPA (欧州保険企業年金監督機 構)	ECB (欧州中央銀行)
権限	・マクロ・プルーデンス監督	<ul style="list-style-type: none"> 信用機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、以下の権限を有する <ul style="list-style-type: none"> EU 法違反の是正要求 危機的状況において各国監督機関が行う措置への助力、関係国間の調整 各国監督機関間の紛争解決 個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるよう要求(各国監督機関による規制が不十分で、早期是正が必要な場合に限る) 規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> 直接の監督権限 <ul style="list-style-type: none"> 信用格付機関の登録 取引情報登録機関の登録、監督 投資サービス機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限(左記参照)を有する 規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限(左記参照)を有する 規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ユーロ採用国における単一監督メカニズムの中心として、 ユーロ圏内の信用機関許認可権限の一元的行使 ユーロ圏内の信用機関に対する健全性や内部統制等の規制の遵守状況の一元的監督 EBA と協調してのストレステスト実施及びその結果の公表 SSM の効果的かつ円滑な実施 参加各国の金融監督機関の活動状況の監視 重要な信用機関/金融持ち株会社に対する直接的な監督行為の実施 参加各国の金融監督機関からの情報収集 参加各国の金融監督機関の監督権限の発動を要求
職員数	・122.7 名(2021 年、FTE)	・222 名(2022 年 6 月)	・298 名(2021 年末)	・193 名(2021 年 12 月)	・4,038 名(2022 年 2 月、FTE)
財源	<ul style="list-style-type: none"> 独自の予算はない 事務局機能は欧州中央銀行が提供している 	<ul style="list-style-type: none"> 各加盟国監督機関からの拠出金、及び欧州委員会からの補助金が主 	<ul style="list-style-type: none"> 各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金が主 監督対象機関からの賦課金収入もあり 	<ul style="list-style-type: none"> 各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 主に、金融政策関連証券及び外貨準備資産の利子収入
事務所	—	<ul style="list-style-type: none"> 本部:パリ 地方支部:なし 	<ul style="list-style-type: none"> 本部:パリ 地方支部:なし 	<ul style="list-style-type: none"> 本部:フランクフルト 地方支部:なし 	<ul style="list-style-type: none"> 本部:フランクフルト 地方支部:なし(各国中央銀行と協調)
他の組織との関連性	<ul style="list-style-type: none"> EBA、ESMA、EIOPA の議長が理事総会メンバーとして参加 	<ul style="list-style-type: none"> 業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> EBA と協調して銀行監督を実施

シンガポール

1. 検査・監督機関の概要

MAS(シンガポール通貨監督庁)	
設立	・1971年
組織形態	・財務省傘下の独立政府機関として設立したが、2006年に首相府傘下に移管
組織の長	・議長(大統領が任命)
監督対象金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・預金取扱金融機関 ・証券会社 ・保険会社、保険ブローカー ・投資運用業者、投資顧問業者 ・投資助言業者 ・総合取引所 ・資金移動業者・前払式支払手段発行業者・暗号資産交換業者 等 <p>※ 貸金業者は法務省が監督を実施</p>
権限	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールの中央銀行としての権限(金融政策、通貨の発行、決済システムの監視等) ・金融サービス部門の統一的な監督と金融の安定性の監視(預金取扱金融機関など、MASの監督対象機関の免許交付等を含む) ・シンガポールの公的な外貨準備を管理
職員数	・非公表
財源	・一般準備基金(General Reserve Fund)
事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・本部:シンガポール ・駐在員事務所:ニューヨークやロンドン、北京、上海
他の組織との関連性	・シンガポールでは、MASが金融部門の一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関に対する規制及び監督を実施している。

2. シンガポールの金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		銀行法	証券先物法	保険法
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互参入	単体	銀行本体において証券業務を実施可能		生保・損保の兼業可
		銀行・証券・保険との兼営禁止規定なし		
	持株・子会社方式	銀行・証券・保険のグループ化禁止規定なし		

（凡例）二重線：法律、点線：規則（該当無し）

（出所）諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（令和2年3月）及びシンガポール法に基づき作成

3. シンガポールにおける金融機関の状況

金融機関の種類	機関数	預金量 (単位：100万シンガポールドル)
商業銀行	134	—
国内銀行	6	—
外国銀行	128	—
金融会社	3	—
投資銀行	22	—
合計	159	763,846

（注1）預金量にはアジア通貨勘定での預金は含まれない。

（注2）機関数は2023年3月時点、預金量は2020年度末時点

（出所）機関数：MAS ウェブサイト⁶

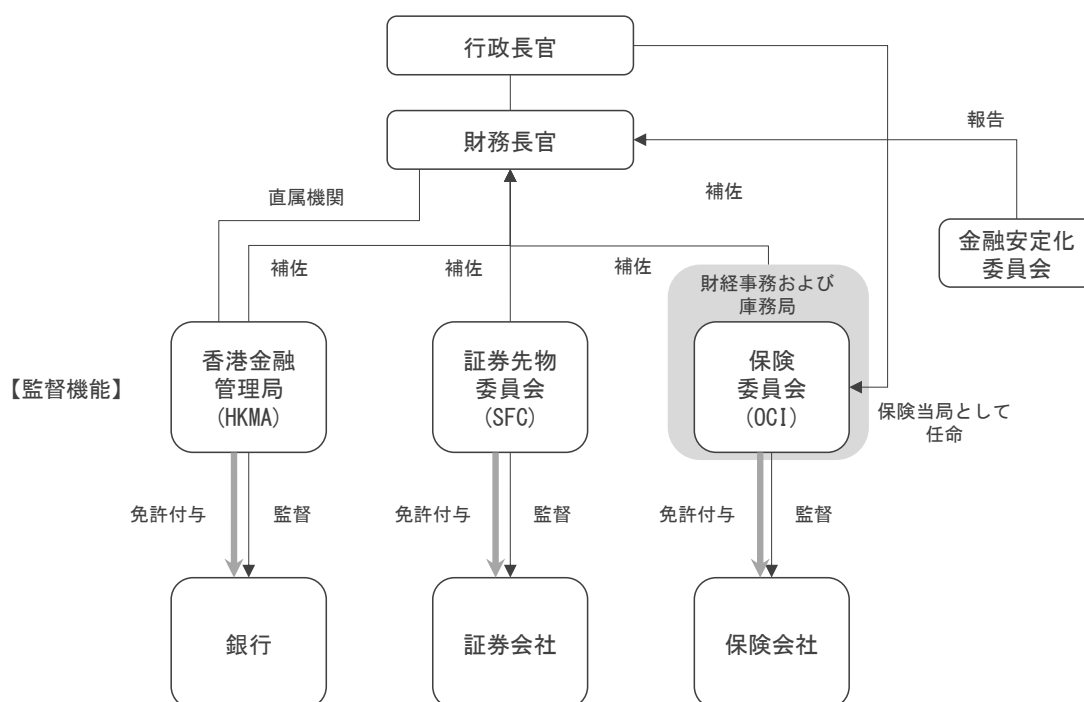
預金量：MAS Statistical Bulletin, Banks: Deposits (excluding S\$NCDs) of DBUs by Types of Non-bank Customers

⁶ <https://eservices.mas.gov.sg/fid>

香港

1. 金融監督機関の変遷

保険委員会(OCI)から保険業監督局(IA)への保険会社規制機能の引継
(2017年)以前の金融監督体制



(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書(平成29年3月)⁷及び香港特別行政区政府、香港金融管理局、証券先物委員会、保険業監督局の各ウェブサイト

⁷ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20200918/01.pdf>

2. 検査・監督機関の概要

	HKMA(香港金融管理局)	SFC(証券先物委員会)	IA(保険業監督局)
設立	・1993年	・1989年	・2015年
組織形態	・政府機関	・法定機関	・法定機関
組織の長	・総裁	・委員長	・総裁
監督対象金融機関	・公認金融機関 ・SVF	・証券会社 ・投資運用業者 ・投資助言業者 ・総合取引所 ・VASP	・保険会社 ・保険仲介業者
権限	・銀行条例に規定される公認金融機関の監督 ・認金融機関が行う業務（銀行業務及び預金業務以外のもの）について他の監督機関と協力した監督 等	・取引所、SFCによる規制を受ける活動を行う者等が実施する業務等に関する監督、監視、規制	・保険業者及び保険仲介業者による保険条例の遵守について監督
職員数	・1,005名(2022年1月1日)	・913名(2022年3月末)	・293名(2022年3月末)
財源	・監督対象機関からの賦課金	・監督対象機関からの賦課金	・監督対象機関からの賦課金
事務所	—	—	—
他の組織との関連性	・証券業務実施のための登録申請をSFCに対して行っている公認金融機関の適格性に関してSFCに助言を実施 ・HKMA及びIAは、免許付与、苦情処理、検査、調査及び懲戒処分を含む規制並びに監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施	・SFCは、証券業務を行う公認金融機関に対する処分の実施に関し、HKMAに対して勧告を行うことが可能 ・SFC、IA監督体制下で規制されている事業者に対して、共同検査を実施することが可能	・HKMA及びIAは、免許付与、苦情処理、検査、調査及び懲戒処分を含む規制並びに監督機能の遂行に関する相互の関心事項について、継続的に協議するための会議を実施 ・SFC、IA監督体制下で規制されている事業者に対して、共同検査を実施することが可能

3. 香港の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		銀行条例	証券先物条例	保険条例
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互 参入	単体	(銀行と証券の相互参入) 公認金融機関はSFCへ登録を行うことで証券業務へ参入可 (一部業務を除く)		(証券と保険の相互参入) 保険会社はSFCから証券業の免許を受け証券業務へ参入可
	持株・ 子会社方式	(銀行と保険の相互参入) 公認金融機関はIAより保険仲 介業の免許を受けることで保 険業務へ参入可		(銀行と保険の相互参入) 公認金融機関はIAより保険仲 介業の免許を受けることで保 険業務へ参入可
		銀行・証券・保険のグループ化に関する禁止規定なし		

(凡例) 二重線：法律、点線：規則

(出所) 香港特別行政区政府、香港金融管理局、証券先物委員会、保険業監督局の各ウェブサイト

中国

1. 中国の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		商業銀行法	証券法	保険法
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互 参入	単体	<ul style="list-style-type: none"> 銀行による証券業務（政府債券・政策金融債以外）は不可 保険は代理業務のみ可 	証券業と銀行業・保険業の分業経営を規定（兼営不可）	保険業と銀行業・証券業の分業経営を規定（兼営不可） 生・損保兼営は禁止
	持株・ 子会社方式	金融持株会社方式による銀行・証券・保険の相互参入は可能（禁止規定なし）		

（凡例）二重線：法律、点線：規則（該当無し）

（出所）「諸外国における金融制度の概要に関する調査」（2020年3月）に基づき作成

2. 中国の金融機関の概要

区分	金融機関の種類	機関数	総資産(億元)
銀行	国家開発機構	1	N/A
	政策銀行	2	N/A
	国有大型商業銀行	6	1,454,852
	株式商業銀行	12	649,197
	都市商業銀行	125	480,246
	農村合作銀行	23	491,630
	農村商業銀行	1600	
	村鎮銀行	1649	
	農村信用社	572	
	企業集団財務公司	254	538,402
	民営銀行	929	
	金融リース公司	71	
	信託公司	68	
	外資銀行	41	
	農村資金互助社	39	
	消費者金融	30	
証券	証券会社	133	10,880,000
	証券ファンド会社	142	
保険	保険集団及び持ち株会社	13	270,000
	保険会社(財産保険)	85	
	保険会社(生命保険)	92	
	再保険会社	14	
	保険資産管理会社	15	

注1) 銀行業：2022年6月末時点、証券：2020年末時点、保険：2021年1月末

注) 従業員数は2019年以降正式公表データがない

(出所) 銀行業：IPO研究報告(2022年版)

証券：中国CSRC年鑑(2021年版)

保険：中国金融年鑑 2020年